

保 健 福 祉 委 員 会

令和7年3月13日

【議 案】

- (1) 議案第19号 葛飾区シニア活動支援センター条例の一部を改正する条例
(地域包括ケア担当課長)
- (2) 議案第20号 葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部
を改正する条例 (子育て応援課長)
- (3) 議案第21号 葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する
条例の一部を改正する条例 (生活衛生課長)

【庶務報告】

1 議案関係

- (1) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につ
いて (生活衛生課長)

2 一般

〔健康部・子育て支援部・児童相談部共通〕

- (1) こども家庭センター機能の整備について (子ども家庭支援課長)

〔健康部・児童相談部共通〕

- (1) かつしかハッピーお届け隊事業の実施について (子ども家庭支援課長)

〔福祉部〕

- (1) 区民葬儀霊柩車運送料金及び区民葬儀の取扱い内容の改定について (福祉管理課長)
- (2) 認知症に関する意識・意向調査の実施について (高齢者支援課長)
- (3) 令和7年度国民健康保険料(案)について (国保年金課長)
- (4) 特別養護老人ホームの入所に係る運用の見直しについて (介護保険課長)

〔健康部〕

- (1) 令和7年度がん対策の拡充について (健康推進課長)
- (2) 幼児期におけるむし歯予防対策の充実について (歯科保健担当課長)
- (3) 帯状疱疹予防接種について (保健予防課長)

〔子育て支援部〕

- (1) 葛飾区子ども・若者総合計画（案）について（子ども・子育て計画担当課長）
- (2) 養育費受け取り支援事業の拡充について（子育て応援課長）
- (3) 公立保育園の民設民営化に伴う運営事業者の選定結果について（子育て施設支援課長）
- (4) 家庭的保育事業所の廃止について（子育て施設支援課長）
- (5) 私立教育・保育施設等における教育・保育の質の向上について（子育て施設支援課長）

〔児童相談部〕

- (1) 葛飾区社会的養育推進計画（案）について（児童相談課長）
- (2) 社会的養護経験者（ケアリーバー）の経済的負担に対する支援について（児童相談課長）
- (3) ショートステイ・トワイライトステイ事業の拡充について（子ども家庭支援課長）

議案第 19 号 関係資料		
福	祉	部
令和 7 年 3 月 13 日		

葛飾区シニア活動支援センター条例の一部を改正する条例

地域包括ケア担当課

1 改正理由

葛飾区シニア活動支援センターの浴室を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

葛飾区シニア活動支援センター条例（平成 3 年葛飾区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条(9)浴室を削除する。

3 新旧対照表（改正部分抜粋）

別紙のとおり

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

葛飾区シニア活動支援センター条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
(施設) 第2条 シニア活動支援センターには、次に掲げる施設を設ける。 (1) シニア IT・活動情報サロン (2) 常設展示場 (3) 相談室 (4) 研修室 (5) 活動室 (6) 教養娯楽室 (7) レクリエーション・図書コーナー (8) 大広間 <u>(9) 浴室</u>	(施設) 第2条 シニア活動支援センターには、次に掲げる施設を設ける。 (1) シニア IT・活動情報サロン (2) 常設展示場 (3) 相談室 (4) 研修室 (5) 活動室 (6) 教養娯楽室 (7) レクリエーション・図書コーナー (8) 大広間 <u>削除</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

議案第20号 関係資料
子育て支援部
令和7年3月13日

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

子育て応援課

1 改正理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の過料に関する規定を改正するもの

2 改正内容

第2条第1号中「第13条第1項（）」を「第10条の5若しくは法第13条（）」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改める。

3 新旧対照表（改正部分抜粋）

裏面のとおり

4 施行予定期日

令和7年4月1日

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（改正部分抜粋）
新旧対照表

現 行	改正案
(過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者	(過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5</u>若しくは<u>法第13条</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの規定</u>による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 付 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

議案第 2 1 号 関係資料		
健	康	部
令和 7 年 3 月 1 3 日		

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の
一部を改正する条例

生活衛生課

1 改正理由

令和 6 年 12 月 18 日付け公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正に伴い、規定の整備をするもの

2 改正概要

浴槽水の水質基準における「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

【新旧対照表(改正部分抜粋)】

現 行	改正案
○葛飾区公衆浴場の設置場所の配置 及び衛生措置等の基準に関する条例	○葛飾区公衆浴場の設置場所の配置 及び衛生措置等の基準に関する条例
平成 24 年 2 月 29 日 条例第 1 号	平成 24 年 2 月 29 日 条例第 1 号
第 1 条及び第 2 条 (略)	第 1 条及び第 2 条 (略)
(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)	(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) (略)	(6) (略)
ア及びイ (略)	ア及びイ (略)
ウ <u>大腸菌群数</u> は、1 ミリリットル中 に 1 個以下とすること。	ウ <u>大腸菌数</u> は、1 ミリリットル中 に 1 個以下とすること。
エ (略)	エ (略)
(7)～(41) (略)	(7)～(41) (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
第 4 条及び第 5 条 (略)	第 4 条及び第 5 条(略)
付 則 略	付 則 略
	<u>付 則(令和 年 月 日条例第 号)</u>
	<u>(施行期日)</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施 行する。</u>

議案関係庶務報告No. 1		
健	康	部
令和7年3月13日		

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について

生活衛生課

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、葛飾区プールに関する条例（以下「条例」という。）について規定の整備をするもの

2 改正概要

刑法の改正により、「懲役」と「禁錮」が「拘禁刑」に統一されたため、条例の規定を一部改正する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年6月1日（法の施行日と同じ）

葛飾区プールに関する条例【新旧対照表(改正部分抜粋)】

現 行	改正案
○葛飾区プールに関する条例	○葛飾区プールに関する条例
昭和50年3月26日 条例第30号	昭和50年3月26日 条例第30号
第1条～第9条（略）	第1条～第9条（略）
(罰則)	(罰則)
第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。
(1)～(2) （略）	(1)～(2) （略）
第11条～第13条(略)	第11条～第13条(略)
付 則 （略）	付 則 （略）
	<u>付 則</u> この条例は、令和7年6月1日から <u>施行する。</u>

こども家庭センター機能の整備について

青戸保健センター
金町保健センター
子 育 て 政 策 課
子ども家庭支援課

1 概要

国は、令和 4 年改正児童福祉法において、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が市区町村の努力義務とされた。

このため、本区において国の示すこども家庭センターの機能整備に向けた検討を行うことから、今後の検討の方向性等を報告するもの

2 こども家庭センターの要件

- (1) 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- (2) こども家庭センターの組織全体をマネジメントする責任者であるセンター長を配置すること。
- (3) 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を配置すること。

3 本区の現在の状況

- (1) 母子保健機能として、保健センターや子ども未来プラザなどにおいて妊娠届出時にゆりかご面接をはじめ、継続的な支援を実施している。
- (2) 児童福祉機能として、子ども総合センターにおける相談等の継続的な支援を実施している。
- (3) 青戸保健センターと子ども総合センターについては、同一の場所において緊密な連携を図り協力して相談支援を行っている。
- (4) 令和 5 年 10 月に開設した児童相談所と連携し、虐待予防や早期対応等の支援を実施している。

4 今後の検討の方向性

- (1) 本区では新たな組織をつくるのではなく、こども家庭センターとして必要な要件を満たすように機能整備を行うこととする。
- (2) 「子育て世代包括支援センター」である保健センター、子ども未来プラザ等と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」である子ども家庭支援課が

協働・連携し、継続して支援する包括的相談支援体制を令和８年度に向けて準備していく。これにあたり、東京都の「こども家庭センター体制強化事業」を活用する。

- (３) センター長をトップとした母子保健と児童福祉双方への指揮命令系統の確立や統括支援員を中心とした一体的な支援体制を整備する。

５ 予算措置（令和７年度当初予算案に計上）

- (１) 歳入 108 千円

こども家庭センター体制強化事業費補助金（都補助 10/10）

- (２) 歳出 108 千円

こども家庭センター体制強化事業

６ スケジュール

令和７年度 東京都の「こども家庭センター体制強化事業」を活用し、有識者による専門的助言、研修を受けながら人材育成及び機能整備に取り組む。

令和８年度 こども家庭センター機能の運用開始

かつしかハッピーお届け隊事業の実施について

青戸保健センター
金町保健センター
子ども家庭支援課

1 目的

子育て世帯の孤立・孤独解消、児童虐待予防や早期発見を目的に、乳児期の全世帯への見守り訪問を行い、適切なサポートや情報提供を行うことで支援の充実を図る。

2 内容

子育て支援に関する研修を受けた訪問員が毎月子育て世帯を訪問し、子育てに関する悩みや相談を傾聴するとともに、区の子育て支援制度を紹介する。さらに支援が必要な場合は適切な相談窓口や各種サービスへつなぐ。

また、訪問後には育児支援品をお渡しする。

(1) 対象

生後5か月から11か月児のいる子育て世帯
(令和7年度のみ遡及措置あり)

(2) 利用回数

毎月1回(1世帯最大7回利用可能)

(3) 訪問見込み数

年間12,600件

3 実施体制

子育て世帯への訪問、育児支援品の配布について、民間事業者へ委託する。

4 予算措置(令和7年度当初予算案に計上)

(1) 歳入 154,980千円

ファミリーアテンダント事業(都補助10/10) 154,980千円

(2) 歳出 157,087千円

育児支援品 3,300円×12,600件=41,580千円

委託料等 115,507千円

5 開始年月日

令和7年10月(予定)

6 周知方法

対象者へ申請案内書郵送

広報かつしか、区公式ホームページ、事業案内チラシ等

区民葬儀霊柩車運送料金及び区民葬儀の取扱い内容の改定について

福祉管理課

1 概要

区民葬儀は、特別区区民葬儀運営協議会（以下「運営協議会」という。）において取り決めた料金で、指定を受けた区民葬儀取扱業者が行っており、祭壇料金、霊柩車運送料金、火葬料金、遺骨収納容器（骨つぼ代）の4点の料金を定めている。

令和6年8月及び10月に開催した運営協議会において、霊柩車運送料金の改定及び2組合（東京多摩葬祭業協同組合及び八王子葬祭業協同組合）の区民葬儀実施協力団体としての運営協議会への加入について協議し、決定したため報告するもの

2 霊柩車運送料金改定の経緯及び改定内容

令和6年8月、運営協議会の葬儀取扱業者団体の委員である東礼自動車㈱から運営協議会に宛てて、区民葬儀の霊柩車運送料金の改定について協議依頼があった。この件について令和6年8月及び10月に開催した運営協議会において協議され、以下の理由から霊柩車運送料金を改定することとした。

- （1）国際的な原材料費の高騰をはじめ、輸入コストの増加に伴う車両価格・燃料油脂費等あらゆる経費が増大していること。
- （2）新型コロナウイルス感染症の流行を端緒として葬儀を簡素化する傾向が強まり、低収益な普通車の稼働が増加したことや、昨今の区民葬儀利用件数の急激な増加により、収益を上げることが困難になっていること。

【改定前】

（税込）

区 分 種 別	料 金		
	10km まで	20km まで	30km まで
宮型指定車	33,270 円	39,320 円	45,370 円
普通霊柩車	15,570 円	19,530 円	23,490 円

【改定後】

（税込）

区 分 種 別	料 金		
	10km まで	20km まで	30km まで
宮型指定車	37,400 円	44,000 円	50,600 円
普通霊柩車	19,220 円	23,840 円	28,460 円

3 施行日

令和7年4月1日

4 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページで周知するほか、戸籍住民課及び休日夜間窓口、区民事務所、福祉管理課で配布しているパンフレットで周知する。

一般庶務報告 No. 2		
福	祉	部
令和 7 年 3 月 1 3 日		

認知症に関する意識・意向調査の実施について

高齢者支援課

1 趣旨

令和 6 年 1 月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）に基づく（仮称）葛飾区認知症施策推進計画（以下「計画」という。）の策定及び認知症への理解促進に向けた条例の制定に向けて、認知症に関する意識・意向調査を実施するもの

2 認知症に関する意識・意向調査

（1）概要

認知症に関する認識や理解、社会参加の機会、施策として望むこと等について、調査を実施して計画策定等の基礎資料とする。

（2）調査対象者

- ①満 18 歳以上の区民 2,900 人
- ②認知症の方やその家族 100 人

（3）調査方法

上記①は、住民基本台帳から調査対象者を無作為抽出する。抽出した調査対象者に調査票を郵送し、調査票の返送又はインターネットによる回答を依頼する。

上記②は、高齢者総合相談センター等を通して調査を依頼する。

（4）調査項目（別紙）

- ①回答者が認知症の診断を受けている場合
 - ア 現在楽しみにしていること
 - イ 今後やってみたいと思うこと
 - ウ 今後の生活
 - エ 介護保険サービスの利用
 - オ 現在の不安
 - カ 認知症に関する相談窓口
- ②回答者が認知症の診断を受けていない場合
 - ア 認知症に関する知識と認識
 - イ 認知症の方との関わり
 - ウ 認知症への不安や生活
 - エ 認知症の症状がある方の支援

オ 地域や周囲の理解
カ 区の取組

3 今後のスケジュール

令和7年 3月	調査票の郵送等配付
令和7年 4月	調査票の回収
令和7年 5月	調査集計取りまとめ
令和7年 7月	保健福祉委員会報告（調査結果及び骨子案）
令和7年 12月	保健福祉委員会報告（素案） パブリック・コメント実施
令和8年 2月	保健福祉委員会報告（案）

認知症に関する意識・意向調査

調査ご協力をお願い

この調査は、住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の2,900人の方に
お送りし、認知症の方やそのご家族100人の方には個別にお願いしています。

調査結果は統計的処理をしますので、個人が特定されることはありません。また、調査
目的以外に使うことはありません。

回答に必要な時間は15分程度です。よろしくお願いいたします。

ご回答にあたって

1. ご回答は、宛名のご本人がご記入ください。ご本人による記入が難しい場合は、ご本人の
考えを確認し、ご家族などが代わりにご記入ください。

2. 郵送で回答される場合

この調査票にご回答の上、お名前や住所は書かずに、4月14日（月）までに
同封の封筒（切手不要）に入れて、ポストに投函してください。

3. インターネットで回答される場合

パソコン、タブレット、スマートフォンからでも回答できます。下記専用サイトの画面の指
示に従って、4月14日（月）までに送信してください。

調査専用サイト URL :

調査 ID
パスワード

調査の最初のページにおいて、
左記の調査ID・パスワードを
入力してください。

二次元コード

【お問い合わせ先】

葛飾区 高齢者支援課

電話：03-5654-8597

Email: 074000@city.katsushika.lg.jp



はッピー＆メモリン

葛飾区 認知症啓発キャラクター（葛飾区医師会）

かつしかで、いつまでも。

ともに考え ともに生きる 認知症

1. あなた自身のことについておたずねします

問1 あなたの年齢を教えてください。

歳（令和7年3月1日現在）

問2 あなたの性別を教えてください。（○は1つだけ）

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

問3 あなたの世帯は、あなたを含めて何人ですか。（○は1つだけ）

1. 1人暮らし 2. 2人 3. 3人 4. 4人以上

【問3で「2. 2人」～「4. 4人以上」を選択した方のみ】

問4 現在、あなたと同居している人を選んでください。（○はいくつでも）

1. 配偶者 4. 祖父母（配偶者の祖父母を含む）
2. 子ども 5. その他
3. 父母（配偶者の父母を含む）

問5 そのうち、あなた自身を含めた65歳以上の人数を教えてください。（○は1つだけ）

1. 0人（全員64歳以下） 2. 1人 3. 2人以上

問6 あなたは現在、仕事をしていますか。

1. している 2. していない

問7 あなたは認知症との診断を受けていますか。（○は1つだけ）

1. 受けている 2. 受けていない → 問14へ 3. わからない → 問14へ

問8から問13は、問7で「1. うけている」を選択した方のみ】

※ご本人による記入が難しい場合は、ご本人の考えを確認し、ご家族などが代わりにご記入ください。

問8 現在、あなたが楽しみにしている（続けている）ことを教えてください。
（〇はいくつでも）

1. ラジオ体操やグラウンド・ゴルフ、ウォーキングなどで体を動かす
2. いろいろな場所に出かけたり、旅行に行く
3. カラオケで歌ったり、料理を作るなど好きなことをする
4. 自分のお気に入りの場所でゆったりと過ごす
5. 家族、友人や仲間とおしゃべりする
6. 仕事やボランティア活動に行く
7. その他（ ）

問9 今後、あなたがやってみたいと思うことを教えてください。（〇はいくつでも）

1. 絵や手芸、音楽など新たな趣味を持ちたい
2. 自分の体験や希望、今後のことなど認知症について話し合える活動に参加したい
3. 地域のお祭りや町内会の活動に参加したい
4. ボランティア活動に参加したい
5. できる範囲で働きたい
6. その他（ ）

問10 あなたの今後の生活についてお考えに近いものをお選びください。（〇は1つだけ）

1. 家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活したい
2. 食事やトイレなどの身の回りのことができなくなったら介護施設に入所したい
3. その他（ ）
4. わからない

問11 介護保険サービスの利用について、あなたのお考えに近いものはどちらですか。
（〇は1つだけ）

1. 介護保険サービスはできるだけ利用したい
2. 人の世話になるのが嫌なので介護保険サービスは利用したくない
3. 自分のことは自分でできるので介護保険サービスは必要ない
4. その他（ ）

※ご本人による記入が難しい場合は、ご本人の考えを確認し、ご家族などが代わりにご記入ください。

問12 あなたの現在の不安は、次のうちどれですか。（〇はいくつでも）

1. 家族に身体的・精神的負担をかけるのではないかと
2. 周囲に迷惑をかけてしまうのではないかと
3. 買い物や料理、車の運転など、できていたことができなくなってしまうのではないかと
4. 家族や大切な思い出を忘れてしまうのではないかと
5. 誇りを持って生活できなくなるのではないかと
6. 外出先で帰り道がわからなくなるのではないかと
7. その他（ ）

問13 認知症に関する相談窓口について、知っているものをご回答ください。

1. 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

住み慣れた地域で安心して暮らすため、区内14か所に設置された身近な相談窓口です。介護のことや認知症の方の権利擁護などの相談を受けています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている	2. 知らない

2. 高齢者見守り相談窓口

区役所の高齢者支援課では、地域で見守りを必要とするひとり暮らしや認知症の方などを対象に、区職員等が自宅を訪問し、日常生活の支援につなげる高齢者見守り相談窓口を設置しています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている	2. 知らない

3. 認知症 サポート医・認知症 連携医

区内の医療機関には、認知症について高い専門性を持つ医師がいて、認知症の診断や治療に関する相談を受けています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている	2. 知らない

4. もの忘れ外来

もの忘れの自覚がある方に対して、検査を行い、治療につなげるもの忘れ外来が設けられています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている	2. 知らない

問7で認知症の診断を受けていると回答した方へのご質問はここまでです。

アンケートにご協^{きょうりょく}力いただきまして、ありがとうございました。

郵送^{ゆうそう}で回答^{かいとう}される場合は、ご記入^{き にゅう}いただきました調査票^{ちょうさひょう}を、同封^{どうふう}の返信用封筒^{へんしんようふうとう}
(切手不要^{きってふよう})に入れて、4月14日(月)までに投函^{とうかん}してください。

2. 認知症に関する知識と認識についておたずねします

問14 あなたの認知症に対するイメージは、次のうちどれですか。(〇はそれぞれ1つだけ)

	そう思う おも	まあ そう思う おも	あまりそう おも 思わない	そう おも 思わない
回答例 ⇒	1	②	3	4
1. 難しいことでも工夫していきいきと生活することができる	1	2	3	4
2. 家族や医療・介護などのサポートを利用すれば自立した生活を送ることができる	1	2	3	4
3. 身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる	1	2	3	4
4. 周りの人に迷惑をかけてしまうことがあるので、地域で生活することが難しい	1	2	3	4
5. 症状が進行すると何もできなくなってしまう	1	2	3	4

問15 認知症について、あなたが知っていることを選んでください。(〇はいくつでも)

- 認知症は誰にでも発症する可能性がある
- 認知症の原因となる病気は、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある
- 認知症は治療で症状が改善する場合がある
- 早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある
- 認知症は、不安、うつ状態、幻覚・妄想などを伴うことがある
- 記憶力の低下などはあるが、認知症ではない状態を軽度認知障害(MCI)といい、認知症の前段階としてとらえられている
- 認知症になっても家族や医療、介護などのサポートで生活の質は維持向上する
- 認知症の知識を持ち、ちょっとした工夫や気づきがあれば、認知症の方や家族を応援できる
- その他()
- 該当なし

問16 認知症に関する相談窓口について、知っているものをご回答ください。

1. 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

住み慣れた地域で安心して暮らすため、区内14 か所に設置された身近な相談窓口です。介護のことや認知症の方の権利擁護などの相談を受けています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている

2. 知らない

2. 高齢者見守り相談窓口

区役所の高齢者支援課では、地域で見守りを必要とするひとり暮らしや認知症の方などを対象に、区職員等が自宅を訪問し、日常生活の支援につなげる高齢者見守り相談窓口を設置しています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている

2. 知らない

3. 認知症サポート医・認知症連携医

区内の医療機関には、認知症について高い専門性を持つ医師がいて、認知症の診断や治療に関する相談を受けています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている

2. 知らない

4. もの忘れ外来

もの忘れの自覚がある方に対して、検査を行い、治療につなげるもの忘れ外来が設けられています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている

2. 知らない

問17 あなたは、認知症を予防するために、効果があると思うものは何ですか。
（〇はいくつでも）

1. 規則正しい生活習慣（バランスの良い食事、適度な運動）を送る

2. タバコを吸わない

3. 趣味を持つ

4. 仕事やボランティア活動をする

5. 友人や仲間をつくる

6. 閉じこもらずに外出する

7. 定期的に健康診断を受ける（もの忘れ予防健診を受ける）

8. その他（

）

9. 該当なし

問18 あなたは、認知症を予防するために、取り組んでいるものは何ですか。
(〇はいくつでも)

1. 規則正しい生活習慣(バランスの良い食事、適度な運動)を送る
2. タバコを吸わない
3. 趣味を持つ
4. 仕事やボランティア活動をする
5. 友人や仲間をつくる
6. 閉じこもらずに外出する
7. 定期的に健康診断を受ける(もの忘れ予防健診を受ける)
8. その他()
9. 該当なし

問19 若年性認知症とは65歳未満で認知症状が発症するものです。発症する年齢が平均54.4歳と若いことから、高齢期の認知症との違いを知ることが大切とされています。

1. 若年性認知症のことにあなたは知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

2. 若年性認知症の世代では仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人とのつきあいなどの問題があるといわれています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

3. 若年性認知症総合支援センター

専任の若年性認知症支援コーディネーターが、電話・面談・訪問を行いながら、ご本人のニーズや状態に応じて、ワンストップ支援により、就労継続、介護などの多岐に渡る情報を提供しています。このことについてあなたは知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

3. 認知症の方との関わりについておたずねします

問20 あなたは、今までに認知症の方と接した経験がありますか。(〇はいくつでも)

1. 家族や親戚に認知症の方がいた (いる)
2. 友人、知人や近隣に認知症の方がいた (いる)
3. サークルやボランティア活動の場に認知症の方がいた (いる)
4. 職場に認知症の方がいた (いる)
5. その他 ()
6. 経験はない

問21 認知症の方への対応に困ったことはありますか。(自由回答)

問22 あなたは、近所に認知症の方がいたら、どのように接しますか。現在のお気持ちに最も近いものをご回答ください。(〇は1つだけ)

1. 会ったら自分から声をかける、話しかける
2. 一緒に買い物に行ったり、食事をする
3. 何か困っている様子があったら声をかける
4. どのように接して良いかわからない
5. その他 ()

4. 認知症への不安や生活についておたずねします

問23 あなたは認知症になることに対して、不安がありますか。

1. ある

2. ない → 問26 へ

【問23で「1. ある」を選択した方のみ】

問24 あなたの認知症に対する不安は、次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

1. 家族に身体的・精神的負担をかけるのではないかと
2. 周囲に迷惑をかけてしまうのではないかと
3. 買い物や料理、車の運転などできていたことができなくなってしまうのではないかと
4. 家族や大切な思い出を忘れてしまうのではないかと
5. 誇りを持って生活できなくなるのではないかと
6. 外出先で帰り道がわからなくなるのではないかと
7. その他 ()

問25 あなたは、認知症になった場合、どこで生活したいですか。(〇は1つだけ)

1. 家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活したい
2. 食事やトイレなどの身の回りのことができなくなったら介護施設に入所したい
3. その他 ()
4. わからない

5. 認知症の症状がある方の支援についておたずねします

問26 あなたの家族に認知症の症状がある方はいますか。(〇は1つだけ)

1. いる

2. いない → 問35 へ

3. わからない → 問35 へ

【問27から問29は、問26で「1. いる」を選択した方のみ】

問27 認知症の症状がある方の要介護度は、次のうちどれですか。(〇は1つだけ)

1. 要支援1	4. 要介護2	7. 要介護5
2. 要支援2	5. 要介護3	8. わからない
3. 要介護1	6. 要介護4	9. 認定なし

問28 認知症の症状がある方の暮らしの状況は、次のうちどれですか。(○は1つだけ)

1. 介護している家族と同居している	3. 施設に入所している
2. 介護している家族と別居している	4. その他 ()

問29 主にどなたが認知症の症状がある方の介護を行っていますか。(○は1つだけ)

1. 自分(回答者)	3. 子ども	5. その他
2. 配偶者	4. 専門の介護スタッフ	()

【問30から問33は、問29で「1. 自分(回答者)」を選択した方のみ、それ以外の方は問35へ】

問30 認知症の症状がある方の介護で、困っていることは何ですか。(○はいくつでも)

1. 一人で出歩くなど、目が行き届かない	5. 家族の理解・協力が得られない
2. 本人が病院の診察を受けない	6. 介護で疲れてしまう
3. 本人が介護保険サービスを受けない	7. その他 ()
4. 介護の方法がわからない	8. 特にない

問31 認知症の症状がある方の介護について、ご回答ください。

1. あなたが感じる負担はどのくらいですか。(○はそれぞれ1つだけ)

負担感	非常に大きい	やや大きい	あまりない	ない
回答例 ⇒	1	②	3	4
1. 食事の介助	1	2	3	4
2. 移動の介助	1	2	3	4
3. トイレの介助	1	2	3	4
4. 入浴の介助	1	2	3	4
5. 伝えたいことを理解すること	1	2	3	4
6. 不安やうつ症状への対応	1	2	3	4
7. 幻覚や妄想への対応	1	2	3	4
8. 歩き回る、道に迷う	1	2	3	4

2. その他、介護で感じる負担があればご記入ください。（自由回答）

問32 今まで介護保険サービスを利用したことがありますか。（○は1つだけ）

1. 利用した 2. 利用したことがない → 問34 へ 3. わからない → 問35 へ

【問33 は、問32 で「1. 利用した」を選択した方のみ】

問33 以下の介護保険サービスについて、利用状況を回答ください。
（○はそれぞれ1つだけ）

介護保険サービス名／利用状況	利用したことがある	利用したことがない	わからない
回答例 ⇒	①	2	3
1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）	1	2	3
2. 訪問入浴介護	1	2	3
3. 訪問看護	1	2	3
4. 訪問リハビリテーション	1	2	3
5. 通所介護（デイサービス）	1	2	3
6. 通所リハビリテーション（デイケア）	1	2	3
7. 夜間対応型訪問介護	1	2	3
8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	2	3
9. 小規模多機能型居宅介護	1	2	3
10. 看護小規模多機能型居宅介護	1	2	3
11. 短期入所（ショートステイ）	1	2	3

【問34 は、問32 で「2. 利用したことがない」を選択した方のみ

問34 介護保険サービスを利用していない理由を教えてください。（〇はいくつでも）

1. 現状ではサービスを利用するほどではない
2. 本人にサービス利用の希望がない
3. 家族が介護をするため必要ない
4. 以前、利用していたサービスに不満があった
5. その他（ ）

6. 地域や周囲の理解についておたずねします

問35 あなたや家族、身近な人が認知症になった場合、そのことを周囲に伝えてもよいと思いますか。（〇は1つだけ）

1. そう思う	3. あまりそう思わない
2. ややそう思う	4. そう思わない

問36 認知症の方の意思の尊重についてあなたの考え方にもっとも近いものをお答えください。（〇はそれぞれ1つだけ）

	本人の意思を尊重する	本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する	家族や専門家が代わって判断する
回答例 ⇒	①	2	3
1. 介護保険サービスに関する事	1	2	3
2. 医療に関する事	1	2	3
3. 財産に関する事	1	2	3
4. 生活に関する事	1	2	3

問37 あなたは、認知症の方が地域社会のなかで、人格を持った一人の人間として尊重されていると思いますか。（〇は1つだけ）

1. そう思う	3. あまりそう思わない
2. ややそう思う	4. そう思わない

問38 その理由をご記入ください。

7. 区^くの取組^{とりくみ}についておたずねします

問39 葛飾区^{かつしかく}が取組^{とりく}む以下の認知症^{いにちしょうしさく}施策^{かんれん}（関連^{ふく}するものを含む）について、ご回答^{かいとう}ください。（〇はそれぞれ1つだけ）

1. オレンジカフェ

認知症^{いにちしょう}の方^{かた}やその家族^{かぞく}、地域^{ちいき}の方^{かた}、専門^{せんもん}スタッフなどが集^{つど}い、会話^{かいわ}を楽し^{たの}む場所^{ばしょ}です。もの忘れ^{わす}や認知症^{いにちしょう}に関する相談^{そうだん}ができます。

1. 利用^{りよう}したことがある 2. 知^しっているが、利用^{りよう}していない 3. 知^しらない

2. 家族会^{かぞくかい}

認知症^{いにちしょう}の方^{かた}を介護^{かいご}する家族^{かぞく}やすでに介護^{かいご}を終^おえた方々^{かたがた}が集^{あつ}まり、悩み^{なや}や情報^{じょうほう}を共有^{きょうゆう}し、支^{ささ}え合う場^ばです。

1. 利用^{りよう}したことがある 2. 知^しっているが、利用^{りよう}していない 3. 知^しらない

3. もの忘れ^{わす}予防健診^{よぼうけんしん}

区内^{くない}の医療機関^{いりょうきかん}において、医師^{いし}による問診^{もんしん}と簡単^{かんたん}な検査^{けんさ}を行^{おこな}い、認知症^{いにちしょう}の疑^{うたが}いを早期^{そうき}に発見^{はっけん}し、医療機関^{いりょうきかん}の診断^{しんだん}につなげます。

1. 利用^{りよう}したことがある 2. 知^しっているが、利用^{りよう}していない 3. 知^しらない

4. もの忘れ^{わす}訪問サポ^{ほうもん}ート

認知症^{いにちしょう}は早期^{そうき}発見^{はっけん}・早期^{そうき}支援^{しえん}が大切^{だいせつ}です。看護^{かんご}師^しなどの専門^{せんもん}職^{しよく}が、認知症^{いにちしょう}が疑^{うたが}われる方等^{かたとう}のご家庭^{かてい}を訪問^{ほうもん}して病院^{びょういん}受診^{じゆしん}や介護保険^{かいごほけん}サービス利用^{りよう}、家族支援^{かぞくしえん}などの初期^{しよき}支援^{しえん}を行^{おこな}います。

1. 利用^{りよう}したことがある 2. 知^しっているが、利用^{りよう}していない 3. 知^しらない

5. 家族介護^{かぞくかいご}者^{しや}ほっとあんしんダイヤル

「介護保険^{かいごほけん}ってなに?」「どこに相談^{そうだん}すればいいの?」「家族^{かぞく}の介護^{かいご}に疲^{つか}れた」など、介護^{かいご}に關する悩み^{なや}や困^{こま}り事^{こと}など、家族^{かぞく}を介護^{かいご}している方^{かた}からの相談^{さうだん}に、福祉^{ふくし}や医療^{いりょう}などの資格^{しかく}を有^{ゆう}する職員^{しよくいん}が電話^{でんわ}で応^{おう}じます。

1. 利用^{りよう}したことがある 2. 知^しっているが、利用^{りよう}していない 3. 知^しらない

6. おうちで学ぶ快適介護

在宅で介護しているご家族が、日頃困難に感じている介護方法について、ホームヘルパー等
がご自宅を訪問して、実演を交えながら介護のコツをわかりやすく指導し、介護に関する知識
や技術のアドバイスをします。

1. 利用したことがある 2. 知っているが、利用していない 3. 知らない

7. 家族等介護支援事業

ご家族が休息できるよう、介護施設で、「通い」または「泊り」にて一時的にお世話します。

1. 利用したことがある 2. 知っているが、利用していない 3. 知らない

問40 葛飾区の取組について、あなたが知っているものはありますか。
(○はそれぞれ1つだけ)

知っている／利用しているもの	利用したことがある	知っているが、 利用していない	知らない
回答例 ⇒	1	②	3
1. 認知症 サポーター養成講座	1	2	3
2. 認知症 サポータースキルアップ講座	1	2	3
3. 物の忘れ相談会	1	2	3
4. おでかけあんしんシール	1	2	3
5. おでかけあんしん保険 (損害賠償責任保険)	1	2	3
6. 位置探索サービス助成事業	1	2	3
7. 介護予防(認知症予防)教室 脳力トレーニング	1	2	3
8. 介護予防(認知症予防)教室 回想法	1	2	3
9. 介護予防(認知症予防)教室 ふれあい銭湯	1	2	3
10. その他 ()	1	2	

問41 あなたは、認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないものは、次のうちどれですか。（〇はいくつでも）

1. 認知症の方を介護している人のための介護教室
2. 認知症に関する正しい知識を持った支援者の養成
3. 認知症に関する正しい知識を普及するための啓発活動
4. 若年性認知症の方への相談支援
5. 近隣住民などによる見守り
6. 行方不明の認知症の方を早期発見するための取組
7. 判断能力が不十分な方を法的に保護する成年後見制度の利用
8. 認知症に関する相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み（例：介護相談）
9. 認知症の方を介護する家族の交流などができる場（例：家族会）
10. 電球交換や草むしりなど、簡単な家事を支えるサービス
11. 認知症の方が社会参加できる場（例：サロン・カフェ、ボランティア活動など）
12. 地域からの孤立防止や安否確認のための定期的な訪問
13. 認知症専門医の紹介
14. 認知症グループホームなどの施設整備
15. その他（ ）
16. 特にない
17. わからない

問42 認知症についてのご意見・ご要望を自由にご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

郵送で回答される場合は、ご記入いただきました調査票を、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、4月14日（月）までに投函してください。

令和 7 年度国民健康保険料（案）について

国保年金課

1 概要

特別区の国民健康保険料については、平成 30 年度の国保制度改革の際に、「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する」こととし、毎年度、各区の保険料賦課の基礎となる基準保険料率等を特別区長会で決定している。

今般、令和 7 年度の特別区長会の基準保険料率等に基づき、葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を令和 7 年 3 月 3 日に開催した葛飾区国民健康保険運営協議会に諮問したところ、「原案を適当と認める」との答申をいただいた。本資料は、当該運営協議会にお諮りした内容をご報告するものである。

2 特別区長会での確認事項

(1) 特別区独自の激変緩和措置

平成 30 年度の国保制度改革による納付金制度の導入に伴う保険料負担増を回避するために、特別区では国の激変緩和措置期間（6 年間）にあわせ、納付金全額ではなく、94%を賦課総額に組み入れ、原則 1%ずつ引き上げていく「独自激変緩和措置」を実施してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大や保険料増等により、計画通り進めることができず、令和 3 年度及び令和 5 年度の激変緩和割合を据え置き、保険料の負担抑制を行った。このため、激変緩和措置期間を当初計画から遅れた 2 年間延長することとし、当初の激変緩和割合 97.3%を毎年度 1%ずつ（初年度 0.7%）引き上げ、令和 8 年度で納付金の 100%を賦課総額とする。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
激変緩和割合	97.3%	98%	99%	100%

(2) 収納率の割戻しについて

保険料負担増を回避するため、保険料の未納発生を考慮した収納率の割戻しは行わない。特別区の収納率は低く、収納率を割り戻した場合、大幅な保険料負担増につながるためである。

なお、実際の収納率は 100%ではないため、発生した未納分は、一般

財源からの法定外繰入で補填することとなる。

●令和 6 年度保険料算定時の標準的な収納率（基礎分）

特別区：89.93% 都内区市町村：95.27%

〔葛飾区の財政負担（一般財源）の概算〕

	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
激変緩和措置	1.3 億円	2.9 億円	△1.6 億円
単年度負担抑制	0 円	4.4 億円	△4.4 億円
合 計	1.3 億円	7.3 億円	△6 億円

(3) 令和 7 年度の基準保険料率（23 区）

ア 基礎分（医療分）

	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
所得割率	7.71%	8.69%	0.98 ポイント減
均等割額	47,300 円	49,100 円	△1,800 円
賦課限度額	66 万円	65 万円	1 万円

イ 後期高齢者支援金分

	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
所得割率	2.69%	2.80%	0.11 ポイント減
均等割額	16,800 円	16,500 円	300 円
賦課限度額	26 万円	24 万円	2 万円

ウ 介護納付金分

	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
所得割率	2.25%	2.36%	0.11 ポイント減
均等割額	16,600 円	16,500 円	100 円
賦課限度額	17 万円	17 万円	—

(4) 基準保険料算定の根拠数値（東京都）

	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減	伸び率
被保険者数	245 万 4 千人	247 万 6 千人	△ 2 万 2 千人	△0.9%
給付費総額	7,796 億円	8,096 億円	△300 億円	△3.7%
1 人当たり給付費	317,639 円	326,924 円	△9,285 円	△2.8%
納付金総額	4,341 億円	4,621 億円	△280 億円	△6.1%
1 人当たり納付金額	203,341 円	213,354 円	△10,013 円	△4.7%

3 葛飾区国民健康保険料率等

葛飾区国民健康保険の保険料率については、これまで同様、基礎分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分については特別区長会基準保険料率とする。

(1) 基礎分（医療分）

	令和 7 年度	令和 6 年度	増減・率
所得割率	7.71%	8.69%	0.98 ポイント減
均等割額	47,300 円	49,100 円	△1,800 円 △3.67%
賦課限度額	66 万円	65 万円	1 万円
1 人当たり保険料	98,202 円	103,775 円	△5,573 円 △5.37%

(2) 後期高齢者支援金分

	令和 7 年度	令和 6 年度	増減・率
所得割率	2.69%	2.80%	0.11 ポイント減
均等割額	16,800 円	16,500 円	300 円 1.82%
賦課限度額	26 万円	24 万円	2 万円
1 人当たり保険料	34,925 円	34,526 円	399 円 1.16%

(3) 介護納付金分

	令和7年度	令和6年度	増減・率
所得割率	2.25%	2.36%	0.11ポイント減
均等割額	16,600円	16,500円	100円 0.61%
賦課限度額	17万円	17万円	—
1人当たり保険料	35,053円	35,052円	1円 0.00%

(4) 基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計

	令和7年度	令和6年度	増減・率
所得割率	12.65%	13.85%	1.2ポイント減
均等割額	80,700円	82,100円	△1,400円 △1.71%
賦課限度額	109万円	106万円	3万円
1人当たり保険料	168,180円	173,353円	△5,173円 △2.98%

4 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

(1) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12、第15条の16及び第16条の4）

所得割率、均等割額、賦課割合及び賦課限度額を改める。

ア 基礎分（医療分）

（ ：改正予定部分）

	令和6年度		令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 8.69%		旧ただし書き所得の 7.71%
均等割額	49,100円		47,300円
賦課割合	所得割53：均等割47		所得割52：均等割48
賦課限度額	65万円		66万円



イ 後期高齢者支援金分

	令和 6 年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.80%
均等割額	16,500 円
賦課割合	所得割 52 : 均等割 48
賦課限度額	24 万円

(: 改正予定部分)

	令和 7 年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.69%
均等割額	16,800 円
賦課割合	所得割 52 : 均等割 48
賦課限度額	26 万円

ウ 介護納付金分

	令和 6 年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.36%
均等割額	16,500 円
賦課割合	所得割 53 : 均等割 47
賦課限度額	17 万円

(: 改正予定部分)

	令和 7 年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.25%
均等割額	16,600 円
賦課割合	所得割 53 : 均等割 47
賦課限度額	17 万円

(2) 低所得者の保険料の軽減判定基準の改定（第 19 条の 2）

保険料均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の判定基準を改める。

(: 改正予定部分)

令和 6 年度		令和 7 年度	
軽減割合	総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯	軽減割合	総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯
7 割	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 以下	7 割	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 以下
5 割	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + (29 万 5 千円 × 被保険者数) 以下	5 割	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + (30 万 5 千円 × 被保険者数) 以下
2 割	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + (54 万 5 千円 × 被保険者数) 以下	2 割	43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + (56 万円 × 被保険者数) 以下

(3) 低所得者の保険料の減額の改定（第19条の2）

均等割額の改定に伴い、減額（7割・5割・2割）する額を改める。

ア 基礎分（医療分）（ ：改正予定部分）

		令和6年度		令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		49,100 円		47,300 円
7 割減額	減額する額	34,370 円		33,110 円
	減額後の均等割額	14,730 円		14,190 円
5 割減額	減額する額	24,550 円		23,650 円
	減額後の均等割額	24,550 円		23,650 円
2 割減額	減額する額	9,820 円		9,460 円
	減額後の均等割額	39,280 円		37,840 円

イ 後期高齢者支援金分（ ：改正予定部分）

		令和6年度		令和7年度
後期高齢者支援金分均等割額		16,500 円		16,800 円
7 割減額	減額する額	11,550 円		11,760 円
	減額後の均等割額	4,950 円		5,040 円
5 割減額	減額する額	8,250 円		8,400 円
	減額後の均等割額	8,250 円		8,400 円
2 割減額	減額する額	3,300 円		3,360 円
	減額後の均等割額	13,200 円		13,440 円

ウ 介護納付金分

(: 改正予定部分)

		令和 6 年度		令和 7 年度
介護納付金分均等割額		16,500 円		16,600 円
7 割減額	減額する額	11,550 円		11,620 円
	減額後の均等割額	4,950 円	➡	4,980 円
5 割減額	減額する額	8,250 円		8,300 円
	減額後の均等割額	8,250 円		8,300 円
2 割減額	減額する額	3,300 円		3,320 円
	減額後の均等割額	13,200 円		13,280 円

(4) 未就学児の被保険者均等割額の減額の改定（第 19 条の 4）

均等割額の改定に伴い、5 割減額する額を改める。

ア 基礎分（医療分）

(: 改正予定部分)

		令和 6 年度		令和 7 年度
基礎分（医療分）均等割額		49,100 円		47,300 円
7 割減額 世 帯	7 割減額後の均等割額	14,730 円		14,190 円
	減額する額	7,365 円		7,095 円
	減額後の均等割額	7,365 円		7,095 円
5 割減額 世 帯	5 割減額後の均等割額	24,550 円		23,650 円
	減額する額	12,275 円	➡	11,825 円
	減額後の均等割額	12,275 円		11,825 円
2 割減額 世 帯	2 割減額後の均等割額	39,280 円		37,840 円
	減額する額	19,640 円		18,920 円
	減額後の均等割額	19,640 円		18,920 円
上記以外 の世帯	均等割額	49,100 円		47,300 円
	減額する額	24,550 円		23,650 円
	減額後の均等割額	24,550 円		23,650 円

イ 後期高齢者支援金分

(: 改正予定部分)

		令和 6 年度	令和 7 年度
後期高齢者支援金分均等割額		16,500 円	16,800 円
7 割減額 世 帯	7 割減額後の均等割額	4,950 円	5,040 円
	減額する額	2,475 円	2,520 円
	減額後の均等割額	2,475 円	2,520 円
5 割減額 世 帯	5 割減額後の均等割額	8,250 円	8,400 円
	減額する額	4,125 円	4,200 円
	減額後の均等割額	4,125 円	4,200 円
2 割減額 世 帯	2 割減額後の均等割額	13,200 円	13,440 円
	減額する額	6,600 円	6,720 円
	減額後の均等割額	6,600 円	6,720 円
上記以外 の世帯	均等割額	16,500 円	16,800 円
	減額する額	8,250 円	8,400 円
	減額後の均等割額	8,250 円	8,400 円

(5) その他の改正に伴う規定の整備（第 6 条）

国民健康保険法の改正に伴う規定の整備を行う。

(6) 施行予定期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

5 今後の予定

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）は、令和 7 年第 1 回定例会の本会議が開催される予定の 3 月 27 日に議会に提案する。

【参考資料 1】 1 人当たり保険料等の推移

年 度		7 年度（案）		6 年度		5 年度		4 年度		3 年度	
23区統一 保険料率等	所得割料率	12.65%		13.85%		—		—		—	
	前年度比	—		—		—		—		—	
	均等割額	80,700円		82,100円		76,300円		71,900円		69,000円	
	前年度比	△ 1,400円	△ 1.71%	5,800円	7.60%	4,400円	6.12%	2,900円	4.20%	600円	0.88%
1人当たり 保険料	23区総体	192,238円		196,019円		182,171円		171,380円		165,868円	
	前年度比	△ 3,781円	△ 1.93%	13,848円	7.60%	10,791円	6.30%	5,512円	3.32%	3,716円	2.29%
	葛飾区	168,180円		173,353円		157,526円		151,470円		142,510円	
	前年度比	△ 5,173円	△ 2.98%	15,827円	10.05%	6,056円	4.00%	8,960円	6.29%	△ 4,280円	△ 2.92%

【参考資料2】

令和7年度収入別・世帯構成別保険料試算（23区）

（1）年金受給者（65歳以上）世帯　〔基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分による試算〕

世帯 年 度	1人世帯				2人世帯			
	年収100万円	※年収153万円	年収200万円	年収300万円	年収100万円	※年収153万円	年収200万円	年収300万円
令和6年度 ①	19,680円	19,680円	106,483円	234,503円	39,360円	39,360円	119,603円	300,103円
令和7年度 ②	19,230円	19,230円	100,160円	216,980円	38,460円	38,460円	112,980円	281,080円
増減額 ②－①	△ 450円	△ 450円	△ 6,323円	△ 17,523円	△ 900円	△ 900円	△ 6,623円	△ 19,023円
対前年度比 ②／①	0.977	0.977	0.941	0.925	0.977	0.977	0.945	0.937

均等割軽減割合

7割

7割

2割

7割

7割

5割

【試算に係る諸設定】

保険料率等 （旧たし書方式）	令和7年度基準保険料率			令和6年度基準保険料率		
	58：42			58：42		
	基礎分	支援金分	介護分	基礎分	支援金分	介護分
所得割率	7.71%	2.69%	2.25%	8.69%	2.80%	2.36%
均等割額	47,300円	16,800円	16,600円	49,100円	16,500円	16,500円
1人当たり保険料額	112,646円	40,027円	39,565円	117,124円	39,396円	39,499円
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円	650,000円	240,000円	170,000円

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

（2）給与所得者（65歳未満）世帯　〔基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護納付金分による試算〕

世帯 年 度	1人世帯					2人世帯					3人世帯				
	※年収98万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収400万円	※年収98万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収400万円	※年収98万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収400万円
令和6年度 ①	24,630円	43,820円	205,365円	302,315円	404,805円	49,260円	84,870円	254,625円	384,415円	486,905円	59,100円	101,270円	280,865円	377,815円	519,705円
令和7年度 ②	24,210円	42,880円	193,285円	281,835円	375,445円	48,420円	83,230円	241,705円	362,535円	456,145円	58,035円	99,255円	209,310円	355,895円	488,195円
増減額 ②－①	△ 420円	△ 940円	△ 12,080円	△ 20,480円	△ 29,360円	△ 840円	△ 1,640円	△ 12,920円	△ 21,880円	△ 30,760円	△ 1,065円	△ 2,015円	△ 71,555円	△ 21,920円	△ 31,510円
対前年度比 ②／①	0.983	0.979	0.941	0.932	0.927	0.983	0.981	0.949	0.943	0.937	0.982	0.980	0.745	0.942	0.939

均等割軽減割合

7割

5割

7割

5割

2割

7割

5割

2割

2割

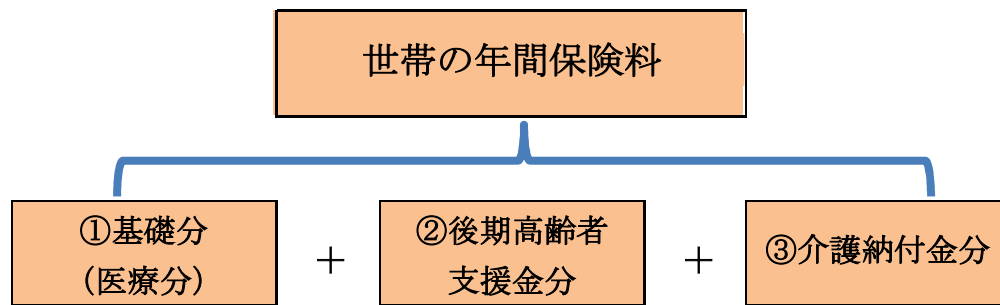
【参考資料 3】

保険料の算定方法

年間の保険料額は、基礎分（医療分）と後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計額となる。

所得割額は、旧ただし書き所得（※）がある場合に算定する。

均等割額は、国保に加入している方全員に算定する。なお、一定の所得以下の世帯は7割、5割、2割の減額を行う。さらに、世帯に属する未就学児については、均等割額（一定の所得以下の世帯に属する場合は、減額後の均等割額）の5割減額を行う。



① 基礎分（医療分）（賦課限度額 66 万円）

【所得割額】 加入者全員の「旧ただし書き所得」の合計	× 7.71%	+	【均等割額】 47,300円 × 加入者数

② 後期高齢者支援金分（賦課限度額 26 万円）

【所得割額】 加入者全員の「旧ただし書き所得」の合計	× 2.69%	+	【均等割額】 16,800円 × 加入者数

③ 介護納付金分（賦課限度額 17 万円）

介護保険第2号被保険者（40歳～64歳の加入者）

【所得割額】 該当者全員の「旧ただし書き所得」の合計	× 2.25%	+	【均等割額】 16,600円 × 該当者数

※ 旧ただし書き所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額 43 万円を差し引いた額をいう（雑損失の繰越控除額は控除しない）。

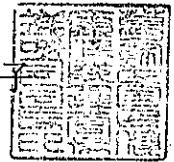
(写)

令和 7 年 3 月 3 日

葛飾区長 青 木 克 徳 殿

葛飾区国民健康保険運営協議会

会 長 村 澤 詩 子



葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について（答申）

令和 7 年 3 月 3 日付け 6 葛福国第 9 4 6 号で諮問のあったこのこと
について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

原案を適当と認める。

今後も、国民健康保険事業を安定的に運営するため、持続可能な制度
となるよう現実的な保険料の設定をしていただくとともに、以下の事項
を協議会として要望する。

- (1) ジェネリック医薬品の利用促進、特定健康診査・特定保健指導の
受診率の向上、残薬調整支援事業の強化等により、医療費の適正化
に積極的に取り組むこと
- (2) 保険料の収納率の向上や滞納整理の強化により、保険料の未納を
防止すること

特別養護老人ホームの入所に係る運用の見直しについて

介護保険課

1 概要

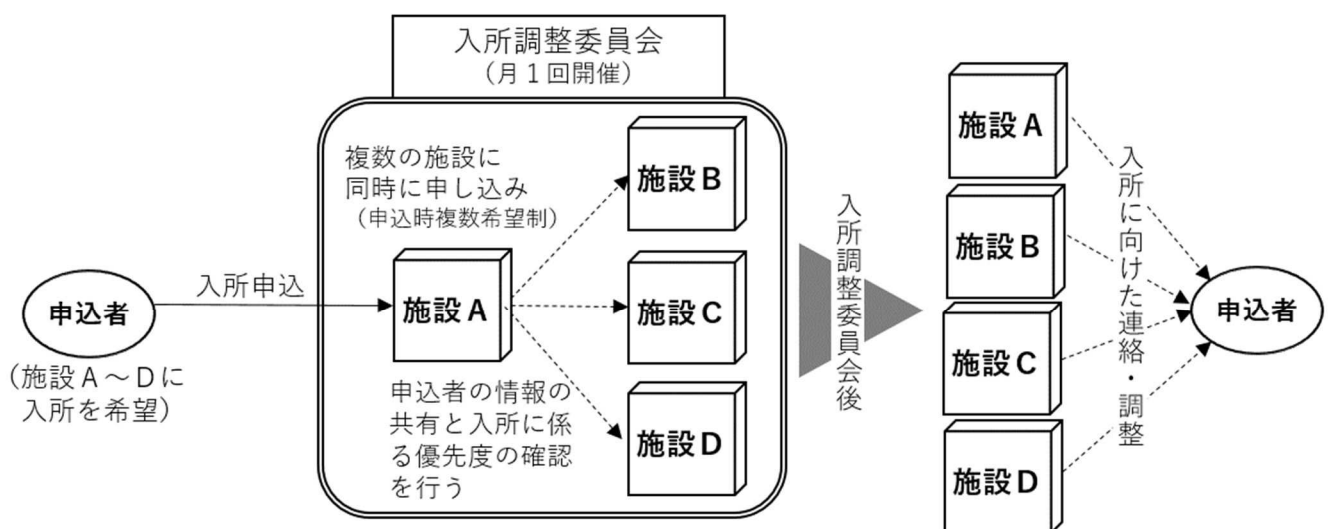
特別養護老人ホーム（以下、「施設」という。）の入所申込に係る仕組みに様々な課題が生じてきていることから、区内各特別養護老人ホーム代表者、介護支援専門員及び地域包括支援センター職員を構成員とする特別養護老人ホームの入所に係る運用に関する検討会議（以下、「検討会議」という。）を開催し、見直しについて検討を行った。

この度、検討結果（別紙参照）がまとまったため、次のとおり見直しを行うことを報告するもの

2 現行の入所申込に係る仕組み（概要）

- （１）一施設への申込みにより、希望する複数の施設（最大 22 施設）に同時に申し込むことができる（以下、「申込時複数希望制」という。）。
 - （２）申込みを受けた施設は、入所調整委員会（月 1 回開催）において、他の申込みのあった施設と申込者の情報を共有する。その後、各施設は申込者に入所に向けた連絡・調整を行う。
 - （３）申込みの有効期限は 2 年間（申込月から 2 年後の月末まで）

【参考】現行の入所申込に係る仕組みの図



※申込みの有効期限は 2 年間

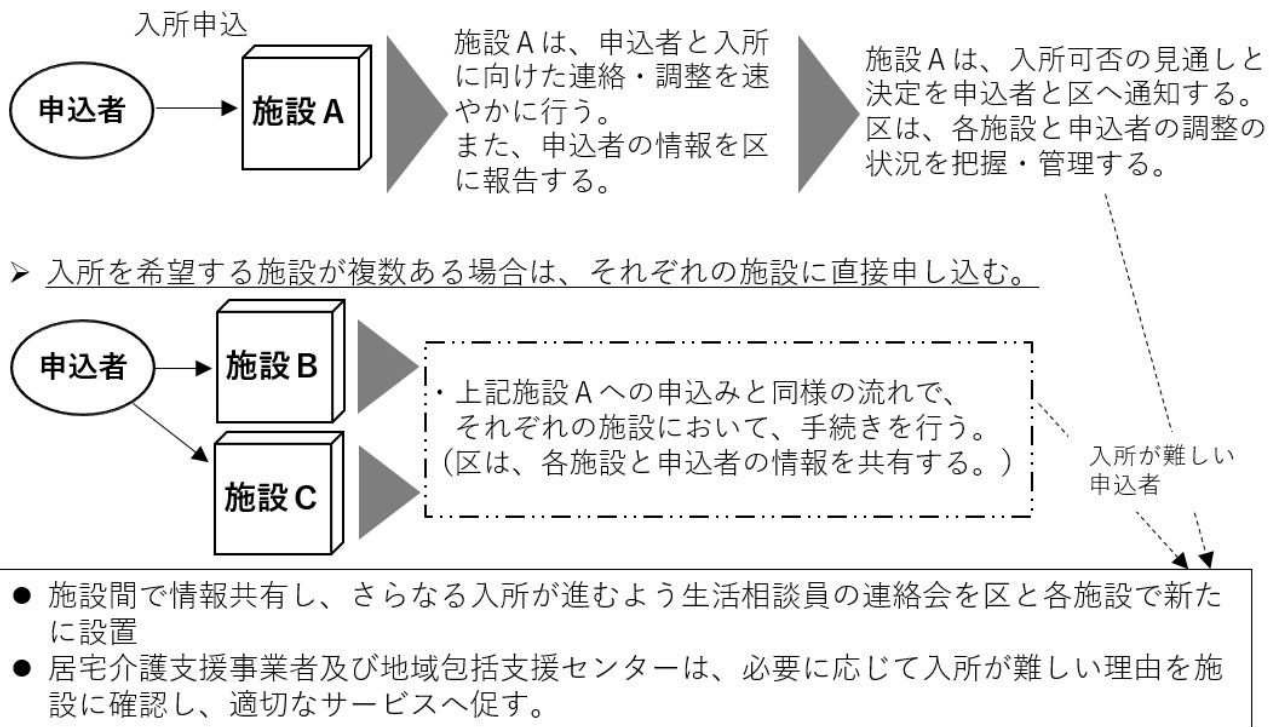
3 主な課題

- (1) 希望された各施設間で、連絡を入れる順序等に取り決めがないため、申込者への連絡が遅れたり、入所可否の見通しが伝えられていないケースがある。そのため区においても全ての申込者と施設の調整の状況が把握できていない。
- (2) 月1回開催する入所調整委員会を経るため、申込みから入所に向けた連絡・調整を行うまでの間に、最大で1か月程度かかっている。
- (3) 申込者の状況が変化しても、変更届が提出されず、入所が円滑に進まないケースが生じている。
- (4) 直ちに入所する意思がない方がおり、2年間の有効期限により施設側の管理上で大きな負担となっている。

4 見直しの内容

- (1) 申込時複数希望制を廃止し、入所を希望する施設が複数ある場合は、それぞれの施設に直接申し込む方法に変更する。
- (2) 入所調整委員会を廃止し、申込みを受けた施設は、申込者と入所に向けた連絡・調整を速やかに行う。また、区に申込者の情報を報告する。
- (3) 申込みを受けた施設は、入所可否の見通しや最終的な入所可否の決定を申込者と区へ通知する。
- (4) 申込みの有効期限を2年間から1年間へ変更する。
- (5) 入所が難しい申込者への支援に向け、次の取組を行う。
 - ・ 施設間で情報共有し、さらなる入所が進むよう、生活相談員の連絡会を区と各施設で新たに設置
 - ・ 居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターは、必要に応じて入所が難しい理由を施設に確認し、適切なサービスへ促す。

【参考】見直し後の入所申込に係る仕組みの図



※申込みの有効期限は 1 年間

5 適用日

令和 7 年 7 月 1 日以降の入所申込から適用する。

6 周知方法

広報かつしか及び区のホームページで周知する。

特別養護老人ホームの入所に係る運用に関する
検討会議報告書

令和7年2月

目次

1	経緯	1
2	検討会議の開催.....	1
3	現行の入所申込に係る仕組みと課題.....	2
	（1） 現行の入所申込に係る仕組み（概要）	2
	（2） 課題.....	2
4	見直しの内容等.....	2
	（1） 申込時複数希望制について.....	2
	（2） 入所調整委員会について.....	3
	（3） 有効期限について.....	3
	（4） 各機関の連携強化について.....	3
	（5） 入所申込関係資料の修正.....	4
	（6） 適用日.....	4
	（7） 周知方法.....	4
5	今後について.....	4
	【参考】特別養護老人ホーム優先入所基準の見直しとその適用について（平成29年度 決定事項）	5
	（1） 基本的な考え方について.....	5
	（2） 入所を決定していく仕組み.....	5
	（3） 優先入所基準について.....	6
	（4） 優先入所基準と施設ごとの入所基準について.....	6
	（5） 各機関の役割.....	6
	（6） やむを得ない事由による措置入所.....	8
	（7） 措置には至らないが、緊急性が高いと施設で判断した場合の入所.....	8

1 経緯

現在の葛飾区内の特別養護老人ホームへの入所については、「葛飾区特別養護老人ホーム優先入所基準の見直しとその適用について」に定める入所申込に係る仕組みに基づき行っている。また、優先入所対象者の決定については、施設代表者による特別養護老人ホーム入所調整委員会（以下、「入所調整委員会」という。）において、申込みのあった各施設が優先入所に係る点数を確認し行っているところである。

この間、入所申込に係る仕組みについては、平成 15 年以来大きな変更なく行ってきたが、当時に比べて施設数が増加する中、施設において申込者の管理が困難な状況が生じ始めた。そのため区は、令和 2 年度以降、各施設へのヒアリングや管理状況の確認などの実態調査を行うほか、管理マニュアルの改正を行うなど、適正な管理体制になるよう調整を図ってきた。

こうした実態調査を行っていく中で、申込みをしたが実際には入所の意思がない、自宅から遠方である、金額が見合わないなどの理由により入所の合意に至っていないケースや申込みから時間が経過し申込者の状況が変化しても施設側が把握できず円滑な入所が進まないケースが、少なからず生じていることが判明した。

また、現状、申込みを受けた施設側が申込者へ入所に向けた連絡・調整を可能とするまでに一定の期間を要していることや申込者に施設側の入所の可否に関する判断が必ずしも伝えられていない実状があることも含め、入所申込に係る仕組みに課題があると考え、区内全ての施設から事前に意見聴取した上で、令和 6 年 11 月から令和 7 年 2 月にかけて特別養護老人ホームの入所に係る運用に関する検討会議（以下、「検討会議」という。）を開催し見直し内容について検討を行い、本報告書を作成した。

2 検討会議の開催

検討に当たっては、区内各特別養護老人ホーム代表者、介護支援専門員及び地域包括支援センター職員を構成員とする検討会議を開催し、現行の運用（【参考】特別養護老人ホーム優先入所基準の見直しとその適用について（平成 29 年度決定事項）参照）の内容及び主な課題の共有を行った上で見直し内容について検討を行った。

3 現行の入所申込に係る仕組みと課題

(1) 現行の入所申込に係る仕組み（概要）

- ① 入所希望者は、入所を希望する施設に直接申し込む。この際、その他に入所を希望する施設がある場合は、複数の施設（最大 22 施設）を同時に申し込むことができる（以下、「申込時複数希望制」という。）。
- ② 直接申込みを受けた施設は、入所調整委員会（月 1 回開催）において、他の申込みのあった施設と申込者の情報を共有し、入所に係る優先度を確認する。その後、各施設は申込者に連絡を取り、入所に向けた調整を行い、各施設の入所判定会議において入所者を決定する。
- ③ 申込みの有効期限は 2 年間（申込月から 2 年後の月末まで）とする。

(2) 課題

① 申込時複数希望制による課題

申込時に多くの施設を同時に希望することができる現行制度のもとでは、希望された各施設間で、連絡を入れる順序等に取り決めがないため、申込者への連絡が遅れたり、申込者に各施設から入所可否の見通しが伝えられていないケースが生じている。また、申込者と施設の意思疎通が十分に行われていないケースが生じている。

② 入所調整委員会に係る課題

月 1 回開催する入所調整委員会を経て、申込みを受けた施設の入所判定手続きを開始するため、申込みを受けてから入所に向けた連絡・調整を行うまでの間に、最大で 1 か月程度かかっている。

③ 有効期限に係る課題

申込みから時間が経過し、申込者の状況が変化しても、変更届が提出されず、入所が円滑に進まないケースが生じている。また、申込者の中には、直ちに入所する意思がない方がおり、2 年間の有効期限により施設側の管理上で大きな負担となっている。

4 見直しの内容等

(1) 申込時複数希望制について

① 見直し内容

申込時複数希望制を廃止し、入所を希望する施設が複数ある場合は、それぞれの施設に直接申し込む方法に変更する。

② 見直しによる効果

- ・ 各施設が全ての申込者について入所可否を判断し、その見通しと結果を申込者と区に通知することが徹底できる。
- ・ 申込施設と申込者間で条件確認及び入所の意思確認が促進され、円滑な入所調整につながる。

③ 見直しに伴う関係機関の役割

ア 施設の役割

入所可否の見通し（仮結果）や最終的な入所可否の決定（本結果）を申込者及び区へ伝える。

イ 区の役割

施設から仮結果及び本結果の報告がない場合、施設からの報告を促す。

（２） 入所調整委員会について

① 見直し内容

入所調整委員会を廃止し、申込みを受けた施設は、入所に向けた連絡・調整を速やかに行う。

② 見直しによる効果

申込みから入所決定までにかかる期間を短縮することができる。

（３） 有効期限について

① 見直し内容

２年間から１年間へ変更する。

② 見直しによる効果

申込者の状況変化及び入所意思の確認が促進される。また、施設側の申込者管理が簡素化されることで、円滑な入所調整につながる。

（４） 各機関の連携強化について

入所が難しい状況にある申込者に対し、他の施設の案内を含め、各種介護保険サービスや社会資源を活かした適切な支援を申込者へ提供できるよう、各関係機関の連携について以下のとおり取り組む。

- ・ 各施設の受け入れ体制や申込者の状況など施設間の情報共有を行い、申込者の入所により一層つなげることができるよう、生活相談員による連絡会を新たに設置する。
- ・ 入所が難しい旨、申込者が通知を受けた場合、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターは、必要に応じて、その理由を踏まえ、適切なサービスへ促す。また、居宅介護支援事業者は、在宅での生活環

境の維持や身体状況の向上を目指せるよう援助する。

(5) 入所申込関係資料の修正

申込方法の変更に伴い、入所に係る説明や各施設の情報、申込書兼調査書を修正する。

(6) 適用日

令和7年7月1日以降の入所申込から適用する。

令和7年6月30日までに入所申込をした者（既申込者）には、現行の仕組みを継続して適用する。既申込者が、適用日以降に申込みをした場合には、見直し後の仕組みを適用する。

(7) 周知方法

広報かつしか及び区のホームページで周知する。

5 今後について

申込者の状況や各施設における入所調整の状況、申込みから入所にかかる期間の状況などを踏まえ、申込者が円滑に入所できるよう、適宜見直しを行う。

【参考】特別養護老人ホーム優先入所基準の見直しとその適用について（平成29年度決定事項）

（1） 基本的な考え方について

- ① サービスの利用の申込みとその受入れは、本人と施設間で行われるという介護保険制度の趣旨に沿ったものにする。
- ② 区内共通の基準と、各施設の運営方針等に基づく施設ごとの入所基準（以下「施設ごとの入所基準」という。）は、いずれも判断の基準を明確にすること。
- ③ 施設の受入可能な事情を反映できるものとする。
- ④ 要介護3以上の要介護者及び居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある要介護1又は2の方であれば、特別養護老人ホームの入所判定の対象となるという制度の趣旨を否定するものにしないこと。

（2） 入所を決定していく仕組み

基準を当てはめ入所を決定していく仕組みは、これまでと同じく、次のとおりとする。この仕組みは要介護3以上の入所申込者及び要介護1又は2の入所判定対象者に適用することとする。

- ① 入所希望者は、従来どおり入所を希望する施設に直接申込みをする。要介護1又は2の入所希望者は、「入所判定対象者の要件」に該当することを確認した上で、施設以外での生活が著しく困難な理由を申込書に付記する。
- ② 入所調整委員会を運営し、各施設が基準に基づいて判定した入所申込者の優先度を確認した上で、判定結果を各施設の入所申込者名簿に記録する。なお、要介護1又は2の入所希望者は、申込書の内容から「入所判定対象者の要件」に照らし、入所判定対象者を決定する。
- ③ 複数の施設に入所を申込み場合は、申込用紙に設けた入所申込施設欄の施設に○を付ける。これにより入所希望者は一施設への入所申込で複数の施設に申込みを行うことができる。
- ④ 入所申込時の状況に変更があった場合は、入所申込者に再度申込書を提出してもらい、改めて判定を行う。
- ⑤ 各施設で基準に基づき、優先度・申込順に名簿を作成し、各施設の入所判定会議で施設ごとの入所基準に基づき入所者を決定する。
- ⑥ 申込書の有効期間は提出してから2年間（申込月から2年後の月末ま

で)とし、引き続き入所を希望する場合は、期限到来前に再度申込みをする。

- ⑦ 申込書に記載された個人情報を、入所を申込んだ施設や行政機関、居宅介護支援事業所等に提供すること、また葛飾区介護保険課が要介護認定結果等の情報を施設に提供することの同意をとる。

(3) 優先入所基準について

下記の項目を採点し、優先入所基準に該当するかどうかを決定する。

(a) 要介護度	1～5点	最高点5点
(b) 区民歴	0又は1点	最高点1点
(c) 在宅での生活状況	0～2点	最高点2点
(d) 介護者の状況	0～6点	最高点6点
(e) お住まいの状況	0～2点	最高点2点

満点16点中13点に達した方を優先入所の対象者とする。

(4) 優先入所基準と施設ごとの入所基準について

各施設は、これまでと同じく、施設ごとの入所基準に基づき、基準で優先度が高いとされた方について、施設で設置する入所判定会議において判定を行い、最終的な入所者を決定することとする。

(5) 各機関の役割

① 入所調整委員会の役割

各施設間で入所申込者に関する情報交換を行うとともに、基準に基づく各施設の判定結果を確認する施設代表者による自主的機関である。

ア 要介護1又は2の入所希望者について、申込書の内容から、「入所判定対象者の要件」に照らし、入所判定対象者に該当するか否かを判断する。

イ 申込書の記載内容が不十分な場合は、受付した施設が入所希望者に状況を確認し、その結果を他施設及び区に報告する。

ウ 要介護1又は2の入所希望者のうち、葛飾区の被保険者については、入所判定対象者に該当するか否かを判断するに当たって、適宜区に対して意見を求めることができる。

エ 各施設が基準に基づき判定した結果を委員会として確認し、判定の透明性、公平性を担保する。

オ 入所申込者の情報交換を行い、入所申込者名簿の整理(他施設への入所、転居、死亡、医療的ケアが必要な方等の情報)を円滑に行う。

カ 入所申込者名簿に登載された方のうち、他の特別養護老人ホームに入所した方や亡くなった方については、速やかに名簿から削除する。

② 施設の役割

ア 入所希望者に対して「特別養護老人ホーム入所申込から入所までの流れ」及び「優先入所基準」を充分説明し、申込書を受付ける。なお、要介護 1 又は 2 の入所希望者については、申込みができるのは原則要介護 3 以上であり、要介護 1 又は 2 の方は「入所判定対象者の要件」に該当すると認められる場合のみ申込みが可能であることを説明した上で、「入所判定対象者の要件」に該当する旨を確認の上、申込書を受付ける。（複数の施設に申込み方については、申込書の入所申込施設欄の施設に○をつけてもらう。）

イ 要介護 1 又は 2 で、住所地特例の対象者からの申込みがあった場合は、当該保険者に報告し、入所判定対象者に該当するか否か、意見を求める。各施設は、当該保険者に確認の上、入所調整委員会に申込書を持参する。

ウ 入所調整委員会において、自施設で受けた入所申込、他施設が受けた自施設に対する申込みについて情報交換をした上で持ち帰る。点数については、入所調整委員会の中で調整し確認をする。要介護 1 又は 2 の入所申込者については、入所調整委員会にて入所判定対象者を決定する。

エ 各施設で優先度の高い申込者名簿、一般の申込者名簿を用意しそれぞれ入所申込順に該当する名簿に登載する。なお、要介護 1 又は 2 の入所申込者についても、優先度は要介護 3 以上の入所申込者と同様の基準で判定する。

オ 自施設で受けた入所申込者については、申込内容（優先度など）を全て通知し、併せて入所申込の有効期限をお知らせする。また、要介護 1 又は 2 の入所希望者のうち、入所判定対象者とならなかった方に対しては対象外である旨を通知する。

カ 優先度の高い申込者名簿に登載された入所申込者の中から申込日順に入所判定会議にかけ、施設ごとの入所基準に基づき入所者（特例入所者を含む）を決定する。

キ 入所判定会議の結果について、入所申込者に対し入所決定の通知、又は入所不可の通知を行う。

ク 入所申込者から申込書の変更届が提出された場合、優先度を判定し、入所調整委員会に情報提供する。

ケ 施設と入所申込者が契約を行うという介護保険の主旨に沿い、各施

設が入所判定会議を設置し、優先度の高い入所申込者について入所申込日順に調査、判定し、施設ごとの入所基準に基づき最終的な入所者（特例入所者を含む）の決定を行う。

コ 入所判定会議の記録は、施設で3年間保存する。

③ 区の役割

ア 区民に優先入所の基準とその基準を適用する仕組み及び「入所判定対象者の要件」を周知する。

イ 入所調整委員会の事務局として入所調整委員会の会場確保、開催通知の発送等を行う。

ウ 区外の特別養護老人ホーム（あゆみえん、第2サンシャインビラ）の連絡窓口として入所申込者の情報を当該施設に伝える。

エ 入所申込者の名簿等の管理を行う。

オ 要介護1又は2の方が入所判定対象者に該当するか否かを判断するに当たり、施設から意見を求められた場合は、意見を表明することができる。

④ 居宅介護支援事業者の役割

ア 入所希望者に対して優先入所の考え方、仕組みについて説明し、申込書の提出を勧める。また、要介護1又は2の方については「入所判定対象者の要件」についても説明を行う。

イ 入所希望者から在宅サービスの利用状況等について問い合わせがあった場合は、ケアプラン等を確認して記入の指導を行う。

ウ 要介護度、介護者の状況、住まいの状況等に変更があった場合、申込書の変更を届け出るよう入所申込者に促す。

(6) やむを得ない事由による措置入所

虐待がある等やむを得ない事由による入所については、従来から措置による入所として高齢者支援課が行ってきた。

新基準とこの基準を適用する仕組みは、従来と同様に通常の入所に際して適用するものとし、措置入所は入所調整委員会を経ない入所とし、従前どおり高齢者支援課の業務として行う。

(7) 措置には至らないが、緊急性が高いと施設で判断した場合の入所

措置には至らないが、緊急性が高いと各施設で判断した場合は、従来どおり施設の入所判定会議で入所の決定を行い、事後に直近の入所調整委員会に報告する。

令和6年度特別養護老人ホームの入所に係る運用に関する検討会議メンバー

関係団体	氏 名	所 属
特別養護老人ホーム	永井 洋介	水元ふれあいの家
	佐久間 千秋	すずうらホーム
	中川 香織	西水元ナーシングホーム
	田代 雄士	癒しの里青戸
	上田 雅人	かつしか苑
居宅介護支援事業所	矢口 直美	トーリツ介護支援葛飾
	佐藤 佳世子	ケアステーションダッシュ
	内山 久美子	SOMPOケア金町 居宅介護支援
地域包括 支援センター	新美 育子	地域包括支援センター青戸
	笹原 修司	地域包括支援センター水元
区職員	吉永 郁哉	介護保険課長
	藤井 明美	高齢者支援課長
	羽鳥 秀明	福祉管理課長
	山内 昭典	介護保険課事業者係長
	尾形 美香	介護保険課事業者係

令和6年度特別養護老人ホームの入所に係る運用に関する検討会議日程

日時	検討内容
令和6年11月14日（木）	・ 変更の経緯 ・ 変更案の提示 ・ 事務フローの提示 ・ 申込書（案）の検討
令和6年12月9日（月）	・ 変更案の確認 ・ 検討会議の報告書（案）の提示 ・ 入所に係る指針（案）の提示 ・ 申込書（案）の確認
令和7年2月14日（金）	・ 検討会議の報告書の確認 ・ 入所に係る指針の確認 ・ 申込書の確認

令和 7 年度がん対策の拡充について

健康推進課

1 がん検診の自己負担額の無料化

(1) 目的

区が実施するがん検診にかかる検査費用の一部自己負担額を無料とし、更なる受診率向上を図るもの

(2) 内容

名称		対象等	現行	拡充
胃がん検診	エックス線検査	50 歳以上	1,000 円	無料
	内視鏡検査	50 歳以上 (2 年に 1 回受診)	1,000 円	無料
胃がんハイリスク検診		特定健診受診の 40 歳、50 歳、60 歳	1,000 円	無料
肺がん検診	胸部エックス線検査	40 歳以上	1,000 円 (※ 1)	無料
	喀痰検査	50 歳以上かつ 喫煙指数 (※ 2) 600 以上	500 円	無料
大腸がん検診		40 歳以上	500 円	無料
子宮頸がん検診		20 歳以上の女性 (2 年に 1 回受診)	無料	
乳がん検診		40 歳以上の女性 (2 年に 1 回受診)	無料	
前立腺がん検診		60～74 歳の男性	1,000 円	無料

※ 1 区が実施する特定健康診査、長寿（後期高齢者）医療健康診査、基本健康診査、特定健康診査追加検査のいずれかと同時実施の場合は無料

※ 2 喫煙指数とは、(1 日当たり平均喫煙本数) × (喫煙した年数) で算出する指数

2 肺がん検診における読影体制の充実

(1) 目的

肺がん検診の読影について、読影医の要件を定めるとともに、モニター等読影装置を整備し、精度管理を行っている。今般、画像処理・解析 A I が搭載された装置を導入し、さらに精度管理の向上を図るもの

(2) 導入装置

画像処理・解析 A I ソフトウェア搭載システム

3 がん患者のウィッグ等購入費助成の拡充

(1) 目的

がん治療に伴う外見の変化をカバーするための補整具の購入又はレンタルに要する費用の一部を助成するウィッグ等購入費助成について、欠損部位を補綴するエピテーゼを助成対象品目に追加し、実施するもの

(2) 内容

助成内容	現行	拡充
対象品目	ウィッグ 胸部補整具	ウィッグ 胸部補整具 エピテーゼ※
助成上限額	1回10万円 1人当たり2回まで	

※ エピテーゼとは、目や鼻、耳、指等の体の一部を再現したものを装着し、外見をカバーするもの

4 予算措置（令和7年度当初予算案計上）

(1) 歳入 18,926 千円

(2) 歳出 759,189 千円

5 開始時期

令和7年4月

6 周知方法

広報かつしか、区ホームページ及びSNSに掲載するとともに、区内医療機関、医師会、訪問看護ステーション等の関係団体に周知する。

幼児期におけるむし歯予防対策の充実について

歯科保健担当課

1 概 要

本区では、かねてから、区内指定歯科医療機関において、すくすく歯育て歯科健診（すくすく歯育て支援事業）を実施している。令和7年度より、子のむし歯予防対策を充実するために、子の歯科健診とフッ化物歯面塗布を、従来の事業に加えて1回追加して実施するもの

2 すくすく歯育て支援事業

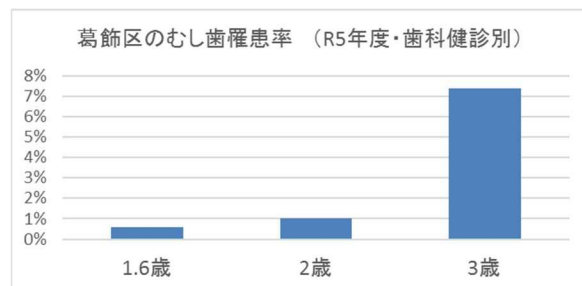
歯科保健に関する正しい知識の普及を図るとともに、子ども本人だけでなく、家族に対してもむし歯予防を働きかけ、乳幼児の心身ともに健やかな発育とかかりつけ歯科医の定着を目的として実施している。

(1) 10か月児の親子の歯育てすくすくクラブ

各保健センター等6カ所において、歯が生えはじめる10か月児とその保護者を対象に、歯科衛生士によるむし歯予防等の歯科健康教育を予約制で個別に実施している（子の9か月の月に、日程案内及びリーフレットを送付し周知）。

(2) すくすく歯育て歯科健診

葛飾区は3歳児のむし歯罹患率は令和5年度 7.4%である。右図のとおり、1歳6か月、2歳では、1%程度であるが2歳から3歳にかけて急増することが認められる。区は、この年代のむし歯予防は喫緊の課題ととらえ、すくすく歯育て歯科健診を実施している。



ア 対象者

区内に住所を有する2歳児とその保護者

イ 実施内容

- ・2歳児 誕生日の属する月の翌月から3か月の間に歯科健診とフッ化物塗布
- ・保護者 歯科健診と歯のクリーニング

ウ 令和7年度より充実する事業内容

フッ化物のむし歯予防効果を増強するために、概ね1回目受診の6か月後(2歳7か月になる月から3か月間)に2歳児にのみ、歯科健診とフッ化物歯面塗布を実施する。

エ 自己負担額

無料

3 予算措置(令和7年度当初予算案に計上)

(1) 歳入 2,421千円

(2) 歳出 27,859千円

4 周知方法

対象者に対し、個別に案内するとともに、広報かつしか、区公式ホームページ及びSNSに掲載して周知する。

一般庶務報告 No. 3		
健	康	部
令和 7 年 3 月 1 3 日		

带状疱疹予防接種について

保健予防課

1 概要

令和 7 年度带状疱疹予防接種の定期接種と任意接種について報告するもの

2 定期接種

(1) 対象者

次のいずれかに該当する区民（ただし、带状疱疹ワクチンの接種完了者を除く）

ア 年度内に65歳となる方

イ 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方

ウ 令和 7 年度から令和11年度までの 5 年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳（※）となる方

※100歳以上の方については令和 7 年度に限り全員対象

(2) 自己負担

無料

※無料とする期間は、5 年間の経過措置が終了する令和11年度まで

3 任意接種

(1) 対象者

50歳以上の区民（ただし、定期接種の対象者を除く）

(2) 助成額（一部助成）

生ワクチン 1 回につき 4, 0 0 0 円（一人 1 回）

不活化ワクチン 1 回につき 1 0, 0 0 0 円（一人 2 回まで）

※接種費用（医療機関毎に異なる）と助成額の差額を自己負担

※令和 7 年度末で助成事業を終了

4 周知方法

広報かつしか（3 月 25 日号予定）、区ホームページ及び SNS に掲載するとともに、区内医療機関、医師会、訪問看護ステーション等の関係団体に周知する。

(参考) 葛飾区における带状疱疹予防接種の接種（助成）対象者と自己負担のイメージ

年齢	50 ～ 64	65	66 ～ 69	70	71 ～ 74	75	76 ～ 79	80	81 ～ 84	85	86 ～ 89	90	91 ～ 94	95	96 ～ 99	100	101 ～
R 6	任意 一部負担																
R 7	定期イ 無料 任意 一部負担	定期ア 無料	任意 一部負担	定期ウ 無料	任意 一部負担	定期ウ 無料	任意 一部負担	定期ウ 無料	任意 一部負担	定期ウ 無料	任意 一部負担	定期ウ 無料	任意 一部負担	定期ウ 無料	任意 一部負担	定期ウ 無料	
R 8 ～ 11	定期イ 無料 全額負担	定期ア 無料	全額負担	定期ウ 無料	全額負担	定期ウ 無料	全額負担	定期ウ 無料	全額負担	定期ウ 無料	全額負担	定期ウ 無料	全額負担	定期ウ 無料	全額負担	定期ウ 無料	全額負担

【語句の説明】

定期ア：65歳となる方

定期イ：60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

定期ウ：70、75、80、85、90、95、100歳（※）となる方（令和11年度までの経過措置）※100歳以上の方については令和7年度に限り全員対象

一般庶務報告 N o . 1
子 育 て 支 援 部
令 和 7 年 3 月 1 3 日

葛飾区子ども・若者総合計画（案）について

子ども・子育て計画担当課

- 1 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）に対する区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について
別紙1のとおり
- 2 子ども等への意見聴取について
別紙2のとおり
- 3 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）からの主な変更点について
別紙3のとおり
- 4 葛飾区子ども・若者総合計画（案）
別紙4のとおり
- 5 葛飾区ひとり親家庭等向けアンケート調査結果
参考資料のとおり
- 6 計画策定時期
令和7年3月（予定）

葛飾区子ども・若者総合計画（素案）に対する区民意見提出手続
（パブリック・コメント手続）の実施結果について

1 閲覧・意見提出期間

令和6年12月6日（金）～令和7年1月6日（月）

2 閲覧場所

（1）誰でも閲覧可能な場所

子ども・子育て計画担当課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、保健所・保健センター、ウエルピアかつしか、子ども未来プラザ、児童館、子ども総合センター、金町子どもセンター、葛飾区児童相談所

（2）利用者のみ閲覧可能な施設

幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）

（3）その他

区ホームページ、区立小・中学校を通じて児童・生徒に案内

3 提出された意見

（1）パブリック・コメント（子ども）

意見提出者 393 人

意見数 410 件

（2）パブリック・コメント（大人）

意見提出者 12 人

意見数 60 件

4 提出された意見の内訳

総数 470 件

（1）第2章 子ども・若者等を取り巻く状況 2 件

（2）第3章 計画の基本的な方向性 1 件

（3）第4章 施策の展開

ア 基本方針全体 1 件

イ 基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します 26 件

ウ 基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します 35 件

- エ 基本方針 3 困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します 32 件
- オ 基本方針 4 子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます 20 件
- カ 基本方針 5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます 41 件
- (4) 第 5 章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策 1 件
- (5) 第 6 章 計画の推進体制 3 件
- (6) その他 38 件
- (7) 肯定的な意見の記載（「いいと思います。」「賛成します。」など） 83 件
- (8) 意見なし等の記載（「特にないです。」など） 118 件
- (9) 分からない等の記載（「分かりません。」など） 69 件

5 提出された意見の取扱い

総数 470 件

◎：計画（案）に意見を反映する。 11 件

○：計画（素案）に盛り込まれている。 91 件

△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。 368 件

6 提出された意見

別添のとおり

葛飾区子ども・若者総合計画（素案）に対する区民の意見と区の方考え方について（子どもからの意見）

別紙 1 別添

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

ナンバ No.	こ う も く 項 目	い け ん こ う し 意 見 の 要 旨	と り あ つ か 取 扱 い	く か ん が か た 区 の 考 え 方
1	だい しょう 第2章	かつしかく じんこう おも おお 葛飾区の人口が、思っていたよりとても多いことがわかりました。 けいかくもくひょう いま かつしかく ないよう よ おも 計画目標が、今の葛飾区にあった内容だったので良いと思いました。	△	かつしかく じんこう おお き 葛飾区の人口が多いことに気づいていただき、また、計画目標が現在の葛飾区に合っている かん と感じていただけたことをうれしく思います。これからも、みんなが住みやすいまちづくり めざ を目指してがんばります。
2		こ かず へ わ 子どもの数が減っていることがわかりました。 けいかく こ ふ おも この計画で子どもが増えると思います。	△	こ すく り かい かんが たいせつ おも 子どもが少なくなっていることを理解していただき、考えていただくことが大切だと思いま す。この計画を推進していくことで、希望する若者が子どもを持つことができるように にんしん しゅっさん しえん こ わかもの すこ せいちょう つと 妊娠・出産を支援するとともに、子ども・若者が健やかに成長できるよう努めていきます。
3	だい しょう 第3章	こ わかもの そうごうけいかく なに おし い けい けん い 子ども・若者総合計画が何をするのか教えていただかないと意見は言えま せん。ただ、若者が葛飾区や社会のために何かをする計画なら賛成です。 こじん りえき はんたい く しゃかい なに 個人の利益だけでなく反対です。みんなのため、区のため、社会のために何 かできたら良いと思います。	○	ほんけいかく く こ わかもの さいげん りえき すこ せいちょう ささ こ 本計画は、区の子ども・若者みんなの最善の利益をめざし、健やかな成長を支えるため、子 ども・若者や子育て支援についての区の出組をまとめ地域のみなさんたちと協力しながら進 めていくものです。 けいかく ないよう み し おも ぜひ計画の内容を見て知ってもらえたらと思います。 けいかく さくてい ご こ がいようばん つく ちい こ 計画の策定後には、子ども概要版を作るため、小さなお子さんにもわかりやすく伝えていけ たらと思っています。
4	だい しょう 第4章 き ほん ほう しん げん たい 基本方針全体	ぐたいてき しえん 具体的にどんな支援をするんですか？	△	ぐたいてき しえん さく ほんけいかく だい しょう き ほん ほう しん けい さい 具体的な支援策については、本計画の第4章に基本方針ごとに掲載しています。 たと こ う まえ う あと せいちょう がっこう い わかもの 例えば、お子さんが生まれる前から生まれた後のこと、成長して学校に行ったり、若者とし しゃかいせいかつ おく かね めん しえん そうだん の たいせい とりくみ て社会生活を送るときのことについて、お金の面で支援をしたり相談に乗る体制などの取組 い ち づ こ む がいようばん つた ないよう しえん じぎょう を位置付けています。子ども向け概要版では伝えきれなかった内容や支援事業についても き さい わ つた く たんとうまどぐち き 記載しています。分からないことがあれば、お伝えしますので、区の担当窓口に聴いてくだ さい。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんぽー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方 区の方
5	だい しょう 第4章 き ほん ほう しん 基本方針 1	いま くみん じんこう ぞうか じんこうげんしょう た けん 今のままの区民だけでは、人口が増加せず人口減少しかないから、他の県 く ひと く おも や区から人が来るしかないと思います。	○	ほんけいかく き ほん ほう しん し さく こ も し えん とりくみ い ち づ すいしん 本計画では、基本方針 1 施策 1 子どもを持つことへの支援において、取組を位置付け、推進 していきます。 た けん く ひと く じんこう ふ たいせつ おお ひと す 他の県や区から人が来ることは、人口が増えるため大切なことです。多くの人に住んでもら えることももちろん大事なことです、住んでいる人が葛飾区で子どもを産み育てていき いと感じてくれることも人口が増えるための大事なことであるため、取組を進めていきま す。
6		いま こそだ しゅうしょく わたし おとな 今よりもっと子育てや就職がしやすいまちになれば、私たちが大人になり こそだ ねんれい す つづ おも 子育てをする年齢になっても住み続けたいと思います。そうすれば、子ど もにんずう げんしょう おさ おも もの人数の減少も抑えられると思います。	○	ほんけいかく き ほん ほう しん し さく こ も し えん こ う そだ 本計画では、基本方針 1 施策 1 子どもを持つことへの支援で子どもを産み育てやすいような とりくみ い ち づ き ほん ほう しん し さく わかもの せいかつし えん しゅうしょく せいかつ 取組を位置付けるとともに、基本方針 2 施策 4 若者の生活支援で就職につながるような生活 し えん い ち づ すいしん 支援を位置付け推進していきます。 こそだ しゅうしょく め ざ す ひと す つづ おも 子育てや就職がしやすいまちを目指し、住んでいる人が住み続けたいと思ってくれるように とりくみ すず 取組を進めていきます。
7		こ なかま ふえ ほ そうごうけいかく うれ もっと子どもの仲間が増えて欲しいので（この総合計画）嬉しいです。	○	ほんけいかく き ほん ほう しん し さく こ も し えん き ほん ほう しん し さく こそだ かつてい 本計画では、基本方針 1 施策 1 子どもを持つことへの支援、基本方針 1 施策 4 子育て家庭へ そうごうてきし えん き ほん ほう しん し さく わかもの せいかつし えん ちゅうしん とりくみ い ち づ すいしん の総合的支援、基本方針 2 施策 4 若者の生活支援を中心に取組を位置付け、推進していきま
8		あか かず げんしょう なお なに か 赤ちゃんの数が減少しているので、それを治すために何をすればいいか書 よ おも いてあって良いと思いました。	○	けっこん ひと けっこん き ぼう ひと あんしん こ う そだ とりくみ じっし 結婚したい人が結婚でき、希望する人が安心して子どもを産み育てられるような取組を実施
9		わかもの い おうえん あか こ 若者などが生きることに応援していることにもつながって、赤ちゃんや子 ふ おも どもを増やすことをしているからいいと思います。	○	していきます。
10		おとうさん、おかあさんが、バランスよくたくさんごはんをたべてけんこ うにしていると、こどもをたくさんそだてられるとおもいます。	○	ほんけいかく き ほん ほう しん し さく おやこ けんこう すいしん とりくみ い ち づ すいしん 本計画では、基本方針 1 施策 2 親子の健康づくりの推進において、取組を位置付け、推進し ていきます。 とう かあ ひと けんこう げんき はたら こ あんしん そだ し えん お父さん、お母さんになる人が、健康で元気に働き、子どもを安心して育てられるよう支援 していきます。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
11	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針1	よ ぼうちゅうしゃ むりよう おこな からだ じょうぶ びょうき おも 予防注射をたくさん無料で行ったら、体も丈夫になり病気になると思 います。	△	みんなが病気になるにくくするために、予防接種はとても大切です。ワクチンの良いところ や悪いところやお金のことを考えて、予防接種を行っています。 こべつ けんとう けいかく いちづ じっし よてい いけん ようぼう 個別に検討をするものであり、計画に位置付けて実施する予定はないため、意見・要望とし てお聴きし今後の参考とさせていただきます。
12		ほいくえん おお おも 保育園とか多いからいいと思います。	△	ほいくえん こ あんしん せいちよう かんきよう ていきよう ほごしや かつ しごと こそだ りょうりつ 保育園は、子どもたちが安心して成長できる環境の提供や保護者の方が仕事と子育てを両立 するために重要と考えています。葛飾区の子育て支援が充実していることを評価していただ き、うれしく思います。今後も、より良い保育環境を整えていけるよう努力していきます。
13		ほいくえん たかさごがくどう おな ばしょ りゆう らいねんがくどう い 保育園を高砂学童と同じ場所にしてほしいです。理由は、来年学童に行く こ らく 子どもが楽だからです。	△	げんじてん たかさごがくどうしせつ かいしゅう よてい いけん ようぼう き こんご さん 現時点で高砂学童施設の改修が予定されていないため、意見・要望としてお聴きし今後の参 考とさせていただきます。 ほいくえん たかさごがくどう おな ばしょ らいねんがくどう い こ 子どもたちが楽になるとい ていあん じぶん とした こ おも いけん おも く くりつ 提案、自分より年下の子どもを思っの意見ですばらしいと思います。区では、区立 がっこう しきち なか ちか がくどうほいく せいび がくどう かよ こ 学校の敷地の中やその近くに学童保育クラブを整備することで、学童に通う子どもたちが あんぜん かよ かんきよう と く 安全で通いやすい環境になるように取り組んでいます。
14		ほいくえんとう ふ ともばたら いえ だれ こ いろいろ 保育園等を増やすより、共働きで家に誰もいない子を色々みてきたので おとな とう かあ だれ いえ い 大人（お父さんやお母さん）が誰かしら家に居て、おかえりを言ってあげ れるような子どもファーストな国、地域になってほしいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく しごと こそだ りょうりつしえん きほんほうしん しさく わかもの せいかつしえん 本計画では、基本方針1施策5仕事と子育て両立支援、基本方針2施策4若者の生活支援に おいて、取組を位置付け、推進していきます。 しごと せいかつ ちょうわ かてい す じかん ふ 仕事と生活の調和をとること（ワーク・ライフ・バランス）で、家庭で過ごす時間を増やせ るのではないかと考えています。例えば、再就職講座や仕事案内（いろいろな働き方の提 案）などや、会社の就業規則に育児・介護休暇を盛り込むなど働きやすい環境づくりのサ ポートを継続し、子どもたちが安心して過ごせる環境を一人でも多く理解していただける 活動を継続していきます。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方考え方
15	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針1	こ おや あんしん あず ほいくしせつ つく こ おや あんしん 子どもの親が安心して預けられる保育施設を作り、子どもも親も安心して す かんきょう つく 過ごせる環境を作りたいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく きょういく ほいく こそだ しえん しつ こうじょう じゅうじつ 本計画では、基本方針1 施策6 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実におい て、取組を位置付け、推進していきます。 あんぜん あんしん ほいくしせつ かんきょう せいび たと く みんかん ほいくしせつ せいび 安全・安心な保育施設の環境を整備するために、例えば、区が民間の保育施設に整備のため ほじょ こんご よ ほいくかんきょう とどの どりよく の補助をするなどをしています。今後も、より良い保育環境を整えていけるよう努力してい きます。
16		ほいくえん だんせい せんせい おも 保育園にもっと男性の先生がいたらよいと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく きょういく ほいく こそだ しえん しつ こうじょう じゅうじつ 本計画では、基本方針1 施策6 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実におい て、取組を位置付け、推進していきます。 だんせい せんせい かぎ おお せんせい かつしか ほいくし はたら と く 男性の先生に限らず、多くの先生が葛飾で保育士として働いてくれるように取り組んでいき ます。
17		げんざい にほん しょうしこうれいか すず とりくみ よ 現在、日本では少子高齢化が進んでいるため、この取組はとても良いこと だと思った。子育てするお父さんお母さんのことをよく考えて、支援する おも こそだ どう かあ かんが しえん ことで負担を少なくするのも大事だと思います！	○	ほんけいかく きほんほうしん わかもの こそだ かつてい あんしん こ う そだ しえん 本計画には、基本方針1 の若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援 しますをはじめとして、子育ての負担を少なくするため、保護者向けの支援を計画の中に入 れています。 く こ わかもの げんき せいちょう こ む とりくみ どう 区では、子どもや若者が元気に成長できるよう子ども向けの取組だけでなく、お父さんやお かあ こそだ ほごしや とりくみ すず 母さんなどの子育てをする保護者への取組を進めていきます。
18		す ひと たい あか ちい こ わりあい すく 住んでいる人に対して赤ちゃん、小さい子どもの割合が少なくなっている いま きほんほうしん あんしん こ う そだ かんきょう たいせつ おも 今、基本方針1の安心して子どもを産み育てる環境がとても大切だと思いま しゅうがくご こ わかもの せいちょう しえん とりくみ じゅうじつ しょうしか した。就学後の子どもや若者の成長を支援する取組も充実すると少子化を ふせ おも 防ぐことにもつながると思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん わかもの こそだ かつてい あんしん こ う そだ しえん 本計画では、基本方針1 に若者や子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるような支援 を位置付け、取組を推進していきます。 しゅうがくご こ わかもの しえん ほんけいかく きほんほうしん しさく せいちょう おう しえん 就学後の子どもや若者への支援については、本計画の基本方針2 施策1 成長に応じた支援に おいて、就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援する取組を位置付け、進めていきま す。こうした取組により、少子化を防ぐことにつながっていきます。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方 考え方
19		わかもの こうれいしゃ ちやうじん かた ふ あ おこな おも 若者と高齢者(老人ホームにいる方たち)などの触れ合いを行うといいと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく せいちやう ちやう しえん とりくみ い ち づ すいしん 本計画では、基本方針 2 施策 1 成長に応じた支援において、取組を位置付け、推進していきます。 くりつ ちちやうがっこう じっし しょくばたいけん がくしやう ちやうじん おとず にやうしや こうれいしゃ 区立中学校において実施する職場体験の学習では、老人ホームを訪れ入所している高齢者と ふ あ かつどう がっこう くりつ ちちやうがっこう かつてい か じゆぎやう ふくし 触れ合う活動をしている学校もあります。また、区立中学校の家庭科の授業において福祉の ないやう がくしやう 内容を学習しています。
20		こそだ しえん こ せいちやう しえん こ やさ く 子育ての支援、子どもの成長の支援で、子どもにも優しい区になっていく おも よ おも と思うのでとても良いと思います。	△	こそだ しえんおよ せいちやうしえん こ やさ く いけん 子育て支援及び成長支援について、子どもにも優しい区になるとのご意見をいただき、うれ しいです。こ 子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるため、計画の推進に務めていきま す。
21	だい しょう 第 4 章 きほんほうしん 基本方針 2	わたし そつぎやう いわ かい じっこういん かいぎ じつげん りやう 私は卒業を祝う会の実行委員ですが、まだ会議が実現していません。理由 い か とお は以下の通りです。 かいぎ しょう たもくてきしつ なかひるやす き が しょう じゆぎやうちやう 会議に使用する「多目的室」が中昼休みに着替えに使用され、授業中に かいぎ なかひるやす そとあそ じかん あつ 会議はできません。中昼休みは外遊びの時間でメンバーが集まりません。 ほう か ごさんじはん たもくてきしつ つか よ かくにん じゆけん い 放課後三時半まで多目的室を使って良いと確認しましたが、受験をする委 いん じゆく かえ れいわりくねん そつぎやうたいさくいんかい じゆけんぐみ 員は塾で帰ってしまいます。 令和六年の卒業対策委員会は「受験組もい ますから、早めにやっておいたほうがいい」と伝えていましたが、十二月 かいぎ になっても会議ができていません。 また、だんしせいと かく しょう じやうみ 男子生徒は隠れてタブレットを使用し、ルール上見えてはいけな えつらん えつらん きび じゆぎやう かかりかつどう いトを閲覧しています。そのせいでルールが厳しくなり、授業や係活動で ひつやう えつらん 必要なサイトが閲覧できなくなっています。	△	くりつ かがっこう たいちやう けんちやう ひつやう そつぎやう いわ かい じゆんぴ かつやう 区立の各学校で対応を検討する必要があること（卒業を祝う会の準備、タブレットの活用 いけん ようぼう ルール）のため、意見・要望とさせていただきます。 きやういん ふたんけいげん きやういんかい たいへんちやうやう かだい にんしき ぎやうむ 教員の負担軽減については、教育委員会としましても大変重要な課題であると認識し、業務 ないやう みなお ちやう じんてきじやうやう おこな けいげん つと 内容の見直しや、スクールサポートスタッフ等の人的補助等を行い、軽減に努めています。 そつぎやう いわ かい む かいぎ じっし こうちやうせんせい ふくこうちやうせんせい そうだん 卒業を祝う会に向けた会議の実施については、校長先生・副校長先生に相談ください。ま そつぎやう いわ かい じっこういん かつどう けいかくてき と く きんぎうしつ しょう た、卒業を祝う会の実行委員の活動についても計画的に取り組むとともに、教室などを使用 たんにん せんせい そうだん くふう おこな できるように担任の先生に相談し、工夫しながら行ってください。 かつやう かつやう きやういんかい かつやう じやうほう きやういん タブレットの活用ルールにつきましては、教育委員会から活用のルールや情報モラル教育な じっし くりつ かがっこう しどう がっこう じどう せいと じつたい あ どを実施するよう区立の各学校に指導しています。学校は児童・生徒の実態に合わせたルー さくせい しどう こ まも きんぎう しどう ルを作成して指導しています。子どもたちがモラルやルールを守れるよう今後も指導してい きます。
22		げんざい しょうがっこう たいせい かん じどう 現在の小学校の体制では、やるべきことができないと感じています。児童 ただし おも ねが が正しいと思えることをできるようにしてほしいです。この願いは かつしかくきやういんかい な ほう よ おも 葛飾区教育委員会に投げた方が良くと思っています。	△	ほうりつ さだ がっこう たいせい しょくいんはいち いけん ようぼう 法律に定められている学校の体制（職員配置）のため、意見・要望とさせていただきます。 やるべきことを、それぞれの学校が工夫しながら取り組んでいます。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
23	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針2	まいにちうん おも 毎日運動をしようと思ひます。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく たし がくりよく かんせい たいりよく こうじょう む こ いくせい 本計画では、基本方針2施策2確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成を い ち づ こ うんどう と く しえん おこな 位置付け、子どもが運動に取り組めるような支援を行います。
24		からだ うご じかん ふ ほ からだ うご かんきょう よ ほ 体を動かせる時間を増やして欲しいです。体を動かせる環境を良くして欲 しいです。	○	きほんほうしん しさく こ わかもの いぼしよ すいしん い ち づ くりつがっこう しせつ また、基本方針5施策2子ども・若者の居場所づくりの推進を位置付け、区立学校の施設の かつよう こうえん せいび くみん みじか ぼしよ うんどう かんきょう と 活用や公園の整備など、区民のだれもが身近な場所で運動ができるような環境づくりに取り 組んでいきます。
25		たいかい かいさい マラソン大会を開催してほしいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく たし がくりよく かんせい たいりよく こうじょう む こ いくせい 本計画では、基本方針2施策2確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成におい とりくみ い ち づ すいしん て、取組を位置付け、推進していきます。 く こ こうれいしゃ くみん した ちいき 区では、子どもから高齢者まで、すべての区民のみなさんがスポーツに親しめるよう、地域 かんけいだんたい きょうりよく きかい つく たと や関係団体と協力して、スポーツができる機会をたくさん作っています。例えば、マラソン たいかい まいとし ら ん えきでんたいかい くない ち く ちく 大会としては、毎年、かつしかふれあいRUNフェスタや駅伝大会、区内19地区ごとの地区 たいかい たいかい かいさい こんご さんか ロードレース大会などを開催しています。今後もみなさんが参加したくなるようなイベント じっし たの つづ けんこう げんき す おこな を実施し、楽しみながらスポーツやマラソンを続け、健康で元気に過ごせるまちづくりを行 います。
26		えいけんじゆけんじよせい ひ 英検受験助成費があるとよいです。	△	げんざい えいけんじゆけんじよせい ひ げんざい くりつちゅうがっこう ねんせい ねんせい たいしょう じっし 現在、英検受験助成費については、現在、区立中学校の2年生、3年生を対象に実施してい たいしょう かくだい えいけん じつようえいごぎのうけんてい もっと しょほ きゅう ます。対象の拡大については、英検（実用英語技能検定）の最も初歩の5級でも ちゅうがくしょきゅうていど しょうがくせいむ じよせい げんじてん かんが いけん ようぼう 中学初級程度であり、小学生向けの助成について現時点では考えていないため、意見・要望 き さんこう としてお聴きし参考とさせていただきます。
27		えいご はな きかい おお 英語を話す機会を多くしてほしいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく たし がくりよく かんせい たいりよく こうじょう む こ いくせい 本計画では、基本方針2施策2確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成におい とりくみ い ち づ すいしん て、取組を位置付け、推進していきます。 くりつしょうがっこう ねんせい がいくじんえいごしどうほじょいん えーえるてい はいち くりつちゅうがっこう ねんせい 区立小学校1年生から外国人英語指導補助員（ALT）を配置し、区立中学校3年生までの ねんかん とお い えいご しゅうとく と く しょうがっこう ねんせい 9年間を通して、生きた英語が習得できるように取り組んでいます。また、小学校5年生、 ねんせい ちゅうがっこう ねんせい さんか えいごたいけん がいくじん かつ じょう こうりゅう 6年生、中学校1年生が参加する英語体験プログラムや、外国人の方とオンライン上で交流 おこな こうりゅう を行う、オンライン交流、イングリッシュキャンプやイングリッシュチャレンジ等、体験を とお えいご のうりよく いくせい すず せつきよくてき さんか 通して、英語によるコミュニケーション能力の育成を進めています。積極的に参加し、たく えいご つか はな うれ さん英語を使って話してもらえると嬉しいです。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ けいけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんぽー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
28	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針2	じゅぎょう ちょうれい おも オンラインで授業や朝礼などしたりするのいいと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく たし がくりよく かんせい たいりよく こうじょう む こ いくせい 本計画では、基本方針2施策2確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成において、 とりくみ いちづ すいしん て、取組を位置付け、推進していきます。 くりつ かがっこう ひつよう おう 区立の各学校は、必要に応じて、オンラインにおける授業や朝礼などを行っています。
29		なや ごと とき たいおう かんきょう よ おも 悩み事がある時に対応してくださる環境があり、良いと思います。	○	ほんけいかく なや たいおう こそだ かにてい きほんほうしん しさく そうだんしえんたいせい 本計画では、「悩みごと」の対応として、子育て家庭では基本方針1施策3相談支援体制の じゅうじつ こども きほんほうしん しさく ふあん なや かなか こども しえん わかもめ きほんほうしん 充実、子どもは基本方針2施策3不安や悩みを抱える子どもへの支援、若者は基本方針2
30		こま とき そうだん ひと よ おも 困った時になんでも相談できる人がいると良いと思います。	○	しさく ふあん なや かなか わかもめ しえん たいりくみ いちづ ねんだい 施策5不安や悩みを抱える若者への支援において取組を位置付け、それぞれの年代ごとに なや そうだん 悩みごとなどを相談できるようにしていきます。 こ けんり まも おも とき きほんほうしん しさく こども このほかにも、子どもの権利が守られていないと思った時には基本方針4施策1子どもの
31		そうだん ばしょ おも 相談できる場所があるのいいと思います。 どうよう いけん けん （同様の意見がほかにも2件）	○	けんり ほしょう たいりくみ こ けんりしんがい そうだん う つ 権利の保障における取組で、子どもの権利侵害についての相談を受け付けています。
32		がっこう そうだんしつ まいにち 学校の相談室を毎日あけてほしいです。	△	かつしかく げんざい くりつしょうがっこう しゅう にちていど くりつちゅうがっこう しゅう にちていど 葛飾区では、現在、区立小学校に週1日程度、区立中学校に週2日程度、スクールカウンセ はいち かくだい そうだんけんすう じっせき ラーを配置しています。スクールカウンセラーの拡大については、相談件数の実績やカウン
33		ふ きがる そうだん かんきょう カウンセラーなどをもっと増やしてほしいです。気軽に相談できる環境をつ つく おも 作つたらいいと思います。	△	じょうきょう かんが けんとう ひつよう いけん ようぼう き こんご さん セリングの状況を考えながら検討する必要があるため、意見・要望としてお聴きし今後の参 こう 考とさせていただきます。
34		かんぜん いじめを完全になくなるようにしたいです。	○	しんしん けんぜん せいちょう じんかく けいせい じゅうだい えいきょう およ いのち しんたい いじめは、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、命や身体に じゅうだい きけん しょう こうい けつ ゆる 重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、決して許されるものではありません。区で ほうしたいさくすいしんじょうれい かつしかく ほうしきほんほうしん さくてい は、「いじめ防止対策推進条例」や「葛飾区いじめ防止基本方針」を策定し、いじめをしな ゆる きょういく すいしん ほんけいかく きほんほうしん しさく ふあん なや い、させない、許さない教育を推進しており、本計画では、基本方針2施策3不安や悩みを かなか こども しえん たいりくみ いちづ すいしん 抱える子どもへの支援において、取組を位置付け、推進していきます。 ひ つづ くりつ かがっこう ねんかん かい かん じゅぎょう じっし じどう 引き続き、区立の各学校で年間3回のいじめに関する授業を実施し、いじめられる児童・ せいと おこな じどう せいと う みぜんほうし ちから い 生徒だけでなく、いじめを行う児童・生徒を生まないいじめの未然防止に力を入れ、いじめ がっこう すず のない学校づくりを進めています。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考に。

なんばん No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
35		じゅぎょう きょういくたんとう せんせい たんにん せんせい ほか じゅぎょうちゆう やす じかん 授業などの教育担当の先生(担任の先生)の他に、授業中や休み時間にいじわるやいじめをしている児童の監視役担当の先生がクラスに1人いるようにしてほしいです。	△	ほうりつ さだ 法律に定められている学校の体制（職員配置）のため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 さまざま ひとりひとり たの がっこうせいかつ おく くりつ かがつ 様々なトラブルをなくし、一人一人が楽しく学校生活を送ることができるよう、区立の各学校では全教職員が協力し、「チーム学校」として取り組んでいます。学校生活においては、子どもたちが関わりを通して多くのことを学んでいます。今後も引き続き、いじわるやいじめの未然防止に努めるとともに、子どもたち同士がよりよい関わり合いができるよう、皆さんの教職員が見守っていきます。
36	だい しょう 第4章 き ほん ほう しん 基本方針2	ともだち かんけい なや き でんわ 友達との関係やいじめの悩みを聞いてくれる電話とかはあるけどそもそもそうならないように一人一人が思いやりを持った行動が出来るように具体的な学べる場所が必要だと思います。	△	すで くりつ かがつこう とりくみ じっし げんじてん あら まな ばしょ ぐたいき けんとう 既に区立の各学校で取組を実施しており、現時点で新たに学べる場所の具体的な検討がないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 おも き も まな ばしょ がっこう おも き も こうどう 思いやりの気持ちを学ぶ場所として、学校があります。思いやりの気持ちをもって行動することはとても大切なことです。学校などで行われる道徳の授業や総合的な学習、行事等の教育活動を通して、これからも子どもたち一人一人が思いやりの気持ちをもてるようにしていきます。
37		がっこう どうとく じゅぎょう ふ なん どのつた せんせい 学校でもっと道徳の授業を増やしてほしいです。何度伝えても、先生に言ってもダメで、クラスの子達に叩かれます。	△	どうとく じゅぎょう がっこう ねんかん べんきょう じかん き いけん ようぼう き 道徳の授業は、学校で年間に勉強する時間が決まっているため、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。 まわ ちから ひと がっこう たんにん せんせい あなたの周りには、あなたの力になってくれる人がたくさんいます。学校には、担任の先生をはじめ、校長先生、副校長先生、保健室の先生など多くの先生がいます。クラスの児童にたたかれたり、困りごとがある場合、あなたが話しやすい周りの大人の誰かに、すぐに相談してほしいです。 く でんわ そうだん また、区では、電話で相談ができる「かつしかいじめほっとライン」、「メールによるいじめ・不登校等教育なんでも相談」を行っていますので、いつでも相談してください。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
38	だい しょう 第4章 き ほん ほう しん 基本方針2	こ ふとうこう けいかく た 子どもの不登校をなくす計画を立ててほしいです。	○	ほんけいかく き ほん ほう しん し さく ふ あん なや かか こ し えん とりくみ い ち づ 本計画では、基本方針2施策3不安や悩みを抱える子どもへの支援において、取組を位置付 け、推進していきます。 きょうい いんかい ふとうこうたいさく もと ふとうこう じょうたい じどう せいと 教育委員会では、「不登校対策プロジェクト」に基づき、不登校の状態にある児童・生徒の ための「ふれあいスクール明石」の運営や、学校には登校できるが、教室には入ることがで きない児童・生徒のための「校内サポートルーム」の設置など、様々な登校支援策を実施し ています。引き続き、不登校児童・生徒の社会的な自立に向けた支援の充実に努めます。
39		わかもの あんしん く かんきょう せつび せいかつ らく 若者が安心して暮らせるような環境や設備があると生活が楽になっていい おも と思います。	○	ほんけいかく き ほん ほう しん し さく わかもの せいかつ し えん き ほん ほう しん し さく ふ あん なや かか わかもの 本計画では、基本方針2施策4若者の生活支援、基本方針2施策5不安や悩みを抱える若者 への支援を位置付け、推進していきます。 わか ひと あんしん く かんきょう せつび ととの とりくみ すず 若い人たちが安心して暮らせる環境や設備が整うよう、取組を進めていきます。
40		わか ひと はや けっこん うなが もくてき けっこん し えん おこな 若い人たちに早めの結婚を促すことを目的として、結婚支援を行ってほし い です。	○	ほんけいかく き ほん ほう しん し さく わかもの せいかつ し えん き ほん ほう しん し さく ち い き こ わかもの 本計画では、基本方針2施策4若者の生活支援、基本方針2施策5地域による子ども・若者 への支援を位置付け、推進していきます。 たと けっこん で あい き ほう わかもの し えん かいさい 例えば、結婚や出会いを希望する若者への支援として、イベントの開催やコミュニケーショ ンスキルの向上等を目的としたセミナー実施、地域で結婚や出会いの支援活動をする方々へ の支援に取り組んでいきます。引き続き、どのような支援が若い人たちに求められている か、声を聴いていきます。
41		おとな と き なや そうだん 大人になった時の悩みを相談できるのはうれしいです。	○	ほんけいかく き ほん ほう しん し さく ふ あん なや かか わかもの し えん とりくみ い ち づ 本計画では、基本方針2施策5不安や悩みを抱える若者への支援において、取組を位置付 け、推進していきます。 これから、みんなが大人になった時の悩みを安心して相談できる環境を作っていきます。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方え方
42	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針2	わかものおとな こま お とき すなお そうだん しせつ つく 若者が大人になって困ったことが起きた時に素直に相談できる施設を作る たいせつ おも ことが大切だと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく ふあん なや かか わかも しえん とりくみ いちづ 本計画では、基本方針2 施策5 不安や悩みを抱える若者への支援において、取組を位置付 すいしん け、推進していきます。 しせつ かぎ 施設に限らず、これからも、みんなが安心して相談できる環境を作っていきます。
43	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針3	め み びょうき も こ おや りかい ふか こう 目に見えない病気を持つ子どもやその親について、理解を深めるための講 えんかい よ 演会などがあると良いです。	△	すで さまざま とりくみ じっし げんじてん いけん こうえんかい けんとう 既に様々な取組を実施しており、現時点でご意見いただいた講演会の検討をしていないた いけん ようぼう き こんご さんこう め、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 しょうがい かつ かつ ちい きしゃかい せいかつ きょうせいしゃかい じつげん もと 障害のある方もない方もともに地域社会で生活していく共生社会の実現が求められていま かつしかく しょうがいしゃさくひんてん しょうがい ふきゅうけいはつこうざ じっし けんこうこうざ す。葛飾区では、障害者作品展や障害の普及啓発講座を実施しているほか、健康講座でも しょうがい けいはつ 障害について啓発しています。 かつしかくあんしん がいけん はいりょ また、ヘルプマーク・ヘルプカード（葛飾区安心カード）は、外見からわからなくても配慮 ひつよう しゅうい かつ し しゅだん く はいふ が必要であることを周囲の方に知ってもらう手段で、区で配布しています。
44	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針3	しょうがい も う こ ちりょうひ にゅういんひ むしょうか 障害を持って生まれてきた子たちの治療費、入院費の無償化をしてほしい さい さいたいしょう です。（0歳～17歳対象）	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく しょうがせう かか こんなん しえん とりくみ いちづ 本計画では、基本方針3 施策1 障害等に関わる困難への支援において、取組を位置付け、 すいしん 推進していきます。 かつしかく しょうがい かつ くない す こうこうせいねんだい さい 葛飾区では、障害のあり・なしに関わらず、区内に住んでいる高校生年代（18歳になってか はじ むか がつ にち こ いりょうひ じ こふたんきん じよせい ら初めて迎える3月31日まで）までの子どもの医療費について、自己負担金を助成すること むしょうか にゅういんひ おな にゅういん としき しょくじ で、無償化をしています。これは、入院費についても同じです。ただし、入院した時の食事 だい よぼうせつしゅ ひよう けんこうほけん つか ひよう じよせい 代や予防接種の費用など、健康保険が使えない費用は助成できません。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
45	だい しよう 第4章 きほんほうしん 基本方針3	ふたりいじよう こ かてい えん きゆうふきん ひとりっこ きゆうふ 2人以上の子どもがいる家庭は□□円の給付金があるけど、1人っ子への給付 きん う と すく ひとりっこ かてい う と きかい 金は受け取れるものが少ないから、1人っ子の家庭でも、受け取れる機会を ふ ほう おも 増やした方がいいと思います。 ひとりっこ かね だいじようぶ おも (1人っ子だからお金があまりなくても大丈夫なわけじゃないと思う)	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ わかも の そだ かてい けいざいてきしえん とりくみ 本計画では、基本方針3施策2子ども・若者が育つ家庭への経済的支援において、取組を いちづ すいしん かつしかく しゅっさんおうえんきゆうふきんきゆうふじぎよう しゅっさん 位置付け、推進していきます。葛飾区では「かつしか出産応援給付金給付事業」や「出産・ こそだ とうえん きゆうふじぎよう こ かてい しえん さまざま じぎよう じっし 子育て応援ギフト給付事業」など、子どもがいる家庭を支援するための様々な事業を実施し じぎよう こ ひとり こそだ かてい たいしよう ています。これらの事業は、子どもが1人の子育て家庭も対象としています。 ようじふたりどうじようきじゆんてきどうじてんしゃとうこうにゆうひ じよせいじぎよう れいわ ねんど こ また、「幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業」では、令和5年度まで子どもが ふたりいじよう かてい たいしよう れいわ ねんど こ ひとり こそだ かてい 2人以上いる家庭を対象にしていますが、令和6年度から、子どもが1人の子育て家庭 たいしよう も対象としています。 こんご こ にんずう すべ こそだ かてい ふたん けいげん はか 今後も子どもの人数にかかわらず、全ての子育て家庭の負担の軽減を図ることができるよう しえん おこな 支援を行っています。
46		こ かね しきゆう よ せいかつ おも 子どもにお金を支給していただけたら、もっとより良い生活ができと思 います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ わかも の そだ かてい けいざいてきしえん とりくみ 本計画では、基本方針3施策2子ども・若者が育つ家庭への経済的支援として、取組を いちづ すいしん 位置付け、推進していきます。
47		かね しえん やちん たか きゆうりよう ふ お金の支援がもっとほしいです。家賃が高くて、給料が増えてなくて、 しょくざいぶつか たか せいかつ たいへん 食材物価が高くて、ずっと生活が大変です。	○	たと しゅっさんおうえんきゆうふきんじぎよう しゅっさん こそだ とうえん きゆうふじぎよう こ 例えば、「かつしか出産応援給付金事業」や「出産・子育て応援ギフト給付事業」など、子 かてい しえん さまざま けいざいてきしえん じっし こんご こそだ かてい どもがいる家庭を支援するため、様々な経済的支援を実施しています。今後も、子育て家庭 よ せいかつ ひつよう しえん がより良い生活ができるよう必要な支援をしています。
48		きようだい かてい しえん よ 兄弟がいる家庭の支援があると良いです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ わかも の そだ かてい けいざいてきしえん とりくみ 本計画では、基本方針3施策2子ども・若者が育つ家庭への経済的支援において、取組を いちづ すいしん 位置付け、推進していきます。 たと ふたり めいこう こ ほいくりよう むりよう きようだい かてい けいざいてき 例えば、2人目以降の子どもの保育料を無料にしているなど、兄弟がいる家庭への経済的な しえん おこな こんご しえん もと ひ つづ かんが 支援を行っています。今後も、どのような支援が求められているかを引き続き考えていきま す。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ けいけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
49		こ がっこう ひょう に ぶん いち 子どもの学校の費用を二分の一にしてほしいです。	△	こんご けんとう よてい いけん ようぼう き こんご さんこう 今後検討する予定のため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 かつしかく ほか く さきが れいわ ねんど くりつ かくがっこう がっこうきゅうしよくひ むりょう 葛飾区では、他の区に先駆けて令和5年度から区立の各学校の学校給食費を無料にしまし た。これからも学校教育にかかる費用を少なくできるよう、検討します。
50		ほいくえん ようちえん きゅうしよくひ むしょうか 保育園、幼稚園の給食費を無償化してほしいです。	△	すで さまざま けいざいてきしえん じっし げんじてん ほいくえん ようちえん きゅうしよくひむしょうか じっし 既に様々な経済的支援を実施しており、現時点で保育園、幼稚園の給食費無償化を実施する よてい いけん ようぼう き こんご さんこう 予定がないことから、意見・要望としてお聴きし、今後の参考とさせていただきます。 かつしかく ほいくえん ようちえん まいにちかよ こ きゅうしよくひ むしょう く ほじょ 葛飾区の保育園と幼稚園に毎日通っている子どもの給食費は、無償になるよう区が補助して いますが、ときどき利用している子どものなかには、給食費を払っている子どももいます。 こんご とうきょうと ひとりめ こ たい ほいくりょう むしょう ふ 今後、東京都が1人目の子どもに対する保育料を無償にすることも踏まえて、いただいたご いけん じつげん かんが 意見の実現についても考えていきます。
51	だい しょう 第4章 き ほん ほうしん 基本方針3	き ほん ほうしん おも こ わかもの う そだ かんきょう さゆう 基本方針3がいいと思います。子どもや若者が生まれ育つ環境に左右され ないようにするのがいいと思います。 どうよう いけん けん (同様の意見がほかに2件)	○	ほんけい かく き ほん ほうしん し さく こ わかもの そだ かにてい けいざいてきしえん し さく ひんこん かいしやう む 本計画の基本方針3施策2子ども・若者が育つ家庭への経済的支援や施策3貧困の解消に向 しえん い ち づ とりくみ ちゅうしん しえん おこな けての支援に位置付けた取組を中心に、支援を行っていきます。 う ばしよ そだ かんきょう かんけい あんしん す つと 生まれた場所や育った環境に関係なく、みんなが安心して過ごせるよう努めています。
52		こ ひんこん おも よ 「子どもの貧困をなくしたい」という思いが良いです。	○	
53		こ ひんこん しえん 子どもの貧困をなくすために支援してほしいです。	○	
54		い い じどう ねが 行きたくても行けない、やりたくてもやれない児童がいたら、その願いを かな い 叶えるようにしてほしいです。ディズニーランドなど、たまにしか行かな い むりょう い おも いところへ無料で行けるようにしたらよいと思います。	△	すで さまざま けいざいてきしえん じっし げんじてん いけん しえん じっし よてい 既に様々な経済的支援を実施しており、現時点ではご意見いただいた支援を実施する予定が いけん ようぼう き こんご さんこう ないことから、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 い ばしよ い こ きもち たいせつ けいざいてき りゆう 行きたい場所に行きたくても行けない子どもたちの気持ちを大切に、経済的な理由でやり あきら かんが たいことを諦めることがないよう、区としてどのように支援できるかを考えています。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ けいかく ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばん No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
55	だい しゅう 第4章 きほんほうしん 基本方針4	こうれいしゃ こ じぶん いけん お つ 高齢者が子どもなどに自分の意見を押し付けることをなくしてほしいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ けんり ほしょう とりくみ いちづ すいしん 本計画では、基本方針4 施策1 子どもの権利の保障において、取組を位置付け、推進していき きます。 かつしかくこ けんりじょうれい ほごしゃ くみんどう こ いけん たいせつ 葛飾区子どもの権利条例では、保護者や区民等のやるべきこととして、子どもの意見を大切 に受け止め、子どもの年齢や成長の程度に応じて十分尊重し、子どもにとってより良い方法 を一緒に考えるよう努めることとしています。高齢者が子どもと一緒により良い方法を考え ず自分の意見を押し付けることは良くないことですが、子どもの意見を大事にした上で、子 どもにとって一番良いことが高齢者の意見の場合もあります。この場合も、単に意見を押し 付けるのではなく、子どもがわかるようにきちんと説明することが大事だと考えています。 ひ つづ こ けんり まも とりくみ すす かつしかくこ けんりじょうれい ないよう こ 引き続き、子どもの権利を守る取組を進めるとともに、葛飾区子どもの権利条例の内容を子 どもや区民等に周知していきます。
56		ひとりひとり けんり まも たいせつ おも 一人一人の権利を守ることとはとても大切だと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ けんり ほしょう とりくみ いちづ すいしん 本計画では、基本方針4 施策1 子どもの権利の保障において、取組を位置付け、推進していき きます。 わたし こ けんり まも たいせつ かつしかくこ けんりじょうれい しこう 私たちも子どもの権利を守ることを大切にしています。葛飾区子どもの権利条例を施行し、
57		こ けんり まも おも 子どもの権利を守ろうとしていていいと思います。	○	こ けんり まも とりくみ くぜんたい おこな 子どもの権利を守るための取組を区全体で行っています。 ひ つづ こ けんり まも とりくみ すす かつしかくこ けんりじょうれい ないよう こ 引き続き、子どもの権利を守る取組を進めるとともに、葛飾区子どもの権利条例の内容を子 どもや区民等に周知していきます。
58		こうそく きてい みなお 校則の規定を見直してほしいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ けんりほしょう いちづ くぜんたい こ わかもの しゅたい 本計画では、基本方針4 施策1 子どもの権利保障を位置付け、区全体で子ども・若者が主体 的に意見を表明できるような取組を進めていきます。
59		くない ちゅうがっこう こうそく みなお たと こうそく 区内の中学校の校則を見直してください。例えば、校則どおりにセーラー 服の下にカーディガンを着ると不快で脱ぎ着も困難です。そのため、みん ながヒートテックで寒さを我慢しています。他にも校則に関して子どもの 権利が認められていない部分が多くあります。検討をお願いします。	○	がっこう かがっこう さだ きょういくいんかい くりつ かがっこう ふくそう も もの 学校のきまりは各学校で定めていますが、教育委員会では、区立の各学校での服装や持ち物 などのきまりについて、子どもや保護者の考え方を聞き取りながら、必要に応じて内容 等を見直すよう、学校へ助言しています。そのため、校則の見直しについては、例えば生徒 会の議題として取り上げるなど、学校の中で友達や先生方とよく相談してください。

けいかく あん いけん はんえい
 ◎計画（案）に意見を反映する。
 けいかく そあん も こ
 ○計画（素案）に盛り込まれている。
 いけん ようぼう き
 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。
 こんご さんこう

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方考
60		ヤングケアラーの存在も見落とさず ^{そんざい み お} に手 ^て を差し ^さ のべてもらいたいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ けんりほしょう どうしえんじぎょう い ち づ 本計画の基本方針4施策1子どもの権利保障としてヤングケアラー等支援事業を位置付けています。 ヤングケアラーは、本来は大人がやるべきと思われるような家事や家族のお世話などを にちじょうてき おこな こ ふたん おお がくぎょう ゆうじんかんけい えいきょう 日常的に行っている子どものことであり、負担の大きさなどから学業や友人関係に影響を あた かのうせい こと さんざい き しえん 与える可能性のあるものです。こうした子どもの存在に気づき、支援につなげることが たいせつ まわ おとな ちゅういぶか みまも じゅうよう かんが 大切であり、周りの大人たちが注意深く見守ることが重要だと考えています。 そのため、引き続き子ども本人や周りの大人たちに対して相談窓口などの周知を進めていき じぶん なや こま ます。もしも、あなたが、自分のことでヤングケアラーについての悩みがあったり、困って はな まわ おとな そうだん いるなら、あなたが話しやすい周りの大人に相談してくれるとうれしいです。
61	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針4	がっこう つ 学校にエレベーターを付けてほしいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ あんぜん かくほ とりくみ い ち づ すいしん 本計画では、基本方針4施策3子どもの安全の確保において取組を位置付け、推進していき ます。 くりつ かがっこう た か とき せっち た か ばあい 区立の各学校を建て替える時にはエレベーターを設置しています。建て替えをしない場合 いまつか こうしゃ せっち むずか かいだん のぼ お たす は、今使っている校舎にエレベーターを設置することが難しいため、階段の上り下りを助け き かい かはんがたかいだんしょうこうき つか すわ かいだん いどう る機械（可搬型階段昇降機）を使って座ったまま階段を移動できるようにしています。 そあんじてん きほんほうしん しさく たし がくりよく かんせい たいりよく こうじよう む こ いくせい （素案時点では、基本方針2施策2確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成）
62		こうさてん せっち 交差点とかにカーブミラーを設置してほしいです。	△	こうさてん じょうきょう せっち けんとう ひつよう いけん ようぼう き こんご さん 交差点の状況により設置の検討をする必要があるため、意見・要望としてお聴きし今後の参 こう 考とさせていただきます。 くるま いちじていし じょうこう さゆう かくにん こうさてん 車が一時停止して、さらに徐行しても左右が確認できない交差点について、カーブミラーの せっち けんとう こうさてん おし 設置を検討します。そのような交差点があれば、教えてください。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
63		ほどうきょう 歩道橋にエレベーターをつけてほしいです。	△	げんじてん じっし むずか いけん ようぼう き こんご さんこう 現時点では実施が難しいため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 ほどうきょう おも どうろ かんり きかん せっち かんり おこな こくどう こくどうつうしょう 歩道橋は主にその道路を管理している機関が設置や管理を行います。国道なら国土交通省、 とどう とうきょうと くどう く けんとう せっち あ ほどうきょう りよう 都道なら東京都、区道なら区が検討します。設置に当たっては、その歩道橋を利用している りようしゃすう せっち ばしょ かくほ せっち ご い じ かんり ひょうなど ひようたいこうか こうりょ 利用者数、設置する場所の確保、設置後の維持管理にかかる費用等、費用対効果を考慮する ひつよう ようそ そうごうで かんが く ほどうきょう あら せつ 必要があります。これらの要素を総合的に考えると、区では歩道橋に新たなエレベータを設 ち むずか かんが 置することは難しいと考えています。
64	だい しょう 第4章 き ほんほうしん 基本方針4	あんぜん とうげ こう ちゅうがくせい じーびーえすきき も 安全に登下校するために、中学生になったらGPS機器を持ちたいです。	△	じーびーえすきき がっこう じゅぎょう かつどう かなら ひつよう どうぐ しょうちゅうがっこう GPS機器は、学校での授業や活動に必ずしも必要な道具ではないことから、小中学校への じーびーえすきき も こ げんそく きんし いけん ようぼう こんご さんこう GPS機器の持ち込みは原則として禁止されているため、意見・要望とし今後の参考とさせて いただきます。 かつしかく じたく がっこう きょり とお がっく へんせい あんぜん つうがく 葛飾区では自宅から学校までの距離が遠くならないよう学区を編成し、安全に通学ができる ような環境を目指しています。そのため、学校には原則GPS機器を持つていくことはできま せん。しかし、個別の事情もあると思いますので、安全に通学するために必要なことであれ ば学校に相談してください。
65		き ほんほうしん わる まも たっせい こ はんざい 基本方針4の「悪いことから守られる」を達成するためには子どもが犯罪や やみ し ひつよう おも はんざいたいさく こうえんかい かくがっ 闇バイトなどをよく知る必要があると思うので、犯罪対策の講演会を各学 こう おこな よ おも 校で行ったら良いと思います。	△	はんざいたいさく こうえんかい ぐたいで き じっし くりつ かくがっこう まいとし 犯罪対策の後援会については具体的な実施はありませんが、区立の各学校において毎年セー きょうしつ かいさい あんぜんきょうい けいぞくで すいしん フティ教室を開催するなど安全教育を継続的に推進していきます。 また、かつしかきょうい き ほんほうしん ちい き みまも また、かつしか教育プラン（2024～2028）の基本方針2においては、地域ぐるみで見守り はぐく たいせい め ざ ほうこうせい 育む体制づくりを目指す方向性としています。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
66	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針5	ほごしゃ こ いろいろ おし おも 保護者が、子どもに色々と教えていけばいいと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく ちいき こ わかもの しえん なんばー かつていきよういく 本計画では、基本方針5施策1地域による子ども・若者の支援において、No.11「家庭教育 かんれんじぎょう なんばー かつていきよういくこうざ いちづ すいしん 関連事業」やNo.12「家庭教育講座」を位置付けて、推進していきます。 ほごしゃ こ いろいろ おし だいじ 保護者から子どもに色々なことを教えていくことは大事なことであるため、家庭教育の大切 こうかてき けいはつ とりくみ おこな さについて、効果的な啓発などの取組を行います。
67		よ けいかく おも けいかく すず く まわ ひと 良い計画だと思います。その計画を進めるのは区だけです。周りの人、 ちいき ひと なに おも 地域の人は何もしないのかなと思いました。	○	けいかく く ちいき ひと こ しえん ひと きようりよく この計画は区だけでなく、地域の人たちや子どもたちの支援をしている人たちとも協力して すず 進めています。 とく きほんほうしん しさく ちいき こ わかもの しえん こ わかもの せいちょう 特に、基本方針5施策1地域による子ども・若者への支援において、子どもや若者の成長を ちいきぜんたい ささ かんきよう ぐたいてき とりくみ いちづ 地域全体で支える環境をつくっていくための具体的な取組も位置付けています。これからも みなさん こえ たいせつ すず さんの声を大切にしながら進めています。
68		あんしん す かんきよう せいちょう かんきよう く ちいき みなさま 安心して過ごせる環境や成長できる環境が、区や地域の皆様のおかげなの つづ おも で、このまま続けてほしいと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく ちいき こ わかもの しえん とりくみ いちづ 本計画では、基本方針5施策1地域による子ども・若者への支援において、取組を位置付け すいしん て、推進しています。
69		きほんほうしん こ わかもの せいちょう ちいきぜんたい ささ かんきよう ととの たいせつ 基本方針の子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えますが大切 おも だと思いました。	○	ちいき ひと きようりよく みな あんしん す かんきよう せいちょう これからも、地域の人たちと協力しながら、皆さんが安心して過ごせる環境や成長できる かんきようづく つづ 環境作りを続けていきます。
70		たいいく じゆぎょう でまえじゆぎょう ふ 体育の授業での出前授業を増やしてほしいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく ちいき こ わかもの しえん がっこうれんけいじぎょう 本計画では、基本方針5施策1地域による子ども・若者への支援において、学校連携事業の とりくみ いちづ すいしん 取組を位置付け、推進していきます。 どう さまざま まな せいちょう きちよう けいけん トップアスリート等から様々なことを学ぶことも、みなさんの成長にとっては貴重な経験に おも くりつ かがっこう じつたい おう でまえじゆぎょう きかい なると思います。区立の各学校の実態に応じて、出前授業の機会をつくれるようにしていき ます。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
71	だい しやう 第4章 きほんほうしん 基本方針5	むりよう た ばしよ おも 無料でおやつやごはんが食べられる場所があったらよいと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく ちいき こ わかものしえん とりくみ い ち づ 本計画では、基本方針5施策1地域による子ども・若者支援において、取組を位置付けて、 すいしん 推進していきます。 むりよう た ばしよ こ しよくどう おこな 無料でおやつやごはんが食べられる場所として、子ども食堂を行っているところがありま す。子ども食堂は、開いている場所や日時が決まっているので、区のホームページなどで調 べてみてもらえるとうれしいです。
72		いえ ひろ いえ なか こうえん よ おも 家を広くして、家の中に公園があったら良いと思います。	△	じぶん うち ひろ こうえん うち も めし 自分のお家を広くして公園にすることは、そのお家の持ち主でないとできないことです。そ か そと こうえん こ みらい じどうかん げんき あそ の代わりに外の公園、子ども未来プラザ、児童館などで元気に遊んでももらえるとうれしいで す。
73		かつしかくない あ ち いえ こうえん しせつ 葛飾区内の空き地を、家ではなくて、公園などの施設にしてほしいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ わかもの いばしよ すいしん ちやうしん とりくみ 本計画では、基本方針5施策2子ども・若者の居場所づくりの推進などを中心に、取組を すいしん 推進していきます。 く こ あそ ば ちいき ば こうえん ふ 区としては、子どもの遊びの場や地域のイベントができる場として、公園を増やしていくこ とはとても大切だと思っています。葛飾区内には空き地がありますが、その中で広く公園を つく あ ち も めし こうえん つか ば あい あたら 作るのにぴったりな空き地があり、その持ち主が公園として使わせてくれる場合は、新しい こうえん つく 公園を作っています。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ けいけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
74	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針5	かつしかく ひろ こうえん すく 葛飾区は広いのに、バスケットゴールのある公園が少ないです。ボールのつか こうえん おお なら ぼく 使える公園は多いですが、バスケットを習っている僕としては、もっとバスケットゴールのある公園が増えたいと思います。ボールの音がうるさいという意見もありますが、住宅が近くない場所に設置できたら良いと思います。	◎	げんざい かつしかく ない しょ こうえん いけん かつしかく 現在、葛飾区内には5か所の公園にバスケットゴールがあります。ご意見のとおり、葛飾区は広いですが、住宅の近くにある公園では、バスケットボールのドリブルの音の問題やボールが外に飛び出し家に当たってしまうこと、ほかの利用者にボールが当たってしまうことなど、公園周りに住んでいる人や公園で遊んでいるほかの人に迷惑をかけないように気をつけなければなりません。 じゅうたく すこ はな ひろ こうえん つく なお いけん さんこう 住宅から少し離れた広い公園を作るときや直すときは、いただいたご意見を参考にして、バスケットボールを含めたボール専用の広場を作っていきたいと思っています。 く しょうがくせい ちゅうがくせい たいしょう どうようび にちようびおよ きゅうじつ ご ご こうてい あそ ば また、区では小学生や中学生を対象に土曜日、日曜日及び休日の午後、校庭を遊び場として開放している区立小学校があります。バスケットゴールがある学校もありますのでご利用ください。校庭でボール遊びができることを知らない子たちが多いため、みんなに遊んでもらえるようにチラシやポスター等を作成して知ってもらえるようにがんばります。 こんかい いけん ふ ほんけいかく きほんほうしん しさく なんばー ちいき みじか こうえん 今回いただいたご意見を踏まえ、本計画の基本方針5施策2にNo.3「地域の身近な公園のせいび なんばー とくしよく こうえん せいび なんばー こうていあそ ば かいほうじぎょう いちづ とりくみ整備」、No.4「特色のある公園の整備」、No.5「校庭遊び場開放事業」を位置付け、取組すいしん を推進していきます。
75		こうえん ふ もっと公園を増やしてほしいです。	◎	げんざい くみんひとり あ こうえんめんせき かつしかく いじょう もくひょう 現在、区民1人当たりの公園面積は4.36㎡ですが、葛飾区では5㎡以上にあることを目標に、公園にぴったりの広い土地があった場合には新しい公園を作ることに取り組んでいます。公園を作ることになった場合は、周りにはあるほかの公園の遊具や使われ方を見ながら、まわ こうえん ゆうぐ お あそ くふう 周りの公園にない遊具などを置くなど、いろいろな遊びができるよう工夫をしています。 く しょうがくせい ちゅうがくせい たいしょう どうようび にちようびおよ きゅうじつ ご ご こうてい あそ ば また、区では小学生や中学生を対象に土曜日、日曜日及び休日の午後、校庭を遊び場として開放している区立小学校があります。 こんかい いけん ふ ほんけいかく きほんほうしん しさく なんばー ちいき みじか こうえん 今回いただいたご意見を踏まえ、本計画の基本方針5施策2にNo.3「地域の身近な公園のせいび なんばー とくしよく こうえん せいび なんばー こうていあそ ば かいほうじぎょう いちづ とりくみ整備」、No.4「特色のある公園の整備」、No.5「校庭遊び場開放事業」を位置付け取組すいしん を推進していきます。
76		こじんてき そと あそ ばしょ こうえん うんどうじょう すく かん 個人的には、外で遊べる場所（公園や運動場など）が少ないと感じています。小学生の頃も遊び場に困り、遊び場があっても他に選択肢がなく、集まってしまう人が多い印象でした。もっと遊べる場所を増やしてほしいです。	◎	
77		こうえん スポーツができる公園をふやしてほしいです。	◎	

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
78	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針5	サッカーが出来る公園を増やしてほしいです。	◎	せま こうえん あそ こうえん ひと こうえん まわ いえ めいわく 狭い公園でボール遊びをすると、公園にいるほかの人や、公園の周りの家に迷惑をかけてし ばあ い こうえん あそ ひろ まわ ひと めいわく まう場合があります。公園でボール遊びをするには、広いスペースで周りの人に迷惑をかけ
79		いいと思います。公園の使い方のボール遊びを見直してほしいです。	◎	ないよう にルールを守って遊ぶことが大切です。現在、公園を作るときや直すときには、 その公園がどのように使われているかを見ながら、ボールで遊んでも迷惑にならない広い ばしょ ばあ い そと と で かこ ひろば つく はじ 場所がある場合は、ボールが外に飛び出ないようにネットで囲ったボール広場を作り始めて
80		公園でボール遊びが出来ないので、できるようになるといいです。	◎	います。
81		まず公園でボール遊びができる様にしてほしい。ボールが使えただけで たの たい こうえん こ あそ ば あそ いぶ楽しくなる。公園は子どもが遊べる場なのにボール遊びができないの はおかしいと思います。	◎	なお、公園ではありませんが、区では小学生や中学生を対象に土曜日、日曜日及び休日の ご ご こうてい あそ ば かいほう くりつしょうがつこう こうてい あそ 午後、校庭を遊び場として開放している区立小学校があります。校庭ではボール遊びができ ますが、それを知らない子たちが多いため、みんなに校庭でボールで遊んでもらえるように チラシやポスター等を作成して知ってもらえるようにがんばります。 こんかい いけん ふ ほんけいかく きほんほうしん しさく なんばー ちいき みじか こうえん 今回いただいたご意見を踏まえ、本計画の基本方針5施策2にNo.3「地域の身近な公園の せいび なんばー とくしよく こうえん せいび なんばー こうていあそ ば かいほうじぎょう いち とりくみ 整備」、No.4「特色のある公園の整備」、No.5「校庭遊び場開放事業」を位置づけ、取組 すいしん を推進していきます。
82		ボール遊びができる公園がほしいです。	◎	

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ けいかく ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばん No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
83	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針5	かた あそ こうえん 硬いボールで遊べる公園があってほしい。 こうえん ばこ 公園にゴミ箱がほしい。 こうえん ほ 公園にトイレが欲しい ひろ こうえん 広い公園があってほしい。	◎	こうえん ちい こ としよ まも たの つか たいせつ 公園は、小さな子どもからお年寄りまでみんながルールを守って楽しく使うことが大切で す。硬いボールで遊ぶことは、狭い公園では他の人にボールが当たってしまうなど危ないと きがあります。公園ではありませんが、小学生や中学生を対象に土曜日、日曜日及び休日の ご こ こうてい あそ ば かいほう くりつしょうがつこう 午後、校庭を遊び場として開放している区立小学校があります。 また、こうえん ばこ こうえんいがい かてい おお す こうえん きたな 公園のゴミ箱は、公園以外の家庭ゴミが多く捨てられ、公園が汚くなってしまふこと があり、残念ながら一部の公園ではゴミ箱を無くすようにしています。このように、みんな がルールを守らないと、公園が使いにくくなってしまいます。トイレについては、こうえん つく るときや直すときに、トイレを設置できるかどうかを調べて、設置ができる公園には必ずト イレをつけるようにしています。ひろ こうえん つく ばしよ さが つく 広い公園については、これまでも作れる場所を探して作っ てきていますが、こんご つく ばしよ さが つく 今後も作れる場所を探して作っていくようにがんばります。 こんかい いけん ふ ほんけいかく きほんほうしん しさく なんばん ちいき みじか こうえん 今回いただいたご意見を踏まえ、本計画の基本方針5施策2にNo.3「地域の身近な公園の せいび なんばん とくしよく こうえん せいび なんばん こうていあそ ば かいほうじぎょう いちづ とりくみ 整備」、No.4「特色のある公園の整備」、No.5「校庭遊び場開放事業」を位置付け、取組 すいしん を推進していきます。
84		あんしん す おとこ おんな かんけい だれ なかよ で き みんなが安心して過ごせる男も女も関係なく誰でもみんなと仲良く出来る しせつ おも 施設があったらいいと思います。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく こ わかもの いばしよ すいしん いちづ とりくみ すいしん 本計画の基本方針5施策2に子ども・若者の居場所づくりの推進を位置付け、取組を推進し ていきます。 れい こ みらい じどうかん こうえん こ だれ なかよ りよう 例として、子ども未来プラザ・児童館や公園などは、子どものみなさんが誰でも仲良く利用 しせつ しせつ かつよう おも してもらいたい施設ですので、活用してもらえたらと思います。
85		あ おも みんなに会えるようにすると思います。	○	

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
86	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針5	じどうかん たいいくかん 児童館に体育館がほしいです。 どうよう いけん けん (同様の意見がほかに7件)	△	いただいたご意見は、現時点で検討を行っていないことから、意見・要望としてお聴きし 今後の参考とさせていただきます。 児童館には、体育館はありませんが、ホールがあります。ホールでは卓球やダンス等の室内 で体を使った遊びができるようにしている児童館があります。また、プラザ西新小岩はにこ わ新小岩の中にありますが、プラザ西新小岩でにこわ新小岩の広いホールを毎月数日借りて います。そこで、運動することができます。さらに児童館ではありませんが、区立の各学校 の体育館をスポーツ団体に貸出しを行う学校開放というものがあります。利用するには大人 の人が責任者になって申請が必要なので、保護者に相談をしてください。
87		しつない あそ しせつ ふ 室内で遊べる施設を増やしてほしいです。	○	本計画の基本方針5施策2に子ども・若者の居場所づくりの推進を位置付け、取組を推進し ていきます。 区には、室内で遊べる施設の代表例として、子ども未来プラザや児童館があります。友達と 遊んだり、いろいろなイベントに参加してもらえるとうれしいです。
88		ちい こ おお こ あそ ばしょ 小さい子ども、大きい子どもも遊べるような場所がほしいです。	○	本計画の基本方針5施策2に子ども・若者の居場所づくりの推進を位置付け、取組を 推進していきます。 葛飾区には、子ども未来プラザと児童館があります。部屋を分けたり、遊べる時間を決め りして、大きな子どもも小さな子どもも安全・安心して遊べるよう工夫をしています。ま た、外には公園があり、広いスペースで小さな子どもも大きな子どもも体を動かして遊ぶこ とができます。区では小学生や中学生を対象に土曜日、日曜日及び休日の午後に校庭を遊び 場として開放している区立小学校があります。 これらのような場所を使って、楽しく元気に遊んでもらえると嬉しいです。これからも、 みんなが楽しく遊べる場所ができるようがんばっていきます。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方考え方
89	だい しょう 第4章 きほんほうしん 基本方針5	がっこうい がい わくチャレみたいなものが、学校以外にもあるといいです。	○	ほんけいかく きほんほうしん しさく ちいき こ わかもの しえん きほんほうしん しさく こ 本計画では、基本方針5施策1地域による子ども・若者への支援、基本方針5施策2子ど も・若者の居場所づくりの推進において、取組を位置付け、推進していきます。 かつしかく いばしょ すいしん とりぐみ いちづ すいしん 葛飾区には、わくチャレのように工作やボードゲームなどでお友達と楽しく過ごせる場所と じどうかん こ みらい して、児童館や子ども未来プラザのほか、にいじゅくプレイパークというものがあります。
90	だい しょう 第5章	ようちえん ほいくえん かず ふ おも 幼稚園や保育園の数を増やしたらいいと思った。	○	ほんけいかく だい しょう こ こそだ しえんじぎょうけいかく りょう み こ およ かくほうさく 本計画では、第5章に子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策を いちづ とく 位置付けて、取り組んでいきます。 ようちえん ほいくえん くに かんが かつ もと じんこう すいけい りょう ひと しら 幼稚園や保育園は、国の考え方に基づき、人口の推計や利用する人のニーズを調べ、どれく らいの利用がありそうかや、どれくらいの定員数が確保できそうなのかを考えながら計画を さだ 定めています。 げんざい く たいきじどう はっせい じょうきょう こんご へ よそう 現在、区は待機児童が発生していない状況であることや、今後も減っていくと予想されてい る子どもの数を見極めながら、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。
91	だい しょう 第6章	こ わかものせだい げんじょう はあく こべつ じょうきょう おう しえん ちいきせんたい 子どもから若者世代の現状を把握し、個別の状況に応じた支援を地域全体 れんけい けいかく よ く みな けいかく はあく で連携する計画は良いことです。しかし、区の皆さんがその計画を把握す ることが重要です。私も最初は葛飾区子ども・若者総合計画を知らなかつ たので、宣伝が第一優先だと思います。	○	ほんけいかく だい しょう けいかく しゅうち いちづ とく 本計画では、第6章の2に計画の周知を位置付けて、取り組んでいきます。 かつしかく こ わかものそうごうけいかく さくていご こ がいようばん つく 葛飾区子ども・若者総合計画の策定後は、子ども概要版を作り、みなさんにわかりやすく伝 えていきます。また、こうほうし くこうしき らい んとう えすえぬえすかつよう ひろ くない 周知を行うほか、希望する区内在住・在学・在勤の10人以上のグループ向けに葛飾区子ど
92		かつしかく す ひと つた 葛飾区は、とても住みやすいまちなのでもっとたくさんの人に伝えたいな おも と思いました。	○	わかものそうごうけいかく がいよう でまえこうざ じっし も・若者総合計画の概要について出前講座を実施していきます。
93		せけん し くふう おも もっと世間に知ってもらえるように工夫すべきだと思います。	○	

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばん No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
94	た その他	かつしかく こ あそ 葛飾区で、子どもが遊べるイベントをいっぱいやってほしいです。	△	こんごけんとう よてい いけん ようぼう き さんこう 今後検討する予定のため、意見・要望としてお聴きし参考させていただきます。 かつしかく こ みらい じどうかん あそ 葛飾区には、子ども未来プラザと児童館があります。そちらで、みんなが遊べるイベントを じっし にゆうようじ む しょうがくせいむ ちゅうがくせいむ ぎょうじ く 実施しています。乳幼児向け、小学生向け、中学生向けの行事があります。区のホームペー かくし せつ しょうかい ジの各施設のページで紹介しているほか、イベントカレンダーに子どもが参加できる区の さまざま じょうほう で さんか き かんが 様々なイベント情報が出ていますので、参加したいイベントに来てほしいと考えています。 こんご つく し くふう 今後は、子どもホームページを作り、イベントを知ってもらうために工夫をしています。
95		たの 楽しめるようなものがあります。	△	
96		きれい こうえん トイレが綺麗な公園がほしいです。	△	こうえん えいせいたいさく い じ かんり いっかん ほんけいかく い ちづ よてい いけん ようぼう 公園の衛生対策は維持管理の一環であり、本計画に位置付ける予定はないため、意見・要望 き こんご さんこう としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 こうえん まいにち そうじ じょうたい たも なか ふる 公園のトイレは、毎日掃除し、きれいな状態を保つようにがんばっていますが、中には古く なってしまったり、いたずらなどで壊されてしまったりと、残念ながら使いにくいトイレも あり、そういったトイレを じゅんばん あたら きれい さんねん つか 順番に新しい綺麗なトイレにしています。 き も つか こうえん これからも、みんなが気持ちよく使える公園トイレにしていこうようにがんばります。
97		じどうかん 児童館のトイレをきれいにしてほしいです。 どうよう いけん けん （同様の意見がほかに1件）	△	じどうかん えいせいたいさく い じ かんり いっかん ほんけいかく い ちづ よてい 児童館トイレの衛生対策は維持管理の一環であり、本計画に位置付ける予定はないため、 いけん ようぼう き こんご さんこう 意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 じどうかん りよう かつ き も りよう 児童館では、利用する方が気持ちよく利用できるよう、トイレをきれいにするため、まいにち そうじ かんきょう ととの わしきべんき ようしきべんき かいしゅう くない イレ掃除をするなど環境を整えています。また、和式便器から洋式便器にする改修を区内の じどうかん じゅんばん く くりつ かがっこう かいしゅう こうきょうし せつ 児童館で順番にしています。区では、区立の各学校のトイレの改修をはじめ、公共施設のト かいしゅう すす じどうかん はじ こんご かいてき つか イレの改修を進めているところです。児童館を始め、今後もトイレをより快適で使いやすく くやくしょぜんたい とりくみ すす するよう、区役所全体での取組を進めていきます。
98		かまぐらじどうかん ようしき 鎌倉児童館にきれいな洋式のトイレをつくってほしいです。	△	
99		おも いいと思います。 わかもの ろうじん い おも でも若者だけでなく老人とかも入れたらいいと思います。 かつしかくみん 葛飾区民！とか	○	く けいかく こ こうれいしゃ ひろ たいしょう かつしかくきほんけいかく じっしけいかく 区の計画は、子どもから高齢者までを広く対象とした葛飾区基本計画や実施計画といった けいかく たいしょう げんてい こべつけいかく かつしかく こ わかものそうごうけいかく 計画のほかに、対象を限定した個別計画があります。この葛飾区子ども・若者総合計画は、 こ わかもの たいしょう げんてい けいかく こうれいしゃ けいかく かつしかくこうれいしゃ 子どもや若者に対象を限定した計画であるほか、高齢者のための計画としては葛飾区高齢者 ほけん ふくしけいかく かつしかくこうれいしゃぎやくたいぼうし ようごしゃえんけいかく 保健福祉計画や葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画があります。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かんが 区の方
100	た その他	みせ ふや おも お店を増やすほうがいいと思います。	△	みせ ふ しまん そしき く げんじてん とりくみ けんとう お店を増やすことを支援をしている組織があり、区としては現時点で取組を検討していないため、意見要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 どうきょうとない しょうてんがい どう みせ ふ しょうてんがい かっせい かい どうきょうとちゆうしょうぎょうしん 東京都内の商店街にスーパー等のお店が増え、商店街が活性化するよう、東京都中小企業振興公社が必要な経費の一部を助成する開業支援を行っています。具体的には、商店街でスーパー等が新装工事する費用や設備・備品を購入する費用などの助成を行っています。
101		ちか ショッピングモールが、もっと近くにあってほしいです。	△	おお てんぽ べんり く ない く がい おお ショッピングモールは、多くの店舗があり便利であることや区内だけでなく、区外の多くのひと しゅうきやく ちいき にぎ う だいき ぼ みせ ふく 人を集客でき、地域に賑わいが生まれます。ショッピングモールのように大規模なお店が複数ある施設を新設する場合は、広い土地が必要となるほか、多くの利用客や車などによりしゅうへん す ひと せいかつかんきょう えいきょう およ かとうせい ほうりつ さまざま 周辺に住む人の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、法律により様々なルールをまも ひつよう 守る必要があります。 し せつ げんざいけいかく おこな ひがしかなまちいちようめ かいほつ れいわ ねんごろ このような施設として、現在計画を行っている東金町一丁目の開発において、令和12年頃にだいきほしょうぎょうしせつ はい たてもの よてい 大規模商業施設が入った建物ができる予定です。
102		かつしかく みぎ ひだり じい さいきん 葛飾区は右も左もわからないお爺さんがたくさんいます。ですが、最近のわかもの ぜ ひ ぜ ひ 若者といったらありやしないです。是非是非やってほしいです。	△	ちいき せだい ひと く わたし すべ せだい あんしん く 地域にはさまざまな世代の人が暮らしています。私たちは、全ての世代が安心して暮らせるちいき め ざ いけん たいせつ 地域づくりを目指しています。これからもみなさんの意見を大切にしながら、みんながいつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまちをつくっていきます。
103		さいきん こうれいかしゃかい おも 最近が高齢化社会なので、できるだけこういうのをしたほうがいいと思います。	△	こうれいかしゃかい かんが ほんけいかく さくてい こ わかもの こそだ 高齢化社会についても考えてくれてうれしいです。本計画を策定し、子ども・若者や子育てしえん さら じゅうじつ ほか 支援の更なる充実を図っていきます。

けいかく あん いけん はんえい
 ◎計画（案）に意見を反映する。
 けいかく そあん も こ
 ○計画（素案）に盛り込まれている。
 いけん ようぼう き
 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。
 こんご さんこう

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方え方
104	た その他	まち ひろ かつどう おこな おも 街をきれいにするゴミ拾い活動などを行うといいと思います。	△	く じょうれい せいてい ひろ かつどう つう まち とりくみ おこな 区では、条例の制定やごみ拾い活動などを通じて、街をきれいにする取組を行っています。 まち ほんけいかく きほんもくひょう しゅし ふ こ わかものしまん 街をきれいにすることは、本計画の基本目標の趣旨を踏まえると、子ども・若者支援として かんせつぎ こうか いけん ようぼう き こんご さんこう は間接的な効果にとどまるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 く かつしかく せいけつ じょうれい す きんし 区では、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」により、ごみのポイ捨てを禁止してい ます。このことをみなさんにルールとして守ってもらえるよう、広報かつしかや区のホーム ページなどでお知らせしています。また、5月の最終日曜日を「葛飾区環境美化の日」と定 めて、町会・自治会の方々やスポーツ団体の方々を中心に、区内全域でポイ捨てされたごみ ちょうかい じち かい かつがた だんたい かつがた ちゅうしん くないぜんいき す を拾い、清掃活動を行っています。さらに、区民一人ひとりがポイ捨てをしない意識を持っ ひろ せいそうかつどう おこな くみんひとり す いしき も てもらえるようにお知らせの仕方を工夫していきます。
105		わかもの か まちじゅう は おも 若者が、それぞれ書いたポスターなどを町中に貼るといいと思います。	△	げんじてん けんとう おこな いけん ようぼう き こんご さんこう 現時点で検討を行っていないことから、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていた だきます。 わかもの か まちじゅう は おも 若者が書いたポスターを町中に貼るアイデアは、とてもすてきだと思います。でも、どこに は こま ひと ちいき く じちちょうかい かんり けいじばん でもポスターを貼ると困る人もいるし、地域には区や自治町会で管理している掲示板もあり たいせつ し は ばしょ ひつよう か は ますが、大切なお知らせを貼る場所として必要であり、みんなが書いてくれたものを貼るに かだい おも は課題があると思っています。
106		うんどう こころ しゅうち あいさつ運動を心がけるように周知してほしいです。	△	うんどう かくがっこう こべつ じっし げんじてん ほんけいかく い ちづ じっし よてい あいさつ運動は各学校が個別に実施しており、現時点で本計画に位置付けて実施する予定が ないことから、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 き も す たいせつ おも みんなが気持ちよく過ごすためにも、あいさつをすることは大切なことだと思います。あい うんどう じっし がっこう よ じどうせいと ちゅうしん かつどう さつ運動を実施している学校で、呼びかけを児童生徒が中心となり活動してくれるとうれし いです。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ けいかく ようぼう き こんご さんこう
◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方 考 え 方
107		わかもの いまにんき た もの にんき で 若者に今人気の食べ物、または人気が出そうなアミューズメントパークを つく る おも 作ると良いと思います。	△	すで さまざま とりくみ じっし げんじてん いけん とりくみ じっし よてい 既に様々な取組を実施しており、現時点でご意見いただいた取組を実施する予定がないこと から、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 く えいが おとこ せかい ふ かつしかしばまたら きねんかん れいわ 区には映画『男はつらいよ』の世界に触れることができる「葛飾柴又寅さん記念館」や令和 ねん がつ よてい まんが かつしかくかめありこうえんまえばしゆつじよ せかいかん たいけん 7年3月にオープンする予定の漫画『こちら葛飾区亀有公園前派出所』の世界観を体験でき る「こち亀記念館」があり、作品を通じて区の魅力を知ってもらおう観光施設があります。ま た、花火大会や季節に合わせたイベントに加えて、かつしかフードフェスタという葛飾の食 たの を楽しんでもらえるイベントなどがあります。
108	た その他	かつしかく したまち にんき あんけん 葛飾区は下町のイメージがあるため、人気ティクトッカーに案件として かつしかく よ ところ せんでん よ おも いぜん かつしかく 葛飾区の良い所を宣伝してもらおうと良いと思います。以前、葛飾区が くやくしょまゑ ていつくとつく さつえい とうこう さい かつしかくこうしき 区役所前でTikTokを撮影し、投稿した際、葛飾区公式アカウントがバズっ ていなかったため、注目を集めませんでした。今後はSNSに力を入れ、少 かつしかくこうしき ふ しずつ葛飾区公式アカウントのフォロワーを増やすべきです。	△	こんごけんとう よてい いけん ようぼう き こんご さんこう 今後検討する予定のため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 いけん ゆうめい きよう いっき ご意見のとおり有名なインフルエンサーを起用することによって、一気にフォロワーを増や ちゆうもく あつ こうか きたい いっぽう たがく しゆつえいよう し、注目を集める効果が期待できます。一方で多額の出演料がかかったり、そのインフルエ ンサーのファンが喜ぶ内容になっても、区の魅力がしっかり伝わらないものになってしまう かのうせい ゆうめい かつよう こんご せんたくし けんとう 可能性もあります。有名なインフルエンサーの活用も今後の選択肢として検討しながら、 かつしかく みりよく つた きょうかん よ えすえぬえすはっしん くふう より葛飾区の魅力が伝わり、共感と呼ぶSNS発信ができるように工夫していきます。
109		いろいろ しゆるい きゅうしよく の もの ようい じぜん なに き 色々な種類の給食の飲み物を用意して、事前に何がいいか決めてることを やってほしいです。	△	がっこうきゅうしよく がっこうきゅうしよくほう ほうりつ ぎゅうにゅう だ き いけん よう 学校給食は、「学校給食法」という法律で牛乳を出すことが決められているため、意見・要 ぼう き こんご さんこう 望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 しゆるい の もの まいにちようい むずか きせつ いろいろな種類の飲み物を毎日用意することは難しいですが、クリスマスなど季節のイベン うんどうかい ぎょうじ ひ ぎゅうにゅういがい の もの つか トや運動会などの行事がある日は、牛乳以外の飲み物を使うこともあります。みなさんが おいしい たの かん きゅうしよく つく いろいろ くふう 美味しい、楽しいと感じられる給食を作れるように、これからも色々な工夫をしていきま す。

けいかく あん いけん はんえい
 ◎計画（案）に意見を反映する。
 けいかく そあん も こ
 ○計画（素案）に盛り込まれている。
 いけん ようぼう き
 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。
 こんご さんこう

なんばー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
110	た その他	がっこう きゅうしよく お い 学校の給食を美味しくしてほしいです。	△	がっこうきゅうしよく がっこうきゅうしよくほう ほうりつ ひつよう えいよう りよう き 学校給食は「学校給食法」という法律で必要な栄養の量が決められています。 けんこう あじつ うす ひとりひとりあじ この ちが みなさんの健康のために味付けが薄くなっていることがあります。一人一人味の好みに違い うす あじつ お い おも こんだて ちょうり くふう はありますが、薄い味付けでも美味しいと思ってもらえるように、献立や調理を工夫してい きます。
111		も こ おーけー スマートフォンの持ち込みをOKにしてほしいです。 どうよう いけん けん （同様の意見がほかに2件）	△	がっこう じゅぎょう かつどう かなら ひつよう どうぐ くりつ かく スマートフォンは、学校での授業や活動に必ずしも必要な道具ではないことから、区立の各 がっこう も こ げんそく きんし いけん ようぼう 学校へのスマートフォンの持ち込みは原則として禁止されているため、意見・要望としてお き こんご さんこう 聴きし今後の参考とさせていただきます。 こ こ じつじょう おう みと ばあい がっこう そうだん ただし、個々の実情に応じて認められる場合もありますので、学校に相談してください。
112		としよかん お まんが しゅるい ぶん 図書館に置く漫画の種類を増やしてほしいです。	△	としよかん こうにゅう ほん としよかん き としよかん しゅくいん 図書館で購入する本については、図書館で決められたルールにしたがって、図書館の職員が そうだん き いけん ようぼう き こんご さんこう 相談して決めているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 まんが ひょうか たか じゅしゅうさくひん ちゅうしん えら こうにゅう まんが 漫画については、評価の高い受賞作品を中心に選んでいます。購入してほしい漫画があれば としよかん しゅくいん つた えら とき さんこう 図書館の職員にお伝えください。選ぶ時の参考にさせていただきます。
113		しょうがっこう じてんしゃ とうこう 小学校に自転車で登校したいです。	△	じてんしゃとうこう か ひ かがっこう こべつ き ほんけいかく い ちづ じっし よてい 自転車登校の可否は各学校で個別に決めており、本計画に位置付けて実施する予定がないこ とから、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 こ こ じつじょう ひつよう ばあい がっこう そうだん かつしかく ばあい じたく 個々の実情で必要な場合は、学校に相談してください。しかしながら葛飾区の場合、自宅か しょうがっこう きより とお がつくへんせい ら小学校までの距離が遠くならないよう学区編成をしています。
114		こうこう こうりつ 高校も公立をつくってほしいです。	△	げんざい く ない こうりつこうこう とりつこうこう こう く こうりつこうこう 現在、区内には公立高校である都立高校が5校あります。区として公立高校をつくってほし いというご意見は、現時点で検討を行っていないことから、意見・要望としてお聴きし今後 さんこう の参考とさせていただきます。

けいかく あん いけん はんえい けいかく そあん も こ いけん ようぼう き こんご さんこう
 ◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

なんぼー No.	こうもく 項目	いけん ようし 意見の要旨	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の方
115	た その他	こ たち しえん ふ うれ 子ども達への支援が増えるのは嬉しいです。	△	いけん ご意見ありがとうございます。 かつしかく こ わかも そうごうけいかく い ち づ とりくみ ちやくじつ すいしん 葛飾区子ども・若者総合計画に位置付けた取組を着実に推進することで、これからもみんな すこ せいちょう じりつ が健やかに成長し、自立できるようにがんばっていきます。
116		こ わかも そうごうけいかく じっごう よ く じつげん おも 子ども・若者総合計画を実行させたらより良い暮らしが実現されると思	△	
117		しょうらい こ くわ おも 将来の子どもたちのことについて、詳しくまとめられていいと思いまし	△	
118		こ す かんきょう うれ 子どもが住みやすい環境にしてくれそうで嬉しいです。	△	
119		にほん しょうしこうれいか すす じゅうよう けいかく おも 日本では少子高齢化が進んでいるので、重要な計画であると思いました。 こ あんしん ぐうかん つく へいわ くに おも わたし 子どもが安心できる空間を作ることと平和な国になっていくと思うので私 たちからしては とても 助かるな と思いました。	△	
120		つぎ しゃかい つく うえ たいせつ わかも の せいちょう かか けいかく め み 次の社会を創る上で大切になっていく若者の成長に関わる計画が目に見え てわかりました。また、自分が大人になったときの不安が少し減ったと思 います。	△	
121		わかも の す まち おも 若者が住みやすい街になってきていると思います。 どうよう いけん けん （同様の意見がほかに5件）	△	
122		こうていてき いけん けん 肯定的な意見 83件 ・ いい と思います。 ・ がんばってください。 ・ 賛成します。 など	△	
123		いけん けん 意見なし 118件 ・ とく 特にないです。 ・ とく 特にありません。 ・ ないです。 など	△	
124		わ けん 分からない 69件 ・ わ 分かりません。 ・ よく 分からないです。 など	△	かつしかく こ わかも そうごうけいかく さくていご こ がいようばん つく った 葛飾区子ども・若者総合計画の策定後は、子ども概要版を作り、みなさんにわかりやすく伝 えていきます。

葛飾区子ども・若者総合計画（素案）に対する区民の意見と区の考え方について（大人からの意見）

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	第4章 基本方針 1	出生数の減少が続いています。その要因をどのように分析し、捉えていますか。	○	出生数の減少については、国全体の課題ではありますが、本区としても深刻に受け止めています。要因は多数ありますが、晩婚化や未婚率の上昇、経済的な不安定さなどが挙げられています。 本計画では、基本方針 1 施策 1 に位置付けた子どもを持つことへの支援を中心に、結婚や出産を希望する方々への支援策や子育て家庭への支援などの充実を図り、少子化対策につなげていきます。
2		妊婦のRSウィルスワクチン接種を自費で行いましたが、33,000円かかりました。子どもをもちたい世代は金銭的負担を懸念しており、助成があれば乳児のRS感染予防と医療費削減につながります。一案として検討いただきたいです。	△	予防接種の実施は、接種するワクチンのメリット及びデメリットや費用対効果などを総合的に勘案し、実施の可否を検討しています。個別の検討事項となり、本計画に位置付けて実施する予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
3		産後ケアを受け、とてもありがたく感じました。フォローがあるのも良いと思います。しかし、予約が全く取れない現状を改善していただきたいです。	○	産後ケアについて高く評価していただきありがとうございます。 本計画では、基本方針 1 施策 2 No.10に「産後ケア事業の充実」を位置付け、産後ケアを必要とする誰もが安全で質の高いケアが受けられるように、計画的に実施施設を拡大していきます。
4		産後ケアはどこの施設で具体的に何日くらい受けられるのですか。	○	本計画では、基本方針 1 施策 2 にNo.10「産後ケア事業の充実」を位置付け、取組を推進していきます。 産後ケアは区と契約した産科医療機関や助産院にて受けることができます。契約施設名は、お手数ですが、区ホームページにてご確認ください。令和6年度は、産後4か月未満の方は宿泊・デイケア合わせて7日間受けることができます。また、産後1年未満の方は乳房ケアを5回受けることができ、上記施設だけでなく自宅でも受けることが可能です。 令和7年度は、サービス内容を分かりやすく整理し、より利用しやすい環境をさらに推進するため、サービス区分を見直します。決まり次第、区ホームページ等でお知らせいたしますので、ご覧ください。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
5		葛飾区の子育て支援は親の育児負担軽減や経済的助成が中心ですが、親の心理的ケアや育てる力を向上させる学びの機会が不足しています。特に発達に凸凹がある子どもには長期的・包括的支援が必要で、親の負担が大きいです。家庭・教育・福祉及び医療の連携を図り、ワンストップで対応する窓口を設け、伴走型支援を実施してほしいです。	○	本計画では、基本方針1 施策2 親子の健康づくりの推進、基本方針1 施策3 相談支援体制の充実を位置付け、取組を推進していきます。 子育てに係る“親の負担”を軽減するため、子ども総合センターで子どもとその家庭に対する総合的な支援を行っています。また、家庭と伴走しながらよりよい支援に結び付くよう、関係機関との連携を図っています。 なお、障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に対して適切に対応するため、障害福祉課、保健所、保健センター、子ども総合センター、その他の関係機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮し、相互に連携して取り組んでいます。
6	第4章 基本方針1	緊急一時保育の整備を充実させてほしいです。切迫早産で入院した場合の上の子の預け先についてゆりかご面接で相談しましたが、「なってからでないと支援できない」との回答に絶望しました。幸い切迫早産にならず出産を迎えましたが、祖父母の支援が受けられない家庭が増えている中で、支援策の検討をお願いしたいです。	○	本計画では、基本方針1 施策4 にNo.9「緊急一時保育事業」、No.12「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」を位置付け、取組を推進していきます。 区では、全ての公立・私立保育所を対象に緊急一時保育の受入を実施しています。現在、緊急一時保育は、保護者が病気や出産等で入院をしなければならなくなったときや、同居のご家族の方が入院をして常時その介護・看護をしなければならなくなったとき等に、お子さんが未就園児でご家族の方が送迎できる場合は、緊急一時保育において一時的にお子さんを保育施設でお預かりしています。お子さんの送迎が困難な場合には、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）にて一時的に宿泊を伴う保育を実施しており、緊急一時保育と合わせて、緊急時にお子さんの保育ができなくなることはないよう、受け入れ体制を整えています。 なお、ゆりかご面接での相談については、より丁寧に担当部署に相談をつなぐようにしていきます。
7		子育て家庭等家事サポーター派遣事業について、多子家庭では上の子が3歳以上になると利用時間が激減し辛いです。食事の準備や部屋の片付けは大変なので、子どもの人数に応じて利用時間を増やしてほしいです。	○	本計画では、基本方針1 施策4 にNo.6「子育て家庭等家事サポーター派遣事業」を位置付け、取組を推進していきます。 3歳未満の子育て家庭については、多くの家庭が保育施設に通園する3歳以降に比べ、在宅で子育てしている家庭が多く、身体的・精神的負担から産後うつや孤立化につながりやすいとされています。そこで、本事業については、3歳未満の子育て家庭に対し家事支援サービスを充実させることで、負担の軽減や産後うつ、孤立化の未然防止を図り、産後も安心して子育てできる環境を確保することを目的に実施しています。しかし、今回いただいたご意見のとおり、3歳以降の子育て家庭においても、子どもの構成や家庭の状況などにより、3歳未満の子育て家庭と同様に支援が必要な場合があるものと認識しています。利用時間の拡大について今後検討を進めていきます。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
8	第4章 基本方針1	保育園が増える一方で、学童保育が不足していることは問題です。わくチャレは曜日限定で、長期休暇にも対応していません。学童保育の重要性を理解してほしいです。6年生まで利用できるべきではないでしょうか？小学校2年生までしか利用できず、待機となったことがあります。	○	本計画では、基本方針1 施策5にNo.13「学童保育クラブ」を位置付け、取組を推進していきます。 区では、学校の敷地内や近隣の場所に学童保育クラブの整備を進めるとともに、監護の必要性が高い1年生の児童から優先して入会を決定していますが、地域によっては、待機児童が多く発生しています。今後も、学校の改築や改修に合わせ学童保育クラブの増設に取り組むとともに、待機児童の緊急的な受け皿として、令和6年度から実施している待機児童の居場所事業「かつしかプラス」をモデル実施していきます。
9		学童保育を利用検討していますが、2年生以降の継続が難しく、いわゆる「小学生の壁」にぶつかっています。今後も共働き世帯が増えるのであれば、保育園同様の整備をお願いしたいです。	○	
10		子どもの人数に対して保育士が少ないです。国や都が定めている人数では、安全と安心のもと命を守る保育が難しいです。0歳児は現在3人に対して保育士1人ですが、理想は2人に対して1人です。1歳児は現在6人に対して1人ですが、理想は3人に対して1人です。2歳児は現在6人に対して1人ですが、理想は5人に対して1人です。実際の保育士や子育て経験者の声を聴いて、配置人数を決めてほしいです。	○	本計画では、基本方針1 施策5 仕事と子育ての両立支援において、保育環境を向上する取組を位置付け、推進していきます。 区では、国が定める職員配置基準以上の職員を私立保育所等が雇用できるよう、独自の加算を設けています。加えて、私立保育所等における保育士等の確保と定着を図るため、就職フェアや就職相談、保育士資格の取得支援、保育士等の宿舍借上支援等を実施しています。引き続き、私立保育所等の現場の意見を聴きながら、子どもを安心して預けられる環境の整備を支援していきます。
11		命を守る仕事なのに、薄給では自立できません。給料が上がらないのに責任だけが重くなり、つらくて辞める保育士が多いです。給料や手当を手厚くする必要がありますが、計画に盛り込まれていません。	○	本計画の基本方針1 施策5のNo.3「家庭的保育事業（保育ママ）」、No.6「小規模保育事業」、No.9「認可保育所・認定こども園（保育部分）」の取組の方向性に記載のとおり、保育士等の処遇改善を着実に進めていきます。 引き続き、国や都の動向を踏まえつつ、私立保育所等の現場の意見も聴きながら、安心して働き続けられる環境の整備を支援していきます。
12		宿舍借り上げ支援の継続がありますが、実家が1時間以内にある人はほとんど支援を受けられず、区内や近辺在住者にとって魅力がありません。在住地に関係なく、宿舍借り上げ支援を手厚く支給しないと、近くに住む保育士を逃し、遠くに住む保育士を確保しようとする効率の悪い状況が続くと思います。	○	本計画の基本方針1 施策6のNo.7「保育士等の確保・定着に向けた総合的な取組」として、区では保育士資格の取得支援や保育士等の宿舍借上支援等を実施しています。 この取組には、宿舍借上支援事業以外に住宅手当扶助も含まれており、宿舍借上支援事業の対象外となる方であっても、在住地にかかわらず保育所が支給する住宅手当に対して、施設への区独自扶助を実施しています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
13	第4章 基本方針2	性教育を中学2年生だけで行うのは不十分で、包括的な性教育が必要です。外部講師や養護教諭、担任が連携して、人権としての性を学ぶ機会を増やすべきです。	△	学校の授業においては、国が作成する学習指導要領に基づき性教育を指導しており、統一基準により区独自の変更ができないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
14		小中学校におけるスクールカウンセラーの待遇改善及び専門性の向上を図るべきです。合わせて、スクールカウンセラーの出動日数を増やすべきです。	△	相談件数の実績及びカウンセリングの状況を鑑みながら検討する必要があるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、現在は区立小学校に週1日程度、区立中学校に週2日程度、スクールカウンセラーを配置しています。また、スクールカウンセラーに対し、年間3回の連絡会を実施して専門性の向上に努めるとともに、他地区と同等以上の謝礼をお支払いしています。
15		子どもの不登校やいじめの相談をしやすくするため、弁護士の相談費用の助成と、各小中学校を巡回するスクールロイヤーの制度が必要だと思えます。「先生とうまくいかない」理由にはブラック校則の可能性もあるため、法律面や子どもの権利を確保する観点から、弁護士に相談しやすい環境が望ましいです。	△	現状、区立の各学校の子どもにとって身近な存在である担任やスクールカウンセラー等が子どもの相談にのり、必要に応じて教育委員会事務局内に配置している弁護士と連携しているため、弁護士の相談費用の助成やスクールロイヤーの巡回につきましては、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 また、弁護士に無料で相談できる機関としては、区の法律相談のほか、国によって設立された日本司法支援センター法テラスがあります。
16		ひきこもりや不登校の子どもが全国的に増加しています。原因は多様で、親も疲れ果てています。子どもが登校しないと相談できない傾向があると思われるため、アウトリーチなどの対策を検討してほしいです。教師の働き方も問題で、多様な人材の活用が求められます。	○	区では、区立の各学校からの求めに応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣しており、本計画の基本方針2施策3 No. 6に「スクールソーシャルワーカー派遣事業」を位置付け、取組を推進していきます。 問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関と連携したりするほか、保護者に対する支援、相談、情報提供などを行い、課題解決への対応を行っています。
17		今後、フリースクールが増加すると予想されますが、質の問題はどこでチェックするのでしょうか。	△	フリースクールは、法律上の規定がなく、区に指導権限はありません。民間の自主性・主体性のもとに設置・運営されていることから、現時点では他の行政庁においても指導する権限はないものと考えています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
18	第4章 基本方針2	いじめ防止対策プロジェクト、日本語指導の充実、不登校対策プロジェクトなど、学校への支援をお願いします。特に、外国籍の児童に対して個別に指導できる先生の配置をお願いします。	△	外国籍の児童に対する指導については引き続き既存事業で対応していくため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 区では、いじめ防止対策プロジェクトや不登校対策プロジェクトを実施することで、区立の各学校へのサポートを実施しています。また、ご意見いただいた外国籍の児童・生徒へのサポートについては、児童・生徒が増加していることから、日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を区内2か所で実施し、授業に必要な日本語の指導を要する児童・生徒を対象とした日本語学級を運営しています。さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との意思疎通を支援するため、日本語通訳の派遣も行っています。
19		婚活イベントは、区で新たに行う必要性が見受けられません。すでに市場には様々なプラットフォームがあるため、こちらの事業の中止を検討してください。	△	すでに市場には多くの婚活プラットフォームが存在していますが、区が婚活イベントを主催することは、行政が実施することによる信用度の高さや安価で参加することができ、参加者にとってのメリットがあると考えています。 そのため、いただいたご意見については、本計画の位置付けを見直す予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
20		就学中や何らかの理由で生活保護を受けられない若者、生活保護水準に近い生活をしている若者への支援が不足しています。食料や住居などの一部で支援すべきです。その際には、葛飾区で使える商品券などを活用すべきです。	○	本計画では、基本方針2施策5 不安や悩みを抱える若者への支援において、取組を位置付け、推進してまいります。 区では現在、住居に関する支援として、離職・廃業、休業等により経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象とした、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金を支給しています。なお、効果的な支給の手段については、引き続き研究してまいります。
21		社会的養護経験者であるケアリーバーへの支援は、重要な施策であり、実施を早めてほしいです。	○	本計画では、基本方針2施策5にNo.6「社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援」を位置付け、推進していきます。 社会的養護経験者であるケアリーバーは、親族等からのサポートがなく、経済的・精神的な不安が大きいと、安心して自立した生活ができるように支援をする必要があると考えています。そのため、令和7年度から、社会的養護経験者であるケアリーバーが自立して一人暮らしをするために必要となる費用の一部を支援する区独自の支度金を創設します。相談支援については、関係機関と実施内容の検討を行い、早期に事業を実施できるよう検討を進めていきます。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
22		子どもや若者への合理的配慮を推進すべきです。具体的には、どのような合理的配慮が考えられるかを想定し、定型的なものはすぐに実施できる体制を整えるべきです。個別具体的な要請についても迅速に対応できるようにし、合理的配慮を提供できないという言説は控えるべきです。	○	本計画では、基本方針3施策1に障害等に関わる困難の支援を位置付け、合理的配慮に関する取組を推進していきます。 障害の特性や状況によって配慮すべき内容は異なりますが、葛飾区では「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」を策定し、職員が適切に合理的配慮の提供ができるよう、具体的事例を通して学ぶ職員研修を実施しています。また、区内の民間事業者に対しても合理的配慮の提供に関する普及啓発を行っています。
23		葛飾区立図書館において、ディスレクシアの子どもや若者、視覚障がい者などの子どもや若者向けに、デージー書籍をはじめ、読書バリアフリーを推進すべきです。具体的には、予算の増加及びボランティアへの報酬支給と人材募集を中心に行うべきです。	△	ディスレクシアの子ども等への配慮については図書館の基本的な業務として実施しているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 『葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】』の目標1方針3「生涯を豊かにする学びの場の提供」及び目標4方針3「配慮を必要とする子どもへの取組」に基づき、デージー図書、マルチメディアデージー図書及び電子書籍等の資料を収集し、一人一人の状況に応じた読書支援に取り組んでまいります。また、葛飾区立図書館ではボランティアの育成を行っており、今年度は「音訳ボランティア養成講座」を実施する予定です。
24	第4章 基本方針3	デージー書籍などの推進と合わせて、葛飾区立学校に在籍している学習障がいの子どもの発見に努めるべきです。発見後は、ICTやデージー書籍のような支援策を提示すべきです。	○	本計画では、基本方針3施策1障害等に関わる困難への支援において、取組を位置付け、推進していきます。 ただし、学習障害の診断は医療機関によるものであり、区としては学習障害の診断を行うことはできません。しかし、障害のあるお子さんに対しては、区の特別支援学級や特別支援教室において、生活や学習上の困難を改善または克服するために、障害の程度や内容に合わせた指導やICT等を活用した学習を取り入れています。引き続き、支援の充実に努めていきます。
25		発達障害の中の学習障害は、障害認定されにくく、特別支援の対象にならないことが多いです。読み書きに困難のあるディスレクシアは40人学級に2～3人の割合でいますが、教員と保護者による認識と理解、検査、検査に基づいた特性能力に応じた合理的配慮・支援につなげる仕組みも計画に盛り込んでほしいです。学習障害児の約半数は不登校になるという調査結果もあり、不登校になる前に特性を把握した学習支援が必要です。	○	本計画では、基本方針3施策1障害等に関わる困難への支援において、取組を位置付け、推進していきます。 学習障害の児童・生徒については、特別支援教室の通室対象者となります。区立の各学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、学習や生活場面で困難さを感じている児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行い、必要に応じて特別支援教室での指導を行っています。引き続き、障害特性の理解や学習環境の整備、指導方法の工夫改善等、発達障害の可能性のある児童・生徒に対する重層的な支援体制の充実に努めていきます。
26		発達障害の可能性のある子どもを見つけた後の支援が中学校までしか考慮されていないことが問題です。その後は東京都に任せられているのでしょうか？障害児から障害者と呼び名が勝手になる仕組みの中で、今後も地域で暮らす子どもたちへの継続的な支援を期待します。	△	今後検討する予定のため、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施する障害者基幹相談支援センターや、地域生活を支援するため区内各施設の連携による地域生活支援拠点を整備しています。今後も住み慣れた地域で生活していくために必要な施策について検討していきます。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
27	第4章 基本方針3	障害児通所給付について、放課後デイサービスは18歳まで利用可能ですが、実際には子どもが利用できない施設がほとんどの状況です。中学卒業後の支援が不足しており、見学すら受け付けてもらえません。	○	本計画では、基本方針3施策1 No. 4に「障害児通所給付」を位置付け、取組を推進していきます。 現在、放課後等デイサービスを含む中学卒業後の必要な支援については、障害者基幹相談支援センター等で相談を受けています。支援が不足しているのご意見につきましては、関係機関との連携を図りながら検討します。
28		放課後デイサービスは、親の収入で利用上限を決めることも見直してほしいです。療育は子どもにとって重要なものであり、親の収入によって差をつけるべきではないと思います。	△	法令上に所得区分が定められているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、18歳未満の児童の通所施設の利用については、国が所得区分に応じた利用者負担上限額を設定しており、低所得世帯や多子世帯の負担の軽減が図られています。さらに、未就学児の利用者負担については、所得に関わらず無償化されています。放課後等デイサービスについても、国や都の方針に従い適正な事務手続きを進めます。
29		幼稚園でも満2歳児の預かりを無償化してほしいです。	△	東京都の動向を勘案しながら検討する必要があるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 幼稚園でかかる満3歳児以上の保育料はすでに無償化しています。2歳児の預かりについては、一部の幼稚園で実施しているものと、家庭で保育する未就園児の定期的な預かりで受け入れを行っており、その一部は負担軽減を行っています。無償化については、今後実施を予定している乳児等通園支援事業や、都が実施する第一子無償化の動向を注視していきます。
30		幼稚園教育の良さを感じて保育園を辞め、幼稚園に通わせていますが、費用面の負担が大きいです。第一子保育料無償化が始まると費用の差がさらに大きく感じられ、幼稚園の存続が危うくなると思います。また、第二子以降の預かり保育料の補助はありますが、幼稚園が設定する利用条件が厳しく利用しづらいです。	△	検討中のため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 第何子であるかに関わらず、満3歳児以上のお子さんについては保育料の無償化が行われています。また、幼稚園が設定する利用条件につきましても、現状を把握しつつ、子どもの最善の利益の実現を図りながら、使いやすい預かり保育事業となる検討を進めています。 なお、費用面の負担軽減のため、保育料に加えて、入園料に対する補助や、給食実施園に通っている場合は食材料費の助成も実施しています。幼稚園の存続についてご心配いただいておりますが、教育の質の向上に対する幼稚園への補助も実施しています。
31		幼稚園、保育園入園に当たり必要なものを買うお金を少しでも支援してほしいです。	△	既に様々な経済的支援を実施しており、現時点で幼稚園等に入園する際に必要なものを買うための経済的支援を実施する予定がないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 現在は、私立保育所等に在籍する子どもが共通して使用するものや必要な経費について、施設に対して一部補助を行い、保育サービスの提供に必要な支援を行っています。私立幼稚園についても、入園料や特定負担額に対する補助を行っています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
32	第4章 基本方針3	こども商品券を子どもの誕生日やイベントの際に配付してほしいです。買いたくても買えない人もいます。	△	既に様々な経済的支援を実施しており、現時点でこども商品券の配付を実施する予定がないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、現在は「かつしか出産応援給付金給付事業」や「出産・子育て応援ギフト給付事業」など、子どもがいる家庭を支援するため、様々な経済的支援を実施しています。
33		子育て世帯に戸建て購入の支援をしてほしいです。	△	既に様々な経済的支援を実施しており、現時点で子育て世帯に対する戸建て購入の支援を実施する予定がないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、本計画では基本方針3施策2に子ども・若者が育つ家庭への経済的支援を位置付け、取組を進めていきます。
34		育児大型家具（ベビーカー、チャイルドシート、ベビーベッド、電動自転車など）の購入支援をしてほしいです。	○	本計画の基本方針3施策2に子ども・若者が育つ家庭への経済的支援を位置付け、子ども2人乗せ自転車や多胎児用ベビーカーなど、費用が高額な育児用品の購入等費用助成を実施していきます。
35		区立小学校では給食費が無償化されていますが、私立小学校に通う子どもにも支援がほしいです。お弁当の準備には手間や費用がかかります。	△	学校の給食費については、区立学校の更なる教育環境の充実を目指し実施するものであることから、区立学校のみを無償化としています。 そのため、いただいたご意見は、現時点で本計画に位置付けて実施する予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
36		葛飾区の40歳の子どもがいる家庭の生活保護率はどのくらいですか。	△	保護率の統計は区全体のみであり、世帯の状況別に保護率を抽出することができません。ご質問いただいた指標の必要性については、今後の参考とさせていただきます。
37		若者に対するリスクリングの推進を進めるべきです。特に、葛飾区では高校卒業程度認定試験の支援を行っていますが、取得後の支援についても行うべきです。具体的には、資格取得や通信制大学での就学の支援などです。	△	現時点で新たな若者に対する資格取得や通信制大学での就学支援などについて、需要の把握や費用対効果の検討をしておらず、事業として実施する予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 区では現在、従業員のリスクリングに取り組む事業者に費用の一部を補助する産業人材育成支援補助事業やひとり親家庭の母又は父が就労に有利な資格取得を支援するひとり親自立支援給付金事業を実施しています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
38	第4章 基本方針3	ひとり親世帯の支援は、収入に関係なく受けられるようにしてほしいです。実家に住んでいても世帯が別の場合は、支援を受けられるようにしてほしいです。子どもにとっての権利なので、世帯収入は関係ないと思います。	△	統一基準により区独自の変更ができないため、今後の参考とさせていただきます。 児童扶養手当、児童育成手当及びひとり親家庭等医療費助成事業は、高校生年代までの子どもを養育するひとり親家庭に対し、手当の支給又は医療費の助成を行っています。この制度は、全国一律又は東京都内の自治体で足並みを揃えて実施しているため、所得制限限度額や支給の基準を本区が独自に変更することができません。法律の改正により令和6年11月から児童扶養手当の所得制限限度額が緩和されましたが、さらなる緩和を求め、国に対して要望をしていきます。 一方で、就労支援事業や資格取得を目指す方へ受講料の一部を支給する教育訓練給付金及び公正証書の作成費用の一部助成等を行う養育費受け取り支援事業など、所得制限がなく利用できる事業もあります。いずれの事業につきましても、利用をご検討の際には、事前にご相談ください。
39		離婚後にもらえる手当やしなければならぬ手続きをもっと詳しく教えてほしいです。	○	本計画では、基本方針3施策4ひとり親家庭の支援において、ひとり親家庭相談を中心に取組を位置付け、推進していきます。 区役所子育て支援窓口では、ひとり親家庭に対する支援事業や養育費、各種手当等制度につきまして、パンフレットを準備しています。各制度の利用について、随時相談を受け付けています。その他、電話でのご相談や区ホームページに制度の概要を掲載するなどして制度の周知を図っていますが、今後、制度の案内方法などについてどのように改善できるか検討していきます。
40	第4章 基本方針4	子どもたちが学校への意見を言える体制作りが必要だと考えます。例えば、他の自治体では校則の見直しを進めています。	○	本計画では、基本方針4施策1に子どもの権利保障を位置付け、区全体で子ども・若者が主体的に意見を表明できるような取組を進めていきます。 校則等の学校のきまりは各学校で定めていますが、教育委員会では、区立の各学校での服装や持ち物などのきまりについて、子どもや保護者の考え方を聴き取りながら、必要に応じて内容等を見直すよう学校へ助言しています。
41		子どもの意見表明と社会参加の機会を確保するため、区の子どもに関連する計画策定や事業実施において、当事者である子どもの参加機会をつくれれば、政策決定に子どもの意見を反映させることができると思います。	○	本計画では、基本方針4施策1 No.2「子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組」として引き続き推進していきます。 子どもの意見表明と社会参加の機会を確保することは、葛飾区子どもの権利条例第22条に掲げる非常に重要な事項です。区では、子どもの社会参画を推進するため、子どもの意見を聴き、施策に反映するべく、全庁を挙げて様々な参画機会の確保を行うとともに、対応結果について、フィードバックを行っています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
42	第4章 基本方針4	障がい者や子どもなど、人権を侵害された人々に関する第三者審査会を設置し、対応を行うべきです。現在は、各部署の職員が相談に対応しており、専門的な判断ができていません。	△	今後制定予定の「（仮称）葛飾区人権基本条例」検討の中で、第三者審査会設置の要否も含め必要な取組みを整理する予定のため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
43		配偶者暴力防止事業はありますが、交際相手からの暴力や精神的支配を受ける「デートDV」は将来配偶者へのDVにつながる可能性が高いです。若年層への理解を深めるための啓発事業が必要です。	○	本計画では、本計画の基本方針4施策2 No.1「配偶者暴力防止事業」の中でデートDVの防止について取組を進めていきます。 若年層に向けては、啓発用パンフレットを作成・配布し、区民向け講座を平成24年度から実施しています。若年層の方にも参加しやすい場所を考え、今後も実施します。
44		学校施設の改築について、上階の教室内の断熱を学習面からも急いでほしいです。	○	本計画では、基本方針4施策3子どもの安全の確保を位置付け、取組を推進していきます。学校施設の改築の際には、ZEBを見据えた高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えることで、ゼロエミッションかつしかの実現と子どもたちの良好な教育環境の向上に努めてまいります。 （素案時点では、基本方針2施策2確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成）
45		安全・安心な公園づくりのため、ダスト舗装から人工芝やゴムチップ舗装への転換が必要です。公園や校庭に多いダスト舗装は、砂埃が立ち、雨天時にはぬかるみが生じ、転んだ時に擦り傷になりやすいなど、必ずしも子どもにやさしい環境ではないからです。	△	ご意見いただいたとおり、人工芝やゴムチップ舗装はダスト舗装に比べ、砂埃が立ちにくいことや雨天時にはぬかるみができないメリットがあることは認識しています。 一方で、公園は日常的に使われていることで人工芝やゴムチップ舗装の劣化が激しく、安全な状態で管理することが困難です。加えて、公園のような広大な敷地となると、維持管理のコストが膨大になります。これらを総合的に勘案し、公園の新設や改修をする際には、例えば幼児用遊具周りの舗装を人工芝やゴムチップ舗装にするなど、適所の設置について今後検討していくため、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。
46		交通安全対策として、スクールゾーンの交通規制強化が必要です。区域及び時間帯の拡大や、土休日子どもが安心して外出できる歩行者用道路の新規規制を推進すべきです。	△	スクールゾーンについては、学校や教育委員会事務局などが、交通規制を所管する所轄警察署と協議等を行い対応をする必要があります。 新たな交通規制についても、所轄警察署が地域特性などを考慮して判断をする事項となるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
47		交通ルールを教えるなら、学校や町会、自治会のみならず、常設的な交通公園の新設も効果的です。	△	現時点で交通公園を新設する計画はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 現在、区内には、3か所の交通公園があり、休日などにはたくさんの公園利用者で賑わっています。遊びをとおして交通ルールを学べる場所として、皆様にご利用いただければ幸いです。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
48	第4章 基本方針4	子どもを犯罪から守るため、区として迷惑行為の対策強化が必要です。歩きたばこ（たばこを持つ手の高さは子どもの顔の高さ）、ポイ捨て、犬の散歩（糞尿の放置、ノーリード）、餌やりなどを防止する措置や方針を定めるべきです。これらを野放しにすると、犯罪が増える原因となります。	△	区では、迷惑行為に対する対策として条例を制定しています。迷惑行為の対策強化については、現時点では具体的な内容が決まっていないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、区では「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、区内全域での歩きたばこやごみのポイ捨て、喫煙禁止区域での立ち止まった喫煙を禁止しています。京成バスの車内放送や啓発プレートの設置、葛飾区シルバー人材センターによる駅周辺での清掃活動などを通じて、区民への啓発を行っています。また、ペットに関しても区民が安全安心に生活できる環境を確保するため、犬の散歩マナーやしつけについて周知しています。
49		メディアが成長期の子どもの心と体の発育発達に影響を及ぼすという科学的根拠は存在せず、同様に「アウトメディア・チャレンジ」の効果についての科学的根拠も存在しないため、この文言を削除するべきです。	△	「アウトメディア・チャレンジ」の取組は、子どもにとって重要な取組であると考えているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 「アウトメディア・チャレンジ」は、現代社会に欠かせなくなったメディアの正しい理解を深め、デジタル機器の適切な使用方法を見つめ直すものです。区立学校で開催する学習会の新しい標語として、家族でルールを決めることや児童・生徒が自ら使用時間をコントロールする意識の啓発に努めています。
50		遊び場や居場所確保の観点から、ノーテレビ・ノーゲームの見直しも必要です。	△	「ノーテレビ・ノーゲームデー」の取組は、テレビやゲーム、スマートフォンなどのメディアの使用を禁止するものではなく、現代社会に欠かせなくなったメディアの正しい理解を深め、デジタル機器の適切な使用方法を家族でルールを決めて取組むための働きかけです。そのため、いただいたご意見については、本計画の位置付けを見直す予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
51	第4章 基本方針5	ゲームは適度な利用をしつつ、eスポーツの推進もコミュニケーションの道具として有効だと思えます。	△	今後検討する予定のため、計画上の取扱いは、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。 eスポーツは年齢、性別、障害の有無、場所等を問わずに楽しむことができることから、交流機会の創出やスポーツへの関心喚起にもつながり、障害者や高齢者の健康増進、子ども等の居場所づくりなど様々な効果が見込まれています。今後も子どもたちに正しい生活習慣を身につけさせる「ノーテレビ・ノーゲームデー」の取組を推進し、ゲームやスマートフォンの適切な利用方法についての啓発を図りながら、eスポーツの推進について考えていきます。
52		物価高騰のため、規格外のお野菜や果物を子どものいる家庭に配布してほしいです。	○	本計画では、基本方針5施策1にNo.7「子ども・若者活動団体支援」を位置付け、取組を推進していきます。 現在は、フードパントリーや子ども食堂などの活動により様々な困難や事情を有する子ども・若者を支援している団体に対し、運営経費等の助成を行っています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
53		ファミリーサポートを検討していましたが、登録や利用申し込みの時間が平日のため、就業者には難しい状況です。ゆりかご面接などで登録できるようにしてほしいです。	○	ファミリーサポートの登録や利用申し込みについては、来所により、平日のほか予約制で第3土曜日も受け付けを行っています。 本計画では、基本方針5施策1に地域による子ども・若者への支援として位置付けており、曜日の拡大や登録・利用申し込み方法の見直しを行うことで、より登録や利用申し込みしやすくなるよう、今後検討していきます。
54		学習センターの整備について、子どもたちの居場所ともなるので、学習コーナーや放課後も利用できるように空き教室を活用して居場所を確保してください。不登校児が過ごせる場所として、豊島区では地域のNPOが中学校の居場所を運営している例があります。	△	不登校児童・生徒が過ごせる場所として学習センター以外の場所を設置しているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 学習センター（学校図書館）について、区立の各学校では自学自習のために放課後に開放したり、休み時間などに進んで読書する児童・生徒が増える取組を行っており、多くの子どもたちの居場所になっています。不登校児童・生徒が過ごせる場所として、葛飾区では、不登校の状態にある児童・生徒のための「ふれあいスクール明石」の運営や、学校には登校できるが教室には入れない児童・生徒のための「校内サポートルーム」の設置など、校外・校内における居場所機能の充実に努めています。
55	第4章 基本方針5	児童育成支援拠点事業について、子ども・若者の居場所作りが重要であり、安心して過ごせる場所や食事を提供できる場所が必要と考えます。子育てネットワークや若者支援、子ども食堂などを活用できる居場所を早急に区内の小学校区ごとに1カ所設置してください。全体の計画に数値目標を設定してください。立石駅前や金町駅前の再開発において、駅前に子育てセンター・若者センターがあれば、居場所作りに貢献できます。	△	今後、ニーズ等を把握した上で事業実施について検討していくため、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。 児童育成支援拠点事業については、ニーズ等を把握した上で事業実施について検討します。 また、子ども食堂等の地域の子育て支援団体による子ども・若者の居場所づくりについては、実施場所の拡大には担い手の確保に課題がありますが、引き続き区が経済的支援を実施し活動の活性化を図っていくとともに、地域バランスの取れた居場所づくりができるよう手法や数値目標の設定について検討します。子育てセンター・若者センターの設置に関するご意見は、参考にいたします。
56		子どもの居場所確保は学童保育やわくチャレ広場では不十分な面があります。いずれも下校をしないで利用することになるため、気軽に利用できません。児童館のように下校後に利用できるよう柔軟さが欠けています。	○	本計画では、基本方針5施策2に子どもの居場所づくりを位置付け、取組を推進しています。 学童保育等の区立学校内の居場所確保に加え、児童館や子ども未来プラザ等の公共施設のほか、子ども食堂等の地域の子育て支援団体と協働し、下校後や休日等にも子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりについても進めています。
57		子どもの居場所づくりは重要です。子ども食堂などを政策的に位置付け、対応してほしいです。	○	本計画では、基本方針5施策2に子どもの居場所づくりを位置付け、取組を推進していきます。 中でも、No.7「子ども・若者活動団体支援」において、子ども食堂等の地域の子育て支援団体への経済的支援を実施することとしています。 子どもの居場所づくりは、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して居場所づくりに取り組む必要があると考えています。今後も、地域の子育て支援団体等と協働しながら、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
58	第4章 基本方針5	ボールを使える公園を増やしてほしいです。サッカーができる場所やバスケットゴールがある場所など、分けて作れば遊びやすいと思います。	◎	公園は基本的に自由にボールを使えますが、公園から飛び出したボールによる隣地家屋の損傷被害や夜間の集団によるボール遊びの騒音陳情、他の公園利用者にボールが当たるなどが続いた場合、やむを得ずボール遊び禁止となる公園も一部あります。ボールを使える公園を作るには、ご意見のとおり、他の公園利用者の迷惑にならないようエリアを分けるなどが考えられますが、それには公園が広いことや住宅地から少し距離があること、ボールが外に出ないように高いネットで囲むことなどが必要です。また、現在、公園内にネットを天井まで囲ったボール広場の整備も始めました。 なお、公園ではありませんが、区では小学生や中学生を対象に土曜日、日曜日及び休日の午後、校庭を遊び場として開放している区立小学校があります。 いただいたご意見を踏まえ、本計画では、基本方針5施策2にNo.3「地域の身近な公園の整備」、No.4「特色のある公園の整備」、No.5「校庭遊び場開放事業」を位置付け取組を推進していきます。 今後、広い公園を改修したり、新設する際は、公園周辺の状況や周辺地域にある他の公園の利用状況を確認したうえで、必要に応じて、いただいたご意見を参考にボールを使える広場の設置も検討していきます。
59	その他	公園の動物対策をしてほしいです。先日、猫のフンを気づかずに踏んでしまい、大変でした。また、砂場が猫のフンの匂いで遊べなかったです。	△	公園の衛生対策は維持管理の一環として実施するものであり、本計画に位置付けて実施する予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 公園では、定期的な清掃や巡回点検により安全面・衛生面の管理を行っていますが、公園内に侵入する猫などの動物による糞尿対応に苦慮している状況です。砂場の糞尿対策については、砂場をネットで覆うことや公園改修時に砂場周りに柵を設置することを進めています。
60		学校改築で通学距離が遠方になったり、ケガなどで徒歩通学が困難な場合、小中学生向けグリーンスローモビリティの導入も検討すべきです。	△	通学におけるグリーンスローモビリティなどの新たな交通手段の導入については、地域の課題や需要の大きさ、事業としての目的や持続可能性を踏まえ検討する必要があるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、ケガなどで徒歩以外の通学手段を取らなければならない場合、学校長が状況を総合的に判断し、徒歩以外の通学手段を認めることがあります。

子ども等への意見聴取について

1 実施期間

令和 6 年 12 月

2 実施内容

(1) 学童に通う子どもへのグループヒアリング

東奥戸学童保育クラブ、東堀切学童保育クラブ、青戸中央学童保育クラブ、花の木学童保育クラブを利用する主に小学 1 年生から 4 年生を対象に実施した。

ア グループヒアリングのテーマ

(ア)「放課後や休みの日に過ごしている場所について、どこが一番好きな場所ですか？どうして、その場所が好きですか？」

(イ)「いつも居る場所が、もっと落ち着いて、安心できる場所になるためには、どんなことがあったらいいと思いますか？」

イ グループヒアリングの方法

各学童保育クラブにて、1 グループ当たり 2～4 人の合計 16 グループ(合計 54 人)にヒアリングを行う。

ウ グループヒアリングでの主な意見

別添のとおり

(2) 子どもたちと区長の意見交換会

葛飾区立梅田小学校(以下「梅田小」という。)及び葛飾区立白鳥小学校(以下「白鳥小」という。)の小学 5 年生を対象に、子どもたちが葛飾区子ども・若者総合計画の概要などを事前学習した上で、区長と意見交換会を実施した。

ア 梅田小

(ア) 意見交換会のテーマ

「子どものために区ができることってなんだろう？」

(イ) 意見交換の方法

クラスの代表者合計 17 人が、合計 10 件(うち 7 件は、同様の趣旨の意見)の意見について、区長と意見交換を行う。

(ウ) 意見交換会での主な意見

別添のとおり

イ 白鳥小

(ア) 意見交換会のテーマ

「葛飾区のいいところ、変わってほしいところって何がある？」

(イ) 意見交換の方法

クラスごとに班を作り合計 22 班が、葛飾区のいいところ又は変わってほしいところ合計 19 件（うち 3 件は、同様の趣旨の意見）の意見について、区長と意見交換を行う。

(ウ) 意見交換会での主な意見

別添のとおり

(3) 子ども食堂に通う子どもへのヒアリング

子ども食堂を運営する地域活動団体と協力し、子ども食堂に通う高校生及び小学生を対象に実施した。

ア ヒアリングのテーマ

(ア) 「いつも過ごしている場所はどこですか？どんな居場所があると嬉しいですか？」

(イ) 「どういった相談先があると良いと思いますか？」

イ ヒアリングの方法

子ども食堂等にて、本人・保護者より協力が得られた 2 人にヒアリングを行う。

ウ ヒアリングでの主な意見

別添のとおり

(4) 関係団体との意見交換会

かつしか子育てネットワーク、かつしか子ども・若者応援ネットワーク、かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワークの代表者を対象に、葛飾区子ども・若者総合計画について意見交換会を実施した。

ア 意見交換会のテーマ

「葛飾区子ども・若者総合計画に対する意見交換会」

イ 意見交換会の方法

3 つのネットワークの代表者数名と葛飾区子ども・若者総合計画について、意見交換を行う。

ウ 意見交換会での主な意見

別添のとおり

3 意見聴取の結果から葛飾区子ども・若者総合計画（案）に反映した内容

(1) 学習支援事業の事業概要（基本方針 2 施策② P 120）

(2) 不登校対策プロジェクトの取組の方向性（基本方針 2 施策③ P 131）

(3) 公園再生事業（基本方針 3 施策① P 149 ほか）

(4) 地域安全活動支援事業（基本方針 4 施策③ P 182 ほか）

(5) 街路灯整備事業（基本方針 4 施策③ P 183 ほか）

- (6) 私道防犯灯助成事業（基本方針4 施策③ P 184 ほか）
- (7) 地域の身近な公園の整備（基本方針5 施策② P 200 ほか）
- (8) 特色のある公園の整備（基本方針5 施策② P 201 ほか）
- (9) 校庭遊び場開放事業（基本方針5 施策② P 201 ほか）

子ども等への意見聴取における主な意見について

1 学童に通う子どもへのグループヒアリングでの主な意見

(1) 放課後や休みの日に過ごしている場所について、どこが一番好きな場所ですか？ どうして、その場所が好きですか？

- ア 家 延べ 33 件
- イ 公園 延べ 30 件
- ウ 学校 延べ 18 件
- エ 児童館 延べ 18 件
- オ 学童 延べ 13 件
- カ プール 延べ 10 件

※同一人物から複数の意見があるため、延べ回答数としています。

※今回のヒアリングが、学童在籍児童を対象にヒアリングしたため、学童について多くの意見が出た可能性があり、留意が必要です。

(2) いつも居る場所が、もっと落ち着いて、安心できる場所になるためには、どんなことがあったらいいと思いますか？

- ア ボール遊びができる場所
- イ アスレチックがいっぱいある公園がほしい
- ウ 広くて遊具がいっぱいある公園
- エ 転んだときに痛くない地面の公園
- オ 急に雨が降った時のために屋根がついている公園
- カ 学校に避難所があったら安心する
- キ 学校の校庭がもっと広くなってほしい
- ク 学校で 20 分休みをもっと長くしてほしい
- ケ 学校の給食を牛乳の代わりに、ジュースを出してほしい
- コ 学校の相談室をいつも開けてほしい
- サ 給食に毎日デザートを出してほしい
- シ 家に自室がほしい
- ス 家がもっと丈夫になってほしい
- セ 家の部屋に本がもっとほしい
- ソ 児童館の遊び道具を増やしてほしい
- タ 学童が広くなったらいい

2 子どもたちと区長の意見交換会での主な意見

(1) 梅田小

- ア 街灯を増やしてほしい
- イ 道路の安全について
- ウ 公園や遊べる施設について
- エ 公園の改善したいところについて
- オ 地区センターを増やしてほしい
- カ 誰でも楽しめる施設について
- キ 室内で思いきり遊べる施設がほしい
- ク ラーケーションの制度について
- ケ 病院を増やしてほしい
- コ ふるさと納税の返礼品の充実について

(2) 白鳥小

- ア 葛飾区のいいところ
 - (ア) 公園が多いところ
 - (イ) 公園などに自然が多い
 - (ウ) 公園のいいところについて
 - (エ) 色々なイベントがあるところ
 - (オ) イベントや祭りの良さについて
 - (カ) 区の施設が充実しているところ
 - (キ) 安心安全なところ
 - (ク) 便利で住みやすいところについて
- イ 葛飾区の変わってほしいところ
 - (ア) 公園の遊具を増やしてほしい
 - (イ) 公園のボール遊びについて
 - (ウ) 公園の改善したいところについて
 - (エ) イベントを増やしてほしい
 - (オ) タブレットの見直しについて
 - (カ) 公共施設をもっと良くしてほしい
 - (キ) 区内の交通を改善してほしい
 - (ク) 子どもの居場所を改善してほしい
 - (ケ) 交通安全、防犯について

3 子ども食堂に通う子どもへのヒアリングでの主な意見

(1) いつも過ごしている場所はどこですか？

- ア 家
- イ 学校
- ウ 図書館
- エ 子ども食堂

(2) どんな居場所があると嬉しいですか？

- ア 落ち着いた空間で読書ができる場所があると嬉しい
- イ 楽器が弾ける場所があると嬉しい
- ウ スケートボードができる場所があると嬉しい
- エ もっと勉強ができるよう、図書館に中高生ルームがあると嬉しい
- オ 体育館をもっと利用したい

(3) どういった相談先があると良いと思いますか？

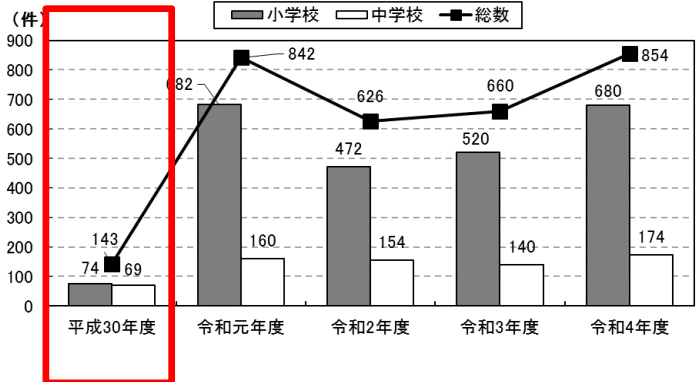
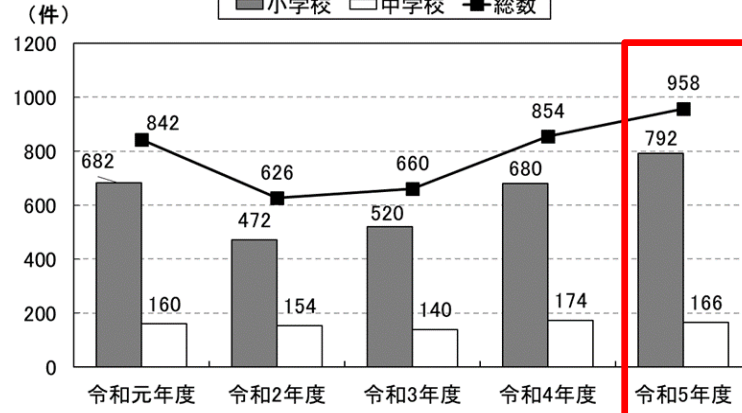
- ア 対面形式での相談先
- イ 家族には聞かれたくない話もあるため、オンラインよりも会って相談したい

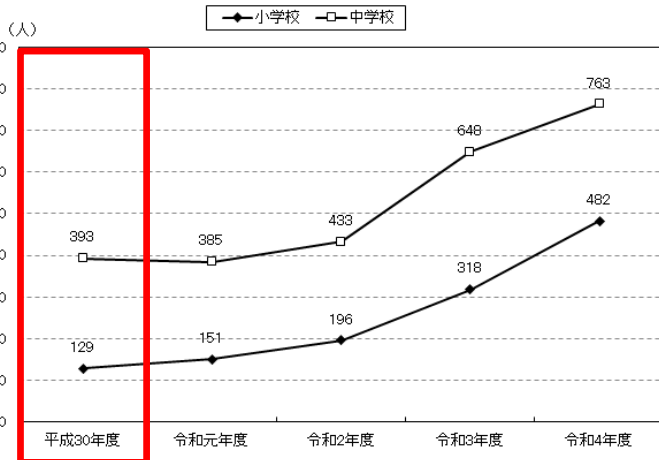
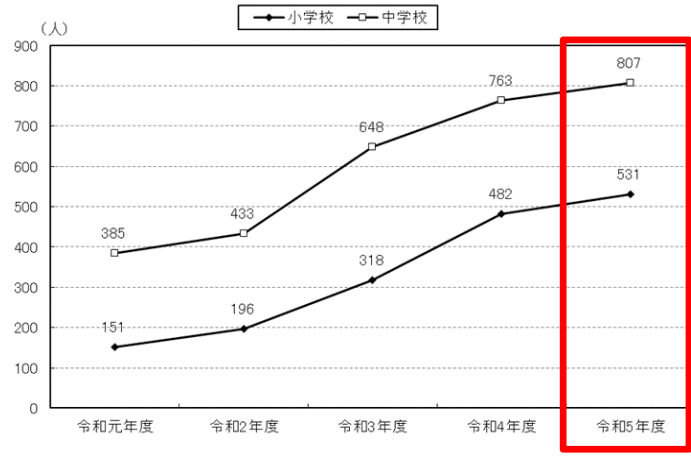
4 関係団体へのヒアリングでの主な意見

- (1) 学習支援事業については、学習のほかにも悩みや困りごとを抱えている子どもの見守り等を学校や関係機関と連携していくべきである。
- (2) 不登校対策プロジェクトの取組の方向性について、未然防止だけでなく、不登校児童・生徒への支援を追加してほしい。
- (3) 校内サポートルーム等は、支援する側の人数が足りない中では、子どもの気持ちを尊重するのも難しくなってくる。必要な人材が適切に配置されるような予算採りや仕組みの整備を実施してほしい。
- (4) プレコンセプションケアと合わせて性教育を充実させてほしい。
- (5) 不登校やひきこもりの子ども・若者を持つ保護者同士が、つながり合う機会や安心して語り合える場の提供等の保護者への支援も必要ではないか。
- (6) 様々な課題を抱えている子ども・若者を支援する事業を実施していく上では、保護者についても課題を抱えていることがあるため、保護者への支援も併せて行っていく必要ではないか。
- (7) 家庭や社会からのニーズが多様化しており、教員の負担も増えている。そのため、教員やスクールサポートスタッフの確保など、教育環境を整えてほしい。
- (8) 子どもの貧困対策として、学校給食のない長期休暇中における支援が必要ではないか。
- (9) 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会について、地域との協働という観点から、関係性のある地域活動団体が参加するといった点も考えてほしい。
- (10) 子どもの権利については学校で教えるのが一番良いのではないか。
- (11) 子ども自身が、子どもの権利について、知識を持って話し合う機会があるとよい。

葛飾区子ども・若者総合計画（素案）からの主な変更点について

No	項目	変更前	変更後																																										
1	計画の位置付け	<table><thead><tr><th>法 律 名</th><th>条 項</th><th>計 画</th></tr></thead><tbody><tr><td>こども基本法</td><td>第10条第2項</td><td>市町村こども計画</td></tr><tr><td>子ども・若者育成支援推進法</td><td>第9条第2項</td><td>市町村子ども・若者計画</td></tr><tr><td>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</td><td>第10条第2項</td><td>市町村計画</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援法</td><td>第61条第1項</td><td>市町村子ども・子育て支援事業計画</td></tr><tr><td>次世代育成支援対策推進法</td><td>第8条第1項</td><td>市町村行動計画</td></tr><tr><td>児童福祉法</td><td>第56条の4の2第1項</td><td>市町村整備計画</td></tr></tbody></table> 葛飾区子ども・若者総合計画 区の計画等 葛飾区基本構想 葛飾区基本計画 葛飾区子どもの権利条例 葛飾区子ども・若者基本構想 葛飾区地域福祉計画 葛飾区SDGs推進計画 その他の行政計画 (仮称)葛飾区社会的養育推進計画や(仮称)第3次かつしか健康実現プランなど	法 律 名	条 項	計 画	こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画	子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画	子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画	児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画	<table><thead><tr><th>法 律 名</th><th>条 項</th><th>計 画</th></tr></thead><tbody><tr><td>こども基本法</td><td>第10条第2項</td><td>市町村こども計画</td></tr><tr><td>子ども・若者育成支援推進法</td><td>第9条第2項</td><td>市町村子ども・若者計画</td></tr><tr><td>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</td><td>第10条第2項</td><td>市町村計画</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援法</td><td>第61条第1項</td><td>市町村子ども・子育て支援事業計画</td></tr><tr><td>次世代育成支援対策推進法</td><td>第8条第1項</td><td>市町村行動計画</td></tr><tr><td>児童福祉法</td><td>第56条の4の2第1項</td><td>市町村整備計画</td></tr></tbody></table> 葛飾区子ども・若者総合計画 区の計画等 葛飾区基本構想 葛飾区基本計画 葛飾区子どもの権利条例 葛飾区子ども・若者基本構想 葛飾区地域福祉計画 葛飾区SDGs推進計画 その他の行政計画 (葛飾区社会的養育推進計画や第3次かつしか健康実現プランなど)	法 律 名	条 項	計 画	こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画	子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画	子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画	児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画
法 律 名	条 項	計 画																																											
こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画																																											
子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画																																											
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画																																											
子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画																																											
次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画																																											
児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画																																											
法 律 名	条 項	計 画																																											
こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画																																											
子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画																																											
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画																																											
子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画																																											
次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画																																											
児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画																																											
2	計画の位置付け	【葛飾区の計画などとの関係】	【葛飾区の計画などとの関係】																																										
3	第2章1(1)	(追加)	基本方針 1, 2																																										
4	第2章1(2), (5), (6), 2(1), (3)	(追加)	基本方針 2																																										

No	項目	変更前	変更後																																																
5	第2章1(3)	(追加)	基本方針 1																																																
6	第2章1(4)	(追加)	基本方針 2, 5																																																
7	子ども・若者に係る困難に関する現状 (1) 学校生活に関わる現状	【葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数の推移：平成30年度～令和4年度】  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>74</td> <td>69</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>82</td> <td>160</td> <td>842</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>472</td> <td>154</td> <td>626</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>520</td> <td>140</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>680</td> <td>174</td> <td>854</td> </tr> </tbody> </table> 出典：令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	年度	小学校	中学校	総数	平成30年度	74	69	143	令和元年度	82	160	842	令和2年度	472	154	626	令和3年度	520	140	660	令和4年度	680	174	854	【葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数の推移：令和元年度～令和5年度】  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>682</td> <td>160</td> <td>842</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>472</td> <td>154</td> <td>626</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>520</td> <td>140</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>680</td> <td>174</td> <td>854</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>792</td> <td>166</td> <td>958</td> </tr> </tbody> </table> 出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成	年度	小学校	中学校	総数	令和元年度	682	160	842	令和2年度	472	154	626	令和3年度	520	140	660	令和4年度	680	174	854	令和5年度	792	166	958
年度	小学校	中学校	総数																																																
平成30年度	74	69	143																																																
令和元年度	82	160	842																																																
令和2年度	472	154	626																																																
令和3年度	520	140	660																																																
令和4年度	680	174	854																																																
年度	小学校	中学校	総数																																																
令和元年度	682	160	842																																																
令和2年度	472	154	626																																																
令和3年度	520	140	660																																																
令和4年度	680	174	854																																																
令和5年度	792	166	958																																																

No	項目	変更前	変更後																																				
8	子ども・若者に係る困難に関する現状 (1) 学校生活に関わる現状	不登校の状況 令和4年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒は、小学校で482人、中学校で763人となっています。小学校・中学校ともに、平成30年度と比べると不登校の児童・生徒が増えています。 【葛飾区立小・中学校における不登校児数の推移：平成30年度～令和4年度】  <table><thead><tr><th>年度</th><th>小学校 (人)</th><th>中学校 (人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成30年度</td><td>129</td><td>393</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>151</td><td>385</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>196</td><td>433</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>318</td><td>648</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>482</td><td>763</td></tr></tbody></table> 出典：令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	年度	小学校 (人)	中学校 (人)	平成30年度	129	393	令和元年度	151	385	令和2年度	196	433	令和3年度	318	648	令和4年度	482	763	不登校の状況 令和5年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒は、小学校で531人、中学校で807人となっています。小学校・中学校ともに、令和元年度と比べると不登校の児童・生徒が増えています。 【葛飾区立小・中学校における不登校児数の推移：令和元年度～令和5年度】  <table><thead><tr><th>年度</th><th>小学校 (人)</th><th>中学校 (人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年度</td><td>151</td><td>385</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>196</td><td>433</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>318</td><td>648</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>482</td><td>763</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>531</td><td>807</td></tr></tbody></table> 出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成	年度	小学校 (人)	中学校 (人)	令和元年度	151	385	令和2年度	196	433	令和3年度	318	648	令和4年度	482	763	令和5年度	531	807
年度	小学校 (人)	中学校 (人)																																					
平成30年度	129	393																																					
令和元年度	151	385																																					
令和2年度	196	433																																					
令和3年度	318	648																																					
令和4年度	482	763																																					
年度	小学校 (人)	中学校 (人)																																					
令和元年度	151	385																																					
令和2年度	196	433																																					
令和3年度	318	648																																					
令和4年度	482	763																																					
令和5年度	531	807																																					

No	項目	変更前	変更後
9	子ども・若者に係る困難に関する現状 (1) 学校生活に関わる現状	不登校出現率 令和4年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、小学校で2.33%、中学校で8.73%です。平成30年度からの推移をみると、小・中学校ともに増加傾向にあり、特に中学校は令和3年度以降、大幅に増加しています。 【葛飾区立小・中学校における不登校児の出現率の推移：平成30年度～令和4年度】 出典：令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	不登校出現率 令和5年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、小学校で2.60%、中学校で9.36%です。令和元年度からの推移をみると、小・中学校ともに増加傾向にあり、特に中学校は令和3年度以降、大幅に増加しています。 【葛飾区立小・中学校における不登校児の出現率の推移：令和元年度～令和5年度】 出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成
10	第2章2(2), (5), 3(1)～(3)	(追加)	基本方針 3
11	第2章2(4), (6)	(追加)	基本方針 4

No	項目	変更前	変更後																																																																																																																																																
12	子ども・若者に係る困難に関する現状 (6)心身の安定・安心に関わる現状	自殺者数 葛飾区における39歳以下の自殺者は令和元年以降、20人～30人程度で推移しています。 <table><tr><th></th><th>令和元年</th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th></tr><tr><td>20歳未満</td><td>5</td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>20～29歳</td><td>13</td><td>9</td><td>10</td><td>16</td><td>11</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>8</td><td>8</td><td>12</td><td>11</td><td>17</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>15</td><td>16</td><td>12</td><td>13</td><td>24</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>23</td><td>12</td><td>16</td><td>22</td><td>15</td></tr><tr><td>60～69歳</td><td>11</td><td>17</td><td>6</td><td>10</td><td>14</td></tr><tr><td>70～79歳</td><td>17</td><td>17</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>80歳以上</td><td>13</td><td>9</td><td>5</td><td>4</td><td>12</td></tr><tr><td>不詳</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>39歳以下合計</td><td>26</td><td>19</td><td>27</td><td>30</td><td>29</td></tr><tr><td>総計</td><td>105</td><td>90</td><td>77</td><td>89</td><td>103</td></tr></table> 出典：「厚生労働省 自殺の統計」：地域における自殺の基礎資料」より作成		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	20歳未満	5	2	5	3	1	20～29歳	13	9	10	16	11	30～39歳	8	8	12	11	17	40～49歳	15	16	12	13	24	50～59歳	23	12	16	22	15	60～69歳	11	17	6	10	14	70～79歳	17	17	11	10	9	80歳以上	13	9	5	4	12	不詳	0	0	0	0	0	39歳以下合計	26	19	27	30	29	総計	105	90	77	89	103	自殺者数 葛飾区における39歳以下の自殺者は令和元年以降、約20人～30人程度で推移しています。 <table><tr><th></th><th>令和元年</th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th></tr><tr><td>20歳未満</td><td>5</td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>20～29歳</td><td>13</td><td>9</td><td>10</td><td>16</td><td>11</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>8</td><td>8</td><td>12</td><td>11</td><td>17</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>15</td><td>15</td><td>12</td><td>12</td><td>24</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>23</td><td>12</td><td>16</td><td>21</td><td>14</td></tr><tr><td>60～69歳</td><td>11</td><td>17</td><td>6</td><td>10</td><td>13</td></tr><tr><td>70～79歳</td><td>17</td><td>17</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>80歳以上</td><td>13</td><td>9</td><td>5</td><td>4</td><td>12</td></tr><tr><td>不詳</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>39歳以下合計</td><td>26</td><td>19</td><td>27</td><td>30</td><td>29</td></tr><tr><td>総計</td><td>105</td><td>89</td><td>77</td><td>87</td><td>101</td></tr></table> 出典：「厚生労働省 自殺の統計」より作成		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	20歳未満	5	2	5	3	1	20～29歳	13	9	10	16	11	30～39歳	8	8	12	11	17	40～49歳	15	15	12	12	24	50～59歳	23	12	16	21	14	60～69歳	11	17	6	10	13	70～79歳	17	17	11	10	9	80歳以上	13	9	5	4	12	不詳	0	0	0	0	0	39歳以下合計	26	19	27	30	29	総計	105	89	77	87	101
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																																																																														
20歳未満	5	2	5	3	1																																																																																																																																														
20～29歳	13	9	10	16	11																																																																																																																																														
30～39歳	8	8	12	11	17																																																																																																																																														
40～49歳	15	16	12	13	24																																																																																																																																														
50～59歳	23	12	16	22	15																																																																																																																																														
60～69歳	11	17	6	10	14																																																																																																																																														
70～79歳	17	17	11	10	9																																																																																																																																														
80歳以上	13	9	5	4	12																																																																																																																																														
不詳	0	0	0	0	0																																																																																																																																														
39歳以下合計	26	19	27	30	29																																																																																																																																														
総計	105	90	77	89	103																																																																																																																																														
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																																																																														
20歳未満	5	2	5	3	1																																																																																																																																														
20～29歳	13	9	10	16	11																																																																																																																																														
30～39歳	8	8	12	11	17																																																																																																																																														
40～49歳	15	15	12	12	24																																																																																																																																														
50～59歳	23	12	16	21	14																																																																																																																																														
60～69歳	11	17	6	10	13																																																																																																																																														
70～79歳	17	17	11	10	9																																																																																																																																														
80歳以上	13	9	5	4	12																																																																																																																																														
不詳	0	0	0	0	0																																																																																																																																														
39歳以下合計	26	19	27	30	29																																																																																																																																														
総計	105	89	77	87	101																																																																																																																																														
13	第2章3(4)	(追加)																																																																																																																																																	

No	項目	変更前	変更後
14	基本方針 1 施策① 課題	【プレコンセプションケアの推進】 妊娠届者数の約2割は不妊治療を受けています。不妊は、やせや肥満、生活習慣病などが影響します。特に若い女性の低栄養はやせは増加傾向で、切迫早産や低出生体重児のリスクの原因やそれに伴う子どもたちの長期的な健康問題に影響することが懸念されています。 また、晩婚化による生活習慣病や肥満は妊娠中の合併症や出生時に大きく影響を及ぼします。不妊の原因の半分は男性にもあることから、将来の不妊のリスクを減らすために健康な生活が送れる支援は男女ともに必要です。さらに、性や生殖に関する正確な知識が無いことで、望まない妊娠や性感染症の罹患などにつながる可能性があります。 妊娠前の健康問題が、将来の妊娠・出産の選択肢を奪うことが無いよう、より健康につながる行動を選択ができるための支援が、若い世代に求められています。「プレコンセプションケア」は、将来の妊娠を考えながら自分とパートナーが自分たちの生活や健康に向き合うことです。妊娠を望む人だけではなく、妊娠・出産・育児の選択をしない人も健康な生活が送れることを目指します。	【プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の推進】 妊娠届者数の約2割は不妊治療を受けています。不妊は、妊娠前からの生活習慣や病気などが影響します。特に、若い女性の低栄養ややせは増加傾向で、不妊だけでなく切迫早産や低出生体重児出産のリスクやそれに伴う子どもたちの長期的な健康問題への影響が懸念されています。 また、肥満や喫煙、飲酒などは、男女ともに不妊のリスクを高め、胎児の発育にも影響します。性や生殖に関する知識や関心が乏しいと、望まない妊娠や性感染症の罹患につながる可能性もあります。 妊娠前の健康問題が、将来の妊娠・出産の選択肢を奪うことが無いよう、若い世代が、より健康につながる行動を選択できるための支援が求められています。 「プレコンセプションケア」は、若い世代の男女の健康を増進し、より質の高い生活を送ること、より健全な妊娠・出産の機会を増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることを目指します。
15	「プレコンセプションケアの普及啓発」	事業名 プレコンセプションケアの普及啓発	事業名 プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の普及啓発
16	「子育て家庭家事サポーター派遣事業」	事業名 子育て家庭家事サポーター派遣事業	事業名 子育て家庭等家事サポーター派遣事業
17	「子育て家庭等家事サポーター派遣事業」	【事業概要】 3歳未満の子どもを育てる家庭及び多胎妊婦の方がいる家庭を支援するため、家事支援等を行う家事サポーターの派遣に対して、利用料の一部を補助します。	【事業概要】 3歳未満の子どもを育てる家庭などを支援するため、家事支援等を行う家事サポーターの派遣に対して、利用料の一部を補助します。
18	基本方針 1 施策⑤ 課題	【年間を通じて利用しやすい保育環境の実現】 少子化の急速な進行と育児休業制度の普及などによる保育需要の変化や大規模開発地域における保育需要の増加に柔軟に対応し、保護者が仕事と子育てを両立できるよう年間を通じて利用しやすい保育環境を実現することが求められています。「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」では、子育てをする上で、どのような不安や悩みを抱えているかの問いに対して、「子育てと仕事等の両立が難しい」との回答が5割近くを占めています。	【年間を通じて利用しやすい保育環境の実現】 少子化の急速な進行と育児休業制度の普及などによる保育需要の変化や新たな開発地域における保育需要の増加に柔軟に対応し、保護者が仕事と子育てを両立できるよう年間を通じて利用しやすい保育環境を実現することが求められています。「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」では、子育てをする上で、どのような不安や悩みを抱えているかの問いに対して、「子育てと仕事等の両立が難しい」との回答が5割近くを占めています。

No	項目	変更前	変更後
19	基本方針 1 施策⑤ 課題	【放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境の整備】 学童保育クラブ入会希望者の増加に対応し、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう小学校内を中心に学童保育クラブの設置等を進める必要があります。 <u>また、「わくわくチャレンジ広場」では、平日の放課後について、コロナ禍前と同様の週5日の実施を目指しており、児童指導サポーターの人数は増えてつありますが、全ての学校で週5日実施には至っていません。</u> <u>そのため、新たな人材の確保や若年層の担い手育成に取り組み、全ての学校で週5日の実施を目指すとともに、対象学年の拡大や参加学年の制限を解消するなど、持続可能な運営基盤を築く必要があります。</u>	【放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境の整備】 学童保育クラブ入会希望者の増加に対応し、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう小学校内を中心に学童保育クラブの設置等を進める必要があります。
20	基本方針 1 施策⑤ 取組の方向性	□多様な世代に、子どもたちを支援する活動の魅力を発信し、新たな担い手を確保して、地域による運営基盤の強化を図るとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせ、多様な体験や活動ができる魅力的な場所となるよう、活動プログラムの充実を図ります。	(削除)
21	「就学前教育の質向上の推進」	【取組の方向性】 <u>私立幼稚園、認定こども園の特色ある幼児教育の取組を支援するとともに、区内子育て施設へ好事例の横展開を行います。</u> <u>また、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園、保育所等を支援するほか、自園の取組の良さや課題発見、解決について、他園の保育者から意見や前向きなアドバイスをもらうなど、地域の子育て施設が相互に学び合いながら就学前教育の質向上を目指す取組を推進します。</u>	【取組の方向性】 <u>区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をもらう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上をめざす取組を推進します。</u> <u>また、各園の特色ある幼児教育の取組を支援し、好事例の横展開を図るほか、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を支援します。</u>
22	基本方針 2 施策① 取組の方向性	□音楽や<u>伝統芸能のような</u>文化芸術活動に触れることで、文化芸術への参加意欲の向上や普及、発展を図ります。	□音楽や<u>アートなど様々な</u>文化芸術活動に触れることで、文化芸術への参加意欲の向上や普及、発展を図ります。
23	「友好都市等への青少年ホームステイ派遣」	事業名 友好都市等への<u>青少年</u>ホームステイ派遣	事業名 友好都市等へのホームステイ派遣

No	項目	変更前	変更後
24	基本方針 2 施策② 課題	【学習の基盤となる資質・能力の育成】 小学校では、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上回っている教科と下回っている教科が混在している一方で、中学校では、いずれの教科も平均正答率に達していない状況にあります。 「子ども・若者調査」では、学校生活の授業や自主的な学習に対して「充実感がある」と回答した子どもは4割程度存在するものの、学校に行きたくないと思った子どもの中には、「授業についていけない」と回答する子どもが1割程度存在します。 今後、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、質の高い学びを実現し、子どもが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、能動的に学び続けられるようにすることが重要です。	【学習の基盤となる資質・能力の育成】 小学校では、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上回っている教科と下回っている教科が混在している一方で、中学校では、いずれの教科も平均正答率に達していない状況にあります。 「子ども・若者調査」における中学2年生の回答では、学校生活の授業や自主的な学習に対して「充実感がある」という回答は4割程度存在するものの、「学校に行きたくないと思う」と回答した子どもの中には、「授業についていけない」と回答する子どもが1割程度存在します。 今後、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、質の高い学びを実現し、子どもが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、能動的に学び続けられるようにすることが重要です。
25	基本方針 2 施策② 取組の方向性	□「かつしか若手アートコンペティション」を開催し、区の文化芸術の将来を担うアーティストの発掘や育成・支援を行います。	□子どもが文化・芸術活動を始めるきっかけづくりや、興味・関心を深める機会を充実することで、創造性や思考力、表現力を育むとともに、文化・芸術を通して誰もが互いの個性、文化、習慣等の違いを認め、相互理解を深める機会を創出します。
26	「学習支援事業」	【事業概要】 全区立中学校において、教育委員会事務局及び学校と連携し、基礎学力の定着が十分でない生徒を対象に少人数指導を実施します。 また、対象生徒の学習意欲を図るほか、生活習慣等への助言や進路選択その他の教育及び就労に関する相談や関係機関との連絡調整を行います。	【事業概要】 全区立中学校において、教育委員会事務局及び学校と連携し、基礎学力の定着が十分でない生徒を対象に少人数指導を実施します。 また、対象生徒の学習意欲の向上を図るほか、生徒及び保護者に対して生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、進路選択その他の教育及び就労に関する相談や関係機関との連絡調整を行います。

No	項目	変更前	変更後
27	「教育情報化推進事業」	【事業概要】 <u>未来の創り手となる子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を確実に備えることができる学校教育を実現するため、学校におけるＩＣＴ環境の整備や授業及び校務におけるＩＣＴの活用等、教育の情報化の推進を図ります。</u> 【取組の方向性】 <u>ＩＣＴを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの資質・能力の育成「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うため、ＩＣＴを必要不可欠なツールとして日常的に活用し、児童・生徒一人一人の資質・能力を最大限に引き出す教育を推進します。</u> <u>また、教員が自らの能力を最大限発揮するとともに、児童・生徒と向き合う時間を創出するため、ＩＣＴを活用した働き方改革を推進します。</u> <u>さらに、児童・生徒や教員が日常的にＩＣＴを活用できるよう、環境の充実を図るとともに、確実にＩＣＴ教育を進めていくための体制の整備を行い、教育ＤＸを推進します。</u>	【事業概要】 <u>これからの時代に求められる資質・能力を確実に身に付けることができる学校教育を実現するため、学校におけるＩＣＴ環境の整備や授業及び校務におけるＩＣＴの活用等、教育の情報化の推進を図ります。</u> 【取組の方向性】 <u>学校におけるＩＣＴ環境の充実やＩＣＴ推進体制の確保等に取り組み、ＩＣＴを活用した「主体的・対話的で深い学び」や教員の働き方改革等、教育ＤＸの推進に取り組んでいきます。</u>
28	基本方針２施策③ 課題	【一人一人が楽しく充実した学校生活への支援】 子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つです。 「子ども・若者調査」においても、子どもが暮らしやすく、より良い生活が送れるようになるために必要な取組として、３割程度の保護者が「不安や悩みを気軽に相談できる窓口の整備」と回答しており、子どもの年齢が上がる毎に割合が増加しています。一人一人が楽しく充実した学校生活を送るためにも、<u>学校生活への適応や不安や悩みの解消する体制の構築が必要です。</u>	【一人一人が楽しく充実した学校生活への支援】 子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つです。 「子ども・若者調査」においても、子どもが暮らしやすく、より良い生活が送れるようになるために必要な取組として、３割程度の保護者が「不安や悩みを気軽に相談できる窓口の整備」と回答しており、子どもの年齢が上がる毎に割合が増加しています。一人一人が楽しく充実した学校生活を送るためにも、不安や悩みの解消する体制の構築が必要です。 <u>また、外国人の人口が増加していることから、日本語の習得が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実を図る必要があります。</u>
29	「日本語指導の充実」	【取組の方向性】 海外からの転入者が増加しているため、今後、にほんごステップアップ教室や日本語学級の増設について検討します。 また、にほんごステップアップ教室と日本語学級の連携を深めます。 さらに、<u>マルチリンガル教科書や同時翻訳機の導入を検討します。</u>	【取組の方向性】 海外からの転入者が増加しているため、今後、にほんごステップアップ教室や日本語学級の増設について検討します。 また、にほんごステップアップ教室と日本語学級の連携を深めます。 さらに、同時翻訳機の導入を検討します。

No	項目	変更前	変更後
30	「不登校対策プロジェクト」	【事業概要】 教員経験者と心理専門員が、各学期に1回以上各学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議します。 様々な要因により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、ふれあいスクール明石を運営し、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行います。 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内サポートルームを設置します。 【取組の方向性】 不登校児童・生徒数は年々増加しているため、ふれあいスクール明石の入室対象とする学年の拡大、バーチャルラーニングプラットフォーム事業の参加を検討し、児童・生徒、保護者、学校が選択できる登校支援策を広げます。 また、中学校における校内サポートルームを令和8年度までに全中学校に設置し、小学校における設置増を検討します。 さらに、不登校の対応は未然防止及び早期対応が重要になるため、令和5年度に発行した「葛飾区不登校児童・生徒スタンダード」の周知徹底を図り、学校が不登校児童・生徒を生み出さないようにします。	【事業概要】 様々な要因により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、ふれあいスクール明石を運営し、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行います。 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内サポートルームを設置します。 教員経験者と心理専門員が、各学期に1回以上各学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議します。 【取組の方向性】 不登校児童・生徒数は年々増加しているため、ふれあいスクール明石の入室対象とする学年の拡大、バーチャルラーニングプラットフォーム事業の参加を実施し、児童・生徒、保護者、学校が選択できる登校支援策を広げます。 また、中学校における校内サポートルームを令和8年度までに全中学校に設置し、小学校における設置増を検討します。 さらに、不登校児童・生徒への対応を取りまとめた「葛飾区不登校児童・生徒スタンダード」を発行し、各学校が不登校児童・生徒に寄り添った支援を行えるようにするとともに、不登校の未然防止及び早期支援を図っていきます。
31	基本方針2施策④課題	【ワーク・ライフ・バランス】 令和5年度に実施した「葛飾区政策・施策マーケティング調査」では、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいるとの回答は5割を超えており、男女を問わず多くの人が取り組んでいると回答しています。しかし、0～18歳の子どもを持つ方に聴いた仕事と子育てが両立しやすい環境が整っているかという質問では、「整っていない」と感じる方が多くの割合を占める結果となりました。	【ワーク・ライフ・バランス】 令和6年度に実施した「葛飾区政策・施策マーケティング調査」では、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいるとの回答は5割を超えており、男女を問わず多くの人が取り組んでいると回答しています。しかし、0～18歳の子どもを持つ方に聴いた仕事と子育てが両立しやすい環境が整っているかという質問では、「整っていない」と感じる方が5割を超える結果となりました。
32	「結婚に関するセミナーの実施」	事業名 結婚に関するセミナーの実施	事業名 婚活に関するセミナーの実施
33	「婚活に関するセミナーの実施」	【事業概要】 若者を対象に、結婚に関する知識を習得できるようなセミナーを実施します。	【事業概要】 結婚を希望する若者を対象に、婚活に役立つコミュニケーションスキルの向上等を目的としたセミナーを実施します。

No	項目	変更前				変更後			
34	「生活困窮者自立支援事業」	2	生活困窮者就労準備支援事業		中期	くらしのまると相談課	2	生活困窮者自立支援事業	
			【事業概要】 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成（日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3段階）を計画的かつ一貫して提供します。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。					【事業概要】 就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。	
35	「公園再生事業」	3	生活困窮者自立相談支援事業		中期	くらしのまると相談課	12	公園再生事業	
			【事業概要】 生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行います。 また、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、関係機関への同行訪問や就労支援などを行います。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。					【事業概要】 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進、子どもを犯罪や事故から守る安全・安心への配慮、幼児から高齢者まで幅広い世代のニーズに応えられる快適な地域環境を創出するため、公園機能の見直しを図るとともに、誰もが安全、安心、快適に公園を利用できるように、既存の公園施設のバリアフリー化や、老朽化した施設の更新を計画的に実施します。 【取組の方向性】 公園再生の整備に当たっては、施設のバリアフリー化を行うとともに、犯罪抑止効果を目的とした見直しを良くする施設の配置検討、安全基準に適合した遊具施設等の更新などを行います。	
36	基本方針3施策② 取組の方向性	□引き続き、子どもを産み育てる家庭の身近な相談に一貫して応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ 伴走型支援 の充実を図るとともに、 出産・子育て応援ギフト 給付事業やかつしか出産応援給付金等の経済的支援を実施していきます。				□引き続き、子どもを産み育てる家庭の身近な相談に一貫して応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ 妊婦等包括相談支援事業 の充実を図るとともに、 妊婦支援給付金 給付事業やかつしか出産応援給付金等の経済的支援を実施していきます。			

No	項目	変更前	変更後
37	基本方針3施策② 取組の方向性	□学校給食費の完全無償化を実施し、子どもの心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ります。また、体験格差の解消のため、修学旅行や移動教室の特別活動に要する費用のほか、副教材等に要する費用についても無償化していきます。	□学校給食費の完全無償化を実施し、子どもの心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ります。また、子育てにかかると経済的負担軽減のため、修学旅行や移動教室の特別活動に要する費用のほか、副教材等に要する費用についても無償化していきます。
38	「出産・子育て応援ギフト 給付事業」	事業名 出産・子育て応援ギフト給付事業	事業名 妊婦支援給付金給付事業
39	「妊婦支援給付金給付事業」	【事業概要】 妊娠中や出産後における支援の充実を図るため、妊娠届出時と出生届出後に保健師等の専門職による面談を受けた妊婦や子育て世帯に対し、出産・子育て応援ギフトを給付します。 【取組の方向性】 伴走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊婦や子育て世帯への切れ目ない支援体制を整備します。	【事業概要】 妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦に対し、妊婦支援給付金（妊婦であることの申請後に5万円、胎児の数の届出後に胎児1人当たり5万円）を支給します。 【取組の方向性】 妊婦等包括相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊娠期からの切れ目ない支援体制を整備します。
40	「多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業」	事業名 多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業	事業名 ベビーカー購入等費用助成事業
41	「ベビーカー購入等費用助成事業」	【事業概要】 3歳未満の多胎児を養育する家庭に対し多胎児用ベビーカーの購入・レンタル費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、外出支援を行います。 【取組の方向性】 多胎児用ベビーカーの購入等費用を助成することにより、外出の不自由さを抱えやすい多胎児を養育する家庭の外出促進を図ります。	【事業概要】 3歳未満の子どもを養育する家庭に対しベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシートの購入・レンタル費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出を促進します。 【取組の方向性】 ベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシートの購入等費用を助成することにより、子育て家庭の負担の軽減や外出促進を図ります。

No	項目	変更前	変更後
42	「移動教室費等の無償化」	【事業概要】 区立中学校に通う中学2年生を対象にした移動教室や区立小学校に通う小学5・6年生を対象にした臨海学校・林間学校にかかる保護者負担額を無償とすることで、子育て家庭の経済的負担を軽減します。	【事業概要】 区立中学校に通う中学2年生を対象にした移動教室や区立小学校に通う小学5・6年生を対象にした臨海学校・林間学校に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。
43	「修学旅行費無償化」	事業名 修学旅行費無償化	事業名 修学旅行費の無償化
44	「修学旅行費の無償化」	【事業概要】 区立中学校に通う中学3年生を対象に、修学旅行にかかる費用を全額補助（上限8万円）することで、子育てにかかる経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、修学旅行費無償化を実施します。	【事業概要】 区立中学校に通う中学3年生を対象にした修学旅行に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、修学旅行費の無償化を実施します。
45	「副教材費等の無償化」	事業名 副教材費等の無償化	事業名 一部副教材費等の無償化
46	「一部副教材費等の無償化」	【事業概要】 区立小学校又は区立中学校で共通して使用しているテストや実験教材費等にかかる保護者負担額を無償とすることで、子育て家庭の経済的負担を軽減します。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、副教材費の無償化を実施します。	【事業概要】 区立小学校又は区立中学校で使用しているドリルやテスト等に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てにに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、一部副教材費等の無償化を実施します。

No	項目	変更前	変更後												
47	「生活困窮者自立支援事業」	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>生活困窮者家計改善支援事業</td><td>中期</td><td>くらしのまると相談課</td></tr> <tr> <td colspan="4"> 【事業概要】 家計に問題のある生活困窮者からの相談に応じ、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんを家計支援計画に基づき総合的に実施します。 </td></tr> <tr> <td colspan="4"> 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。 </td></tr> </table>	1	生活困窮者家計改善支援事業	中期	くらしのまると相談課	【事業概要】 家計に問題のある生活困窮者からの相談に応じ、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんを家計支援計画に基づき総合的に実施します。				【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。				(削除)
1	生活困窮者家計改善支援事業	中期	くらしのまると相談課												
【事業概要】 家計に問題のある生活困窮者からの相談に応じ、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんを家計支援計画に基づき総合的に実施します。															
【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。															
48	基本方針3施策④ 取組の方向性	☐ ひとり親家庭が抱える 問題や課題 に早期かつ適切に対応するために、相談体制の強化を図ります。 障害のある方や外国籍の方などの支援が必要なひとり親家庭に対しても、地域で孤立せず、子育てや自立に向けた取組ができるように支援を行います。	☐ ひとり親家庭が抱える課題に早期かつ適切に対応するために、相談体制の強化を図ります。 全ての対象世帯に対して、積極的に事業の周知を行い、事業の認知度の向上に努めるとともに、着実に事業を実施します。また、障害のある方や外国籍の方など細やかな支援が必要なひとり親家庭に対しても、地域で孤立せず、子育てや自立に向けた取組ができるように支援を行います。												
49	「養育費受け取り支援事業」	【事業概要】 子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送ることができるように、公正証書の作成に係る費用、養育費立替保証に係る契約に必要な初回の保証料 及び 裁判外紛争解決手続（ADR）に要した費用の一部を助成します。	【事業概要】 子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送ることができるように、公正証書の作成に係る費用、養育費立替保証に係る契約に必要な初回の保証料、 裁判外紛争解決手続（ADR）及び養育費に関する弁護士相談 に要した費用の一部を助成します。												
50	「家賃債務保証料の助成」	(追加)	<table border="1"> <tr> <td>10</td><td>家賃債務保証料の助成</td><td></td><td>住環境整備課</td></tr> <tr> <td colspan="4"> 【事業概要】 ひとり親家庭等が、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回保証料の一部を助成することで、円滑な住み替えを支援します。 </td></tr> <tr> <td colspan="4"> 【取組の方向性】 ひとり親家庭等の住み替えに関する不安や経済的負担を軽減するため、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。 </td></tr> </table>	10	家賃債務保証料の助成		住環境整備課	【事業概要】 ひとり親家庭等が、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回保証料の一部を助成することで、円滑な住み替えを支援します。				【取組の方向性】 ひとり親家庭等の住み替えに関する不安や経済的負担を軽減するため、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。			
10	家賃債務保証料の助成		住環境整備課												
【事業概要】 ひとり親家庭等が、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回保証料の一部を助成することで、円滑な住み替えを支援します。															
【取組の方向性】 ひとり親家庭等の住み替えに関する不安や経済的負担を軽減するため、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。															
51	基本方針4施策① 取組の方向性	☐ 社会的養護を必要とする子どもたちに、安定した生活環境を提供することは重要です。 里親家庭という選択肢を広く知ってもらうことに取り組んでいきます。	☐ 社会的養護を必要とする子どもたちに、安定した生活環境を提供することは重要です。 選択肢の一つとして里親家庭を広く知ってもらうよう取り組んでいきます。												

No	項目	変更前	変更後
52	基本方針 4 施策③ 課題	【交通安全対策の強化】 子どもたちの安全を確保するためには、交通安全対策の強化が重要です。学校や保護者、地域の関係機関などが協力し、子どもたちに交通ルールや安全な交通の仕方を効果的に伝える方法について検討する必要があります。	【安全対策の強化】 子どもたちの安全を確保するためには、交通安全対策や犯罪防止対策の強化が重要です。学校や保護者、地域の関係機関などが協力し、子どもたちに交通ルールや安全な交通の仕方を効果的に伝える方法について検討する必要があります。 <u>また、子どもたちが、暗くなってからも安全に道路を通行できるよう、交通事故や犯罪を防止するための取組が必要です。</u>
53	基本方針 4 施策③ 課題	【安全な公園の整備】 子どもたちが安心して遊ぶことができる場所として、安全に遊ぶことができる公園を整備することが重要です。 <u>また、健康的に遊び、交流することができる環境を整えるためには、地域の方々と連携しながら、子どもたちの安全を確保するための取組を進める必要があります。</u>	【安全な公園の整備】 子どもたちが安心して遊ぶことができる場所として、安全に遊ぶことができる公園を整備することが重要です。
54	基本方針 4 施策③ 取組の方向性	(追加)	<u>□私道上に、防犯灯の設置などを行う自治町会に対して助成するとともに、照度基準を満たしていない道路に街路灯を整備し、子どもたちが暗くなってからも道路を安全に通行できるよう取組を行います。</u>
55	基本方針 4 施策③ 取組の方向性	(追加)	<u>□子どもたちを事故や犯罪から守るなど、地域の自主防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラ設置支援などの取組を進めます。</u>
56	基本方針 4 施策③ 取組の方向性	□日頃の巡回点検や地域連携を通じて、事故や犯罪から子どもたちを守る取組を行います。	(削除)
57	「地域安全活動支援事業（安全・安心情報メール）」	地域安全活動支援事業 <u>(安全・安心情報メール)</u>	地域安全活動支援事業

No	項目	変更前	変更後								
58	「地域安全活動支援事業」	【事業概要】 <u>区内で発生した犯罪情報、子どもの安全を脅かす不審者目撃情報、大規模な災害の情報、また、犯罪の被害に遭わないための防犯お役立ち情報を、あらかじめ登録していただいた区民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信します。</u> 【取組の方向性】 <u>安全・安心情報メールから得られる情報によって、より多くの子どもを犯罪や事故、災害から守り、安心して子育てができるようにするため、今後も、様々な機会をとらえて、登録者の拡大に努めます。</u>	【事業概要】 <u>犯罪や事故の発生を減らし子ども・若者等の安全を守るため、警察署、地域団体、関係団体との連携を図りながら、子ども・若者等や地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全・安心な地域社会の形成を目指します。</u> 【取組の方向性】 <u>地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラの設置への支援や安全・安心情報メールによる犯罪・不審者情報の配信などにより、地域の防犯力向上を図ります。</u> <u>また、関係機関 と連携を図りながら、自転車の盗難防止対策や特殊詐欺被害の防止対策を推進します。</u>								
59	「街路灯整備事業」	(追加)	<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>街路灯整備事業</td><td></td><td>道路補修課</td></tr> <tr> <td colspan="4"> 【事業概要】 区民の申し出等により現地調査を行った結果、既存街路灯の間隔が広いなどの理由で照度基準を満たしていない場合、LED照明の街路灯を新設します。 【取組の方向性】 照度不足となっている場所に街路灯の整備を行うことで、交通事故の防止など安全性の確保を図ります。 </td></tr> </table>	5	街路灯整備事業		道路補修課	【事業概要】 区民の申し出等により現地調査を行った結果、既存街路灯の間隔が広いなどの理由で照度基準を満たしていない場合、LED照明の街路灯を新設します。 【取組の方向性】 照度不足となっている場所に街路灯の整備を行うことで、交通事故の防止など安全性の確保を図ります。			
5	街路灯整備事業		道路補修課								
【事業概要】 区民の申し出等により現地調査を行った結果、既存街路灯の間隔が広いなどの理由で照度基準を満たしていない場合、LED照明の街路灯を新設します。 【取組の方向性】 照度不足となっている場所に街路灯の整備を行うことで、交通事故の防止など安全性の確保を図ります。											
60	「私道防犯灯助成事業」	(追加)	<table border="1"> <tr> <td>6</td><td>私道防犯灯助成事業</td><td></td><td>道路補修課</td></tr> <tr> <td colspan="4"> 【事業概要】 私道上に、新たなLED防犯灯の設置や老朽化した防犯灯のLED化等を行う自治町会に対し、設置等に係る費用の一部を助成します。 【取組の方向性】 自治町会に対して私道防犯灯の整備等に助成を行うことで、私道における犯罪防止や通行の安全性の向上等を図ります。 </td></tr> </table>	6	私道防犯灯助成事業		道路補修課	【事業概要】 私道上に、新たなLED防犯灯の設置や老朽化した防犯灯のLED化等を行う自治町会に対し、設置等に係る費用の一部を助成します。 【取組の方向性】 自治町会に対して私道防犯灯の整備等に助成を行うことで、私道における犯罪防止や通行の安全性の向上等を図ります。			
6	私道防犯灯助成事業		道路補修課								
【事業概要】 私道上に、新たなLED防犯灯の設置や老朽化した防犯灯のLED化等を行う自治町会に対し、設置等に係る費用の一部を助成します。 【取組の方向性】 自治町会に対して私道防犯灯の整備等に助成を行うことで、私道における犯罪防止や通行の安全性の向上等を図ります。											

No	項目	変更前	変更後										
61	「安全・安心な公園づくり」	<table><tr><td>7</td><td>安全・安心な公園づくり</td><td></td><td></td><td>公園課</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">【事業概要】 植栽や建築物及び照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しが良好で安全・安心な公園づくりを行います。 また、公園の新設や改修で新たに設置する遊具の選定に当たっては、近隣の保育所や小学校などの子ども達の意見を参考にします。 日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体や公園監視員などの地域の協力とともに、所轄警察・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を行います。 【取組の方向性】 引き続き、植栽や建築物及び照明施設について、犯罪抑止効果の高い見通しの良好な配置を検討するとともに、事故や犯罪から未然に子どもたちを守るため、日常の巡回点検のほか、自主管理団体や公園監視員などの地域の協力と所轄警察・学校等との連携を図るなど、安全・安心な公園づくりを推進していきます。合わせて、子ども達の公園満足度向上に向けて、公園遊具の選定に当たっては、近隣の保育所や小学校などの子ども達の意見を参考にしていきます。</td></tr></table>	7	安全・安心な公園づくり			公園課		【事業概要】 植栽や建築物及び照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しが良好で安全・安心な公園づくりを行います。 また、公園の新設や改修で新たに設置する遊具の選定に当たっては、近隣の保育所や小学校などの子ども達の意見を参考にします。 日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体や公園監視員などの地域の協力とともに、所轄警察・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を行います。 【取組の方向性】 引き続き、植栽や建築物及び照明施設について、犯罪抑止効果の高い見通しの良好な配置を検討するとともに、事故や犯罪から未然に子どもたちを守るため、日常の巡回点検のほか、自主管理団体や公園監視員などの地域の協力と所轄警察・学校等との連携を図るなど、安全・安心な公園づくりを推進していきます。合わせて、子ども達の公園満足度向上に向けて、公園遊具の選定に当たっては、近隣の保育所や小学校などの子ども達の意見を参考にしていきます。				(削除)
7	安全・安心な公園づくり			公園課									
	【事業概要】 植栽や建築物及び照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しが良好で安全・安心な公園づくりを行います。 また、公園の新設や改修で新たに設置する遊具の選定に当たっては、近隣の保育所や小学校などの子ども達の意見を参考にします。 日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体や公園監視員などの地域の協力とともに、所轄警察・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を行います。 【取組の方向性】 引き続き、植栽や建築物及び照明施設について、犯罪抑止効果の高い見通しの良好な配置を検討するとともに、事故や犯罪から未然に子どもたちを守るため、日常の巡回点検のほか、自主管理団体や公園監視員などの地域の協力と所轄警察・学校等との連携を図るなど、安全・安心な公園づくりを推進していきます。合わせて、子ども達の公園満足度向上に向けて、公園遊具の選定に当たっては、近隣の保育所や小学校などの子ども達の意見を参考にしていきます。												
62	基本方針5 施策① 課題	(追加)	【地域の力による基盤強化】 「わくわくチャレンジ広場」では、平日の放課後について、コロナ禍前と同様の週5日の実施を目指しており、児童指導サポーターの人数は増えつつありますが、全ての学校で週5日実施には至っていません。 そのため、新たな人材の確保や若年層の担い手育成に取り組み、全ての学校で週5日の実施を目指すとともに、対象学年の拡大や参加学年の制限を解消するなど、持続可能な運営基盤を築く必要があります。										
63	基本方針5 施策① 取組の方向性	(追加)	□多様な世代に、SNSなどを活用して子どもたちを支援する活動の魅力を発信し、新たな担い手を確保して、地域による運営基盤の強化を図るとともに、わくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大などを図ります。										
64	「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定」	(追加)	<table><tr><td>3</td><td>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定</td><td>新規</td><td>中期</td><td>人権推進課</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、優れた取組をしている区内企業を認定します。 【取組の方向性】 ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、認定を受けた際のインセンティブを設けより多くの企業の取組を推進します。</td></tr></table>	3	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	新規	中期	人権推進課		【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、優れた取組をしている区内企業を認定します。 【取組の方向性】 ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、認定を受けた際のインセンティブを設けより多くの企業の取組を推進します。			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	新規	中期	人権推進課									
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、優れた取組をしている区内企業を認定します。 【取組の方向性】 ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、認定を受けた際のインセンティブを設けより多くの企業の取組を推進します。												

No	項目	変更前	変更後										
65	基本方針 5 施策② 課題	【学校施設を活用した居場所の整備】 わくわくチャレンジ広場や学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、学校施設を有効活用し環境を整備する必要があります。	【学校施設 <u>など</u> を活用した居場所の整備】 わくわくチャレンジ広場や学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、学校施設 <u>など</u> を有効活用し環境を整備する必要があります。										
66	基本方針 5 施策② 課題	(追加)	【 <u>地域の様々な居場所</u> 】 <u>家庭や学校以外にも、子どものニーズに応じたパブリックスペースを整備するとともに、子どもの不安や課題に寄り添った支援を提供する必要があります。</u>										
67	基本方針 5 施策② 取組の方向性	□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大 <u>を図ります。</u>	□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大 <u>などのほか、地域に身近な公園などの整備を行います。</u>										
68	基本方針 5 施策② 取組の方向性	(追加)	<u>□家庭や学校以外の居場所として、子どもが遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごせる環境として、子ども未来プラザを整備・運営していきます。また、居場所の提供とともに、子どもが抱える不安や課題を早期に発見し、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担っていきます。</u>										
69	「地域の身近な公園の整備」	(追加)	<table><tr><td>3</td><td>地域の身近な公園の整備</td><td></td><td>中期</td><td>公園課</td></tr><tr><td colspan="5">【事業概要】 児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。 【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、子どもたちからの要望が多い遊びや活動が身近な公園でできるよう、小さな子どもが安心して遊べる遊具の設置やボール遊び専用広場等 の整備を検討していきます。 また、公園の新設や改修をする際は、設置する遊具等の選定に当たって、近隣の保育施設や小学校など の子どもたちの意見を参考にしています。</td></tr></table>	3	地域の身近な公園の整備		中期	公園課	【事業概要】 児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。 【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、子どもたちからの要望が多い遊びや活動が身近な公園でできるよう、小さな子どもが安心して遊べる遊具の設置やボール遊び専用広場等 の整備を検討していきます。 また、公園の新設や改修をする際は、設置する遊具等の選定に当たって、近隣の保育施設や小学校など の子どもたちの意見を参考にしています。				
3	地域の身近な公園の整備		中期	公園課									
【事業概要】 児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。 【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、子どもたちからの要望が多い遊びや活動が身近な公園でできるよう、小さな子どもが安心して遊べる遊具の設置やボール遊び専用広場等 の整備を検討していきます。 また、公園の新設や改修をする際は、設置する遊具等の選定に当たって、近隣の保育施設や小学校など の子どもたちの意見を参考にしています。													

No	項目	変更前	変更後																																												
70	「特色ある公園の整備」	(追加)	<table><tr><td>4</td><td>特色のある公園の整備</td><td></td><td>中期</td><td>公園課</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">【事業概要】 区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法としては、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。 【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、ボール遊び専用広場など多様な遊びができることや交通ルールを学びながら乗り物に乗れること、動物と触れ合えるなど、子ども・若者等が日常とは違う体験ができるような魅力ある公園の整備を行います。</td></tr></table>	4	特色のある公園の整備		中期	公園課		【事業概要】 区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法としては、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。 【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、ボール遊び専用広場など多様な遊びができることや交通ルールを学びながら乗り物に乗れること、動物と触れ合えるなど、子ども・若者等が日常とは違う体験ができるような魅力ある公園の整備を行います。																																					
4	特色のある公園の整備		中期	公園課																																											
	【事業概要】 区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法としては、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。 【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、ボール遊び専用広場など多様な遊びができることや交通ルールを学びながら乗り物に乗れること、動物と触れ合えるなど、子ども・若者等が日常とは違う体験ができるような魅力ある公園の整備を行います。																																														
71	「校庭遊び場開放事業」	(追加)	<table><tr><td>5</td><td>校庭遊び場開放事業</td><td></td><td></td><td>教育総務課</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">【事業概要】 小・中学生を対象として土・日曜日、休日の午後、小学校28校において校庭を遊び場として開放します。開放の際には、ボールやなわとび等の遊具の貸出を行います。 【取組の方向性】 子どもたちが、学校の休みの日に身近な施設で安心して遊びやスポーツができるよう、事業を着実に実施してまいります。</td></tr></table>	5	校庭遊び場開放事業			教育総務課		【事業概要】 小・中学生を対象として土・日曜日、休日の午後、小学校28校において校庭を遊び場として開放します。開放の際には、ボールやなわとび等の遊具の貸出を行います。 【取組の方向性】 子どもたちが、学校の休みの日に身近な施設で安心して遊びやスポーツができるよう、事業を着実に実施してまいります。																																					
5	校庭遊び場開放事業			教育総務課																																											
	【事業概要】 小・中学生を対象として土・日曜日、休日の午後、小学校28校において校庭を遊び場として開放します。開放の際には、ボールやなわとび等の遊具の貸出を行います。 【取組の方向性】 子どもたちが、学校の休みの日に身近な施設で安心して遊びやスポーツができるよう、事業を着実に実施してまいります。																																														
72	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要 <table><tr><th colspan="3">事業名</th><th>目標単位</th><th>計画 開始時</th><th>令和 7年度</th><th>令和 11年度</th><th>増減</th></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">子育て短期支援事業</td><td>ショートステイ事業</td><td>施設数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>トワイライトステイ事業</td><td>施設数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr></table>	事業名			目標単位	計画 開始時	令和 7年度	令和 11年度	増減	4	子育て短期支援事業	ショートステイ事業	施設数	1	1	1	0	トワイライトステイ事業	施設数	1	1	1	0	(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要 <table><tr><th colspan="3">事業名</th><th>目標単位</th><th>計画 開始時</th><th>令和 7年度</th><th>令和 11年度</th><th>増減</th></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">子育て短期支援事業</td><td>ショートステイ事業</td><td>施設数</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>トワイライトステイ事業</td><td>施設数</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	事業名			目標単位	計画 開始時	令和 7年度	令和 11年度	増減	4	子育て短期支援事業	ショートステイ事業	施設数	1	2	2	1	トワイライトステイ事業	施設数	1	2	2	1
事業名			目標単位	計画 開始時	令和 7年度	令和 11年度	増減																																								
4	子育て短期支援事業	ショートステイ事業	施設数	1	1	1	0																																								
		トワイライトステイ事業	施設数	1	1	1	0																																								
事業名			目標単位	計画 開始時	令和 7年度	令和 11年度	増減																																								
4	子育て短期支援事業	ショートステイ事業	施設数	1	2	2	1																																								
		トワイライトステイ事業	施設数	1	2	2	1																																								

No	項目	変更前	変更後																																																																																																		
73	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策) <table><tr><th colspan="3">事業名</th><th>実施時期 (年度)</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10年度</th><th>令和 11年度</th></tr><tr><td rowspan="6">4</td><td rowspan="3">子育て 短期支援 事業</td><td rowspan="3">ショート ステイ 事業</td><td>量の見込み (延べ人数)</td><td>1,569</td><td>1,569</td><td>1,569</td><td>1,569</td><td>1,569</td></tr><tr><td>確保方策 (延べ人数)</td><td>2,148</td><td>2,148</td><td>2,148</td><td>2,148</td><td>2,148</td></tr><tr><td>確保方策 (施設数)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">トワイラ イトステ イ事業</td><td>量の見込み (延べ人数)</td><td>1,262</td><td>1,262</td><td>1,262</td><td>1,262</td><td>1,262</td></tr><tr><td>確保方策 (延べ人数)</td><td>3,590</td><td>3,590</td><td>3,590</td><td>3,590</td><td>3,590</td></tr><tr><td>確保方策 (施設数)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度	4	子育て 短期支援 事業	ショート ステイ 事業	量の見込み (延べ人数)	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	確保方策 (延べ人数)	2,148	2,148	2,148	2,148	2,148	確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1	トワイラ イトステ イ事業	量の見込み (延べ人数)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	確保方策 (延べ人数)	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590	確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1	(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策) <table><tr><th colspan="3">事業名</th><th>実施時期 (年度)</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10年度</th><th>令和 11年度</th></tr><tr><td rowspan="6">4</td><td rowspan="3">子育て 短期支援 事業</td><td rowspan="3">ショート ステイ 事業</td><td>量の見込み (延べ人数)</td><td>1,569</td><td>1,569</td><td>1,569</td><td>1,569</td><td>1,569</td></tr><tr><td>確保方策 (延べ人数)</td><td>3,415</td><td>4,296</td><td>4,296</td><td>4,296</td><td>4,296</td></tr><tr><td>確保方策 (施設数)</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">トワイラ イトステ イ事業</td><td>量の見込み (延べ人数)</td><td>1,262</td><td>1,262</td><td>1,262</td><td>1,262</td><td>1,262</td></tr><tr><td>確保方策 (延べ人数)</td><td>5,660</td><td>7,180</td><td>7,180</td><td>7,180</td><td>7,180</td></tr><tr><td>確保方策 (施設数)</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度	4	子育て 短期支援 事業	ショート ステイ 事業	量の見込み (延べ人数)	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	確保方策 (延べ人数)	3,415	4,296	4,296	4,296	4,296	確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2	トワイラ イトステ イ事業	量の見込み (延べ人数)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	確保方策 (延べ人数)	5,660	7,180	7,180	7,180	7,180	確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2
事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度																																																																																													
4	子育て 短期支援 事業	ショート ステイ 事業	量の見込み (延べ人数)	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569																																																																																													
			確保方策 (延べ人数)	2,148	2,148	2,148	2,148	2,148																																																																																													
			確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1																																																																																													
	トワイラ イトステ イ事業	量の見込み (延べ人数)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262																																																																																														
		確保方策 (延べ人数)	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590																																																																																														
		確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1																																																																																														
事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度																																																																																													
4	子育て 短期支援 事業	ショート ステイ 事業	量の見込み (延べ人数)	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569																																																																																													
			確保方策 (延べ人数)	3,415	4,296	4,296	4,296	4,296																																																																																													
			確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2																																																																																													
	トワイラ イトステ イ事業	量の見込み (延べ人数)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262																																																																																														
		確保方策 (延べ人数)	5,660	7,180	7,180	7,180	7,180																																																																																														
		確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2																																																																																														
74	認定こども園の普及等に係る取組 (教育・保育の一体的提供及び体制の確保)	そのため、本区では、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画上、具体的な数値としては定めず、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していくとする東京都の方針も踏まえ、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。	そのため、本区では、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画上、具体的な数値としては定めず、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していくとする東京都の方針も踏まえ、既存の幼稚園や保育所からの移行について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。																																																																																																		

葛飾区子ども・若者総合計画

(案)

令和 7 年度～令和 11 年度

白紙ページ

区長挨拶
調整中

葛飾区子ども・若者総合計画 目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画期間	5
5 計画における「子ども・若者」の定義	5
第2章 子ども・若者等を取り巻く状況	7
1 子ども・若者等の現状	8
2 子ども・若者に係る困難に関する現状	34
3 家庭の課題に関する現状	58
第3章 計画の基本的な方向性	65
1 計画の考え方	66
2 基本目標	67
3 基本方針	70
4 施策の体系	72
第4章 施策の展開	77
基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します	78
施策1 子どもを持つことへの支援	78
施策2 親子の健康づくりの推進	81
施策3 相談支援体制の充実	89
施策4 子育て家庭への総合的な支援	92
施策5 仕事と子育ての両立支援	99
施策6 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実	105
基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します	110
施策1 成長に応じた支援	110
施策2 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成	117
施策3 不安や悩みを抱える子どもへの支援	127

施策4	若者の生活支援	133
施策5	不安や悩みを抱える若者への支援	138
基本方針3	困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します	143
施策1	障害等に関わる困難への支援	143
施策2	子ども・若者が育つ家庭への経済的支援	152
施策3	貧困の解消に向けての支援	159
施策4	ひとり親家庭への支援	164
基本方針4	子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます	170
施策1	子どもの権利の保障	170
施策2	心身の安定・安心への支援	174
施策3	子どもの安全の確保	180
施策4	非行・犯罪防止への支援	185
基本方針5	子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます	187
施策1	地域による子ども・若者への支援	187
施策2	子ども・若者の居場所づくりの推進	198
第5章	子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策	205
1	子ども・子育て支援事業計画	206
2	教育・保育提供区域	208
3	0歳～5歳の推計人口	210
4	教育・保育の量の見込み及び確保方策	211
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	225
6	認定こども園の普及等に係る取組（教育・保育の一体的提供及び体制の確保）	231
第6章	計画の推進体制	233
1	計画の推進体制	234
2	計画の周知	235
3	関係機関等との連携・協働	235
4	計画の実施状況の点検・評価	236
5	子ども・子育て会議、子ども・若者支援地域協議会	236

白紙ページ



第1章

計画策定に当たって

葛飾区の動向

本区では、質・量を総合的に確保した幼児教育及び保育の提供のほか、貧困、虐待等を含めた子どもの権利擁護の取組等、より一層の対応が必要とされる課題等を反映した「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、子どもの最善の利益の実現のため、子ども・子育て支援事業の質・量を向上させることによって、子育て支援施策の充実を図りました。

また、子どもや若者に関する課題の深刻化に伴い、「葛飾区子ども・若者計画」を平成31年3月に策定し、ライフステージ別の子ども・若者の健全育成と困難を有する子ども・若者を支援する施策を位置付けて、状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を、地域全体で連携して推進してきました。

令和5年度には、子どもの権利を守る仕組みをより確実に実行するために、区、保護者、区民等の役割や責務、子どもに関する取組の方向性、子どもの権利に関する相談や救済の体制の整備といった内容を明確にし、地域全体で子どもの権利を擁護する体制を構築することから、「葛飾区子どもの権利条例」を制定しました。

また、子ども・若者を主体とした子ども・若者や子育て支援の視点を区政全般に反映し、総合的なまちづくりを推進していくための指針となる「葛飾区子ども・若者基本構想」を策定し、更なる子ども・若者や子育て支援施策の充実に取り組んできました。

前計画期間は、こうした計画等の下、子育て支援の中核としての役割を担う子ども未来プラザの整備や区立小中学校に通う児童・生徒への学校給食費の完全無償化、葛飾区児童相談所の設置、幼児教育・保育の質の向上、ヤングケアラー等へ支援を行う地域団体への助成など、子ども・若者や子育て支援に関する様々な事業を推進してきました。区がこうした取組を進める一方で、本区の乳幼児人口は、平成29年度以降減少を続け、令和5年4月1日時点で2万人を下回りました。

また、結婚を希望する若者への支援や学童保育クラブの待機児童、虐待の早期発見・対応、社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援、貧困の連鎖などといった課題もあります。区が将来にわたって持続可能なまちとして発展していくために、本区の将来を担う子ども・若者や子育て支援の施策を更に充実させる必要があります。

国や東京都の動向

国では、令和5年4月に、子ども政策の中心となる「こども家庭庁」が創設され、国内初の子どもに関する基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月22日には、こども基本法第9条第1項に基づいた「こども大綱」や子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進するための「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されています。令和6年6月には、「子ども・若者育成支援推進法」において国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。同年9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、子どもの貧困の解消が明記されました。

東京都においても、子ども目線に立って政策のバージョンアップを不断に図りながら、子ども政策を総合的に推進するため、令和6年2月に「こども未来アクション 2024」を策定し、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指すことが示されています。さらに、子どもたちが楽しみながら東京都の魅力や都政を学べる「東京都こどもホームページ」の作成など、子ども目線での施策が展開されています。

2 計画策定の趣旨

第1章

全ての子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在です。区の持続的な発展を図っていくためにも、区全体で子ども・若者の健やかな成長を支える取組が求められます。

現行の子ども・子育て支援事業の質・量の向上によって、子育て支援施策の充実を図る「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」及び子ども・若者、子育て支援施策を整理した「葛飾区子ども・若者計画」の理念や目標を踏まえ、両計画を一体化した次期計画として「葛飾区子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者や子育て支援施策の更なる充実を図っていきます。

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、関連する法律に基づく計画を内包した計画とします。(詳細は、以下の表を参照。)

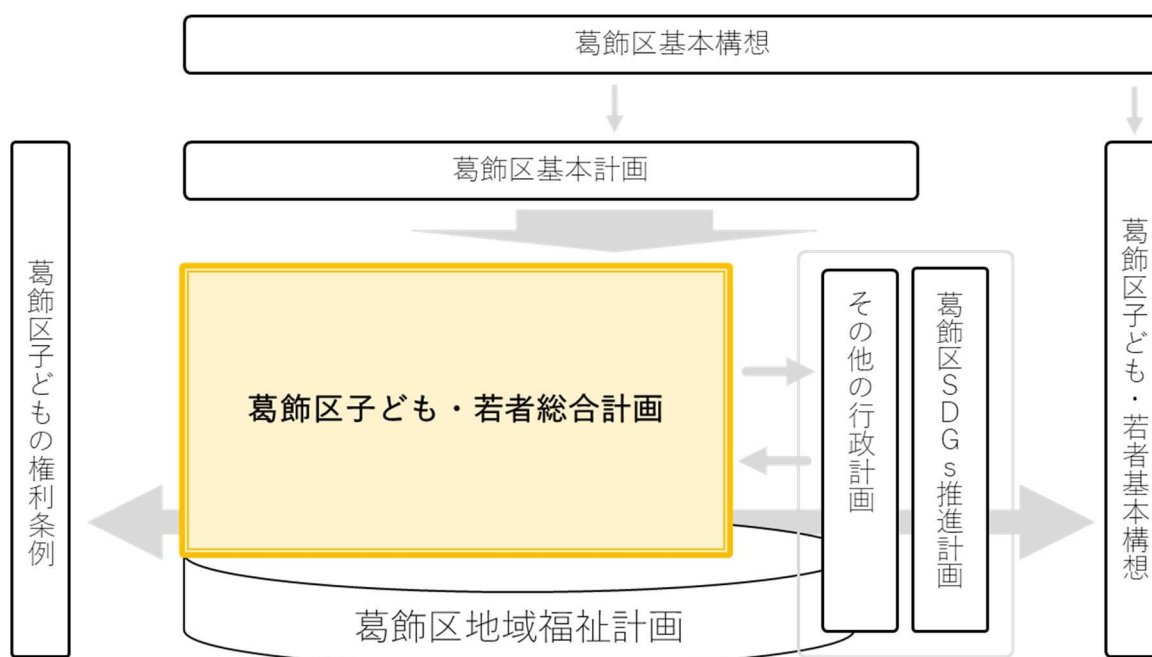
さらに、「葛飾区基本計画」、「葛飾区子ども・若者基本構想」、「葛飾区子どもの権利条例」をはじめとした関係する計画等との調和を図ります。

法 律 名	条 項	計 画
こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画
子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画
児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画

区の計画等	
葛飾区基本構想	
葛飾区基本計画	
葛飾区子どもの権利条例	
葛飾区子ども・若者基本構想	
葛飾区地域福祉計画	
葛飾区SDGs推進計画	
その他の行政計画（葛飾区社会的養育推進計画や第3次かつしか健康実現プランなど）	

葛飾区子ども・若者総合計画

【葛飾区の計画などとの関係】

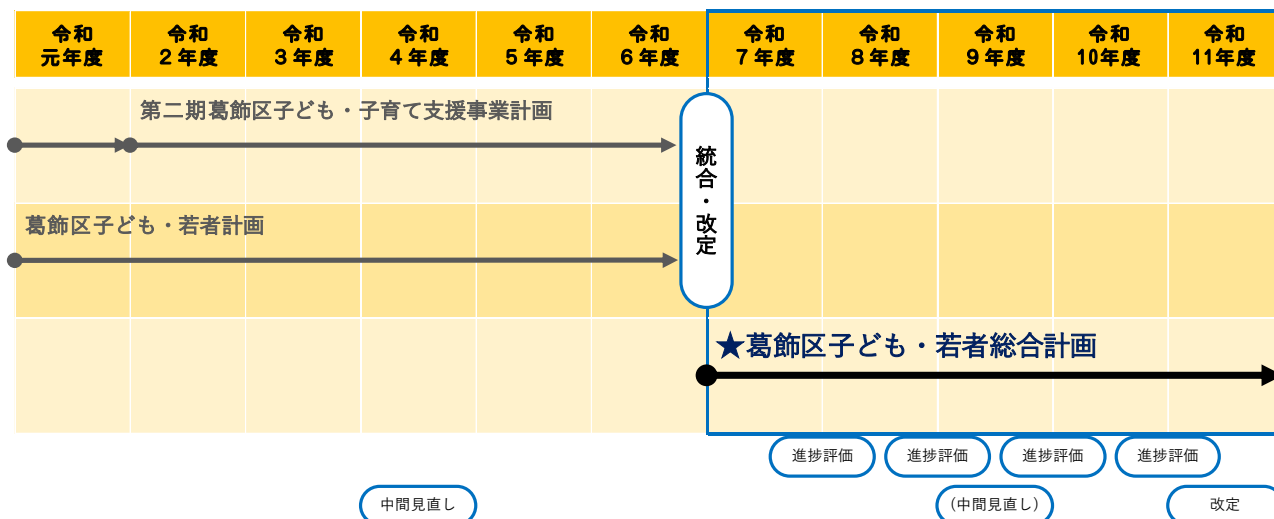


4 計画期間

第1章

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、本計画の内容と実際の状況に大きな差がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。



5 計画における「子ども・若者」の定義

第1章

本計画においては、こども大綱を参考に、「子ども」は乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）までの者で、「若者」は思春期と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期（40歳未満）も対象）までの者としてします。

白紙ページ



第2章

子ども・若者等を取り巻く状況

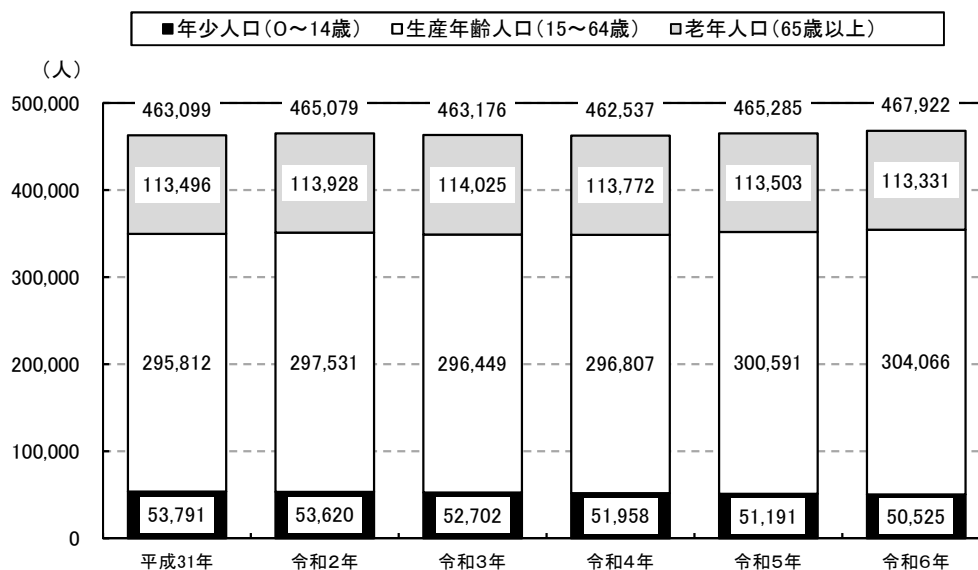
(1) 人口動態



子ども・若者の人口

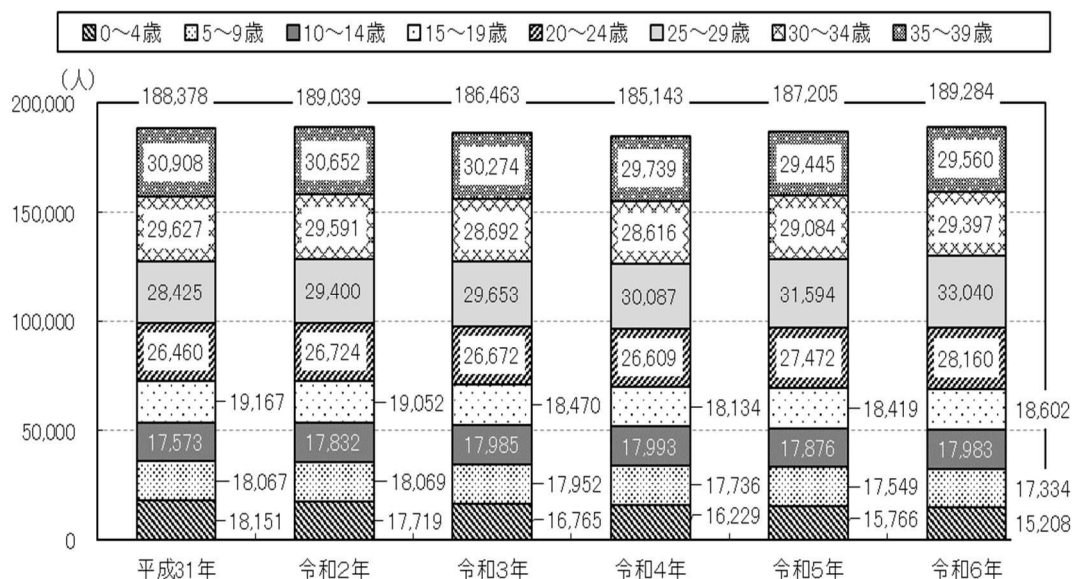
令和6年4月1日時点の葛飾区の人口は、467,922人です。平成31年から4,823人増加しています。本計画の対象となる0歳～39歳の人口は189,284人で、平成31年以降、180,000人台で推移しています。

【人口の推移：平成31年～令和6年（各年4月1日）】



出典：住民基本台帳（葛飾区）

【39歳以下の5歳階級別人口の推移：平成31年～令和6年（各年4月1日）】

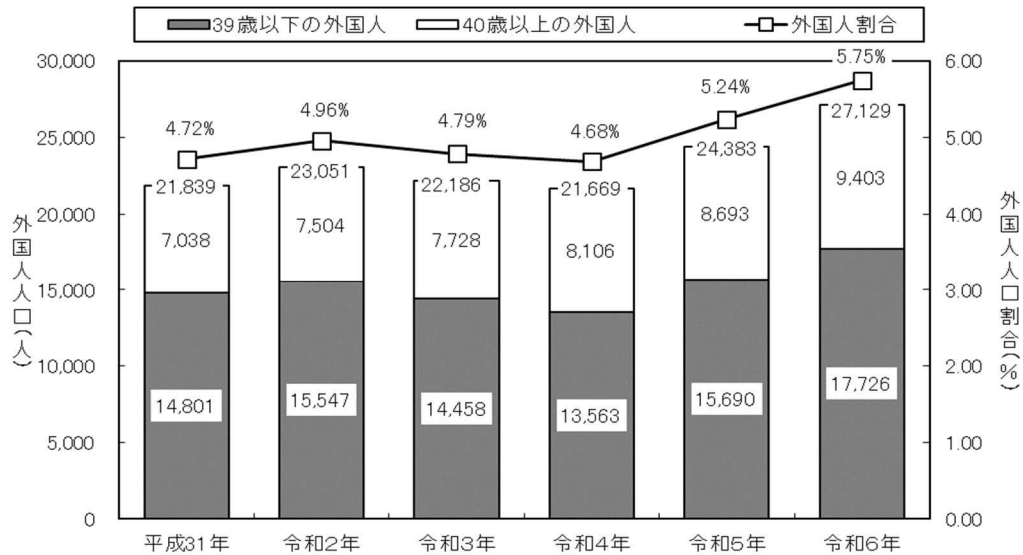


出典：住民基本台帳（葛飾区）

外国人人口

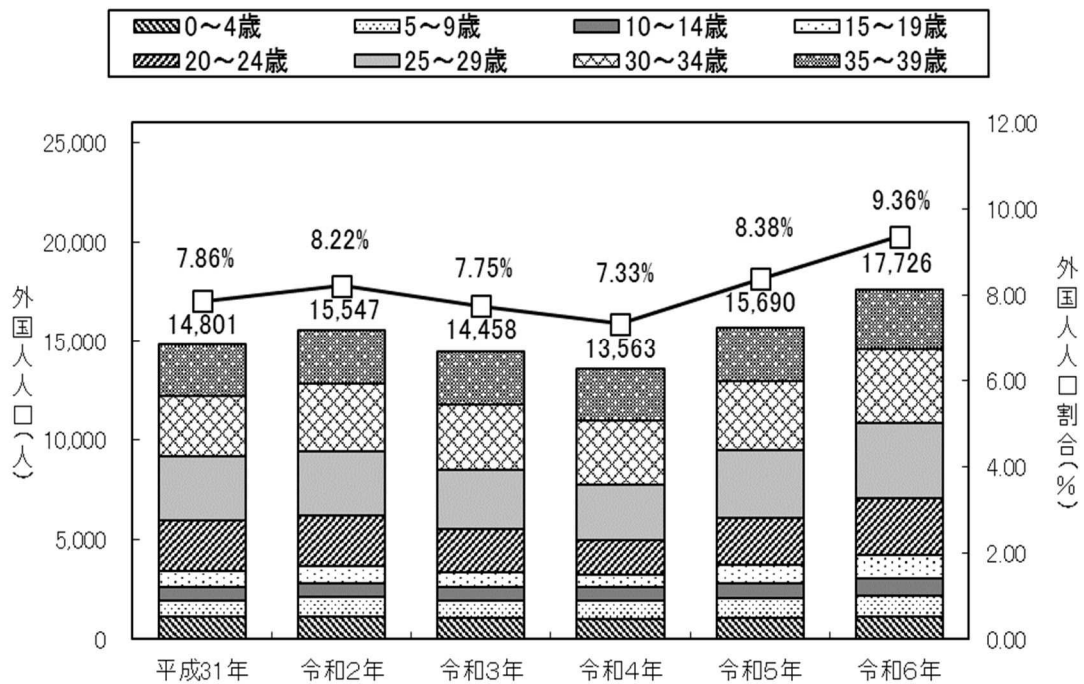
葛飾区の39歳以下の人口は、令和4年以降増加傾向にある中で、39歳以下の外国人人口も年々増えており、令和6年4月1日現在は17,726人で、39歳以下の人口のうち9.36%を占めています。

【外国人人口の推移：平成31年～令和6年（各年4月1日）】



出典：住民基本台帳（葛飾区）

【39歳以下の5歳階級別外国人人口の推移：平成31年～令和6年（各年4月1日）】

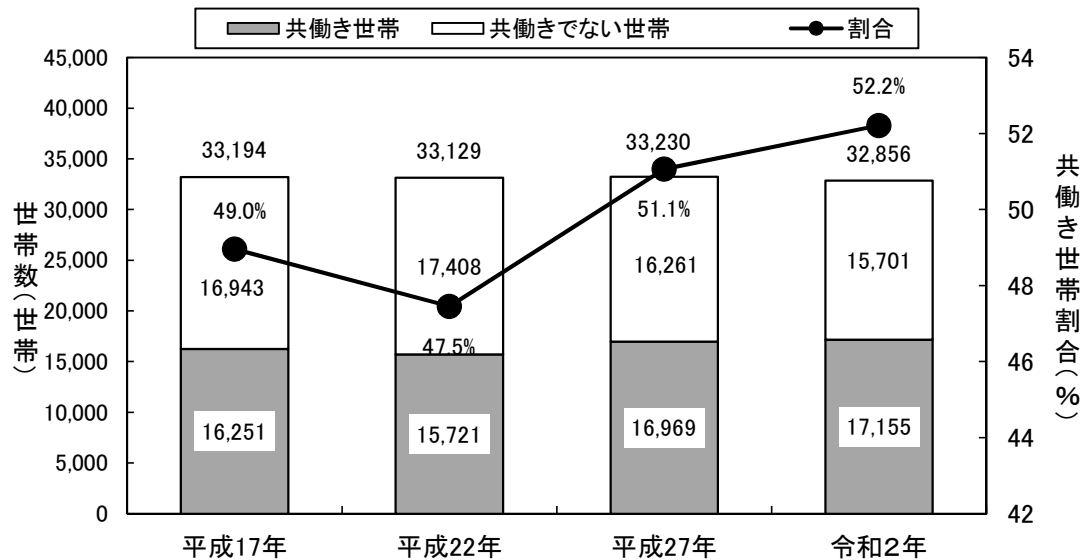


出典：住民基本台帳（葛飾区）

共働き世帯

令和2年国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる区内世帯の52.2%が共働きです。平成17年49.0%と比べると共働き世帯の割合が多くなっています。

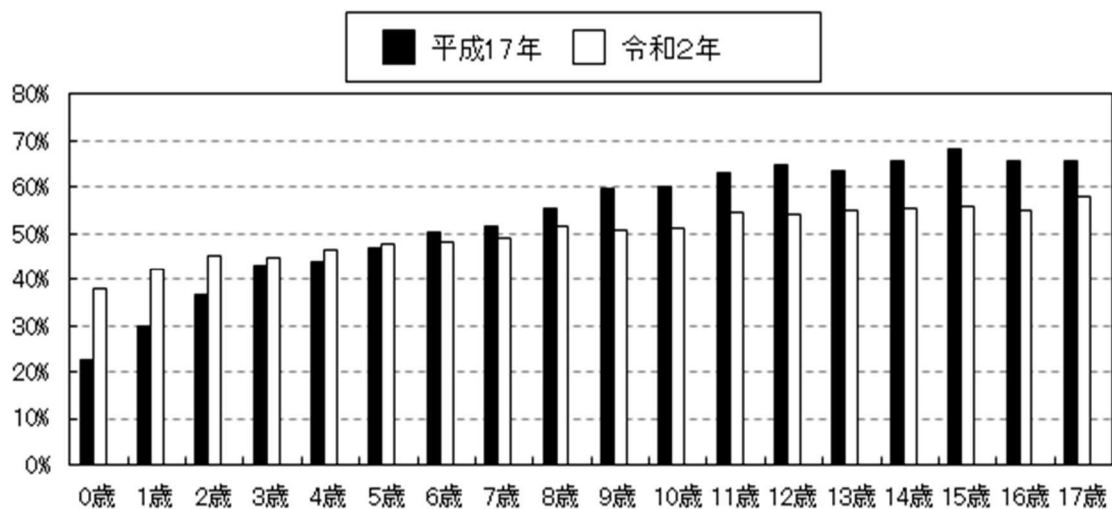
【18歳未満の子どものいる区内世帯における共働きの割合の推移：平成17年～令和2年】



出典：国勢調査（総務省）

子どもの年齢別に共働き世帯の割合をみると、年齢が上がるにつれて共働きが多くなる傾向がみられます。令和2年と平成17年を比べると、0歳～5歳の子どもがいる世帯での共働きの割合が増えている一方で、6歳～17歳の子どもがいる世帯での共働きの割合が減っています。

【子どもの年齢別にみた共働き世帯数の割合の比較（平成17年・令和2年）】



出典：国勢調査（総務省）

(2) 結婚・出産について

結婚への意識

過去の婚姻件数の推移は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり著しく減少傾向にありました。令和4年は件数が増加しましたが、コロナ禍以前の件数にまでは達していません。

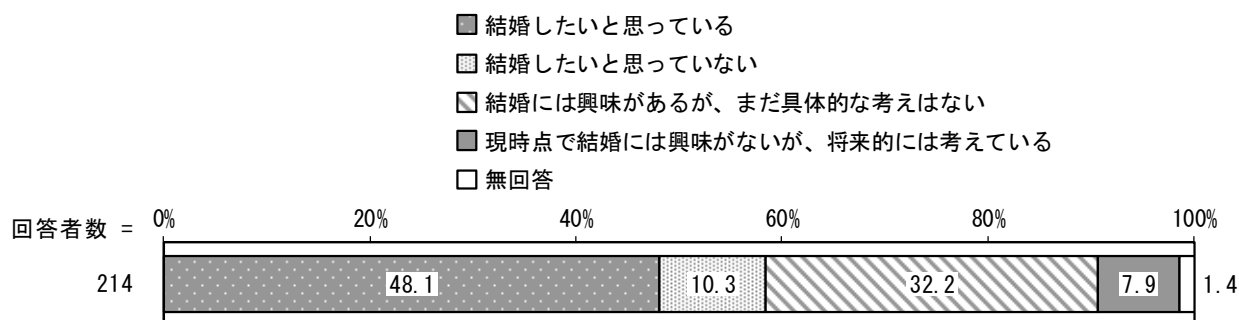
【婚姻数について】

	婚姻件数（区）		婚姻件数（都）	
	単位：件	前年比	単位：件	前年比
平成30年度	2,456		82,716	
平成31年度	2,464	8	86,059	3,343
令和2年度	2,090	△ 374	73,931	△ 12,128
令和3年度	1,966	△ 124	69,813	△ 4,118
令和4年度	2,183	217	75,179	5,366
令和5年度	2,012	△ 171	71,774	△ 3,405

出典：人口動態統計調査（厚生労働省）

「葛飾区少子化対策区民意識調査（令和5年度実施）¹」（以下「少子化対策調査」という。）によると、未婚の方・結婚経験あり（現在は、独身）の方において、「結婚したいと思っている」の割合が48.1%となっているほか、「結婚には興味があるが、まだ具体的な考えはない」「現時点で結婚には興味がないが、将来的には考えている」も含めた結婚の意向が約9割となっています。

【結婚願望の有無について】



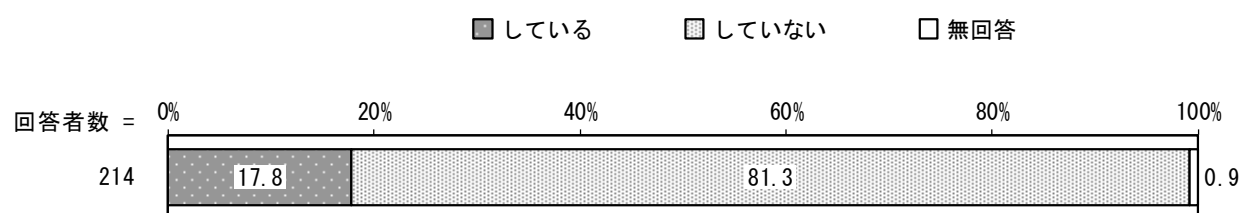
出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

Note-----

- 1 子育て世帯やこれから子育てを迎える世帯の生活環境や出産・子育てに関するニーズを把握し、今後の施策及び本計画の策定に向けた基礎資料とするため実施した。区民向けアンケート調査と並行して、少子化対策についての民間の取組実態をより具体的に把握するための事例として、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業へのヒアリング調査を行った。

未婚の方・結婚経験あり（現在は、独身）の方の婚活²の状況については、「している」の割合が17.8%、「していない」の割合が81.3%となっています。

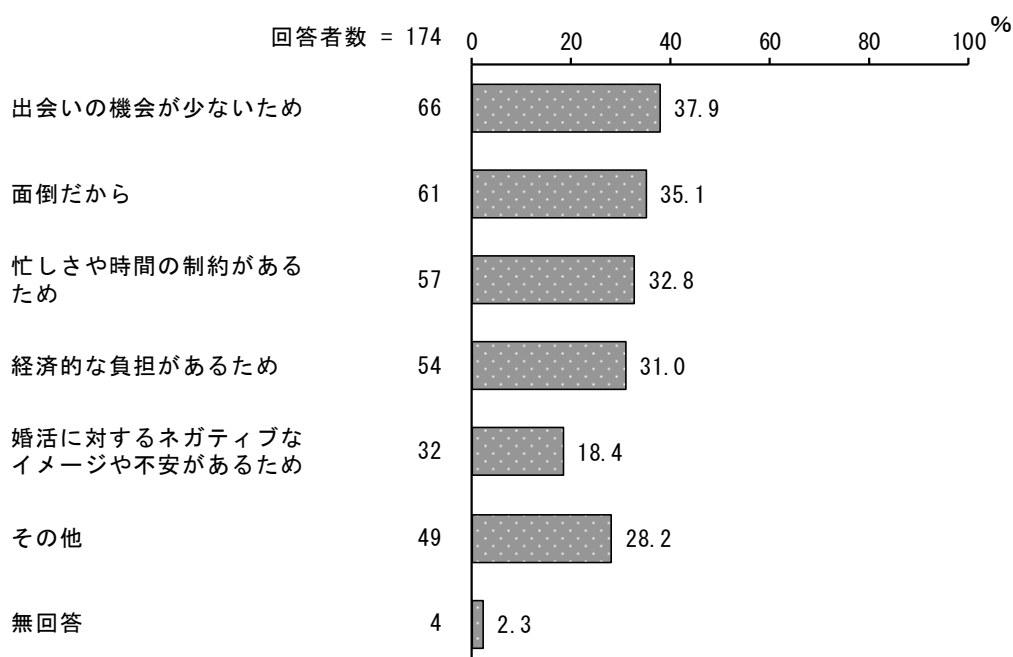
【婚活について】



出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

婚活をしていない理由について、「出会いの機会が少ないため」の割合が37.9%と最も高く、次いで「面倒だから」の割合が35.1%、「忙しさや時間の制約があるため」の割合が32.8%となっています。

【婚活をしていない理由】



出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

Note-----

2 「結婚活動」の略。理想の相手を見つけ、結婚をするためにさまざまな活動をする事。

出産への意識

出生数及び合計特殊出生率について、本区の令和4年度出生数を除き減少傾向にあります。

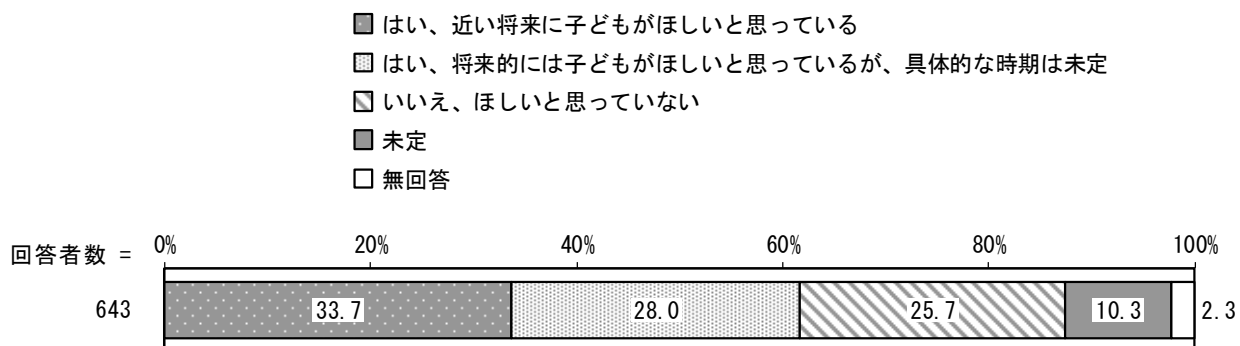
【出生数・合計特殊出生率について】

	葛飾区				東京都			
	出生数		合計特殊出生率		出生数		合計特殊出生率	
	単位：人	前年比	単位：人	前年比	単位：人	前年比	単位：人	前年比
平成30年度	3,423		1.34		107,150		1.20	
平成31年度	3,160	△ 263	1.23	△ 0.11	101,818	△ 5,332	1.15	△ 0.05
令和2年度	3,132	△ 28	1.23	0.00	99,661	△ 2,157	1.12	△ 0.03
令和3年度	2,888	△ 244	1.14	△ 0.09	95,404	△ 4,257	1.08	△ 0.04
令和4年度	2,916	28	1.13	△ 0.01	91,097	△ 4,307	1.04	△ 0.04
令和5年度	2,613	△ 303	1.01	△ 0.03	86,348	△ 4,749	0.99	△ 0.05

出典：人口動態統計調査（厚生労働省）

「少子化対策調査」によると、「今後、子どもをほしいと思いますか？（既婚の方は、今後も子どもをほしいと思いますか？）」の問いに対して、「はい、近い将来に子どもがほしいと思っている」の割合が33.7%と最も高く、次いで「はい、将来的には子どもがほしいと思っているが、具体的な時期は未定」の割合が28.0%、「いいえ、ほしいと思っていない」の割合が25.7%となっています。

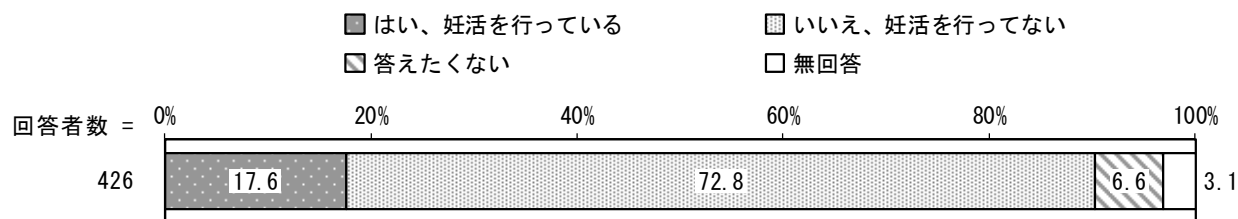
【子どもを持つことについて】



出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

結婚している方の妊活³の状況について「いいえ、妊活を行ってない」の割合が72.8%と最も高く、次いで「はい、妊活を行っている」の割合が17.6%となっています。

【妊活について】

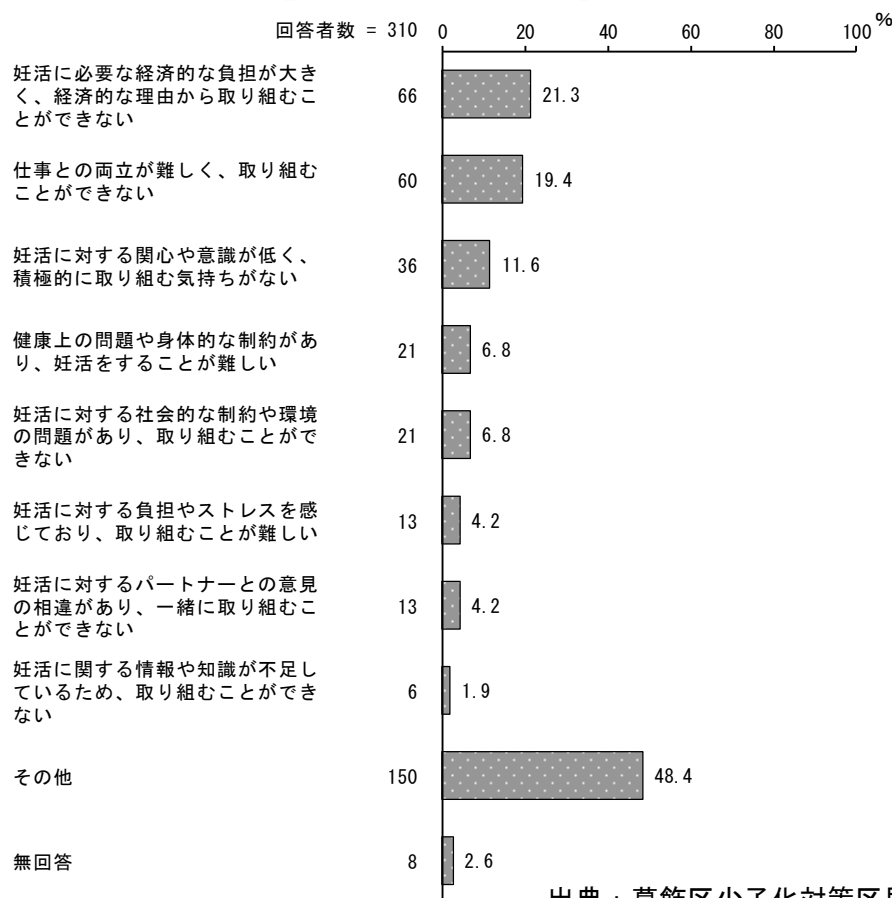


出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

妊活をしていない理由については、「妊活に必要な経済的な負担が大きく、経済的な理由から取り組むことができない」の割合が21.3%と最も高く、次いで「仕事との両立が難しく、取り組むことができない」の割合が19.4%となっています。

また、その他については、「子どもを産んだばかり」「すでに理想の数の子どもがいる」「時期を見計らっている」という意見が大部分を占めていました。

【妊活をしていない理由】



出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

Note-----

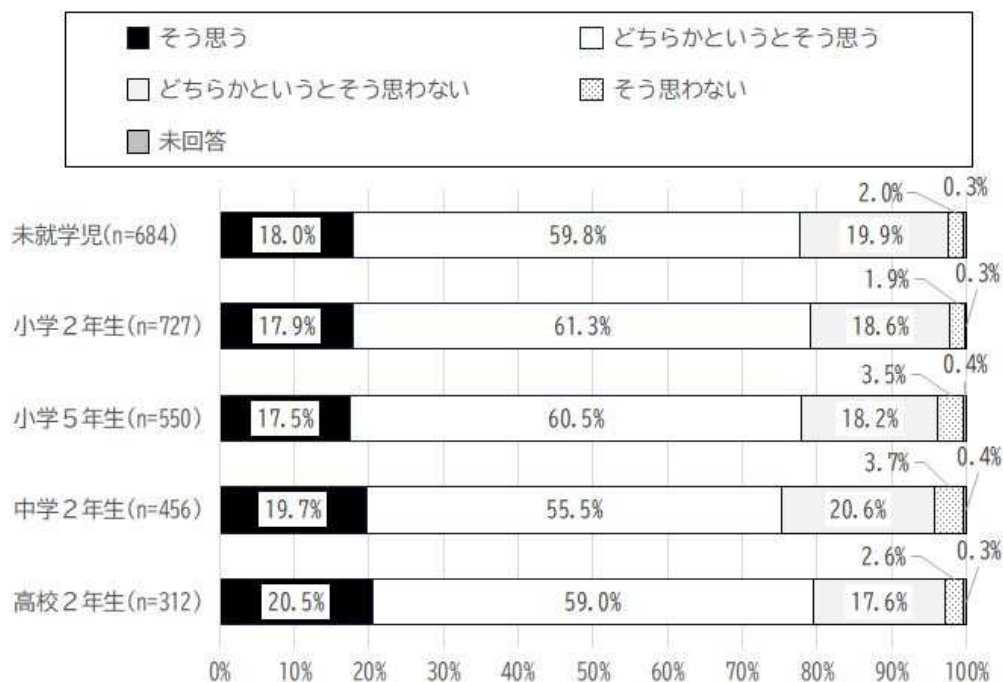
3 「妊娠活動」の略。妊娠を希望する男女が積極的に様々な活動をする事。

(3) 子育ての状況

子育て・教育の手応え

「葛飾区子ども・若者に関する調査（令和5年度実施）⁴」（以下「子ども・若者調査」という。）によると、子どもを育てる中で、子どものしつけ・教育がうまくいっていないと思う保護者は、いずれの年代も2割を超えています。中学2年生の保護者が、最も多く24.3%（前回調査21.3%）となっており、前回調査より3ポイント多くなっています⁵。

【子どものしつけ・教育がうまくできている（保護者回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

4 「葛飾区子ども・若者に関する調査」は、本計画の策定に当たって子ども・若者世代の生活環境等を把握するために実施したアンケート調査である。対象は、①未就学児（5歳）の保護者、②小学2年生の保護者、③小学5年生の子どもとその保護者、④中学2年生の子どもとその保護者、⑤高校2年生相当の年齢の子どもとその保護者、⑥18歳～39歳の若者である。また、アンケート調査と並行して、子ども・若者の実態をより具体的に把握するため、学校関係者や子どもの支援を行う団体組織を対象としてヒアリング調査を行った。

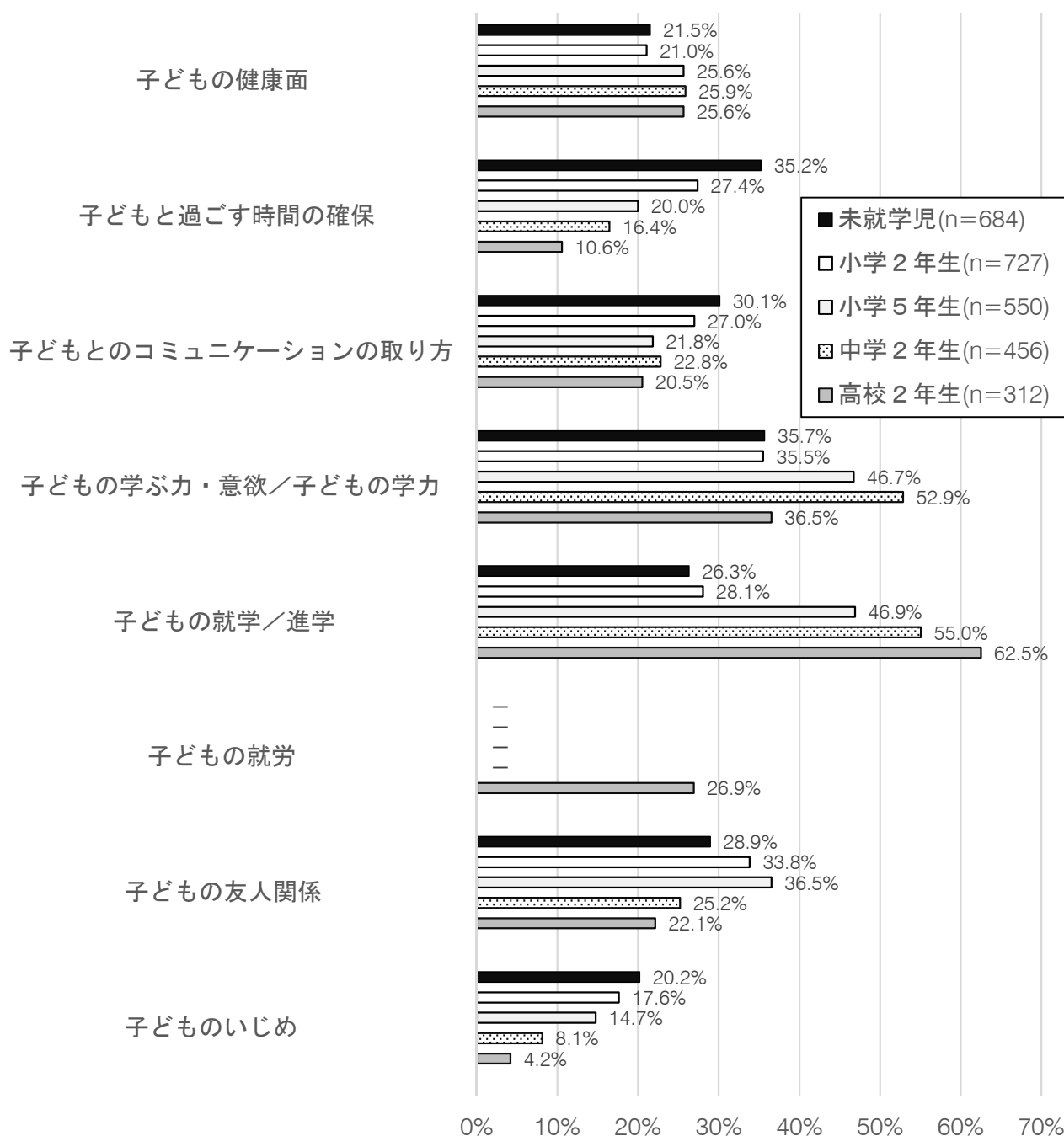
5 子どものしつけ・教育がうまくいっていないと思う保護者は、図中の「そう思わない」と「どちらかというと思わない」の割合の合計に該当する。

保護者の現在の不安

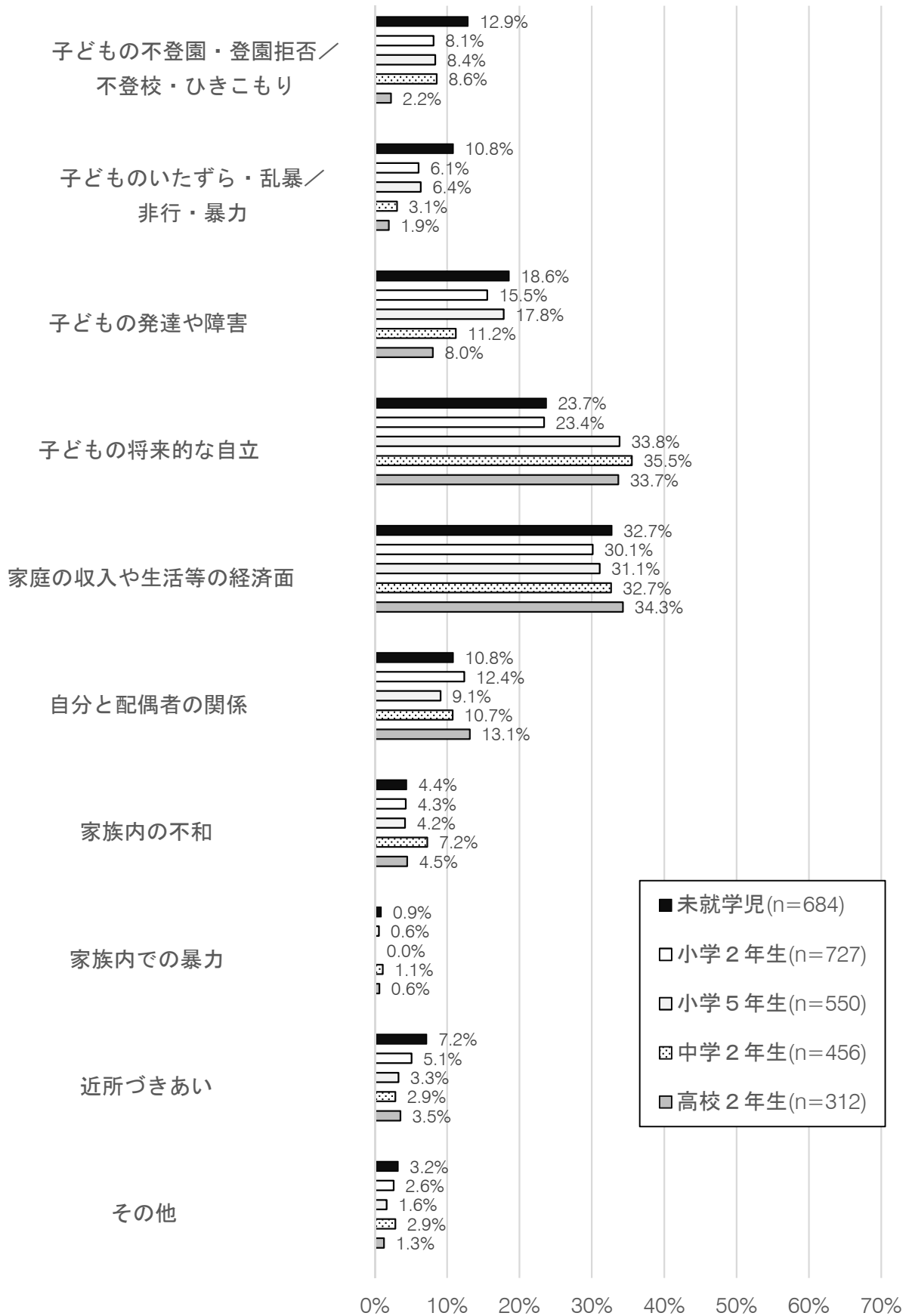
「子ども・若者調査」によると、保護者の現在の不安については、子どもの年齢が上がるにつれて「子どもの就学・進学」が高くなる傾向にあり、特に中学2年生、高校2年生の保護者では、「子どもの就学／進学」が5割を超えています。一方、子どもの年齢が低いほど、「子どもと過ごす時間の確保」、「子どもとのコミュニケーションの取り方」、「子どものいじめ」、「子どもの不登園・登園拒否／不登校・ひきこもり」という回答が多くなっています。

また、「家庭の収入や生活等の経済面」はどの年代においても3割を超えています。

【保護者の現在の不安（保護者回答 1/2）】



【保護者の現在の不安（保護者回答 2 / 2）】

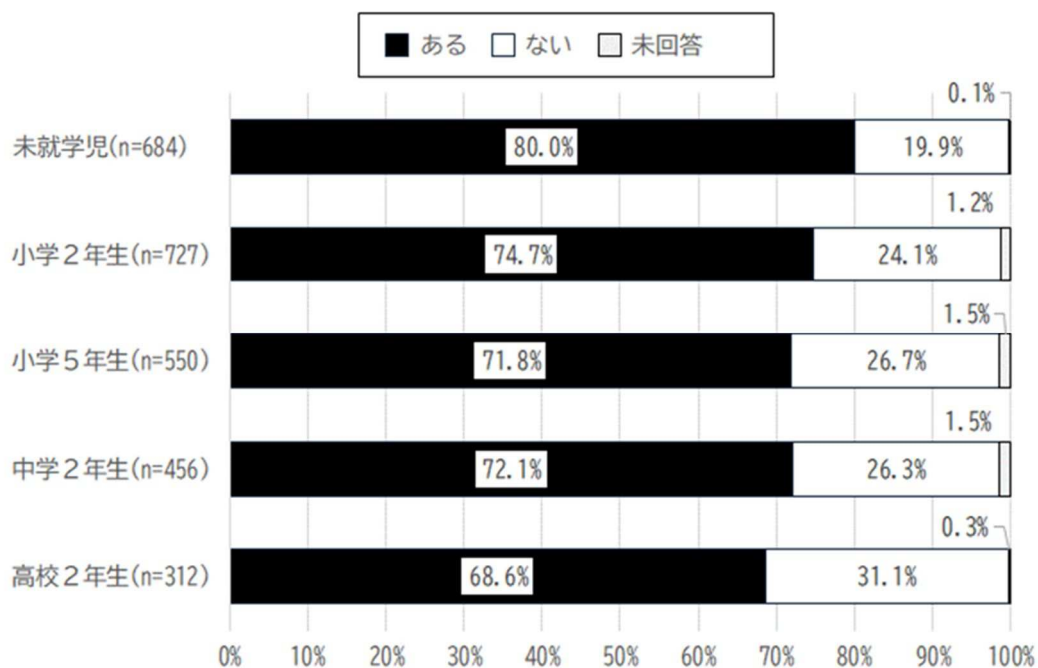


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

子育ての支援者・相談先

「子ども・若者調査」によると、子育てに関する悩み事があった場合、家族や配偶者以外に気軽に相談できる人や相談先はありますかの質問について、「ない」と回答した保護者は、子どもの年齢が上がるにつれて多くなる傾向がみられます。

【保護者の相談先の有無（保護者回答）】



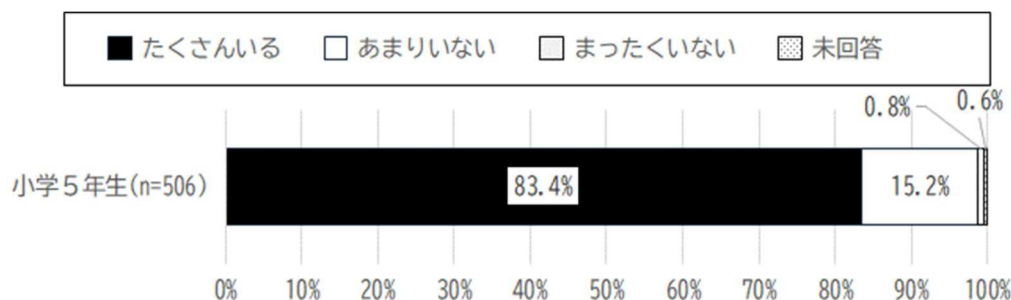
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

（４）子どもの意識

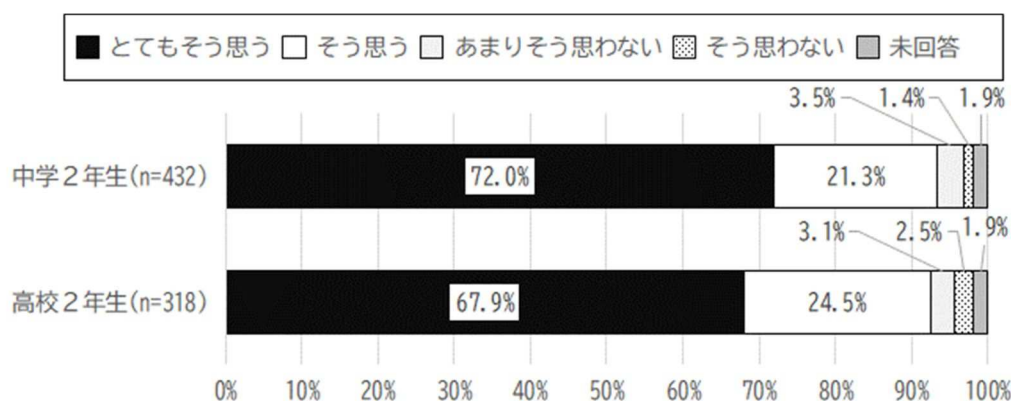
友だちづきあい

「子ども・若者調査」によると、小学5年生では友だちがまったくいない子ども⁶は0.8%（前回調査0.6%）です。中学2年生と高校2年生で親しい友だちがいない子ども⁷はそれぞれ1.4%（前回調査2.2%）、2.5%（前回調査1.7%）です。

【いつも遊んだり、話をしたりする友だちの有無（子ども回答）】



【親しい友達の有無（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

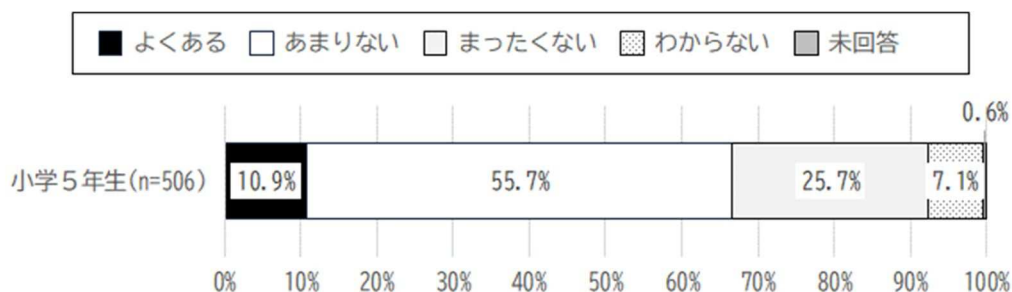
Note-----

6 友だちがいない子どもは、図中の「まったくいない」の割合に該当する。

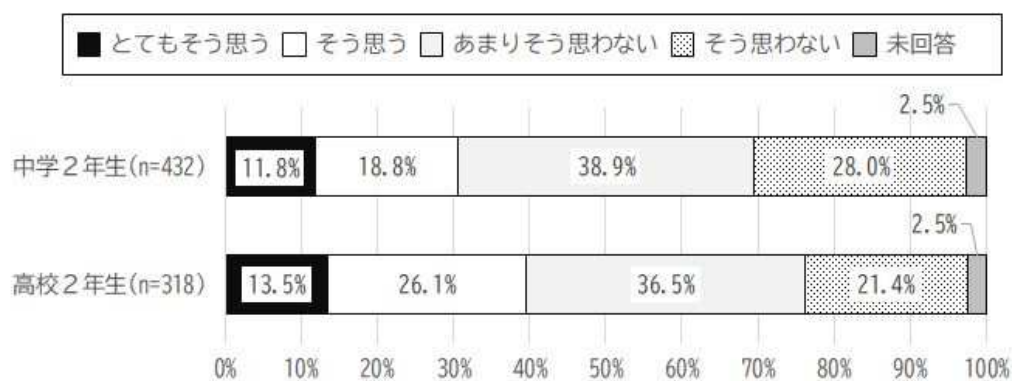
7 親しい友だちがいない子どもは、図中の「そう思わない」の割合に該当する。

友だちとうまく話せないことがある子どもは、年齢が上がるにつれて多くなる傾向があります。

**【友だちとうまく話せなかったり、
自分の思っていることが伝わらなかったりするものの有無（子ども回答）】**



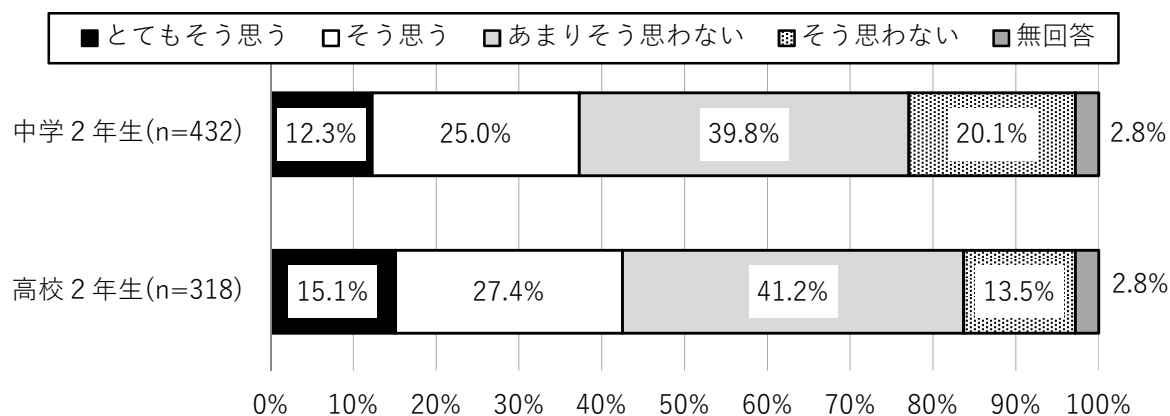
【友だちとうまく話せないことがある（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

中学2年生・高校2年生で、友だちというよりも一人でいる方が楽だと思う子ども⁸はそれぞれ、37.3%（前回調査 32.2%）、42.5%（前回調査 43.7%）です。前回調査と比較して、中学2年生は5.1ポイント増えましたが、高校2年生は1.2ポイント減りました。

【友だちといっしょにいるよりも、一人でいる方が気が楽（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

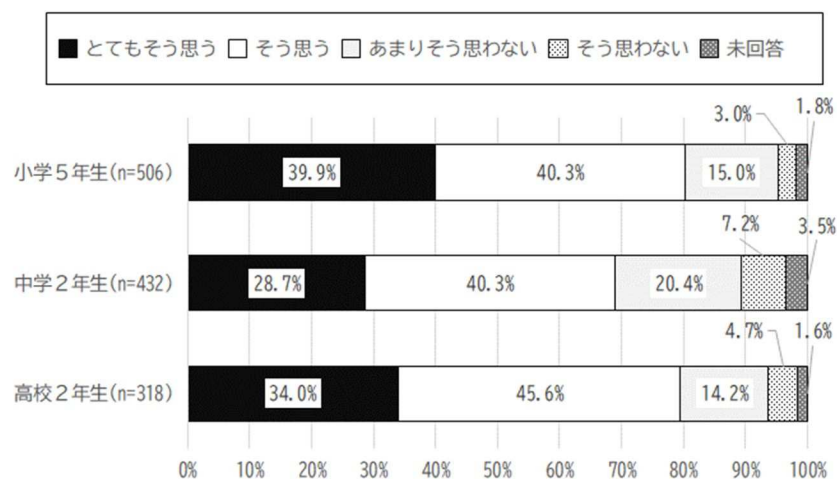
Note-----

8 友だちというよりも一人でいる方が楽だと思う子どもは、図中の「とてもそう思う」、「そう思う」の割合に該当する。

自己肯定感⁹につながる意識

「子ども・若者調査」によると、自分にはよいところがあると思う子どもは、小学5年生で80.2%（前回調査79.4%）、中学2年生で69.0%（前回調査71.3%）、高校2年生で79.6%（前回調査67.1%）となっており、前回調査と比較して、小学5年生は0.8ポイント、高校2年生は12.5ポイント増えています。一方で中学2年生は、2.3ポイント減りました¹⁰。

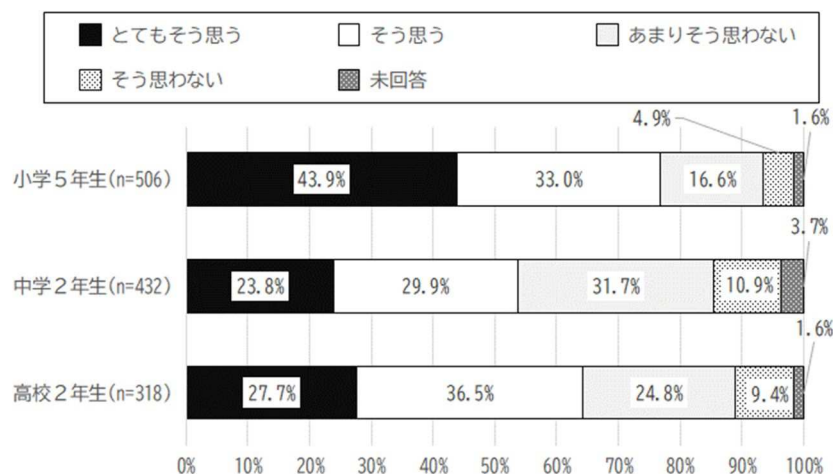
【自分によいところがあると思う（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

また、自分の将来を楽しみだと思う子どもは、小学5年生で76.9%（前回調査77.7%）、中学2年生で53.7%（前回調査68.7%）、高校2年生で64.2%（前回調査59.6%）となっており、前回調査と比較して、中学2年生は15.0ポイント減っています¹¹。

【自分の将来を楽しみだと思う（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

9 自己肯定感とは、自分のあり方を積極的・肯定的に評価できる感情のこと。

10 自分のよいところがあると思う子どもは、図中の「とてもそう思う」、「そう思う」の割合の合計に該当する。

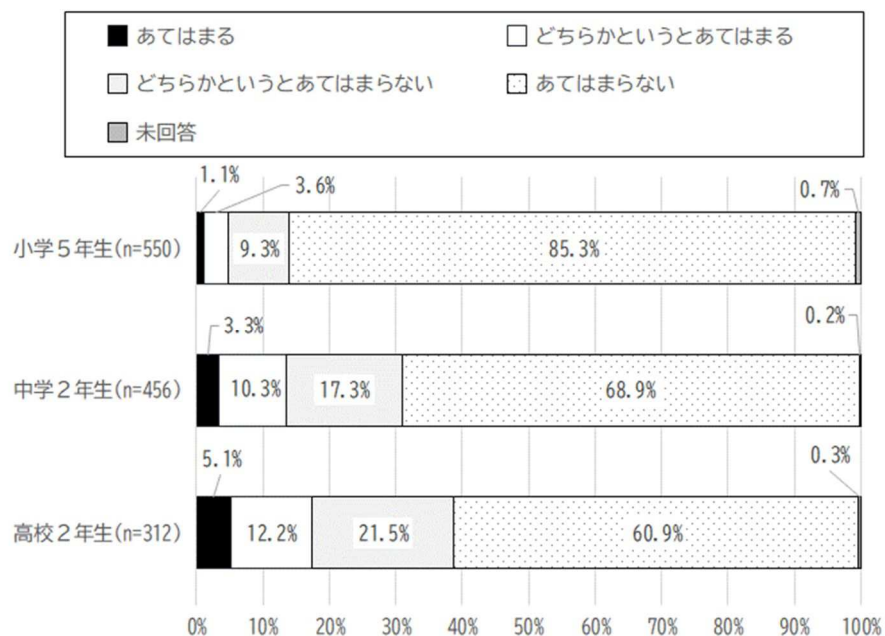
11 自分の将来を楽しみだと思う子どもは、図中の「とてもそう思う」、「そう思う」の割合の合計に該当する。

(5) 子どもの生活状況

生活時間

「子ども・若者調査」によると、保護者からみた家庭での子どもの様子として、生活が昼夜逆転しがちである子どもは、年齢が上がるにつれて多くなることが分かります。

【生活が昼夜逆転しがちである（保護者回答）】

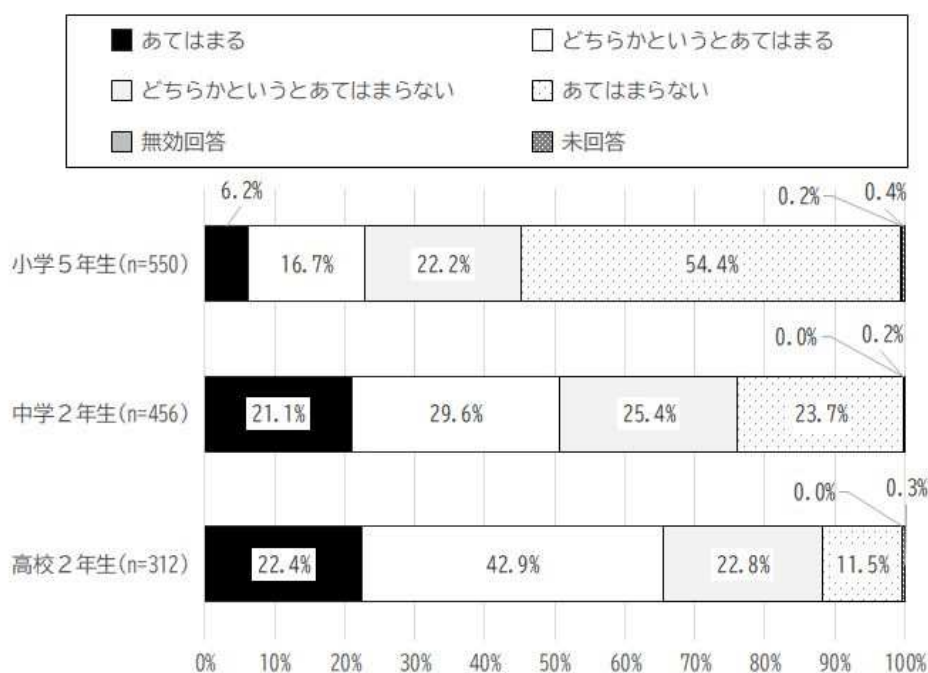


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

SNSの利用時間

「子ども・若者調査」によると、保護者からみた子どもの家庭でのSNSの利用時間については、年齢が上がるにつれて長時間利用する子どもは多くなります¹²。小学5年生で22.9%（前回調査7.7%）、中学2年生で50.7%（前回調査39.5%）、高校2年生で65.3%（前回調査47.8%）となっており、前回調査と比較して、各年代で10.0ポイント以上増えています。

【SNSを長時間利用している（保護者回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

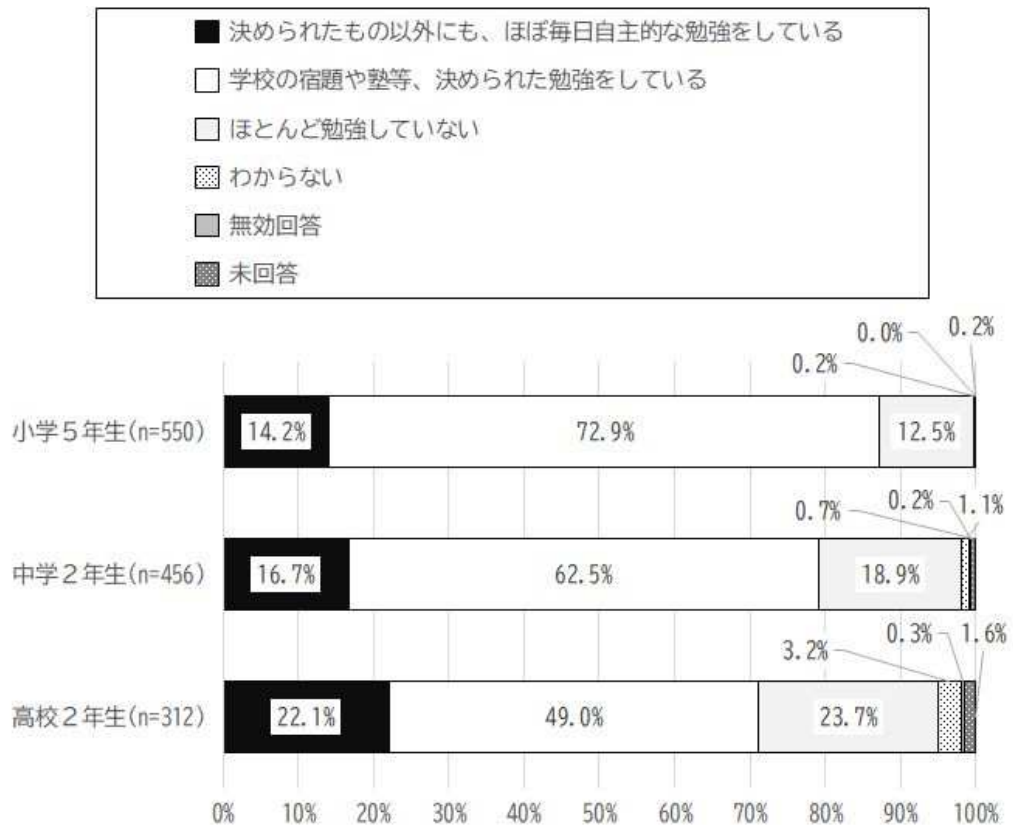
Note-----

12 長時間 SNS を利用する子どもは、図中の「あてはまる」、「どちらかというにあてはまる」の割合の合計に該当する。

学習習慣

「子ども・若者調査」によると、保護者からみた子どもの日頃の学習習慣はほとんど勉強をしていない子どもが、小学5年生で12.5%（前回調査7.6%）、中学2年生で18.9%（前回調査15.8%）、高校2年生で23.7%（前回調査27.7%）となっています。前回調査と比較して、小学5年生及び中学2年生でそれぞれ割合が4.9ポイント、3.1ポイント増えています。

【保護者からみた日頃の学習習慣（保護者回答）】

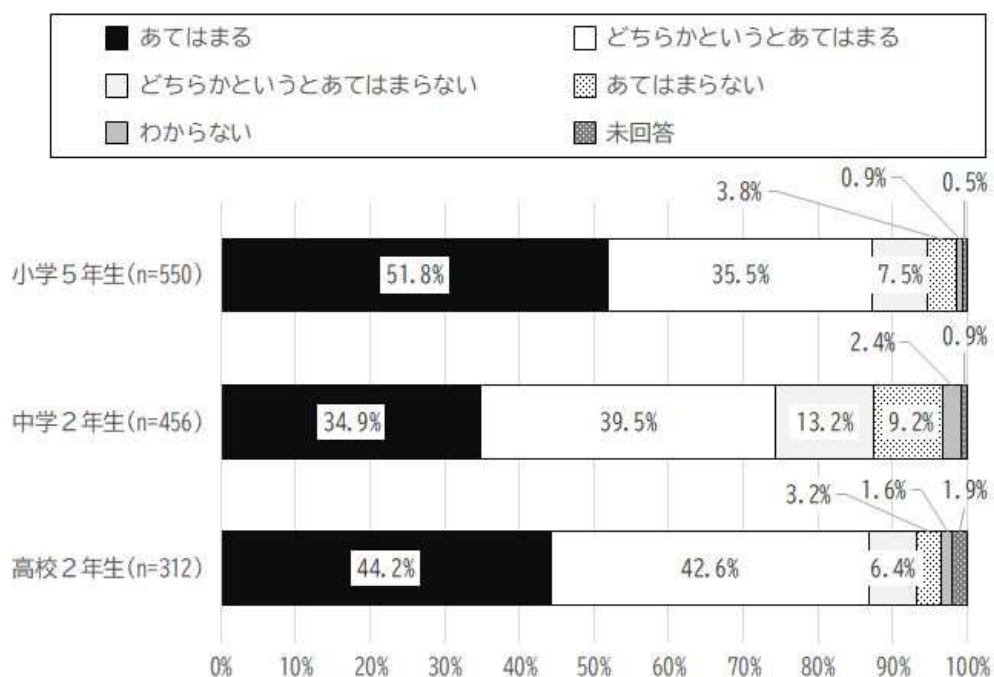


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

授業理解の状況

「子ども・若者調査」によると、保護者からみて学校の授業についていけない子どもは、小学5年生で11.3%（前回調査8.9%）、中学2年生で22.4%（前回調査19.7%）、高校2年生で9.6%（前回調査12.7%）となっています。前回調査と比較して、小学5年生及び中学2年生でそれぞれ割合が2.4ポイント、2.7ポイント増えています¹³。

【子どもが学校の授業についていけない（保護者回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

13 保護者からみて学校の授業についていけない子どもは、図中の「どちらかというにあてはまらない」、「あてはまらない」の割合の合計に該当する。

(6) 若者の生活状況

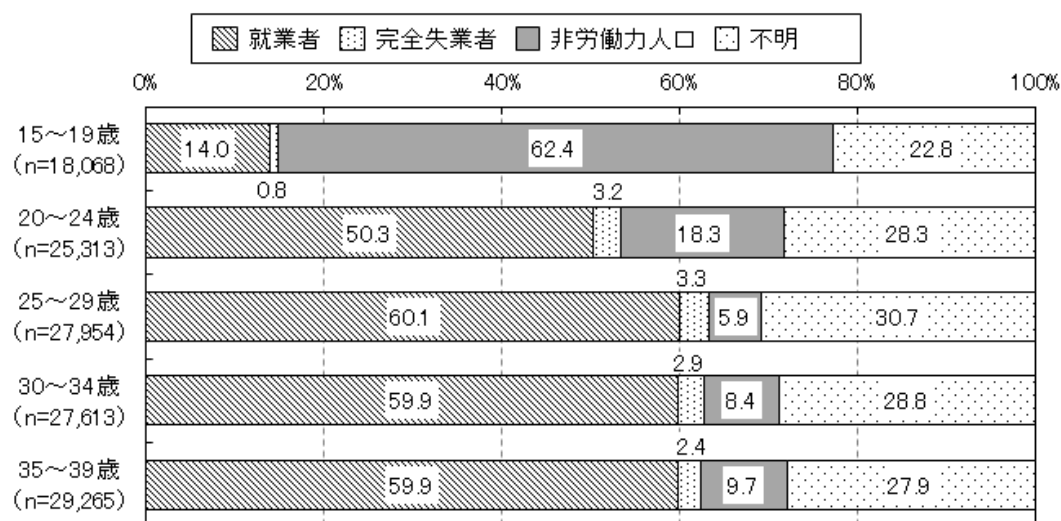
年代別就業状況

令和2年国勢調査から年代別に就業状況をみると、全体での就業者¹⁴は20歳以上になると50%を上回るようになり、全体での完全失業率は20歳以上になると3%前後となっています。

また、男女別の就業状況をみると、男性は20歳以上になると年代が上がるにつれて就業者が増え、女性は25歳～29歳が最も多くなります。

【年代別の就業状況¹⁵】

全体



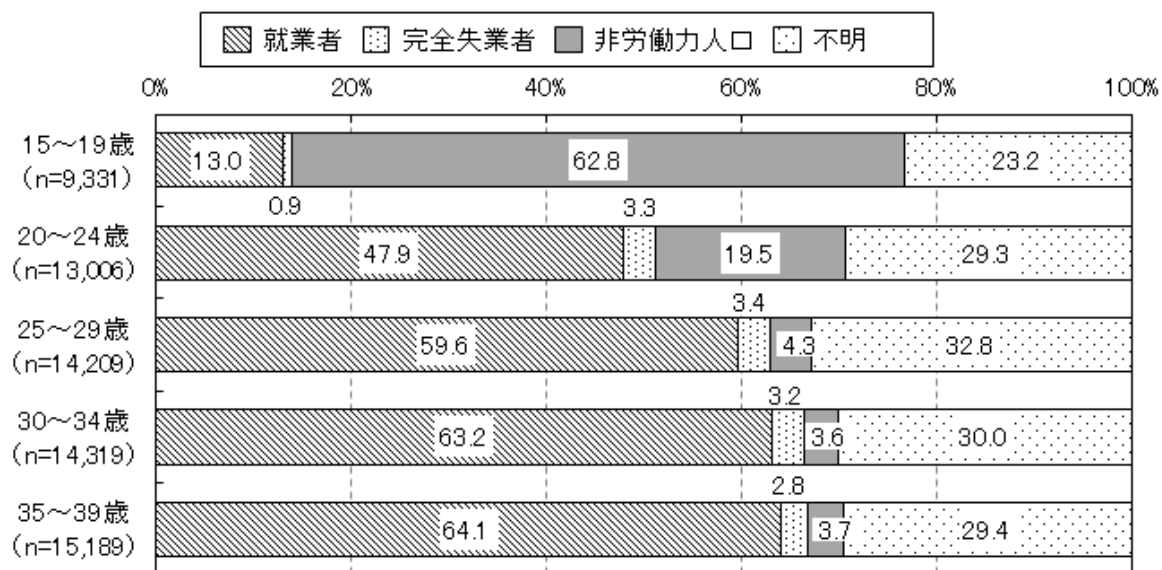
Note-----

14 就業者…収入を伴う仕事を少しでもした人。育児や介護、病気などにより休業中の人も含む。

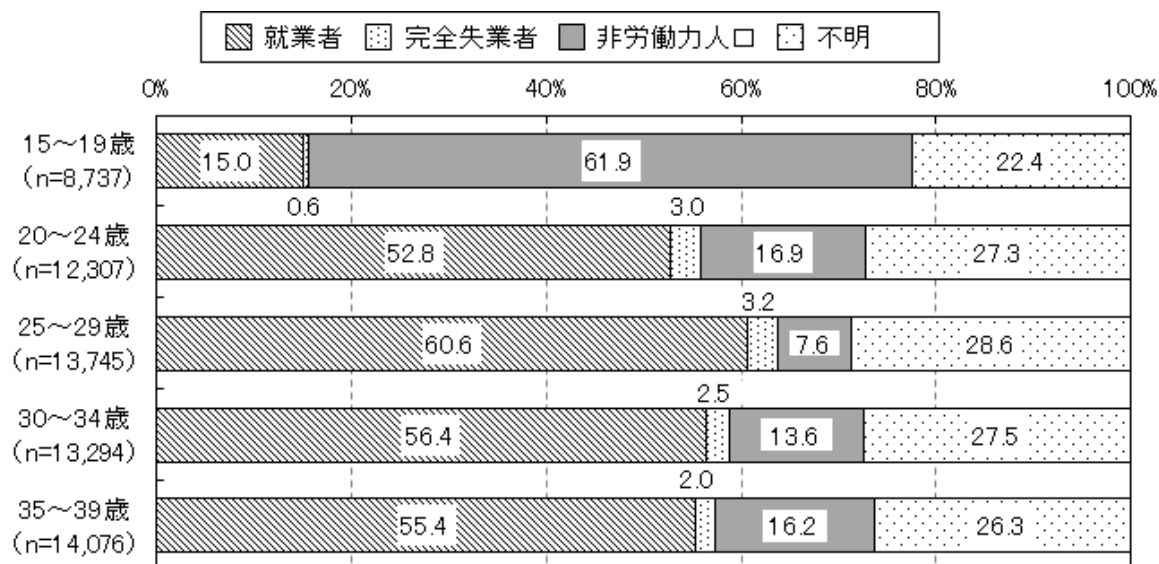
15 完全失業者…収入を伴う仕事を少しもしなかった人で、働くことが可能な人で、かつ積極的に仕事を探していた人。

非労働力人口…収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。専業主婦や学生、高齢者など。

男性



女性



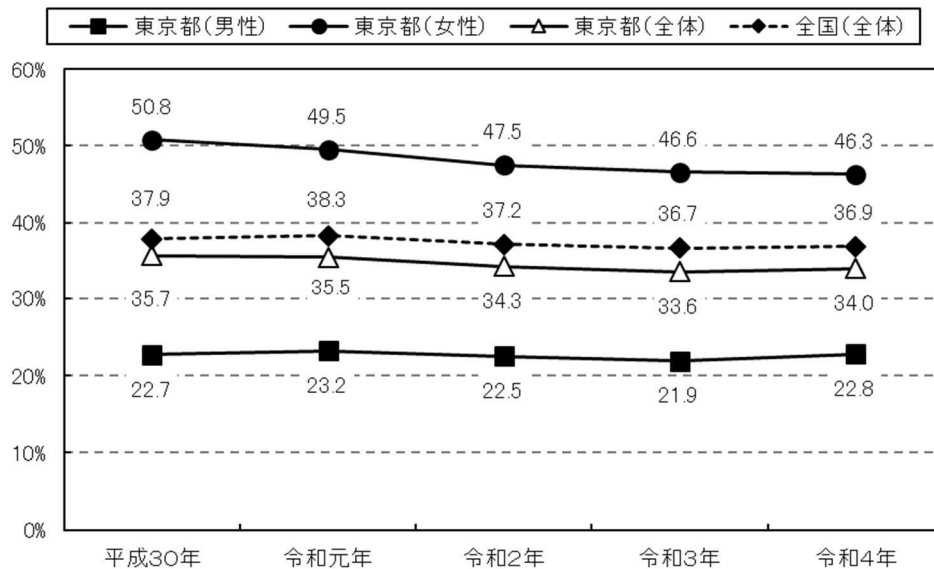
出典：令和2年国勢調査（総務省）

非正規雇用

東京都（女性）の非正規雇用比率は、平成30年と比べると減少しており、令和4年には46.3%となっています。

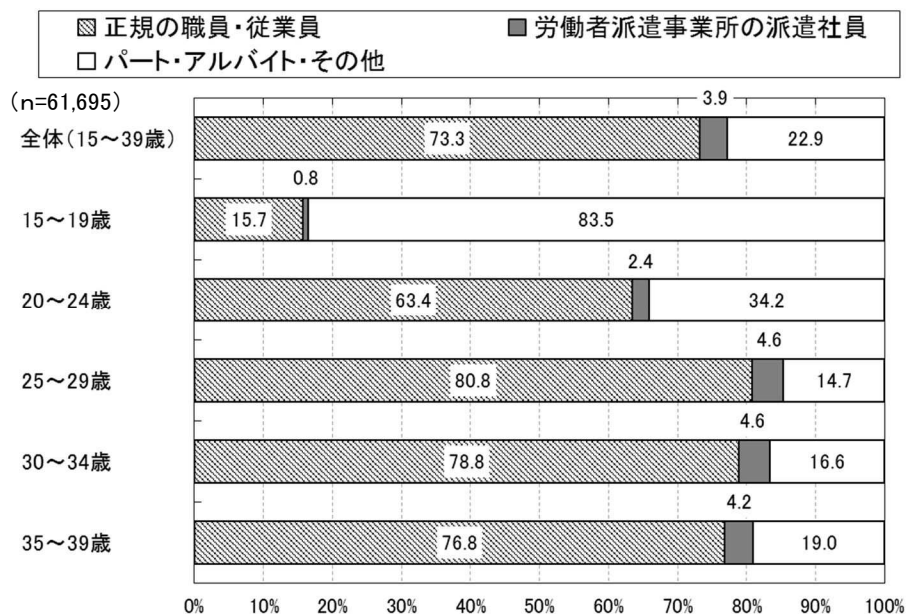
また、令和2年国勢調査によると、葛飾区における15歳～39歳の役員を除く雇用者は61,695人ですが、そのうちの3.9%は労働者派遣事業所の派遣社員、22.9%はパート・アルバイトとなっています。

【非正規雇用比率の推移（全国、東京都）：平成30年～令和4年】



出典：労働力調査（総務省） / 東京の労働力（労働力調査結果）

【葛飾区における雇用形態の内訳】

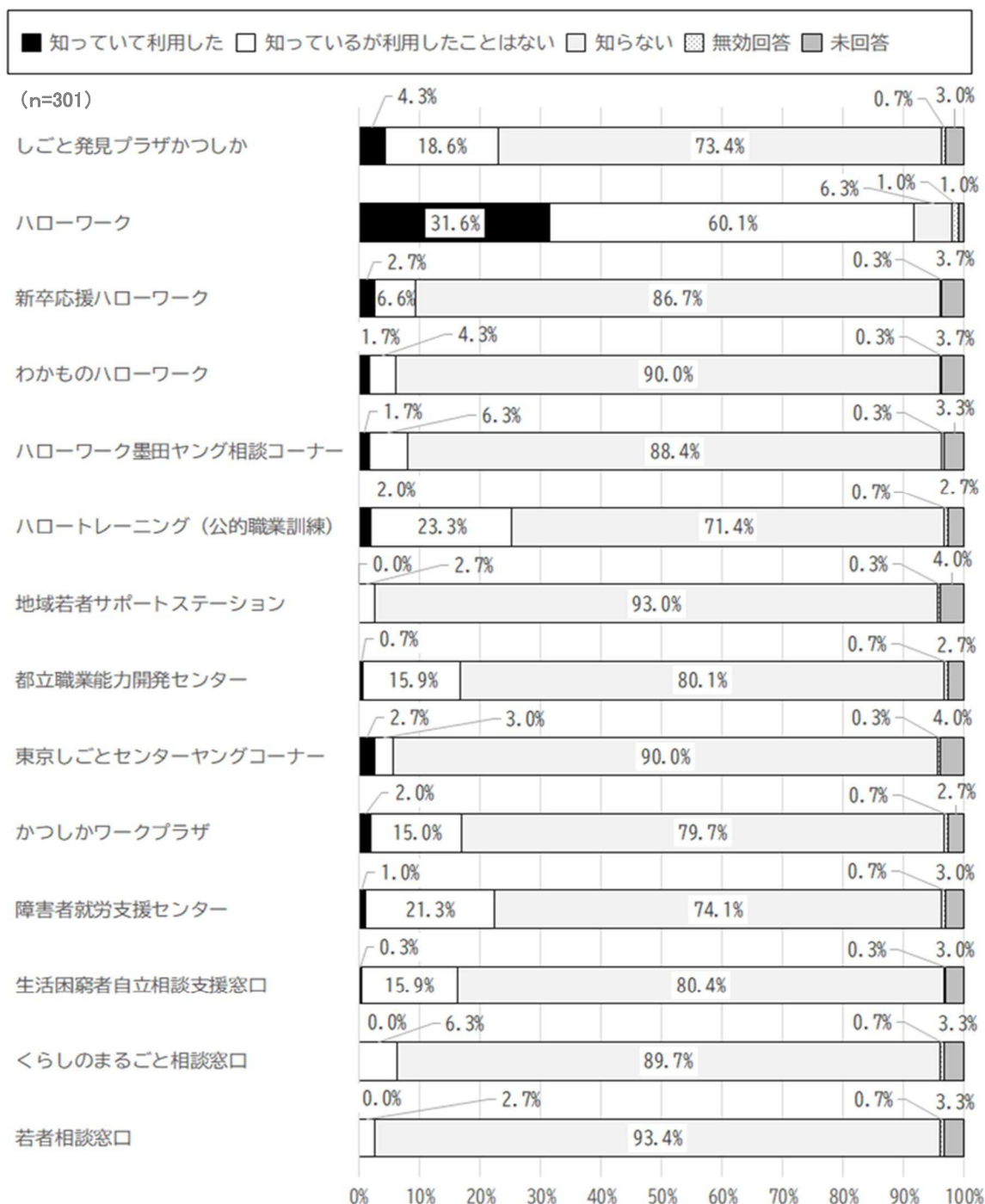


出典：令和2年国勢調査（総務省）

就労支援組織・機関に対する認知

「子ども・若者調査」で、若者の就労を支援する組織や取組に対する若者の認知度をみると、ハローワークを除き、あまり知られていない状況です。

【若者の就労を支援する組織・取組の認知¹⁶⁾】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

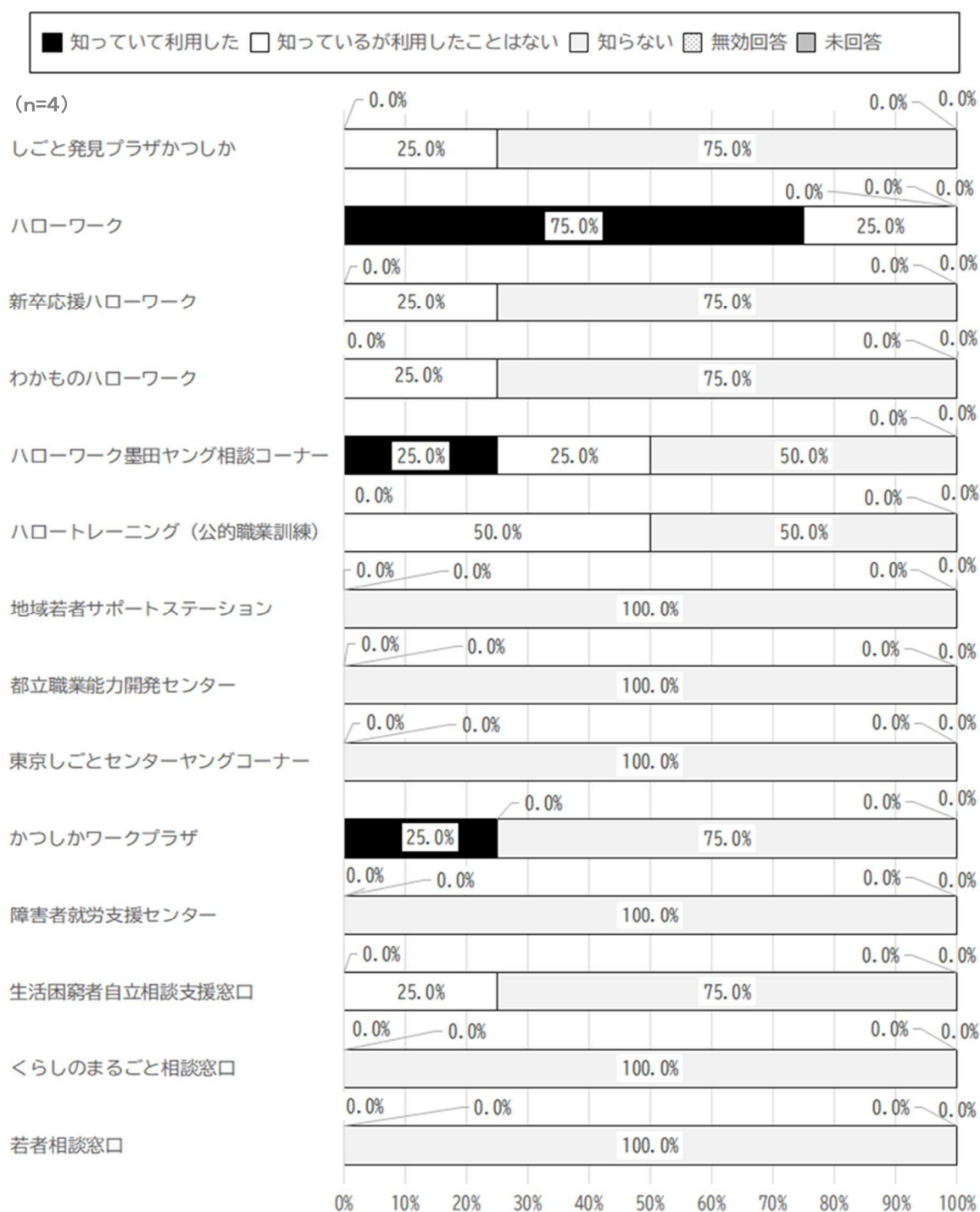
Note-----

16 各組織・取組は以下のとおりである。

- しごと発見プラザかつしか…葛飾区が「雇用・就業マッチング支援事業」の一環として行う無料職業紹介所。
- ハローワーク…地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する厚生労働省の機関。
- 新卒応援ハローワーク…大学等（大学・大学院・短大・専修学校）卒業予定者や、卒業後おおむね3年以内の若者を対象に就職を支援する施設。
- わかものハローワーク…正社員就職を目指す若者（おおむね45歳未満）を対象に就職を支援する施設。
- ハローワーク墨田ヤング相談コーナー…ハローワーク内で、35歳未満の若者の就職相談に応じる窓口。
- ハロートレーニング…希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得する職業訓練を受けることができる公的制度。
- 地域若者サポートステーション…若年無業者（ニート）等、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、就労に向けた支援を行っている施設。
- 都立職業能力開発センター…求職・転職者及び在職者の方向けの職業訓練を行うとともに、地域の中小企業の人材育成や人材確保の支援を行う機関。
- 東京しごとセンターヤングコーナー…就職支援アドバイザーによる個別カウンセリングをはじめ、様々な仕事探しのサポートメニューを提供している機関。
- かつしかワークプラザ…ハローワーク墨田の出先機関で、求人情報を検索・閲覧できるパソコンの提供や職業相談窓口。
- 障害者就労支援センター…障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面を一体的に支援する機関。
- 生活困窮者自立相談支援窓口…生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や住居など、生活に困っている人を対象として、生活相談や就労などを支援する窓口。
- くらしのまると相談窓口…年齢や収入、障害などの有無に関わらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら支援していく窓口。
- 若者相談窓口…義務教育終了後、おおむね15歳～39歳までの葛飾区民や家族などを対象としたひきこもりや仕事などの悩みを相談できる窓口。

現在、働いてはいないが、求職活動をしている若者においては、ハローワーク、ハローワーク墨田ヤング相談コーナー、かつしかワークプラザの認知度が高くなっています。

【働いていないが就労活動をしている若者における若者の就労を支援する組織・取組の認知】

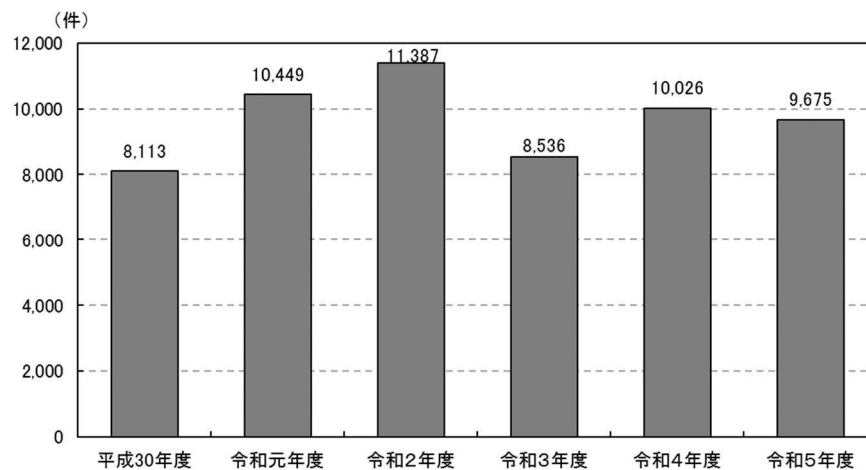


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

若者の消費者トラブル

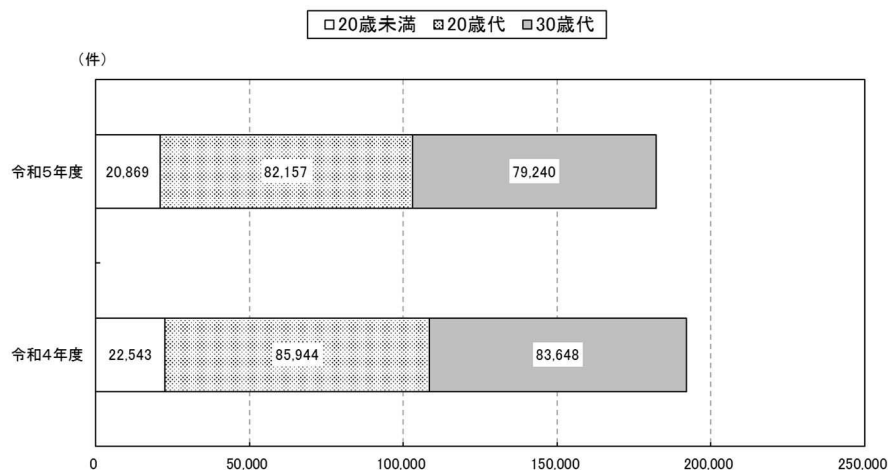
契約当事者 18 歳～19 歳の消費生活相談件数は、令和 2 年度が 11,387 件、令和 5 年度が 9,675 件となっています。

**【契約当事者 18 歳～19 歳の年度別消費生活相談件数（全国）の推移
：平成 30 年度～令和 5 年度】**



出典：18 歳・19 歳の消費生活相談の状況－2023 年度－（独立行政法人国民生活センター）
（備考）PIO-NET¹⁷（相談件数等は 2024 年 4 月 30 日までの PIO-NET 登録分）

【消費生活相談件数（全国）の推移：令和 4 年度～令和 5 年度】



出典：2023 年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NET より－
（独立行政法人国民生活センター）

Note-----

17 PIO-NET とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

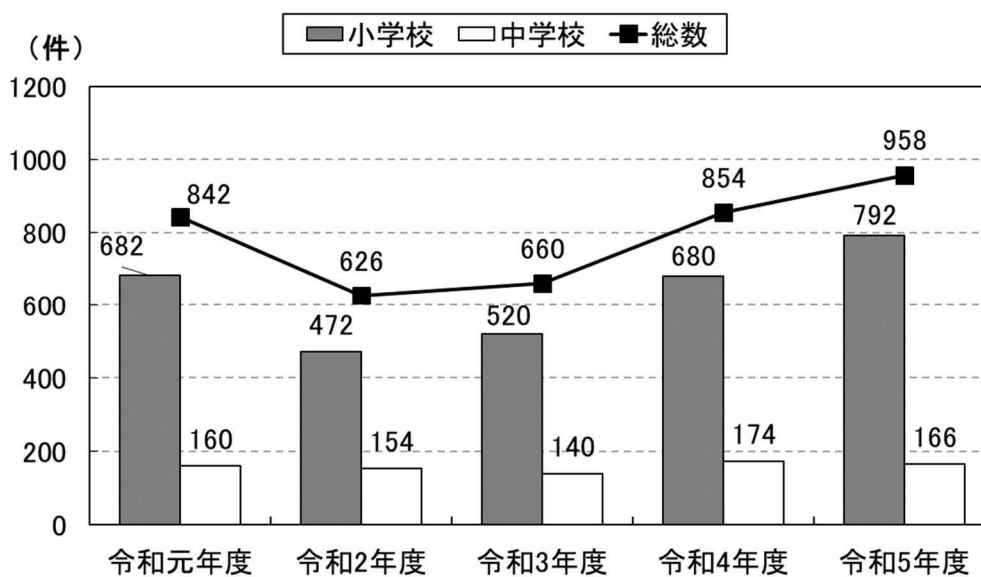
(1) 学校生活に関わる現状



いじめ

区立小・中学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度には減少しましたが、令和3年度以降増加傾向にあります。

【葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数の推移：令和元年度～令和5年度】

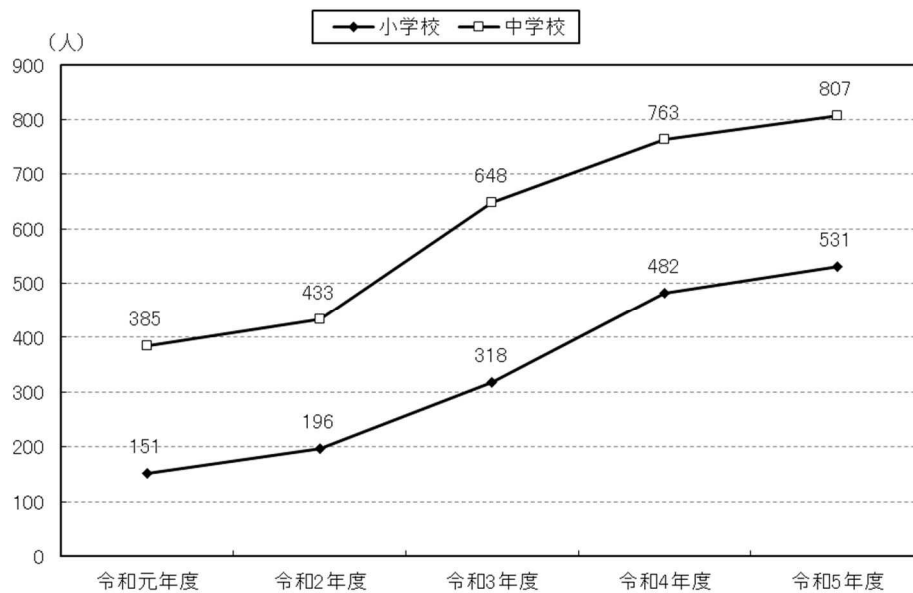


出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成

不登校の状況

令和5年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒は、小学校で531人、中学校で807人となっています。小学校・中学校ともに、令和元年度と比べると不登校の児童・生徒が増えています。

【葛飾区立小・中学校における不登校児数の推移：令和元年度～令和5年度】

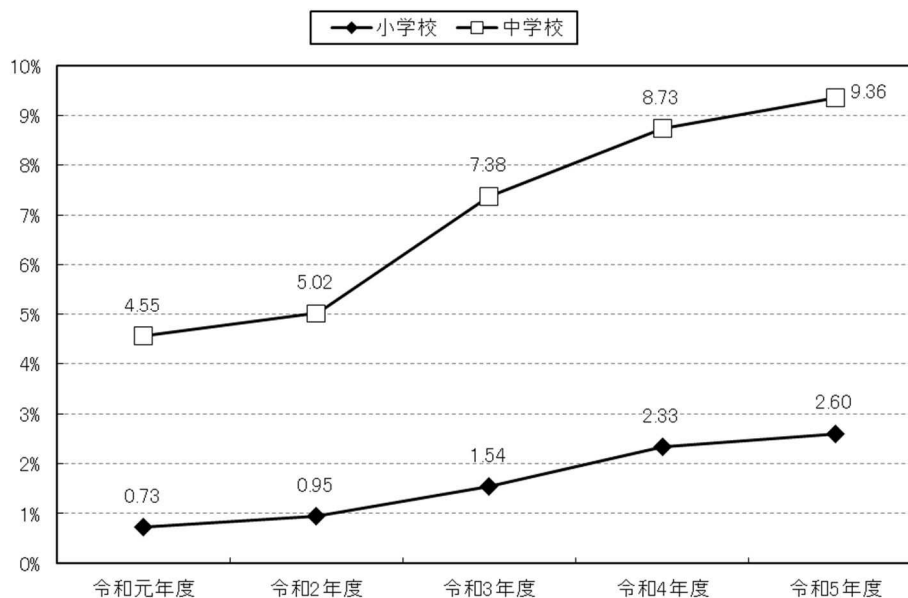


出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成

不登校出現率

令和5年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、小学校で2.60%、中学校で9.36%です。令和元年度からの推移をみると、小・中学校ともに増加傾向にあり、特に中学校は令和3年度以降、大幅に増加しています。

【葛飾区立小・中学校における不登校児の出現率の推移：令和元年度～令和5年度】

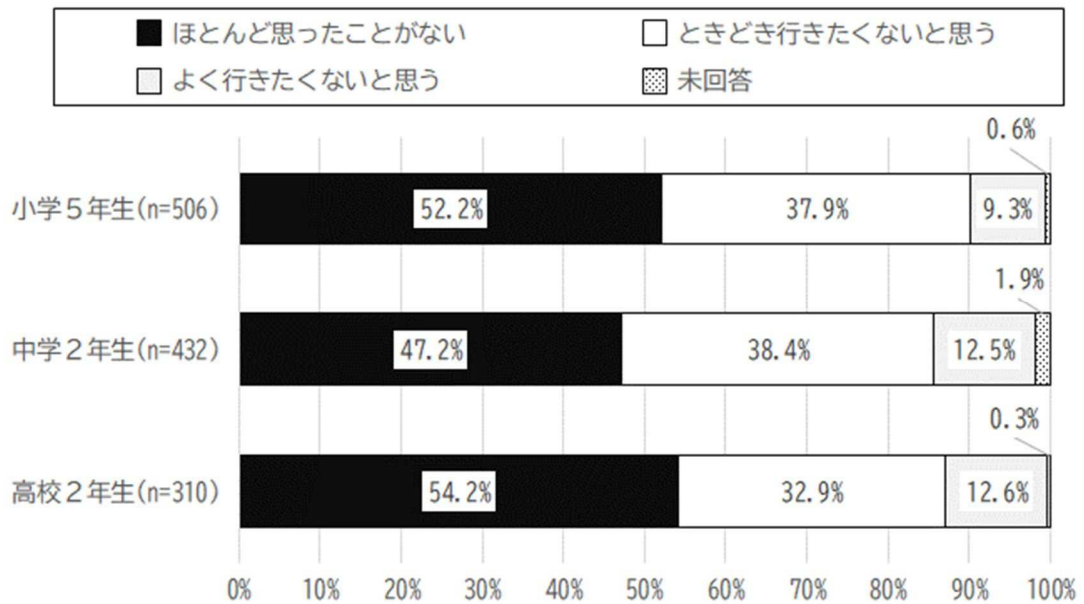


出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成

学校に行きたくない子ども

「子ども・若者調査」によると、学校に「よく行きたくないと思う」子どもは、小学5年生で9.3%(前回調査5.7%)、中学2年生で12.5%(前回調査10.0%)、高校2年生で12.6%(前回調査11.8%)となっています。

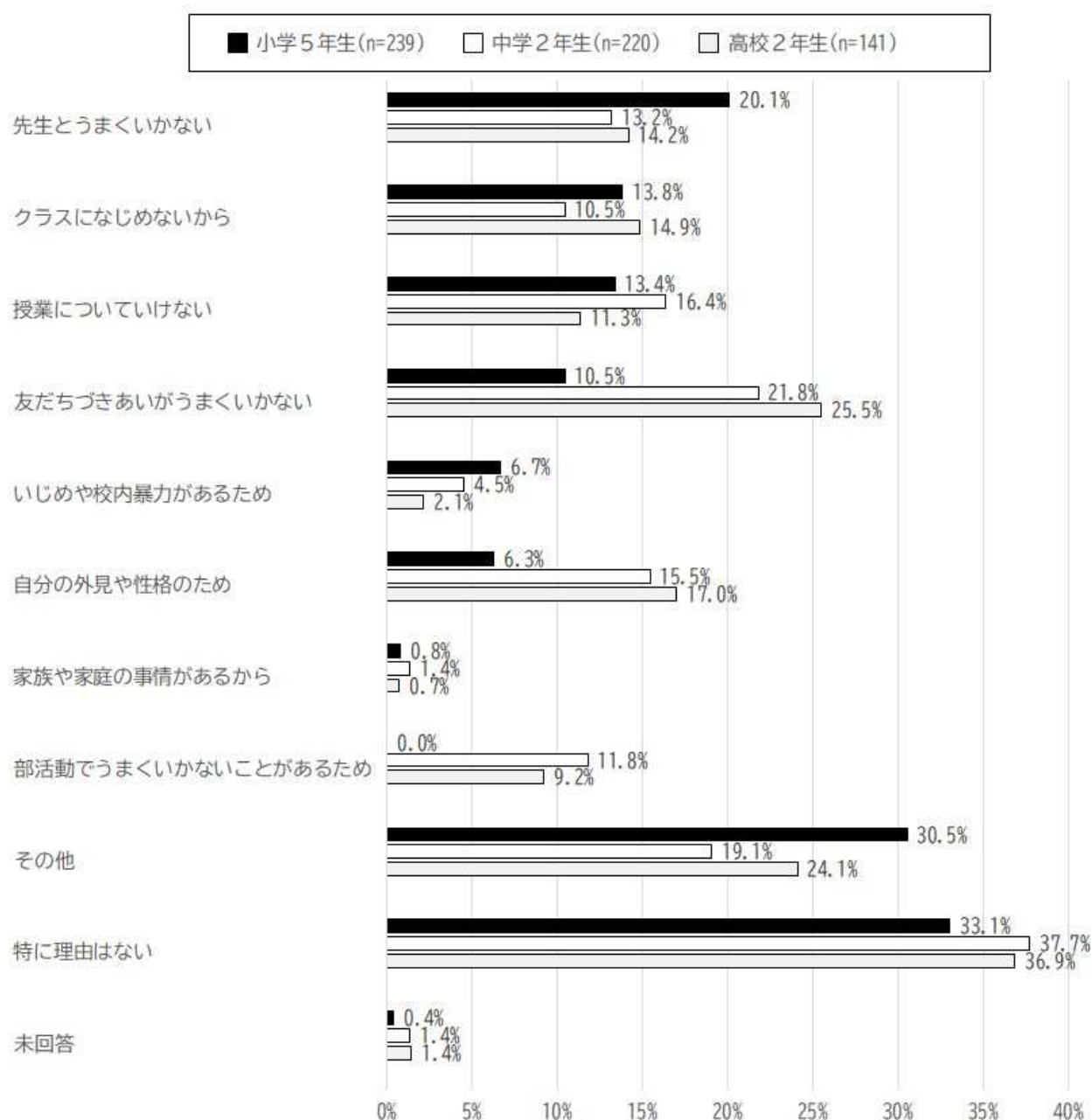
【学校に行きたくないと思ったことがある（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

「ときどき行きたくないと思う」子どもも含めて理由を尋ねたところ、具体的な理由としては小学5年生では「先生との関係」、中学2年生、高校2年生では「友だちづきあい」が最も多くなっています。授業についていけないという理由は、学年にかかわらず1割から1割半ばとなっています。

【学校に行きたくないと思う理由（子ども回答）】



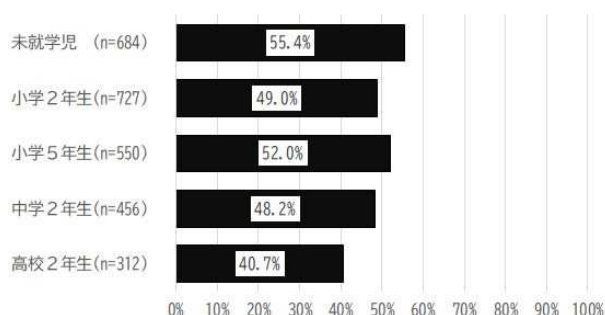
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

子どもの健康・発達・適応等の相談・支援のための組織・機関

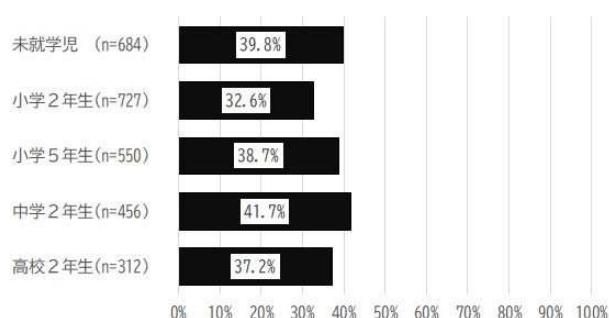
「子ども・若者調査」によると、子育てや子どもの健康・発達・適応等の相談・支援のための組織・機関に対する保護者の認知度は、子ども総合センターの認知度が未就学児の保護者が55.4%、小学5年生の保護者が52.0%と高くなっていますが、その他の組織・機関は年齢にかかわらず、5割未満の認知度でした。

【相談・支援のための組織・機関の認知度（保護者回答）】

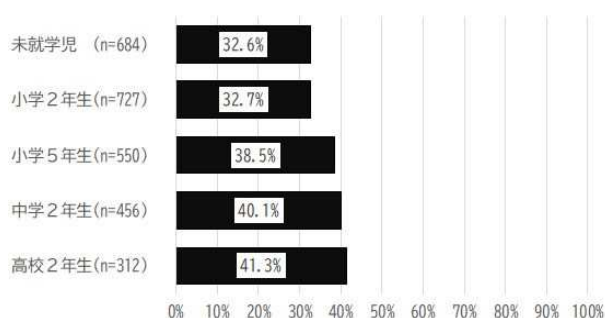
【子ども総合センター¹⁸】



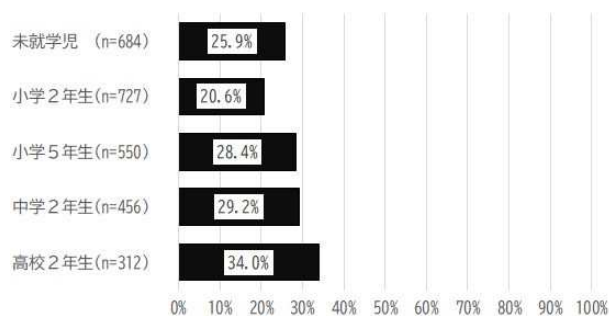
【総合教育センター】



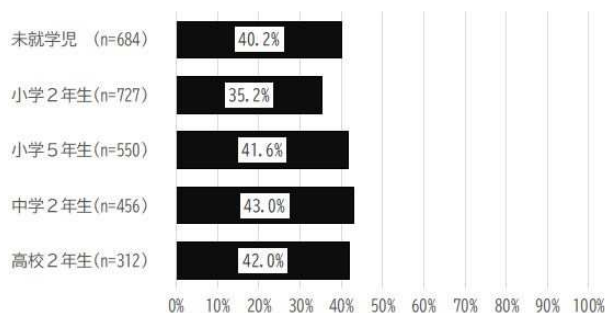
【生活困窮者自立支援相談窓口】



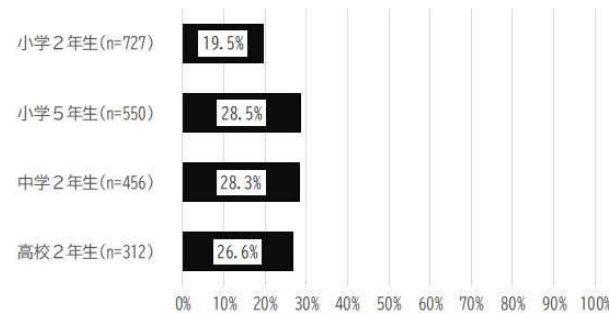
【くらしのまると相談窓口】



【ひとり親家庭の相談】



【青少年の生活相談】



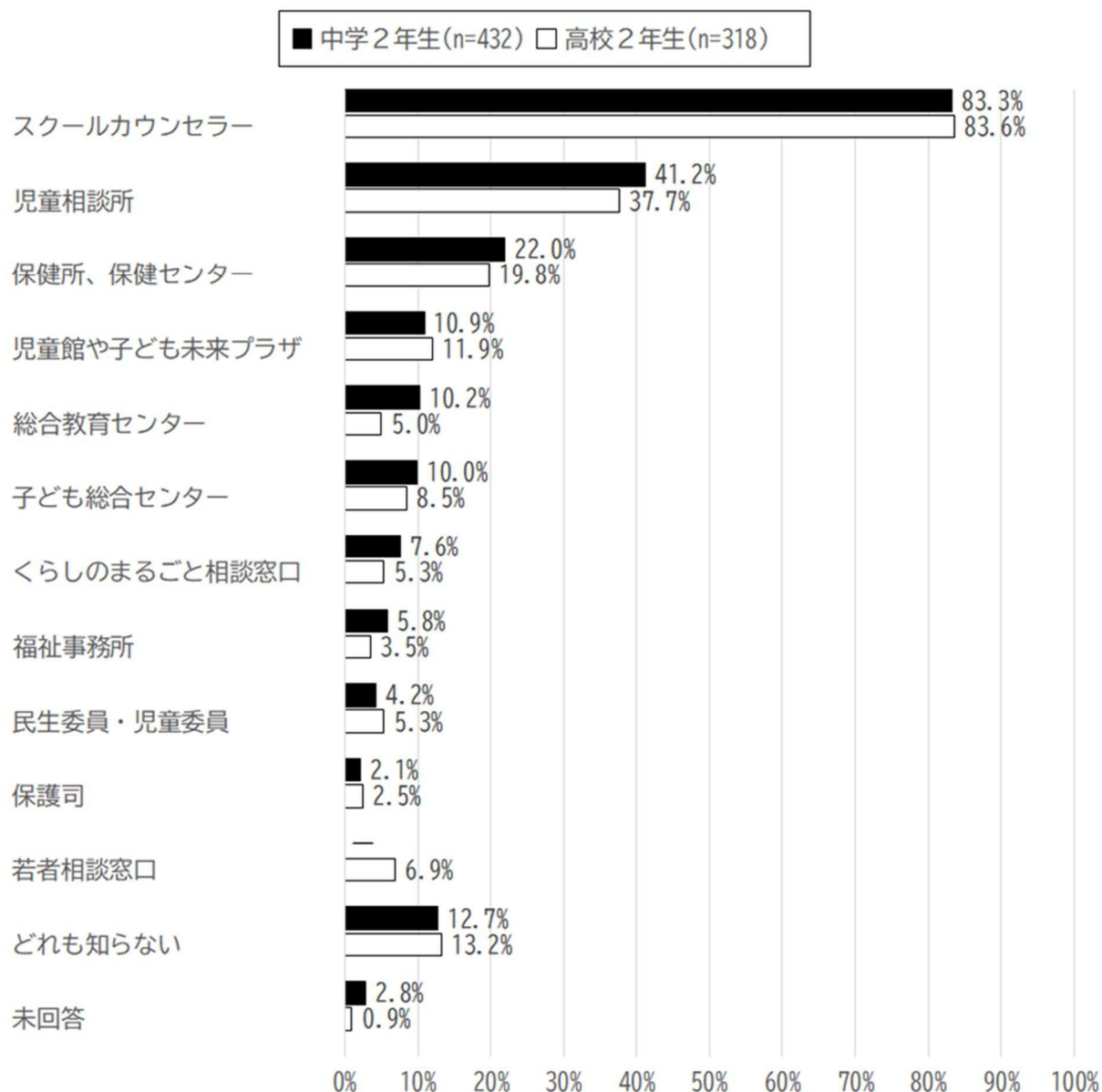
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

18 子育て全般に関する相談や支援を行う施設。施設内には乳幼児と保護者が気軽に集い、学び支えあう場として子育てひろば、親子カフェも設置している。

中学2年生・高校2年生では、スクールカウンセラー¹⁹については8割以上の子どもが知っていますが、児童相談所²⁰については4割前後、子ども総合センターと総合教育センターについては1割程度の認知度でした。また、どれも知らないと回答した子どもが1割以上いました。

【悩み・不安を相談できる先の認知度（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

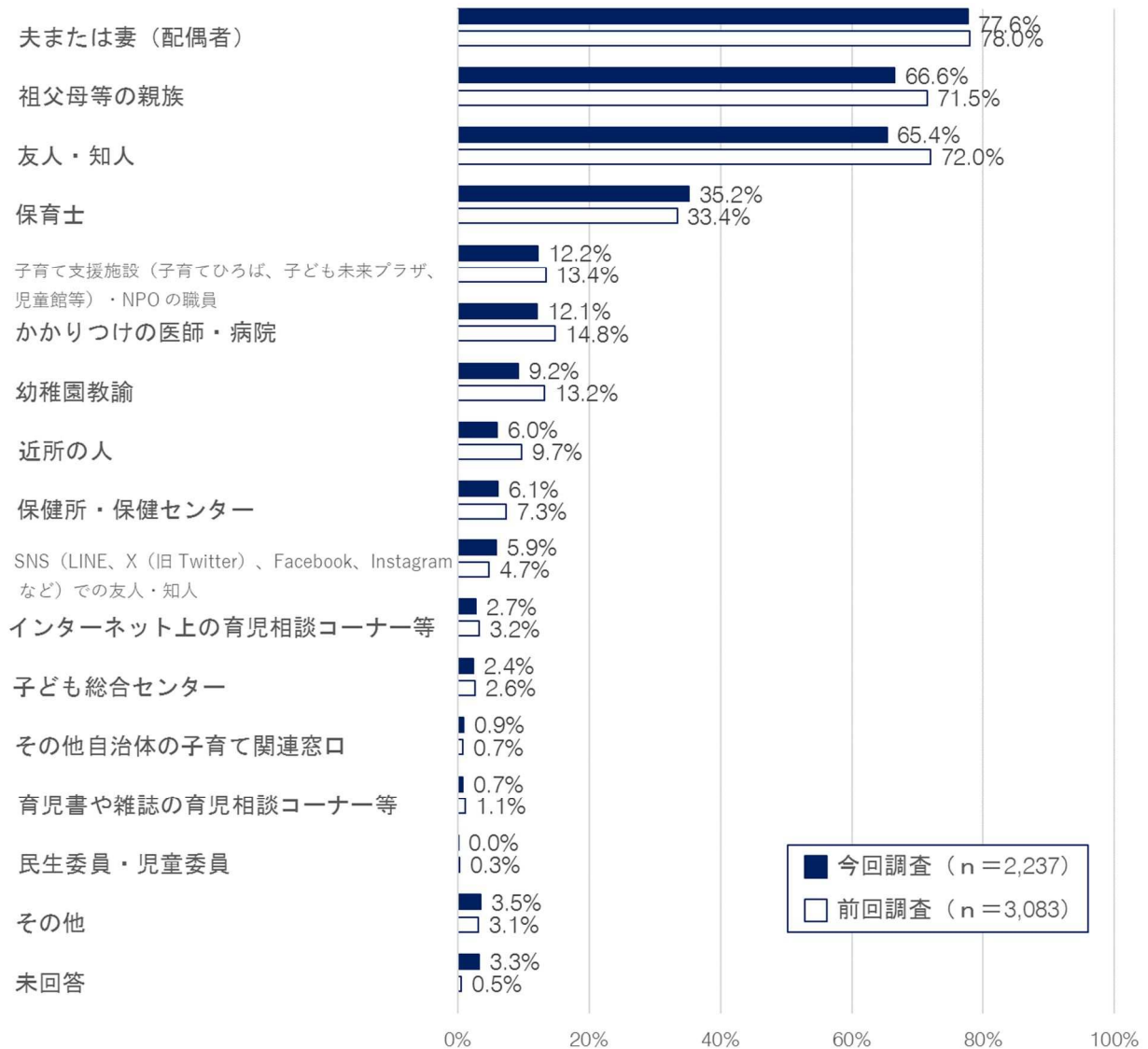
Note-----

19 児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助など、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる臨床心理士等の専門家。

20 子どもの健やかな成長のため、子どもや家庭の問題を解決していく専門の相談機関。家庭で生活できない子どもの一時的な入所や養育家庭の募集も行う。

「子ども・子育てニーズ調査」によると、未就学児の保護者が、子育てに関する気軽な相談先として、「夫または妻（配偶者）」が77.6%となっており、次いで「祖父母等の親族」が66.6%、「友人・知人」が65.4%との回答になりました。

【子育てに関して、気軽に相談できる先（保護者回答）】



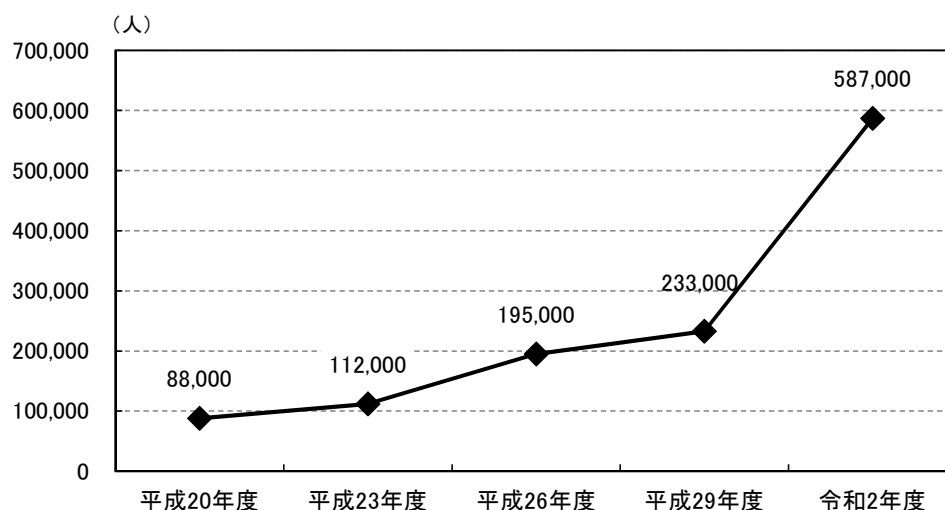
出典：葛飾区子ども・子育てニーズ調査

(2) 障害等に関わる現状

発達障害²¹の状況

厚生労働省による患者調査では、平成20年度の医療機関を受診した発達障害者数は8.8万人だったのに対して、令和2年度には58.7万人に増えています。

【診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した
発達障害者数（全国）の推移：平成20年度～令和2年度】

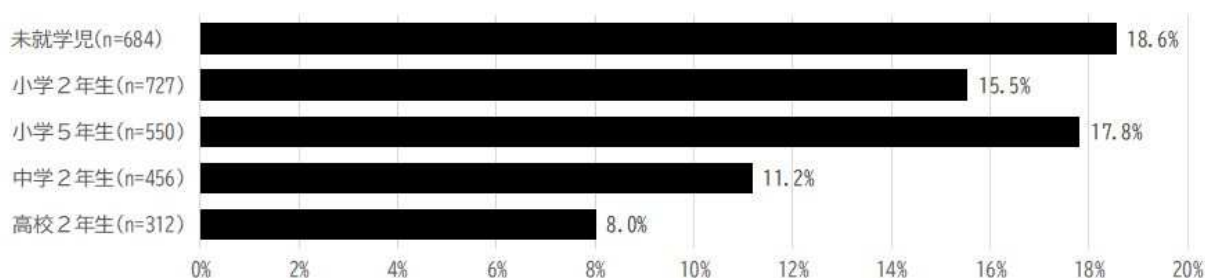


出典：患者調査（厚生労働省）より作成

発達に対する不安

「子ども・若者調査」によると、子どもの発達や障害について不安に思う保護者は、未就学児で18.6%、小学5年生で17.8%となっています。

【子どもの発達や障害について不安に思う保護者の割合（保護者回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

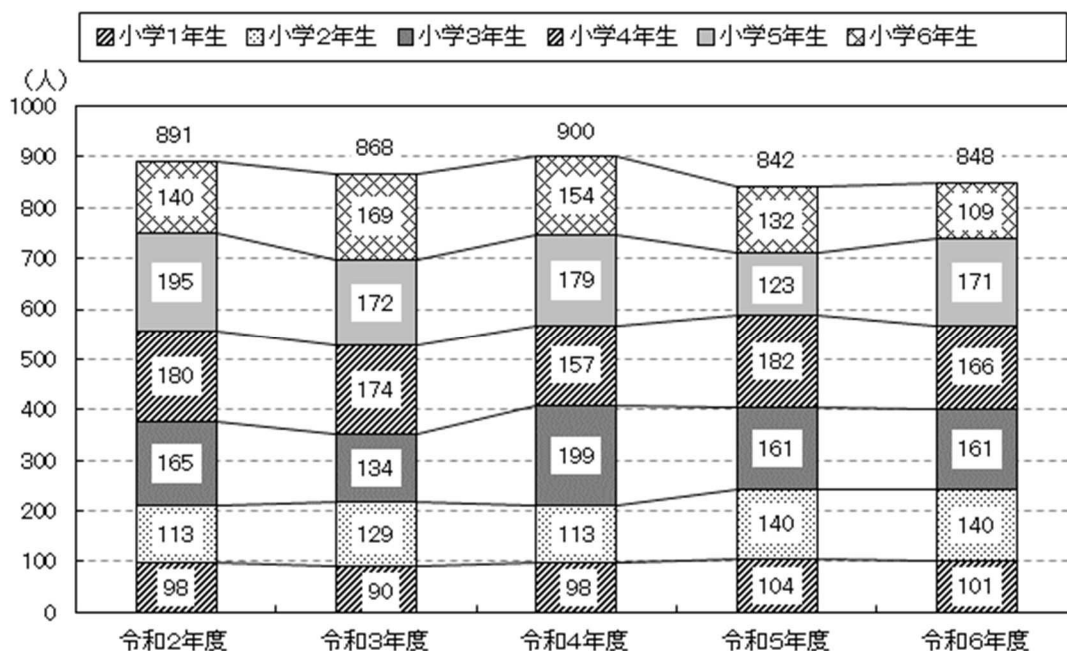
Note-----

21 発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。令和2年度に診断等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数が大きく増えている。これは、発達障害への理解や認知度の向上などにより、対象者に気づきやすくなった結果として、病院での受診を受ける者が増えた可能性がある。

特別支援教室に通う児童数

平成 28 年度から小学校に設置された特別支援教室²²に通う令和 6 年度の児童は、848 人でした。

【特別支援教室に通う児童数の推移：令和 2 年度～令和 6 年度】



出典：葛飾区立学校児童・生徒・園児数より作成

Note-----

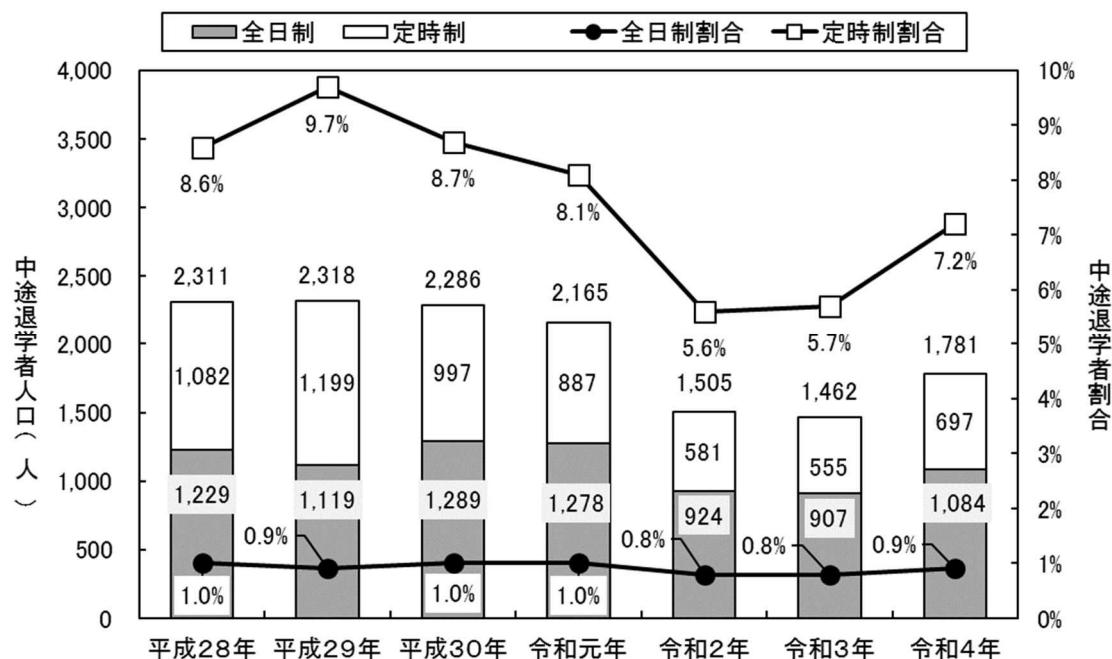
22 通常の学級に在籍する発達に課題のある児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。葛飾区では、平成 28 年度から全区立小学校で、平成 30 年度から全区立中学校で特別支援教室を設置している。

(3) 社会参画に関わる現状

中途退学者数

東京都の公立高校の中途退学者数は平成 29 年度以降、全日制・定時制ともに減少傾向にありましたが、令和 4 年度の中途退学者数の合計は 1,781 人（全日制 1,084 人、定時制 697 人）となり、令和 3 年度より 319 人増えました。中途退学率は、全日制で 0.9%、定時制で 7.2%となっています。

【都内公立高等学校における中途退学者数と退学率の推移：平成 28 年度～令和 4 年度】



出典：児童・生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査（東京都）

中途退学の理由

東京都において令和 4 年度に中途退学した生徒の理由をみると、全日制・定時制ともに学校生活・学業不適応が最も多くなっています。

【中途退学の理由（令和 4 年度）】

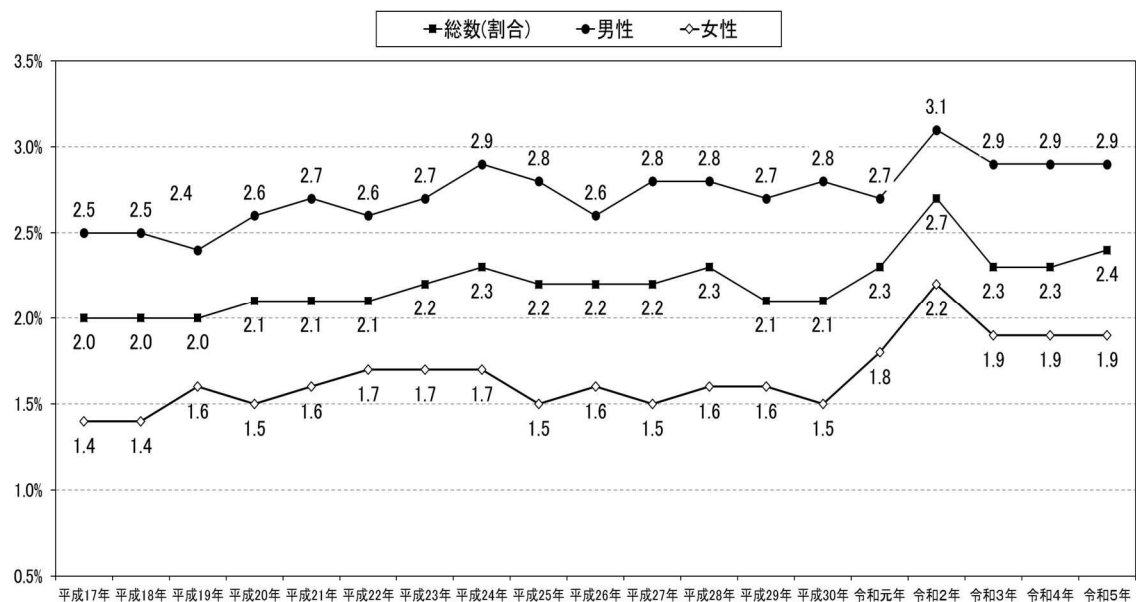
	全日制		定時制	
	退学者数	構成比	退学者数	構成比
学校生活・学業不適応	536人	49.4%	318人	45.6%
進路変更	281人	25.9%	245人	35.2%
学業不振	170人	15.7%	53人	7.6%
その他	97人	9.0%	81人	11.6%
総計	1,084人	100.0%	697人	100.0%

出典：児童・生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査（東京都）

若年無業者（ニート）の状況

労働力調査によると、15歳～39歳の若年無業者（ニート）の数は、令和5年で約76万人であり、15歳～39歳人口に占める割合は2.4%となっています。平成17年と比べると増えています。

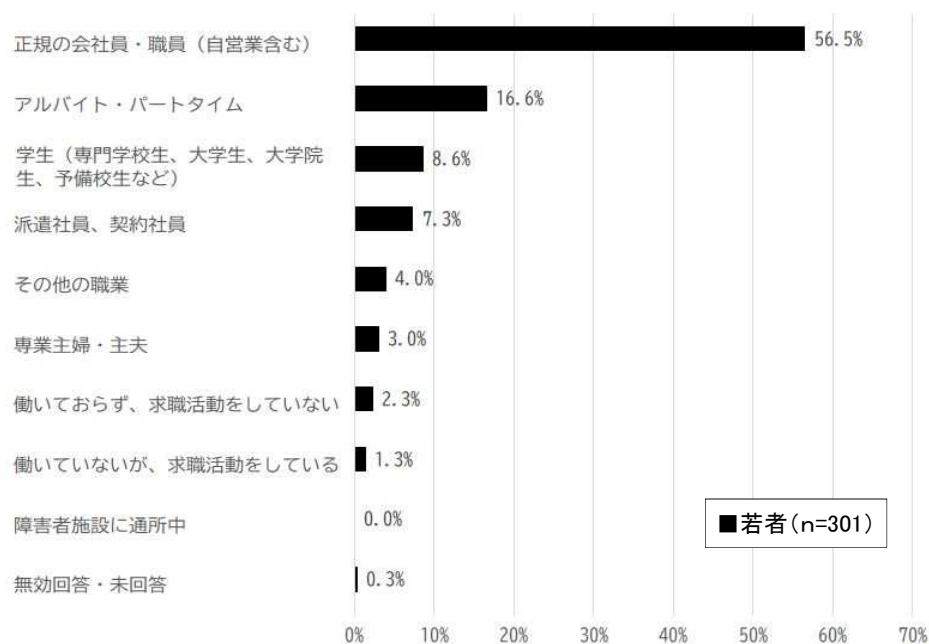
【15歳～39歳人口に占める若年無業者の割合（全国）の推移：平成17年～令和5年】



出典：労働力調査（総務省）

「子ども・若者調査」にて18歳～39歳の若者を対象として就業状況を尋ねたところ、「働いておらず、求職活動をしていない」人は2.3%でした。

【若者の就業状況】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

ひきこもり²³

内閣府が令和4年に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、15歳～39歳の回答者7,035人のうち、広義のひきこもりに該当する人は2.05%です。

「子ども・若者調査」の結果から、「こども・若者の意識と生活に関する調査」と同じ条件での広義のひきこもりに該当する人は1.0%となり、内閣府における結果と比較して割合が低くなっています。

【広義のひきこもりに該当する人数（割合）】

n=301

単位：人

普段外出する	普段外出しない ²⁴		
	外出しようとし ない（ないしは外出して いない） 期間が6か月未満	外出しようとし ない（ないしは外出して いない） 期間が6か月以上	
		広義のひきこもりに 該当しない人	広義のひきこもりに 該当する人
274	7	17	3 (1.0%)

出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

23 「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、広義のひきこもりを、6か月以上外出しようとし（ないしは外出していない）人から、病気や妊娠、在宅での就業という理由の人と自宅で育児をしている専業主婦等を除いた人と定義している。葛飾区においても同様の条件を「子ども・若者調査」に適用し、上記の3人（1.0%）を算出している。

24 「普段の外出の状況」の設問にて「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」を選択した27人を「普段外出しない」としている。

(4) 非行・犯罪に関わる現状

20 歳未満の行方不明者

葛飾区において令和 4 年に把握されている 20 歳未満の行方不明者件数は、届出があったものが 40 件、発見されたものが 14 件、保護されたものが 7 件となっています。令和 2 年と比べると、届出数・発見数・保護数が少なくなっています。

【20 歳未満の行方不明者の推移：令和 2 年～令和 4 年】

(人)

	年度	20歳未満の行方不明者		
		届出	発見	保護
東京都	令和 2 年	967	975	450
	令和 3 年	1,069	1,045	522
	令和 4 年	1,181	1,148	613
葛飾区	令和 2 年	53	30	13
	令和 3 年	35	18	12
	令和 4 年	40	14	7

出典：葛飾区統計書

非行少年²⁵

葛飾区において令和４年に刑法ないし特別刑法において犯罪を犯した子どもは８１人、触法児が５９人です。飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為をした子どもは７４９人となっています。

【非行少年の検挙・補導等の件数の推移：令和２年～令和４年】

(人)

	年度	非行少年等									
		総数	非行少年								不良 行為
			総数	刑法犯 (交通業過等を除く)			特別法犯 (道路交通法令違反を除く)			ぐ犯	
				総数	犯罪	触法	総数	犯罪	触法		
東京都	令和２年	33,836	4,202	3,154	2,265	889	597	465	132	451	29,634
	令和３年	30,187	4,066	2,925	1,876	1,049	720	584	136	421	26,121
	令和４年	37,001	4,038	3,042	1,919	1,123	675	499	176	321	32,963
葛飾区	令和２年	1,363	143	126	93	33	7	7	-	10	1,220
	令和３年	1,095	162	145	88	57	11	11	-	6	933
	令和４年	808	149	125	74	51	15	7	8	9	749

出典：葛飾区統計書

Note-----

25 非行少年…犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年。

犯罪少年…罪を犯した１４歳以上２０歳未満の者。

触法少年…１４歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした者。

ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。

不良行為少年…非行少年には該当しないが飲酒、喫煙、深夜はいかいその他の自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年。

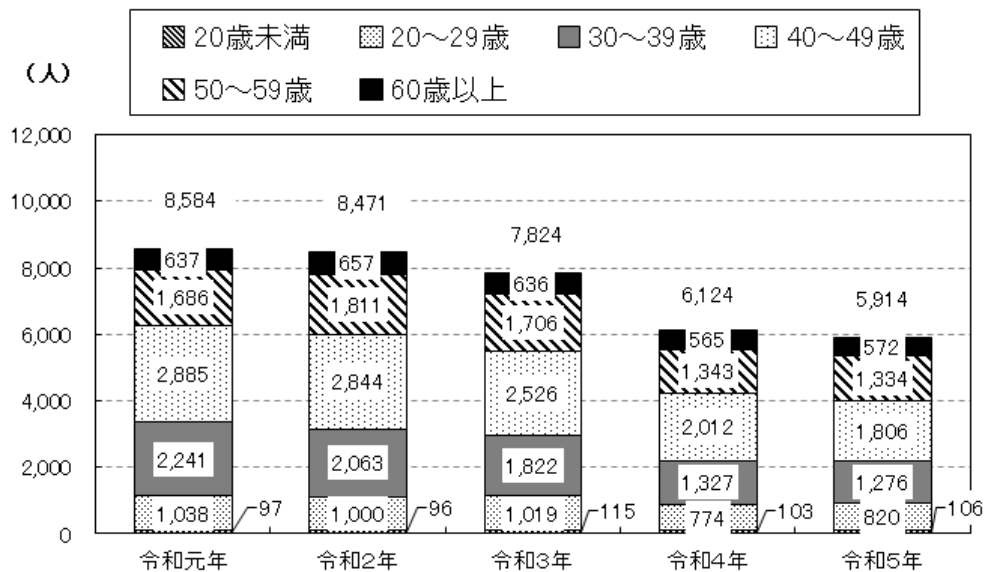
薬物事犯の検挙状況

薬物による事犯をみると、覚醒剤については令和5年時点で5,914人となっており、そのうち39歳以下は2,202人、20歳未満は106人となっています。

大麻については令和元年から増加しています。特に39歳以下で増えており、令和元年に3,627人であったのに対して令和5年には5,741人と約2,000人増えています。20歳未満も増えており、令和5年には1,222人と全体の約2割です。

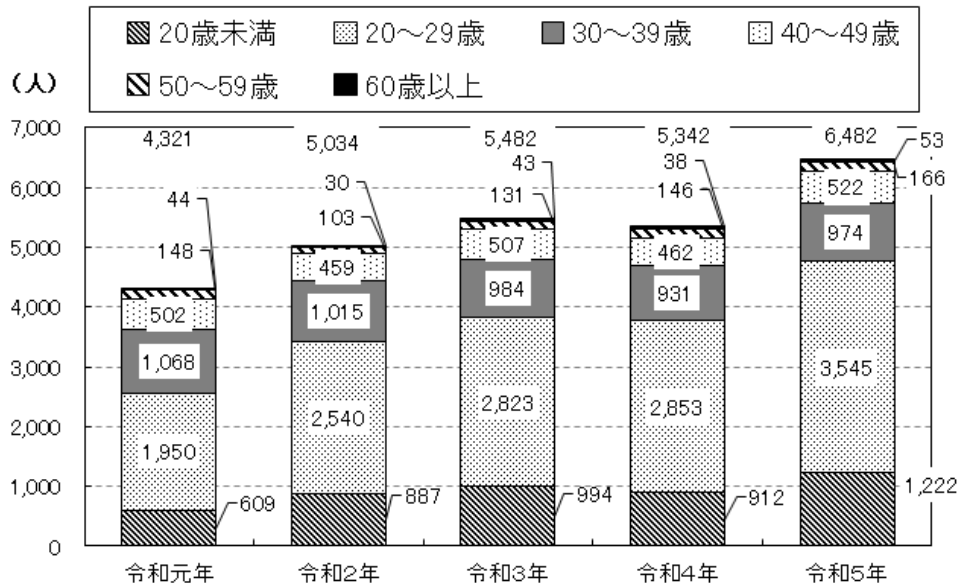
危険ドラッグについては令和5年時点で395人で、そのうち39歳以下は316人、20歳未満は37人となっています。全体的に令和3年以降、増加しています。

【覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移：令和元年～令和5年】



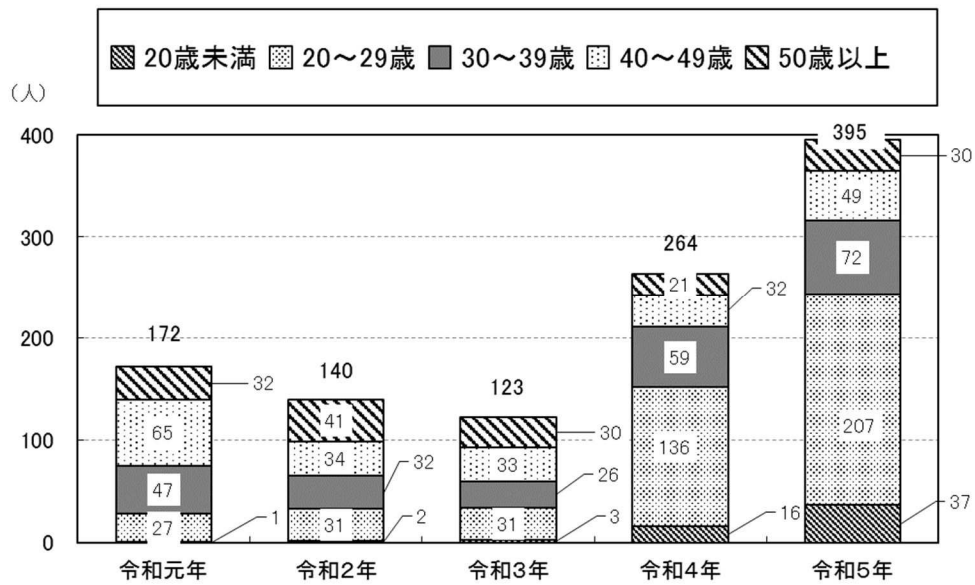
出典：令和5年における組織犯罪の情勢（警視庁）より作成

【大麻事犯年齢別検挙人員の推移：令和元年～令和5年】



出典：令和5年における組織犯罪の情勢（警視庁）より作成

【危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移：令和元年～令和5年】

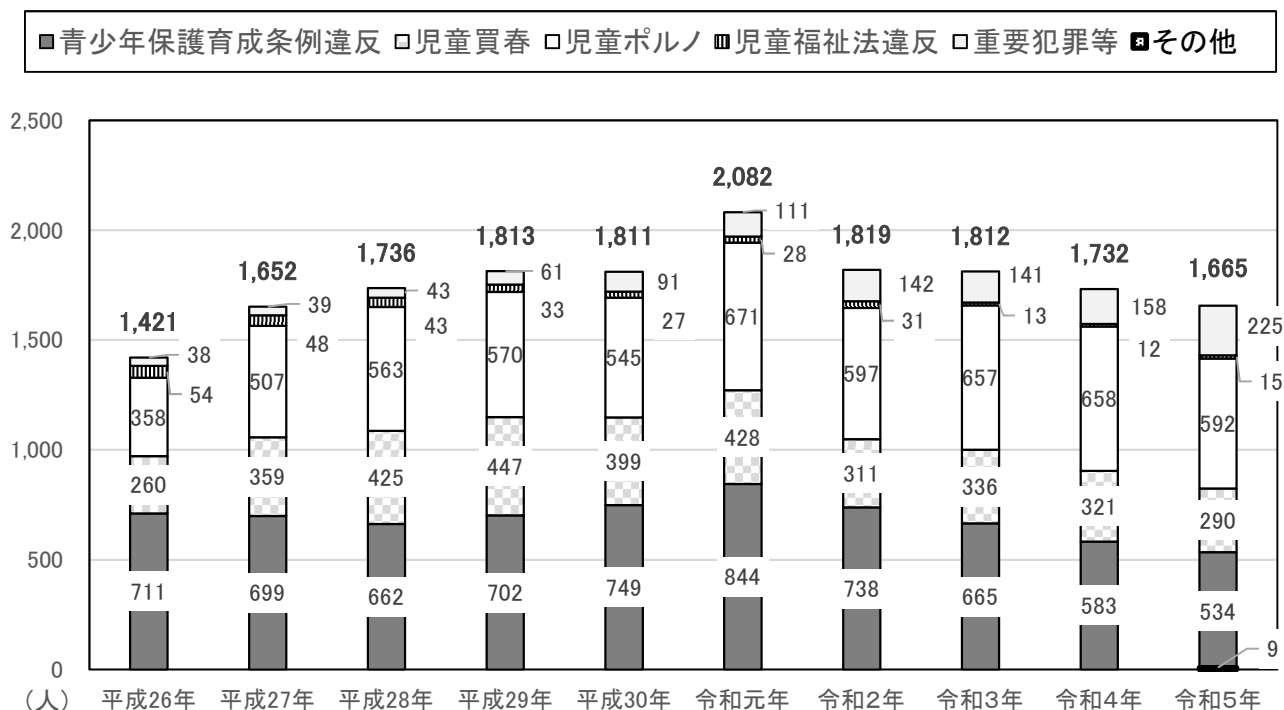


出典：令和5年における組織犯罪の情勢（警視庁）より作成

SNSに起因した子どもの被害状況

SNSに起因する事犯の被害児童数（18歳未満）は、平成26年頃から令和元年度まで増加し、令和2年度以降は減少傾向にあります。令和5年においては、全国で1,665人の被害が発生しています。

【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移：平成26年～令和5年】



出典：「インターネット利用における子供の性被害等の防止について」（警察庁）より作成

令和5年の被害児童を学識別にみると、中学生が44.9%と高校生よりも多く被害に遭っています。大半が中・高校生ですが、小学生も少ないながらも被害に遭っています。

【学識別にみたSNSに起因する事犯の被害児童数と割合】

	小学生	中学生	高校生	その他
被害児童数	139人	748人	713人	65人
割合	8.4%	44.9%	42.8%	3.9%

出典：「インターネット利用における子供の性被害等の防止について」（警察庁）より作成

(5) ひとり親家庭に関わる現状

ひとり親家庭²⁶

葛飾区のひとり親世帯数は、令和2年国勢調査の時点では、母子世帯が1,865世帯、父子世帯が219世帯です。

【母子世帯及び父子世帯の推移：平成22年～令和2年】

(世帯)

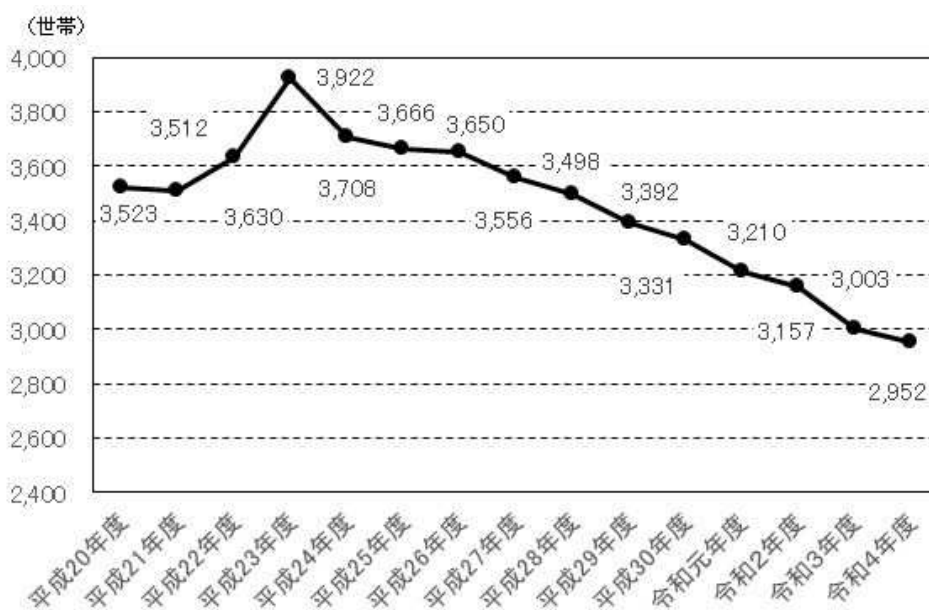
	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	2,215	2,314	1,865
父子世帯	296	266	219

出典：平成22年、27年、令和2年国勢調査（総務省）より作成

児童扶養手当²⁷

令和4年度に、葛飾区において児童扶養手当を支給している世帯は2,952世帯となっています。平成24年度以降、年々減少しています。

【児童扶養手当の受給世帯数の推移：平成20年度～令和4年度】



出典：葛飾区の現況より作成

Note-----

26 国勢調査の世帯の家族類型別一般世帯のうち「母子世帯」と「父子世帯」を取り上げている。未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯。

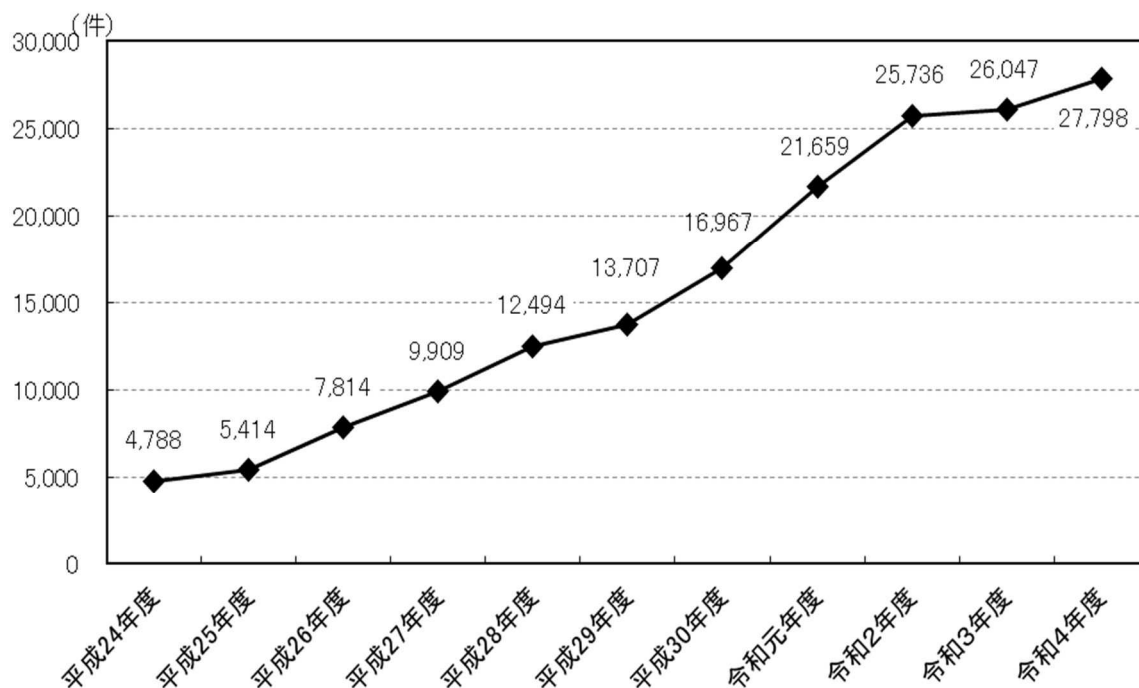
27 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度。

(6) 心身の安定・安心に関わる現状

東京都の虐待相談対応件数

令和4年度における東京都での児童虐待相談の対応件数は27,798件でした。平成25年度以来、面前DV²⁸等の警察からの通告が増えたことや児童相談所全国共通ダイヤル（虐待通報電話）“189”の開設により、件数が大きく増加しています。直近3か年は比較的緩やかに増加しています。

【児童相談所における虐待相談対応件数の年度別推移：平成24年度～令和4年度】



出典：事業概要（東京都児童相談所）

葛飾区児童相談所での虐待相談件数

令和5年10月1日に葛飾区児童相談所を開設して以降、令和5年度の葛飾区児童相談所での虐待相談新規受理件数は、663件でした。

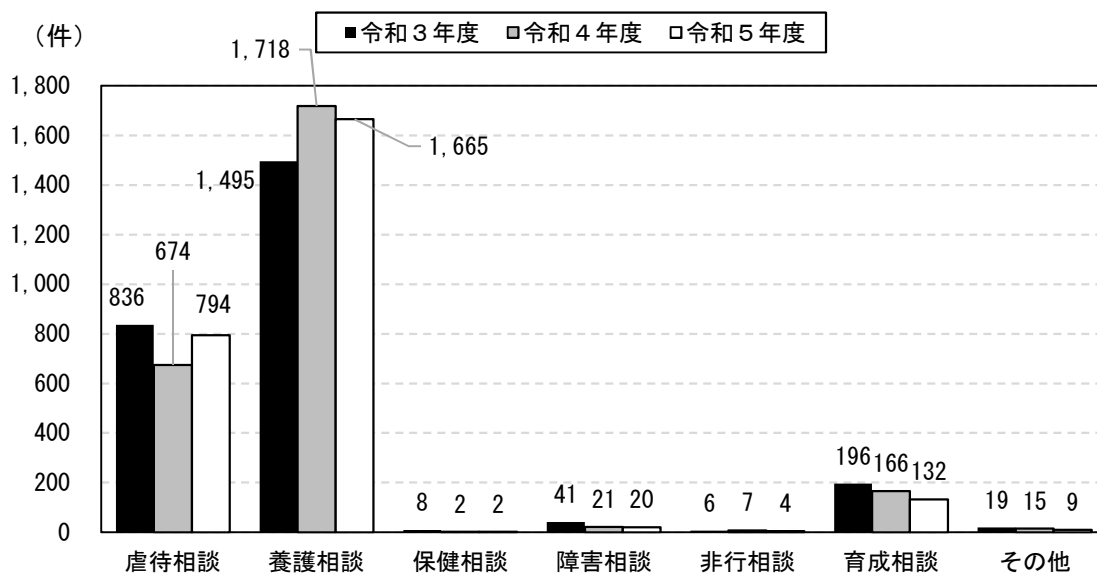
Note-----

28 子どものいるところで配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。子どもの心身に影響を与え、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症することもある。児童虐待防止法にて心理的虐待の一つと規定されている。

葛飾区子ども総合センターでの虐待相談件数

葛飾区子ども総合センターでの虐待相談新規受理件数については、令和3年度は836件、令和4年度は674件、令和5年度は794件でした。

【子ども総合センターへの相談種別別新規受理件数の推移：令和3年度～5年度】



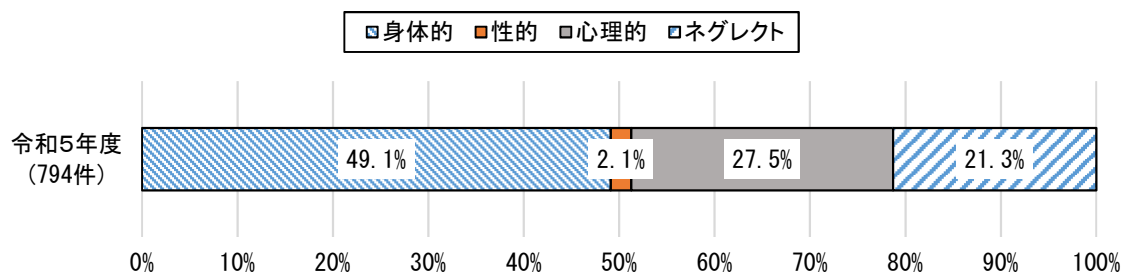
出典：子ども総合センター相談実績より作成

虐待内容

相談内容について虐待種別でみると、身体的虐待が49.1%で最も多く、ついで心理的虐待が27.5%、ネグレクトが21.3%となっています。

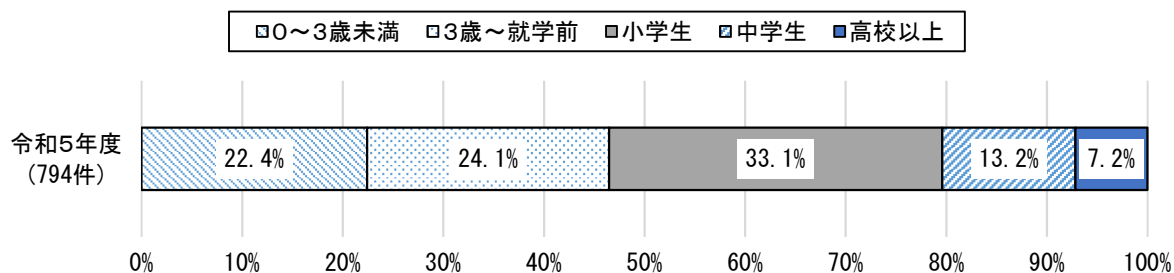
また、被虐待児童の年齢をみると、就学前の児童に対する虐待が4割を超えており、主な虐待者については実母が52.8%、実父が41.4%となっています。

【葛飾区子ども総合センターへの虐待相談の相談種類（令和5年度・新規受理）】



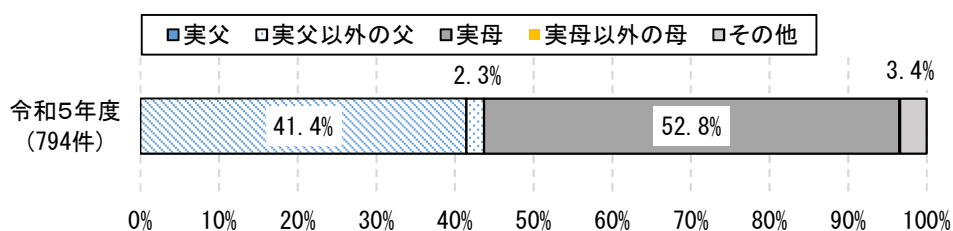
出典：子ども総合センター相談実績より作成

【葛飾区子ども総合センターでの虐待相談における被虐待児の年齢内訳（令和5年度・新規受理）】



出典：子ども総合センター相談実績より作成

【葛飾区子ども総合センターへの虐待相談における虐待者（令和5年度・新規受理）】



出典：子ども総合センター相談実績より作成

子どもの育ちに対して負担を及ぼす行為

「子ども・若者調査」の結果から、ネグレクトにつながる行為、子どもを否定するような行為、虐待につながる行為といった、子どもの育ちに負担を及ぼし得る行為について、1つでも当てはまると回答した人の割合は、子どもの年齢が低い世帯ほど高くなる傾向があります。

また、子どもの年齢に関わらず、虐待につながる行為があると1割前後の保護者が回答しています。

【子どもの育ちに対して負担を及ぼす行為があると回答した人数及び割合（保護者回答）】

区分	ネグレクトにつながる行為 ²⁹		子どもを否定するような行為 ³⁰		虐待につながる行為 ³¹	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
未就学児 (n=684)	28 人	4.1%	39 人	5.7%	60 人	8.8%
小学2年生 (n=727)	29 人	4.0%	38 人	5.2%	65 人	8.9%
小学5年生 (n=550)	19 人	3.5%	30 人	5.5%	52 人	9.5%
中学2年生 (n=456)	16 人	3.5%	21 人	4.6%	58 人	12.7%
高校2年生 (n=312)	6 人	1.9%	13 人	4.2%	22 人	7.1%

出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

29 「子ども・若者調査」では、12項目の子どもへの接し方について、4段階評価（あてはまる、どちらかというとあてはまる、どちらかというとあてはまらない、あてはまらない）で尋ねている。ここでいうネグレクトにつながる行為は、「子どもに関心が持てなくなるときがある」、「子どもの世話が億劫でやらないことがある」、「子どものことを無視することがある」で、表の割合は、3つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

30 ここでいう子どもを否定するような行為は、「子どもの心を傷つけるようなことを言うことがある」、「子どもの考えややろうとすることなどを否定することがある」で、表の割合は、2つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

31 ここでいう虐待につながる行為は、「しつけの一環として子どもの顔や体を叩くことがある」、「子どもの前で家族がケンカをすることがある」で、表の割合は、2つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

自殺者数

葛飾区における 39 歳以下の自殺者は令和元年以降、約 20 人～30 人程度で推移しています。

【自殺者数の推移：令和元年～令和 5 年】

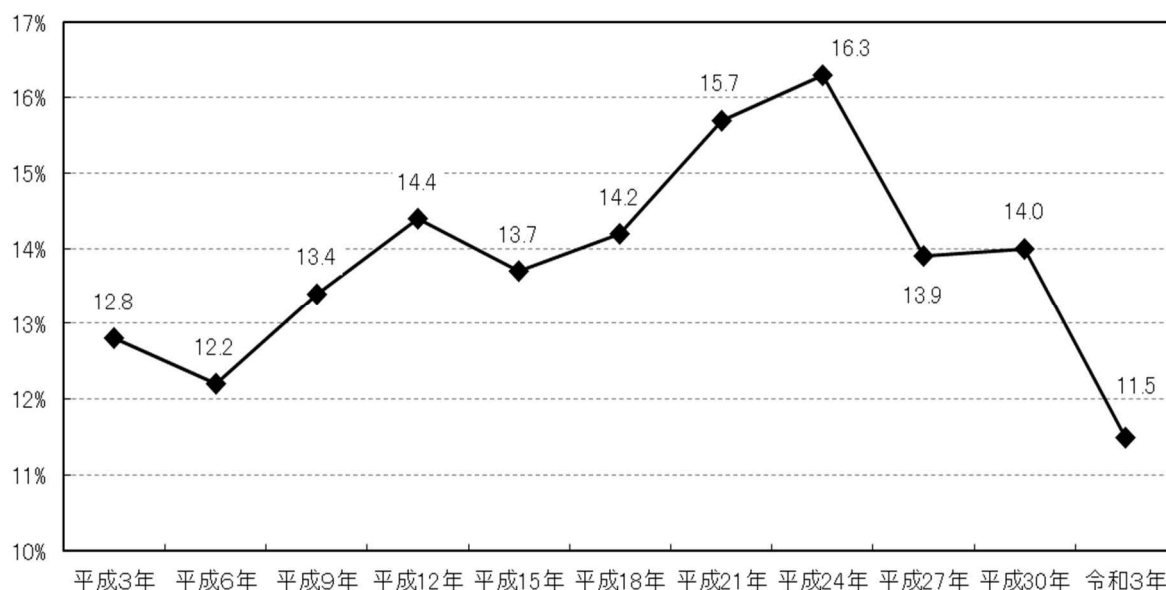
	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
20歳未満	5	2	5	3	1
20～29歳	13	9	10	16	11
30～39歳	8	8	12	11	17
40～49歳	15	15	12	12	24
50～59歳	23	12	16	21	14
60～69歳	11	17	6	10	13
70～79歳	17	17	11	10	9
80歳以上	13	9	5	4	12
不詳	0	0	0	0	0
39歳以下合計	26	19	27	30	29
総計	105	89	77	87	101

出典：「厚生労働省自殺の統計」より作成

(1) 子どもの貧困率³²

17歳以下の子どもの貧困率の推移をみると、平成24年の16.3%をピークに減少傾向が続きます。令和3年は11.5%となり、8人に1人は貧困ラインを下回る状況です。世帯構成による違いをみると、大人が2人以上いる世帯に比べて大人が1人（ひとり親家庭）の貧困率が高くなっています。

【子どもの貧困率（全国）の推移：平成3年～令和3年】

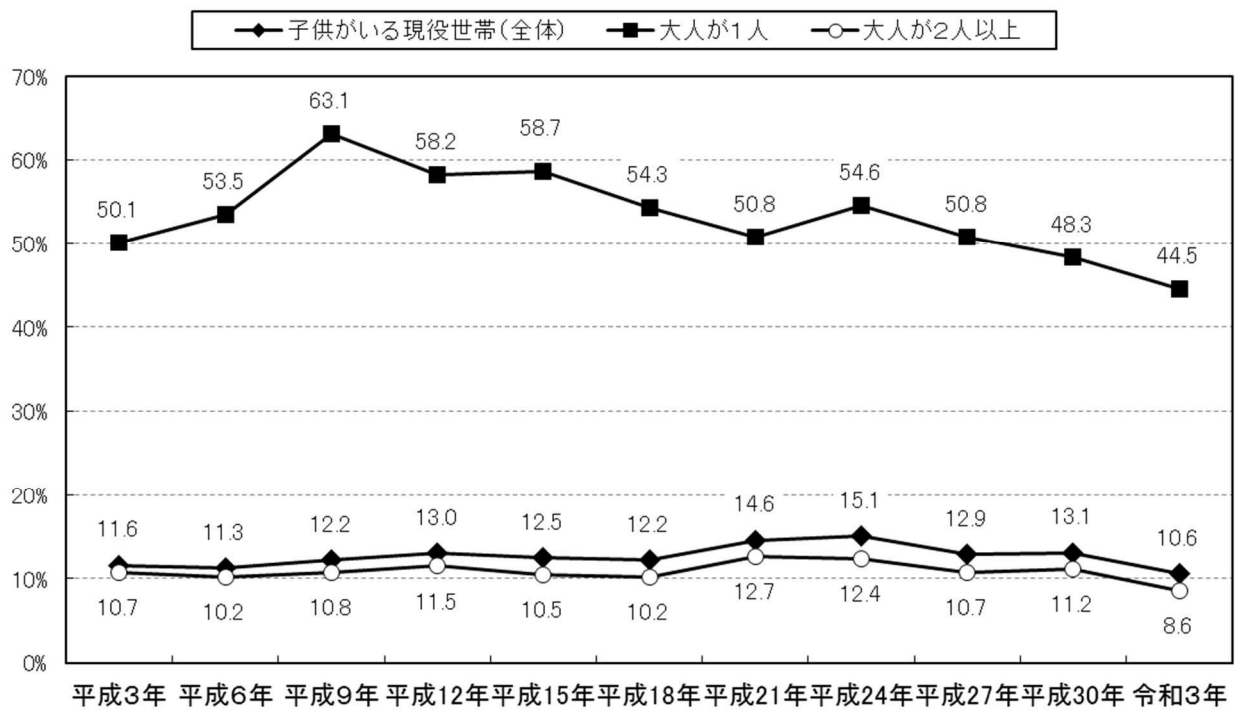


出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

Note-----

32 17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が貧困線に満たない子どもの割合。

【子どもがいる現役世帯の貧困率³³（全国）の推移：平成3年～令和3年】



出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

Note-----

33 等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

(2) 生活困難層の割合

東京都が平成 28 年度に発表した「子供の生活実態調査」では、「生活困難」を低所得、家計のひっ迫、子どもの体験や所有物の欠如の 3 つの要素に基づいて分類し、要素の該当数により生活困難層³⁴を抽出しています。それら 3 つの要素から生活困難層を抽出したところ、以下のとおり報告されています。低所得、家計のひっ迫、子どもの体験・所有物の欠如のいずれか 2 つ以上に該当する「困窮層」は学年にかかわらず 1 割以下となっています。ただし、ひとり親家庭に関しては三世代で生活していても「困窮層」は 1 割～2 割と、全体と比べて多くなっています。

【生活困難層の割合（東京都、全体）】

	小学 5 年生	中学 2 年生	16～17 歳
生活困難層	20.5%	21.6%	24.0%
困窮層	5.7%	7.1%	6.9%
周辺層	14.9%	14.5%	17.1%
一般層	79.5%	78.4%	76.0%

出典：東京都「子供の生活実態調査」

【生活困難層の分布（東京都）：世帯タイプ別】

(サンプル数)		年齢層	ふたり親 (二世代)	ふたり親 (三世代)	ひとり親 (二世代)	ひとり親 (三世代)
		小学 5 年生	2,210	237	321	57
		中学 2 年生	2,177	239	354	75
		16～17歳	1,868	229	377	77
生活困難層	困窮層	小学 5 年生	4.0%	8.3%	12.7%	10.7%
		中学 2 年生	5.2%	3.9%	16.3%	22.0%
		16～17歳	4.2%	3.8%	19.0%	16.2%
	周辺層	小学 5 年生	13.1%	17.8%	20.2%	38.2%
		中学 2 年生	12.7%	14.1%	22.9%	30.5%
		16～17歳	15.4%	14.6%	22.9%	45.5%
一般層		小学 5 年生	82.9%	73.9%	67.1%	51.1%
		中学 2 年生	82.1%	82.0%	60.8%	47.5%
		16～17歳	80.4%	81.6%	58.1%	38.3%

出典：東京都「子供の生活実態調査」

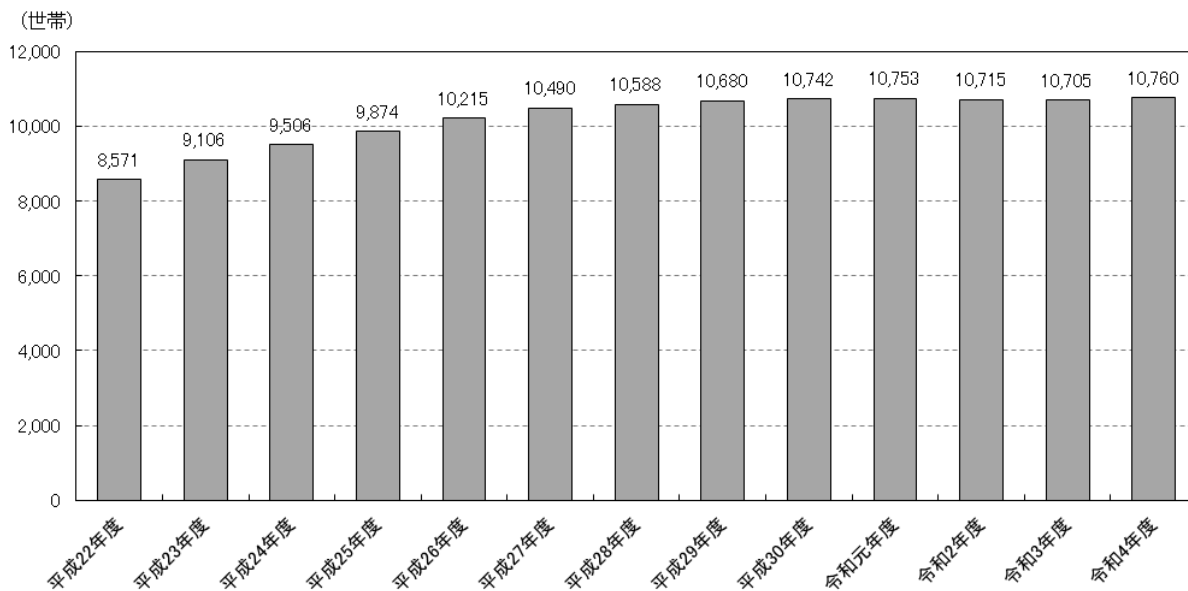
Note-----

34 2 つ以上の要素に該当する世帯を「困窮層」、いずれか 1 つに該当する世帯を「周辺層」と定義している。

(3) 生活保護受給状況

東京都年報（福祉・衛生行政統計）によると、令和4年度における生活保護³⁵を受給している葛飾区の世帯数は10,760世帯で、直近5年は同水準で推移しています。

【葛飾区の被保護世帯数の推移：平成22年度～令和4年度】



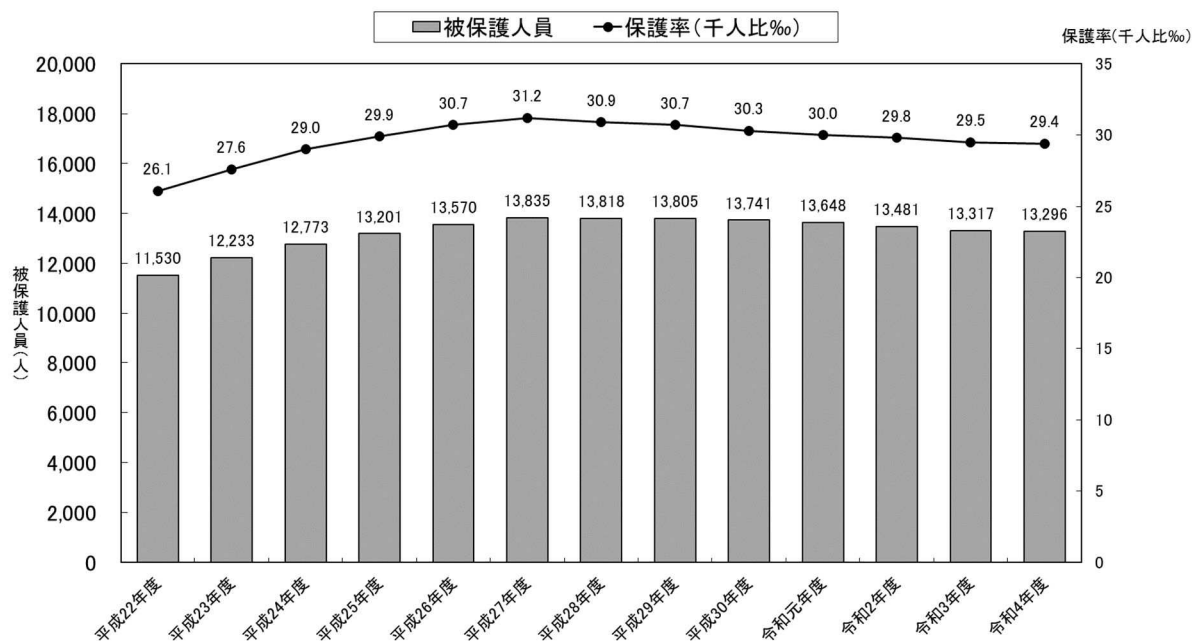
出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

Note-----

35 資産や能力等全てを活用しても生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護費を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

被保護人員数をみると、令和 4 年度は 13,296 人で、保護率³⁶は 29.4%です。被保護人員及び保護率については、平成 27 年度をピークに年々微減しています。

【葛飾区の被保護人員及び保護率の推移：平成 22 年度～令和 4 年度】



出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

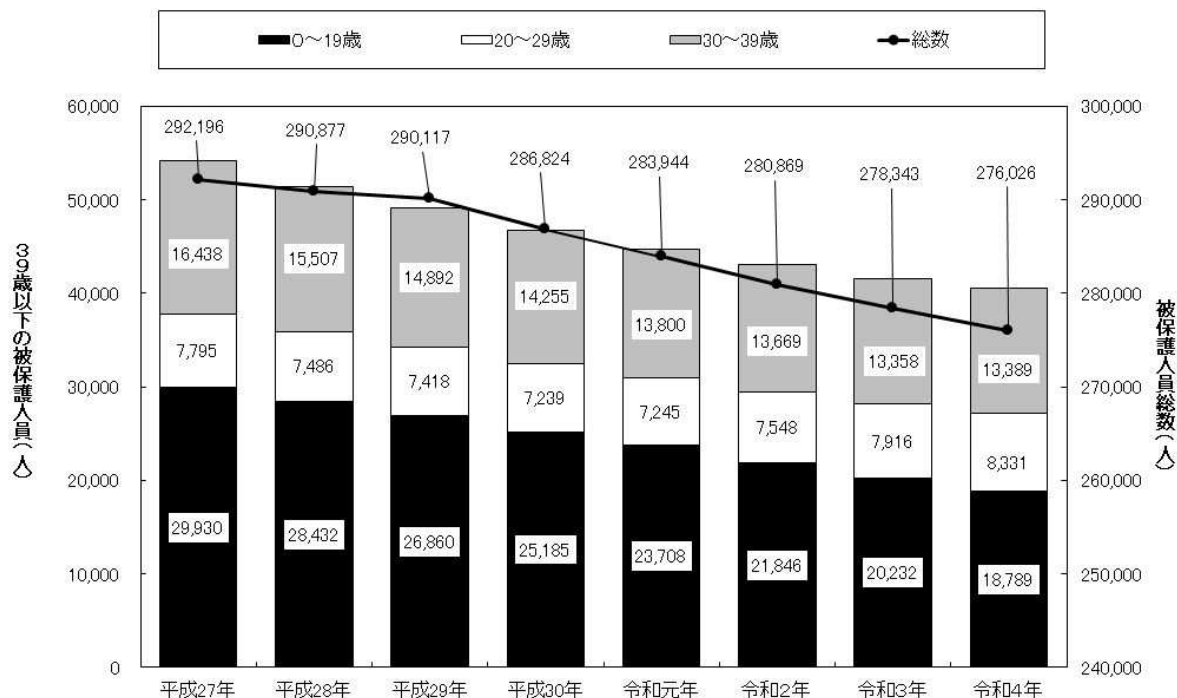
Note-----

36 総人口に対する被保護人員の千人比である。東京都では、「東京都の人口推計」（毎年 10 月 1 日）を総人口としている。ただし、図中の平成 22 年度、平成 27 年度、令和 2 年度は国勢調査結果を用いている。

なお、東京都全体の被保護人員を世代別にみると、0歳～39歳では平成27年度以降は減少傾向にあります。

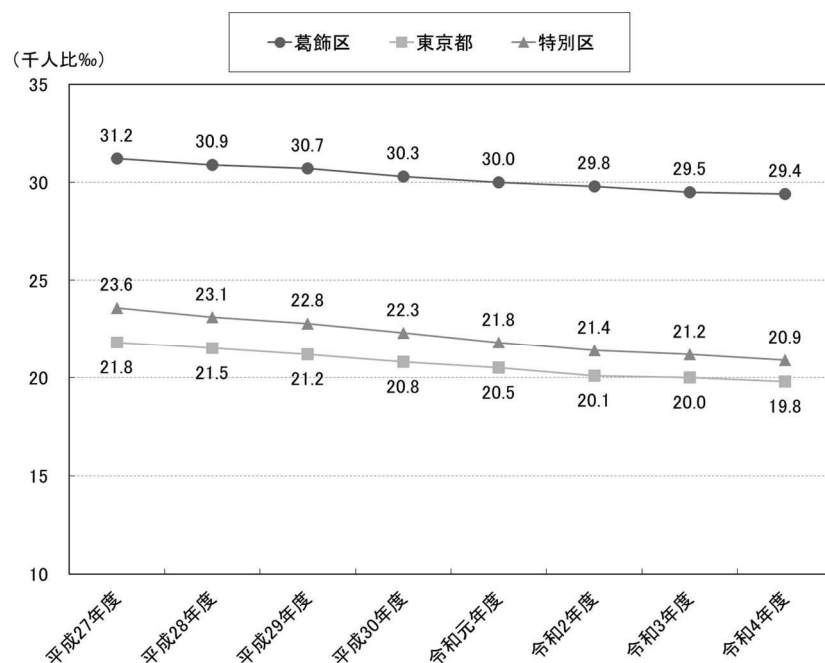
また、葛飾区の保護率は都内では割合が高くなっています。

【年代別にみた東京都の被保護人員の推移：平成27年～令和4年】



出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

【東京都・特別区・葛飾区の保護率の推移：平成27年度～令和4年度】



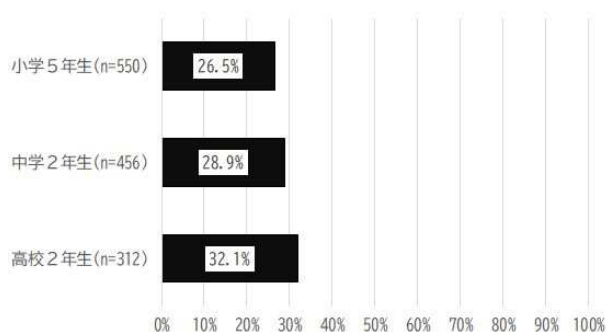
出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

(4) 学力・進学に対する支援施策の認知

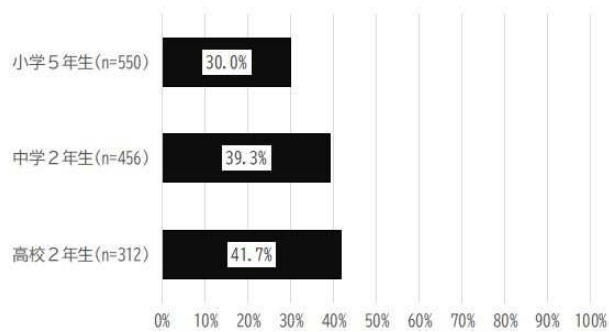
「子ども・若者調査」によると、子どもの年齢が高い保護者ほど、学力・進学に対する支援の認知度が高い傾向にあります。

【学力・進学に対する支援施策の認知（保護者回答）】

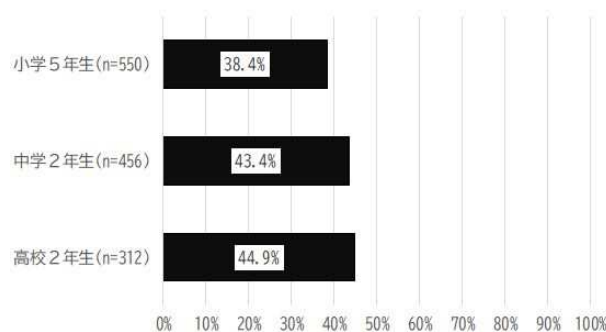
【NPOやボランティアによる学外での無料学習支援】



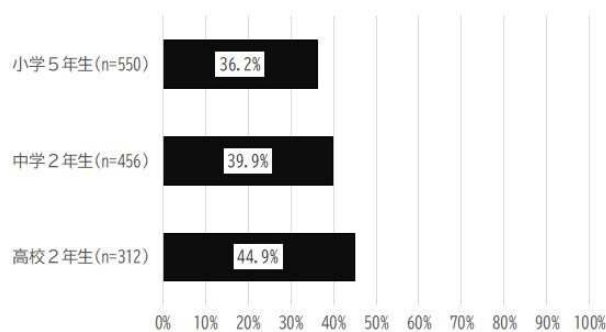
【受験生チャレンジ支援貸付³⁷⁾】



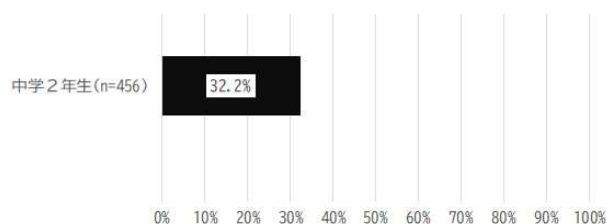
【葛飾区奨学資金貸付³⁸⁾】



【私立の高等学校・大学等入学資金の融資あっせん³⁹⁾】



*【中学校における無料学習支援（基礎学力定着講座）⁴⁰⁾】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

37 低所得世帯の中学3年生や高校3年生を対象に、塾の費用や受験料について無利子で貸付けを行う東京都の事業。

38 高等学校、高等専門学校等に入学又は在学する生徒に対して、修学のために必要な学資金の貸し付けを行う事業。

39 私立の高等学校・高等専門学校・大学・短期大学等に入学する生徒を持つ保護者等で、入学に際して必要な資金の調達が困難な者に対して、その資金の融資あっせんを行う事業。

40 中学生を対象に、放課後等に無料で基礎学力の定着を目的とした学習支援を行う事業。



第3章

計画の基本的な方向性

国のこども大綱は、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策に関する基本的な方針としています。

本区においても、こども大綱で示される「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえて、子ども・若者、子育て家庭への支援施策を推進していきます。

「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

（こども大綱より抜粋）

こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

（こども大綱より抜粋）

葛飾区子どもの権利条例で明示する基本理念や葛飾区子ども・若者基本構想で掲げる理念に基づき、5年間の計画期間における基本目標を次のとおり定めます。

葛飾区子どもの権利条例

子どもの権利を大切に守っていくための基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、葛飾区全体で子どもの健やかな成長を支えていくための条例

基本理念

第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

- (1)子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受けること。
- (2)子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及び成長の程度に応じて、十分に尊重されること。
- (3)子どもに関することが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、及び考慮されること。
- (4)子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

葛飾区子ども・若者基本構想

区の政策・施策などを、子ども・若者や子育て支援の視点から横断的に捉え直して、総合的なまちづくりを推進していくための指針

理念

- 子ども・若者一人一人の状況に応じた切れ目のない支援を行います。
- 子ども・若者が安全・安心・快適に暮らし続けられる環境を整えます。
- 子ども・若者が夢や希望に向かってチャレンジし、将来にわたって活躍できる環境を整えます。

葛飾区子ども・若者総合計画 基本目標

子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が
健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、
支えるまち「かつしか」

子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在であり、子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、区や事業者、地域団体等は、子ども・若者の成長や自立に寄り添い、支えていくことが大切です。

また、地域全体で寄り添うことや支えることも大切ですが、子ども・若者は、一人一人が自ら考え、自己肯定感や自己有用感を育みながら、数多ある選択を経て、自分らしく「成長・自立」していく存在でもあります。

葛飾区では、第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の基本理念や葛飾区子ども・若者計画の基本目標の意思を継承し、新たに、『**子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」**』を基本目標とし、子ども・若者が主体的に「成長・自立」が出来るよう、区や事業者、地域団体等が連携・協働しながら、全ての子ども・若者の「成長・自立」に寄り添い、時には支えています。

白紙ページ

基本目標の実現に向けた施策推進の基本的な方向性として、5つの基本方針を掲げます。

基本方針1

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

妊娠・出産・子育てを希望する若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう、それぞれのニーズに応じた切れ目のない支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもを持つことへの支援
- 施策② 親子の健康づくりの推進
- 施策③ 相談支援体制の充実
- 施策④ 子育て家庭への総合的な支援
- 施策⑤ 仕事と子育ての両立支援
- 施策⑥ 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実



基本方針2

就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

就学後の子どもや若者が、自身の持つ個性や能力を生かし、自己の可能性を最大限発揮できるよう、子どもの健やかな成長を支える支援や若者に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 成長に応じた支援
- 施策② 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成
- 施策③ 不安や悩みを抱える子どもへの支援
- 施策④ 若者の生活支援
- 施策⑤ 不安や悩みを抱える若者への支援



基本方針3

困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

子ども・若者の将来が、生まれ育つ環境の困難によって閉ざされることがないように、様々な困難に応じた支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 障害等に関わる困難への支援
- 施策② 子ども・若者が育つ家庭への経済的支援
- 施策③ 貧困の解消に向けての支援
- 施策④ ひとり親家庭への支援



基本方針4

子ども・若者の安全を守り、 安心して過ごせる環境を整えます

子ども・若者が安心して過ごせる環境を整えるため、子ども・若者の権利や心身の安全を守るための取組を次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもの権利の保障
- 施策② 心身の安定・安心への支援
- 施策③ 子どもの安全の確保
- 施策④ 非行・犯罪防止への支援



基本方針5

子ども・若者の成長を 地域全体で支える環境を整えます

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支えるため、関係団体における子ども・若者支援や安心して過ごせる居場所に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 地域による子ども・若者への支援
- 施策② 子ども・若者の居場所づくりの推進



基本目標	基本方針	施 策 一 覧
子ども・若者の成長・自立できるような地域全体の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに	ライフステージごとの事項	基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します 子どもを持つことへの支援 親子の健康づくりの推進 相談支援体制の充実 子育て家庭への総合的な支援 仕事と子育ての両立支援 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実
		基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します 成長に応じた支援 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成 不安や悩みを抱える子どもへの支援 若者の生活支援 不安や悩みを抱える若者への支援
		基本方針3 困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します 障害等に関わる困難への支援 子ども・若者が育つ家庭への経済的支援 貧困の解消に向けての支援 ひとり親家庭への支援
		基本方針4 子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます 子どもの権利の保障 心身の安定・安心への支援 子どもの安全の確保 非行・犯罪防止への支援
		基本方針5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます 地域による子ども・若者への支援 子ども・若者の居場所づくりの推進
	ライフステージを通した事項	

課 題

経済的支援への対応、プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の推進

心身の健康増進を図るための切れ目のない支援、医療費等の負担軽減を図るための対応

子育ての孤立感と負担感等への支援

子育て支援機能の強化、多様なニーズへの対応、子育てしやすい快適な環境の整備

年間を通じて利用しやすい保育環境の実現、放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境の整備

保育人材の確保と定着支援、教育・保育の質の向上、教育・保育環境の維持と向上

遊びや体験活動の機会の創出、早期からの職業意識の定着

学習の基盤となる資質・能力の育成、活躍する力を備える、文化芸術に触れる経験、運動やスポーツへの意欲を高める取組

一人一人が楽しく充実した学校生活への支援、不登校対策、いじめ防止対策

雇用の状況、ワーク・ライフ・バランス、出会いの機会の創出

相談体制の充実、社会的養護経験者（ケアリーパー）への支援

発達に課題のある子どもへの支援体制の構築、特別支援教育の充実、障害のある若者の自立に向けた支援

子育て家庭への経済的支援、学校生活に係る子育て家庭への経済的支援

子ども・若者の貧困に対する支援、経済的自立に対する支援

ひとり親家庭への支援

虐待の防止、子どもの声の反映、ヤングケアラーへの支援

子育て家庭の孤独や孤立、不安に寄り添う支援、自殺予防のためのサインの発見と適切な支援

安全対策の強化、安全な公園の整備、学校改築の推進

保護者への情報提供と支援の充実、社会参加の促進

子育てネットワークの構築、地域活動団体との情報共有及び連携強化、企業向けのワーク・ライフ・バランスの推進、地域の力による基盤強化

学校施設などを活用した居場所の整備、官民が連携・協働した居場所づくり、地域の様々な居場所

1

基本方針5

子ども・若者の成長を 地域全体で支える環境を整えます

2

施策

②

子ども・若者の居場所づくりの推進



子ども・若者が家庭や学校以外の居場所でも安心して過ごし、自己肯定感や自己有用感を育めるように、子ども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりを官民が連携・協働し、推進していきます。

3

課題

【学校施設などを活用した居場所の整備】

わくわくチャレンジ広場や学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、学校施設などを有効活用し環境を整備する必要があります。

【官民が連携・協働した居場所づくり】

「子ども・若者調査」では、5 %程度の子どもが居心地のよさを感じる場所がないと回答しています。子ども・若者の居場所は、子ども・若者の成長や発達に伴い、求める居場所は異なり、心理的な要因や人間関係等により変化しやすいものです。そのため、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、誰一人取り残されることなく、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができる環境を整備する必要があります。

また、居場所づくりにおいては、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して居場所づくりに取り組む必要があります。

【地域の様々な居場所】

家庭や学校以外にも、子どものニーズに応じたパブリックスペースを整備するとともに、子どもの不安や課題に寄り添った支援を提供する必要があります。

4

取組の方向性

□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大のほか、地域に身近な公園などの整備を行います。

□家庭や学校以外の居場所として、子どもが遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごせる環境として、子ども未来プラザを整備・運営していきます。また、居場所の提供とともに、子どもが抱える不安や課題を早期に発見し、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担っていきます。

1

基本方針の名称を示しています。

2

基本方針を実現するための施策の名称とその概要、主な SDG s のゴールを示しています。

3

施策に関する現状や調査等を踏まえた課題を示しています。

4

現状や課題を踏まえた施策の取組の方向性を示しています。

5

事業一覧

6

No	事業名	新規	中期	ページ
1	かつしか子ども応援事業		○	200
2	児童育成支援拠点事業	○		200
3	地域の身近な公園の整備		○	200
4	特色のある公園の整備		○	201
5	校庭遊び場開放事業			201
6	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）		○	202
7	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業		○	202
8	青少年対象事業			203
9	図書館のヤングアダルトコーナーの充実			203

7

8

2

児童育成支援拠点事業

新規

子ども・子育て計画担当課

9

10

【事業概要】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供するとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個別の支援を行います。

【取組の方向性】

ニーズ等を踏まえ、事業の実施について、検討を行います。

11

再掲事業一覧

事業名	ページ
子ども未来プラザの整備	94
学童保育クラブの開所時間の延長	100
学童保育クラブ	104
若者の社会参加支援事業	142
子ども・若者活動団体支援	192

5

施策に位置付けられている事業を一覧で示しています。

6

「新規」は、令和7年度より新たに実施する予定の事業と、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和7年度より実施する予定の事業（太枠表示）を示しています。

「中期」は、本総合計画の上位計画となる区の中期実施計画（令和6年度から令和9年度までの事業計画）に位置付けられた事業を示しています。

7

事業が掲載されているページ数を示しています。

8

事業名を記載しています。新規事業は「新規（太枠表示は新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業）」、中期実施計画に位置付けられた計画事業は「中期」と記載しています。

9

事業に関係する課（令和7年度組織名称）を記載しています。

10

事業毎の事業概要と取組の方向性を示しています。

11

再掲事業がある場合は、事業名とページのみ記載しています。

白紙ページ



第4章

施策の展開

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

①

子どもを持つことへの支援

希望する若者や子育て家庭が子どもを持つことができるよう、妊娠・出産を支援します。



課題

【経済的支援への対応】

本区の出生数は減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰などによる経済不安等の影響により、令和3年は大幅に減少しましたが、令和4年は横ばいとなりました。一方で、乳幼児人口は、令和3年度に対前年度比で1,000人を超える大幅な減少となり、令和4年度には2万人を下回って、現在も減少傾向が続いています。

「少子化対策調査」では、今後、「子どもを欲しい」と回答した方のうち、「現在妊活をしていない」との回答が4割を超えています。この理由の問いに対して、「妊活に必要な経済的な負担が大きく、経済的な理由から取り組むことができない」との回答が2割を超えています。

また、理想の数の子どもを持つために必要な条件の問いに対して、「経済的な安定や十分な収入」が最も多い回答となっており、希望する若者等が子どもを持つための経済的支援が必要です。

【プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の推進】

妊娠届者数の約2割は不妊治療を受けています。不妊は、妊娠前からの生活習慣や病気などが影響します。特に、若い女性の低栄養ややせは増加傾向で、不妊だけでなく切迫早産や低出生体重児出産のリスクやそれに伴う子どもたちの長期的な健康問題への影響が懸念されています。

また、肥満や喫煙、飲酒などは、男女ともに不妊のリスクを高め、胎児の発育にも影響します。性や生殖に関する知識や関心が乏しいと、望まない妊娠や性感染症の罹患につながる可能性もあります。

妊娠前の健康問題が、将来の妊娠・出産の選択肢を奪うことが無いよう、若い世代が、より健康につながる行動を選択できるための支援が求められています。

「プレコンセプションケア」は、若い世代の男女の健康を増進し、より質の高い生活を送ること、より健全な妊娠・出産の機会を増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることを目指します。

取組の方向性

- 希望する世帯が子どもを持つことができるよう、特定不妊治療とともに自費で実施した先進医療に係る医療費に対する経済的な支援を行います。
- 妊娠中や出産後における支援の充実を図るため、妊婦や子育て家庭に対する経済的な支援を行います。
- 男女を問わず性や妊娠・出産に関する正しい知識を得て、それを踏まえたライフプランの作成や健康管理に取り組むことで、区民が安心して妊娠・出産、子育てできることを推進します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	特定不妊治療費(先進医療)の助成			79
2	プレコンセプションケア(妊娠前の健康づくり)の普及啓発	○		79

各事業の概要と方向性

1	特定不妊治療費(先進医療)の助成			子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 保険適用された特定不妊治療とともに自費で実施した先進医療に係る医療費に対して一部費用の助成を行います。 【取組の方向性】 積極的に事業の周知を行い、事業認知度の向上に努め、子どもが欲しいと希望する家庭への経済的支援を行います。			
2	プレコンセプションケア(妊娠前の健康づくり)の普及啓発	新規		保健センター
	【事業概要】 将来妊娠を希望する男女が、より健全な妊娠・出産の機会を得られるために、栄養管理も含めた健康管理に関する情報提供を小児期から行います。 【取組の方向性】 乳幼児の保護者を対象に、産前産後の講座や相談事業を行います。 小中学生を対象に、心身の健康を維持するための情報や性・生殖に関する正確な知識を伝えるためのカリキュラムを関係部署、関係機関と実施を検討します。			

再掲事業一覧

事業名	ページ
葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）	97
婚活に関するセミナーの実施	137
婚活イベントの実施	137
かつしか出産応援給付金給付事業	154
妊婦支援給付金給付事業	155
入院助産	162
婚活イベント実施団体への支援	192

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

②

親子の健康づくりの推進

妊娠中や出産後の母親の健康と子どもの健やかな成長を促進するため、親子の健康づくりを支援します。



課題

【心身の健康増進を図るための切れ目のない支援】

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させるとともに、あらゆる機会を通じて親子の健康を把握し、関係機関との連携のもと、心身の健康を増進するために必要な支援に取り組む必要があります。

また、子どもの疾患や保護者の就労等の理由により、乳幼児健康診査未受診の子どもが1割程度います。未受診時の子どもの健康や発達、保護者の状況の確認を丁寧に行い、必要な支援を提供する必要があります。

【医療費等の負担軽減を図るための対応】

母子の健康を維持するためには、必要な時に必要な医療を受けられる必要があります。

「少子化対策調査」では、子育て費用の中で特に負担とを感じるものや負担と予想されるものの問いに対し、「医療費の負担」が2割を超えており、母子の健康を維持するための支援が必要です。

取組の方向性

□出産後の身体の回復や授乳支援、育児相談など、子どもを安心して産み育てるために、親子の健康をサポートします。さらに、身近な場所で妊産婦向けの教室や育児相談などを実施します。

□定期的な健康診査や保健指導を通じて、親子の健康状態を把握し、保護者・養育者を含め、子どもが健やかに育つための支援を行います。

□栄養指導や栄養教育を通じて、望ましい食生活を促進し、子どもの健やかな成長を支援します。

□妊産婦や乳幼児等の医療費などを助成することで、母子の健康を維持するための支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発			83
2	小児初期救急平日夜間診療事業			83
3	親と子の食育推進事業			83
4	栄養指導事業			84
5	健康づくり健康診査			84
6	すくすく歯育て支援事業			84
7	妊婦歯科健康診査			85
8	はしかの予防対策			85
9	アレルギー相談の実施			85
10	産後ケア事業の充実	○	○	86
11	ゆりかご葛飾の推進		○	86
12	子ども医療費助成事業			86
13	5歳児健康診査事業			87
14	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）			87
15	妊婦等包括相談支援事業	○		87
16	母子医療給付事業			88
17	母子健康診査事業			88
18	母子保健指導事業			88

各事業の概要と方向性

1	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発		地域保健課 保健センター
	【事業概要】 乳幼児健康診査や母子保健指導事業で、乳幼児のアレルギーに関する知識を情報提供します。 また、ぜん息の予防方法及び健康の回復を目的とした講演会を実施します。 【取組の方向性】 医師及び理学療法士が区民に対し、ぜん息に関する講演を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。		
2	小児初期救急平日夜間診療事業		地域保健課
	【事業概要】 平日の夜間に小児を対象とした初期救急医療サービスの提供や電話による医療相談に対応します。 【取組の方向性】 葛飾区医師会に事業を委託し、平日夜間こどもクリニックを開き、診療を行います。		
3	親と子の食育推進事業		健康推進課 保健センター
	【事業概要】 幼児向け食事バランスガイドコマの貸出しや教材の提供を通して、保育所等における食育の推進を支援します。 また、家庭での食育を推進するため、3歳児健診で幼児向けと保護者向けの食育教材を配付し、普及啓発を図ります。 【取組の方向性】 保育所等職員への食育に関する技術支援と、家庭における親と子の食育を支援していきます。保育所等での保育士による子どもへの食育を実施するために、保育所への食育教材の貸し出しと保育士への指導マニュアルを提供します。3歳児健診では親子へ向けた食育教材を配付します。		

4	栄養指導事業		健康推進課 保健センター 学務課
	【事業概要】 乳幼児健康診査や母子保健指導事業、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活について支援します。 また、小学校4年生及び中学校1年生の児童・生徒と前年度の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断された方のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を実施します。 さらに、有所見であった児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病予防指導講習会を実施し、健康的な生活習慣を身に付けられるように支援します。 【取組の方向性】 妊娠期や乳幼児期における食生活が充実するように、食事の重要性だけでなく生活リズムや家庭での食育など健診等の機会を捉え支援していきます。		
5	健康づくり健康診査		健康推進課
	【事業概要】 他に健康診査を受ける機会のない、区内在住の20歳以上39歳以下の方又は3歳未満の子を持つ父母に対し健康診査を行うことにより、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、生活習慣の改善、健康意識の向上につなげます。 【取組の方向性】 引き続き、健康診査を実施し、健康の増進を支援します。		
6	すくすく歯育て支援事業		健康推進課
	【事業概要】 子どものむし歯予防のために「親子の歯育てすくすくクラブ」・「ハッピーバースデイすくすく歯科健診」・「すくすく歯育て歯科健診」や健康教育等において、歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。 また、子ども本人だけでなく家族に対しても、むし歯や歯周病など歯科疾患の予防を働きかけ、乳幼児の心身ともに健やかな発育と、かかりつけ歯科医の定着を促します。 【取組の方向性】 引き続き、各歯科健診や歯科相談において、むし歯や歯周病など歯科疾患の予防等歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。		

7	妊婦歯科健康診査		健康推進課
	【事業概要】 妊娠中は身体や生活環境の変化により歯科疾患の増加が見られます。生まれてくる子どもの口腔環境も母親の口腔環境の影響を大きく受け、歯周病は早産や低体重児出産を引き起こすことがあります。そこで、妊婦を対象として協力歯科医療機関において、歯科健診と保健指導を実施するとともに、出産後のかかりつけ歯科医の定着を推進します。 【取組の方向性】 妊娠期においては、身体だけではなく、口腔環境が変化する時期でもあることから、受診率向上のため周知方法を工夫して、妊婦の歯と口腔の健康づくりを支援します。		
8	はしかの予防対策		保健予防課
	【事業概要】 未接種者の子どもを対象として、はしかが流行しないように、麻しん・風しん混合ワクチン（MR）定期予防接種の接種率の向上を目指し、接種状況の把握や勧奨を行います。 また、定期予防接種の未接種者の子どもを対象に、任意のMR予防接種費用の全額助成を実施します。 【取組の方向性】 定期予防接種のMR 1期と2期を比べると、2期の接種率はやや低いため、引き続き1期と2期ともに95%以上となるように接種勧奨を進めます。		
9	アレルギー相談の実施		保健センター
	【事業概要】 乳幼児健康診査等での個別相談のほか、保護者からの電話など、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者と連携して相談体制の充実を図ります。 【取組の方向性】 引き続き、各健康診査・健康教育において、アレルギーについての正しい知識を普及し、相談体制を継続します。		

10	産後ケア事業の充実	新規	中期	保健センター 子ども家庭支援課
	【事業概要】 産後の健康管理や授乳などに不安を抱える産婦に対して、実施施設や産婦の自宅で心身のケアや授乳指導、育児支援を実施します。 産後ケア事業を必要とする産婦がケアを受けることで、安心して子育てできるよう支援します。 【取組の方向性】 誰もが安全で質の高い産後ケア事業を受けられるよう、実施施設の拡大や、サービスの見直しを行います。			

11	ゆりかご葛飾の推進		中期	保健センター 子育て政策課 子育て応援課 子ども家庭支援課
	【事業概要】 妊娠初期の面談（ゆりかご面接）から、子どもの就学前までの継続的な支援を行います。 区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座等を行い、母親や父親などの出産や育児の不安軽減を図ります。 乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図ります。必要な場合は、医療機関等と連携し継続的な支援を行います。 【取組の方向性】 全ての妊産婦から就学前までの子育て家庭の相談支援体制を充実させ、子育てを孤立させない地域づくりを進めます。子育て家庭の日常的な困りごとや悩みを早期に把握して予防的支援の体制について検討・実施します。			

12	子ども医療費助成事業			子育て応援課
	【事業概要】 高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもに対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。 【取組の方向性】 子どもの医療費に係る経済的負担を軽減するために、転入や出生などの機会を捉え、制度の周知を行うことで申請漏れが発生することの無いよう着実に事業を実施します。			

13	5歳児健康診査事業		子ども家庭支援課
	【事業概要】 保護者の心配や課題のある5歳児に対して、保護者・保育所・幼稚園・関係機関と連携し、適切な支援につなげます。 【取組の方向性】 5歳児健康診査事業を実施し、発達に課題のある子どもの早期発見・支援を行います。		

14	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 出生通知票を基に助産師・保健師が生後4か月になるまでの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、体重を測定しながら育児上の心配ごとや産後の体調等の相談に乗り、育児不安の解消を図ります。 【取組の方向性】 保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、全対象家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問を実施します。 また、訪問できなかった対象者に対しては、多様な方法でアプローチします。		

15	妊婦等包括相談支援事業	新規	子ども家庭支援課 保健センター 子育て政策課 子育て応援課
	【事業概要】 ①妊娠届出時②妊娠8か月前後③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に面談等を実施し、必要な相談支援につなぎます。 【取組の方向性】 事業について積極的な周知に努めるとともに、相談体制の充実を図り、妊娠中から産後にいたるまで切れ目なく、妊婦等の様々な悩みに対して支援していきます。		

16	母子医療給付事業		子ども家庭支援課
	【事業概要】 2,000 g 以下の未熟児や乳幼児・児童及び妊娠高血圧症候群等の対象者、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費等を助成します。 【取組の方向性】 妊産婦、子どもの健康に関する医療費助成を行い、経済的負担を軽減します。		
17	母子健康診査事業		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 妊産婦及び乳幼児の健康診査を実施するとともに、精密検査や治療が必要な方には医療機関を受診できるよう支援します。 【取組の方向性】 妊婦が定期的に妊婦健康診査を受診することにより、母体の健康管理及び安全な出産ができるよう支援します。子どもの各健康診査を安全に実施し、健康診査や検査の受診率を向上させ、育児不安の軽減に努めます。健診未受診者に対しては訪問等による受診勧奨を実施し、子どもの健やかな育ちを支えます。		
18	母子保健指導事業		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 妊娠期から子育て期の家庭に、保健師・助産師による家庭訪問を行うほか、ハローベビー教室やパパママ学級、育児相談等の教室や各種の相談事業等を実施して、親子の健康の支援とともに出産、育児についての支援を行います。 【取組の方向性】 親子が地域で孤立せず、安心して育児ができるように児童館や子ども未来プラザ、保育園等と連携して支援し、更に積極的に事業の周知を行い、地域で子育てする親子が孤立しないように安心を届けます。		

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

③

相談支援体制の充実

妊娠・出産・子育てに関する相談体制を充実させ、関係機関と連携して不安や悩みを抱える子育て家庭に対して必要な支援を行います。



課題

【子育ての孤立感と負担感等への支援】

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭がサポートを受けにくくなっています。

このため、妊娠期から子育て期までの一貫した支援により、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業の充実を図り、妊産婦の心身の安定と子育て中の保護者の負担感を軽減する必要があります。

また、「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」では、子育てに関して、気軽に相談できる先の問いに対して、「夫または妻や祖父母等の親族など」が6割を超える一方で、「児童館や子ども未来プラザなどの子育て支援施設」は1割程度となっており、地域の相談機関において、子育て家庭のニーズに応じた情報提供や相談機能の充実を図り、子育てに関する孤立感や負担感を軽減する必要があります。

取組の方向性

□ ゆりかご面接の際にお渡しするゆりかごプランと継続的な相談支援により、相談支援体制を充実させ、保護者の心身の健康を支えます。また、妊娠期からの不安や困りごとを早期に発見し、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援としてこども家庭センター機能を構築します。

□ 保護者の子育ての不安や悩みなどを解消するため、情報提供や相談支援体制の充実を図り、親の孤立や虐待を予防します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	悩みごと相談の実施			90
2	ふれあい体験保育			90
3	子どもと親に対する相談・支援の実施			90
4	こども家庭センター機能の整備	○		90

各事業の概要と方向性

1	悩みごと相談の実施		人権推進課
	【事業概要】 夫婦や子ども、家庭のこと等、母親をはじめとした女性が抱える悩み等の相談に対応します。 また、男性の悩みごとについても、電話相談を行います。 【取組の方向性】 専門カウンセラーが女性の抱える様々な悩み等に対して相談に応じます。		
2	ふれあい体験保育		保育課
	【事業概要】 近年の核家族化や都市化の進行に伴う保護者の子育ての不安や悩みを解消するため、未就学児と保護者が同一年齢の保育園児とふれあう保育体験や、保護者の育児相談に応じます。 【取組の方向性】 引き続き、事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。		
3	子どもと親に対する相談・支援の実施		子ども家庭支援課
	【事業概要】 「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」等の悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。 【取組の方向性】 相談員が保護者とともに養育方法を考えていきます。		
4	こども家庭センター機能の整備	新規	子ども家庭支援課 保健センター 子育て政策課 子育て応援課
	【事業概要】 母子保健部門と児童福祉部門が協働チームを組み、妊娠期からの全数面接や支援が必要な方へのサポートプランの作成などを行う体制を構築し、継続して支援します。 【取組の方向性】 令和8年度の運用開始を目指し、要支援妊婦や要支援親子の全数を把握し、切れ目のない支援を行うための検討等を進めます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
産後ケア事業の充実	86
ゆりかご葛飾の推進	86
妊婦等包括相談支援事業	87
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	94
くらしのまるごと相談事業	140
就学前の子どもの発達相談	149
就学相談	150
妊婦支援給付金給付事業	155
入院助産	162
ひとり親家庭相談	167
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	176
親と子の心の健康づくり	177
児童相談の充実	178

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

④

子育て家庭への総合的な支援

子育てや育児を総合的に支援し、子育て家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整えます。



課題

【子育て支援機能の強化】

地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立感や不安感が増加しています。

子育て家庭のニーズに対応するため、子ども未来プラザを中心に子育て支援ネットワークの構築を図り、地域の子育て支援資源との連携強化により、地域の子育て支援機能を充実させる必要があります。

【多様なニーズへの対応】

女性の社会進出や働き方の多様化、核家族化の進行などにより、保護者が必要とするサービスや場所などが多様化しています。

こうした子育て家庭のニーズに対応するために、多様な保育サービスや様々な子育て支援サービスを提供していく必要があります。

【子育てしやすい快適な環境の整備】

子どもの健やかな成長や保護者のストレス軽減などを図るため、子ども連れの保護者が安心して外出できる環境を整えることが求められています。

このため、保護者のニーズに応じて、おむつ替えや授乳スペースなどを整備する必要があります。

取組の方向性

□地域の子育て支援機能の充実を図ることにより、子育て家庭の不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援します。

□子育て家庭の置かれている状況に対応した家事支援や一時預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

□父母ともに協力して子育てを行えるよう、親となる心の準備や妊娠中の生活の話を経験者から聴く場や育児実習の場を提供するとともに、意識啓発などを通じて男性の参画を促進します。

□子育て家庭の利便性を向上させるために、安心して外出できる環境を整備します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	男性の家庭生活への参画支援事業		○	93
2	赤ちゃんの駅事業			94
3	子ども未来プラザの整備		○	94
4	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）			94
5	乳児等通園支援事業	○		95
6	子育て家庭等家事サポーター派遣事業			95
7	ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業			95
8	ベビーシッター利用支援事業			96
9	一時預かり事業		○	96
10	緊急一時保育事業			96
11	利用者支援事業			97
12	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		○	97
13	葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）		○	97
14	歩道勾配改善事業		○	97
15	セカンドブック事業			98
16	ブックスタート事業			98

各事業の概要と方向性

1	男性の家庭生活への参画支援事業	中期	人権推進課
	【事業概要】 男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。 【取組の方向性】 子どもが生まれる前や育児等、子どもの成長に合わせ男性を応援する講座・講演会等を開催します。		

2	赤ちゃんの駅事業		子育て政策課
	【事業概要】 小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳等ができるスペースを公共施設等に設置します。 【取組の方向性】 子育て家庭が安心して外出できるよう、今後も「赤ちゃんの駅」の設置箇所を増やしていきます。		

3	子ども未来プラザの整備	中期	子育て政策課 保育課
	【事業概要】 子ども及び保護者に対し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設を整備します。 【取組の方向性】 施設老朽化に伴う建て替えにあたり、子育て支援施設の拠点として、子ども未来プラザを整備します。 また、遊びや学びを通したイベントや日常の活動に工夫を凝らし、利用者が気軽に訪れることができる環境を整えることで、地域の親子を幅広く呼び込むとともに、地域団体や行政機関等とのネットワークを構築することで、様々な支援や相談につなげます。		

4	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）		子育て政策課 子育て施設支援課
	【事業概要】 子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保するとともに、連絡会を開催する等、子育てひろば間の情報交換を促進します。 また、補助制度の改善も検討し、子育てひろばの活性化を図ります。		

5	乳児等通園支援事業	新規	子育て政策課 子ども・子育て計画担当課 子育て応援課 子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 0歳6か月から満3歳未満で教育・保育施設等に通っていない乳幼児を対象に、月一定時間を上限に、遊びや生活の場を提供します。 また、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を行うとともに、子育てについての情報提供や助言等を行います。 【取組の方向性】 令和8年度の実施に向けて、実施方法等の検討を行います。		
6	子育て家庭等家事サポーター派遣事業		子育て応援課
	【事業概要】 3歳未満の子どもを育てる家庭などを支援するため、家事支援等を行う家事サポーターの派遣に対して、利用料の一部を補助します。 【取組の方向性】 家事サポーターの利用支援により、保護者の負担軽減を図ることで、孤立化や産後うつを未然に防止し、安心して子育てすることができる環境を整備します。		
7	ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業		子育て応援課
	【事業概要】 0歳から5歳児クラスに相当する児童及び学童保育クラブへの入会申請を行い、不承認となっている小学1年生から3年生までの児童の保護者を対象に、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターを利用した際の利用料（保育料）を補助します。 【取組の方向性】 ベビーシッターの利用支援により、保護者の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境づくりを進めていきます。		

8	ベビーシッター利用支援事業		子育て応援課
	【事業概要】 0歳から2歳児クラスで入所保留となった児童の保護者及び0歳児で保育所等への入所申込みをせず1年間の育児休業を満了した後、1歳の誕生日から復職する保護者（対象の児童が満1歳に達した後の3月末まで利用可能）を対象に、ベビーシッターを1時間当たり150円で利用することができます。 【取組の方向性】 入所保留となった児童の保護者などを対象に、ベビーシッターの利用支援を行うことで、安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。		

9	一時預かり事業	中期	子育て施設支援課 子育て政策課 保育課
	【事業概要】 保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュ等をする場合に、保育所等で一時的に子どもを保育します。 また、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合には、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育する訪問型一時保育を実施します。 子どもを家庭で保育する保護者に対しては、利用料の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 一時預かり事業については、本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、訪問型一時保育事業を実施する保育所への支援や、一時保育利用料の助成を継続することで、子育てしやすい環境づくりを進めます。 さらに、安定的な運営の確保のために、運営費の加算等の見直しも検討していきます。		

10	緊急一時保育事業		子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 保護者が病気や出産等のため入院するときや、家族の入院のため介護をする必要のあるとき等に、一時的に保育を行います。 【取組の方向性】 既存の保育所等で引き続き受け入れを実施していきます。		

11	利用者支援事業		保育課 子育て政策課
	【事業概要】 子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談等を行います。 【取組の方向性】 身近な子ども未来プラザ等で妊産婦や子育て世帯に対する支援事業を検討・実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を展開します。		
12	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 保護者の病気・出産・出張・育児不安等の理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。 【取組の方向性】 引き続き事業を実施し、子育て家庭を支援します。 また、新たな地域での実施について検討するとともに、利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。		
13	葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）	中期	住環境整備課
	【事業概要】 次世代に継承することができる良好・良質な住まいづくりを推進するため子育てに配慮した機能を備え、安心して子育てできる住宅を認定し、助成します。 【取組の方向性】 事業認知度の向上に努め、子育て世帯の安全で健やかな住生活の実現、子育て世帯の人口流入を図ります。		
14	歩道勾配改善事業	中期	道路補修課
	【事業概要】 妊婦や幼児、ベビーカーを使用する方々を含め、誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。 【取組の方向性】 引き続き、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の勾配を改善し、歩道部の平坦性を確保します。		

15	セカンドブック事業		中央図書館
	【事業概要】 「3歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封し、その引換券を図書館に持参した方に、3歳児向け絵本1冊と図書リストを手渡します。 【取組の方向性】 保健センターと協力して行うセカンドブック事業及びセカンドブックも含む3歳～6歳児向けの図書リストの作成を継続し、より良い本との出会いを提供します。		

16	ブックスタート事業		中央図書館
	【事業概要】 保健センター、子ども未来プラザ及び地区センターで実施する3か月～4か月児健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配付し、ボランティアとの協働により読み聞かせを行います。 【取組の方向性】 保健センターと協力して行うブックスタート事業及び4か月児～2歳児向けの図書リストの作成を継続します。 また、0歳から親子で参加できる事業及び小学生向けの事業の充実を図り、より良い本との出会いを提供します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
ゆりかご葛飾の推進	86
多胎児家庭移動支援事業	154
かつしか出産応援給付金給付事業	154
妊婦支援給付金給付事業	155
ベビーカー購入等費用助成事業	155
幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業	155
入院助産	162
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	192

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

⑤

仕事と子育ての両立支援

子育て家庭の充実した暮らしを支えるため、仕事と生活の調和を実現できるよう支援します。



課題

【年間を通じて利用しやすい保育環境の実現】

少子化の急速な進行と育児休業制度の普及などによる保育需要の変化や新たな開発地域における保育需要の増加に柔軟に対応し、保護者が仕事と子育てを両立できるよう年間を通じて利用しやすい保育環境を実現することが求められています。「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」では、子育てをする上で、どのような不安や悩みを抱えているかの問いに対して、「子育てと仕事等の両立が難しい」との回答が5割近くを占めています。

【放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境の整備】

学童保育クラブ入会希望者の増加に対応し、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう小学校内を中心に学童保育クラブの設置等を進める必要があります。

取組の方向性

- 少子化の進行や保育需要の増加に対応できるよう、地域の保育需要と保育定員の均衡を保ち、年間を通して利用しやすい保育環境を実現します。
- 残業や日曜・祝日など保護者が仕事等の理由で子どもの保育が必要な場合に、夜間や休日等の保育を実施します。
- 学校敷地内や学校近隣の適切な場所に学童保育クラブを整備し、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせる環境を整えます。特に待機児童が多い学校では、様々な方策により待機児童の解消に取り組みます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	学童保育クラブの開所時間の延長			100
2	送迎保育ステーションモデル事業			101
3	家庭的保育事業（保育ママ）			101
4	休日保育事業			101
5	時間外保育事業		○	101
6	小規模保育事業			102
7	病児・病後児保育事業			102
8	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業		○	102
9	認可保育所・認定こども園（保育部分）			103
10	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長			103
11	予約入園の拡大			103
12	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）		○	104
13	学童保育クラブ		○	104

各事業の概要と方向性

1	学童保育クラブの開所時間の延長			子育て政策課 放課後支援課
	【事業概要】 学童保育クラブで通常の指導時間（学校下校時から午後6時まで）を超えて子どもを保育します。なお、私立学童保育クラブは利用ニーズに応じて開所時間の延長を行っています。 【取組の方向性】 公立学童保育クラブは状況に応じて、利用ニーズを確認、把握した上で、検討を進めます。			

2	送迎保育ステーションモデル事業			子育て政策課
	【事業概要】 保育需要の地域偏在や保育園利用者の子育てと就労の両立といった課題に対応するため、複数の保育園へのバス送迎と、それに伴う朝夕の預かり保育を行います。 【取組の方向性】 モデル事業期間中に出た課題や利用者の声を把握し、本格的な事業の実施に向けた検討につなげていきます。			
3	家庭的保育事業（保育ママ）			子育て施設支援課 子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が認可した家庭的保育者（保育ママ）の自宅等で3歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育者等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。			
4	休日保育事業			子育て施設支援課 子ども・子育て計画担当課 保育課
	【事業概要】 日曜・祝日や年末年始に保護者が仕事等のため保育ができない場合に子どもの保育を行います。 【取組の方向性】 多様な保育ニーズに対応するため、事業を着実に実施します。			
5	時間外保育事業		中期	子育て施設支援課 子ども・子育て計画担当課 保育課
	【事業概要】 保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育します。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。			

6	小規模保育事業			子育て施設支援課 子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 区が認可した事業で、3歳未満の子どもを対象に、少人数（定員6人～19人）で家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。			
7	病児・病後児保育事業			子育て施設支援課 子ども・子育て計画担当課 保育課
	【事業概要】 保育所等に在籍中の子どもが病氣中や病後であり、集団保育が困難な場合に、診療所や保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもを保育します。 また、訪問型病後児保育事業は、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。			
8	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業		中期	子育て施設支援課
	【事業概要】 私立幼稚園・認定こども園で通常の教育時間外や夏休み等に子どもを預かります。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保します。 また、多様な保育ニーズに対応するため、実施日数や実施時間の拡大を図るなど、より使いやすい預かり保育事業を実施していきます。			

9	認可保育所・認定こども園（保育部分）		子育て施設支援課 子ども・子育て計画担当課 保育課
	【事業概要】 認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、保育士が保護者に代わって保育を行います。 また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていないなくても利用できます。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。		
10	育児休業取得に対する 在園児の在園期限の延長		保育課
	【事業概要】 出産後に育児休業を取得する際、上の子が在園できる期間を2歳に達する年度末までとすることにより、保護者が育児休業を取得しやすくします。 【取組の方向性】 引き続き、事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。		
11	予約入園の拡大		保育課 子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰を目的に、育児休業明けの0歳児クラスの予約入園を拡大します。 【取組の方向性】 各園の需要に応じて拡大します。		

12	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)		中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 残業等で保護者の帰宅が遅い場合、一時的に夜間（午後 10 時まで）の保育を実施します。 【取組の方向性】 引き続き事業を実施し、子育て家庭を支援します。 また、新たな地域での実施について検討するとともに、利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。			

13	学童保育クラブ		中期	放課後支援課 子育て政策課
	【事業概要】 児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供します。家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図ります。 あわせて、小学校内を中心に学童保育クラブの設置を推進します。 【取組の方向性】 子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内や学校近隣の適切な場所に学童保育クラブの整備を推進します。 待機児童については、学校内も含めサテライトスペース等を確保し、暫定的に区役所で職員を派遣して受け皿を確保する等、可能な限り柔軟な対応を検討します。			

再掲事業一覧

事業名	ページ
子育て家庭等家事サポーター派遣事業	95
ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業	95
ベビーシッター利用支援事業	96
一時預かり事業	96
ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	165
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	192

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

⑥

教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実



子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、教育・保育・子育て支援サービスの質の向上や充実を図ります。

課題

【保育人材の確保と定着支援】

都内の保育士の有効求人倍率が高く、保育人材の確保が困難な状況です。私立認可保育所などでの保育士等の安定的な確保と定着を支援するために、保育士等への支援や働く環境を改善する必要があります。

【教育・保育の質の向上】

保護者が安心して子どもを教育・保育施設などに預けるためには、教育・保育の質を確保・向上することが求められています。「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」にて定期的に利用したい施設を選ぶ理由として、4割を超える方が、「教育・保育の内容に魅力を感じたから」と回答しています。

【教育・保育環境の維持と向上】

子どもが安全に過ごすためには、教育・保育における環境の維持と向上が欠かせません。特に、施設の老朽化等の課題を抱えた施設への対応に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

- 私立の教育・保育施設や学童保育クラブの職員の確保と定着を図るため、職員の処遇改善などの支援施策を実施します。
- 教育・保育の質の向上を図るために、児童福祉法等に基づく指導検査を行うほか、人材の確保・定着につながるセミナーを実施します。
- 公立の保育所の民営化に当たり、民間事業者の参入を促進することで、保育サービスの充実を図ります。
- 建築年数が古い私立認可保育所等の安全な環境の維持・向上や施設の長寿命化への対応により、子どもを安全に預かるための環境を整備します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	子育て支援に関するアンケートの実施			106
2	安全・安心な教育・保育施設の整備			107
3	指導検査の実施		○	107
4	就学前教育の質向上の推進	○		107
5	私立幼稚園・認定こども園（教育部分）			108
6	多様な主体の参入促進事業			108
7	保育士等の確保・定着に向けた総合的な取組		○	108
8	子育て支援員の育成・活用			108
9	教員の資質・能力の向上			109
10	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業			109

各事業の概要と方向性

1	子育て支援に関するアンケートの実施			子ども・子育て計画担当課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 子ども家庭支援課
	【事業概要】 子ども・若者や子育て中の方に毎年度子育て支援に関する満足度や要望等のアンケートを実施して、その結果を子ども・子育て会議と子ども・若者支援地域協議会に諮りながら、子ども・若者や子育て支援の取組に生かします。 【取組の方向性】 アンケートの結果を踏まえて、子ども・若者や子育て支援の取組に生かしていきます。			

2	安全・安心な教育・保育施設の整備		子育て施設支援課
	【事業概要】 卒園まで安心して子どもを預けることができるよう、老朽化した私立保育所等の建替えや大規模修繕に対し、施設整備費の一部を補助します。 【取組の方向性】 引き続き、老朽化した私立保育所等の大規模修繕等にかかる費用を補助することで、子どもが安全に過ごすことができ、保護者が安心して預けられる環境を維持します。		

3	指導検査の実施	中期	子育て施設支援課
	【事業概要】 教育・保育の質を確保、向上していくため、教育・保育施設に対し、児童福祉法等に基づく指導検査を行います。 【取組の方向性】 保護者がより安心して認可保育所や認定こども園、幼稚園等に子どもを預けられるようにするため、指導検査を着実に実施します。		

4	就学前教育の質向上の推進	新規	子育て施設支援課
	【事業概要】 区内子育て施設における就学前教育の質向上に向けた支援を行うことで、幼児一人一人の生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、人生におけるウェルビーイングの向上につなげます。 【取組の方向性】 区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をもらう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上をめざす取組を推進します。 また、各園の特色ある幼児教育の取組を支援し、好事例の横展開を図るほか、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を支援します。		

5	私立幼稚園・認定こども園（教育部分）		子育て施設支援課
	【事業概要】 満3歳以上の小学校就学前児童に対し、各園独自の教育理念のもと、教育時間内において幼児教育を行います。 【取組の方向性】 私立幼稚園等が安定的に運営し、幼児教育を提供できるよう、引き続き支援を行っていきます。		

6	多様な主体の参入促進事業		子育て施設支援課 子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 保育所の設置に際し、民間事業者の参入を促進します。 【取組の方向性】 保育所の設置に際して、保護者のニーズに応えるために民間事業者の参入を促進することで、保育サービスの充実を図ります。		

7	保育士等の確保・定着に向けた総合的な取組	中期	子育て施設支援課
	【事業概要】 私立保育所等における保育士等の確保と定着を図るため、就職フェアや就職相談、人材確保・定着につながる施設長向けセミナーを開催するとともに、保育士資格の取得支援や保育士等の宿舍借上支援等を実施します。 【取組の方向性】 就職フェアの開催や宿舍借上支援等を引き続き実施するとともに、養成校訪問の積極的な実施により私立保育所等における保育士等の確保を支援します。		

8	子育て支援員の育成・活用		保育課 子育て施設支援課
	【事業概要】 保育所に保育補助者として従事する保育士資格を有していない方等に対し、子育て支援分野に関して必要となる知識や技能を修得するための子育て支援員研修の受講機会を確保します。 【取組の方向性】 保育所において、朝夕等の児童が少数となる時間帯は保育士配置特例により、保育士1名に加え子育て支援員研修修了者を置くことができるため、研修修了者を増やすことにより、保育士の負担軽減につなげます。		

9	教員の資質・能力の向上		教育指導課
	【事業概要】 全ての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、様々な研修や研究活動を充実させます。 【取組の方向性】 全ての学校・園で、研究や研修を推進するとともに、区全体での授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。各校の教育課題に対応した研究については、積極的に「教育研究指定校」として指定し、研究発表等で成果を区内全校で共有します。		

10	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業		放課後支援課
	【事業概要】 私立学童保育クラブに対し、児童の入会児童数に応じた職員の適正配置に向けた人材確保の支援や設備を充実するための支援を行います。 【取組の方向性】 放課後児童支援員等の処遇の改善及び午後6時半を超える放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して、職員の賃金改善や設備の充実に必要な経費の補助を行います。		

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

①

成長に応じた支援

就学期の子どもに他の人とのつながりを通じて成長する機会などを提供し、自己の成長や社会貢献の意識を感じられるための支援を行います。



課題

【遊びや体験活動の機会の創出】

遊びや体験活動は、健やかな成長の原点であり、年齢や発達に応じた自然体験、職業体験、文化芸術体験など、様々な遊びや体験活動の機会を創出することが重要です。

「子ども・若者調査」では、小・中学生の子どもを持つ保護者の回答の中で、回答者の4割～5割の人たちが「文化芸術、自然等を体験する機会の提供」の取組を求めており、地域資源を活用しながら、更なる機会を創出することが必要です。

【早期からの職業意識の定着】

「子ども・若者調査」で、中学2年生を対象に、自身の将来について聴いた質問では「進学したいとも思わない・働きたいとも思わない」と回答した人は、少数ではありますが一定数存在しています。今後、成長し、社会の当事者として加わるに当たり、未来の担い手である子どもに対して、早期からの職業に関する情報提供や体験を通じて、職業意識の定着を促進することが必要です。

取組の方向性

□子どもの健やかな育成のため、子どもに関わる大人のスキルアップや情報交換、東京都の研修を活用するなどして遊びの充実を図ります。

□野外活動体験の機会を提供し、様々な年齢の子どもや大人と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ります。

□職場体験や小・中学生を対象とした産業フェアの見学を行い、勤労観や職業観を身に付ける体験を提供します。

□音楽やアートなど様々な文化芸術活動に触れることで、文化芸術への参加意欲の向上や普及、発展を図ります。

□積極的に読書に親しむ機会を提供するため、成長の節目に「かつしかっ子ブック」の提供や電子書籍、図書館の利用を促します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	子ども広報			112
2	葛飾吹奏楽団 ジュニアバンド（団体支援）			112
3	子ども向け多文化理解講座		○	112
4	子ども向け文化芸術創造事業			112
5	シンフォニーヒルズ少年少女合唱団（団体育成）			113
6	友好都市等へのホームステイ派遣		○	113
7	産業教育の充実			113
8	遊びや生活を通した子どもの健全育成			113
9	乳幼児とのふれあい体験事業			114
10	中学生職場体験事業			114
11	かつしか少年キャンプ			114
12	ジュニア・リーダー講習会			115
13	少年の主張大会			115
14	かつしかっ子ブック事業			115
15	かつしかっ子ブック事業（小学高学年向け電子書籍）	○		116
16	かつしかっ子ブック事業（中学生向け電子書籍）			116

各事業の概要と方向性

1	子ども広報		広報課
	【事業概要】 小・中学生が区内の産業や歴史など、様々なテーマで体験取材し、広報かつしかの記事にまとめることで、地域社会の様子や課題などを学ぶとともに、今後自分たちが暮らす街について考えるきっかけとします。 【取組の方向性】 参加者の募集では例年、定員を超える申し込みがあり、テーマによっては対象を小学6年生までに限定することもあります。		
2	葛飾吹奏楽団 ジュニアバンド（団体支援）		文化国際課
	【事業概要】 「葛飾吹奏楽団」ジュニアバンドの活動を支援し、区内の自主的な文化活動や音楽を通した青少年の育成を支援することにより、地域文化の活性化に寄与し、多くの区民に良質な音楽に親しむ機会を提供します。 （対象：小学3年生～中学3年生） 【取組の方向性】 吹奏楽の活動を通じて青少年の健全な育成を支援し、地域文化の活性化に寄与します。		
3	子ども向け多文化理解講座	中期	文化国際課
	【事業概要】 区内在住・在学の小学生を対象に、国際交流活動や諸外国の文化や生活について学びます。 【取組の方向性】 多文化共生社会の実現に、家族での理解を深めることを目的に実施します。 海外の子どもたちの生活や文化の紹介や体験を通して、世界を知る楽しさの理解を促進します。		
4	子ども向け文化芸術創造事業		文化国際課
	【事業概要】 夏休みに子ども向けのバラエティ豊かな体験型プログラムを提供します。 【取組の方向性】 児童・生徒のための情操教育も目的として、芸術・文化の普及と発展を図ります。		

5	シンフォニーヒルズ少年少女合唱団 (団体育成)		文化国際課
	【事業概要】 区内の合唱団の中でも数少ない児童合唱団として、また区を代表する合唱団として、専門家の充実した指導により育成を図ります。 (対象：小学1年生～高校3年生) 【取組の方向性】 音楽・合唱を通じて区内に音楽愛好者を増やし、区民の文化芸術への参加意欲を高めます。		

6	友好都市等へのホームステイ派遣	中期	文化国際課
	【事業概要】 ホームステイをしながら現地での友好関係を築きます。滞在を通じての相互の文化交流から、多文化への理解を深め、さらなる友好関係の促進を図るとともに、今後の区の交流事業への参加を促します。 【取組の方向性】 オーストリアのウィーン市フロリズドルフ区への青少年ホームステイ派遣を行います。 また、マレーシアのペナン州への青年ホームステイ派遣を行います。		

7	産業教育の充実		商工振興課
	【事業概要】 区内小・中学生の区内産業に対する理解を深めるため、産業啓発冊子の発行、産業フェアの見学等による学習の機会を提供します。 【取組の方向性】 産業啓発冊子（わたしたちのまちの産業）での区内の商工業・観光業・農業の紹介と、産業フェアでの見学により、小・中学生の学習機会の提供を継続していきます。		

8	遊びや生活を通した子どもの健全育成		子育て政策課
	【事業概要】 子どもたちの声を取り入れ、集団遊びや伝承遊び、外遊びや異年齢遊び、読み聞かせや工作等で子どもの自主性・社会性・創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図ります。さらに、子育てに悩む保護者の支援や保護者間の交流を図ります。 【取組の方向性】 従事者のスキルアップを図るため、従事者間の情報交換や東京都の研修を活用する等して遊びの充実を図ります。		

9	乳幼児とのふれあい体験事業		教育指導課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 保育所、認定こども園、幼稚園等において、小学生・中学生・高校生等が小さな子どもとふれあう場を設けます。 【取組の方向性】 次の親世代を育成するという視点から、子どもたちに命の大切さや親になることの意味を考える場を提供することを推進します。		
10	中学生職場体験事業		教育指導課
	【事業概要】 総合的な学習の時間を中心に中学2年生が社会の一員として社会性、職業観や労働観を養うため実施します。 【取組の方向性】 特色ある教育活動とも連動して、地域の事業所にも協力要請をして連携し、調べる、考える、発表する等の学習活動を確実に実施します。		
11	かつしか少年キャンプ		地域教育課
	【事業概要】 子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学4年生～6年生の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、ジュニア・リーダー講習会活動にも関心を持ってもらい、子ども会活動の活性化に寄与します。 【取組の方向性】 普段野外活動に触れる機会の少ない子どもたちに野外活動を楽しむ場を提供するとともに、キャンプを指導するジュニア・リーダーとの関わりにより、ジュニア・リーダー講習会や子ども会活動の活性化を図ります。		

12	ジュニア・リーダー講習会		地域教育課
	【事業概要】 子ども会活動における少年リーダー（ジュニア・リーダー）の育成を目的とした子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業です。ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ります。 【取組の方向性】 講習会においてレクリエーションや野外活動の技術、子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供し、ジュニア・リーダーを育成するとともに、子どもにとって身近な組織である子ども会活動の充実・活性化を図ります。		

13	少年の主張大会		地域教育課
	【事業概要】 児童・生徒が、学校生活や家族などの身近な問題や世の中のことで疑問に思うこと、体験を通じて考えたことや提案したいことなどを、自分自身の言葉で表現し発表する場として、開催しています。大会は、小学生の部と中学生の部の二部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施します。 【取組の方向性】 今後も取組を継続します。		

14	かつしかっ子ブック事業		中央図書館
	【事業概要】 小学1年生に、教育委員会が薦める図書リストから希望の本を選んでもらい、区立小学校を通して配付します。 また、区立小学校以外の児童には個別に配送します。 【取組の方向性】 児童が読書に親しむ機会を積極的に支援します。		

15	かつしかっ子ブック事業 (小学高学年向け電子書籍)	新規	中央図書館
	【事業概要】 区立小学校に在籍する5年生～6年生に電子書籍サービスが利用できるID・パスワードの配付及びタブレット端末のトップ画面に電子書籍のアイコンを導入します。 【取組の方向性】 児童が読書に親しむ機会を積極的に支援します。		

16	かつしかっ子ブック事業 (中学生向け電子書籍)		中央図書館
	【事業概要】 区立中学1年生に、葛飾区立図書館所蔵の電子書籍が閲覧できるよう、電子書籍閲覧用ID・パスワードを配付します。 また、継続した電子書籍の利用を促進するため、学年を拡大し、全学年のタブレット端末のトップ画面に電子書籍のアイコンを導入します。 【取組の方向性】 生徒が読書に親しむ機会を積極的に支援します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
子どもの防災意識の向上	182
家庭教育関連事業	193
地域の身近な公園の整備	200
特色のある公園の整備	201
校庭遊び場開放事業	201

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

②

確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成



子どもが将来の社会で活躍し、健康で充実した人生を送るために、学力や感性、体力の面で成長できるよう支援します。

課題

【学習の基盤となる資質・能力の育成】

小学校では、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上回っている教科と下回っている教科が混在している一方で、中学校では、いずれの教科も平均正答率に達していない状況にあります。

「子ども・若者調査」における中学2年生の回答では、学校生活の授業や自主的な学習に対して「充実感がある」という回答は4割程度存在するものの、「学校に行きたくないと思う」と回答した子どもの中には、「授業についていけない」と回答する子どもが1割程度存在します。

今後、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、質の高い学びを実現し、子どもが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、能動的に学び続けられるようにすることが重要です。

【活躍する力を備える】

将来、変化の激しい社会でたくましく成長できるよう、時代に求められる資質・能力を身に付けられることが重要です。

「子ども・若者調査」の結果でも、将来に対する不安を抱える子どもは、学年が上がる毎に増加しており、就学後の子どもを持つ保護者についても、「子どもの将来的な自立」を不安だと感じる回答が2割～3割程度存在しています。今後、グローバル化や情報化など急激な社会的変化に対応するために、プログラミング教育の実施や外国語のコミュニケーション能力の強化などを推進していく必要があります。

【文化芸術に触れる経験】

子どもが文化芸術と直接触れ合うことは、将来を担う子どもの豊かな感性と創造性の育成につながります。文化芸術活動へ参加意欲を高められるような、参加型・体験型事業等を展開するとともに、葛飾らしさが感じられる文化芸術に親しめる環境づくりが必要です。

【運動やスポーツへの意欲を高める取組】

「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」によると、小学生は体力合計点が都の平均を上回っていますが、中学生になると都の平均を下回っています。さらに、新型コロナウ

ウイルス感染症により、体を動かす機会が減ったことによる体力の低下が懸念されるため、子どもが意欲的に運動に取り組めるような支援が必要です。

取組の方向性

□これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともに、ＩＣＴの活用により、子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、情報活用能力の向上のための取組を進めます。また、映像教材を活用した自学自習の充実を図り、児童・生徒の学習意欲の向上を図ります。

□子どもが自ら学ぶ意欲の向上を図るため、探究的な学習や自学自習に取り組むことができる学習センター（学校図書館）の活用を推進します。

□小学１年生から中学３年生までの義務教育９年間を通したカリキュラムにより、更に充実した英語教育を推進していきます。また、授業以外の場面でも英語に触れることができるようにするなど、より多くの英語教育の機会を提供します。

□子どもが文化・芸術活動を始めるきっかけづくりや、興味・関心を深める機会を充実することで、創造性や思考力、表現力を育むとともに、文化・芸術を通して誰もが互いの個性、文化、習慣等の違いを認め、相互理解を深める機会を創出します。

□子どもの体力の一層の向上のため、「かつしかっ子体力アッププログラム」を実施し、学校で子どもが運動する機会を増やします。さらに、体育の授業を充実させ、運動好きの子どもの育成と体力の向上を図ります。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	かつしか若手アートコンペティション		○	120
2	子ども向け文化芸術鑑賞事業			120
3	学習支援事業		○	120
4	学習センター（学校図書館）の整備			121
5	かつしかグローバル人材育成事業 （英語によるコミュニケーション能力育成）			121
6	葛飾スタンダードの推進			121
7	かつしかチャレンジプログラム			122
8	かつしかっ子学習スタイル			122
9	スタートカリキュラム			122
10	総合的な学力向上事業		○	123
11	体力向上のための取組		○	123
12	特色ある学校づくり推進			123
13	理数教育の充実			124
14	連続する学びの場の充実 （幼保小・小中・中高連携教育の推進）			124
15	教育情報化推進事業		○	125
16	かつしかふれあいRUNフェスタ			125
17	区民スキー教室			125
18	ジュニアエンジョイスports			126
19	～測って、知ろう～体力テスト			126

各事業の概要と方向性

1	かつしか若手アートコンペティション		中期	文化国際課
	【事業概要】 区内で活動する若手芸術家らのアートコンペティションを開催し、若手芸術家の発掘と育成を目的に、文化芸術団体の活動に寄与するとともに、区民の文化芸術活動への参加を促進します。2カ年事業で1年目に公募PR用のポスターデザイン画を公募（対象：小学4年生～高校生）し、2年目に本選の作品募集（対象：中学生～35歳）を行います。 【取組の方向性】 区の文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成します。			
2	子ども向け文化芸術鑑賞事業			文化国際課
	【事業概要】 乳幼児、子どもたちと家族と一緒に楽しめる様々な鑑賞事業を提供します。 【取組の方向性】 子どもの感性を豊かに育む事ができるよう、乳幼児、子どもが家族と一緒に楽しめる機会を提供し、芸術・文化の普及と発展を図ります。			
3	学習支援事業		中期	くらしのまると相談課 教育指導課
	【事業概要】 全区立中学校において、教育委員会事務局及び学校と連携し、基礎学力の定着が十分でない生徒を対象に少人数指導を実施します。 また、対象生徒の学習意欲の向上を図るほか、生徒及び保護者に対して生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、進路選択その他の教育及び就労に関する相談や関係機関との連絡調整を行います。 【取組の方向性】 引き続き教育委員会事務局及び学校と連携し、生徒及び保護者へ事業の周知を行いながら、経済的な理由により教育の機会に不平等が生じないように取り組みます。			

4	学習センター（学校図書館）の整備		教育指導課 学務課
	【事業概要】 児童・生徒が主体的に考え、学べる環境をつくり、授業において、学習センター（学校図書館）を活用し、調べ学習の充実を図ります。加えて、放課後や長期休業中等に学習センター（学校図書館）を活用し、自学自習の習慣化に取り組みます。 【取組の方向性】 自学自習をする生徒の学習状況を見守る人材を配置します。 また、学校図書館コーディネーターを教育指導課に配置し、学校司書の資質向上を図り、授業における学習センター（学校図書館）の活用を推進します。		
5	かつしかグローバル人材育成事業 （英語によるコミュニケーション能力育成）		教育指導課
	【事業概要】 これからの社会をたくましく生き抜くことができる人材を育成することを目指し、「英語によるコミュニケーション能力」を育成できる環境を整備するとともに、そこで得られた資質や能力が十分に発揮できる取組を実施します。 【取組の方向性】 中学校では、イングリッシュキャンプ、海外とのオンライン交流、英語検定料の助成等、外国語に関する学習意欲を高める取組（English Challenge）を行います。 また、小学校では、体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」のプログラム体験、「English Day」を設定し、外国語科及び外国語活動の授業を積極的に公開し、充実を図ります。		
6	葛飾スタンダードの推進		教育指導課
	【事業概要】 本区の児童・生徒が、学校での生活や学習において、義務教育終了までに、これだけは身に付けてほしい、また、それをよりどころにして努力してほしいといった生活・学習の基準に基づき、取り組みます。 【取組の方向性】 児童・生徒の学力向上のために、「かつしかっ子学習スタイル」、「葛飾教師の授業スタンダード」を実施します。 さらに、区学力調査を基に、各学校に具体的な学力向上のための計画を立てさせて定着を図れるようにしていきます。		

7	かつしかチャレンジプログラム		教育指導課 学校教育推進担当課
	【事業概要】 学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象に、土曜日を中心として活動し、能力を更に向上させるための事業として「かつしかチャレンジプログラム」を実施し、受講した児童・生徒の能力の更なる向上に取り組みます。 【取組の方向性】 「自然科学コース」、「English Challengeコース」、「プログラミングコース」、「理数コース」の4コースを実施しており、更なる充実を図るため、児童・生徒のニーズ等を踏まえ、コースメニューを拡充し、多様な児童・生徒の能力の育成を推進していきます。		
8	かつしかっ子学習スタイル		教育指導課
	【事業概要】 教室への取組内容の掲示と、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けを行います。 【取組の方向性】 教室への取組内容の掲示と、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けを行い、生涯にわたる学習の基礎を作ります。		
9	スタートカリキュラム		教育指導課
	【事業概要】 小学校入学時に、幼稚園、保育所、認定こども園などでの遊びや生活を通した学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮できる場を意図的につくるカリキュラムを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。 【取組の方向性】 架け橋期の教育について、幼保小連携を更に図るとともに、教育に関わる地域・保護者等多くの方の理解を得られるようにしていきます。 また、かつしかっ子就学前スタートカリキュラムの内容の充実を図ります。		

10	総合的な学力向上事業	中期	教育指導課
	【事業概要】 これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともに、子ども一人一人の学びの充実、授業の充実、教員の指導力向上を図ります。 【取組の方向性】 ＩＣＴ活用による子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、主体的に学びに向かう力を伸ばす協働的な学びの充実を進めます。 また、教員の指導力向上や、ＰＤＣＡサイクルに基づいた授業改善の取組を推進します。 さらに、小学校の学習指導補助員の配置、中学校における自学自習の取組、デジタル教材を活用した取組を総合的に進めます。		
11	体力向上のための取組	中期	教育指導課
	【事業概要】 子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取組を推進します。 【取組の方向性】 体力調査結果を基に、「かつしかっ子体力アッププログラム」を策定し、小・中学校で取り組みます。 また、体育の授業を充実させることで、運動好きの子どもの育成と体力の向上を図ります。		
12	特色ある学校づくり推進		教育指導課
	【事業概要】 学校や地域の実態を生かした教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するといった、「特色ある学校づくり」に取り組みます。 【取組の方向性】 特色ある学校づくりで計画している事項を中心に、各学校の児童・生徒、地域の実態に応じて、ふるさと葛飾に誇りをもてる取組を推進します。		

13	理数教育の充実		教育指導課
	【事業概要】 児童・生徒の理科・数学への興味・関心と知的好奇心等を育成します。 【取組の方向性】 東京理科大学との連携や科学教育センターでの実験教室により、理科好きな子どもを育てるとともに、葛飾みらい科学研究コンクール等、探究的な活動の支援を行います。 また、理科授業充実のために、理科支援員を配置し、実験や観察のサポートをするとともに、大学連携により、算数・数学の授業改善につながる研究を推進します。		

14	連続する学びの場の充実 (幼保小・小中・中高連携教育の推進)		教育指導課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 「小1問題」の解消に向けて、幼稚園、保育所、小学校が連携し、円滑に接続する仕組みを構築します。 また、義務教育9年間で学ぶ内容等を身に付けることができるよう学習方法や指導方法等を共有し、中学校への円滑な接続を行います。 さらに、区内都立高等学校と中学校が連携して進路指導等の充実を図ります。 【取組の方向性】 幼児期に身に付けたい基礎的・基本的な力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、生活習慣を共有し、区内の公立・私立幼稚園・保育所、小学校の連携ブロックによる実践を推進することで、小学校への円滑な接続を行います。 また、「かつしかっ子学習スタイル」や「葛飾教師の授業スタンダード」の取組を推進することで、学習方法や指導方法を共有します。 さらに、区内都立高等学校における進学重点教室や中高連携進路説明会を開催し、進路指導の充実を図ります。		

15	教育情報化推進事業		中期	学校教育推進担当課 教育指導課
	【事業概要】 これからの時代に求められる資質・能力を確実に身に付けることができる学校教育を実現するため、学校におけるＩＣＴ環境の整備や授業及び校務におけるＩＣＴの活用等、教育の情報化の推進を図ります。 【取組の方向性】 学校におけるＩＣＴ環境の充実やＩＣＴ推進体制の確保等に取り組み、ＩＣＴを活用した「主体的・対話的で深い学び」や教員の働き方改革等、教育ＤＸの推進に取り組んでいきます。			

16	かつしかふれあいRUNフェスタ			生涯スポーツ課
	【事業概要】 子ども・若者などが参加できるスポーツの機会を提供し、スポーツ実施率の向上や健康増進に取り組むきっかけづくりとします。 また、葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛けを行い、大会ボランティアに従事いただくなど、多世代の交流や地域の交流、更には、区民や関係団体等との協働をより一層推し進め、スポーツによる元気なまちづくりにつなげます。 【取組の方向性】 令和７年度以降も様々な手段で周知・募集を行うほか、新たなイベント企画やボランティア従事内容の見直しなどを行い、継続的な事業として開催します。引き続きランナーサービスやコースの充実等を図り、区民により身近なイベントとして、地域事業者や地域団体との連携を深めるとともに、家族みんなでランナーを応援したり、ボランティアとして大会に参加するなど、ランナー以外の区民も参加できる葛飾らしいイベントとします。			

17	区民スキー教室			生涯スポーツ課
	【事業概要】 基礎スキーの講座を開催するとともに、スキーを通して親子や多世代との交流活動のきっかけを作ります。 【取組の方向性】 引き続き、本事業について葛飾区スキー連盟と協働の上で進めていくほか、積極的な周知活動を行います。			

18	ジュニアエンジョイスポーツ		生涯スポーツ課
	【事業概要】 子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を開催します。 また、各種目の総合開会式を開催するとともに、開会式終了後には各種目の一流選手を講師に招き、スポーツ教室を開催します。 【取組の方向性】 子どもなどの誰もが、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境を区内全域に広く充実させます。		

19	～測って、知ろう～体力テスト		生涯スポーツ課
	【事業概要】 握力、反復横とび、上体起こし等、6歳～19歳までは8種目、20歳からは6種目実施して、体力テスト判定員より体力状況に応じたアドバイスを行います。奥戸、水元総合スポーツセンターで年2回実施します。 【取組の方向性】 子ども・若者などの健康推進を目的として幅広く区民に本イベントを周知するために、各イベントに体力テストブースの出展を積極的に行います。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
栄養指導事業	84
学校地域応援団活動支援事業	194
かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備	197

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

③

不安や悩みを抱える子どもへの支援



様々な理由により学校へ通うことに前向きになれない子どもや学校生活への適応に課題を抱える子どもに対して、適切な支援を行います。

課題

【一人一人が楽しく充実した学校生活への支援】

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つです。

「子ども・若者調査」においても、子どもが暮らしやすく、より良い生活が送れるようになるために必要な取組として、3割程度の保護者が「不安や悩みを気軽に相談できる窓口の整備」と回答しており、子どもの年齢が上がる毎に割合が増加しています。一人一人が楽しく充実した学校生活を送るためにも、不安や悩みの解消する体制の構築が必要です。

また、外国人の人口が増加していることから、日本語の習得が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実を図る必要があります。

【不登校対策】

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どの子どもにも起こり得るものです。

「子ども・若者調査」においても、学校へ「よく行きたくないと思う」と回答した割合が前回よりも増加しました。引き続き、不登校児童・生徒の社会的な自立に向けた支援の在り方などについて検討する必要があります。

【いじめ防止対策】

区では、葛飾区いじめ防止対策推進条例と葛飾区いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための体制構築などの取組を進めていますが、一方では、いじめに関する解消率については区が定める目標に達していません。今後もいじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うとともに、学校・地域・関係機関と連携していじめ防止に取り組む必要があります。

取組の方向性

□不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図ります。

- ☐日本語の習得が必要な児童・生徒に対して、日本語指導の充実を図り、早期に通常の教科についての学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援します。
- ☐学校や総合教育センターが、家庭と連携して子どもの将来に向けた社会的な自立を支援します。また、登校はできるものの教室に入れない子どものために、校内サポートルームの設置を進めます。
- ☐いじめの状況に関する分析や対応を検討し、学校が行ういじめ防止の取組に生かすとともに、いじめに関する教職員の理解促進及び意識の向上のための研修を検討します。また、いじめの早期発見や兆候が見られた場合に迅速かつ組織的な解決を図ります。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	いじめ防止対策プロジェクト		○	129
2	学校支援指導員派遣事業			129
3	教育相談			129
4	サポートチーム指導員派遣事業			130
5	スクールカウンセラー派遣事業			130
6	スクールソーシャルワーカー派遣事業			130
7	日本語指導の充実		○	131
8	不登校対策プロジェクト		○	131

各事業の概要と方向性

1	いじめ防止対策プロジェクト	中期	教育指導課
	【事業概要】 区、学校、地域が連携・協力して、いじめ防止の徹底を図ります。 【取組の方向性】 「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を活用し、学校におけるいじめ認知の意識を高めるとともに、授業や保護者会等において子ども・保護者への周知を進めることで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図ります。 いじめの兆候が見えた場合は、当該学校において、速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、早期に組織的な対応を行います。 また、区がいじめ発生報告を受けた段階で速やかに学校と連携して対応する体制を整え、いじめの解消率の向上を図るほか、教育委員会に弁護士資格を持つ職員を配置し、複雑化するいじめの問題に学校が迅速かつ適切に対応するための支援を行います。 さらに、葛飾区いじめ問題対策連絡協議会において関係機関との連携を図るとともに、葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会においていじめ防止のための実効的な対策を協議します。		
2	学校支援指導員派遣事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を派遣します。 【取組の方向性】 毎年度、学校支援指導員を配置する学校の選定を行い、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、引き続き配置を行います。		
3	教育相談		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 保護者や子どもとの面接相談や電話相談を通じて、それぞれの成長過程における教育上の多様な悩みや問題を聴取し、話し合い、専門的な立場からサポートして、悩みごとの軽減や解決を図ります。 【取組の方向性】 学校・家庭での悩みごとや子どもの性格や行動・発達などの心配ごとについて、電話相談及び面接相談を実施し、保護者や子どもの不安の軽減や解決を引き続き図っていきます。		

4	サポートチーム指導員派遣事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 暴力行為、非行などの問題行動等に適切に対応するため、警察OBを総合教育センターに配置し、問題が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図ります。 【取組の方向性】 引き続き定期的な学校訪問を通して連携を密にし、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決に向けて学校への助言を行います。		
5	スクールカウンセラー派遣事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、心理に関し専門的な知識や経験を持つスクールカウンセラーを各学校に配置し、学校における教育相談体制を整えいじめ、不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決にあたります。 【取組の方向性】 区立小学校におおよそ週1日、区立中学校におおよそ週2日、区立特別支援学校におおよそ週1日配置しています。多くの不安を抱える児童・生徒や保護者の相談窓口として各学校におけるスクールカウンセラーの役割は大きいと、今後も継続して配置を行います。		
6	スクールソーシャルワーカー派遣事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 スクールソーシャルワーカーを総合教育センターに配置し、学校からの求めに応じ、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行います。 【取組の方向性】 総合教育センターにスクールソーシャルワーカー8名配置をしており、学校からの申請に基づき派遣しています。今後、スクールソーシャルワーカーの専門性向上研修やスーパーバイズの必要性を検討し、引き続き学校申請に基づき派遣を行います。		

7	日本語指導の充実	中期	総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行うにほんごステップアップ教室を2教室運営します。 また、授業に必要な日本語の指導を要する児童・生徒を対象とした日本語学級を運営します。 さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。 【取組の方向性】 海外からの転入者が増加しているため、今後、にほんごステップアップ教室や日本語学級の増設について検討します。 また、にほんごステップアップ教室と日本語学級の連携を深めます。 さらに、同時翻訳機の導入を検討します。		

8	不登校対策プロジェクト	中期	総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 様々な要因により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、ふれあいスクール明石を運営し、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行います。 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内サポートルームを設置します。 教員経験者と心理専門員が、各学期に1回以上各学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議します。 【取組の方向性】 不登校児童・生徒数は年々増加しているため、ふれあいスクール明石の入室対象とする学年の拡大、バーチャルラーニングプラットフォーム事業の参加を実施し、児童・生徒、保護者、学校が選択できる登校支援策を広げます。 また、中学校における校内サポートルームを令和8年度までに全中学校に設置し、小学校における設置増を検討します。 さらに、不登校児童・生徒への対応を取りまとめた「葛飾区不登校児童・生徒スタンダード」を発行し、各学校が不登校児童・生徒に寄り添った支援を行えるようにするとともに、不登校の未然防止及び早期支援を図っていきます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
こども家庭センター機能の整備	90
子ども・若者活動団体支援	192
かつしか子ども応援事業	200
児童育成支援拠点事業	200

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

④

若者の生活支援

若者自らが希望する将来を実現できるよう、就労や働き方、結婚など希望する若者に対して支援を行います。



課題

【雇用の状況】

令和2年国勢調査によれば、葛飾区における15歳～39歳の雇用者の正規の職員・従業員の割合が前回調査（平成27年実施）より増加し、パート・アルバイト、派遣職員の割合が減りました。

テレワークや時差出勤など、働き方が大きく変化する中で、若者が主体的に職業を選択できるような支援の推進が必要です。

【ワーク・ライフ・バランス】

令和6年度に実施した「葛飾区政策・施策マーケティング調査」では、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいるとの回答は5割を超えており、男女を問わず多くの人に取り組んでいると回答しています。しかし、0歳～18歳の子どもを持つ方に聴いた仕事と子育てが両立しやすい環境が整っているかという質問では、「整っていない」と感じる方が5割を超える結果となりました。

「仕事」と趣味や子育てなどといった「仕事以外の生活」の両立は、働くことでやりがいや充実感を感じ、仕事や家庭、地域生活など、人生の様々な時期に合わせて自分らしい生き方を選ぶ・実現できる社会につながることから、引き続き多くの人が、仕事と生活の両立に取り組めるような支援を推進していく必要があります。

【出会いの機会の創出】

本区の婚姻件数は、令和2年に大幅に減少して以降ほぼ横ばいとなっています。令和5年と平成31年の婚姻件数を比較すると約400件減少しています。

「少子化対策調査」では、結婚願望の有無について、結婚に前向きな回答が9割近くになっています。このうち、「現在婚活をしていない」との回答が、8割近くを占めています。この理由の問いに対して、「出会いの機会が少ないため」との回答が4割近くとなっており、結婚を希望する若者に対する支援が必要です。

取組の方向性

- 若者と企業の「雇用のミスマッチ」を防ぐ取組として、企業と若者の交流イベントや企業訪問イベント等を実施していきます。
- 「しごと発見プラザかつしか」のPRを強化し、認知度を更に向上させることで、求人情報や求職登録者を増やし、区民の就職活動を支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの実践を促進するため、その意識やライフイベントに応じた多様な働き方等に関する講座や講演会などを開催します。
- 区内の中小企業を対象にワーク・ライフ・バランスの啓発や育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援し、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。
- 結婚を希望する若者同士の出会いの機会を創出するための支援を行うとともに、出会いの機会創出に向けて活動する団体の支援などを行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	再就職講座			135
2	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会		○	135
3	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発		○	135
4	雇用・就業マッチング支援事業		○	136
5	雇用・就労促進事業			136
6	中小企業・若者マッチング事業		○	136
7	消費者教育事業		○	137
8	婚活に関するセミナーの実施	○		137
9	婚活イベントの実施	○		137

各事業の概要と方向性

1	再就職講座		人権推進課 産業経済課
	【事業概要】 出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報を様々な角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。 【取組の方向性】 出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報を様々な角度から提供し、再就職に役立つセミナーを開催します。 育児中で就職活動に踏み出せない女性向けに子どもと一緒に参加できる講座を開催する等、「就業への一歩」を踏み出すきっかけを作ります。		
2	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	中期	人権推進課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの実践に向けて、その意識やライフイベントに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。 【取組の方向性】 ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるため、介護や働き方の見直し等、対象・課題に応じた講座等を実施します。		
3	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	中期	人権推進課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける啓発活動等を行います。 【取組の方向性】 一人一人がライフスタイルや人生の各段階に応じた生活を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義を子どもも含め、広く区民や企業に周知するため、参加者が参加しやすい工夫をする等、理解を深めるための活動を行います。		

4	雇用・就業マッチング支援事業	中期	産業経済課
	【事業概要】 区の無料職業紹介所の「しごと発見プラザかつしか」において、区内事業所の人材確保や定着支援及び求職者の就労支援を行います。 【取組の方向性】 区民のキャリアアップと就労を支援するため、専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保の相談を行い、収集した求人情報などを区民に紹介し、就労を支援します。 また、求職者に個別カウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行います。		

5	雇用・就労促進事業		産業経済課
	【事業概要】 若者等の求職者の就職促進や、事業所における若者等の人材確保と定着を図るための支援を実施します。 【取組の方向性】 若者等の雇用促進のため、事業主に対する奨励金の支給を継続して行います。 また、「しごと発見プラザかつしか」において、就職セミナーやイベント等を通じて、就職が困難な若者や女性、高齢者等への支援をすることにより、区内で働きやすい環境を創出します。		

6	中小企業・若者マッチング事業	中期	産業経済課
	【事業概要】 若者と区内中小企業とのイベント等を通じてマッチングを図り、区内中小企業の人材確保及び定着支援を行います。 【取組の方向性】 「しごと発見プラザかつしか」において、若者・企業交流イベント及び企業訪問（オープンカンパニー）を実施します。		

7	消費者教育事業	中期	産業経済課
	【事業概要】 自立した消費者になるための基礎的・基本的な知識・意識の向上を図ります。そのため大学に講師を派遣するほか、早期教育のために小・中学校等にも講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進します。 【取組の方向性】 小・中学生をはじめとして、高校・大学生に対する早期の消費者教育を進めます。悪質かつ巧妙化した手口による消費者被害の未然防止など、社会状況の変化に対応した取組を推進するとともに、消費者被害が生じた場合にはその救済を図ります。		

8	婚活に関するセミナーの実施	新規	子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 結婚を希望する若者を対象に、婚活に役立つコミュニケーションスキルの向上等を目的としたセミナーを実施します。 【取組の方向性】 会話術やマナーに関する基本的な知識等を身に付けることを目的とし、婚活に役立つセミナーを実施します。		

9	婚活イベントの実施	新規	子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 結婚を希望する若者に、多様な出会いや交流の場を創出することを目的としたイベントを実施します。 【取組の方向性】 結婚を希望する参加者による交流会を開催し、本区での結婚、将来的な子育ての実現を目指します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
区内事業所と連携した障害者就労の促進	146
婚活イベント実施団体への支援	192

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

⑤

不安や悩みを抱える若者への支援

様々な理由により社会生活を営むことに不安や悩みを有する子ども・若者に対して支援を行います。



課題

【相談体制の充実】

若者無業者（ニート）やひきこもりの長期化は、心身に悪影響を及ぼすおそれや社会的孤立、経済的な困窮につながる可能性があります。そのため、就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたり、多様化する日常生活における不安や悩みに対する相談体制を充実させる必要があります。

「子ども・若者調査」の結果においては、若者に対して暮らしに関する悩みや不安を相談できる先として知っているか・利用したことがあるかという質問において、相談先の多くを「知らない」と回答した人が一部の相談先を除き、過半数を超えていました。一方で、どんな窓口に相談するかという質問では、専門家がアドバイスをしてくれるような「専門性」の高い窓口や、名前を知られずに相談ができる「匿名性」が保証される窓口、自分のペースで相談ができる「自律性」のある窓口が求められていることが分かりました。

引き続き、相談体制の充実や相談支援、サービスに関する情報等について、若者に周知していくことが必要です。

【社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援】

社会的養護経験者とは、児童養護施設などで暮らしていた子ども・若者のことです。施設などから離れた社会的養護経験者は、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合があります。

そのため、一人一人の状況に応じた支援の取組を推進する必要があります。

取組の方向性

□複雑化・複合化した課題を抱える世帯や制度の狭間にある若者など、支援を必要とする方に対して、庁内各部署や地域の支援関係機関が連携し、誰一人取り残されない包括的な支援体制を強化します。

□若者の安全・安心な生活及び将来にわたる活躍を支えるため、様々な事情を有する若者や保護者、若者無業者（ニート）、ひきこもりなどの生きづらさを抱える若者からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。

- 対人関係に強い苦手意識を持ち、社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取組を支援します。
- 心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係等、多様で複合的な課題を抱える若者の早期の自立を促進するため、一人一人の課題に寄り添い、包括的・計画的な支援を実施します。
- 児童養護施設などから退所した若者が、自身の持つ力で自立し、社会生活が送れるよう、進学や就職によって新たな生活を営むための支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	くらしのまるごと相談事業		○	140
2	生活困窮者自立支援事業		○	140
3	葛飾区子ども・若者応援ガイド			141
4	若者支援体制の整備		○	141
5	社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援	○		141
6	若者の社会参加支援事業			142

各事業の概要と方向性

1	くらしのまると相談事業	中期	くらしのまると相談課
	【事業概要】 高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまると受け止める「くらしのまると相談窓口」の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。 さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討を実施します。 【取組の方向性】 くらしのまると相談窓口や、アウトリーチ、伴走支援、支援関係機関による連携支援、地域参加支援等の支援事例を積み重ね、全庁の部署や地域の支援関係機関が連携して、全ての人の健康・福祉・貧困の防止等に取り組んでいきます。		
2	生活困窮者自立支援事業	中期	くらしのまると相談課
	【事業概要】 就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。		

3	葛飾区子ども・若者応援ガイド		子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 様々な事情を有する子ども・若者の支援に関する情報をガイドにまとめ、子ども・若者やその家族、支援者に配布することにより、支援を必要としている方を支援につなげていきます。 【取組の方向性】 これまでガイドで掲載していた相談機関の案内に加えて、新たに区内の子ども・若者の居場所等を紹介することで、普段から安心して過ごせ、支援が必要になったときには身近で相談できる居場所の普及啓発を推進していきます。		
4	若者支援体制の整備	中期	子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口において、本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関への接続等に向けた適切な支援を行います。 【取組の方向性】 関係機関に連携するまでに、相談者に寄り添った継続的な支援が一定期間必要になることが多くあるため、相談支援だけでなく、相談者に応じた段階的な支援を実施していきます。		
5	社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援	新規	児童相談課
	【事業概要】 社会的養護を経験した児童等が、施設や里親のもとを離れた後に社会的自立ができるよう、進学や就職によって新たな生活を営むための経済的負担の軽減に対する支援に取り組むとともに、国が創設した社会的養護自立支援拠点事業における相談支援の実施に取り組めます。 【取組の方向性】 経済的負担の軽減に対する支援においては、令和7年度から実施し、社会的養護自立支援拠点事業における相談支援は、令和8年度の実施に向けて検討を行います。		

6	若者の社会参加支援事業		地域教育課
	【事業概要】 社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備し、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取組を支援します。 【取組の方向性】 若年無業者（ニート）、ひきこもり、発達・精神障害など対人関係に強い苦手意識を持ち、社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取組を支援していきます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】	161
高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成	162
配偶者暴力防止事業	175
子ども・若者活動団体支援	192
かつしか子ども応援事業	200
児童育成支援拠点事業	200

基本方針③

困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

施策

①

障害等に関わる困難への支援



障害等のある子ども・若者が自立や社会参画に向けて取り組むことができるよう支援していきます。また、身体・知的障害だけでなく、発達が心配される子どもとその保護者が安心して社会生活等を送れるよう支援を行います。

課題

【発達に課題のある子どもへの支援体制の構築】

発達に課題のある子どもを早期に発見し、療育等の支援が必要な子どもが安心して集団生活を送れるよう、療育機関と子ども総合センター、幼稚園・保育所、学校との連携体制を強化する必要があります。

【特別支援教育の充実】

区では、特別支援教室を全小・中学校で実施するとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級を小・中学校各2校で運営しています。今後は更に、特別支援教育に関する教員の専門性の向上、保護者の支援体制の構築及び特別支援教室を退出した児童・生徒が在籍学級で適切な支援を受けられる体制を構築する必要があります。

【障害のある若者の自立に向けた支援】

障害者意向等調査によると、近年、障害のある方の社会参加は進んでいない状況にあります。今後、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、障害のある方の社会参加や生きがいづくりを支援する必要があります。

取組の方向性

- 発達に心配される子どもや発達に課題のある子どもが、身近な相談機関を経て、早期に専門的な支援を受けられるよう関係機関の連携体制を構築します。
- 発達に課題がある子ども一人一人に適したICTの活用を図るとともに、特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために研修の充実を図ります。
- 施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害がある方の地域生活を支援するため、自立生活援助事業者の整備・運営支援を検討します。さらに、区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、区民に障害のある方との関わり方や障害への理解を深めるよう広く働きかけ、障害のある方が希望する活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	医療的ケア児への支援の促進			145
2	基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備			146
3	区内事業所と連携した障害者就労の促進		○	146
4	障害児通所給付 (児童発達支援) (放課後等デイサービス) (保育所等訪問支援)			147
5	障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減			147
6	居宅訪問型児童発達支援事業			147
7	子ども発達センター事業			148
8	障害児に関するサービス利用計画作成			148
9	保育所等訪問支援事業			148
10	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ			149
11	就学前の子どもの発達相談			149
12	公園再生事業			149
13	就学相談			150
14	特別支援教育推進事業			150
15	発達障害の可能性のある子どもに対する 重層的な支援体制の充実		○	150

各事業の概要と方向性

1	医療的ケア児への支援の促進		障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童が、適切な支援を受けることができるよう、関係機関による協議の場を設け、連携を図ります。 【取組の方向性】 医療機関等の関係機関と連携し、医療的ケア児への地域生活支援の向上を図ります。 葛飾区で生活する医療的ケア児が、ライフステージに合わせた支援を受けられるよう、各関連部門と連携し医療的ケア児を継続支援する体制をつくります。 受入れ保育所に、医療的ケアを実施する看護師の配置や必要な備品・施設整備を実施し、受入れ体制を整えます。		

2	基幹相談支援センターを中心とした 包括的相談体制の整備			障害福祉課
	【事業概要】 基幹相談支援センターにおいて、重症心身障害者や精神障害等との重複障害、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行うほか、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ支援を行うなど、相談支援体制を強化します。 【取組の方向性】 (1) 医療的ケア児者に対する相談支援の充実 基幹相談支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする児者の保護者が一人で抱え込まず身近に相談できる体制を作るために、医療的ケア児コーディネーターを中心とした情報連携、医療的ケア児者に関する相談を必要な支援につなげていきます。 (2) 家族支援の強化 障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない世帯の実態把握をし、支援の必要性が高いと考えられる世帯に対してアウトリーチ支援を行います。 (3) 地域の相談支援体制の強化 相談支援専門員が、多様化・複雑化する課題を抱える世帯を支援できるように、基幹相談支援センターによる相談支援専門員へのサポート体制を充実させます。 相談支援事業所の専門性を高めるため、基幹相談支援センターの一部を業務委託し、相談支援技術や連携調整能力の向上を図る専門研修や事例検討会を計画的に実施するほか、サービス等利用計画や個別支援に係る具体的な指導助言を行うことで、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。			

3	区内事業所と連携した障害者就労の促進		中期	障害福祉課
	【事業概要】 就労意欲のある障害のある方を対象に、一般企業等への就職支援や、就職後長く働き続けられるようにするための職場定着支援を行います。 また、区内や近隣における障害者就労の促進に取り組みます。 【取組の方向性】 民間の就労支援事業所、ハローワーク、特別支援学校等との連携を強化し、就職及び職場定着のための支援体制の充実を図ります。 また、区内や近隣における障害者就労を促進するため、区内企業等に障害者雇用への理解を働きかけます。			

4	障害児通所給付 (児童発達支援) (放課後等デイサービス) (保育所等訪問支援)			障害福祉課
	【事業概要】 発達に心配される児童一人一人に、障害児通所支援サービスを通して発達を支援します。 【取組の方向性】 相談支援体制の充実とともに、障害児の状況に応じた適切な療育が受けられるように支援します。			
5	障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減			障害福祉課 障害者施設課
	【事業概要】 地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、区独自の支援策として保護者の経済的な負担を軽減します。 【取組の方向性】 区独自の支援策として、障害乳幼児が適切な療育を受けることができるよう、障害児の早期療育への保護者負担軽減として引き続き実施します。			
6	居宅訪問型児童発達支援事業			障害者施設課
	【事業概要】 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害のある児童に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な支援をすることで、将来、通所や通園・通学など、地域とのつながりを持ち、社会生活の幅が広がることを目指します。 【取組の方向性】 在宅の障害児に対し、発達支援の機会を確保し、訪問支援から通所支援への社会生活の移行につなげる目的を踏まえて、着実なサービス提供を目指します。当面、訪問支援により得た経験値を蓄積するとともに、支援にかかる技術向上を目指し、児童の個別状況に合わせた適切な在宅から通所への移行支援についての検討につなげます。 通所への移行については、医療的ケア児の受け入れを行っている子ども発達センターはもとより、民間事業所との連携も検討します。			

7	子ども発達センター事業		障害者施設課
	【事業概要】 知的障害や発達に課題のある1歳6か月から就学前の児童に対して発達段階に応じた小集団支援や個別支援を実施します。 また、一時的に保育が必要な障害のある児童の一時保育を実施します。 【取組の方向性】 「遊び」を通して、子どもの自尊心や主体性を育て、個々の成長に合わせた「生きる力」の基礎を培うための支援を行います。		
8	障害児に関するサービス利用計画作成		障害者施設課 障害福祉課 子ども家庭支援課
	【事業概要】 障害児の自立した生活を支えるため、障害児に関するサービス利用計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。 【取組の方向性】 障害児支援利用計画の作成等を通して、保護者支援を実施します。		
9	保育所等訪問支援事業		障害者施設課
	【事業概要】 子ども発達センター（児童発達支援センター）の職員が、保育所や幼稚園等を訪問し、発達に課題のある児童への適応に向けた支援を行うとともに、当該施設の職員等と連携して、療育を実施する体制を整備することにより、発達に課題のある児童への適切な支援を行います。 【取組の方向性】 今後も保育所等訪問支援を継続するとともに、関係機関連携を適宜組み合わせながら、発達に課題のある児童への適切な支援を行います。		

10	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ		子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 放課後支援課
	【事業概要】 保育所・学童保育クラブでの生活が可能な障害児を受け入れることで、保護者が安心して就労と子育てを両立できるようにするとともに、障害のある児童と他の児童が生活を通してともに成長できるようにします。 【取組の方向性】 引き続き、障害児を受け入れることにより、障害のある児童の保護者の子育て及び児童の成長を支援します。		
11	就学前の子どもの発達相談		子ども家庭支援課
	【事業概要】 発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始します。 【取組の方向性】 乳幼児の発達に対して不安がある保護者や保育者等からの相談を受け、発達に課題があり指導・訓練を必要とする又はその疑いがある乳幼児を早期に発見し、適切な支援を行うことにより、乳幼児の心身発達を促進します。		
12	公園再生事業		公園課
	【事業概要】 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進、子どもを犯罪や事故から守る安全・安心への配慮、幼児から高齢者まで幅広い世代のニーズに応えられる快適な地域環境を創出するため、公園機能の見直しを図るとともに、誰もが安全、安心、快適に公園を利用できるように、既存の公園施設のバリアフリー化や、老朽化した施設の更新を計画的に実施します。 【取組の方向性】 公園再生の整備に当たっては、施設のバリアフリー化を行うとともに、犯罪抑止効果を目的とした見通しを良くする施設の配置検討、安全基準に適合した遊具施設等の更新などを行います。		

13	就学相談		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 障害のある又は障害が心配される子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、個々に応じた教育内容と方法に基づく適切な就学相談を実施します。 【取組の方向性】 引き続き、他機関と連携し就学相談専門員、心理専門員を中心に、障害のある又は心配される子どもの適切な就学先について検討を行い、個々に応じた教育環境を提供します。		
14	特別支援教育推進事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 特別支援教育指導員が小・中学校や公立幼稚園を巡回して、少人数や個別の指導を行います。 また、心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを学校に派遣することにより、特別支援教育を推進するための指導や助言を行います。 【取組の方向性】 引き続き専門家チームを学校に派遣し、運営上の課題及び取組状況の把握、巡回指導教員の授業観察等を行うことにより、一人一人に応じた支援の充実を図ります。		
15	発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実	中期	総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 (1) 特別支援教室の充実 発達障害等のある児童・生徒に対する巡回指導を全小・中学校で実施します。 また、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援教育コーディネーター、学校管理職を対象とした研修の充実等により、専門性の向上を図り、実施体制を強化します。 (2) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童・生徒や、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした固定式の特別支援学級を設置・運営します。 【取組の方向性】 特別支援教育に携わる教職員を対象に、各職層・職種に応じた専門的な研修を実施し、支援が必要な子どもへの対応を充実させます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
5歳児健康診査事業	87
母子健康診査事業	88
食材料費の保護者負担軽減	153

基本方針③

困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

施策

②

子ども・若者が育つ家庭への経済的支援

子育て家庭の日々の生活を安定させるため、様々な支援を組み合わせることで効果的に経済的な支援を行います。



課題

【子育て家庭への経済的支援】

「子ども・子育て支援ニーズ調査」では、約5割の保護者が、経済的な負担が子育てをする上で不安であると回答しています。子ども・若者が健やかに育っていくためには、生活基盤となる家庭環境が整っていることが重要であるため、子どもを産み育てる家庭の様々なニーズに応じた支援の充実を図るとともに、子育て家庭への経済的支援を実施する必要があります。

【学校生活に係る子育て家庭への経済的支援】

家庭の状況に関わらず、子どもが心身の健全な発達ができるように、学校給食や特別活動に係る経済的支援が求められています。

取組の方向性

- 引き続き、子どもを産み育てる家庭の身近な相談に一貫して応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業の充実を図るとともに、妊婦支援給付金給付事業やかつしか出産応援給付金等の経済的支援を実施していきます。
- 子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子ども・若者の健やかな成長に資するため、引き続き、様々な経済的支援を実施します。
- 学校給食費の完全無償化を実施し、子どもの心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ります。また、子育てにかかる経済的負担軽減のため、修学旅行や移動教室の特別活動に要する費用のほか、副教材等に要する費用についても無償化していきます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	食材料費の保護者負担軽減			153
2	多胎児家庭移動支援事業			154
3	かつしか出産応援給付金給付事業			154
4	児童手当等事業			154
5	妊婦支援給付金給付事業	○		155
6	ベビーカー購入等費用助成事業	○		155
7	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業			155
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業			155
9	私立幼稚園等の保育料等保護者負担軽減			156
10	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）			156
11	認証保育所・認可外保育施設の保育料保護者負担軽減			156
12	葛飾区フリースクール等利用者支援事業助成金			157
13	移動教室費等の無償化	○		157
14	学校給食費の完全無償化			157
15	修学旅行費の無償化	○		158
16	一部副教材費等の無償化	○		158

各事業の概要と方向性

1	食材料費の保護者負担軽減		障害福祉課 子育て施設支援課
	【事業概要】 認可保育所、私立幼稚園等の教育・保育施設のほか、障害児通所施設に通う就学前児童への食材料費を補助し、保護者の経済的な負担を軽減します。 【取組の方向性】 着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。		

2	多胎児家庭移動支援事業		保健センター 子育て応援課
	【事業概要】 3歳未満の多胎児を養育する世帯を対象に、助産師・保健師など専門職が多胎児の育児に特有な困難に対して支援を行い、子どもの予防接種や乳幼児健診等でタクシーを使う際に利用できる「多胎児家庭応援券」（こども商品券）を交付します。 【取組の方向性】 育児等に役立つ情報提供を行い、多胎児を養育する家庭に特有の負担・困難に対する支援を継続します。		
3	かつしか出産応援給付金給付事業		子育て応援課
	【事業概要】 子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、1歳未満の子どもを養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金（対象児童1人当たり5万円、1回限り）を支給します。 【取組の方向性】 出産後の子育て世帯に対し給付金を支給することにより、出産に係る経済的な負担の軽減を図ります。		
4	児童手当等事業		子育て応援課
	【事業概要】 高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育されている方に児童手当を支給するほか、父母が離婚した児童等を扶養している方に児童育成手当や児童扶養手当を支給します。 【取組の方向性】 転入や出生などの機会を捉え、引き続き制度の周知を行うことで、各手当の支給漏れが発生することの無いよう着実に事業を実施します。		

5	妊婦支援給付金給付事業	新規	子育て応援課 保健センター 子ども家庭支援課
	【事業概要】 妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦に対し、妊婦支援給付金（妊婦であることの申請後に5万円、胎児の数の届出後に胎児1人当たり5万円）を支給します。 【取組の方向性】 妊婦等包括相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊娠期からの切れ目ない支援体制を整備します。		
6	ベビーカー購入等費用助成事業	新規	子育て応援課
	【事業概要】 3歳未満の子どもを養育する家庭に対しベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシートの購入・レンタル費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出を促進します。 【取組の方向性】 ベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシートの購入等費用を助成することにより、子育て家庭の負担の軽減や外出促進を図ります。		
7	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業		子育て応援課
	【事業概要】 小学生未満の子どもを育てる家庭に対し、幼児二人同乗基準適合自転車等の購入費の一部を助成することにより、移動に関する負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 幼児二人同乗基準適合自転車等の購入費を助成することにより、外出時の安全性確保や外出促進を図ります。		
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業		子育て施設支援課
	【事業概要】 保育所等に保護者が支払うべき実費徴収費用のうち、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、公定価格による支給がない幼稚園の対象者にかかる副食食材料費の一部を補足給付します。 【取組の方向性】 国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により実費徴収とされた食材料費に対して実施している補助を継続し、着実に事業を実施します。		

9	私立幼稚園等の保育料等保護者負担軽減			子育て施設支援課
	【事業概要】 子どもが私立幼稚園等に通う世帯に対し、入園料や保育料等について補助金を交付することで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 国の幼児教育・保育の無償化制度、都の多子世帯に対する負担軽減事業及び、社会情勢を踏まえながら、区が独自に補助し、着実に事業を実施します。			
10	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実 (保育料の減免等)			子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 無償化の対象とならない0歳児～2歳児クラスの課税世帯で兄・姉を有する多子世帯の児童の認可保育所や認証保育所等の保育料等を減免し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 都の多子世帯に対する負担軽減事業を活用し、第二子の保育料にかかる経済的な負担軽減を図り、着実に事業を実施します。			
11	認証保育所・認可外保育施設の保育料 保護者負担軽減			子育て施設支援課
	【事業概要】 認証保育所・認可外保育施設の保育料について補助金を交付し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 国の幼児教育・保育の無償化制度、都の多子世帯に対する負担軽減事業及び、社会情勢を踏まえながら、区が独自に補助し、着実に事業を実施します。			

12	葛飾区フリースクール等利用者支援事業 助成金		教育総務課 総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 フリースクール等に通う区内在住の不登校児童・生徒における経済的負担を軽減するため、東京都が令和6年度から実施している「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」を受けた児童・生徒の保護者に対し、月額1万円を上限とした区独自の上乗せ助成を行います。 【取組の方向性】 不登校児童・生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童・生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童・生徒の保護者に対してフリースクール等を利用するために要する費用の一部を補助することにより、児童・生徒の保護者の負担を軽減します。		
13	移動教室費等の無償化	新規	学務課 教育指導課
	【事業概要】 区立中学校に通う中学2年生を対象にした移動教室や区立小学校に通う小学5・6年生を対象にした臨海学校・林間学校に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、移動教室費等の無償化を実施します。		
14	学校給食費の完全無償化		学務課
	【事業概要】 区立学校の設置者として、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費の完全無償化を実施します。 【取組の方向性】 今後も、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ります。		

15	修学旅行費の無償化	新規	学務課
	【事業概要】 区立中学校に通う中学３年生を対象にした修学旅行に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、修学旅行費の無償化を実施します。		

16	一部副教材費等の無償化	新規	学務課
	【事業概要】 区立小学校又は区立中学校で使用しているドリルやテスト等に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、一部副教材費等の無償化を実施します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
子ども医療費助成事業	86
母子医療給付事業	88
ひとり親家庭自立支援（給付金）	166
ひとり親家庭自立支援（就労相談）	166
ひとり親家庭等医療費助成	167
母子及び父子福祉応急小口資金貸付	167
母子及び父子福祉資金貸付	168
養育費受け取り支援事業	168

基本方針③

困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

施策

③

貧困の解消に向けての支援



家庭の事情に左右されることなく、全ての子ども・若者が、家庭の経済状況に関わらず質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるように支援します。

課題

【子ども・若者の貧困に対する支援】

子ども・若者の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や進学機会等を含め、子どもの権利利益の侵害につながるおそれがあるため、その解消に全力で取り組む必要があります。

【経済的自立に対する支援】

保護者の就労支援において、子育て家庭の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を行う必要があります。

取組の方向性

- ☐ 区立中学校を会場に、基礎学力の定着に課題のある子どもに学習支援事業を行うとともに、子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもや保護者への支援を学習支援の場を活用して実施します。
- ☐ 貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の子どもが、学習塾への通塾や通信講座の受講を希望する場合、必要な経費を支援します。
- ☐ 個別のニーズに寄り添い、就労や就職に有利な資格取得、子どもの進学費用の貸付等の支援を充実させ、自立を促進します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【学習環境整備支援費の支給】			160
2	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】			161
3	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【大学等受験料の支給】			161
4	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】			161
5	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成		○	162
6	入院助産			162
7	葛飾区奨学資金貸付事業			162
8	葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん			162
9	就学援助			163

各事業の概要と方向性

1	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【学習環境整備支援費の支給】		東生活課 西生活課
	【事業概要】 【学習環境整備支援費】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学1年生から高校3年生が、学習塾への通塾や通信講座の受講を希望する場合、必要な経費を支給します。 また、希望により委託事業者による学習相談・クーポンによる現物給付を受けられます。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり） 【取組の方向性】 引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。		

2	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】			東生活課 西生活課
	【事業概要】 【学習・相談ボランティア】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学1年生から中学3年生が、学習・相談ボランティアの派遣を希望する場合、必要な経費を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり） 【取組の方向性】 引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。			
3	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【大学等受験料の支給】			東生活課 西生活課
	【事業概要】 【大学等受験料】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生が、卒業時に大学等の入学試験を受けた場合の受験料を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり） 【取組の方向性】 引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。			
4	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】			東生活課 西生活課
	【事業概要】 【若者社会参加支援】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、ひきこもりなど社会参加意欲に乏しい生活保護受給世帯の若年層の被保護者が、社会参加支援を受けた場合、必要な交通費・登録料・利用料を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり） 【取組の方向性】 引き続き生活保護世帯の若者たちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。			

5	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座 受講費助成		中期	子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 様々な事情により高等学校を卒業していない方に対し、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部等を助成することで、より良い条件での就業につながられるようにします。 【取組の方向性】 より使いやすい助成制度となるように、状況に応じて支援メニュー等の見直しを図るとともに、対象の区民に情報が届くように周知していきます。			
6	入院助産			子育て応援課
	【事業概要】 経済的に困窮する妊産婦が入院による出産ができない時に、指定助産施設での入院・分娩費用を補助します。 【取組の方向性】 出産費用にお困りな低所得者の方に対して、安心して出産ができるよう着実に事業を実施し、支援を行います。			
7	葛飾区奨学資金貸付事業			教育総務課
	【事業概要】 高等学校、高等専門学校等に入学を希望している又は在学する生徒のうち、進学の実欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な方のために、学資金の貸付けを行います。 【取組の方向性】 引き続き、本事業の周知を図るとともに、生徒の修学に係る経済的負担の軽減に取り組んでいきます。			
8	葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん			教育総務課
	【事業概要】 私立の高等学校・大学等へ入学する生徒の保護者等で、入学に際して必要な資金の調達が困難な方に対して、その資金の融資をあっせんします。 【取組の方向性】 引き続き、本事業の周知を図るとともに、区内の金融機関との連携により融資あっせんを円滑に行いながら、生徒の修学に係る経済的負担の軽減に取り組んでいきます。			

9	就学援助		学務課
	【事業概要】 学校教育法第 19 条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。 【取組の方向性】 学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を図ります。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
学習支援事業	120
生活困窮者自立支援事業	140

基本方針3

困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

施策

④

ひとり親家庭への支援



様々な問題や課題のあるひとり親家庭に対する相談体制を充実させ、子どもとその保護者がともに安心して地域で生活できるよう、様々な支援を行います。

※ 本施策は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」として位置付け、事業を実施します。

課題

【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭については、経済的な問題のほか、子育てや生活の面での課題が生じることが考えられます。ひとり親家庭の方が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、各家庭のニーズに配慮した支援が求められています。

取組の方向性

- ひとり親家庭が抱える課題に早期かつ適切に対応するために、相談体制の強化を図ります。全ての対象世帯に対して、積極的に事業の周知を行い、事業の認知度の向上に努めるとともに、着実に事業を実施します。また、障害のある方や外国籍の方など細やかな支援が必要なひとり親家庭に対しても、地域で孤立せず、子育てや自立に向けた取組ができるように支援を行います。
- ひとり親家庭で育った子どもの声が、ひとり親家庭の支援施策に反映されるよう取り組みます。
- ひとり親家庭が抱える問題や課題に対して、適切かつ具体的な支援を展開していくため、ひとり親家庭を支える専門機関を中心に、子育て支援、就業支援、生活保護、女性相談、法律相談などに関わる機関や、民間の支援団体、NPO法人及び社会福祉施設等と横断的な連携を強化し、様々な支援策を活用してひとり親家庭の自立を総合的に支援します。
- ひとり親家庭の実情に応じた自立目標の下、個別的・継続的な就労支援や資格取得の支援を実施し、より安定した就業を支援します。
- ひとり親家庭の保護者が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子生活支援施設や公営住宅への案内など、個別のニーズに即した住居の相談に応じ、ひとり親家庭に対する多様な支援策を展開します。
- ひとり親家庭の自立と子どもの将来の自立に向け、子どもの進学資金の貸付けや養育費確保のための経済的支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業			165
2	私立母子生活支援施設措置			166
3	ひとり親家庭自立支援（給付金）			166
4	ひとり親家庭自立支援（就労相談）			166
5	ひとり親家庭相談			167
6	ひとり親家庭等医療費助成			167
7	母子及び父子福祉応急小口資金貸付			167
8	母子及び父子福祉資金貸付			168
9	養育費受け取り支援事業			168
10	家賃債務保証料の助成			168

各事業の概要と方向性

1	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業		福祉管理課
	【事業概要】 ひとり親家庭等で、日常生活において家事又は育児等に支障が生じている場合に、一定期間ホームヘルパーを派遣し、負担軽減を図ることで、子育て及び自立を支援します。 【取組の方向性】 本事業では、担い手確保に課題があり、ひとり親家庭等の要望に対し、サービスの提供が限定的になっていることから、今後より一層担い手の開拓に注力し、ひとり親家庭等のニーズに応えるサービスを提供します。		

2	私立母子生活支援施設措置		子育て応援課
	【事業概要】 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認める場合に母子保護を実施し、安定した生活が送れる住まいを提供します。 【取組の方向性】 住まいを必要とする母子世帯に対して、入所相談を実施し、母や子から意見や希望の聞き取りを行います。入所中は、施設職員や関係機関と連携し、各々の課題解決に取り組み、母子世帯の自立に向けた支援を行います。 母子生活支援施設では、時代に即したニーズに対応可能な、施設の多機能化が求められているため、引き続き関係機関との連携の下、潜在的なニーズに加え、新たなニーズの把握と、それらのニーズへの適切な対応のため、施設の人材育成や環境改善への支援等により、継続的な体制整備の強化を図っていきます。		
3	ひとり親家庭自立支援（給付金）		子育て応援課
	【事業概要】 就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。 【取組の方向性】 ひとり親家庭の母又は父の個々の希望や適性に応じた資格取得を支援し、安定した就職と収入増を支援します。		
4	ひとり親家庭自立支援（就労相談）		子育て応援課
	【事業概要】 就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにします。 【取組の方向性】 ひとり親家庭就労専門相談員が、就職、転職等の個々のニーズに応じた就労相談を行い、ハローワークとも連携しながら、希望する就職、転職等の支援を行います。 就職後もアフターフォローを実施する等、支援を継続します。 また、相談者の希望により、職業訓練や給付金を利用した資格取得につなげ、幅広いニーズに対応します。		

5	ひとり親家庭相談		子育て応援課
	【事業概要】 ひとり親家庭の方が抱える生活・就業・経済に関する悩みや問題について、支援や助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにします。 【取組の方向性】 支援を必要とするひとり親家庭の親又は将来、ひとり親家庭となることが見込まれる方からの様々な相談に応じ、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるように個別のニーズに応じた相談対応を行います。 新たな相談ニーズに応じるために母子・父子自立支援員は各種研修に参加し、相談スキルの向上や制度等の情報収集に努めます。		
6	ひとり親家庭等医療費助成		子育て応援課
	【事業概要】 ひとり親家庭の親等と子が健康保険を利用して病院や薬局等で診療や調剤を受けた際の自己負担分を補助します。なお、所得制限や課税・非課税による助成区分があります。 【取組の方向性】 ひとり親家庭等の医療費に係る経済的負担を軽減するために、制度の周知を行うことで利用の促進を図るとともに、着実に事業を実施します。		
7	母子及び父子福祉応急小口資金貸付		子育て応援課
	【事業概要】 ひとり親家庭の方で、現に児童を扶養している方を対象に、応急に必要とする資金を貸付けることにより生活の安定と生活意欲の増進を図ります。 【取組の方向性】 応急に必要とする資金に対する支援を行うと同時に、生活困窮を原因とした貸付けを必要としている場合は適切な支援につなげる等、ひとり親家庭の方の生活の安定を図ります。		

8	母子及び父子福祉資金貸付		子育て応援課
	【事業概要】 ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう貸付けを行います。 【取組の方向性】 子どもの進学に必要な資金や転宅に係る資金等、必要な資金を貸付け、ひとり親家庭の自立と生活の安定を支援します。 貸付けに当たっては、目的や将来の自立について、丁寧な聞き取りと償還を見据えた助言を行い、ひとり親家庭の子及びその保護者が恒常的な自立が実現できるよう支援します。		
9	養育費受け取り支援事業		子育て応援課
	【事業概要】 子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送ることができるように、公正証書の作成に係る費用、養育費立替保証に係る契約に必要なとなる初回の保証料、裁判外紛争解決手続（ADR）及び養育費に関する弁護士相談に要した費用の一部を助成します。 【取組の方向性】 養育費を確実に受け取れる手続きや制度について、区民ニーズを把握しながら、助成対象の拡充の検討を実施し、多くの対象者が養育費確保につながるよう支援します。		
10	家賃債務保証料の助成		住環境整備課
	【事業概要】 ひとり親家庭等が、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回保証料の一部を助成することで、円滑な住み替えを支援します。 【取組の方向性】 ひとり親家庭等の住み替えに関する不安や経済的負担を軽減するため、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
学習支援事業	120
児童手当等事業	154
高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成	162
かつしか子ども応援事業	200
児童育成支援拠点事業	200

基本方針4

子ども・若者の安全を守り、 安心して過ごせる環境を整えます

施策

①

子どもの権利の保障

子どもが健やかに成長し自己を実現するため、心身の状況や置かれている環境に左右されず、将来にわたり子どもの権利が保障されるよう支援します。



課題

【虐待の防止】

児童相談所が令和5年度に新たに相談を受け付けた件数の約6割が被虐待相談となっており、虐待の早期発見・対応は、重要な課題です。そのため、育児相談の所管部署や警察との連携を強化し、虐待の兆候を見逃さず、早期に適切な対応を行う必要があります。

また、早期発見・早期対応の体制を強化するためには、関係機関や専門家との連携を円滑に行うことも重要です。

子どもの権利を擁護するため、虐待を未然に防ぐことや、早期の権利回復をどのように実施するかが課題です。

【子どもの声の反映】

令和6年度の葛飾区子ども世論調査では、子どもの意見が大人と同様に大切にされているかの問いに対し、子どもからの肯定的回答が約6割となっているため、子どもの意見表明と社会参加の機会の確保について区全体で取り組む必要があります。

子どもが自分の権利や意見を主体的に表明できる環境の整備や子ども向け情報発信を充実させる取組を通じて、子どもの声を政策決定に反映させることが課題となります。

【ヤングケアラーへの支援】

令和4年度に実施したヤングケアラー状況調査では、約1割の子どもが「家族のケアをしている」と回答していますが、家庭内の問題であるため、周囲の大人から支援の対象として認識されづらい構造にあります。その責任や負担の重さから学業等に影響を及ぼすことのないよう適切な支援を行う必要があります。

取組の方向性

□虐待を未然に防ぐためにも、子ども自身や保護者、教育関係者などが子どもの権利についての理解を深める必要があります。

□社会的養護を必要とする子どもたちに、安定した生活環境を提供することは重要です。選択肢の一つとして里親家庭を広く知ってもらうよう取り組んでいきます。

- 子どもが主体的に意見表明ができるよう、子ども向け情報発信の充実につながる取組を行います。
- 関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で、子ども本人や家族から話をよく聞き、寄り添いながら子どもやその家庭に対して適切な支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	子どもの権利擁護事業			171
2	子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組			171
3	児童福祉審議会の設置			172
4	ヤングケアラー等支援事業		○	172
5	里親委託等推進事業		○	173

各事業の概要と方向性

1	子どもの権利擁護事業		子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 令和5年10月1日に施行した「葛飾区子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子どもの権利に関する相談や子どもの権利侵害に対応することにより、子どもの権利擁護を図ります。 また、葛飾区子どもの権利条例の周知や子どもの権利に関する普及啓発事業を実施します。 【取組の方向性】 職員や区民への研修を行うほか、普及啓発に取り組んでいきます。 また、子どもの権利委員会を運営し、子どもの権利の保障状況や子どもの権利に関わる施策等について検証していきます。		
2	子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組		子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 子ども・若者の意見を区の施策に生かしていくため、区全体で、状況に応じた様々な手法を活用して意見聴取を行い、施策への反映の有無について判断するとともに、子ども・若者の意見に対してフィードバックを行います。 【取組の方向性】 子ども・若者の参画の機会の確保や意見聴取の手法などを、庁内で工夫して取り組んでいくことにより、子ども・若者のニーズを的確に捉え、施策をより実効性のあるものにしていきます。		

3	児童福祉審議会の設置		子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関として児童福祉審議会を運営し、児童、妊産婦及び知的障害者、ひとり親家庭の福祉、母子保健に関する事項の調査・審議等を行います。 また、区長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申します。 【取組の方向性】 審議会を適宜開催し、諮問への意見具申や調査・審議を進めることにより、子どもの権利擁護を図ります。		

4	ヤングケアラー等支援事業	中期	子ども・子育て計画担当課 くらしのまると相談課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 関係各課が連携し、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に取り組むとともに、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配付するなど、周知啓発を行います。 また、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への運営費の助成を行います。 【取組の方向性】 市内で連携して支援に取り組むとともに、職員や区民、地域活動団体等向けにヤングケアラーの研修会や講演会を開催するほか、子どもに対してもヤングケアラーについて周知啓発を行っていきます。		

5	里親委託等推進事業	中期	児童相談課
	【事業概要】 社会的養護を必要とする子どもたちに、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図ります。子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保します。 【取組の方向性】 区内各種イベントでの普及啓発活動や里親制度に関する説明会を定期的を実施し、里親制度についての理解を深めていただくための普及啓発及び里親のリクルート活動を行います。 子どもの最善の利益確保のため、里親家庭の状況に応じた適切な支援を実施します。 里親支援センターについては、令和8年度の設置に向けて検討を行います。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
くらしのまるごと相談事業	140
養育費受け取り支援事業	168

基本方針4

子ども・若者の安全を守り、 安心して過ごせる環境を整えます

施策

②

心身の安定・安心への支援

子どもや若者の健やかな成長に影響を及ぼすことがないように、虐待の未然防止等の支援や自殺防止の支援を行います。



課題

【子育て家庭の孤独や孤立、不安に寄り添う支援】

児童虐待の対応件数は増加しています。背景には、親たちの子育ての悩みや周囲からの孤立など、様々なストレスや葛藤があることが多く、苦しんでいても助けを求められずにいることも少なくありません。地域社会が一体となって、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援など相談体制の強化を図る必要があります。

【自殺予防のためのサインの発見と適切な支援】

自殺防止の支援において、自殺のサインの早期発見と適切な支援が重要です。この課題を解決するために、心理カウンセリングや相談窓口の充実を図ります。

また、若者に関わる周囲の大人が自殺のサインを早期発見するとともに、若者が適切な支援を受ける機会を確保する必要があります。

取組の方向性

□子育て家庭が地域とつながりながら安心して過ごせるよう、包括的な支援体制の強化や伴走型支援、予防的施策の充実に取り組みます。

□精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を解消するために、医師や保健師による相談を行い、心身の安定や安心への支援を行います。また、自殺予防の正しい知識を普及させます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	配偶者暴力防止事業		○	175
2	健康総合相談「健康ホットラインかつしか」			176
3	自殺対策事業			176
4	精神保健相談			176
5	親子関係形成支援事業	○		177
6	育児グループの育成・支援			177
7	親と子の心の健康づくり			177
8	子育て世帯訪問支援事業	○	○	177
9	子育て支援ボランティア派遣事業			178
10	児童相談の充実		○	178
11	養育支援訪問事業		○	178
12	要支援児童一時預かり事業			179
13	要保護児童対策地域協議会		○	179

各事業の概要と方向性

1	配偶者暴力防止事業	中期	人権推進課
	【事業概要】 配偶者等からの暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。 また、DVの早期発見と支援に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。 【取組の方向性】 DV被害者が早期に相談することで速やかに支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図ります。 また、DV防止について様々な角度から普及・啓発に取り組みます。		

2	健康総合相談「健康ホットラインかつしか」		地域保健課
	【事業概要】 健康に関するあらゆる相談を電話で受け付け、医師や看護師、臨床心理士などの専門職が必要な助言を行い、不安や疑問を解消します。 また、相談内容によっては、保健センターに連絡し、連携して対応します。 【取組の方向性】 健康に関する不安や相談に医師や看護師などの専門職が対応します。		

3	自殺対策事業		保健予防課 保健センター
	【事業概要】 誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、関係機関・関係団体が連携し、「生きることの包括的支援」に取り組みます。 自殺予防について、正しい知識を普及するために、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等による啓発を行います。 また、自殺のリスクのある人に「気づき、受け止め、つなぐ」ことのできる地域の人材を育成するために、ゲートキーパー研修を継続的に実施します。 【取組の方向性】 正しい知識の普及啓発のため、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等を継続して行います。 悩みを抱える人を適切に相談機関等へつなげる地域の人材を育成するため、ゲートキーパー研修を実施します。 医療機関と連携して自殺未遂者への対応を継続実施します。		

4	精神保健相談		保健予防課 保健センター
	【事業概要】 うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範囲にわたる精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を解消するために医師や保健師による相談を行います。 【取組の方向性】 周知方法を工夫し、精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を持つ方に適切な支援を行います。		

5	親子関係形成支援事業	新規	児童相談課
	【事業概要】 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 【取組の方向性】 親子関係再構築支援のため、各種支援に担当職員を配置し実施効果の共有等を行うことにより、連続性のある支援を実施します。		

6	育児グループの育成・支援		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 子育てに困難を抱えている多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに、子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。 【取組の方向性】 子育て世代だけの育児グループだけでなく世代間交流や「支えられていた人が支える人になる」支援の循環が生まれるような地域づくりを目指します。		

7	親と子の心の健康づくり		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 妊婦及び乳幼児の保護者の育児不安や悩みの軽減を図るため、「親と子のこころの相談室」の面談につなぎます。 【取組の方向性】 事業の周知を進め、相談により妊婦や乳幼児の養育者が子育ての不安や悩みの軽減や解消を図り、乳幼児の育ちを支える環境の向上につなぎます。		

8	子育て世帯訪問支援事業	新規	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅をヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 【取組の方向性】 支援が必要な方に、適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施します。			

9	子育て支援ボランティア派遣事業		子ども家庭支援課
	【事業概要】 未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。 【取組の方向性】 児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。		

10	児童相談の充実	中期	子ども家庭支援課 児童相談課
	【事業概要】 複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難など子どもと家庭の相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供します。 また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。 【取組の方向性】 複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難などの子どもと家庭に関する相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させます。 また、新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業の実施について検討するとともに、乳児を対象とした事業も検討し、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。		

11	養育支援訪問事業	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、助産師が家庭を訪問し、育児に関する専門的相談・支援を行います。 【取組の方向性】 支援が必要な方に、適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施します。		

12	要支援児童一時預かり事業		子ども家庭支援課
	【事業概要】 保護者による適切な養育が一時的に困難となった児童に対して、区が短期的に養育を行います。 【取組の方向性】 児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。		

13	要保護児童対策地域協議会	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。 【取組の方向性】 児童虐待の予防のため、関係機関と情報共有を図る中で、適切な援助を早期に行います。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	87
子どもと親に対する相談・支援の実施	90
若者支援体制の整備	141
障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減	147

基本方針4

子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

施策

③

子どもの安全の確保



ハード・ソフトの両面から子どもの安全を確保し、安心して過ごすことができる環境を整えます。

課題

【安全対策の強化】

子どもたちの安全を確保するためには、交通安全対策や犯罪防止対策の強化が重要です。学校や保護者、地域の関係機関などが協力し、子どもたちに交通ルールや安全な交通の仕方を効果的に伝える方法について検討する必要があります。

また、子どもたちが、暗くなってからも安全に道路を通行できるよう、交通事故や犯罪を防止するための取組が必要です。

【安全な公園の整備】

子どもたちが安心して遊ぶことができる場所として、安全に遊ぶことができる公園を整備することが重要です。

【学校改築の推進】

区内の学校施設は、その多くが昭和 30 年代から 40 年代までに建築されたものであり、施設や設備の更新時期を迎える学校が今後も多く見込まれています。このため、計画的な改築や保全工事等の長寿命化改修が必要です。

取組の方向性

□チャイルドシートの正しい使用を啓発するとともに、自転車乗車時のヘルメット着用など交通安全の知識向上に向けた広報活動を行います。また、小学校から高校までの児童・生徒を対象とした交通安全教室を推進し、子どもたちの交通安全意識を高める取組を行います。

□私道上に、防犯灯の設置などを行う自治町会に対して助成するとともに、照度基準を満たしていない道路に街路灯を整備し、子どもたちが暗くなってからも道路を安全に通行できるよう取組を行います。

□子どもたちを事故や犯罪から守るなど、地域の自主防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラ設置支援などの取組を進めます。

□日常的な巡回により遊具の安全を確保するほか、犯罪抑止効果の高い公園づくりにも力を入れることにより、事故や犯罪を未然に防ぐ取組を行います。

□学校改築に当たっては、学校の適正規模を確保するため、通学区域の変更等も視野に入れて事業を推進します。また、学校施設を地域コミュニティの核として捉え、災害発生時における避難所としての機能強化や、地域活動の場としての活用についても地域の方々とともに検討しながら整備を進めます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	学校施設の改築		○	181
2	子どもの防災意識の向上		○	182
3	地域安全活動支援事業		○	182
4	妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり		○	183
5	交通安全運動の推進			183
6	街路灯整備事業			183
7	私道防犯灯助成事業			184
8	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援			184

各事業の概要と方向性

1	学校施設の改築	中期	学校施設計画担当課 学校施設担当課
	【事業概要】 子どもが安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにするため、学校施設の改築を進めます。 【取組の方向性】 少子化や再開発等による児童・生徒数の増減を踏まえ、通学区域の変更も視野に入れ、学校の適正規模を確保しながら学校改築事業を進めていきます。 学校改築を進めていくに当たっては、これまで実施してきた内容をしっかりと継続、改善するとともに、導入設備等の費用対効果を確認しながら、Z E B R e a d y を目標とした省エネルギー化、可能な限りの太陽光発電システムを設置します。 また、施設規模のコンパクト化・最適化を図り、新たな機能と改築経費のバランスが取れた整備を進めます。		

2	子どもの防災意識の向上	中期	地域防災担当課
	【事業概要】 公園、広場での地域のイベント行事や保育所、幼稚園、学校へ起震車や水陸両用車などが出向する防災啓発キャラバンを実施し、子どもの防災意識の啓発を行います。 また、一定の防災訓練カリキュラムを修了した中学生などに対して、区独自の「防災のちから認定証」を交付し、年齢に応じた防災意識を高める取組を推進することで地域の防災力向上の担い手として育成します。 【取組の方向性】 引き続き、事業を実施し、子どもの防災意識を高める取組を実施します。		
3	地域安全活動支援事業	中期	生活安全担当課
	【事業概要】 犯罪や事故の発生を減らし子ども・若者等の安全を守るため、警察署、地域団体、関係団体との連携を図りながら、子ども・若者等や地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全・安心な地域社会の形成を目指します。 【取組の方向性】 地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラの設置への支援や安全・安心情報メールによる犯罪・不審者情報の配信などにより、地域の防犯力向上を図ります。 また、関係機関と連携を図りながら、自転車の盗難防止対策や特殊詐欺被害の防止対策を推進します。		

4	妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり		中期	子育て政策課 危機管理課 地域保健課 子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 妊産婦や乳幼児の保護者及び乳幼児が、災害時においても安全・安心に避難生活を過ごせるよう、心身や生活の特性を踏まえ、妊産婦や乳幼児を対象とした避難所の設置や心身のケア、必要な備蓄等、適切な支援が届く仕組みづくりの検討を行っていきます。 【取組の方向性】 妊産婦乳児避難所について、定期的に訓練を実施し、その訓練の振り返りの中で課題を確認し、妊産婦乳児避難所を円滑に運営できるように取組を進めます。 乳幼児向けのミルクやオムツ等必要なものを引き続き備蓄していきます。 妊産婦や乳幼児に配慮した防災対策を推進していくため、関係機関と協議を行う等、具体的な検討を進めます。			
5	交通安全運動の推進			交通政策課 交通安全対策担当課
	【事業概要】 交通安全のための知識の向上、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車乗車時のヘルメット着用等、自転車の安全利用を図るため、広報かつしか等による周知、交通安全運動、交通安全教室等により、子どもと子育て家庭の交通事故防止を推進します。なお、令和4年度からは、中学校にのみ実施していた交通安全教室を、小学校から高校までに拡大しています。 【取組の方向性】 事業概要の内容を踏まえて、引き続き交通安全に対する周知を図るとともに、交通安全教室の拡大を推進します。			
6	街路灯整備事業			道路補修課
	【事業概要】 区民の申し出等により現地調査を行った結果、既存街路灯の間隔が広いなどの理由で照度基準を満たしていない場合、LED 照明の街路灯を新設します。 【取組の方向性】 照度不足となっている場所に街路灯の整備を行うことで、交通事故の防止など安全性の確保を図ります。			

7	私道防犯灯助成事業		道路補修課
	【事業概要】 私道上に、新たな LED 防犯灯の設置や老朽化した防犯灯の LED 化等を行う自治町会に対し、設置等に係る費用の一部を助成します。 【取組の方向性】 自治町会に対して私道防犯灯の整備等に助成を行うことで、私道における犯罪防止や通行の安全性の向上等を図ります。		

8	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援		生涯学習課
	【事業概要】 子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通じた危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。 【取組の方向性】 これまで取り組んだことのある団体の継続性をより図ることや、新規の取組団体を増やしていくため、この活動を学ぶ講座の内容や回数、取組への支援方法について見直して実施します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
公園再生事業	149
私立母子生活支援施設措置	166

基本方針4

子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

施策

④

非行・犯罪防止への支援



子どもや若者が非行や犯罪に陥ることのないよう、普及啓発を行います。

課題

【保護者への情報提供と支援の充実】

保護者は子どもや若者の成長において重要な役割を果たしています。しかし、非行や犯罪予防においては、保護者への情報提供や支援が不十分であるという課題があります。子どもや若者が非行や犯罪のリスクを理解し、保護者が適切な対応をするために、情報提供と支援の充実が必要です。

【社会参加の促進】

子どもや若者は社会参加を通じて自己肯定感や自己成長を促し、社会的なつながりを築くことが重要です。子どもや若者が現実の社会課題に対して主体的に取り組むためにも、必要に応じて支援する取組が必要です。

取組の方向性

□非行や犯罪防止のために、薬物乱用防止の周知活動を行います。

□「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省主唱の全国的な運動に参加し、駅頭広報活動や区民の集いを通じて犯罪や非行をした人の立ち直りについて広く理解を得る取組を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	薬物乱用防止啓発			186
2	社会を明るくする運動			186

各事業の概要と方向性

1	薬物乱用防止啓発		地域保健課
	【事業概要】 イベントや区立小・中学校での薬物乱用防止教室等を通じ、薬物の恐ろしさや危険性などについて、区民への周知活動を行います。 【取組の方向性】 子どもまつり等の各種イベントを通じ、薬物乱用防止啓発活動を行います。		
2	社会を明るくする運動		地域教育課
	【事業概要】 「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動です。 毎年7月の強調月間には、保護司会と共催し、駅頭における広報活動のほか、広く区民の理解を得るための「かつしか区民の集い」を実施しています。 また、保護司会独自に、子どもたちからの「ハガキによるメッセージ」の募集及びその報告や街頭での補導活動等を実施しています。 【取組の方向性】 非行・犯罪からの更生・社会復帰を支援するため、社会を明るくする運動を通して、非行・犯罪に陥った子ども・若者の立直りを支えるとともに、非行・犯罪のない地域づくりを進めていきます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
サポートチーム指導員派遣事業	130
消費者教育事業	137

基本方針5

子ども・若者の成長を 地域全体で支える環境を整えます

施策

①

地域による子ども・若者への支援

全庁的な連携はもとより、地域活動団体や関係機関を含んだ地域全体が有機的に連携する体制を構築し、子ども・若者への支援を行います。



課題

【子育てネットワークの構築】

地域の子育て力の向上のため、保育所等の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等がより一層連携を深め、地域全体に子育てサービスが行き届くようにする必要があります。

【地域活動団体との情報共有及び連携強化】

子ども・若者の抱える多様な課題や個別ニーズに対し適切に支援を行うためには、町会や青少年委員等の地域活動団体と区がそれぞれの役割等を明確にしながら相互理解をし、連携を強化する必要があります。

【企業向けのワーク・ライフ・バランスの推進】

「少子化対策調査」において、理想とする人生について、約5割の方が「子育てと仕事の両立を図りたい」と回答しています。

また、理想の数の子どもを持つために必要な条件については、約8割の方が「家庭と仕事の両立がしやすい環境」と回答しており、企業におけるワーク・ライフ・バランスの充実が求められています。

【地域の力による基盤強化】

「わくわくチャレンジ広場」では、平日の放課後について、コロナ禍前と同様の週5日の実施を目指しており、児童指導サポーターの人数は増えてつつありますが、全ての学校で週5日実施には至っていません。

そのため、新たな人材の確保や若年層の担い手育成に取り組み、全ての学校で週5日の実施を目指すとともに、対象学年の拡大や参加学年の制限を解消するなど、持続可能な運営基盤を築く必要があります。

取組の方向性

- 地域全体で子育てを支えていくために、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザが中心となり、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等と顔の見える関係を築き、相互が連携した子育て支援や地域づくりの仕組みを構築していきます。
- 子ども・若者の自立や健やかな育成等に係る支援を行う地域活動団体に対して、活動費の一部を助成することにより、地域の子ども・若者支援活動を活性化させていきます。
- 子ども・若者を地域全体で支援していくために、区と地域活動団体が相互の活動を理解し、支援が必要な子ども・若者を発見した際に、円滑に連携ができるように支援体制を整えます。
- 区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー（社労士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。また、育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
- 多様な世代に、ＳＮＳなどを活用して子どもたちを支援する活動の魅力を発信し、新たな担い手を確保して、地域による運営基盤の強化を図るとともに、わくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大などを図ります。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	企業向けセミナー		○	190
2	事業所向け啓発情報誌の発行		○	190
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	○	○	190
4	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業		○	190
5	子育て支援ネットワークの構築			191
6	地域の子育てボランティアの活用			191
7	葛飾区子ども・若者支援地域協議会			191
8	子ども・若者活動団体支援		○	192
9	婚活イベント実施団体への支援	○		192
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)			192
11	食育リーダー研修会			193
12	家庭教育関連事業			193
13	家庭教育講座			194
14	学校支援ボランティア			194
15	学校地域応援団活動支援事業			194
16	子ども会育成会活動支援			195
17	青少年育成地区委員会支援			195
18	青少年の地域参画の推進			195
19	地域の子ども会活動の充実			195
20	部活動の地域連携・地域移行		○	196
21	かつしか区民大学		○	196
22	子ども・若者応援ネットワーク連携講座			196
23	学校連携事業			197
24	かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備			197

各事業の概要と方向性

1	企業向けセミナー		中期	人権推進課 産業経済課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。 【取組の方向性】 若年層の定着支援を図るため、企業向けにセミナーを開催します。 ワーク・ライフ・バランスの推進には企業における取組が重要なため、取り組むメリットについて周知し、意識改革に取り組みます。			
2	事業所向け啓発情報誌の発行		中期	人権推進課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。 【取組の方向性】 優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上等、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや取組方法等について周知し、啓発・意識改革に取り組みます。			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	新規	中期	人権推進課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、優れた取組をしている区内企業を認定します。 【取組の方向性】 ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、認定を受けた際のインセンティブを設けより多くの企業の取組を推進します。			
4	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業		中期	産業経済課
	【事業概要】 区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー（社労士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。 【取組の方向性】 より多くの企業にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業の趣旨について周知を図り、利用を促進します。			

5	子育て支援ネットワークの構築		子育て政策課
	【事業概要】 地域全体で子育てを支えていくために、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザが中心となり、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等と顔の見える関係を築き、相互が連携した子育ての支援や地域づくりの仕組みを作っていきます。 【取組の方向性】 子ども未来プラザガイドラインに基づき、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等と、相互が連携した子育ての支援やネットワークの仕組みを構築し、支援を実施します。		
6	地域の子育てボランティアの活用		子育て政策課
	【事業概要】 地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。 【取組の方向性】 地域の子育て経験者がその経験等を生かし、子育て中の保護者を支援していけるような場を提供するほか、ボランティアの育成・支援を図り、協働して地域の子育て支援のニーズに対応します。		
7	葛飾区子ども・若者支援地域協議会		子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため協議会を設置し、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携及び協力体制の整備を行います。 【取組の方向性】 引き続き、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携等を進めます。		

8	子ども・若者活動団体支援	中期	子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する葛飾区内の子ども・若者（おおむね39歳まで）を対象に、子ども食堂や学習支援などの支援を行う地域活動団体に対し、活動の立上げに係る経費や運営経費の一部を助成することで、活動を支援します。 また、地域活動団体との連携を深めるための連絡会議を開催し、子ども・若者の適切な支援につなげます。 【取組の方向性】 区と地域活動団体が連携を強化し、困難等を有する子ども・若者を適切に支援するため、地域活動団体に対して区や関係機関の事業紹介や研修等を実施していきます。		
9	婚活イベント実施団体への支援	新規	子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 少子化の要因とされている晩婚化、未婚化に対する取組として、結婚の推進を目的とした独身男女の出会いの場を積極的に創出する婚活イベントの事業を行う団体等に対して、婚活イベントに係る経費を補助するとともに、周知等の支援を行います。 【取組の方向性】 団体に支援を行うことにより、若者のニーズを捉えた多様な趣向のイベントを通し、結婚を希望する若者への支援と少子化対策に寄与することを目指します。		
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		子育て応援課
	【事業概要】 区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。 【取組の方向性】 積極的に事業の周知を行い、事業認知度の向上に努めるとともに、着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。		

11	食育リーダー研修会		教育指導課
	【事業概要】 各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育全体計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図ります。 【取組の方向性】 「食育全体計画」を確実に全校で実施します。 また、栄養教諭、栄養士の活用を更に推進します。		

12	家庭教育関連事業		地域教育課
	【事業概要】 子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進するために「家庭教育応援制度」を設け、専門の講師を派遣します。 また、朝食の摂取状況や就寝時刻のチェックを通して子どもの基本的生活習慣の定着を図ることを目的とした「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」と基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを保護者に伝えるパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ」を作成・配付します。 デジタル社会でのネットリテラシーを身に着け、日頃のメディアとの付き合い方を見つめ直し、成長期の子どもの心と体の発育発達に影響を及ぼす生活リズムの乱れについて学習する「アウトメディア・チャレンジ（ノーテレビノーゲームデー）」学習会を開催します。 【取組の方向性】 （１）家庭教育の啓発推進 広報紙や区ホームページ、SNSを活用し、基本的生活習慣・マナーを身に付けることや家庭教育の大切さについて効果的な啓発の推進を図ります。 （２）保護者への支援 家庭教育応援制度におけるオンライン開催を支援するなど、家庭教育に関する保護者の学習機会を増やすとともに、保護者同士の交流を深めることで、子育てに悩む保護者を支援します。 （３）自主的な活動への支援 P T A 活動への支援に加え、子どもの育成に関わる活動を行う団体に対し、自主的に家庭教育を学べる機会の提供や活動を支援する取組を進めます。		

13	家庭教育講座		地域教育課
	【事業概要】 元小学校校長やスクールカウンセラーを講師とした「小学校ってこんなところ教室」を開催することにより、保護者及び就学前の幼児の不安を軽減します。 【取組の方向性】 地域において保護者同士が家庭の教育力の向上を図り、子どもの育成を支援する取組を推進するため、保護者から好評を得ている家庭教育講座は、集合型やオンライン型の講習会実施方法を検討し、参加者数の更なる拡大を図ります。		
14	学校支援ボランティア		地域教育課
	【事業概要】 中学校卒業以上の方を対象に学校支援ボランティア、大学生などを対象に学生ボランティアを各区立幼稚園、小・中学校の要請に応じ派遣し、学校教育の充実を図ります。 【取組の方向性】 学習活動やクラブ活動・部活動、不登校児童・生徒への対応、介助を要する児童・生徒への対応、環境整備等の小・中学校からの要請に応じて、学生ボランティア・学校支援ボランティアを派遣することで、地域の教育力を生かし、学校教育の充実を図っていきます。		
15	学校地域応援団活動支援事業		地域教育課
	【事業概要】 これまで学校と地域で築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組みです。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上等、多岐にわたっています。地域や保護者による様々な活動を継承・発展させ、主体的・組織的なものにするすることで、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図ります。 【取組の方向性】 (1) 学校地域応援団の活動支援 学校地域応援団事業が持続可能なものとなるよう、地域コーディネーターによる学校とボランティア間の調整機能を強化します。 そのために、研修会や情報交換会を実施するなど、3者が学校地域応援団の課題や解決策を共有し、円滑な活動ができるように支援します。 (2) 学校支援に参加しやすい環境づくり 学校や地域住民への冊子の配布や広報紙、区ホームページ等を活用し、学校地域応援団事業についての普及啓発を行い、地域住民が気軽に学校支援に参加できる環境づくりを進めます。		

16	子ども会育成会活動支援		地域教育課
	【事業概要】 子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業である「ジュニア・リーダー講習会」、「子どもまつり」、「かつしか少年キャンプ」等の開催や子ども会活動に関する相談の受付、情報の提供等により子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。 【取組の方向性】 子ども会育成会連合会との協働でイベントを実施するとともに子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を推進します。		
17	青少年育成地区委員会支援		地域教育課
	【事業概要】 青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、地区委員会に対して補助金を交付します。 また、「地区委員研修会」、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。 【取組の方向性】 今後も取組を継続していきます。		
18	青少年の地域参画の推進		地域教育課
	【事業概要】 青少年育成地区委員会や青少年委員会の協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進します。 【取組の方向性】 青少年育成地区委員会や青少年委員との協働により、青少年の健全育成を推進します。		
19	地域の子ども会活動の充実		地域教育課
	【事業概要】 地域の子ども会やジュニア・リーダーの活動の充実を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組を推進します。 【取組の方向性】 子ども会育成会連合会との共催事業でもあるジュニア・リーダー講習会で、子ども会のリーダーを育成し、子ども会活動の充実を図ります。		

20	部活動の地域連携・地域移行		中期	地域教育課 教育指導課
	【事業概要】 学校部活動について、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の機会を確保するため、中学校部活動顧問指導員及び中学校部活動地域指導者を配置する地域連携を引き続き実施するとともに、地域のスポーツ・文化芸術団体等への移行を図ります。 【取組の方向性】 地域連携を引き続き実施するとともに、中学校部活動の地域移行に向けた協議会にて検討を進め、本区にふさわしい地域連携・地域移行を推進します。			
21	かつしか区民大学		中期	生涯学習課
	【事業概要】 地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。 【取組の方向性】 「地域の人材育成」は、かつしか区民大学重点方針の1つであり、今後も継続して地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、講座内容や周知方法等を見直し、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。			
22	子ども・若者応援ネットワーク連携講座			生涯学習課
	【事業概要】 区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と連携し、学習の機会をつくり、区民へ周知することで不登校・ひきこもりへの関心を広げること、講座を開催する過程で関係者同士の関係をつなげる場をつくること、広報を通して学習機会等の情報を発信し、孤立している家庭等への支援の入口をつくることを目的として講座を実施しています。 【取組の方向性】 区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と定例会を継続的に実施し、関係団体同士の関係を深めながら、不登校・ひきこもりに関する講座を時代やニーズに合わせて実施します。			

23	学校連携事業		生涯スポーツ課
	【事業概要】 子どもに夢と希望を与え、スポーツの楽しさを実感してもらうため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業やクラブ活動等でトップアスリート等を始めとした専門指導員を講師に招き、スポーツ教室を実施します。 【取組の方向性】 引き続き、学校連携事業を進めるとともに、クラブ管外の小・中学校での事業実施も検討を進めます。		

24	かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備		生涯スポーツ課
	【事業概要】 葛飾区とのスポーツ協働事業や学校との連携事業を推進する等、かつしか地域スポーツクラブが、地域スポーツの担い手として重要な役割を果たすよう、更なる育成と活動の充実を図り、地域におけるスポーツ環境を整備します。 【取組の方向性】 引き続き学校連携事業を着実に進めます。 また、親子でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的に、親子を対象としたスポーツプログラムを増やします。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
ジュニア・リーダー講習会	115
子育て支援ボランティア派遣事業	178
放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	202

基本方針5

子ども・若者の成長を 地域全体で支える環境を整えます

施策

②

子ども・若者の居場所づくりの推進



子ども・若者が家庭や学校以外の居場所でも安心して過ごし、自己肯定感や自己有用感を育めるように、子ども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりを官民が連携・協働し、推進していきます。

課題

【学校施設などを活用した居場所の整備】

わくわくチャレンジ広場や学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、学校施設などを有効活用し環境を整備する必要があります。

【官民が連携・協働した居場所づくり】

「子ども・若者調査」では、5%程度の子どもが居心地のよさを感じる場所がないと回答しています。子ども・若者の居場所は、子ども・若者の成長や発達に伴い、求める居場所は異なり、心理的な要因や人間関係等により変化しやすいものです。そのため、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、誰一人取り残されることなく、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができる環境を整備する必要があります。

また、居場所づくりにおいては、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組む必要があります。

【地域の様々な居場所】

家庭や学校以外にも、子どものニーズに応じたパブリックスペースを整備するとともに、子どもの不安や課題に寄り添った支援を提供する必要があります。

取組の方向性

□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大などのほか、地域に身近な公園などの整備を行います。

□家庭や学校以外の居場所として、子どもが遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごせる環境として、子ども未来プラザを整備・運営していきます。また、居場所の提供とともに、子どもが抱える不安や課題を早期に発見し、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担っていきます。

□国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を参考にしながら、地域における子ども・若者の居場所の需要と供給の実態を把握した上で、ニーズに対応した居場所づくりに取り組みます。

□子ども・若者の居場所づくりの推進において、子ども食堂等の地域の子ども・若者に広く開かれた交流機能については、活動団体の自主性や主体性を尊重した運営を基本とし、区は活動費の一部助成や多くの子ども・若者が参加できるよう後方支援等を行っていきます。また、行政機関とつながれていない課題を抱えた子ども・若者等の居場所支援についても、地域活動団体等が担っていることもあるため、地域活動団体等と区が密に情報共有を行い、専門性の高い公的な支援につなげていけるように連携を強化します。

□養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路の相談支援等を行う場の提供や、子ども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた包括的な支援の提供について検討していきます。

□地域全体で子ども・若者の居場所づくりを推進するために、居場所づくりの担い手を集めたネットワーク会議を定期的を開催し、課題や情報の共有化を図り、支援体制を強化します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	かつしか子ども応援事業		○	200
2	児童育成支援拠点事業	○		200
3	地域の身近な公園の整備		○	200
4	特色のある公園の整備		○	201
5	校庭遊び場開放事業			201
6	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）		○	202
7	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業		○	202
8	青少年対象事業			203
9	図書館のヤングアダルトコーナーの充実			203

各事業の概要と方向性

1	かつしか子ども応援事業	中期	子ども・子育て計画担当課 子育て政策課
	【事業概要】 家庭の経済状況や養育環境等、様々な事情を有する子どもが、家庭や学校以外で安心して過ごすことができる場を提供します。 また、保護者の子育ての悩み・不安に応じる養育支援や、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者への学び直し、就学支援等を行います。 【取組の方向性】 事業の対象者を明確にし、実施場所や実施内容等の見直しを含め、支援が必要な子どもを適切に支援ができるように再構築を行います。		
2	児童育成支援拠点事業	新規	子ども・子育て計画担当課
	【事業概要】 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供するとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個別の支援を行います。 【取組の方向性】 ニーズ等を踏まえ、事業の実施について、検討を行います。		
3	地域の身近な公園の整備	中期	公園課
	【事業概要】 児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。 【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、子どもたちからの要望が多い遊びや活動が身近な公園でできるよう、小さな子どもが安心して遊べる遊具の設置やボール遊び専用広場等の整備を検討していきます。 また、公園の新設や改修をする際は、設置する遊具等の選定に当たって、近隣の保育施設や小学校などの子どもたちの意見を参考にしていきます。		

4	特色のある公園の整備		中期	公園課
	【事業概要】 区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法としては、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。 【取組の方向性】 特色のある公園の整備に当たっては、ボール遊び専用広場など多様な遊びができることや交通ルールを学びながら乗り物に乗れること、動物と触れ合えるなど、子ども・若者等が日常とは違う体験ができるような魅力ある公園の整備を行います。			
5	校庭遊び場開放事業			教育総務課
	【事業概要】 小・中学生を対象として土・日曜日、休日の午後、小学校 28 校において校庭を遊び場として開放します。開放の際には、ボールやなわとび等の遊具の貸出を行います。 【取組の方向性】 子どもたちが、学校の休みの日に身近な施設で安心して遊びやスポーツができるよう、事業を着実に実施してまいります。			

6	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	中期	地域教育課
	【事業概要】 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）とは、小学校の放課後や三季休業日等の学校休業日に、空き教室や体育館・校庭等を使用し、児童が地域の方々の見守りの中、安全かつ安心して自由に遊び、学ぶことができる場所です。自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動等、内容の充実を図り、子どもたちの自主性、社会性及び創造性を育みます。登録制による自由参加です。 【取組の方向性】 （１）実施日数の拡大 児童指導サポーターや運営委員会、学校の意見を調整し、協力を得ながら受入体制が整い次第順次実施日数を拡大します。 （２）対象学年の拡大 児童指導サポーターや運営委員会、学校の意見を調整し、協力を得ながら受入体制が整い次第順次対象学年を拡大します。 （３）学習、文化・スポーツプログラムの充実 児童に多様な体験・活動を提供するため、学習、文化・スポーツプログラムの充実を図ります。 （４）児童指導サポーターの活性化 様々な世代の人材を確保し児童指導サポーターの活性化を図るため、地域の方々や小学校ＰＴＡ等に児童指導サポーターの募集を行います。 （５）児童館及び学童保育クラブとの連携 近隣児童館と連携した「出前児童館」や校内学童保育クラブとの共通プログラムの実施の拡大を図ります。		

7	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業	中期	放課後支援課 地域教育課
	【事業概要】 学校施設を活用し、学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場といった枠組みにとらわれることなく、放課後等に全ての児童と一緒に過ごすことができる環境を整備します。 【取組の方向性】 学童保育クラブの待機児童が多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した待機児童対象の放課後居場所事業を実施します。 また、今後の放課後子ども支援事業の充実について引き続き検討を行います。		

8	青少年対象事業		生涯学習課
	【事業概要】 青少年が学び交流館等、区の施設を利用しながら仲間と交流を深め、活動できるよう各種事業を実施します。 【取組の方向性】 より多くの子どもに参加してもらえよう、各世代のニーズを捉えた魅力的な内容を展開するなど講座内容の充実を図ります。		

9	図書館のヤングアダルトコーナーの充実		中央図書館
	【事業概要】 中・高校生向けの資料の充実を図りながら、ヤングアダルトコーナーの利用を促進し、イベントの実施により中・高校生の図書館の来館につなげます。 また、グループ学習のできるスペースの提供を行い、中・高校生の利用促進を図ります。 【取組の方向性】 資料の充実に努め、進路、生きるための資料や中・高校生の興味のある資料を揃えます。 また、季節ごとの特集を組み、資料の利用促進を図ります。さらに、スペースの提供により、中・高校生が気軽に図書館を利用できるように努めます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
子ども未来プラザの整備	94
学童保育クラブの開所時間の延長	100
学童保育クラブ	104
若者の社会参加支援事業	142
子ども・若者活動団体支援	192

白紙ページ



第5章

子ども・子育て支援事業計画における
量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

（１）幼稚園や保育所等に関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する定員を確保する計画）

本区を河川や鉄道等によりエリア分けした「提供エリア（教育・保育提供区域）」ごとに、計画期間の5か年度それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」と、小規模保育事業や保育ママ等（地域型保育事業）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」等の合計（＝需要）に対し、その見込み数に見合う幼稚園や保育所等の定員（＝供給）を確保していくための計画（確保方策）を定める必要があります。

（２）「利用者支援事業」等の地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する提供体制を確保する計画）

（１）と同様に、提供エリア内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の19の事業をいいます。

①利用者支援事業	⑨乳児家庭全戸訪問事業
②時間外保育事業	（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
③放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ事業）	⑩養育支援訪問事業
④子育て短期支援事業 （ショートステイ事業・ トワイライトステイ事業）	⑪妊婦健康診査事業
⑤地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥一時預かり事業	⑬多様な主体の参入促進事業
⑦病児・病後児保育事業	⑭子育て世帯訪問支援事業
⑧子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	⑮児童育成支援拠点事業
	⑯親子関係形成支援事業
	⑰妊婦等包括相談支援事業
	⑱乳児等通園支援事業
	⑲産後ケア事業

(3) 保育所等を利用できる条件

保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなっています。

認定区分※1	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	<u>満3歳以上</u> の教育を希望する (保育の必要性がない) 就学前 の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	<u>満3歳以上</u> の保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間※2 保育標準時間※3	保育所 認定こども園
3号認定	<u>満3歳未満</u> の保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間※2 保育標準時間※3	保育所 認定こども園 小規模保育事業や 保育ママ等の地域型 保育事業

※1：幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する際に、支給認定を受ける必要があり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分がある。認定区分によって利用できる施設や時間が変わる。なお、1号認定とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定による認定区分、2号認定とは、同条第1項第2号の規定による認定区分、3号認定とは、同条第1項第3号の規定による認定区分をいう。

※2：「保育短時間（月48時間以上、120時間未満の就労）」利用：利用可能時間は最大8時間

※3：「保育標準時間（月120時間以上の就労）」利用：利用可能時間は最大11時間

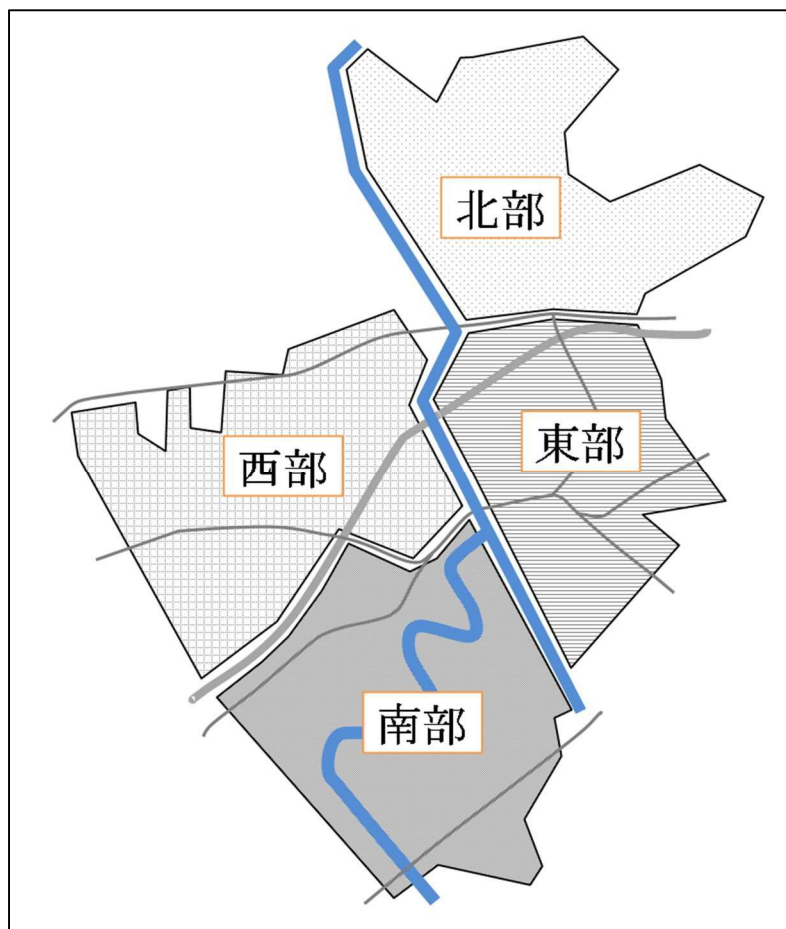
子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域、すなわち「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。

そのため、以下のとおり、教育・保育提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、本区の教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業の利用が制限されるものではありません。

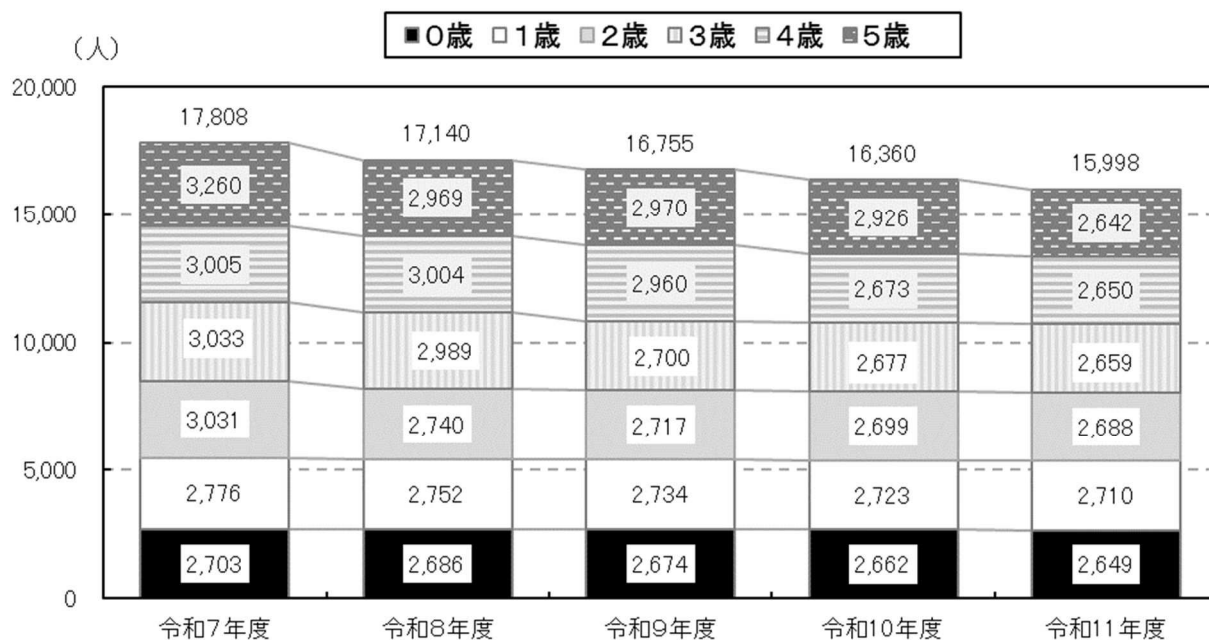
区分	区域	圏域の考え方
教育利用 (1号認定)	1区域 (区全域)	利用状況と利用希望がおおむね均衡し、広域利用も多いこと等から、区域を限定せず、「本区全域＝1区域」とします。
保育利用 (2号及び3号認定)	4区域	本区の地理的条件や社会的条件（河川、鉄道、道路）を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、 <u>東部、西部、南部、北部</u> の「4区域」とします。
地域子ども・子育て支援事業	1区域 (区全域)	基盤整備や事業実施上の効果等を総合的に勘案し、「本区全域＝1区域」とします。

【教育・保育提供区域（１号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域）】



教育・保育提供区域	該当地域
東部地域	奥戸 9 丁目／鎌倉 1～4 丁目／金町 1～6 丁目／高砂 2～8 丁目／ 細田 1・3～5 丁目／柴又 1～7 丁目／新宿 1～5 丁目
西部地域	お花茶屋 1～3 丁目／亀有 1～5 丁目／四つ木 3～5 丁目／ 小菅 1～4 丁目／西亀有 1～4 丁目／青戸 3～8 丁目／ 東堀切 1～3 丁目／白鳥 1～4 丁目／宝町 1・2 丁目／ 堀切 1～8 丁目
南部地域	奥戸 1～8 丁目／高砂 1 丁目／細田 2 丁目／四つ木 1・2 丁目／ 新小岩 1～4 丁目／西新小岩 1～5 丁目／青戸 1・2 丁目／ 東四つ木 1～4 丁目／東新小岩 1～8 丁目／東立石 1～4 丁目／ 立石 1～8 丁目
北部地域	新宿 6 丁目／水元 1～5 丁目／西水元 1～6 丁目／ 東金町 1～8 丁目／東水元 1～6 丁目／南水元 1～4 丁目

令和7年度から令和11年度までの0歳～5歳の推計人口を見ると、令和7年度は17,808人、令和8年度は17,140人、令和11年度は15,998人と計画期間中は減少傾向になると見込んでいます。



単位: 人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,703	2,686	2,674	2,662	2,649
1歳	2,776	2,752	2,734	2,723	2,710
2歳	3,031	2,740	2,717	2,699	2,688
3歳	3,033	2,989	2,700	2,677	2,659
4歳	3,005	3,004	2,960	2,673	2,650
5歳	3,260	2,969	2,970	2,926	2,642
計	17,808	17,140	16,755	16,360	15,998

※国の計画策定の手引きを踏まえて、過去の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により算出した推計値。

(1) 表の見方

単位：人

1 令和 7年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
	2 年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
					2歳	1歳	0歳	
	区 分		教育	保育				
	3 量の見込み		2,214	767	5,747	2,131	1,971	1,150
			2,981		10,999			
	確保 方 策	教育・保育施設	5 2,696	7,381	2,107	1,843	1,104	
		4 地域型保育事業	6 3,045		134	133	55	
その他		79			70	41 7		
8 確保合計		5,741	7,462	2,320	2,046	1,202		
			13,030					

①：計画年度

②：支給認定／年齢区分

・第1号＝教育利用（満3歳以上）

・第2号＝保育利用（満3歳以上）

・第3号＝保育利用（満3歳未満）

③：利用見込み数（一つの表に教育・保育が併記される場合のみ、区分を明記）

④：施設・事業区分

・教育・保育施設：新制度に移行した幼稚園、保育所、認定こども園

・地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

・その他：幼稚園、認証保育所

⑤：利用見込み数③に対する教育・保育施設、地域型保育事業における確保定員数

⑥：利用見込み数③に対する幼稚園における確保定員数

⑦：利用見込み数③に対する認証保育所における確保定員数

⑧：確保定員数の合計

(2) 教育・保育の確保方策の概要

本区では、年間を通じて利用しやすい保育環境を実現するため、前期計画期間内に教育・保育施設において新たに 616 人分の定員を確保してきました。本計画期間では、一部地域の一部の年齢で確保方策（定員）を上回る量の見込みとなっていますが、その他の年齢の確保方策（定員）の状況を踏まえ、新たな施設整備は行わず利用定員の弾力的運用等により対応します。

なお、計画期間中に量の見込みと実際の保育需要に大きな差があり、新たな施設整備等により保育定員を確保する必要がある場合には、計画の中間年を待たずに計画の見直しを行います。

単位：人

確保方策（定員）		区域	計画 開始時	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	増減
1	教育・保育施設 保育所 認定こども園	区 全 域	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	0
		東 部	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	0
		西 部	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	0
		南 部	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526	0
		北 部	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	0
2	地域型保育事業 小規模保育事業 家庭的保育事業等	区 全 域	322	322	322	322	322	317	△ 5
		東 部	0	0	0	0	0	0	0
		西 部	147	147	147	147	147	147	0
		南 部	127	127	127	127	127	127	0
		北 部	48	48	48	48	48	43	△ 5
3	その他 認証保育所	区 全 域	273	273	273	273	273	273	0
		東 部	36	36	36	36	36	36	0
		西 部	148	148	148	148	148	148	0
		南 部	89	89	89	89	89	89	0
		北 部	0	0	0	0	0	0	0
合計		区 全 域	13,030	13,030	13,030	13,030	13,030	13,025	△ 5
整備率 (定員／0～5 歳人口)			73%	73%	76%	78%	80%	81%	

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
					2歳	1歳	0歳	
	区 分		教育	保育				
	量の見込み		2,214	767	5,747	2,131	1,971	1,150
			2,981		10,999			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,696	7,381	2,107	1,843	1,104	
		地域型保育事業			134	133	55	
		その他	3,045	81	79	70	43	
確保合計		5,741	7,462	2,320	2,046	1,202		
			13,030					

令和 8年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
					2歳	1歳	0歳	
	区 分		教育	保育				
	量の見込み		2,108	732	5,574	1,930	1,962	1,148
			2,840		10,614			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
		地域型保育事業				134	133	55
		その他	3,045		81	79	70	43
	確保合計		5,741		7,462	2,320	2,046	1,202
13,030								

令和 9年度		支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
		年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
						2歳	1歳	0歳	
		区 分		教育		保育			
		量の見込み		2,007	696	5,395	1,914	1,945	1,146
				2,703		10,400			
		確 保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
			地域型保育事業				134	133	55
			その他	3,045		81	79	70	43
		確保合計		5,741		7,462	2,320	2,046	1,202
13,030									

単位：人

令和 10 年度		支給認定区分		第 1 号	第 2 号	第 3 号			
		年 齢		満 3 歳以上		満 3 歳未満			
						2 歳	1 歳	0 歳	
		区 分		教育		保育			
		量の見込み		1,924	665	5,200	1,900	1,944	1,150
				2,589		10,194			
		確 保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
地域型保育事業				134	133	55			
その他	3,045		81	79	70	43			
確保合計		5,741		7,462	2,320	2,046	1,202		
				13,030					

令和 11 年度		支給認定区分		第 1 号	第 2 号	第 3 号			
		年 齢		満 3 歳以上			満 3 歳未満		
							2 歳	1 歳	0 歳
		区 分		教育		保育			
		量の見込み		1,831	635	5,002	1,893	1,936	1,145
				2,466		9,976			
		確 保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
			地域型保育事業				132	131	54
その他	3,045		81	79	70	43			
確保合計		5,741		7,462	2,318	2,044	1,201		
				13,025					

(4) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

単位：人

		支給認定区分	第1号	第2号
		年 齢	満3歳以上	
令和 7年度	量の見込み		2,214	767
			2,981	
	確保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

		支給認定区分	第1号	第2号
		年 齢	満3歳以上	
令和 8年度	量の見込み		2,108	732
			2,840	
	確保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

		支給認定区分	第1号	第2号
		年 齢	満3歳以上	
令和 9年度	量の見込み		2,007	696
			2,703	
	確保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第 1 号	第 2 号
	年 齢		満 3 歳以上	
	量の見込み		1,924	665
			2,589	
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

令和 11 年度	支給認定区分		第 1 号	第 2 号
	年 齢		満 3 歳以上	
	量の見込み		1,831	635
			2,466	
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

※「確保方策」における「教育・保育施設（認定こども園・新制度に移行する幼稚園）」と「その他（幼稚園）」の確保数は、令和 7 年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性がある。

※令和 6 年 5 月 1 日現在の本区住民の区内施設利用人数は、2,794 人

※令和 6 年 5 月 1 日現在の本区住民の区外施設利用人数は、357 人

※令和 6 年 5 月 1 日現在の本区住民以外の区内施設利用人数は、644 人

(5) 保育利用に係る量の見込みと確保方策

①東部地域

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,334	451	398	234
			2,417			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
			2,934			

令和 8年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,342	385	397	233
			2,357			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
			2,934			

令和 9年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,328	383	392	233
			2,336			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
			2,934			

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,292	382	392	233
			2,299			
	確 保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
2,934						

令和 11 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,228	382	390	233
			2,233			
	確 保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
2,934						

②西部地域

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,759	678	621	395
			3,453			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

令和 8年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,689	615	615	399
			3,318			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

令和 9年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,601	609	611	398
			3,219			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,523	605	615	399
			3,142			
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

令和 11 年度		支給認定区分		第2号	第3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
					2歳	1歳	0歳
		量の見込み		1,466	603	611	397
				3,077			
		確 保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
			地域型保育事業		63	59	25
			その他	43	39	42	24
確保合計		2,190	724	636	375		
		3,925					

③南部地域

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,470	584	603	321
			2,978			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

令和 8年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,388	554	605	319
			2,866			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

令和 9年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,339	551	600	318
			2,808			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,319	545	597	322
			2,783			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

令和 11 年度		支給認定区分		第2号	第3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
					2歳	1歳	0歳
		量の見込み		1,288	541	599	319
				2,747			
		確 保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
			地域型保育事業		52	53	22
			その他	25	29	21	14
		確保合計		2,166	657	587	332
				3,742			

④北部地域

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,184	418	349	200
			2,151			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		19	21	8
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	418	382	239
			2,429			

令和 8年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,155	376	345	197
			2,073			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		19	21	8
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	418	382	239
			2,429			

令和 9年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,127	371	342	197
			2,037			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		19	21	8
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	418	382	239
			2,429			

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,066	368	340	196
			1,970			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		19	21	8
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	418	382	239
			2,429			

令和 11 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,020	367	336	196
			1,919			
	確 保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		17	19	7
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	416	380	238
			2,424			

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

事業名			目標単位	計画 開始時	令和 7年度	令和 11年度	増減
1	利用者支援事業	特定型	施設数	4	4	5	1
		こども家庭 センター型	施設数	12	12	12	0
2	時間外保育事業		施設数	132	132	132	0
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)		入会児童数	5,104	5,254	5,867	763
4	子育て短期支援 事業	ショートステイ 事業	施設数	1	2	2	1
		トワイライト ステイ事業	施設数	1	2	2	1
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)		施設数	72	72	72	0
6	一時預かり事業	幼稚園等	施設数	30	30	30	0
		保育所等	施設数	38	38	39	1
7	病児・病後児保育事業		施設数	11	11	11	0
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		年間延べ 利用人数	1,677	1,677	1,677	0
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)		訪問指導員数	24	24	24	0
10	養育支援訪問事業		事業者数	1	1	1	0
11	妊婦健康診査事業		妊婦健診回数	14	14	14	0
			超音波検査回数	4	4	4	0
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用				
13	多様な主体の参入促進事業		民間事業者による保育所 等設置件数（累計）	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)
14	子育て世帯訪問支援事業		年間延べ利用人数	—	408	378	378
15	児童育成支援拠点事業		事業実施の検討				
16	親子関係形成支援事業		実人数	—	6	5	5
17	妊婦等包括相談支援事業		面談実施合計回数	—	8,622	8,484	8,484
18	乳児等通園支援事業		年間延べ利用人数 (0～2歳合計)	実施方策等の検討		99	99
19	産後ケア事業		年間延べ利用人数	—	7,839	7,682	7,682

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1	利用者 支援事業	特定型	量の見込み (施設数)	4	4	5	5	5
			確保方策 (施設数)	4	4	5	5	5
		こども家 庭センタ ー型	量の見込み (施設数)	12	12	12	12	12
			確保方策 (施設数)	12	12	12	12	12
2	時間外保育事業	量の見込み (人)		3,356	3,238	3,173	3,110	3,044
		量の見込み (施設数)		132	132	132	132	132
		確保方策 (施設数)		132	132	132	132	132
3	放課後児童健全育 成事業 (学童保育クラブ 事業)	量の見込み (人)		5,867	5,867	5,867	5,867	5,867
		内 訳	小学 1 年生	1,995	1,995	1,995	1,995	1,995
			小学 2 年生	1,842	1,842	1,842	1,842	1,842
			小学 3 年生	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379
			小学 4 年生	507	507	507	507	507
			小学 5 年生	106	106	106	106	106
			小学 6 年生	37	37	37	37	37
		確保方策 (人)		5,254	5,404	5,554	5,704	5,867

事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
4	子育て 短期支援 事業	ショ ー ト ステイ 事業	量の見込み (延べ人数)	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569
			確保方策 (延べ人数)	3,415	4,296	4,296	4,296	4,296
			確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2
		トワイラ イトステ イ事業	量の見込み (延べ人数)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
			確保方策 (延べ人数)	5,660	7,180	7,180	7,180	7,180
			確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2
5	地域子育て支援 拠点事業 (子育てひろば事業)		量の見込み (延べ人数)	129,598	124,729	121,935	119,060	116,433
			量の見込み (施設数)	72	72	72	72	72
			確保方策 (施設数)	72	72	72	72	72
6	一時預か り事業	幼稚園等	量の見込み (延べ人数)	122,964	117,148	111,497	106,795	101,721
			内、定期利用保育 (延べ人数)	17,633	16,799	15,989	15,314	14,587
			確保方策 (延べ人数)	132,930	132,930	132,930	132,930	132,930
			確保方策 (施設数)	30	30	30	30	30
		保育所等	量の見込み (延べ人数)	15,537	14,889	14,501	14,070	13,744
			確保方策 (延べ人数)	65,306	65,306	66,035	66,035	66,035
			確保方策 (施設数)	38	38	39	39	39
7	病児・病後児保育 事業		量の見込み (延べ人数)	1,746	1,685	1,630	1,586	1,539
			確保方策 (延べ人数)	10,760	10,760	10,760	10,760	10,760
			確保方策 (施設数)	11	11	11	11	11

事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
8	子育て 援助活動 支援事業	就学 前児 童預かり	量の見込み (延べ人数)	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
		就学 児 童 預かり	量の見込み (延べ人数)	541	541	541	541	541
	(ファミリー・サポー ト・センター事業)		確保方策 (延べ人数)	1,677	1,677	1,677	1,677	1,677
9	乳児 家庭全戸訪問 事業 (こんにちは 赤ちゃん訪問事業)	量の見込み (人)	2,703	2,686	2,674	2,662	2,649	
		確保方策 (訪問指導員数)	24	24	24	24	24	
10	養育支援訪問事業	量の見込み (延べ人数)	50	50	50	50	50	
		量の見込み (事業者数)	1	1	1	1	1	
		確保方策 (事業者数)	1	1	1	1	1	
11	妊婦健康診査事業	量の見込み (初回健診数)	2,686	2,674	2,662	2,649	2,643	
		確保方策 (妊婦健診 実施回数)	14	14	14	14	14	
		確保方策 (超音波検査 実施回数)	4	4	4	4	4	
12	実 費 徴 収 に 係 る 補 足 給 付 を 行 う 事 業		確保方策 (実施内容)	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用				
13	多様な主体の参入 促進事業	量の見込み (民間事業者 による保育所 等設置件数)	0	0	1	0	0	
		確保方策 (民間事業者 による保育所 等設置件数)	0	0	1	0	0	

事業名		実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
14	子育て世帯訪問支援事業	量の見込み (延べ人数)	408	400	393	385	378
		確保方策 (延べ人数)	408	400	393	385	378
15	児童育成支援拠点事業	確保方策 (実施内容)	事業実施の検討				
16	親子関係形成支援事業	量の見込み (実人数)	6	6	6	6	5
		確保方策 (実人数)	6	6	6	6	5
17	妊婦等包括相談支援事業	量の見込み (面談実施 合計回数)	8,622	8,584	8,545	8,503	8,484
		確保方策 (子ども総合 センター等)	5,919	5,898	5,871	5,841	5,835
		確保方策 (上記以外で 業務委託)	2,703	2,686	2,674	2,662	2,649
18	乳児等通園支援事業	量の見込み (延べ人数) (0 歳児)	実施 方策等 の検討	11	11	10	10
		確保方策 (延べ人数) (0 歳児)		11	11	10	10
		量の見込み (延べ人数) (1 歳児)		45	45	44	44
		確保方策 (延べ人数) (1 歳児)		45	45	44	44
		量の見込み (延べ人数) (2 歳児)		46	46	45	45
		確保方策 (延べ人数) (2 歳児)		46	46	45	45

事業名		実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
19	産後ケア事業	量の見込み (延べ人数)	7,839	7,789	7,755	7,720	7,682
		確保方策 (延べ人数)	7,839	7,789	7,755	7,720	7,682

認定こども園の普及等に係る取組

6

(教育・保育の一体的提供及び体制の確保)

第5章

子ども・子育て支援法の趣旨は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、本区として、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であります。国は、既存の幼稚園・保育所が移行する場合における需給調整に係る特例措置を示しており、都道府県は、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、供給が地域の需要に都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に達するまでは、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定するものとされています。

そのため、本区では、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画上、具体的な数値としては定めず、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していくとする東京都の方針も踏まえ、既存の幼稚園や保育所からの移行について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

白紙ページ

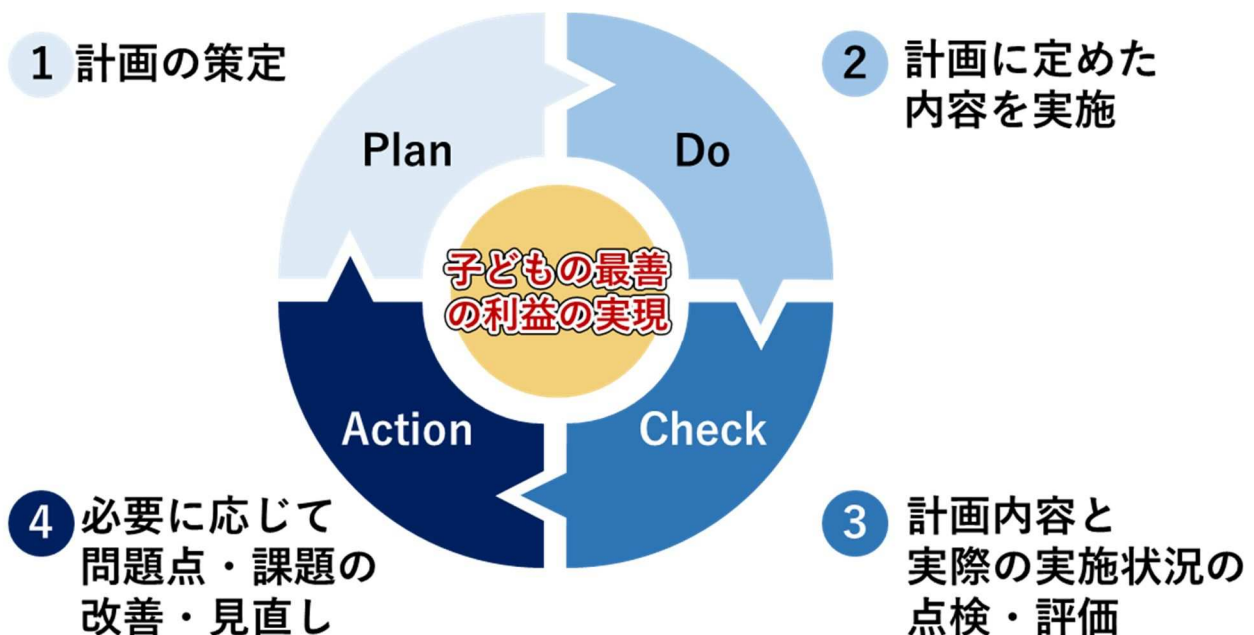


第6章

計画の推進体制

本計画で掲げる基本目標の実現を目指して各事業を着実に実施し、また、その内容等を子どもの最善の利益の視点から継続して点検・評価、必要に応じて問題点や課題の改善・見直しを行うことで、事業の効果をより向上させていきます。

事業の進捗管理は、各年度の実績を毎年確認し、その改善を図るPDCAサイクルによって行います。PDCAサイクルとは、Plan-Do-Check-Action（計画-実施-評価-改善）を継続的に行うことで、事業効果を高める手法です。本計画はその手法に則り、各年の事業の推進状況を確認しながら、その効果を継続的に高めていくことを目指します。



計画の推進に当たっては、子ども・若者、子育て家庭等の各分野に関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、本計画で位置付けた取組について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙や区ホームページ等、様々な媒体を活用して、広く区民に周知します。

子育て家庭へは、子育て支援サービスについて分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、育児支援ガイドブック等を活用し、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

また、子ども・若者については、成長や自立を支援し課題に対応する施策や機関・組織に対する認知度が低い状況では、課題を抱えた子ども・若者やその家庭が相談をしたい時に、相談できないまま不安を抱え込むことにもつながりかねません。個々の施策や機関・組織について周知を図り、子ども・若者の成長・自立を切れ目なく支える体制や課題への対応を総合的に周知するとともに、課題を抱えることになっても相談先にアクセスができるよう、ウェブサイトや SNS など多様な情報提供に取り組みます。

3 関係機関等との連携・協働

本計画で位置付けた取組は、子ども・若者・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。そのため、庁内の関係部局と定期的に情報交換を緊密に行い、施策の進捗状況等を共有し、庁内で横断的な対応ができるように事業推進を行います。

また、基本目標の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政等が各々当事者意識を持ち、相互に連携・協働しながら支援に取り組む必要があるため、関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わっていきます。

毎年度、計画に定められた事業の実施状況を点検・評価するとともに、区民等へのアンケートを実施して、満足度や要望等を把握し、子ども・若者からの視点、並びに子どもの育ちという視点も踏まえて検証・点検・評価を行います。

結果については、広報紙や区ホームページへの掲載等による区民への周知や、「子ども・子育て会議」及び「子ども・若者支援地域協議会」に報告するとともに、今後の計画の推進や見直しに反映させていきます。

計画の推進に当たり、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき設置した「葛飾区子ども・子育て会議」と子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき設置した「葛飾区子ども・若者支援地域協議会」の意見を踏まえ進めます。

葛飾区ひとり親家庭等向けアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査の目的

ひとり親家庭等の状況や支援のニーズを把握し、今後の施策及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する「自立促進計画」の策定に向けた基礎資料とするため実施したものです。

2 調査対象

葛飾区在住の児童扶養手当の認定を受けている方又はひとり親家庭等医療費助成制度を受けている方及びその方が養育している子ども

3 調査期間

令和6年12月17日～令和7年1月6日

4 調査方法

インターネット回答

なお、郵送にて依頼文を配付

5 回収状況

配付数	有効回答数		有効回答率
3,709 通	保護者	348 通	9.4%
	子ども	125 通	3.4%

6 調査結果の表示方法

(1) 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。

また、説明文では小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(3) クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数の合計が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法

です。

(4) 回答数が少ない場合には、一つの回答当たりの重みが大きく、比率が変動しやすい
ため、全体の状況を示しているとは限らない点において、結果の利用に注意が必要で
す。

(5) 解説における回答比率の変化の比較は、以下の指標に基づいて表現しています。

3 ポイント未満の変化…「大きな変化はみられません」

3 ポイント以上 5 ポイント未満の変化…「やや増加（または減少）しています」

5 ポイント以上 10 ポイント未満の変化…「増加（または減少）しています」

10 ポイント以上の変化…「大きく増加（または減少）しています」

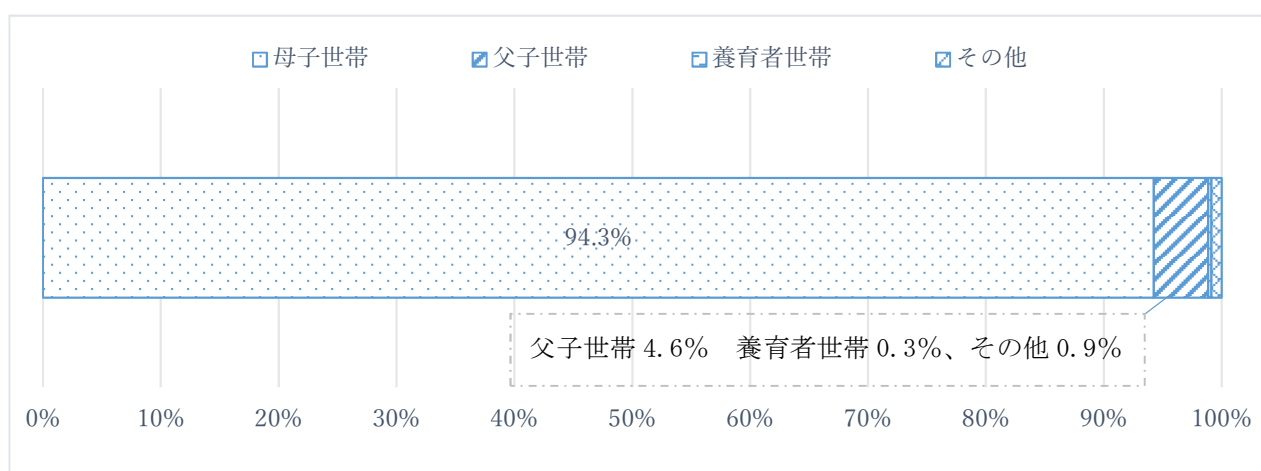
Ⅱ 調査結果

1 保護者向けアンケート

問1 ご自身の世帯構成についてお答えください。

「母子世帯」の割合が 94.3%を占めています。「父子世帯」の割合は 4.6%、「養育者世帯」の割合は 1.0%未満です。

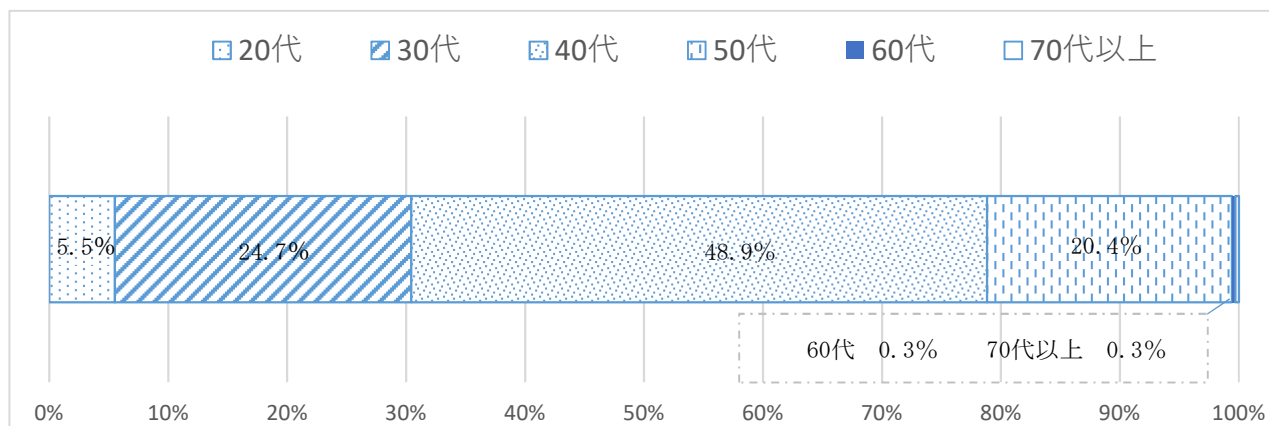
n=348



問2 現在のご自身の年齢をお答えください。

「40代」の割合が 48.9%と最も高く、次いで「30代」の割合が 24.7%、「50代」の割合が 20.4%となっています。

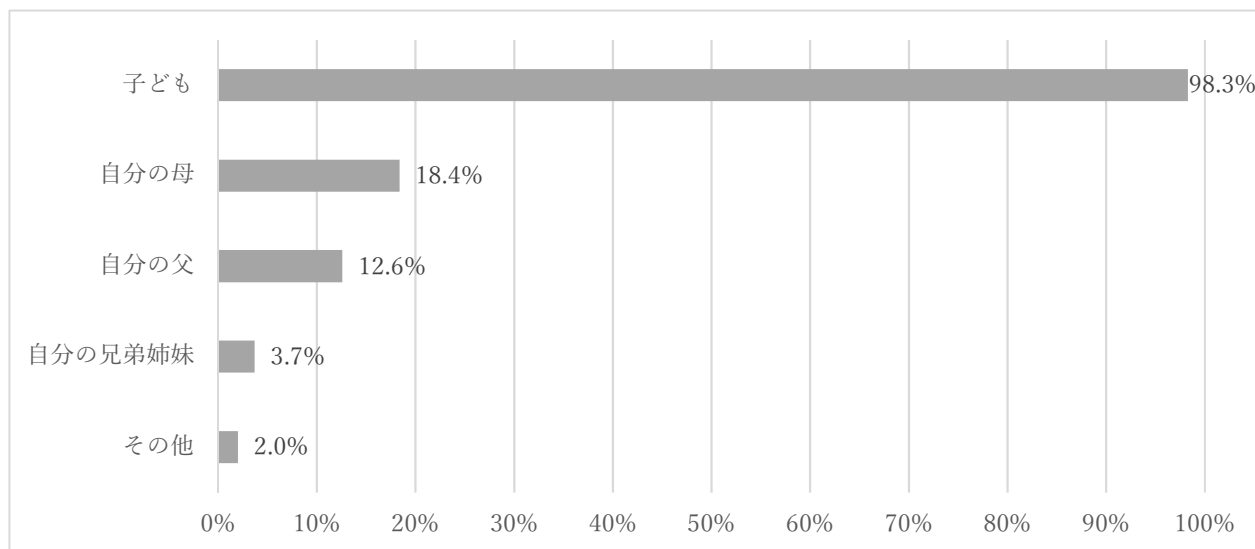
n=348



問3 同居している家族についてお答えください。

同居している家族では、「子ども」の割合は98.3%、次いで、「自分の母」の割合が18.4%、「自分の父」の割合が12.6%となっています。

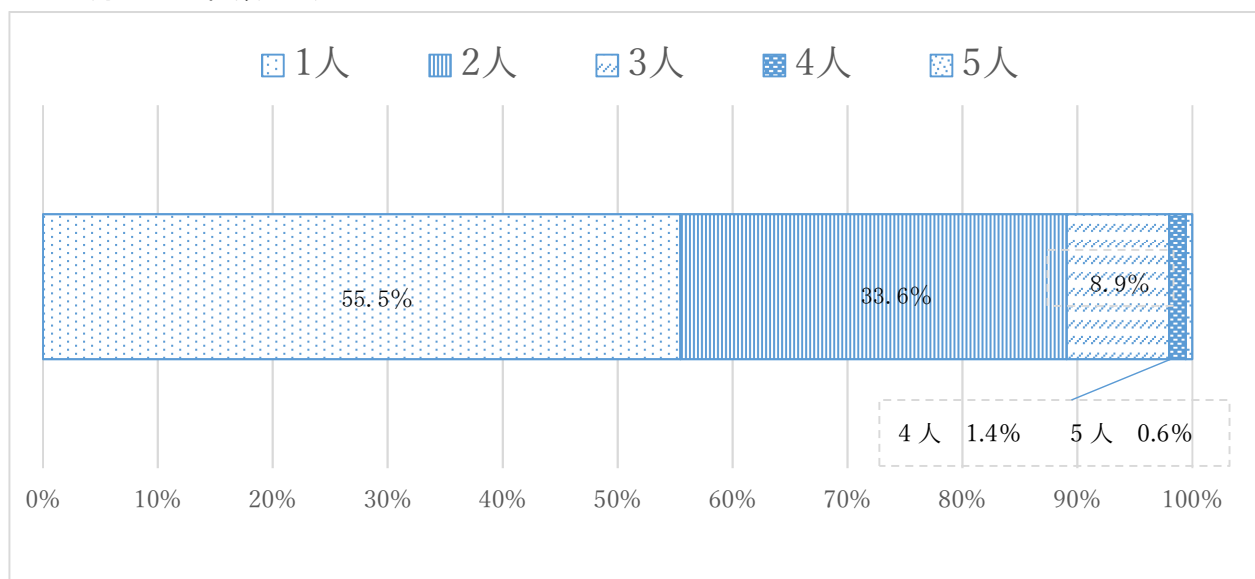
n=348



問4 同居しているお子さんの人数をお答えください。

「1人」の割合が55.5%で最も高く、次いで「2人」が33.6%、「3人」が8.9%の割合となっています。

n=348(子どもの総数 550)



問5－1①～8① 同居しているお子さんの年齢をお答えください。

同居している子どもの年齢別の割合では、「16歳」が9.1%と最も高く、次いで「13歳」が7.8%、「17歳」が7.6%の割合となっています。

n=550(子どもの総数)

単位: %

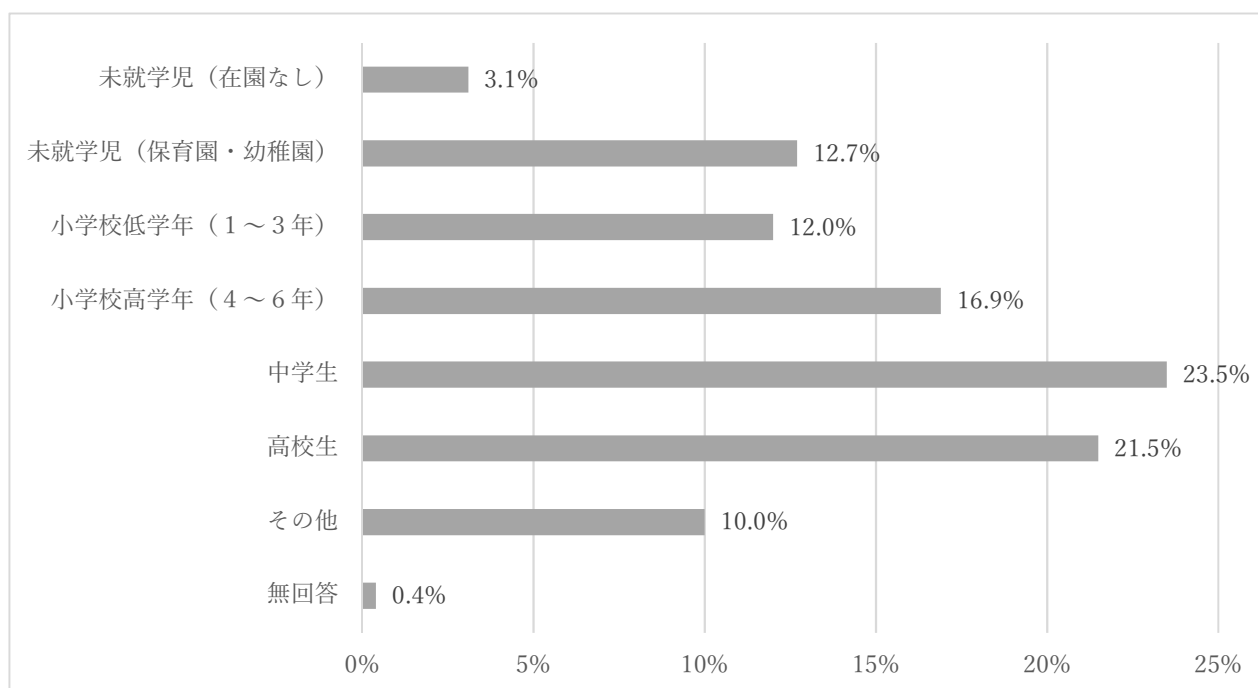
年齢 (歳)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
割合	1.3	1.6	2.2	1.8	2.4	3.5	4.9	4.2	3.3	4.4	5.8

年齢 (歳)	11	12	13	14	15	16	17	18	その他	無回答
割合	4.9	6.2	7.8	7.3	7.5	<u>9.1</u>	7.6	6.4	7.6	0.4

問5－1②～8② 同居しているお子さんの学年又は就学状況をお答えください。

「小学校低学年（1～3年）」、「小学校高学年（4～6年）」を合わせた小学生の割合が28.9%と高く、次いで「中学生」の割合が23.5%となっています。

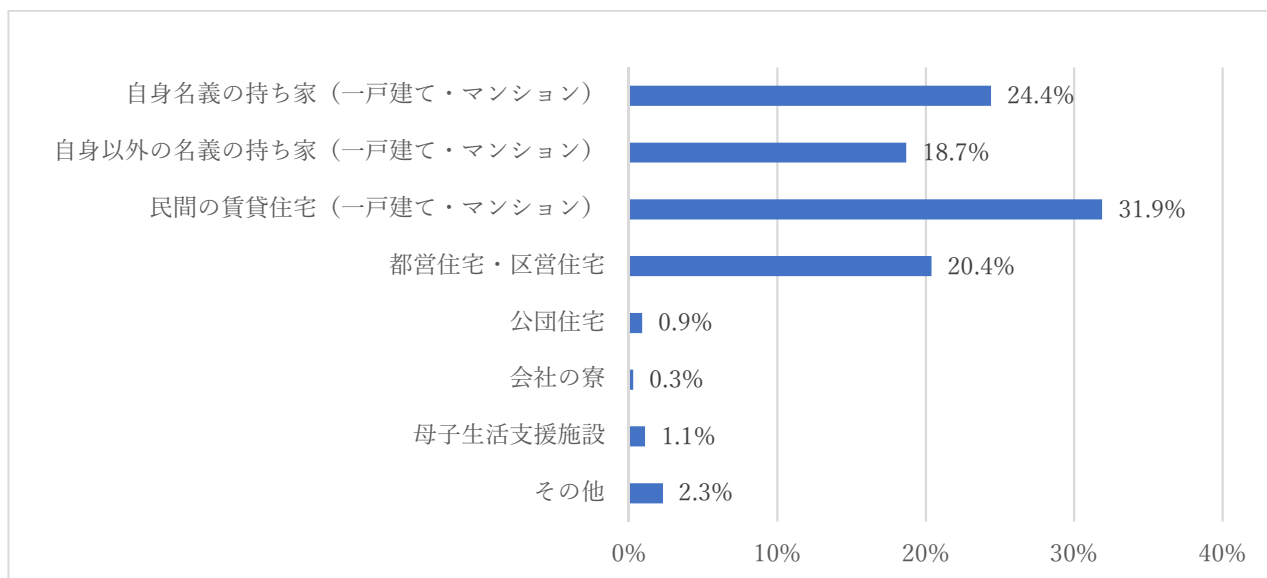
n=550(子どもの総数)



問6 現在のお住まいの状況についてお答えください。

「民間の賃貸住宅（一戸建て・マンション）」の割合が 31.9%と最も高く、次いで「自身名義の持ち家（一戸建て・マンション）」の割合が 24.4%、「都営住宅・区営住宅」の割合が 20.4%となっています。

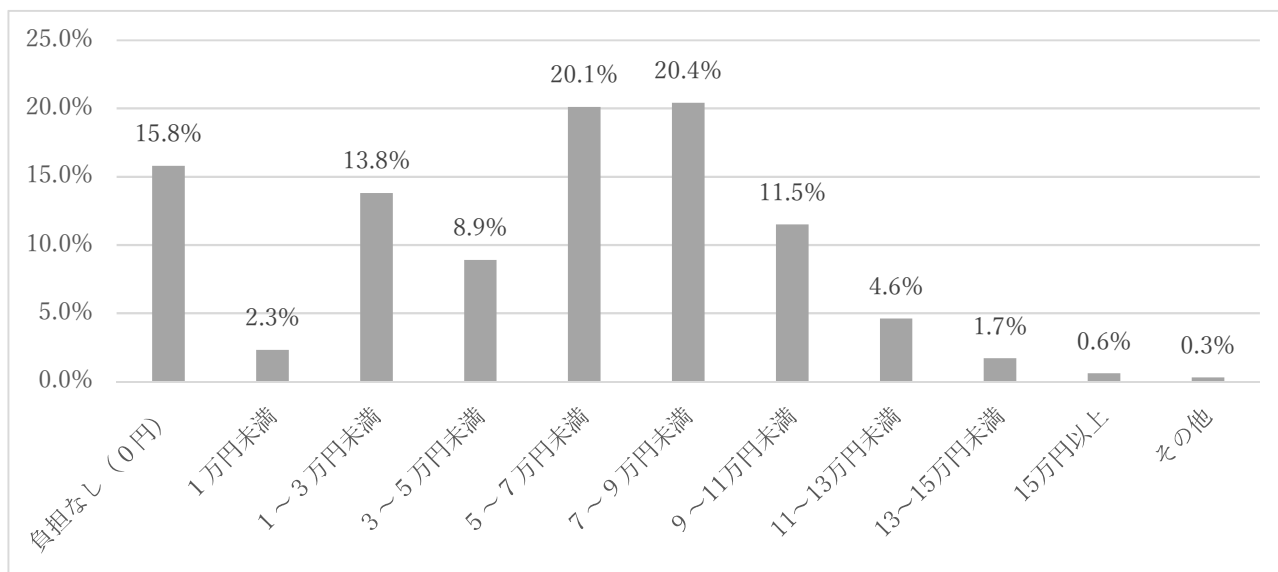
n=348



問7 家賃(管理費を除く)についてお答えください。

「7～9万円未満」の割合が 20.4%と最も高く、次いで「5～7万円未満」の割合 20.1%、「負担なし（0円）」が 15.8%となっています。

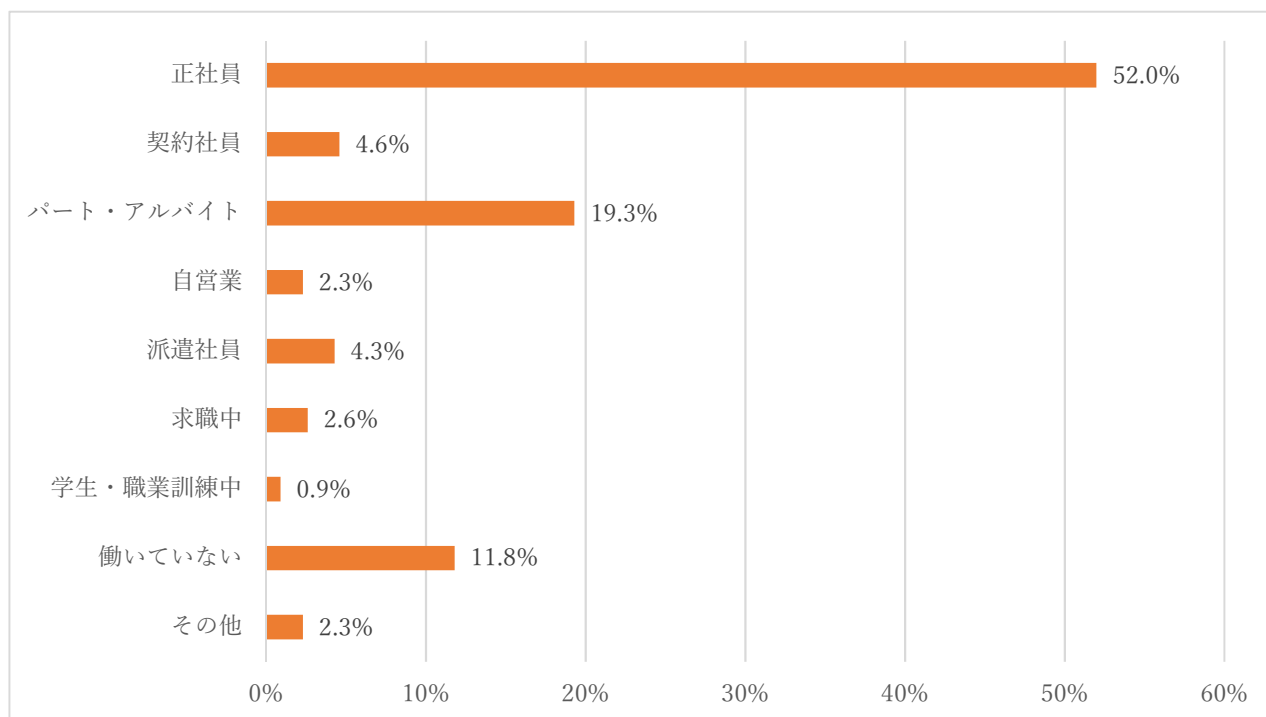
n=348



問8 現在のご自身の就業形態についてお答えください。

「正社員」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」の割合が 19.3%と高くなっていますが、「働いていない」の割合も 11.8%となっています。

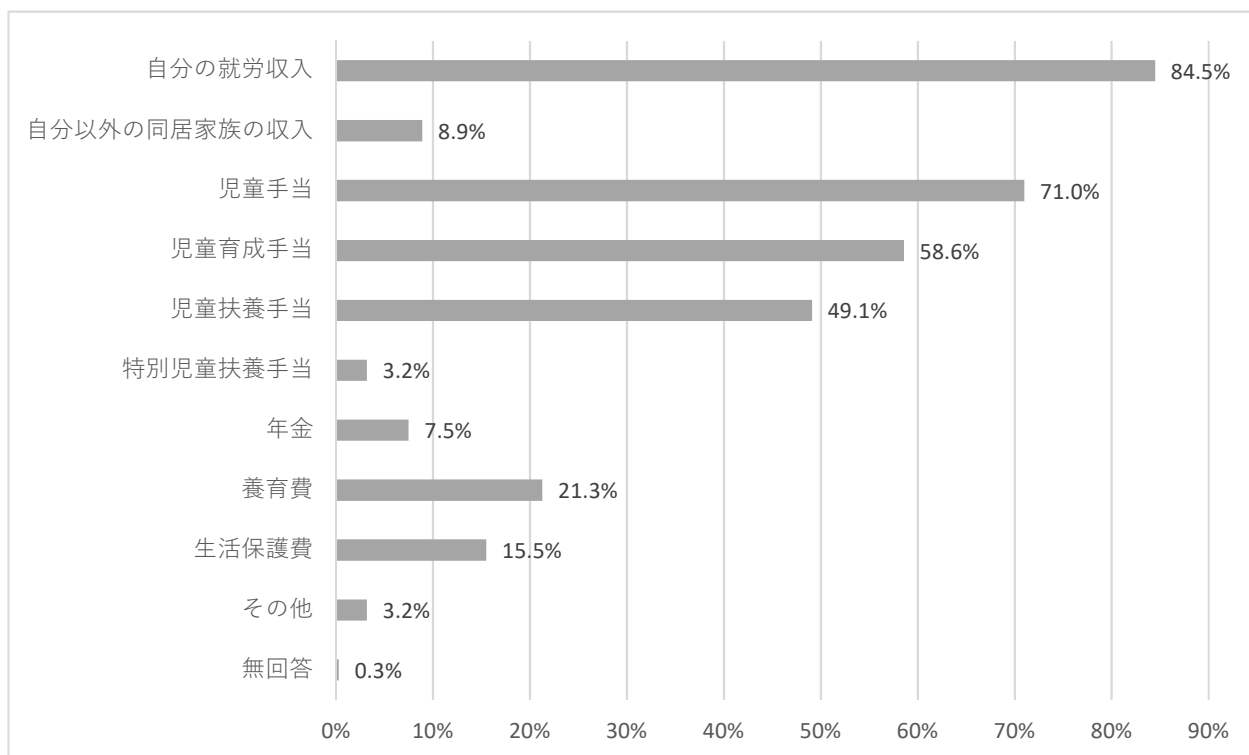
n=348



問9 昨年(令和5年1月～12月)における世帯全体が得ている収入の種類についてお答えください。(複数回答可)

「自分の就労収入」の割合が84.5%と最も高く、次いで「児童手当」の割合が71.0%、「児童育成手当」の割合が58.6%となっています。

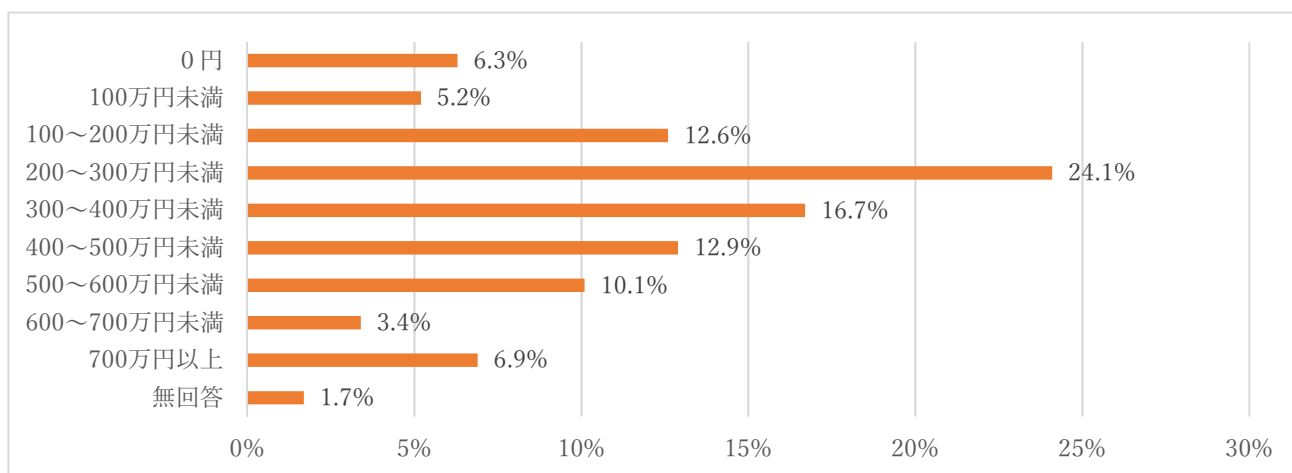
n=348



問 10 昨年(令和5年1月～12月)における世帯全体の収入状況についてお答えください。
(問9の合計)

「200～300 万円未満」の割合が 24.1%と最も高く、次いで、「300～400 万円未満」の割合が 16.7%、「400～500 万円未満」の割合が 12.9%となっています。

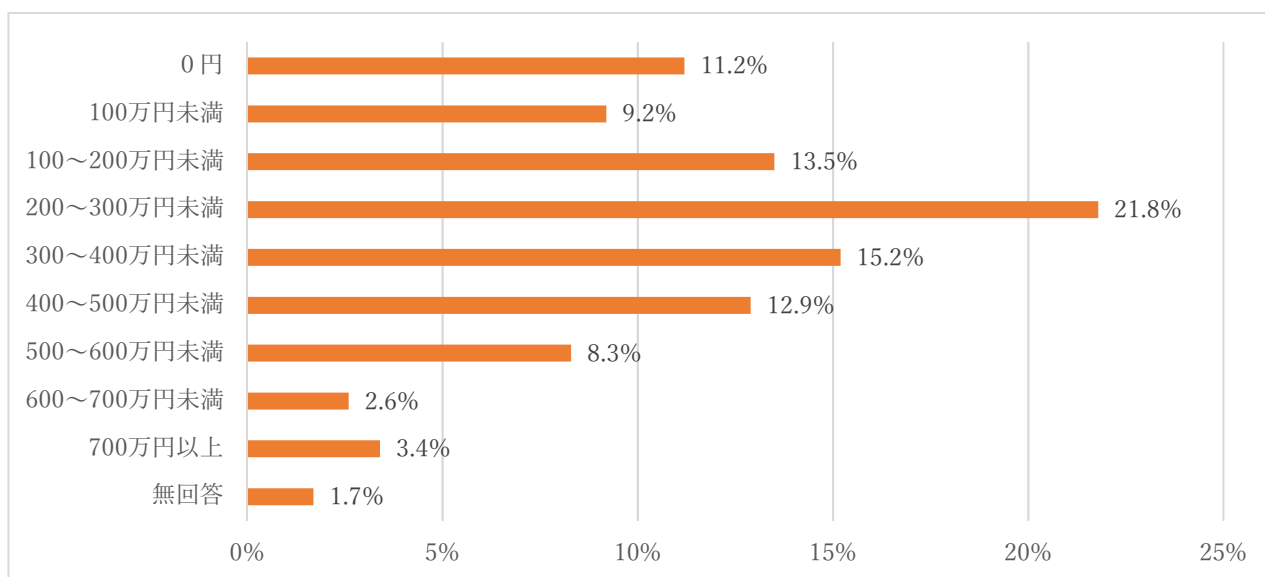
n=348



問 11 昨年(令和5年1月～12月)におけるご自身の収入状況についてお答えください。

「200～300 万円未満」の割合が 21.8%と最も高く、次いで「300～400 万円未満」の割合が 15.2%、「100～200 万円未満」の割合が 13.5%となっています。

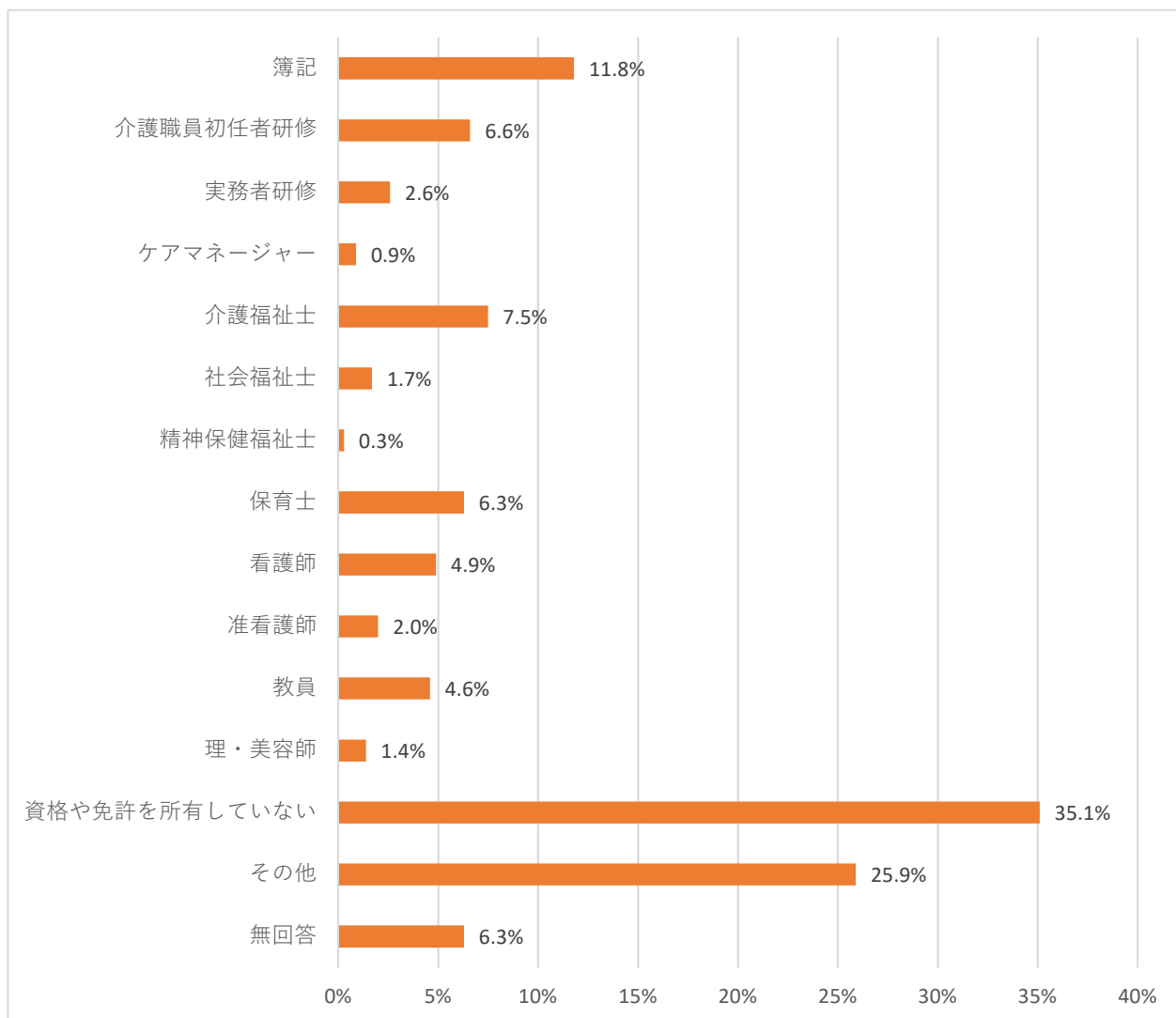
n=348



問 12 現在までに取得された資格や免許についてお答えください。（複数回答可）

「資格や免許を所有していない」35.1%、「無回答」6.3%を除いた58.6%の方が何らかの資格を持っており、中でも「簿記」の割合が11.8%、「介護福祉士」の割合が7.5%となっています。

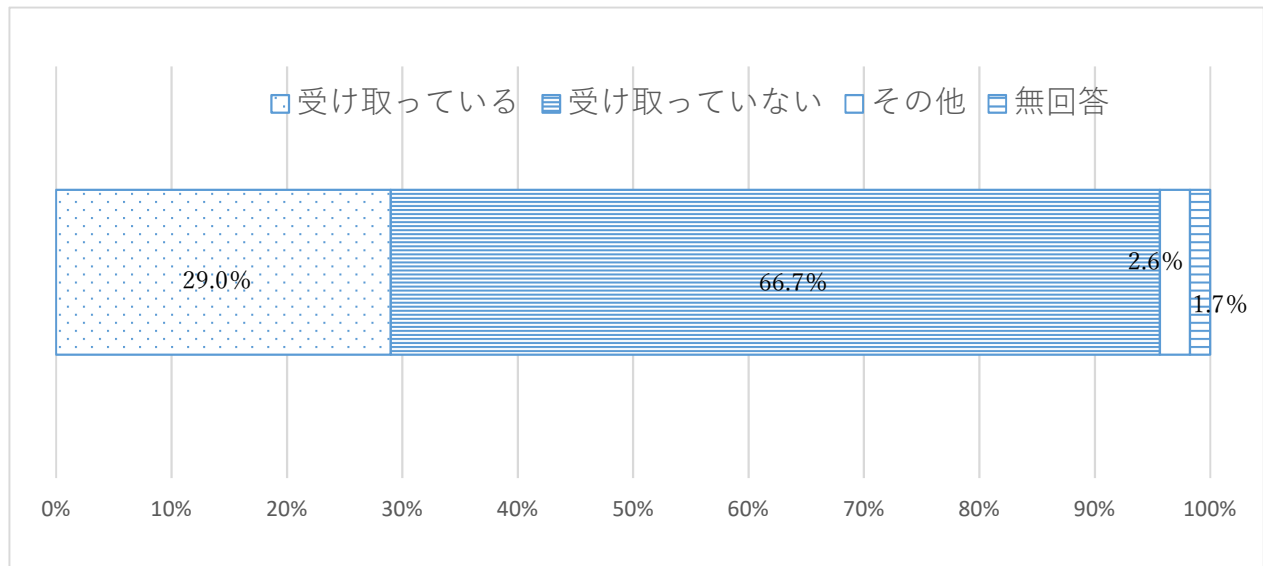
n=348



問 13－① 養育費を受け取っているかお答えください。(配偶者と離婚した方及び認知されている子を養育している方)

養育費を「受け取っていない」の割合が 66.7%となっており、「受け取っている」の割合は 29.0%にとどまっています。

n=348



子どもの年齢と養育費の有無

いずれの年代においても「養育費なし」の割合は、「養育費あり」の割合を上回っており、16～18歳では、75.4%、13～15歳では70.5%と高くなっています。

n=回答数

単位：%

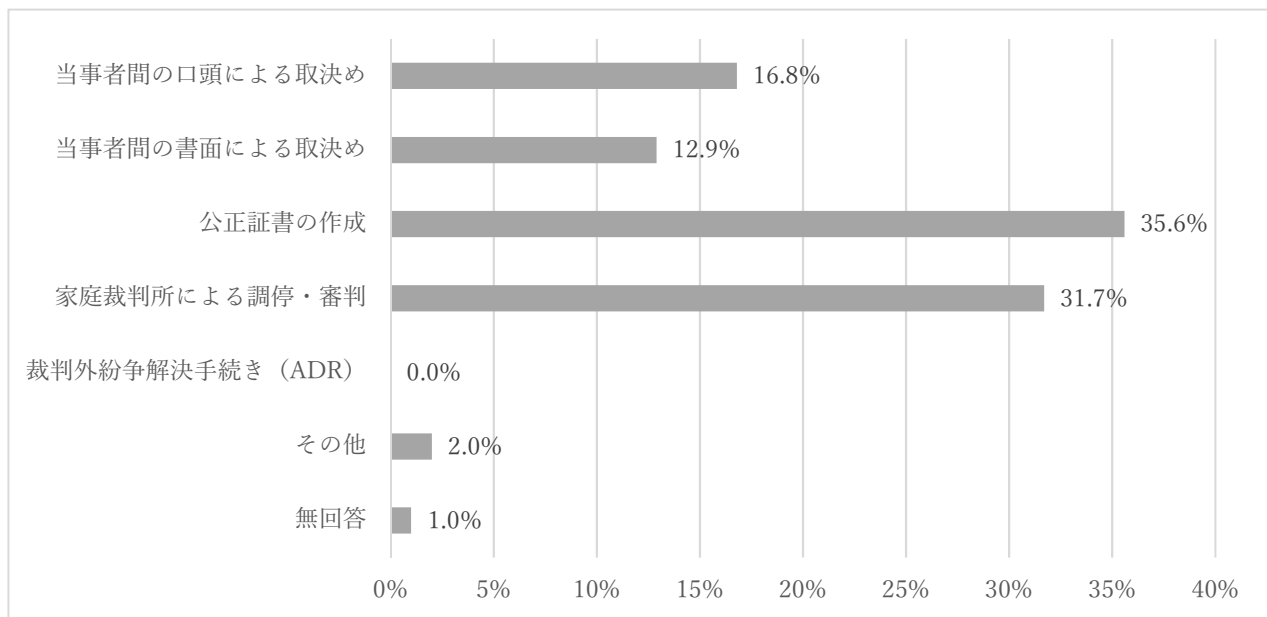
区 分	回 答 数	養 育 費 あ り	養 育 費 な し	そ の 他
0～5歳	68	36.8	<u>58.8</u>	4.4
6～8歳	67	38.8	<u>59.7</u>	1.5
9～12歳	114	36.0	<u>59.6</u>	7.4
13～15歳	122	27.0	<u>70.5</u>	2.5
16～18歳	126	21.4	<u>75.4</u>	3.2

問 13－②（養育費を受け取っている方のみにおたずねします）どのような方法で養育費の取決めをされましたか。

養育費の取決めでは、「公正証書の作成」の割合が 35.6%、次いで「家庭裁判所による調停・審判」の割合が 31.7%となっています。

また、「当事者間の口頭による取決め」16.8%や「当事者間の書面による取決め」も 12.9%の割合となっています。

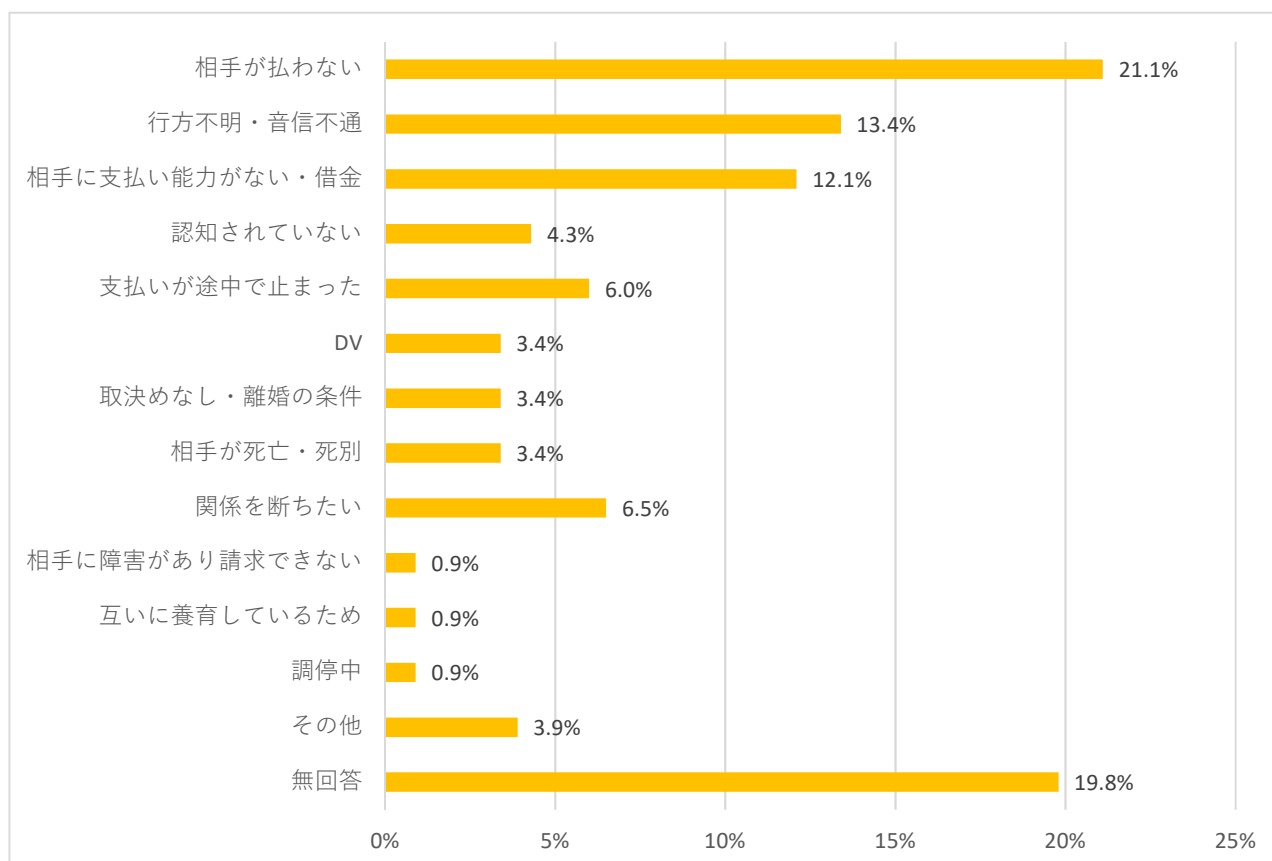
n=101



問 13－③（養育費を受け取っていない方におたずねします。）養育費を受け取っていない理由をお答えください。

「相手が払わない」の割合が 21.1%と最も高く、次いで「行方不明・音信不通」の割合が 13.4%、「相手に支払い能力がない・借金」の割合が 12.1%となっています。

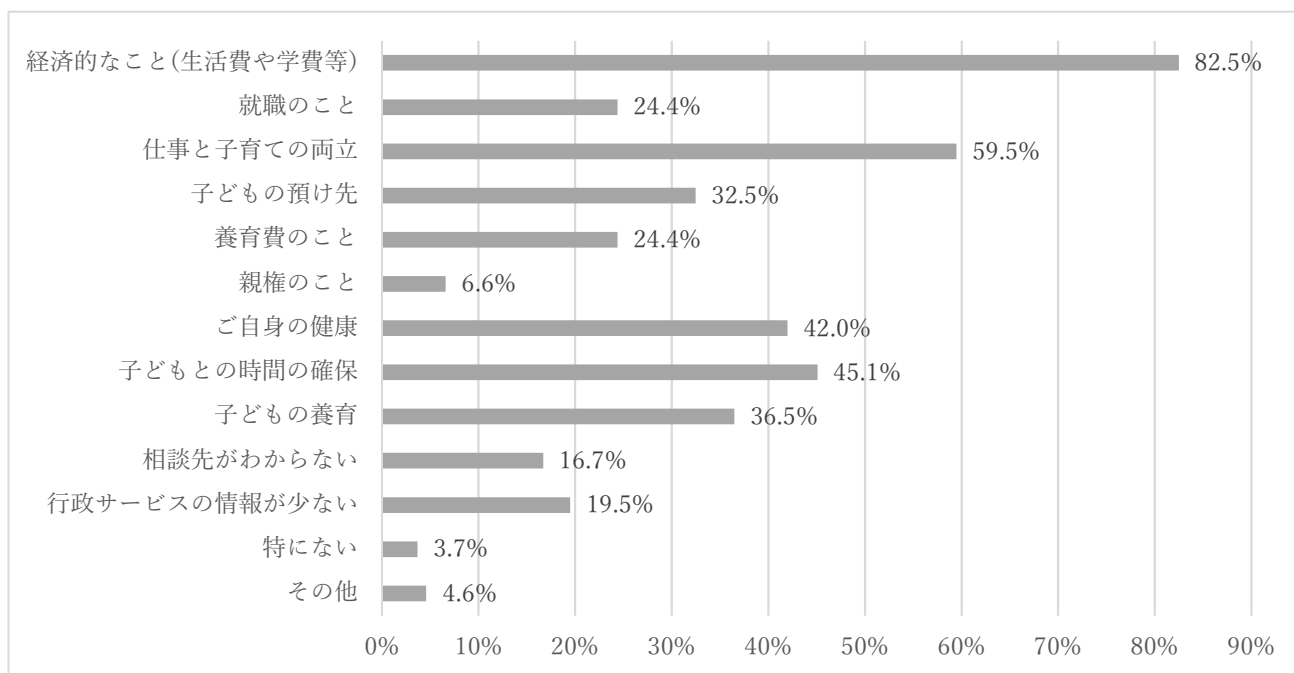
n=232



問 14 ひとり親家庭等になった際に、どのような不安や困りごとがありましたか。(複数回答可)

「経済的なこと（生活費や学費等）」の割合が 82.5%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立」の割合が 59.5%、「子どもとの時間の確保」の割合が 45.1%となっています。

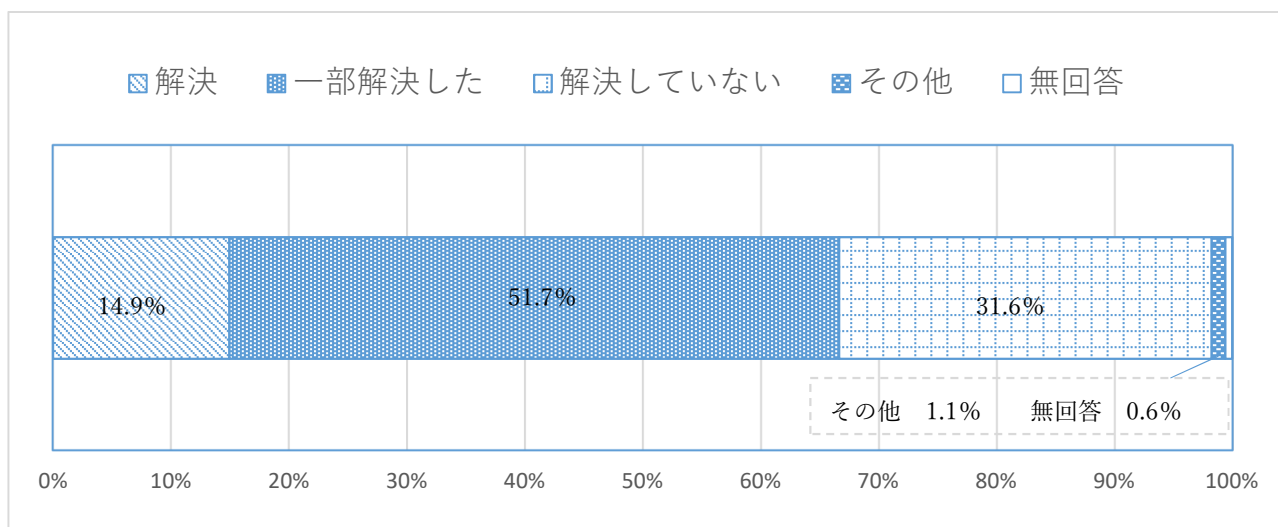
n=348



問 15－① 問 14(ひとり親家庭等になった時の不安など)の課題は解決していますか。

「一部解決した」の割合が 51.7%と最も高く、次いで「解決していない」の割合が 31.6%となっています。

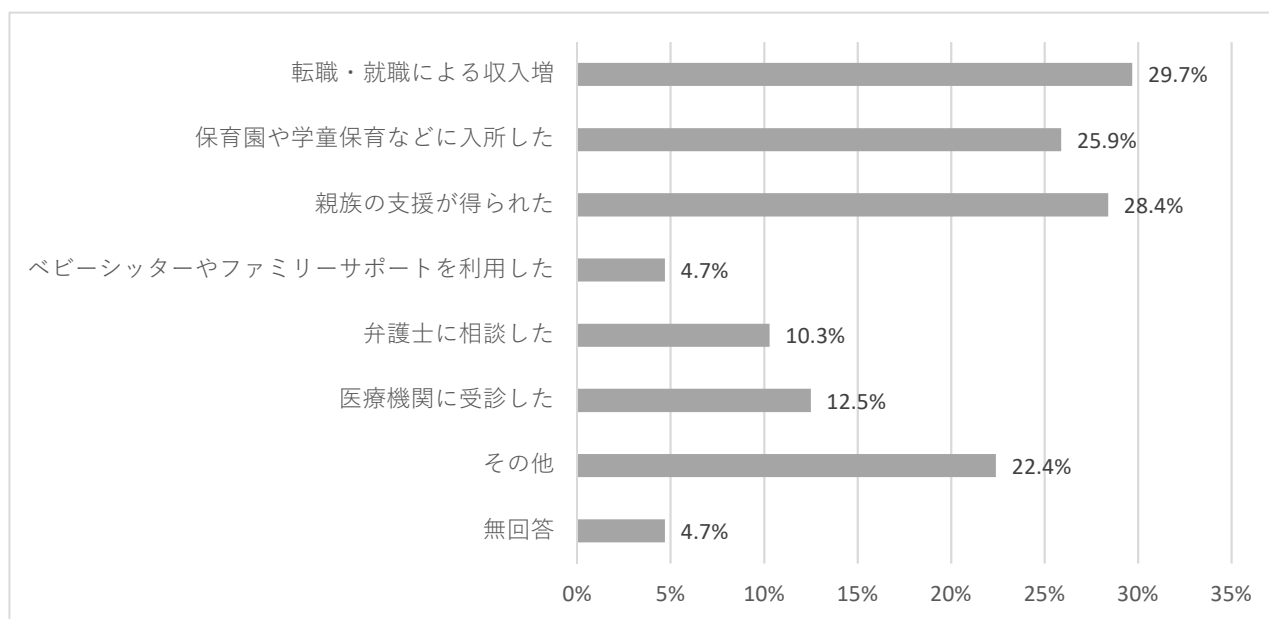
n=348



問 15－② 問 15－①(課題解決)で問題が解消した方はどのように解決しましたか。
(複数回答可)

「転職・就職による収入増」の割合が 29.7%と最も高く、次いで「親族の支援が得られた」の割合が 28.4%、「保育園・学童保育などに入所した」の割合が 25.9%となっています。

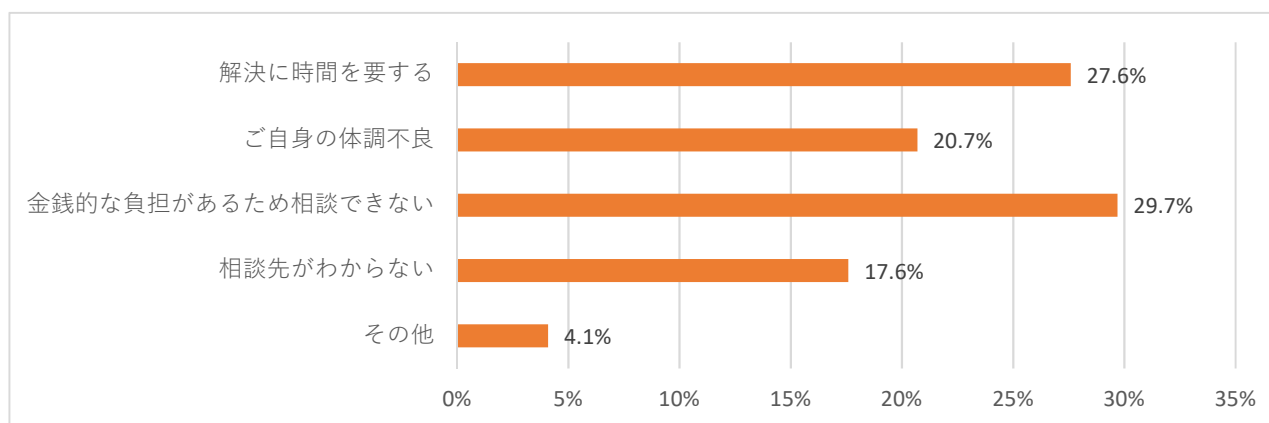
n=232



問 15－③ 問 15－①(課題解決)で問題が解決できていない場合には理由をお答えください。
(複数回答可)

「金銭的な負担があるため相談できない」の割合が 29.7%と最も高く、次いで、「解決に時間を要する」の割合が 27.6%、「ご自身の体調不良」の割合が 20.7%となっています。

n=290



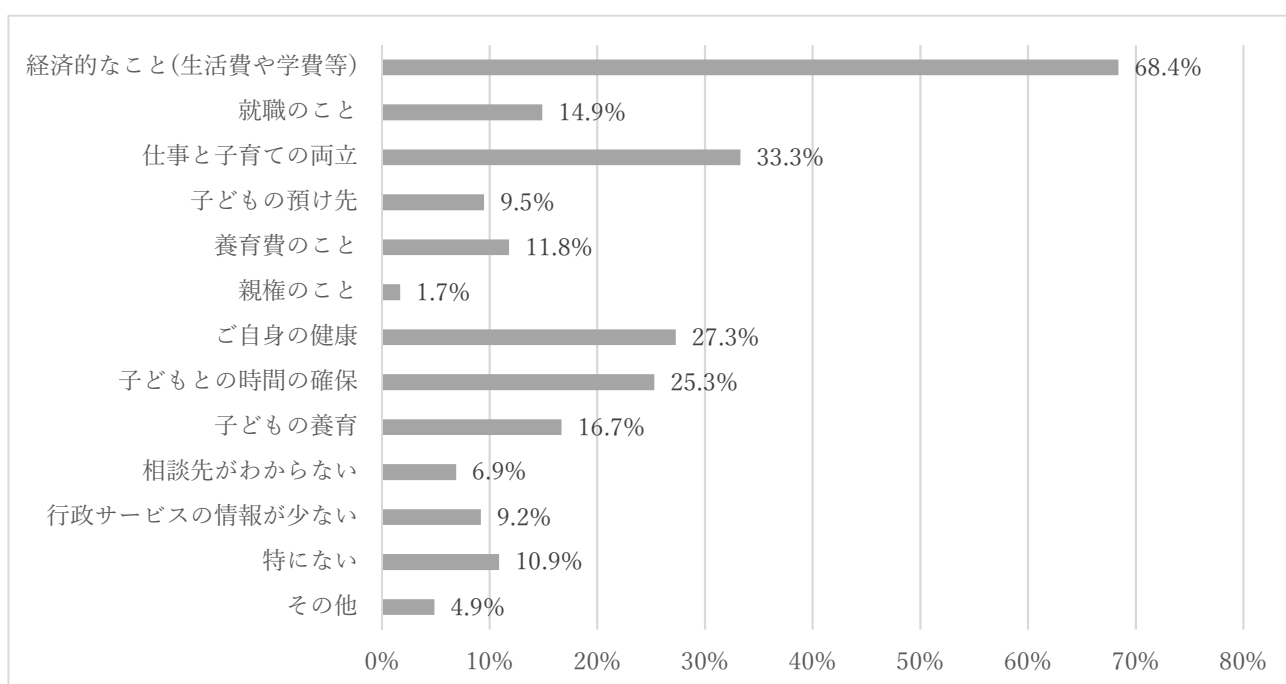
問 16 今、困っていることはありますか。(複数回答可)

「経済的なこと（生活費や学費等）」の割合が 68.4%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立」の割合が 33.3%、「ご自身の健康」の割合が 27.3%となっています。

ひとり親家庭等になった際の不安や困りごとと比較すると、悩みについてすべての項目で減少しており、「仕事と子育ての両立」は、59.5%から 33.3%と 26.2 ポイント、「子どもの預け先」は、32.5%から 9.5%と 23.0 ポイントと大きく減少しています。

困っていることが「特にない」は、3.7%から 10.9%と 7.2 ポイントと増加しています。

n=348



子どもの年齢と困っていることの関係

子の年齢を問わず、「経済的なこと（生活費や学費等）」、「仕事と子育ての両立」で困っている割合が高くなっています。

n=回答数

単位：％

区分	回答数	経済的なこと（生活費や学費等）	就職のこと	仕事と子育ての両立	子どもの預け先	養育費のこと	親権のこと	ご自身の健康	子どもとの時間の確保	子どもの養育	相談先がわからない	行政サービスの情報が少ない	特にない	その他
0～5歳	259	<u>19.3</u>	6.6	16.6	9.3	6.9	1.2	8.5	10.4	10.0	1.9	6.9	1.2	1.2
6～8歳	281	<u>18.5</u>	5.7	<u>18.5</u>	10.3	5.3	0.7	10.3	12.8	8.9	3.9	3.2	0.7	1.1
9～12歳	487	<u>17.9</u>	4.7	17.5	8.2	6.6	1.8	10.5	14.0	9.4	3.7	3.9	0.8	1.0
13～15歳	507	<u>20.7</u>	6.3	13.0	8.1	6.5	2.2	11.0	10.3	10.1	4.9	4.9	1.0	1.0
16～18歳	466	<u>24.2</u>	6.4	11.8	7.1	5.6	0.9	10.9	9.9	9.4	4.9	5.8	0.9	2.1

本人の収入と困っていることの関係

600 万円未満のすべての区分においては、「経済的なこと（生活費や学費等）」の割合が最も高く、600～700 万円未満の区分では、「仕事と子育ての両立」の割合が 19.2%と最も高くなっています。700 万円以上の区分では、「子どもの預け先」の割合が 18.0%と最も高くなっています。

n=回答数

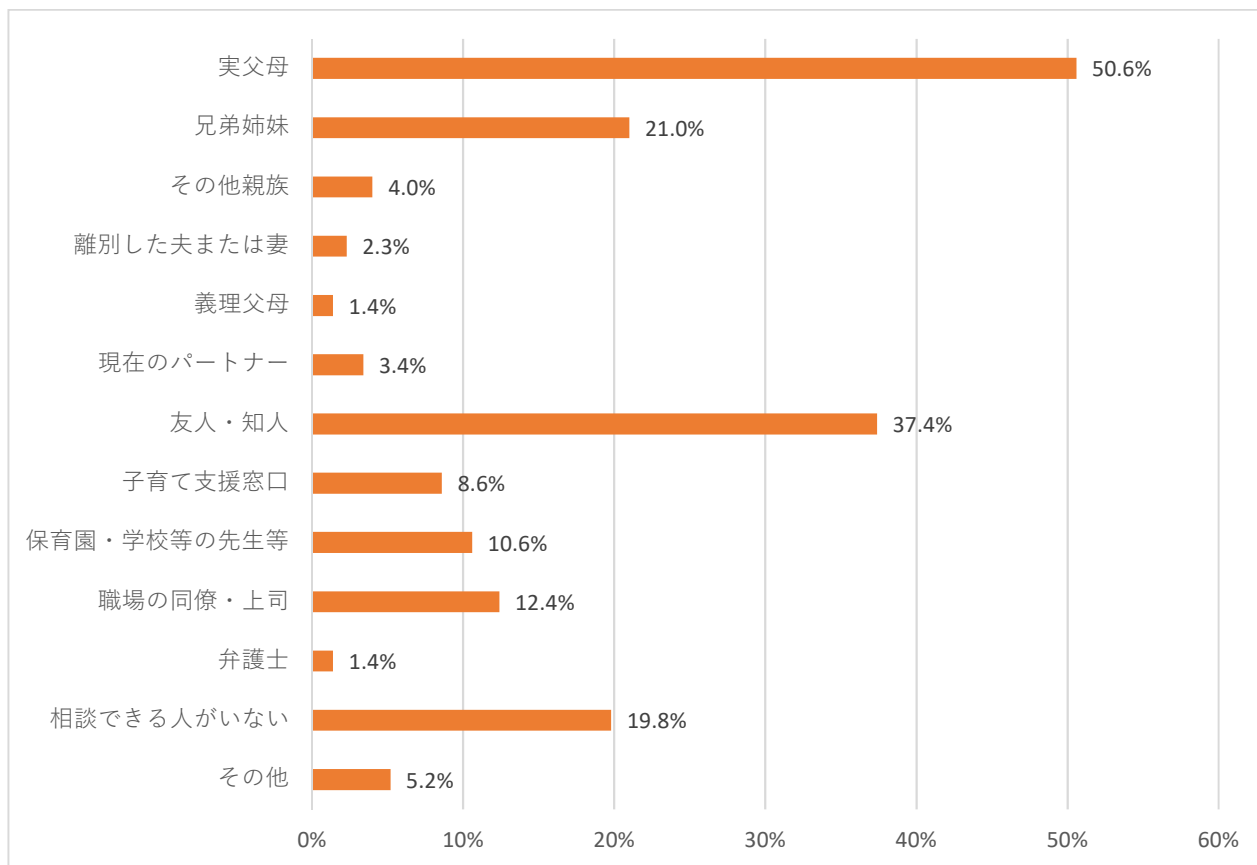
単位：%

区 分	回 答 数	経済的なこと（生活費や学費等）	就職のこと	仕事と子育ての両立	子どもの預け先	養育費のこと	親権のこと	ご自身の健康	子どもとの時間の確保	子どもの養育	相談先がわからない	行政サービスの情報が少ない	特にない	その他
収入なし（0円）	173	<u>19.1</u>	11.0	10.4	8.1	3.5	1.7	14.5	9.2	10.4	4.6	6.0	1.2	0.0
100 万円未満	99	<u>23.2</u>	7.1	13.1	8.1	4.0	1.0	15.2	6.1	9.1	3.0	4.0	4.0	2.0
100～200 万円未満	194	<u>22.7</u>	9.3	14.9	5.2	3.1	1.0	10.8	11.3	9.3	5.2	6.7	0.0	0.5
200～300 万円未満	304	<u>23.0</u>	5.9	16.4	8.2	5.6	2.0	8.9	10.9	8.2	4.6	4.3	0.7	1.3
300～400 万円未満	215	<u>20.0</u>	5.1	15.3	9.3	9.3	1.4	8.4	13.0	9.8	2.8	5.1	0.0	0.5
400～500 万円未満	189	<u>20.1</u>	3.7	16.9	7.4	9.5	1.1	10.1	13.2	8.5	3.2	3.7	0.5	2.1
500～600 万円未満	108	<u>19.4</u>	0.9	14.8	7.4	5.6	3.7	9.3	13.9	10.2	4.6	4.6	2.8	2.8
600～700 万円未満	26	15.4	3.8	<u>19.2</u>	7.7	7.7	0.0	15.4	15.4	11.5	0.0	0.0	3.8	0.0
700 万円以上	50	14.0	0.0	16.0	<u>18.0</u>	8.0	2.0	8.0	12.0	10.0	6.0	4.0	0.0	2.0

問 17 日常のことで、困ったときの相談先についてお答えください。(複数回答可)

「実父母」の割合が 50.6%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が 37.4%、「兄弟姉妹」の割合が 21.0%となっています。

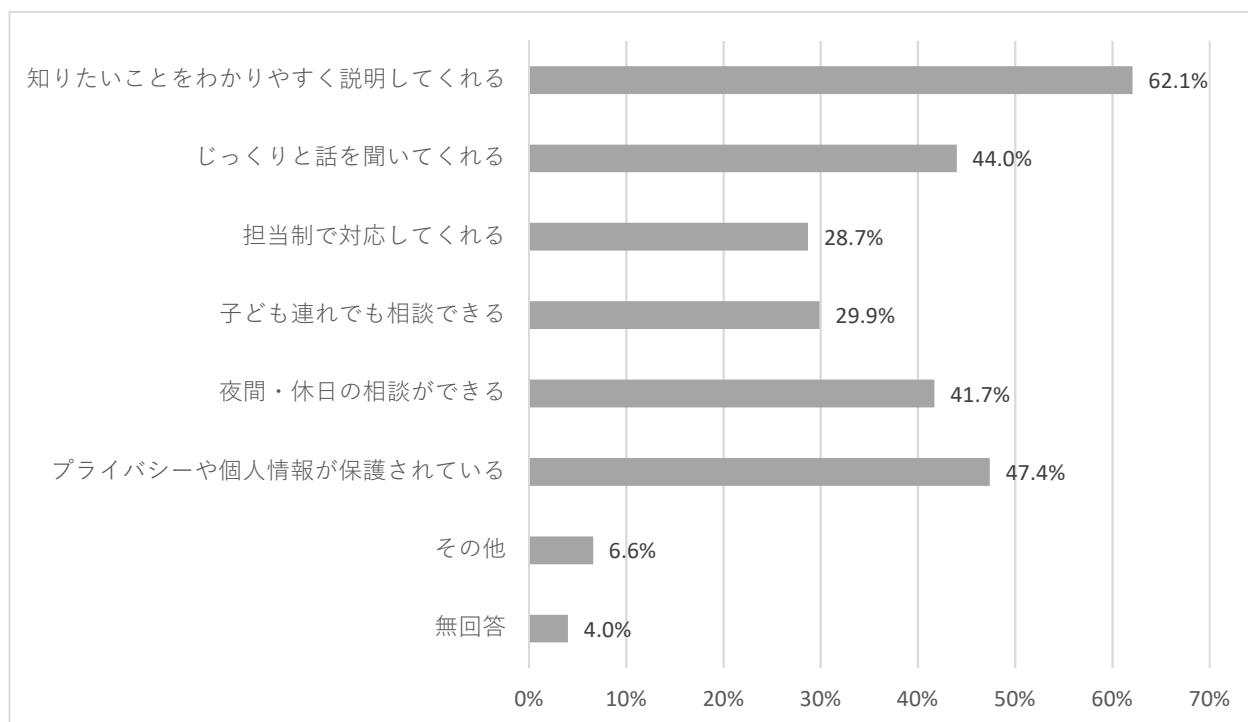
n=348



問 18 ひとり親家庭等への支援として各種相談を実施していますが、利用するにあたって重要だと思うことをお答えください。（複数回答可）

「知りたいことをわかりやすく説明してくれる」の割合が62.1%と最も高く、次いで「プライバシーや個人情報が保護されている」の割合が47.4%、「じっくりと話を聞いてくれる」の割合が44.0%となっています。

n=348



問 19～21－① ひとり親家庭等支援事業の認知度、利用した経験、利用希望についてお答えください。

事業のなかで認知度、利用した経験、利用希望がいずれも高いものは、「ひとり親家庭等医療費助成制度」となっています。

利用した経験は、「ひとり親家庭等医療費助成制度」を除くと、いずれの事業も 15.0%以下の割合となっています。

利用希望では、「ひとり親家庭等医療費助成制度」を除くと、「ひとり親家庭向け相談事業」の割合が 24.4%、次いで「教育訓練給付金事業」の割合が 16.4%、「東京都母子及び父子福祉資金貸付」の割合が 14.4%となっています。

n=348

単位：%

事業名	認知度 (問 19)	利用した経験 (問 20)	利用希望 (問 21－①)
ひとり親家庭向け相談事業	39.7	13.5	24.4
私立母子生活支援施設の利用	21.6	3.7	6.0
就労相談	57.5	11.2	12.6
高等職業訓練促進給付金等事業	33.6	4.6	12.9
教育訓練給付金事業	37.1	6.6	16.4
応急小口資金貸付	11.2	1.4	9.5
東京都母子及び父子福祉資金貸付	16.4	4.6	14.4
養育費受け取り支援事業	12.4	1.7	10.9
ひとり親家庭等医療費助成制度	<u>67.2</u>	<u>39.1</u>	<u>35.1</u>
ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	15.5	2.6	13.5
その他	1.1	0.6	5.5
どれも知らない(利用したことがない、利用したいと思わない)	13.5	43.1	19.0
無回答	0.9	0.3	0.9

子どもの年齢と求めている事業の関係

すべての年齢で「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「ひとり親家庭向け相談」の割合が高くなっています。子が6～8歳の年齢では、「就労相談」も高く、子が16歳以上の年齢では、「東京都母子及び父子福祉資金貸付」の割合も高くなっています。

n=回答数

単位：％

区 分	回 答 数	ひとり親家庭向け相談	私立母子生活支援施設の利用	就労相談	高等職業訓練促進給付金等事業	教育訓練給付金事業	応急小口資金貸付	東京都母子及び父子福祉資金貸付	養育費受け取り支援事業	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	その他	どれも利用したいと思わない
0～5歳	143	11.9	5.6	10.5	8.4	11.2	5.6	5.6	6.3	<u>18.9</u>	5.6	0.7	9.8
6～8歳	126	11.9	3.2	<u>12.7</u>	7.9	11.1	8.7	5.6	4.0	<u>12.7</u>	8.7	4.0	9.5
9～12歳	221	14.0	5.0	5.9	8.1	10.9	4.1	7.2	4.1	<u>16.3</u>	10.0	2.3	12.2
13～15歳	202	14.4	2.0	6.9	5.4	6.9	6.4	7.9	7.4	<u>19.3</u>	6.9	3.5	12.9
16～18歳	215	12.1	0.9	5.6	7.9	8.4	4.7	11.2	7.4	<u>22.3</u>	5.6	3.3	10.7

本人の収入と求めている事業の関係

「100～200 万円未満」及び「700 万円以上」では、「ひとり親家庭向け相談」を求めている割合が、18.7%、26.3%と高くなっています。「600～700 万円未満」では、「ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業」の割合が、22.2%と高くなっており、その他の収入区分では、「ひとり親家庭等医療費助成制度」の割合が高くなっています。

また、「どれも利用したいと思わない」の割合は同じく「600 万円～700 万円未満」で 55.6%と高くなっています。

n=回答数

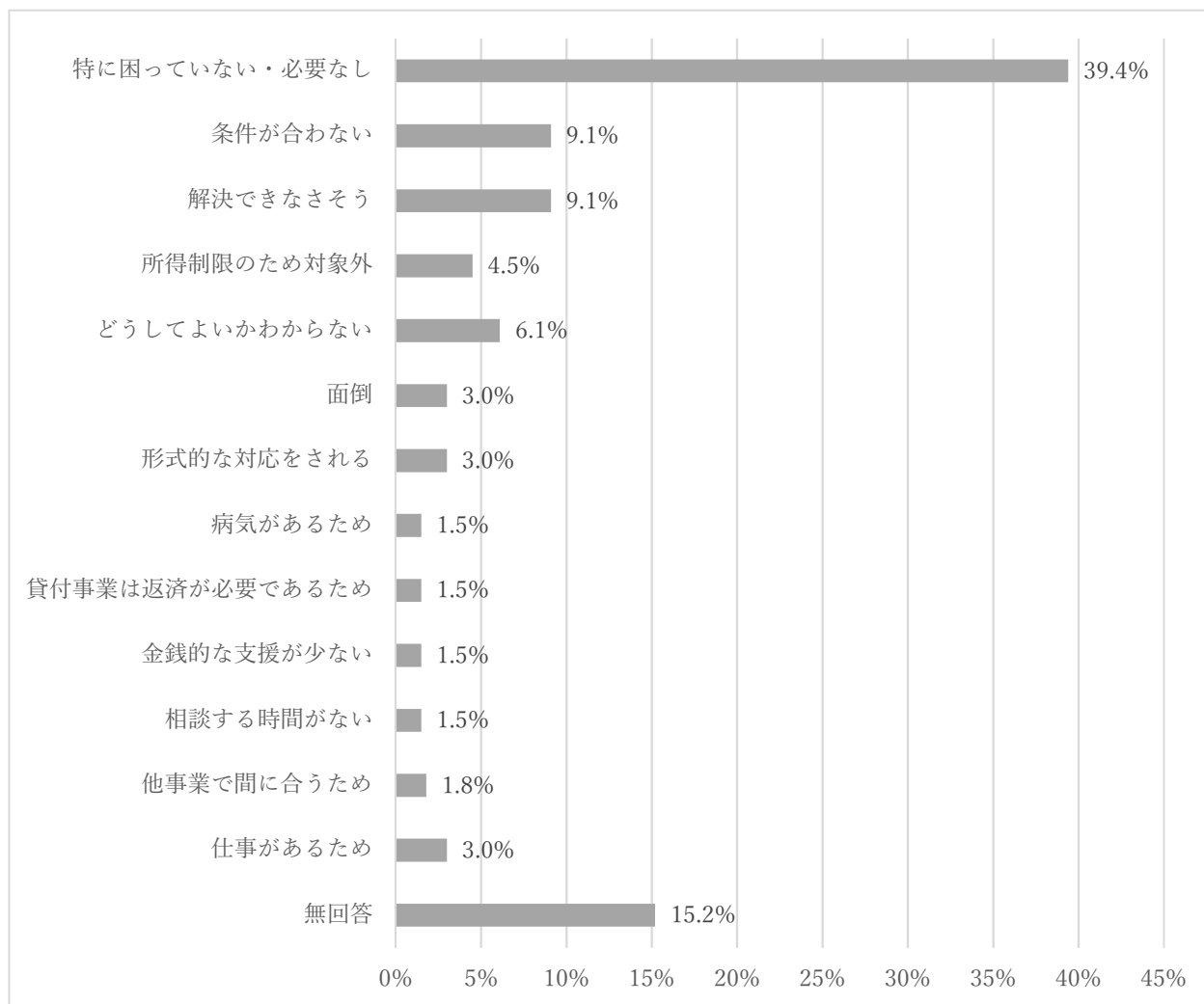
単位：%

区 分	回 答 数	ひとり親家庭向け相談	私立母子生活支援施設の利用	就労相談	高等職業訓練促進給付金等事業	教育訓練給付金事業	応急小口資金貸付	東京都母子及び父子福祉資金貸付	養育費受け取り支援事業	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	その他	どれも利用したいと思わない
収入なし (0円)	94	10.6	3.2	11.7	8.5	10.6	6.4	9.6	5.3	<u>12.8</u>	6.4	5.3	9.6
100 万円未満	52	13.5	3.8	13.5	9.6	9.6	5.8	1.9	3.8	<u>15.4</u>	9.6	0.0	13.5
100～200 万 円未満	91	<u>18.7</u>	6.6	11.0	3.3	6.6	5.5	6.6	6.6	17.6	8.8	1.1	7.7
200～300 万 円未満	128	12.5	4.7	6.3	7.8	9.4	6.3	7.0	5.5	<u>26.6</u>	4.7	2.3	7.0
300～400 万 円未満	89	7.9	3.4	2.2	6.7	12.4	6.7	14.6	6.7	<u>23.6</u>	4.5	2.2	9.0
400～500 万 円未満	79	15.2	0.0	3.8	8.9	8.9	3.8	6.3	7.6	<u>21.5</u>	7.6	6.3	10.1
500～600 万 円未満	54	13.0	1.9	3.7	7.4	5.6	3.7	11.1	7.4	<u>16.7</u>	11.1	3.7	14.8
600～700 万 円未満	9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0	<u>55.6</u>
700 万円以上	19	<u>26.3</u>	0.0	0.0	5.3	5.3	0.0	0.0	5.3	15.8	15.8	5.3	21.1

問 21－②（どれも利用したいと思わない方）理由をお答えください。

「特に困っていない・必要なし」の割合が 39.4%と最も高く、次いで、「条件が合わない」、「解決できなさそう」が 9.1%となっています。

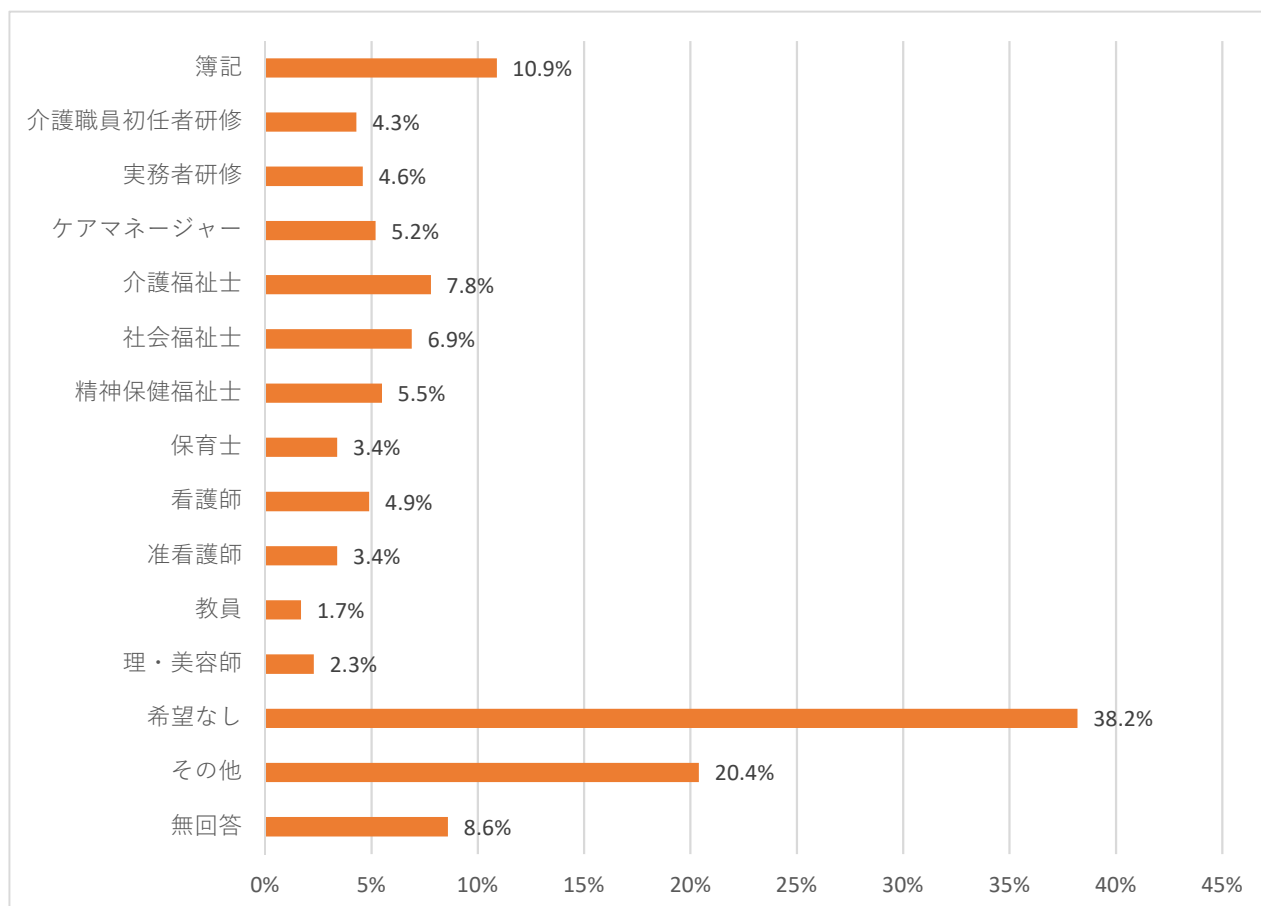
n=66



問 22 今後取得したい資格や免許についてお答えください。(複数回答可)

全体で「希望なし」38.2%と「無回答」8.6%を除く 53.2%の方が何らかの資格の取得を希望しており、中でも「簿記」の割合が10.9%、「介護福祉士」の割合が7.8%となっています。

n=348



問 23 資格や免許取得の際に不安なことがあればお答えください。(複数回答可)

「学費の負担」の割合が 56.9%と最も高く、次いで「資格や免許取得中の生活費」の割合が 48.6%、「自分の健康」の割合が 28.7%となっています。

n=348

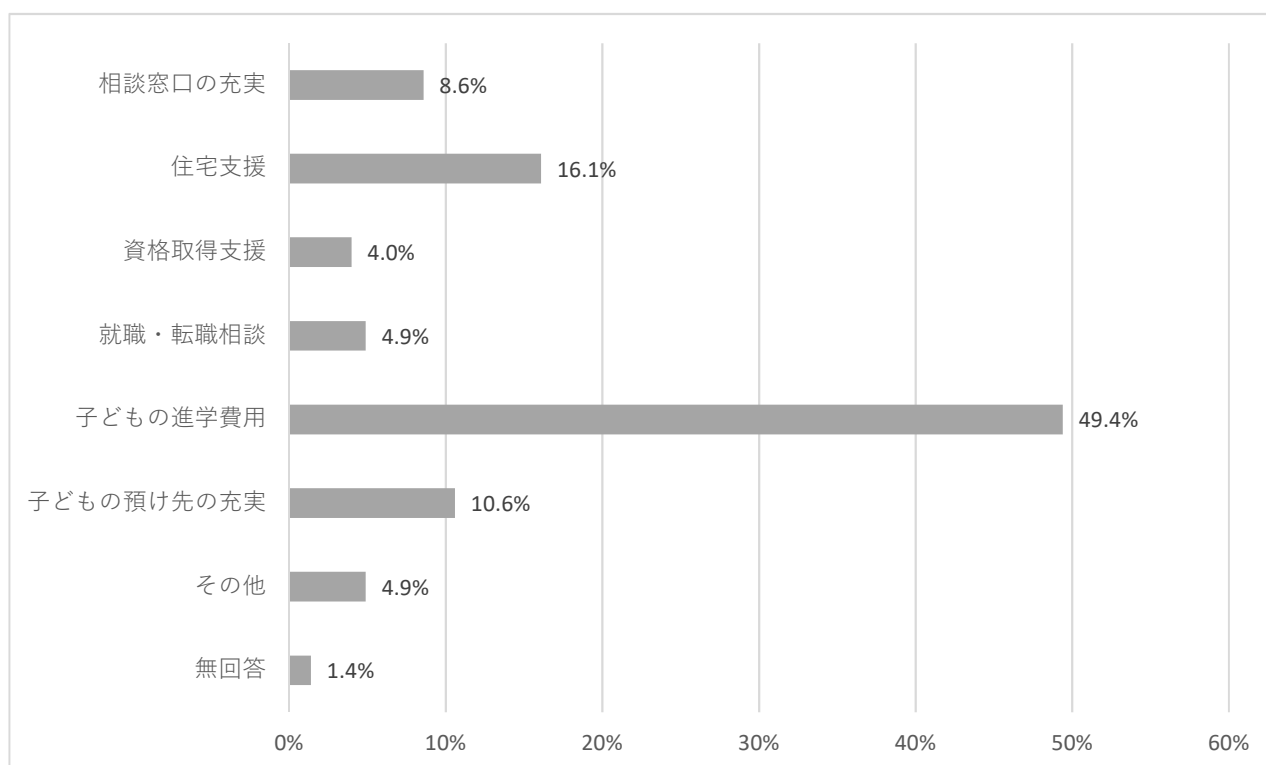
単位: %

資格や免許取得中の生活費	学費の負担	子どもの病気やけがの際の対応	自分の健康	その他
48.6	56.9	27.3	28.7	8.6

問 24 ひとり親家庭に対して、どのような支援を優先的に取り組む必要があると思いますか。(ひとつ選択)

優先的に取り組む必要がある事業については、「子どもの進学費用」の割合が 49.4%と最も高く、次いで「住宅支援」16.1%となっています。

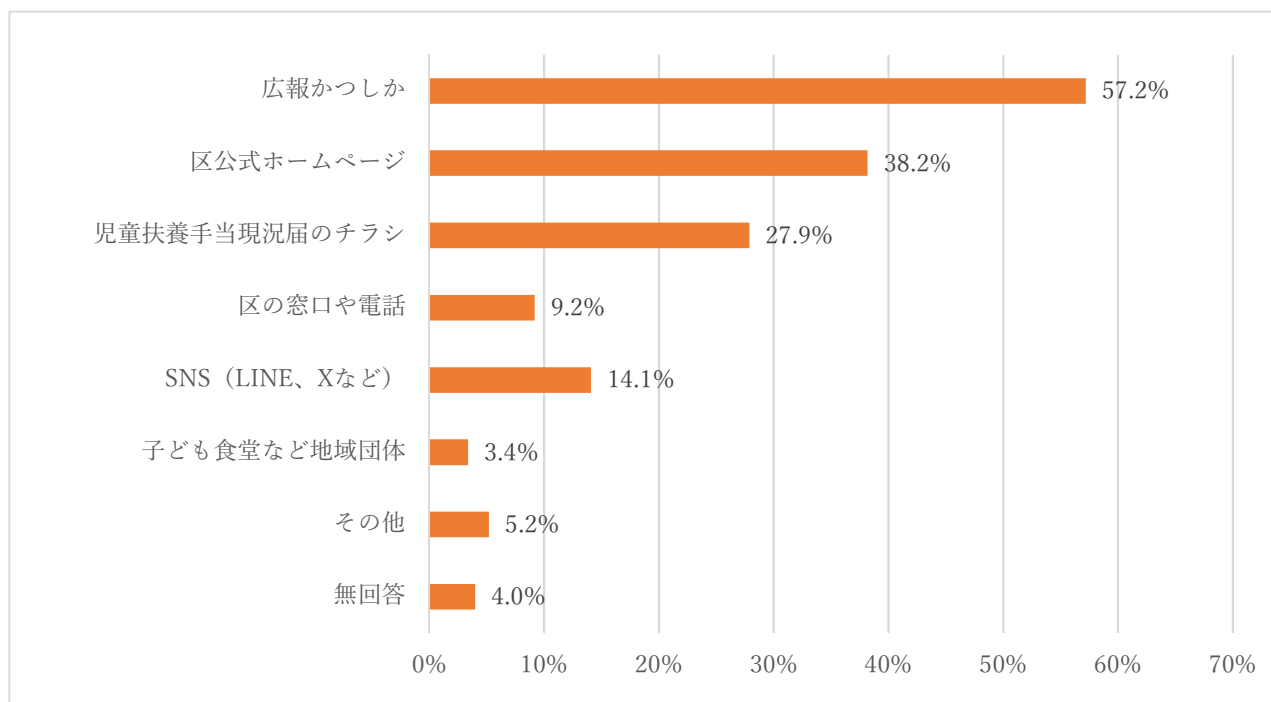
n=348



問 25 子育てやひとり親家庭向けの支援など、必要な情報はどのように入手していますか。
(複数回答可)

「広報かつしか」の割合が 57.2%と最も高く、次いで「区公式ホームページ」の割合が 38.2%、
「児童扶養手当現況届のチラシ」が 27.9%と高くなっています。

n=348



自由回答

1 自由回答のカテゴリ別件数

自由回答	件数
1 養育費について	186
2 ひとり親家庭支援事業の利用について	56
3 情報の入手方法について	59

2 カテゴリ別の主な意見

文意を損なわない範囲で要約や表現の変更を行っている場合があります。

(1) 養育費を受け取っていない理由

- ア 相手に支払い能力がない、または破産したため。
- イ 相手が支払いを拒否しているため。
- ウ 公正証書を作成し取決めはしたが、支払われていないため。
- エ 金額の取決めはしたが、一度も支払いがなく、連絡先も不明なため請求ができない。
- オ 強制執行しても支払われていないため。
- カ 離婚の際に取決めをしていないため。
- キ 離婚の際に、一切支払わない合意の上、連絡も要らない約束をしたため。
- ク 養育費なしが離婚の条件であったため。
- ケ 音信不通、連絡を取っていないため。
- コ DV、虐待が原因で離婚したため。
- サ 相手の報復が怖く、連絡を取りたくないため。
- シ 養育費をもらおうと接点ができ、逆にお金を貸して欲しいと言われそうであるため。
- ス 子を産むのを反対されたため。
- セ 子を認知してもらえなかったため。
- ソ 養育費代わりに元配偶者名義の物件に居住させてもらっているため。
- タ 死別のため。
- チ 困っていないため。

(2) ひとり親家庭支援事業をどれも利用したいと思わない理由

- ア 特に困っていない。働きながら資格を取り現在は収入も安定し子育ても落ち着いてきたため。
- イ 子の将来の学費など不安はあるが、現時点での生活はできており自分が必要なものは特にないため。
- ウ 条件が合わないため。
- エ 自分が不安に思っている事で利用したくても自分は対象とならないため。
- オ 手続きがわからないため。

- カ 面倒であるため。
- キ 貸付は結局返済するべきものだし最終手段であるため。
- ク 相談では解決に至らないし、金銭的支援も少ないため。
- ケ 子ども総合センターで間に合っているため。
- コ 解決の糸口が見えないため。
- サ 役所の人は皆、他人事としか思っていないため。
- シ 形式的な慈善なことで対外的にひとり親を応援しているアピールにすぎないため。

(3)情報入手・情報発信の方法について

- ア 葛飾区ひとり親家庭向けのLINEやメールマガジンをやってほしい。
- イ 区公式ホームページにわかりやすく載せてほしい。区公式ホームページは見にくく、必要な情報が探しにくい。バナーを付けて見やすくして欲しい。Xは面白くて良い。
- ウ サイトが一つにまとまっている方がよい。
- エ アプリやT i k T o k、インスタグラムといったSNSで情報発信してほしい。
- オ 広報紙を目にする事すら忙しく後回しになってしまうので、インスタグラムやLINEで単発に発信してもらえると、隙間時間に確認しやすい。一度にまとめたの発信より、よりキャッチーで、概要だけでも構わないから間口を広くしてもらえるとより浸透しやすい。
- カ 広報について、たくさんの文字を読むことに抵抗のある人や情報を読み取れない方には厳しい。多くの方に理解してもらえるように絵を多くすることや、漫画にしてわかりやすくしてほしい。
- キ 郵送される郵便物の中にひとり親家庭専用の最新の情報を載せたURLやQRコードを添付して外出先でも見られるようにしてほしい。
- ク 現状のまま、重要なものは郵送でお願いしたい。
- ケ ダイレクトメールを郵送にしてほしい。スマホで見るとお金がかかるため。
- コ 情報発信をどれだけ増やしても、届かないことの方が多いので、行政の方から積極的に情報を持ってきてくれるぐらいであってほしい。
- サ 母子より、父子の皆さんのほうが、情報が入りにくい。
- シ 区報や児童扶養手当の封書で情報は確認しており、定期的に載せてもらえると良い。また、このようなアンケートをすることはよい試みである。子ども向けアンケートをすることも子どもの気持ちを気にかけていることが伝わり、よい試みだと思う。
- ス ひとり親になることが決まった時に区役所に行って情報収集をしたが、いくつかの課を訪ねなくてはならなかった。窓口が一本化されていると分かりやすい。
- セ ひとり親になった時に、何から手をつけたら良いか、誰に何を相談したら良いか分からない。区役所の手続きで立ち寄る機会がある際に、手続きのみでなく、相談できる人がいると良い。
- ソ 広報にある情報量の中から必要な情報を探し、生かすことの難易度は高い。
より気軽に頻繁に話せる、区の情報に精通したファイナンシャルプランナーの様な方

- がいれば、漠然とした不安も減りどれくらい収入をあげれば良いのかが分かり、より具体的な目標ができるので良い。
- タ ひとり親の手続きをした際に、あらゆる制度を知りたい。
- チ 収入によって得られるサービスが違う。子どもの人数や年齢別のサービス一覧がほしい。
- ツ 相談する第一歩に、保育園や学校の職員も制度を分かるようにしてほしい。学校や保育園からも情報発信できるようにしてほしい。
- テ 相談内容に応じて各専門家(教師、医師、弁護士、介護士、会計士等)からご返信や通話(無料)いただけると良い。
- ト ひとり親家庭はそれぞれ複雑な事情があって困っている方が多い。気軽に相談できる人もいないので親は必死に抱え込んでしまっている。LINEで気軽に相談可能にして欲しい。
- ナ 行政の人は、申請にきてくれれば手続きできるとおっしゃられるが、そのちょっとした時間が取れない人が圧倒的に多い。
ひとり親で近くに頼る人もいなければ、子育てと仕事の両立がとても難しく、勤務時間が削られるだけで生活が成り立たないので、手続きに行く時間の確保や情報収集の時間すら取れない。
- ニ 子どもの将来のために一緒にいる時間をさいてフルタイムで残業もしながら働いている。ひとり親家庭は、周囲の人に収入関係なく、医療費無料やひとり親家庭向け給付金など、たくさんの支援が受けられていると思われ、誤解を受けている。ひとり親家庭と一括りにするならば、全員に支給するか、低所得者のみに支給と説明するなど検討していただきたい。
- ヌ ひとり親世帯のコミュニティや交流会などあれば嬉しい。
- ネ ひとり親の会などがあると、近くの親と繋がれて良い。また、土日に子供も預けられると良い。経験談と一緒に情報発信があると、自分でもイメージが湧き、知り合いにも教えやすい。
広報も役立っているが、サービスの内容がイメージしにくく、見落とす事がある。
SNSでの発信であれば、子供の年齢に合わせた支援を発信すると、情報がピンポイントで受け取りやすい。
- ノ 既に行っているかもしれないが、求人情報のサイト等と手を組んで、資格取得支援の情報を掲載するとよい。
- ハ ひとり親のデータを把握した時点で、使える制度は自動的に付与してもらえないと制度を使わないまま終わってしまう。
- ヒ ひとり親になった時に、両親に同居してもらったため、ある程度仕事に専念できたが、近くに頼る人がいない人は、とても大変なため、攻めの姿勢で助けに向かっていてもらいたい。

2 子ども向けアンケート

問1 あなた(おこさん)の年齢(ねんれい)をおしえてください。

アンケートを回答したお子さんの年齢は、「10 歳」及び「15 歳」の割合が最も多く、次いで「6 歳」、「13 歳」となっています。

n=125

単位: %

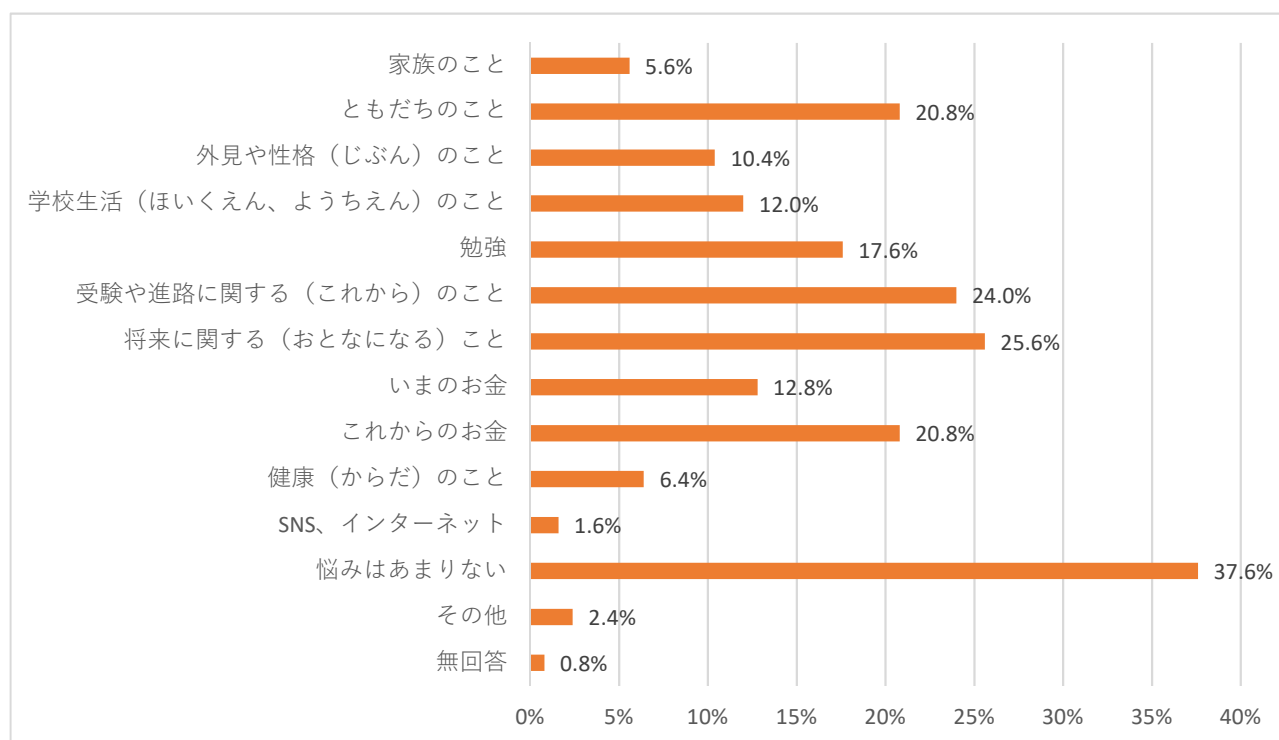
年齢 (歳)	0~1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
割合	0.0	2.4	0.8	3.2	3.2	9.6	4.0	5.6	1.6	<u>10.4</u>

年齢 (歳)	11	12	13	14	15	16	17	18	その他	無回答
割合	7.2	5.6	8.0	7.2	<u>10.4</u>	7.2	6.4	5.6	0.8	0.8

問2 あなた(おこさん)が今悩んでいる(困っている)ことはありますか。(いくつでも)

「悩みはあまりない」の割合が37.6%と最も高く、次いで「将来に関する(おとなになる)こと」の割合が25.6%、「受験や進路に関する(これから)のこと」の割合が24.0%となっています。

n=125



子どもの年齢と悩んでいる(困っている)こととの関係性について

「悩みはあまりない」の割合は、年齢が上がるにつれ減少しています。

「ともだちのこと」の割合は、1～5歳で25.0%、6～12歳で29.1%と高く、13歳～15歳では「将来に関する(おとなになる)こと」の割合が38.7%、16～18歳では、「受験や進路に関する(これから)のこと」の割合が66.7%と高くなっています。

n=回答者数

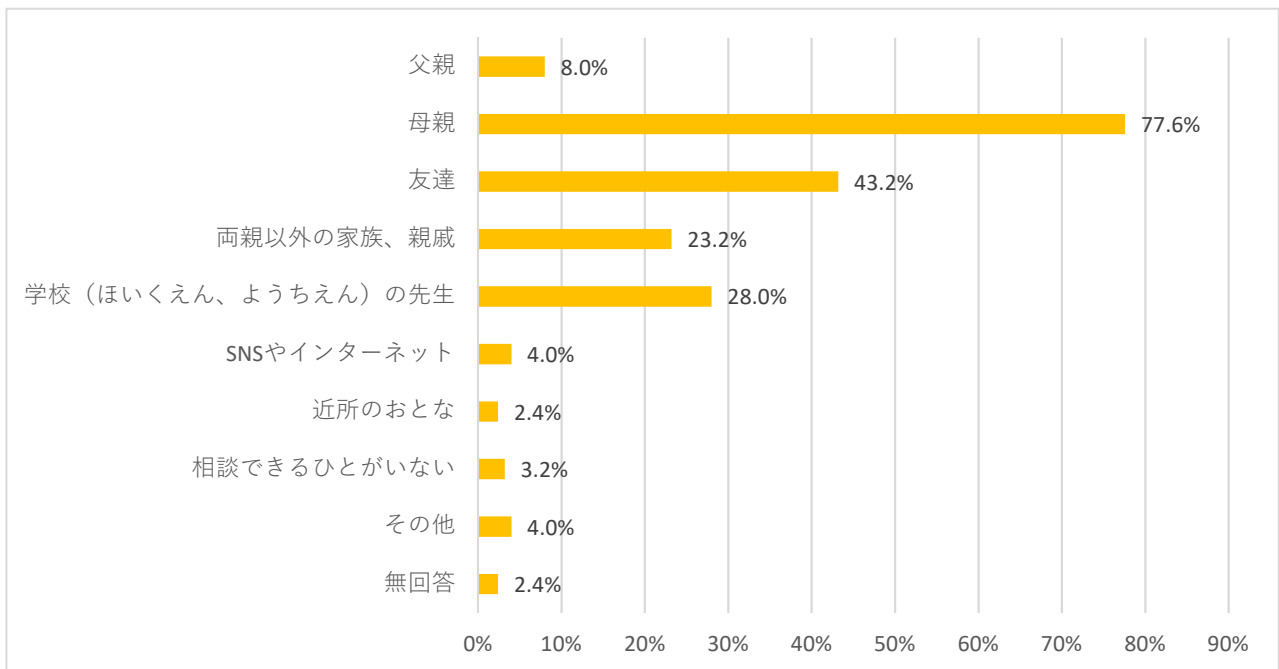
単位: %

区 分	回 答 者 数	家族のこと	ともだちのこと	外見や性格(じぶん)のこと	学校生活(ほいくえん・ようちえん)のこと	勉強	受験や進路に関する(これから)のこと	将来に関する(おとなになる)こと	いまのお金	これからのお金	健康(からだ)のこと	SNS、インターネット	悩みはあまりない
1～5歳	13	8.3	25.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	<u>50.0</u>
6～12歳	84	7.3	29.1	7.3	10.9	14.5	5.5	12.7	5.5	12.7	3.6	0.0	<u>43.6</u>
13～15歳	70	3.2	19.4	9.7	12.9	25.8	35.5	<u>38.7</u>	12.9	29.0	9.7	3.2	25.8
16～18歳	68	4.2	4.2	25.0	12.5	20.8	<u>66.7</u>	54.2	37.5	37.5	12.5	0.0	8.3

問3 あなた(おこさん)は、悩んだり不安になったり(こまった)ときに相談(おはなし)できる
ひとはいいますか。(なんにんでも)

「母親」の割合が 77.6%と最も高く、次いで「友達」の割合が 43.2%、「学校（ほいくえん、
ようちえん）の先生」の割合が 28.0%となっています。

n=125



子の年齢と相談相手の関係性について

いずれの年代においても相談相手は「母親」の割合が最も高く、次いで「友達」の割合が6～12歳で41.8%、13～15歳で48.4%と高くなっています。6歳以上になると「学校(ほいくえん・ようちえん)の先生」の割合も高くなっています。

n=回答者数

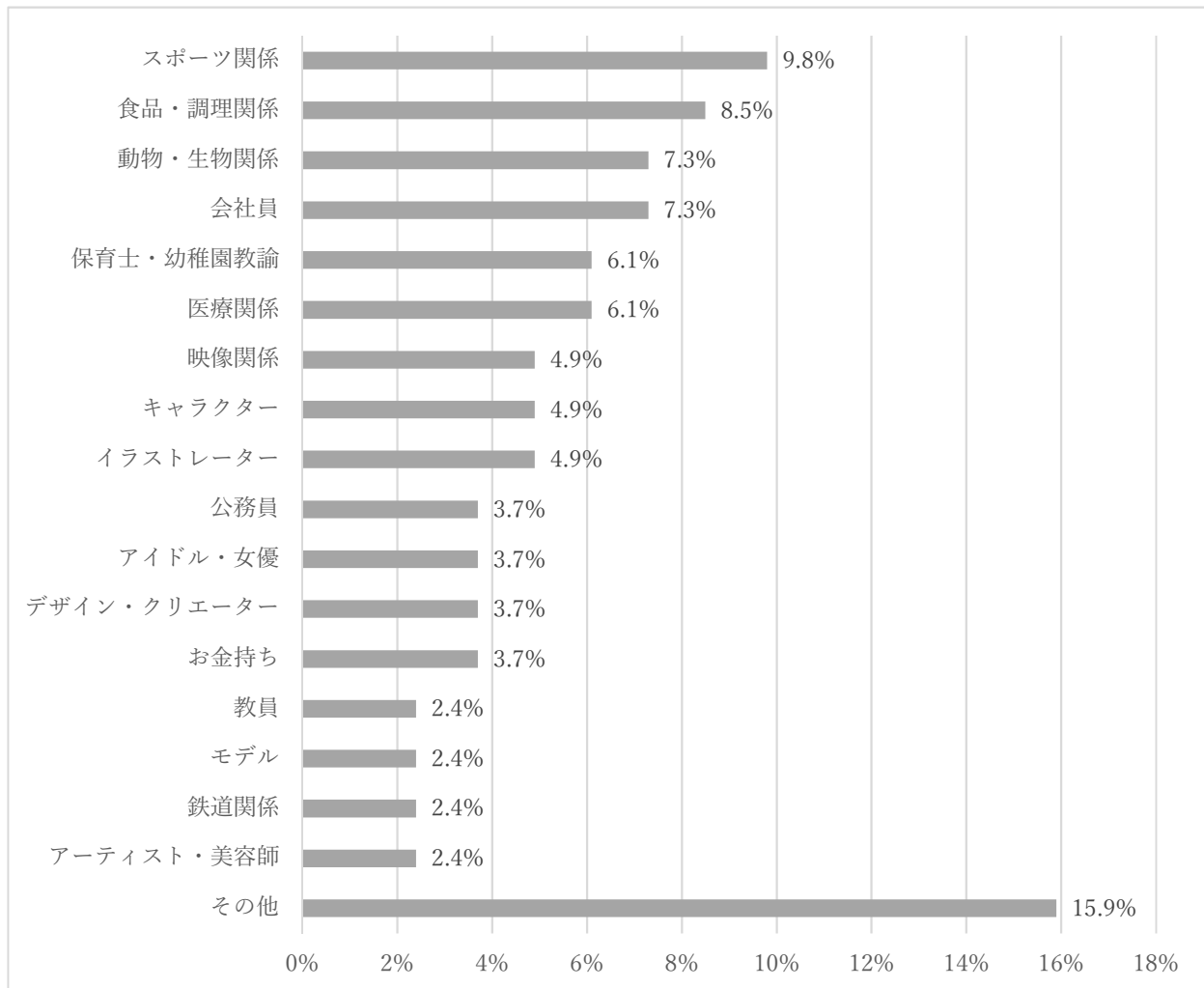
単位：%

区 分	回 答 者 数	父 親	母 親	友 達	両 親 以 外 の 家 族 、 親 せ き	学 校 (ほ い く え ん ・ よ う ち え ん) の 先 生	S N S 、 イ ン タ ー ネ ッ ト	近 所 の お と な	相 談 で き る 人 が い な い	そ の 他
1～5歳	12	0.0	<u>64.3</u>	16.7	16.7	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0
6～12歳	55	9.1	<u>89.1</u>	41.8	27.3	36.4	0.0	1.8	3.6	1.8
13～15歳	31	6.5	<u>54.8</u>	48.4	19.4	22.6	3.2	0.0	6.5	6.5
16～18歳	24	12.5	<u>87.5</u>	33.3	25.0	29.2	12.5	8.3	0.0	4.2

問4 あなた(おこさん)の将来の夢(なりたいもの)はなんですか。自由(じゆう)にかいてください。

サッカー選手やバレー選手などスポーツ選手やスポーツトレーナーなどスポーツと関係する職業など「スポーツ関係」の割合が9.8%と最も高く、次いでパティシエやシェフなどの調理や食品関係の会社への就職を希望する「食品・調理関係」の割合が8.5%となっています。

n=82



問5 あなた(おこさん)は、将来の進路(これから)について、どのように考(かんが)えていますか。

「大学・短期大学以上」の割合が 49.6%、「高校・高等専門学校・専門学校」の割合が 25.6% となっており、全体で 75.2% の子どもが進学を希望しています。また、「進学したいが、学力面で難しい」が 7.2% となっており、ひとり親家庭の子どもが安心して進学できる学習環境の提供が課題となります。

n=125

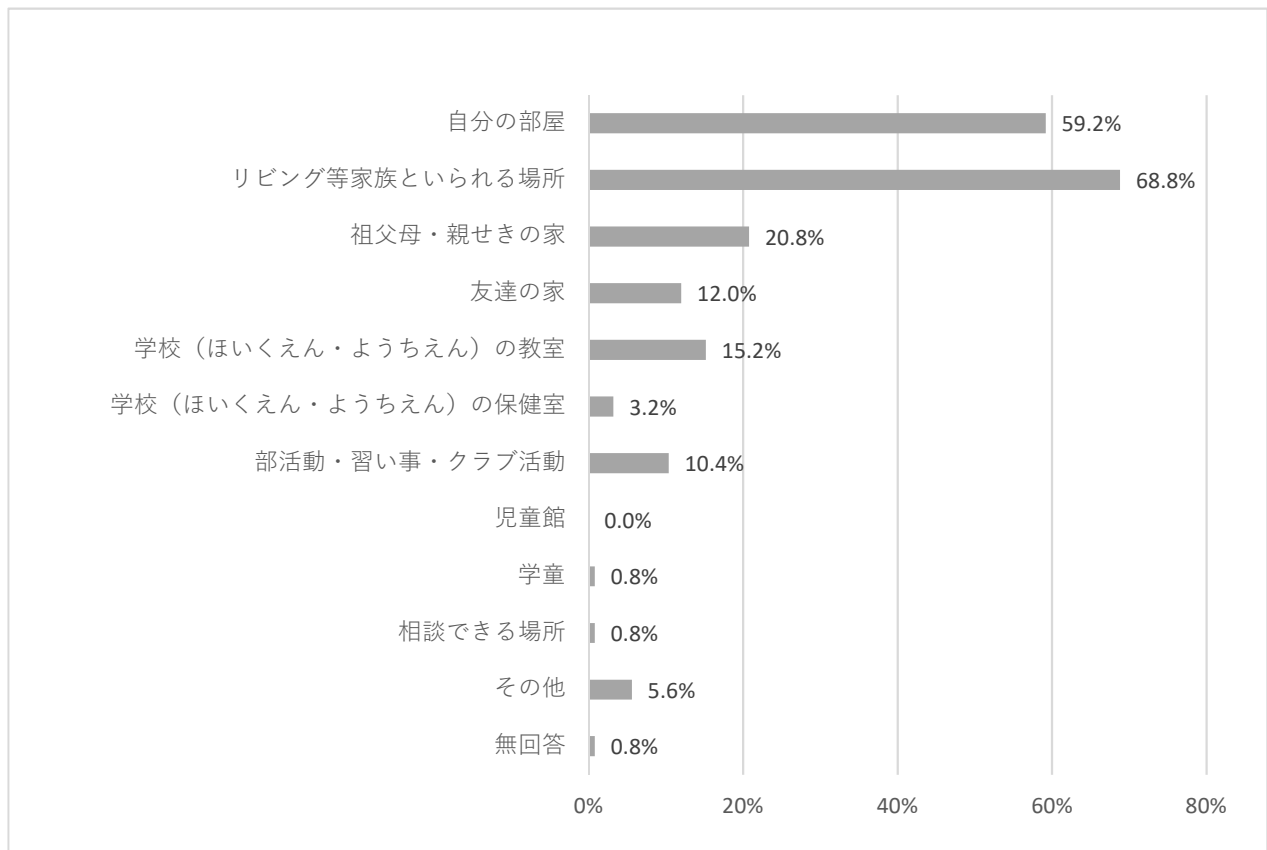
単位：%

大学・短期 大学以上	高校・高等 専門学校・ 専門学校	中学校卒業 後は就労	進学したい が、学力面 で難しい	進学したく ないし、働 きたくない	わからない	無回答
49.6	25.6	3.2	7.2	4.0	21.6	9.6

問6 あなた(おこさん)にとって、ほっとできる(あんしんする)居場所(ところ)はどこですか。
(いくつでも)

「リビング等家族といられる場所」の割合が68.8%と最も高く、次いで、「自分の部屋」の割合が59.2%となっており、自宅がほっとできる場所と回答している子どもの割合が高くなっています。

n=125



子の年齢とほっとできる場所の関係性について

「リビング等家族といられる場所」の割合が1～5歳では58.3%、6～12歳では81.8%と高く、「自分の部屋」の割合は13～15歳で83.9%、16～18歳で79.2%と高くなっています。年齢を問わず、自宅がほっとできる場所として回答している割合が高い傾向にあります。

n=回答者数

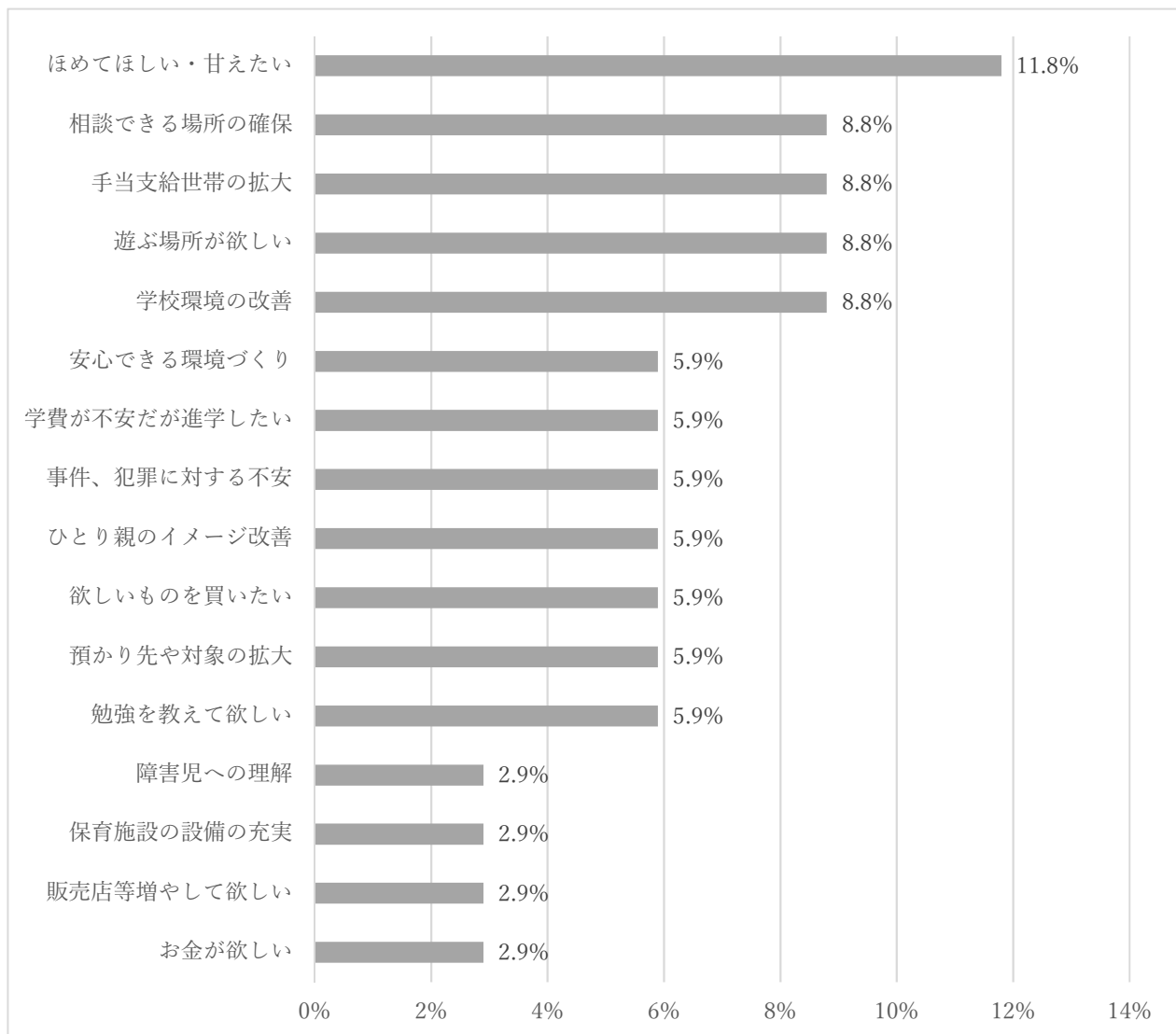
単位：%

区 分	回 答 者 数	自 分 の 部 屋	リ ビ ン グ 等 家 族 と い ら れ る 場 所	祖 父 母 ・ 親 せ き の 家	友 達 の 家	学 校 (ほ い く え ん ・ よ う ち え ん) の 教 室	学 校 (ほ い く え ん ・ よ う ち え ん) の 保 健 室	部 活 動 ・ 習 い 事 ・ ク ラ ブ 活 動	児 童 館	学 童	相 談 で き る 場 所	そ の 他
1～5歳	12	8.3	<u>58.3</u>	8.3	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0
6～12歳	55	50.9	<u>81.8</u>	32.7	12.7	16.4	3.6	5.5	0.0	1.8	0.0	5.5
13～15歳	31	<u>83.9</u>	61.3	9.7	19.4	19.4	3.2	22.6	0.0	0.0	0.0	3.2
16～18歳	24	<u>79.2</u>	62.5	16.7	8.3	4.2	4.2	12.5	0.0	0.0	0.0	8.3

問7 あなた(おこさん)のために必要(だいじ)だと思(おも)うことや学校(がっこう、ほいくえん、ようちえん)や区役所(くやくしょ)などまわりの大人(おとな)にしてもらいたいことがあれば自由(じゆう)に書(か)いてください。

「ほめてほしい・甘えたい」の割合が11.8%と最も高くなっており、次いで「相談できる場所の確保」、「手当支給世帯の拡大」、「遊ぶ場所が欲しい」及び「学校環境の改善」の割合が8.8%となっています。

n=34



子の年齢とまわりの大人にしてもらいたいことの関係性について

1～5歳では、「遊ぶ場所が欲しい」と「学校環境の改善」、「保育施設の設備の充実」の割合が33.3%、6～12歳では、「ほめてほしい・甘えたい」の割合が25.0%、13～15歳では、「手当支給世帯の拡大」の割合が27.3%、16～18歳では、「学費が不安だが進学したい」の割合が50.0%と最も高くなっています。

n=回答数

単位：%

区分	回答数	ほめてほしい・甘えたい	相談できる場所の確保	手当支給世帯の拡大	遊ぶ場所が欲しい	学校環境の改善	安心できる環境づくり	学費が不安だが進学したい	事件、犯罪に対する不安	ひとり親のイメージ改善	欲しいものを買いたい	預かり先や対象の拡大	勉強を教えて欲しい	障害児への理解	保育施設の設備の充実	販売店等増やして欲しい	お金が欲しい
1～5歳	3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
6～12歳	16	25.0	12.5	0.0	12.5	12.5	6.3	0.0	6.3	0.0	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0
13～15歳	11	0.0	9.1	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	0.0	0.0	9.1
16～18歳	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

母子・父子福祉団体等ヒアリング

I ヒアリングの概要

1 ヒアリングの目的

令和7年度に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の第12条に規定する「自立促進計画」の策定を予定しており、同法第12条第4項に規定する「母子・父子福祉団体の意見を反映」するため、母子・父子福祉団体等のヒアリングを実施した。

2 調査対象

- (1) 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
- (2) 公益社団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会
- (3) 区内私立母子生活支援施設
 - 社会福祉法人 共生会 ふたばホーム
 - 社会福祉法人 大龍会 あゆみ苑

3 ヒアリング方法

あらかじめ区で実施しているひとり親家庭向けの施策について、区公式ホームページのリンク先や窓口等で配布しているパンフレット等を団体へ提供し、ヒアリング項目に従って、オンラインまたは訪問による面談にて職員2名で聴取した他、文書による回答により意見を聴取した。

Ⅱ ヒアリング結果

団体名	特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
団体概要	当事者中心のシングルマザー、シングルファザーを対象とする支援団体。活動内容は、就労支援事業、相談事業、生活支援事業、情報発信調査政策提言事業、他団体支援事業
ヒアリング日時	令和6年12月3日
ヒアリング方法	オンラインによる聞き取りを実施

1 ひとり親家庭に必要とされる支援、不足している支援について

- (1) 自己尊重、自己肯定感が低い方が多く、本来使えるはずの支援が使えていない。
離婚後すぐなど、早い時期に情報提供をしていくことが大切である。
- (2) 父母がそろっているのが本来の家族の形であり、ひとり親家庭になったことでその形が欠けてしまったと感じてしまう方もいる。ひとり親家庭も一つの家族の形であると伝え、前向きに捉えて進んでいけるように精神的な支援も必要である。
- (3) メールマガジンなどに登録してもらい、親子イベント、子育て支援情報、ひとり親家庭等に関する制度改正情報など、ひとり親家庭等向けの情報を提供するなどの支援が必要である。

2 現在団体が支援を行っているもので、区と連携したほうが良い事業について

- (1) ママカフェ事業
オンラインや実際に集まって当事者同士が語り合う機会を設けている。
世田谷区と連携し、隔月で2時間の託児付きママカフェを開催して、情報共有や気持ちの共有を行っている。
- (2) セミナー
教育費について、ファイナンシャルプランナーからのアドバイスもあり、夏前(6月頃)に開催している。最近では不登校の問題も教育に係るものとして開催した。
法律について、離婚前後のひとり親家庭等に関する法律や、共同親権が開始されることに伴い、共同親権についてのセミナーを開催した。

3 区で展開したほうが良いと考える事業について

- (1) 物価高による影響もあり、食料支援についてはニーズが高い。子ども食堂の案内や食料支援を行っている部署との連携を密にする。
- (2) 日常生活支援事業としてのヘルパー事業については、全国的に利用率が1%を切っているため、利用しやすいようにする。
- (3) 高校卒業資格を持たない方が11%いる。高卒認定試験への支援について、塾などは時間の確保が難しく行けない方もいるため、しんぐるまざあず・ふぉーらむでは添削支援をする団体等やアプリを紹介し、受験料、テキスト代5,000円の補助も行っている。

4 利用希望が多い支援や、効果的だと考える支援について

- (1) 食料支援については、情報を公開すると応募が多数寄せられる。
- (2) オンラインのセミナーでは、教育費について 60 人～80 人ほどの視聴があり、関心が高いと思われた。
- (3) 弁護士のセミナー、相談会
- (4) 家事事件専門機関やDV被害者への支援について知識がある弁護士をどう探したらよいのかという相談も多い。

5 支援を行う上での課題、配慮すべき事項について

- (1) ハローワークで行っている教育訓練が欠席を許さないなど条件が厳しく、子育てしながら継続することが難しい方もいる。
- (2) 就労支援で現状を把握するため必要な作業ではあるが、収入やキャリアなどを聞かれることを苦痛に思う方もいる。ITについて 40 代～50 代については転職がほぼできない現状があるが、希望される方に現状をどう伝えるのかということに配慮が必要である。
- (3) 児童扶養手当の現況届の確認の際に、人前でお付き合いしている人がいるか、妊娠していないかなど聞かれて傷つく方がいる。研修などを行った上で、聴取の際には配慮して欲しい。

団体名	公益社団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会
団体概要	東京都未亡人同盟として発足した当事者中心のシングルマザー、シングルファザーを対象とする支援団体。活動内容は、自立支援事業、交流・研修事業、連絡提携事業、助成事業、収益その他の事業
ヒアリング日時	令和6年12月18日
ヒアリング方法	公益社団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会を訪問し、聞き取りを実施

1 ひとり親家庭に必要とされる支援、不足している支援について

- (1) 病児・病後児保育は、子育て世帯が就労継続するうえでニーズが高いが、現在、実施場所が限られ、利用しづらい方がいるため、実施場所の拡充が必要。
- (2) 令和6年4月診療報酬改定で、かかりつけ医以外の往診料の加算が大幅減算された。ひとり親家庭を対象とした夜間在宅診療需要への対応検討。
- (3) 母子生活支援施設入所のハードルを低くし、有効活用する。
※葛飾区は入所しやすい情報。他区では中学生男子の入所が断られたこともある。
- (4) 零細企業でもリモートワークの導入ができるように企業へのIT環境整備の補助金の改善。

2 現在団体が支援を行っているもので、区と連携したほうが良い事業について

- (1) 区で行う法律相談と他の機関で行う法律相談について、情報の連携を行う。
- (2) ひとり親家庭は金銭、就労、依存症、法律関係のことなど抱えている問題が多岐にわたるため、基礎知識が学べる研修の場を作る。

3 区で展開したほうが良いと考える事業について

- (1) 地区会は、終戦後未亡人同盟からスタートした地域の助け合いの組織であるが、年々高齢化等もあり消滅している。区で団体に対する助成などを行う等支援する。
- (2) ひとり親に限らないが、社会の機能低下から、自治体等公的なサービスが拡充された経緯がある。人生のなかで困難に向き合う際の対応力をつけられるようにするため、社会的経験を増やすためのイベント開催や事業者への支援を行う。

4 利用希望が多い支援や、効果的だと考える支援について

- (1) 法律相談の枠や回数を増やす。
- (2) 家庭再建支援をするなど離婚回避のための支援
- (3) 就業する際の応募書類や調停提出書類の作成支援
- (4) シングルファザーに対する支援。今は、グループ相談を男性のみで開催している。

5 支援を行う上での課題、配慮すべき事項について

- (1) 体験格差対策として自然体験や年中行事のイベントを開催しているが、予算が限られていることもあり、ニーズは高いが応えられない状況がある。

- (2) 企業の社会貢献支援として事業の案内は多いが、協議会の業務負担が大きい。
- (3) 支援につながる人は、情報収集能力が高く、活動的な方が多い。情報収集能力に乏しく、健康面を含め実際に参加が難しい家庭の方が本来支援を必要としていることが多い。

団体名	社会福祉法人 共生会 ふたばホーム
団体概要	母子生活支援施設を運営し、入所世帯への自立支援、学習支援、施設内保育の実施、退所者向けのアフターフォローの実施等
ヒアリング方法	文書による回答

1 ひとり親家庭に必要とされる支援、不足している支援について

- (1) 無料または低価で使える家事支援サービス・保育サービス（病後児保育も含む）

家事・育児のホームヘルプサービスはあるが、病後児保育のホームヘルプサービスもあると助かる。

- (2) 親子で外出できる行事や子が体験できる行事

広報かつしかで、スキー教室の案内があったが参加費が高額だった。ひとり親家庭であることが証明できれば低価格で参加できるとよい。

2 現在団体が支援を行っているもので、区と連携したほうが良い事業について

病後児保育

現状では、施設入所者の利用率は少ないが、必要性はあるため、連携できるとよい（施設には医療従事者がいないため）。

3 区で展開したほうが良いと考える事業について

ショートステイ、トワイライトステイの分散化

希望の家だけでなく、新小岩地域や水元地域にも増やす。ショートステイは施設で行うのみでなく、地域にお住まいの方（里親や研修等受講者）も協力家庭として受入れできるようにする。

4 利用希望が多い支援や、効果的だと考える支援について

- (1) ショートステイ・トワイライトステイ事業
(2) 補助保育
(3) 学校の長期休業日の食事

5 支援を行う上での課題、配慮すべき事項について

発達課題のある母又は子への支援

団体名	社会福祉法人 大龍会 あゆみ苑
団体概要	母子生活支援施設を運営し、入所世帯への自立支援、学習支援、施設内保育の実施、退所者向けのアフターフォローの実施等
ヒアリング方法	文書による回答

1 ひとり親家庭に必要とされる支援、不足している支援について

- (1) 気軽な相談窓口
- (2) 法律や不登校を含む育児、メンタルケアなどの相談窓口
- (3) 夜間の窓口
- (4) 不足事態が生じたときの預け先

2 現在団体が支援を行っているもので、区と連携したほうが良い事業について

- (1) 福祉サービスの周知
- (2) 子ども・若者の居場所づくりや学習、就労支援
- (3) ワンストップサービス

3 区で展開したほうが良いと考える事業について

- (1) 保育の預け先の拡充と無償化
- (2) 教育のためのタブレット等の貸出、無償提供
- (3) カウンセリング
- (4) 特定妊婦、産前産後支援

4 利用希望が多い支援や、効果的だと考える支援について

- (1) 親のレスパイト目的での保育
- (2) 申請手続きの簡略化、夜間、休日の開庁
- (3) 親の体調不良時等の家事代行や保育
- (4) 親子それぞれの居場所づくり
- (5) レクリエーションなど親子で過ごす時間の提供

5 支援を行う上での課題、配慮すべき事項について

- (1) 信頼関係づくり
- (2) 親子の精神疾患、発達課題のある方への支援
- (3) 関係機関による地域支援ネットワークの再構築
- (4) 支援者のスキルアップとメンタルケア

Ⅲ ヒアリング結果のまとめ

1 ヒアリング結果

- (1) ひとり親家庭への相談体制や情報提供に関するご意見がありました。気軽に相談できる窓口や夜間対応など相談窓口の充実に加え、弁護士等の相談やセミナーなど専門家による支援も効果的であることが分かりました。また、法改正に伴う新たな制度に関する情報を適切に周知する取組も大切であることや、支援情報収集能力に乏しい方、支援につながない方が適切なサポートを受けられるように、情報提供の方法について工夫する必要があると分かりました。
- (2) ひとり親家庭では、子どもが病気になったり、予期しない出来事が起こったときに、子どもを預けられる場所に関するご意見がありました。母子生活支援施設では、施設内に保育室を設けていますが、施設以外でも安心して子どもを預けられる支援が求められています。具体的には、病児・病後児保育やショートステイやトワイライトステイなど、ひとり親家庭が安心して子どもを預けられる環境が求められていることが分かりました。
- (3) 親子で過ごす時間や、子どもがさまざまな体験をする機会が大切であるとのご意見がありました。また、親子の居場所づくりだけでなく、親と子それぞれの居場所を作ること、自然体験や年中行事のイベントなど、体験の機会に差が出ないようにするための支援も求められています。これらの取組を通じて、親子の絆を深め、子どもたちに豊かな経験を提供することが重要であることが分かりました。
- (4) 物価の高騰が続く中、家庭への食料支援や、温かい食事と居場所を提供できる子ども食堂の拡充を行うことに関するご意見がありました。また、学校の給食がない夏休みや冬休みなどに食事を提供する支援も求められていることが分かりました。

2 まとめ

今回、ひとり親家庭を支援する団体に個別にヒアリングを行い、ひとり親家庭に対する支援の課題や利用希望が多い事業についてご意見を伺いました。その結果、多様なニーズが明らかになり、区が実施している事業に加えて、地域の団体等が提供する支援を活用し、更なる連携が必要であることが分かりました。

そのため、ひとり親家庭の方が、安心して生活できるよう相談体制の充実を図り、分かりやすい情報発信の方法を検討しながら、一方で、情報が届きにくく支援につながらない方についても、関係所管課や地域の団体等とも連携しながら、支援のきっかけ作りを丁寧に行う必要があります。

引き続き、関係所管課や地域の団体等とも連携しながら、ひとり親家庭の方が安心し、地域で自立した生活が送れる環境の実現を目指します。

養育費受け取り支援事業の拡充について

子育て応援課

1 概要

養育費は子どもの健やかな成長にとって大切なものであり、子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送るために必要な費用である。

現在区では、養育費を確保するために「養育費受け取り支援事業」を実施しており、令和6年度からは裁判外紛争手続（以下「ADR」という。）に係る費用を助成対象としたところである。しかし、今年度実施した「ひとり親家庭等向けのアンケート調査」では、養育費を受け取っていない方が6割を超えており、更なる養育費の確保方策により、離婚後の子どもの生活の安定を図る必要がある。

そのため、養育費の取決めに係る弁護士の相談費用を新たに助成対象とし、養育費確保の促進を図る。

2 拡充内容

(1) 助成対象費用

現行の「公正証書等作成、養育費立替保証契約に係る保証料及びADRの費用」に「養育費の取決めに係る弁護士の相談費用」を加える。

(2) 助成上限額

上限 33 千円

(3) 申請期限

弁護士相談を受けた後、公正証書等を作成した日（令和3年4月1日以降の日に限る。）から起算して1年以内

3 予算措置（令和7年当初予算案に計上）

歳入 744 千円

（内訳）

（1）母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（国補助1／2）

496 千円

（2）養育費確保支援事業補助金（都補助1／4）

248 千円

歳出 993 千円（うち弁護士相談費用助成分 99 千円）

4 実施年月日

令和7年4月1日（予定）

5 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、各種SNS、リーフレットによる周知及び
児童扶養手当（現況届）の通知にお知らせを同封する。

公立保育園の民設民営化に伴う運営事業者の選定結果について

子育て施設支援課

1 概要

老朽化した二上保育園について、施設更新するにあたり二上小学校と合築を行い、新校舎の1階部分の一部を民設民営の保育所とすることとしている。

当該保育所の整備及び運営を行う事業者について、質の高い保育サービスを提供できるよう、プロポーザル方式により選定したため、その結果を報告するもの

2 募集事業概要

- (1) 施設名称 (仮称) 東新小岩七丁目保育園
- (2) 所在地 東新小岩七丁目 814 番 1、858 番 1 のうち一部 (地番)
土地及び建物は無償で貸付ける。
- (3) 土地面積 土地 : 2,581.27 m²
(予定) うち園庭部分 : 478.50 m²
- (4) 建物面積 延べ面積 : 934.31 m² (保育所部分)
(予定)
- (5) 施設整備 区がスケルトンで引き渡し、運営事業者が内装工事を行う。
- (6) 定員 二上保育園の現在の定員程度。ただし、最終的な定員設定については、区の指示に従うこと。

<現在の定員>

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳～	合計
9 人	20 人	20 人	22 人	44 人	115 人

- (7) 保育事業 11 時間保育 1 時間以上延長保育 産休明け保育
緊急一時保育 障害児保育
- (8) 開設時期 令和 9 年 4 月 1 日

3 応募状況

- (1) 応募事業者数

12 事業者 (内 3 事業者辞退、1 事業者応募資格^(※)なし)

※財務内容について、直近 3 か年の会計期間において営業利益等に損失を計上していないこと。

(2) 選定経過

ア 募 集 期 間	令和6年9月20日(金)～10月11日(金)
イ 提案書提出期限	令和6年11月15日(金)
ウ 書 面 審 査	令和7年1月9日(木)
エ プレゼンテーション 及びヒアリング審査	令和7年1月23日(木)
オ 現地視察審査	令和7年1月31日(金)、2月5日(水)、2月 7日(金)
カ 事業者決定	令和7年2月19日(水)

4 事業者選定及び結果

(1) 事業者の選定方法

保育に関する学識経験者、会計の専門家等を委員とする保育事業者選定委員会において、一次審査(書面審査)及び二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査、現地視察審査)を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定した。

(2) 選定結果

- ア 最優秀提案者
学校法人町山学園
理事長 町山 芳夫
東京都葛飾区東新小岩七丁目2番8号
- イ 第二順位優秀提案者
キッズラボ株式会社
代表取締役 西原 優博
東京都豊島区南池袋三丁目9番8号
H2ビルディング8階
- ウ 第三順位優秀提案者
株式会社テノ. コーポレーション
代表取締役 池内 比呂子
福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号
呉服町ビジネスセンター5階

(3) 評価の内訳

ア 一次審査（書面審査）

一定の点数を標準点と定めて（財務関係を除く）項目ごとに採点し、内容に応じて加点・減点した。

審査項目	配点	最優秀 提案者	第二順位 優秀提案者	第三順位 優秀提案者
保育計画等	100	72	76	71
給食計画	50	34	34	35
健康・衛生管理計画	60	39	39	38
防災対策・安全管理 計画	50	33	35	36
保護者、地域、小学 校との連携等	90	61	66	63
職員計画	70	54	46	51
工事計画	20	9	11	11
施設の設計図等	30	18	19	22
事業実績	30	20	20	22
財務関係	適・不適	適	適	適
評価合計（A）	500	340	346	349

イ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング、現地視察審査）

審査を行った全委員の得点のうち、最高得点と最低得点を除いて平均点を算出（小数第三位四捨五入）した。

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング審査

審査項目	配点	最優秀 提案者	第二順位 優秀提案者	第三順位 優秀提案者
事業内容（児童が安全・安心に過ごせる保育園を設置・運営することができると認められる等）	200	162.28	146.29	122.29
施設長候補者（民営化への理解があり、適切なビジョンを持っていると認められる等）	100	78.57	72.14	70.00
評価合計（B）	300	240.85	218.43	192.29

(イ) 現地視察審査

審査項目	配点	最優秀 提案者	第二順位 優秀提案者	第三順位 優秀提案者
子どもたちの様子	40	31	28	28
保育士の様子	60	44	36	37
保育活動の様子	60	46	41	38
保育環境の様子	40	25	24	22
評価合計 (C)	200	146	129	125

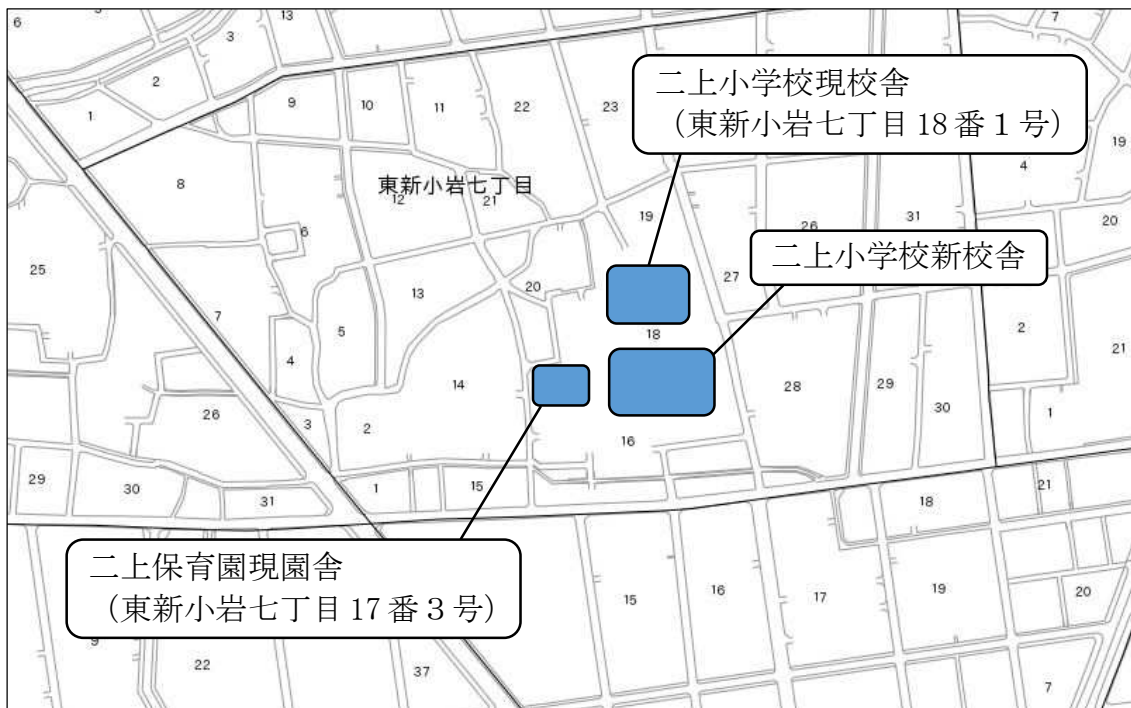
ウ 総合評価

総合評価 (A + B + C)	配点	最優秀 提案者	第二順位 優秀提案者	第三順位 優秀提案者
	1,000	726.85	693.43	666.29

5 今後の予定

- 令和7年度 事業者による人材確保、内装設計、運営引継ぎ等の準備
- 令和8年4月～ 二上保育園から事業者への運営引継ぎ
- 令和8年8月～ 新園舎内装工事着工
- 令和9年4月～ 事業者による新園舎での保育園運営開始
- 既存園舎解体工事、外構整備工事

(参考) 施設所在地



家庭的保育事業所の廃止について

子育て施設支援課

1 趣旨

池上保育ルーム「ひよこ」が廃止するため報告するもの

2 施設概要

- (1) 名 称 池上保育ルーム「ひよこ」
(家庭的保育事業者 池上 祐三子)
- (2) 所在地 東立石三丁目 6 番 13 号
- (3) 定 員 5 名

3 廃止日

令和 7 年 4 月 1 日 (予定)

4 廃止理由

家庭的保育事業の保育者として事業に従事することができる年齢の上限に到達したため、事業を廃止するもの

5 入所児童 (令和 7 年 3 月 1 日時点)

0 歳児クラス 1 名、1 歳児クラス 2 名、2 歳児クラス 2 名 (すべて令和 7 年 4 月 1 日から区内認可保育施設へ入所)

(参考) 施設所在地



一 般 庶 務 報 告 N o . 5
子 育 て 支 援 部
令 和 7 年 3 月 1 3 日

私立教育・保育施設等における教育・保育の質の向上について

子育て施設支援課

1 概要

私立教育・保育施設等における教育・保育の質の向上を目的として、私立教育・保育施設等への支援を拡充するもの

2 主な内容

(1) スポット支援員加算

ア 概要

都の事業を活用し、登園時の繁忙な時間帯やプール活動など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置する、スポット支援員の雇用
に要する費用を月額 45,000 円を上限に補助するもの

イ 対象施設

私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、
認証保育所

ウ 予算措置（令和 7 年度当初予算案に計上）

（ア）歳入 20,688 千円

保育体制強化事業費補助金（都補助 3 / 4）

（イ）歳出 27,585 千円

(2) 認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業

ア 概要

都の事業を活用し、保育所等を利用しない未就学児を保育所等で定期的に預かる「多様な他者との関わりの機会の創出事業」等の地域の子育て支援に資する取組を実施しようとする場合に、外部専門家による、取組計画作成の支援、実施に向けた支援に要する費用を年額 1,000 千円を上限に補助するもの

イ 対象施設

私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、
認証保育所

ウ 予算措置（令和 7 年度当初予算案に計上）

（ア）歳入 9,200 千円

認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業補助金（都補助 10 / 10）

（イ）歳出 9,200 千円

(3) 保育所等における地域の子育て支援事業

ア 概要

都の事業を活用し、地域の子育て家庭からの子育てに関する相談に応じて必要な助言を行うなどの、地域の子育て家庭の育児不安の軽減を図る取組に対する補助事業を実施するもの

相談の実績に応じて、都の補助事業に上乗せして補助するもの

イ 対象施設

私立認可保育所、認定こども園

ウ 予算措置（令和7年度当初予算案に計上）

（ア）歳入 800 千円

保育所等における地域の子育て支援事業費補助金（都補助 10／10）

（イ）歳出 1,776 千円

(4) 要支援児加算

ア 概要

集団保育の実施にあたり特別な配慮や支援が必要な児童に対して保育士等を増配置する場合の補助を、都が認証保育所に対して新たに実施することとしたため、区でもこの補助事業を活用した認証保育所に対する加算を新設する。また、これに伴い、他の対象施設に対して既に区が実施している同等の加算の単価について、認証保育所の補助単価に合わせて、家庭的保育事業所は児童1人あたり月額110,790円から188,420円へ、そのほかの施設は月額147,720円から188,420円へ引き上げるもの

イ 対象施設

私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認証保育所

ウ 予算措置（令和7年度当初予算案に計上）

（ア）歳入 5,652 千円（内、拡大分 5,652 千円）

認証保育所障害児受入促進事業補助金（都補助 1／2）

（イ）歳出 528,722 千円（内、拡大分 123,443 千円）

(5) 公開保育を通じた学び合い等支援事業

ア 概要

日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をもらう取組の実施に要する費用を補助するもの

イ 対象施設

私立認可保育所、私立幼稚園、認定こども園

ウ 予算措置（令和7年度当初予算案に計上）

歳出 1,050 千円

(6) 通園バス維持管理費助成事業

ア 概要

通園バスの安定的な運用を図るため、バスの運行に係る費用を、公定価格による通園送迎加算分を控除し、1台あたり年額 350,000 円を上限に補助するもの

イ 対象施設

私立認可保育所、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認証保育所、認可外保育施設

ウ 事業経費（令和 7 年度当初予算案に計上）

歳出 9,800 千円

（7）特別支援教育事業費加算

ア 概要

特別支援児のうち、都補助金（私立幼稚園特別支援教育事業費補助金又は特別支援学校等経常費補助金）の対象となる児童について、区は上乗せ扶助を実施している。上乗せ扶助の上限額は対象児童数により決定するが、現行制度では 26 人以上は上限額が一定となっているところ、今般、26 人以上でも対象児童数に応じて上限額が上昇する仕組みとするもの

イ 対象施設

私立幼稚園、認定こども園

ウ 事業経費（令和 7 年度当初予算案に計上）

歳出 213,000 千円（内、拡大分 3,000 千円）

（8）園外保育加算

ア 概要

園外保育の実施のため、バス借上に要する費用を、在籍児童数に応じて補助している。今般、バスの借上料が上昇していることから、補助単価を 1 台あたり年額 85,000 円から 97,000 円へ引き上げるもの

イ 対象施設

私立幼稚園、認定こども園

ウ 事業経費（令和 7 年度当初予算案に計上）

歳出 6,014 千円（内、拡大分 744 千円）

（9）私立幼稚園教育研究会助成事業

ア 概要

教職員を対象として行う講演、保育研修会等に要する費用の 1／3 を助成している。今般、事業経費が上昇していることから、上限額を年額 400,000 円から 500,000 円へ引き上げるもの

イ 対象者

葛飾区私立幼稚園教育研究会

ウ 事業経費（令和 7 年度当初予算案に計上）

歳出 500 千円（内、拡大分 100 千円）

(参考) 歳入(都支出金)

(単位: 千円)

	(1) スポット支 援員加算	(2) 認証保育所 等における 地域の子育 て支援への 対応強化事 業	(3) 保育所等に おける地域 の子育て支 援事業	(4) 要支援児加 算	合計
保育対策総合支援事業費	20,688				20,688
保育所等における地域の子 育て支援事業費		9,200	800		10,000
認証保育所障害児受入促 進事業費				5,652	5,652
合計	20,688	9,200	800	5,652	36,340

(参考) 歳出

(単位: 千円)

	(1) スポット支 援員加算	(2) 認証保育所 等における 地域の子育 て支援への 対応強化事 業	(3) 保育所等に おける地域 の子育て支 援事業	(4) 要支援児加 算	(5) 公開保育を 通じた学び 合い等支援 事業	(6) 通園バス維 持管理費助 成事業	(7) 特別支援教 育事業費加 算	(8) 園外保育加 算	(9) 私立幼稚園 教育研究会 助成事業	合計
私立幼稚園教育研究会助 成									500	500
私立幼稚園助成経費										
③ 就学前教育の質向上 推進事業費助成					150					150
⑤ 特別支援教育事業費 等助成						8,750	79,500	2,619		90,869
認証保育所運営費助成										
⑦ 保育料負担軽減等事 業費	1,080	600		11,305						12,985
認可外保育施設利用者負 担軽減等助成経費										
⑦ 通園バス維持管理費 助成等経費						1,050				1,050
私立保育所運営費助成										
⑧ 就学前教育の質向上 推進事業費					500					500
⑩ 保育所賃借料等事業 費	16,785	7,600								24,385
⑪ ゆとりある保育等加 算				438,642						438,642
私立幼稚園運営費助成										
⑥ 就学前教育の質向上 推進事業費					150					150
⑨ 特別支援教育事業費 加算等							63,500	1,843		65,343
認定こども園運営費助成										
⑧ 就学前教育の質向上 推進事業費					250					250
⑩ 一般保育所対策経費 等加算			1,776							1,776
⑪ 保育士キャリアアッ プ等事業費	4,320	1,000								5,320
⑫ 特別支援教育事業費 等加算				67,832			70,000	1,552		139,384
家庭的保育事業運営費助 成										
④ 未就園児預かり等事 業費	1,080									1,080
⑤ 要支援児等加算				1,899						1,899
小規模保育事業運営費助 成										
⑦ 保育士キャリアアッ プ等事業費	4,320									4,320
⑧ 要支援児等加算				9,044						9,044
合計	27,585	9,200	1,776	528,722	1,050	9,800	213,000	6,014	500	797,647

一般庶務報告 No. 1
児童相談部
令和 7 年 3 月 1 3 日

葛飾区社会的養育推進計画（案）について

児童相談課

1 計画策定の背景

国は、平成 28 年改正児童福祉法の理念に基づき「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じ、子どもの最善の利益を実現するため、都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めた。

「都道府県社会的養育推進計画」は、令和 11 年度を終期とし、「令和 2 年度から令和 6 年度まで」と「令和 7 年度から令和 11 年度まで」の期間に区分して策定されているものであり、この度、令和 6 年度に前期の期末を迎えるに当たり、令和 4 年改正児童福祉法の内容も踏まえた全面的な見直しと新たな計画の策定が求められている。

区は、東京都社会的養育推進計画に準じて取組を推進しているところであるが、これを機に、児童相談所を設置する区として葛飾区社会的養育推進計画を策定することとした。

2 社会的養護当事者に対するヒアリングの実施結果について

別紙 1 のとおり

3 （仮称）葛飾区社会的養育推進計画（素案）に対する区民意見提出手続（パブリックコメント手続）等の実施結果について

別紙 2 のとおり

4 （仮称）葛飾区社会的養育推進計画（素案）からの主な変更点について

（1）第 2 章・第 6 章・第 9 章・第 10 章

社会的養護当事者の声を掲載した。

（2）第 3 章

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）の確保方策を上方修正した。

（3）第 6 章・第 11 章

「身近な地域資源」「支援者」「支援団体」の具体例を追加した。

（4）第 10 章

社会的養護経験者等の自立に係る経済的負担への支援として、支度金を創設する旨を明記した。

- 5 （仮称）葛飾区社会的養育推進計画（素案）との対照表
別紙 3 のとおり

- 6 葛飾区社会的養育推進計画（案）
別紙 4 のとおり

- 7 計画策定時期
令和 7 年 3 月（予定）

社会的養護当事者に対するヒアリングの実施結果について

1 当事者ヒアリングの実施について

(1) 調査の目的

葛飾区社会的養育推進計画を策定するに当たり、社会的養護の当事者である子ども及び経験者の意見を反映し、又は参考にすること。

(2) 調査対象

ア	里親・ファミリーホーム	経験者 1 人
イ	児童養護施設	入所中の子ども 2 人及び経験者 2 人
ウ	母子生活支援施設	入所中の子ども 2 人
エ	一時保護所	入所中の子ども 2 人

(3) 調査方法

児童相談課職員が個別に対象者からヒアリング

(4) 調査期間

令和 6 年 8 月 21 日（水）から同年 10 月 7 日（月）まで

(5) 調査項目

- ア 施設等での生活状況等について
- イ 意見表明等について
- ウ 委託解除又は退所後の要望等について
- エ 委託解除又は退所後の生活状況等について
- オ その他（自由意見）

2 当事者ヒアリングの結果について

別紙 4 「葛飾区社会的養育推進計画（案）」の第 2 章、第 6 章、第 9 章及び第 10 章の最後に、「社会的養護当事者の声」として掲載した。

(仮称)葛飾区社会的養育推進計画(素案)に対する区民意見提出手続
(パブリックコメント手続)等の実施結果について

1 実施期間

(1) パブリックコメント

令和6年12月6日(金)から令和7年1月6日(月)まで

(2) 区民の意見を聴く会

令和6年12月7日(土)

2 閲覧場所

(1) 区ホームページ

(2) 区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、
葛飾区児童相談所、葛飾区子ども総合センター 計25箇所

3 提出された意見の数

(1) パブリックコメント(子ども)

意見提出者 366人

意見総数 361件

(2) パブリックコメント(一般)

意見提出者 5人

意見総数 25件

(3) 区民の意見を聴く会

意見提出者 9人

意見総数 11件

4 提出された意見の取扱い

◎: 計画(案)に意見を反映する。 7件

○: 計画(素案)に盛り込まれている。 8件

△: 意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。 54件

5 提出された意見の概要と区の考え方

次のとおり

(仮称)葛飾区社会的養育推進計画(素案)の区民意見提出手続(パブリックコメント手続)等により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいよう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かがた 区の考え方
1	ぜんぱん 全般	こどもにとって一番良いことは、誰が決めるのですか。	△	こどもの意見を尊重した上で、子どもを養育する人や支援する人などが、その子どもの最善の利益の実現を第一に考えます。
2		世の中から体罰を無くした方が良くと思います。	△	令和2年4月より、子どもへの体罰は法律で禁止されました。区においても、令和5年10月に葛飾区子どもの権利条例を制定するとともに、葛飾区児童相談所を開設しました。
3		虐待を根本から無くすために、子どもだけではなく、親が悩みを相談しやすい窓口があると良いと思います。		区立の児童相談所ということで、子育て家庭を始め、区民の皆様にとってより身近で相談しやすい窓口となることを目標としています。
4		家族や友人等と支え合い、仲良く過ごすために、家族との時間を大切にする広報啓発やアンケート、家族が集まる区のイベントなどを実施すると良いと思います。 (同様の意見が他に2件)	△	区では、家族、友人等との間において、お互いを尊重し、良好な人間関係を築くことができるよう、様々な機会を捉えて広報啓発を行うとともに、皆で楽しむことのできるイベントを実施しています。
5		共有を大事にしてほしいです。	○	本計画において、各種支援を行うに当たっては、関係部署、関係機関、関係団体等と必要な情報を共有し、子どもの意見を十分勘案することや、切れ目のない支援を行うことを定めており、これらの取組を推進してまいります。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
6	ぜんぽん 全般	よいとおも 良いと思います。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に76件)	△	ありがとうございます。 こんご くみん みなさま きょうりよく 今後は、区民の皆様のご協力もいただきながら計画を実行に移すと ともに、その進捗(しんちょく)について、適切(てきせつ)に自己点検(じこてんけん)や評価(ひょうか)を行ってまいります。
7		かつしかく よ こ あんしん く 葛飾区をより良くしたり、子どもが安心して暮らしていくことがで きるように、おお とくみ かんが 多くの取組が考えられていて、これが実現(じつげん)できたらと ても良いと思いました。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に35件)		
8		じぶん なに やく た きょうりよく 自分が何か役に立てるなら協力(きょうりよく)したいです。		
9		とく 特にありません。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に114件)		
10		よくわかりません。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に67件)	△	ほんけいかく こ そうごう じどうそうだんじょ きとおや しせつとう たいせい 本計画は、子ども総合センター、児童相談所、里親、施設等の体制 の強化(きょうか)や整備(せいび)を図ることによって、子ども(こ)の最善(さいぜん)の利益(りえき)を実現(じつげん)する ための指針(ししん)となる計画(けいかく)です。 その内容(ないよう)をより多くの方(おお なた)に知(し)っていただくため、周知(しゅうち) は、子ども向け(こ)に振り仮名(む かな)を付けるなど、皆様(みなさま)にわかりやすいよう 工夫(くふう)して行(おこな)ってまいります。
11	ぜんぽん 全般	こ ぶんしやう みな し 子どもにもわかりやすい文章(ぶんしやう)にしたり、皆(みな)に知(し)ってもらえるように しゅうち ほうほう くふう よ おも 周知(しゅうち)の方法(ほうほう)を工夫(くふう)すると良い(よ)と思います。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に4件)		
12		あまりよいとおも あまり良くない(あまり)と思います。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に1件)		

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいよう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
13	だい しょう 第2章について	こどもがあんしん そうだん たす もと かんきょう ととの 環境を整え、こどもがひつよう 必要としていることをただ ただ りかい 正しく理解して、困っているこどもをたす 助け てほしいです。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に7件)	○	くでは、こどもがこま 困ったことやなや 悩んでいることについてそうだんとう 相談等がで きるよう、フリーダイヤルのでんわ そうだん 電話相談や区く のホームページに24時間 うけつけ 受付可能なフォームなどをようい 用意しています。 また、こどもが相談等をしやすいように意見表明支援員を配置し、 みな 皆さんのたす 助けをおこな 行っています。
14		わたし こ いけん き おとな 大人がいてとあんしん 安心します。	○	くでは、こどもがこま 困ったことやなや 悩んでいることについていけんとう 意見等がで きるよう、フリーダイヤルのでんわ そうだん 電話相談や区く のホームページに24時間 うけつけ 受付可能なフォームなどをようい 用意しています。 また、こどもがいけんとう 意見等をしやすいように意見表明支援員を配置し、 みな 皆さんのたす 助けをおこな 行っています。 これらは、すべて おとな たいおう 対応しており、ひみつ 秘密は必ずまも 守られますので、 あんしん いけんとう 安心して意見等をしてください。
15		こどものけんり 権利について、もっとこどもにし 知ってもらおうかつどう 活動をしてほ しいです。	○	くでは、こどものけんり 権利についてし 知ってもらうため、けいはつよう 啓発用リーフ レットをさくせい 作成し、れいわ 令和5年度にねんど 区立小・ちゅうがっこう 中学校に通うこども 児童・せいと 生徒に はいふ 配付したほか、れいわ 令和6年度からはしんしょうがく 新小学1年生にはいふ 配付しています。 また、区く のホームページにこどものけんり 権利に関するページをさくせい 作成し、 こどものいけんひょうめい 意見表明の流れやこどものけんりじょうり 権利条例の内容などをけいさい 掲載して います。 れいわ 令和7年度は、げんざい 現在作成中のこどもむ 向けがくしゅうようきょうざい 学習用教材のかつよう 活用や区く の ホームページ内のこどもページのうんよう 運用を開始するなど、こどものけんり 権利を し 知ってもらうためのさまざま とりくみ 取り組みを進めていきます。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいよう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かんた 区の考え方
16	だい しょう 第3章について	おや こそだ ほうほう 親も子育ての方法がわからずに、偏った育て方をしてしまうことが あるとおも いますので、理想的な子育てのマニュアルを作っしてほしいで す。	△	く 区では、育児支援ガイドブックを作成し、妊娠中から子育てに関す る情報を分かりやすく掲載しております。また、こ ども しょうごう ターでは、子どもとその家庭に関する様々な相談を受け、支援を おこな 行っています。
17	だい しょう 第7章について	おやこかんけいさいこうちく しえん とりくみ がんば 親子関係再構築のための支援の取組を頑張っしてほしいです。	○	ほんけいかく 本計画において、親子関係再構築のための支援体制の強化について きだ 定めており、これらの取組を推進してまいります。
18	だい しょう 第9章について	こ 子どもの安全な育ちを守るため、こうした施設を増やすことに力を 入れているのは、良いと思いました。 (同様の意見が他に1件)	△	く 区は、施設に対して小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能 化・機能転換に向けた取組を求めるとともに、適切な助言や支援を おこな 行っています。
19	だい しょう 第11章について	かつしかく じどうそうだんしよ たす 葛飾区に児童相談所ができ、助けられる子どもが増えて良いと思ひ ます。	△	ありがとうございます。 くりつ じどうそうだんしよ つよ い 区立の児童相談所の強みを活かし、こ ども しょうごう 深め、子どもの最善の利益の実現を目指して児童相談体制を強化し てまいります。
20	た その他	じどうふくしほう よ おも 児童福祉法が良いと思ひました。	△	ほんけいかく じどうふくしほう りねん たいげん けいかく ひと い ちづ 本計画も児童福祉法の理念を体现する計画の一つと位置付けており ます。 こんご けいかく じつこう うつ 今後は、計画を実行に移すとともに、その進捗について、適切に自 己点検や評価を行ってまいります。
21		もっとhappyな社会がよいです。	△	こ 子どもの最善の利益を実現し、皆さんが幸せを感じられる社会とな るよう、区全体で社会的養育を推進してまいります。

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(案案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいよう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
22	その他	きょういく だいじ 教育は、大事なことです。 がっこう たんまつ べんきよう 学校のタブレット端末は勉強するのに便利ですし、葛飾区 のかくしやく の教育は ほか よ おも 他より良いと思います。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に2件)	△	く 区では、タブレット端末等のICTを活用した学習の充実に向け て、かんきょうせいび がっこう しえん と く 環境整備や学校の支援に取り組んでいます。今後も学校との連 んけい はか こ 携を図りながら、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・ のうりよく かくじつ み つ 能力を確実に身に付けることができるよう、教育の情報化に積極的 にと く に取り組んでいきます。
23		ひつよう 必要なときにだけタブレットを使うような指導とセキュリティの設 てい 定をしてほしいです。	△	く たいよ 区が貸与しているタブレット端末は、学習に用いるためのものです ので、関係のないサイトが表示されないように設定していますが、 かんけい かんけい ひようじ せつてい 設定だけでは完全に制限することはできません。子どもたちがルー ルを守ってタブレット端末を使うことが大切ですので、今後も情報 まも モラル教育の充実に取り組んでいきます。
24		かつしかきょういく ひ 葛飾教育の日をやめてほしいです。	△	かつしかきょういく ひ がくりくこうじょう じゅぎょうじすう かくほおよ ほごしゃ ち 葛飾教育の日は、学力向上のための授業時数の確保及び保護者・地 いき かた たい がっこうきょういく こうかい もくてき じっし 域の方に対する学校教育の公開を目的に実施しております。そのた め、葛飾教育の日の取組は今後も続けていきます。しかし、昨年度 かつしかきょういく ひ とりくみ こんご つづ さくねんど から土曜日だけの実施ではなく、平日も実施できるようにしていま す。
25		まいにち じかんじゅぎょう つか 毎日6時間授業だと疲れてしまうので、5時間授業にしてほしいで す。	△	じゅぎょうじかん もんぶかがくしょう さだ じかん かくがっこう じっし 授業時間は、文部科学省が定めた時間を、各学校で実施していま す。そのじゅぎょうじすう たつせい 授業時数を達成するために、かくがっこう じかんわり くふう 各学校の実態に応じて、曜日によっては6時間授業を5時間 かくがっこう じったい おう ようび じかんじゅぎょう じかん 授業にしている学校もあります。
26		がっこう じゅぎょう ぎょうじ 学校の授業や行事について、工夫をして楽しいと思えるものにする よ おも と良いと思います。 (どうよう いけん ほか けん 同様の意見が他に3件)	△	じゅぎょう がっこうぎょうじ かくがっこう じどう せいと じったい おう くふ 授業や学校行事については、各学校が児童・生徒の実態に応じて工 夫して実施しております。また、児童・生徒の皆さんも、行事に主 う じっし じどう せいと みな ぎょうじ しゅ 体的に取り組む、みずか かつどう たの 自らの活動が楽しくなるよう工夫してください。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが えた 区の考え方
27	その他	がっこう がつねん かんけい し ひとどうし ぎやくたい 学校で、学年に関係なく、知らない人同士で、いじめや虐待をテーマにした話し合いをする機会を作ると良いと思います。	△	かくがっこう げんざい かん じゅぎょう ねん かいじょうおこな 各学校では、現在いじめに関する授業を年3回以上行い、いじめの未然防止に努めています。その際、話し合いをする場を設定し、いじめの理解を深めたり、いじめの未然防止に向けて共通認識を持つなどしています。今後も、いじめに関する授業を充実させ、いじめの未然防止に取り組んでまいります。
28		かね つか かた ちしき こども ころ み つけておいたほうが良いと思うので、学校の授業でもっと社会のことを詳しく教えてほしいです。 どうよう いけん ほか けん (同様の意見が他に1件)	△	かね つか かた しゃかい し く ちしき お金の使い方や社会の仕組みについての知識は、子どもたちにとって重要なことだと考えています。各学校では、主に社会科や総合的な学習の時間の授業を通して、税金の役割や経済の仕組み、お金の使い方(金融リテラシー)等を学習しております。今後も、お金に関わる金融教育を充実させてまいります。
29		たいけんがくしゅう ふ 体験学習を増やしてほしいです。	△	たいけんがくしゅう つう しぜん ひと しゃかいとう ちよくせつてき か 体験学習を通じ、自然や人、社会等と直接的に関わることは、子どもたちの豊かな成長につながる大切な学習です。各学校では、地域の特色を活かした体験学習等を実施しており、引き続き、体験学習の充実を図ってまいります。
30		がっこう しゃかいかけんがく とお ばしょ い 学校の社会科見学は、遠い場所に行きたいです。	△	しゃかいかけんがく しゃかい り か じゅぎょう がくしゅう ないよう かんれん 社会科見学は、社会や理科の授業において学習する内容と関連のある施設等を見学することで、学習内容を深めるものです。見学先については各学校で決めておりますので、担任の先生に相談してください。
31		プールは、屋内の方がいいと思います。	△	がっこう すいせい じゅぎょう うてん もうじょう えいきょう けいかくてき じっし 学校プールでの水泳の授業は雨天や猛暑の影響で計画的に実施することが難しくなっているため、区では、屋内温水プールでの授業へと移行を進めています。 こんご すべ しょうがっこう おくないおんすい じゅぎょう いこう 今後も全ての小学校が屋内温水プールでの授業へ移行できるよう、屋内温水プールの整備などに取り組んでいきます。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かんが 区の方
32	その他	がっこう 学校でシャープペンシルを使いたいです。	△	がっこう 学校の決まりは各学校で定めておりますが、教育委員会では、学校での服装や持ち物などの決まりについて、子どもや保護者の考え方などを聞き取りながら、必要に応じて内容等を見直すよう、学校へ助言しています。 シャープペンシルの使用につきましては、学校でシャープペンシルを使うことの利点や心配な点について、例えば学校の児童・生徒の代表者からなる代表委員会や生徒会の中で議題として取り上げるなど、学校の中で友達や先生方とよく相談してください。
33		がっこう せんせい がくしゅうがいがい きづ 学校で先生が学習障害等に気付いたときには、保護者と共有して、受けられる支援などを教えてほしいです。	△	がくしゅうがいがい 児童・生徒については、特別支援教室の通室対象者となります。各学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、学習、生活場面で困難さを感じている児童・生徒の実態把握や、支援方策の検討等を行い、必要に応じて特別支援教室での指導をしています。その際には、児童・生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、必要な支援について保護者と合意しながら指導を進めていくこととしております。
34		ほうかご なつやす こ 放課後や夏休みなどに子どもが安心安全に過ごすことができる場所があると良いと思います。 (同様の意見が他に1件)	△	いただいたご意見は、本計画に位置付けて実施する予定はないため、本計画上の取扱いとしては、意見・要望としてお聴きし、今後の参考とさせていただきます。 区では、学童保育等の学校内の居場所確保に加え、児童館や子ども未来プラザ等の公共施設のほか、子ども食堂等の地域の子育て団体と協働し、放課後や夏休みなどにも子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めています。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(案案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
35	その他	むりよう じゆく べんきようかい ていきてき かいさい 無料の塾のような勉強会を定期的に開催してほしいです。	△	く 区では、学力向上に向けて様々な取組を行っています。各中学校 では、学習センター（学校図書館）を活用した自学自習やタブレッ ト端末を活用したデジタルドリル、放課後や長期休業中等に行って いる基礎学力定着講座等の取組を進めています。今後も児童・生徒 の学力向上に向けた取組を推進してまいります。
36		だれ あんしん こうこう しんがく がっこう ふ がくひ 誰でも安心して高校に進学できるよう、学校を増やしたり、学費を 安くしてほしいです。 (同様の意見が他に1件)	△	こうこうとう ぞうせつ せつちしゅたい くに とどうふけん しちよう 高校等の増設につきましては、設置主体である国、都道府県、市町 村及び学校法人が判断し、それぞれを所管する機関の認可を受けて 設置することとなっています。 学費のうち授業料については、国や東京都の制度により実質無償化 されています。また、授業料以外の費用についても給付や貸付けな ど様々な制度がありますので、必要となったときには学校や教育委 員会に相談してください。
37		さい まな しせつ よ おも 0歳から学ぶことのできる施設があると良いと思います。	△	にゅうようじ こ ひと もの しぜん えほん ばしよ たよう か 乳幼児のお子さんは、人や物、自然、絵本、場所といった多様な環 境に興味を持ち、様々な関わり方をする中で成長するといわれてい ます。0歳から子どもが自発的に活動し、様々な経験を積んでいく ことができるように多様な環境を整えている施設としては、保育所 や認定こども園などがあります。区は、これらの施設で子どもたち が健やかに成長できるように、これからもいろいろな支援をしてい きます。
38		しょうせいげん がくねん じょうきよう おう かんわ スマートフォンやゲームの使用制限は、学年や状況に応じて緩和し てほしいです。 (同様の意見が他に3件)	△	しょうせいげん がくねん こ こ じょうきよう おう スマートフォンやゲームの使用制限は、学年や個々の状況に応じて 柔軟に対応することが重要です。学校ではタブレット端末の利用時 の約束について確認していますが、スマートフォンやゲーム使用時 の約束については、家庭の中でよく話し合い決めてください。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいよう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
39	その他	こそだ かてい きんせんてき しえん 子育て家庭に金銭的な支援をしてほしいです。 (同様の意見が他に2件)	△	かつしかく 葛飾区では「かつしか出産応援給付金給付事業」や「出産・子育て おうえん きゅうふじぎょう 応援ギフト給付事業」など、子どもがいる家庭を支援するため、 さまざま けいざいてきしえん じつし 様々な経済的支援を実施しています。 れいわ ねんど あら こそだ しえんさく 令和7年度には、新たな子育て支援策として、生後5箇月から11箇 げつ にゅうじ そだ せたい たい ていきほうもん おこな ほうもんしゅうりょうご いく 月までの乳児を育てる世帯に対し定期訪問を行い、訪問終了後に育 じ しえんひん はいふ とど たいじぎょう じつし 児支援品を配付する「かつしかハッピーお届け隊事業」を実施しま す。 こんご 今後も、どのような支援が必要かニーズを捉えながら、引き続き検 んとう 討してまいります。
40		ごみのポイ捨てがあるので、公園にごみ箱があると良いと思いま す。	△	こうえん 公園にごみ箱を設置することにより、公園以外の家庭ごみが多く捨 てられてしまうという理由から、いちぶ こうえん ばこ な 一部公園ではごみ箱を無くすよ うにしています。ポイ捨てによりごみが散らかってしまうことにつ いては、定期的な清掃を行っているほか、皆さんにしっかりルール まも を守ってもらうように注意するなど、引き続き、皆さんに喜んでも こうえん とく らえる公園になるよう取り組んでいきます。

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	こうもく 項目	いけん がいよう 意見の概要	とりあつか 取扱い	く かんが かつ 区の考え方
41	その他	子どもの安全を保障するなら、早く高砂で起きた事件をまとめて発表してください。	△	高砂では、令和6年11月26日に2丁目でコンビニ強盗事件が発生しております。区は、警察からの情報提供に基づき、安全・安心情報メール配信による区民への注意喚起を行いました。 また、事件発生場所近隣の区内小学校では、保護者への情報提供、集団下校を実施し、公立・私立の学童の保護者にはお迎えも依頼しました。また、事件発生場所周辺のわくわくチャレンジ広場では、学校や児童指導サポーターと調整を行い一部の学校について中止としたほか、実施した学校においては、下校時において児童指導サポーターに学校周辺の見回りを依頼するなど、子どもの安全を確保いたしました。 さらに、子どもの安全確保のため、警察によるパトロール強化に加えて、区の青色防犯パトロールカーでの巡回も実施いたしました。今後も、警察などの関係機関と連携しながら、子どもの安全を確保するための取組を引き続き実施してまいります。

（仮称）葛飾区社会的養育推進計画（素案）の区民意見提出手続（パブリックコメント手続）等により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】◎：計画（案）に意見を反映する。○：計画（素案）に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第1章について	葛飾区社会的養育推進計画策定委員会の委員について、男性8人、女性1人の構成になっています。 今後は、どちらかの性が4割に近づくよう配慮をお願いします。	△	計画の策定に当たっては、専門的かつ幅広い見地から議論を行う必要があることから、学識経験者、里親、主任児童委員、乳児院長、母子生活支援施設長、児童養護施設長及び児童相談所長を委員とした葛飾区社会的養育推進計画策定委員会を設置しました。 委員の選任に際しては、性別のバランスにも配慮し、女性比率の向上に努めてまいります。
2	第2章について	葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針は、区のホームページ等で公開されていますか。区民が閲覧することはできますか。	△	「葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針」は、子ども・若者の社会参画の推進を目的として、区が子ども・若者の意見を聴き、その意見を施策に反映するために区内部での考え方をまとめたものであり、一般には公開していません。
3		葛飾区子どもの権利擁護事業実施要綱は、区のホームページ等で公開されていますか。区民が閲覧することはできますか。	△	「葛飾区子どもの権利擁護事業実施要綱」は、区内部の事務手続等を規定したものであり、子ども向けに作成したものではないことから、一般には公開していません。 区のホームページには、子どもにも分かりやすい表現で要綱に定められた子どもの権利擁護事業について記載をしています。現在、区のホームページ内に子どもページを構築しており、子どもの権利擁護事業の内容がより子どもに分かりやすくなるように準備をしています。
4		区のホームページ「子どもの権利が守られていないときに、意見表明ができます」の経路からの意見表明の実績を教えてください。 https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1006015/1033122/1033275.html	△	区のホームページ「子どもの権利が守られていないときに、意見表明ができます」の経路からの意見表明の実績はありません（令和6年12月時点）。
5		葛飾区子どもの権利擁護事業（子どもの意見表明）フロー図中の「区（権利擁護事業主管課）」とは、具体的には何課か教えてください。	△	「区（権利擁護事業主管課）」とは、子育て政策課です。

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
6	第2章について	葛飾区子どもの権利擁護事業（子どもの意見表明）フロー図中の「①意見表明」は、児童相談所が措置等している子どもに対しては担保されていると思いますが、全ての子どもに対してはそうとは言えないと思います。 専門的な立場によるアドボカシーとは別に、地域や学校等で子どもや家庭と関わる区民等によるアドボカシーも必要だと思います。	△	葛飾区子どもの権利擁護事業（子どもの意見表明）フロー図は、被措置児童のみでなく、全ての子どもを対象としたフロー図です。 区から派遣する意見表明支援員は専門的知識のある者ですが、葛飾区子どもの権利条例第22条では、意見表明支援員のような専門的立場の者に限らず、区民等や育ち学ぶ施設などは子どもの意見を大切に受け止め、子どもにとってより良い方法を一緒に考えるよう努めることを求めているとあり、日頃から子どもと接する区民等のアドボカシーも重要であると考えています。
7		子どもの権利擁護事業で電話やメール等の相談ツールが用意されていますが、現在の子どもはSNSで情報を得るのが主流であり、時代に即した意見表明の方法を検討してほしいです。	△	意見表明の方法については、現在の方法に限らず様々な方法が考えられます。一方で、子どもの意見表明においては、その後の対応から匿名ではできないため、個人情報の保護が重要です。いただいたご意見や他自治体の事例を参考にしながら、時代に即した意見表明の方法となるよう研究していきます。
8		葛飾区子どもの権利条例第24条第2項において「区は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、体制の構築その他の必要な取組を行うもの」と規定されています。 体制として、調査や勧告をすることができる第三者機関の設置を検討してほしいです。	○	区では、子どもの救済を図ることを目的に、学識経験者や児童精神科医などからなる葛飾区児童福祉審議会（権利擁護部会）を区長の附属機関として設置しています。子どもの権利侵害について、区は、弁護士資格を有する権利擁護調査員に関係者や関係機関などの調査を依頼した上で、権利擁護部会に諮問を行っています。権利擁護部会では、その結果も踏まえて、子どもの権利を守るために関係機関に意見具申を行っています。
9		学識経験者や学校関係者などの外部委員で構成する第三者機関として葛飾区子どもの権利委員会を設置しているとの記載があります。 他自治体においては小学生から高校生までの子どもが委員となって活動している例があり、子どもの参画や子どもへの啓蒙といった観点からも検討してみてもいいと思います。	△	葛飾区子どもの権利委員会は、区の取組を検証するためのものであるため、子どもの権利に関する学識経験者や関係機関のほか、人権分野の団体等の代表者で構成されており、現時点では、子どもが委員として参加していません。委員会に限らず子どもの参画や意見を聴く機会を様々な手法により設けてきたところですが、引き続き取組を進めるとともに、いただいたご意見や他の自治体の状況等を参考にしていきます。
10		子どもの権利に関する理解を深めるための啓発活動についても、計画に記載してほしいです。	○	第2章3(1)の3段落目中「権利条例等を学ぶことができるように…」以降に、子どもの権利を理解してもらうために区が行う取組を記載しています。

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
11	第2章について	権利に関する認知度の整備目標値が低いと思います。 子どもの権利を知らなければ、意見表明をすることもできません。 せめて、区内の小中学校に在籍する子どもについては100%となるような取組を求めます。	△	権利に関する認知度の整備目標については、現状に基づき、今後実施予定の啓発事業の効果を踏まえて設定しています。引き続き、啓発用リーフレットや子ども向け学習用教材など様々な啓発手段を活用して、区内の小・中学校に在籍する子どもの権利に関する認知度が100%に近づけるよう普及啓発に努めていきます。
12		小学校でのいじめのアンケート結果から両親による虐待が発覚した他自治体の例があることから、アンケート等を活用して学校でも子どもの意見を聴く必要があると思います。	△	区では、子ども・若者の社会参画の推進を目的として、区が子ども等の意見を聴き、その意見を施策に反映するための考え方をまとめた「葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針」を策定しました。この指針では、意見形成支援と意見を聴く文化の醸成において、学校などで日常的に意見を言い合える機会や、意見を聴いてももらえる環境づくりのほか、意見表明していいという啓発や雰囲気づくり、自身の権利について学ぶ機会の重要性を位置付けています。現在、各学校において「いじめ発見のためのアンケート」を年3回以上実施しております。気になる記載があった場合には、記載した児童・生徒の心情に十分配慮しながら個別に聴き取りをし、学校内で情報共有するとともに、関係機関と連携して問題の解決に向けて丁寧に対応しております。
13	第3章について	ヤングケアラーについては、地域（支援団体、子ども食堂、民生委員・児童委員、町会・自治会、企業等）との共通理解を図るとともに、支援のためのガイドラインを策定したり、ヤングケアラー支援コーディネーターを置く必要があると思います。	△	ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなぐためには、ヤングケアラー自身や周りの大人が正しい知識を持つことや、他機関連携が重要であることから、区では、全庁的に支援体制等を含めた整理等を行ってきました。 地域や他機関との共通理解を図りながら、本人とその家族の意思を尊重し、よりよい選択肢を増やしていけるよう、取り組んでまいります。
14		ショートステイ・トワイライトステイ事業の拡充は、家庭維持のための予防的支援として非常に重要だと思います。	◎	区では、令和7年度から新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業を実施し、区内2箇所家庭の状況に合わせた支援ができる体制を構築します。
15		養育支援訪問事業は、民間団体との協働が非常にうまくいっていると思います。 今後も、民間団体への更なる支援等による事業の拡充をお願いします。	△	今後も、民間団体との協働により、支援が必要な方に適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施していきます。

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
16	第3章について	子育て世帯訪問支援事業は、民間団体が先行して取り組み、区民ボランティアが貢献している事業だと思います。 区として、民間団体への資金援助や事業の広報啓発をお願いします。	△	今後も、民間団体との協働により、支援が必要な方に適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施していきます。
17	第4章について	「男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、切れ目のない支援策を推進していきます。」との記載に関し、包括的性教育を基本として、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があると思います。 (同様の意見が他に1件)	△	「葛飾区子ども・若者総合計画」においても、プレコンセプションケア普及啓発に取り組むこととしています。乳幼児の保護者を対象に産前産後の講座や相談事業を行うことや、包括的性教育を行うために学校・家庭・地域が連携して取り組む仕組みを検討していきます。
18		特定妊婦等の支援のための連携について、葛飾区要保護児童対策地域協議会を活用し、家庭に関わる地域の人々も含む支援者会議を開催してほしいです。	△	葛飾区要保護児童対策地域協議会では、特定妊婦に対して、適宜、個別ケース検討会議を開催しているところです。その際は、当該家庭に関わる地域の関係者、関係機関の皆様にも、必要に応じて、ご参加頂いております。今後も引き続きご参加をお願いすることがありますので、よろしくお願いいたします。
19	第6章について	一時保護された子どもが家庭に帰った後の継続した学習支援に当たっては、地域の学習支援団体等との連携を途切れることなく行ってほしいです。	◎	ご意見を踏まえ、第6章の「身近な地域資源」及び第11章の「支援団体」について、例示を追加します。 具体的にどのように協働することができるかについては、情報共有の課題等を踏まえつつ、地域の皆様の意見も聴きながら検討してまいります。
20		子どもが一時保護から家庭復帰するときには、学習支援だけではなく、地域と協働して、生活全般に渡る支援をする必要があると思います。		
21	第9章について	非行少年への支援も必要ですが、里親や児童養護施設は、非行少年を預かることには消極的です。 区内・外を問わず、児童自立支援施設の設置を検討する必要があると思います。	△	児童心理治療施設や児童自立支援施設については、家庭養育優先原則の下、国において多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、施設の運営や新たな設置についての方向性を示すとされています。区も、その動向を注視してまいります。

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
22	第10章について	社会的養護経験者等の自立に係る経済的負担への支援は、子どもの権利擁護の観点からも重要な施策です。 例えば他自治体では、一部基金への寄付を活用しながら、給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、居場所・地域交流支援、相談支援、住宅支援を実施しています。 クラウドファンディングも有効な手段だと思います。	◎	令和7年度より、区が措置等をした社会的養護経験者等が進学や就職を機に自立に向けて一人暮らしをするために必要となる費用の一部を支援する区独自の支度金を創設する旨を明記します。 相談支援については、関係機関と調整しながら、早期の実施を目指して検討を進めてまいります。
23		社会的養護経験者等の自立に向けた支援に関し、地域で生活支援をしている子ども食堂等との連携も考えてほしいです。	◎	ご意見を踏まえ、第6章の「身近な地域資源」及び第11章の「支援団体」について、例示を追加します。 具体的にどのように協働することができるかについては、情報共有の課題等を踏まえつつ、地域の皆様の意見も聴きながら検討してまいります。
24	第11章について	司法面接に関する刑事訴訟法の改正があったことを踏まえ、児童相談所職員や教職員に対する研修を実施して司法面接のスキルを持つ人材を確保するとともに、区民が子どもの被害に気づいたときに通報や相談がしやすいよう、広く周知啓発をお願いします。	△	令和5年の刑事訴訟法改正により、児童虐待等の被害者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体は、一定の要件の下で、証拠能力が認められることとなりました。 児童相談所職員が子どもから聴き取りを行う過程で、誘導や暗示を与えることなく、子どもに記憶のとおり話をしてもらうことができるよう、面接技法に関する研修の受講等を推進してまいります。 また、区民の皆様が子どもの犯罪や虐待の被害に気づいたときに適切に通報等をしていただけるよう、引き続き広報啓発を行っていきます。

(仮称)葛飾区社会的養育推進計画(素案)の区民意見提出手続(パブリックコメント手続)等により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第2章について	スマートフォンなど、子どもが利用するテクノロジーは急速に発展していきます。子どもの権利擁護事業で用意されている専用電話やはがきなどの相談ツールが間違っているわけではありませんが、時代に即した対応をお願いします。	△	意見表明の方法については、現在の方法に限らず様々な方法が考えられます。一方で、子どもの意見表明においては、その後の対応から匿名ではできないため、個人情報の保護が重要です。いただいたご意見や他自治体の事例を参考にしながら、時代に即した意見表明の手段となるよう研究していきます。
2		子どもの権利擁護事業で電話やメール等の相談ツールが用意されていますが、例えば子ども食堂などで大人が子どもの話を直に聴く機会がないと、きちんと子どもの意見を拾うことができないのではないかと思います。	△	葛飾区子どもの権利条例第22条では、区民等や育ち学ぶ施設などは子どもの意見を大切に受け止め、子どもにとってより良い方法を一緒に考えるよう努めることを求めています。区では、日頃から子どもに接している大人が、子どもに対し子どもの権利や意見表明の大切さなどを伝え、子どもにとって意見を聴いてもらいやすい環境づくりや意見表明していいという雰囲気づくりをしていくことが重要であると考えています。
3		整備目標において、権利に関する認知度の割合は25%から50%に増えるのに対し、権利擁護部会における子どもからの意見申立件数は増減なしとしていることについて、理由を知りたいです。	△	権利擁護部会における子どもからの意見申立てについては、子どもの意見表明のうち、子どもから直接話を聴き、権利擁護部会へ申立ての希望があった場合に行うこととしています。子どもの意見表明の実績においては、権利擁護部会への申立てよりも、話を聴いて職員に伝えてほしいなどの意見が多いことから、必ずしも権利に関する認知度と権利擁護部会における子どもからの申立件数は比例しないと考えており、実績を踏まえた整備目標を設定しています。
4		整備目標の権利に関する認知度について、この割合は、子ども全体に対する割合でしょうか。学校等で周知をしたらもっと上げることができると思うので、もう少し高い目標を設定してもよいと思います。	△	権利に関する認知度の整備目標については、現状に基づき、今後実施予定の啓発事業の効果を踏まえて設定した子ども全体に対する割合となっています。また、学校等での周知については、第2章3(1)の3段落目中「権利条例等を学ぶことができるように…」以降に記載しています。引き続き、啓発用リーフレットや子ども向け学習用教材など様々な啓発手段を活用して、区内の小・中学校などで子どもの権利に関する普及啓発を行い、子どもの権利に関する認知度が高まるよう努めていきます。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
5	第3章について	ショートステイ・トワイライトステイ事業を実施する施設の数計画期間の5年間を通して1施設なのは、足りないのではないかと思います。	◎	区では、令和7年度から新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業を実施し、区内2箇所家庭の状況に合わせた支援ができる体制を構築します。
6		ショートステイの協力家庭を実施している自治体があります。葛飾区でも導入することで、ショートステイ先の量的な確保のほか、潜在的な里親候補者となり、里親家庭を増やすことにもつながると思います。	△	区では、令和7年度からショートステイ先の量の確保のため新たな地域で事業を実施し、区内2箇所家庭の状況に合わせた支援ができる体制を構築します。引き続き、協力家庭の実施等を含め、支援が必要な方に適切に支援ができる体制を検討していきます。
7	第6章について	子どもが一時保護から家庭復帰するときには、学習支援だけでなく、地域と協働して、生活全般に渡る支援をする必要があると思います。 「身近な地域資源を活用する」とはどういうことか、わかるような内容になるとよいと思います。 (同様の意見が他に3件)	◎	ご意見を踏まえ、第6章の「身近な地域資源」及び第11章の「支援団体」について、例示を追加します。 具体的にどのように協働することができるかについては、情報共有の課題等を踏まえつつ、地域の皆様の意見も聴きながら検討してまいります。
8		一時保護期間中の私物の持込みや原籍校への通学などの制限について、個々の子どもに応じて考えるべきだということでは大事です。ここは、力を入れて取り組んでほしいです。	○	個々の子どもの状況を考慮し、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすることを意識して取り組んでまいります。
9	第8章について	里親家庭で子どもを養育するということは、地域で養育することだと思っています。里親家庭を専門家がチームで支えることは当然のこととして、地域の中で私たちがどのように寄り添うことができるかが課題だと思っています。	△	区では、区立の児童相談所の強みを活かし、区内のイベントなど様々な機会を捉えて地域に根ざした里親制度の普及啓発活動を行っております。地域の皆様に里親制度を知っていただいた上で、どのように地域で支援していただくことができるか、一緒に考えてまいります。
10	第10章について	自立支援に力を入れることは大事なことです。生活困窮者も社会的養護経験者と同様の状況に置かれているので、そちらについても考えてほしいです。	△	区では、生活困窮者に対する自立相談支援窓口を設置し、各種支援を行っているところです。そのほかに、里親や児童養護施設などの社会的養護経験者が自立に当たって困難に直面することが少なくないことから、本計画においてはその支援の取組について記載しております。

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
11	第11章について	連携の対象として、弁護士を明記してほしいです。 子どもの権利擁護は弁護士の主な業務であり、できることが数多くあります。弁護士として、地域の問題にも主体的に取り組みたいと思っています。	◎	ご意見を踏まえ、第11章の連携の対象に「弁護士」を追加します。

(仮称) 葛飾区社会的養育推進計画 (素案) との対照表 (関連部分抜粋)

素案【修正前】	案【修正後】																																				
(仮称) 葛飾区社会的養育推進計画 第1章 1 計画策定の背景と趣旨 区は、これを機に、児童相談所を設置する特別区（以下「児童相談所設置区」という。）として新たに (仮称) 葛飾区社会的養育推進計画を策定することとしました。 第2章 3 子どもの権利擁護に係る環境整備について (4) 整備目標 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>権利擁護部会における子どもからの意見 申立て件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(省略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第3章 1 相談支援体制の整備に向けた取組 (1) こども家庭センターの機能整備について 区は、平成23年に「こども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の両方の機能を同一の場所で行う「葛飾区子ども総合センター」を設置し、子ども及び家庭に係る総合的な支援を行ってきました。							権利擁護部会における子どもからの意見 申立て件数						(省略)						葛飾区社会的養育推進計画 葛飾区社会的養育推進計画の策定に当たって (省略) 第1章 1 計画策定の背景と趣旨 区は、これを機に、児童相談所を設置する特別区（以下「児童相談所設置区」という。）として新たに葛飾区社会的養育推進計画を策定することとしました。 第2章 3 子どもの権利擁護に係る環境整備について (4) 整備目標 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>権利擁護部会における子どもからの意見 申立件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(省略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 社会的養護当事者の声 ① (省略) 第3章 1 相談支援体制の整備に向けた取組 (1) こども家庭センターの機能整備について 区は、平成23年に「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の両方の機能を同一の場所で行う「葛飾区子ども総合センター」を設置し、子ども及び家庭に係る総合的な支援を行ってきました。							権利擁護部会における子どもからの意見 申立件数						(省略)					
権利擁護部会における子どもからの意見 申立て件数																																					
(省略)																																					
権利擁護部会における子どもからの意見 申立件数																																					
(省略)																																					

2 家庭支援事業等の整備に向けた取組

(2) 葛飾区子ども・若者総合計画における家庭支援事業の確保方策

ア 子育て短期支援事業

		令和7年度
ショートステイ事業	延べ人数	2,148
	施設数	1
トワイライトステイ事業	延べ人数	3,590
	施設数	1

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2,148	2,148	2,148	2,148
1	1	1	1
3,590	3,590	3,590	3,590
1	1	1	1

第6章

これらの基準及びガイドラインに基づき、区は、葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を**定める必要があります**。本条例において、虐待等の理由により一時保護される子どもの安全確保とアセスメントといった一時保護所に求められる機能を十分に果たすとともに、子ども一人一人の権利擁護の質を高めることができるよう、区における基準を**定めます**。

3 基礎自治体の児童相談所の役割

さらに、区は、一時保護された子どもが家庭に帰った後も継続して学習支援をすることができるよう関係機関との連携を図るほか、身近な地域資源を**活用するなど**基礎自治体の児童相談所の強みを活かした取組を進めていきます。

2 家庭支援事業等の整備に向けた取組

(2) 葛飾区子ども・若者総合計画における家庭支援事業の確保方策

ア 子育て短期支援事業

		令和7年度
ショートステイ事業	延べ人数	3,145
	施設数	2
トワイライトステイ事業	延べ人数	5,660
	施設数	2

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4,296	4,296	4,296	4,296
2	2	2	2
7,180	7,180	7,180	7,180
2	2	2	2

第6章

これらの基準及びガイドラインに基づき、区は、葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**(令和6年葛飾区条例第39号)**を**制定しました**。本条例において、虐待等の理由により一時保護される子どもの安全確保とアセスメントといった一時保護所に求められる機能を十分に果たすとともに、子ども一人一人の権利擁護の質を高めることができるよう、区における基準を**定めています**。

3 基礎自治体の児童相談所の役割

さらに、区は、一時保護された子どもが家庭に帰った後も継続して学習支援をすることができるよう関係機関との連携を図るほか、**子ども食堂、学習支援等の子どもの居場所づくりを推進する支援団体との連携を深めるなど**身近な地域資源を**活用し**、基礎自治体の児童相談所の強みを活かした取組を進めていきます。

社会的養護当事者の声 ②

(省略)

第9章

第10章

様々な事情により家庭における養育が困難となり、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等を経験した者又はこれに類する者（以下「社会的養護経験者等」という。）は、措置等が解除された後、家庭に頼ることも難しく、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活していくに当たって困難を抱える場合があります。

2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

(3) 自立に係る経済的負担への支援

社会的養護経験者等は、措置等が解除された後、家庭からの支援も受けることができず、生活の基盤が安定しない状況のなかで進学や就職をせざるを得ない者が少なくありません。

社会的養護経験者等が進学するに当たっては、様々な奨学金制度等による支援が行われているところですが、多くの社会的養護経験者等は、進学に要する費用のほかにも生活を営むための費用が必要となります。また、就職するに当たっても、自立した生活を始めるための準備をする費用が必要となります。

令和6年度当事者アンケートにおいても、「将来の進路（進学、就職など）や生活のために、どんな支援があると安心できると思いますか。」との問いに対し、「金銭的な支援」との回答が最も多く挙げられました。

以上のことから、区が措置等をした社会

第9章

社会的養護当事者の声 ③

(省略)

第10章

様々な事情により家庭における養育が困難となり、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等を経験した者 **(ケアリーバー)** 又はこれに類する者（以下「社会的養護経験者等」という。）は、措置等が解除された後、家庭に頼ることも難しく、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活していくに当たって困難を抱える場合があります。

2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

(3) 自立に係る経済的負担への支援

社会的養護経験者等は、措置等が解除された後、家庭からの支援も受けることができず、生活の基盤が安定しない状況のなかで進学や就職をせざるを得ない者が少なくありません。

社会的養護経験者等が進学するに当たっては、様々な奨学金制度等による支援が行われているところですが、多くの社会的養護経験者等は、進学に要する費用のほかにも生活を営むための費用が必要となります。また、就職するに当たっても、自立した生活を始めるための準備をする費用が必要となります。

令和6年度当事者アンケートにおいても、「将来の進路（進学、就職など）や生活のために、どんな支援があると安心できると思いますか。」との問いに対し、「金銭的な支援」との回答が最も多く挙げられました。

以上のことから、**令和7年度より**、区が

的養護経験者等が**進学や就職などに伴い自立に向けた新たな生活を営むに当たっての経済的な負担を軽減するための有効な支援策について、検討していきます。**

第 11 章

- 3 関係部署、関係機関等との連携体制について
- (3) 区内の民生委員、児童委員、青少年委員などの支援者や支援団体との連携を深めます。

措置等をした社会的養護経験者等が**進学や就職を機に自立に向けて一人暮らしをするために必要となる費用の一部を支援する区独自の支度金を創設します。**

社会的養護当事者の声 ④
(省略)

第 11 章

- 3 関係部署、関係機関等との連携体制について
- (3) 区内の民生委員、児童委員、青少年委員、**弁護士**などの支援者や**子ども食堂、学習支援などの子どもの居場所づくりを推進する**支援団体との連携を深めます。

後書き
(省略)

(案)

葛飾区社会的養育推進計画

令和 7（2025）年度 ～ 令和 11（2029）年度

令和 年 月

葛飾区

葛飾区社会的養育推進計画の策定に当たって

児童虐待による痛ましい事件が後を絶たない中、葛飾区では、令和5年10月、「かつしかの子どもは葛飾で守る、それは葛飾区の誇りです。」を理念として、東京23区で8番目となる児童相談所を開設しました。また、同年10月に、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、葛飾区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として、「葛飾区子どもの権利条例」を施行するなど、本区の将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、様々な施策を積極的に展開してまいりました。

一方で、全国の児童相談所による児童虐待相談の対応件数は依然として増加傾向が続く中、国は、令和4年に子どもや家庭への養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護を進めるため、児童福祉法の改正を行いました。また、この法改正等に伴い、都道府県に令和7年度から令和11年度を計画期間とする、新たな「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めました。本区は、これまで東京都社会的養育推進計画に準じて取組を推進してきましたが、子どもの最善の利益をより一層実現させるため、児童相談所を設置する区として、新たに「葛飾区社会的養育推進計画」を策定し、取組を進めていくこととしました。

本計画の策定に当たっては、現在社会的養護の当事者である子どもや社会的養護経験者からアンケートやヒアリングによる意見聴取を行い、その結果を計画に反映させることとしました。また、社会的養育の各取組はそれぞれ密接に関連しているため、永続的な家族関係をベースとした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障や家庭養育優先原則の理念に基づき、一体的な観点から策定をしました。

本区が児童相談所を開設したことにより、区民の方々からは子どもの最善の利益を実現する取組に高い関心をお寄せいただいております。この計画の策定を機に、児童相談所設置区の強みを活かし、区民や関係機関、児童福祉行政に携わる関係部署等との連携により、家庭支援事業等の積極的な実施や子どもの権利擁護に係る環境整備の促進、社会的養護経験者への支援の強化など、子どもたちの権利や安全、そしてその将来を守るための取組を更に進めてまいります。

本計画の策定に当たり、区議会をはじめ、葛飾区社会的養育推進計画策定委員会の委員の皆様、社会的養護の当事者としてアンケートやヒアリングにご協力をいただいた皆様、区民の声を聴く会やパブリックコメント等で貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 年 月

葛飾区長

青木克徳



目次

第 1 章	社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像.....	1
第 2 章	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）.....	5
	社会的養護当事者の声 ①.....	9
第 3 章	子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組.....	10
第 4 章	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組.....	15
第 5 章	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み.....	18
第 6 章	一時保護改革に向けた取組.....	21
	社会的養護当事者の声 ②.....	23
第 7 章	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組.....	24
第 8 章	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組.....	27
第 9 章	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組.....	31
	社会的養護当事者の声 ③.....	33
第 10 章	社会的養護自立支援の推進に向けた取組.....	34
	社会的養護当事者の声 ④.....	37
第 11 章	児童相談所の強化等に向けた取組.....	38
第 12 章	障害児入所施設における支援.....	41
	用語解説.....	42
	後 書 き.....	47



第1章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 計画策定の背景と趣旨

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに養育する責任を負います（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第2条第3項）。

全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、増加傾向が続いています（参考資料1）。そうした中、平成28年改正児童福祉法において、特別区も児童相談所を設置することができるようになりました。このような背景の下、葛飾区（以下「区」という。）は、住み慣れた身近な地域での相談や手続を可能とし、区のような子育て支援策等と合わせた切れ目のない支援を提供するため、令和5年10月に葛飾区児童相談所を設置しました。

社会的養育^{☞15}は、虐待を受けている子ども、貧困家庭の子ども、障害のある子どもその他特別なケアを必要とする子どもに限らず、全ての子どもの胎児期から自立までが対象となります。葛飾区児童相談所においても、児童虐待相談をはじめとして様々な相談を受けています（参考資料2）。

平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どものパーマネンシー保障^{☞25}・家庭養育優先原則が明記されました。

国は、この平成28年改正児童福祉法の理念を具体化した新しい社会的養育ビジョンで掲げた取組を通じ、子どもの最善の利益を実現するため、都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めました。計画期間は、令和11年度を終期とし、令和2年度から令和6年度まで（前期）と令和7年度から令和11年度まで（後期）の2期に区分されています。

これを受け東京都（以下「都」という。）は、令和2年3月に東京都社会的養育推進計画を策定し、区は、令和5年10月に児童相談所を開設するに当たり、都の当該計画に準じて取組を推進することとしました。

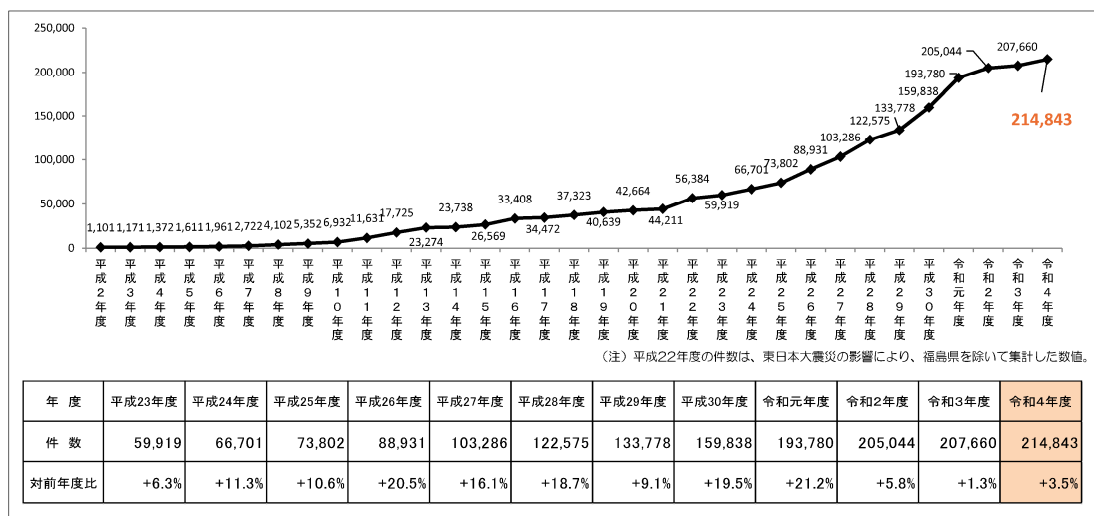
このことについて、令和6年度に前期の期末を迎えるに当たり、国は、里親等委託率、特別養子縁組^{☞21}の成立件数等が国の目標値に遠く及ばないなど、全国的に計画に基づく取組がいまだ十分ではない状況にあることから、改めて令和4年改正児童福祉法の内容も踏まえた全面的な見直しと新たな計画の策定を求めました。

区は、これを機に、児童相談所を設置する特別区（以下「児童相談所設置区」という。）として新たに葛飾区社会的養育推進計画を策定することとしました。

☞：用語解説の該当するNo.を示しています。

(参考資料 1)

全国の子童相談所が子童虐待相談として対応した件数とその推移



※ こども家庭庁HP「子童虐待防止対策」掲載資料「令和4年度子童相談所における子童虐待相談対応件数（令和6年9月24日現在）」より抜粋

(参考資料 2)

葛飾区子童相談所が新たに相談を受け付けた件数（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）

(単位：件)

養護 相談	児童虐待相談※	663	非行 相談	ぐ犯行為 ⁷ 等相談	5
	その他の相談	126		触法行為 ¹⁷ 等相談	39
保健相談		1	育成 相談	性格行動相談	46
障害 相談	肢体不自由相談	2		不登校相談	21
	視聴覚障害相談	0		適性相談	0
	言語発達障害等相談	0		育児・しつけ相談	5
	重症心身障害相談	0	その他の相談		25
	知的障害相談	204			
	発達障害相談	0	(再 掲)	いじめ相談	0
				児童買春等被害相談	0
			総数	1, 137	

※ 子童虐待相談（内訳）
 身体的虐待 157, ネグレクト²³ 123, 性的虐待 5, 心理的虐待 375,
 不明 3

2 計画の位置付け

本計画は、都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）別添）に基づく、葛飾区子ども総合センター、葛飾区児童相談所、区が管轄する里親¹²、施設等の体制の強化や整備を図ることにより、子どもの最善の利益を実現するための指針となる計画です。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を内包する葛飾区子ども・若者総合計画（令和 年 月）など他の関連する区の計画や、東京都社会的養育推進計画（令和 年 月）との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画の基本的な考え方、方向性等

- (1) 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障のため、まず家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行います。

その上で、代替養育を必要とする子どもに対しては、家庭養育優先原則に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育家庭若しくは専門養育家庭又はファミリーホーム²⁶の中から、子どもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討します。これらのいずれも代替養育先として適当でない子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所措置を行うとともに、パーマネンシー保障・家庭養育優先原則の理念に基づくケースマネジメント⁸を継続します。

- (2) 計画の各項目は、それぞれが緊密につながっていることから、一体的かつ全体的な視点を持って策定しています。
- (3) 計画の策定に当たっては、専門的かつ幅広い見地から議論を行う必要があることから、学識経験者、里親、主任児童委員、乳児院長、母子生活支援施設長、児童養護施設長及び児童相談所長を委員とした葛飾区社会的養育推進計画策定委員会を設置して検討するとともに、葛飾区児童福祉審議会¹⁴へ報告しています。

また、令和6年度に社会的養護¹⁶の当事者である子どもや経験者を対象としたアンケート（以下「令和6年度当事者アンケート」という。）又はヒアリング（以下「令和6年度当事者ヒアリング」という。）による意見聴取

を行い、その結果を計画に反映しています。

- (4) 今後は、計画の進捗について、毎年度自己点検及び評価を実施し、その結果を葛飾区児童福祉審議会へ報告します。

自己点検及び評価によって課題が顕在化した場合には、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを回します。

第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

1 子どもへの意見聴取等措置について

葛飾区児童相談所では、里親等委託、施設入所又は在宅指導の措置や、一時保護⁶の決定時等において、「わたしの気持ちシート」を活用して子どもの意見を聴き取るほか、年齢、発達の状況等により意見の表出が困難な子どもへの合理的配慮等により、子どもからの丁寧な意見聴取に努めています。

聴取した意見又は意向は、援助方針会議等の場で共有し、これを十分勘案した上で、組織として支援の方法や内容等を検討します。

措置を決定した後、子どもに対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧に、かつ、分かりやすく説明し、フィードバックを行います。

令和6年度当事者アンケートの結果、児童相談所等からの措置の理由についての説明に対し、90%以上の子どもが「納得している」又は「まあまあ納得している」ことがわかりました。

一方で、少数ながら納得していない子どももいることや、「まあまあ納得している」の裏を返せば全ては納得していないという意見であることから、今後も引き続き、子どもの意見又は意向を勘案し、措置の理由や子どもが置かれている状況等、必要な事項を子どもに丁寧に説明した上で措置することにより、子どもの最善の利益を考慮した支援を実践していきます。

2 意見表明等支援事業について

(1) 現状

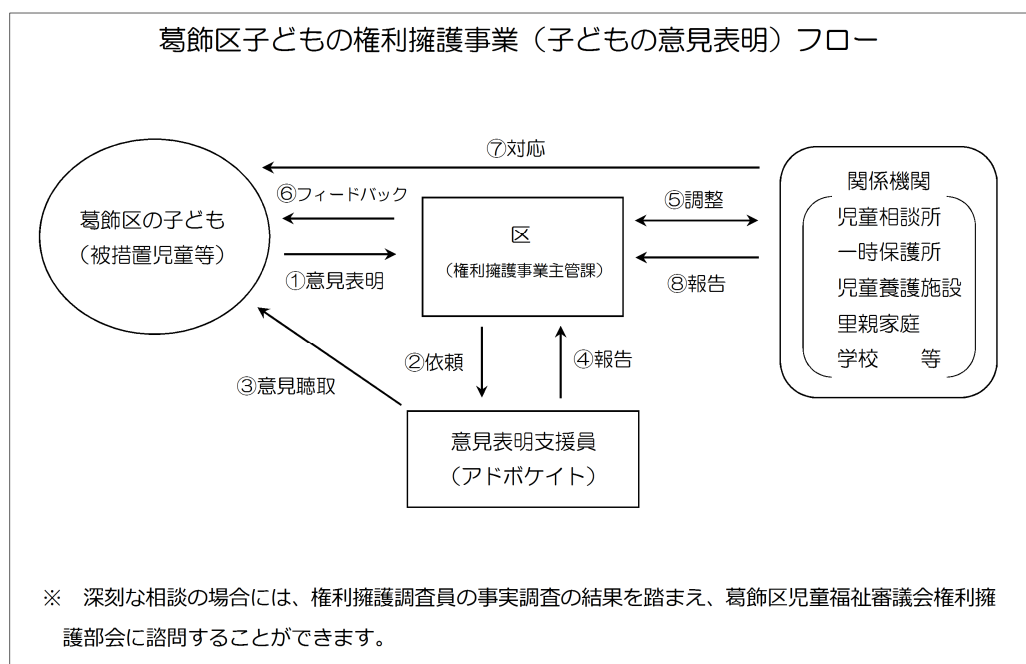
区では、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくため、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、葛飾区子どもの権利条例（令和5年葛飾区条例第56号。以下「権利条例」という。）を令和5年10月に施行しました。権利条例第22条では、「子どもの意見の表明及び参加する機会の確保」について明示し、区全体でこの取組を進めています。

また、こども基本法（令和4年法律第77号）では、子ども施策の策定、実施及び評価において、施策の対象となる子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるため、必要な措置を講ずることが定められています。

区では、子ども・若者の社会参画を促進するため、区が子ども・若者の意見を聴き、その意見を施策に反映するための考え方をまとめた葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針（令和6年3月27日付け5葛子字第1913

号)を策定しました。この指針を踏まえ、区の各所管課において子ども・若者に関する様々な取組に対する意見聴取を行い、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から施策に反映するかを判断するとともに、反映の有無にかかわらず、子ども・若者に分かりやすくフィードバックしています。

さらに、子どもからの権利に関する相談や権利侵害に対応するため、葛飾区子どもの権利擁護事業実施要綱（令和5年9月29日付け5葛子字第955号）を令和5年10月に施行し、子どもの権利擁護事業を推進しています。この事業では、子どもの権利擁護専用電話やメール、インターネットを利用した入力フォーム、意見表明用はがき及び一時保護所に設置された意見箱により、権利に関する子どもからの相談に対応しています。このほか、子どもの意見表明を支援する仕組み（アドボカシー⁴）として、社会福祉士資格又は児童福祉に関する相談業務等の実務経験を有する意見表明支援員（アドボケイト⁵）を設置するとともに、深刻な相談の場合には、弁護士資格を有する権利擁護調査員を設置して、支援が必要な子どもに速やかに対応する体制を整えています。



(2) 課題

ア 令和6年度に実施した子ども世論調査において、「自分の意見が大人と同様に扱われ、大切にされていると感じるか」との問いに対し、「どちらかといえば大切にされていない・ないがしろにされている」、「大切にされていない・ないがしろにされている」、「わからない」と回答した子どもの割合は、38.2%でした。

イ 子どもが権利に関する相談で使える手段として、専用電話やメールな

ど様々な手段を設けていますが、活用されにくい状況にあります。

(3) 取組方針等

ア 子どもに接する機会のある職員等に対して、子どもの権利に関する理解を深めるための研修を実施するとともに、子どもの意見表明を大切に受け止め、より良い方法とともに考えることのできる環境を整えます。

イ 子どもが権利に関する相談をしやすい環境にするため、その仕組みの見直しを行うとともに、児童養護施設や里親等に措置されている子どもが意見表明しやすくなるよう、意見表明支援員（アドボケイト）の訪問型支援などの体制の構築を検討していきます。

(4) 整備目標

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
職員等研修実施回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
職員等研修受講人数	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
子どもの権利擁護事業 における意見表明件数	20 件	20 件	20 件	20 件	20 件

3 子どもの権利擁護に係る環境整備について

(1) 現状

児童福祉法第 8 条第 3 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づき、区長の附属機関として、葛飾区児童福祉審議会（以下「児福審」という。）を令和 5 年 10 月に設置しました。児福審には、子どもの権利に関する専門部会として権利擁護部会を設置し、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について諮問を受け答申を行うほか、子どもからの申し出があった場合に諮問を受け、関係行政機関に対し意見を具申することのできる仕組みを整えています。

また、学識経験者や学校関係者などの外部委員で構成する第三者機関として葛飾区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を設置しています。権利委員会は、区全体における子どもの権利保障の状況や子どもの意見表明に関する取組等について、子どもの権利擁護の視点から検証を行っています。この検証内容を踏まえて、区の取組等を見直し、検討経過や結果について権利委員会に報告することで、子どもの権利擁護の取組の充実を図ります。

さらに、子どもの意見形成を支援するため、子どもの権利に関することや困ったときの相談先を記載した「子どもの権利ノート」を作成し、児童福祉

司が担当の被措置児童等に丁寧に内容を説明した上で配付しています。これに加えて、権利条例等を学ぶことができるよう啓発用リーフレットを作成し、各学校を通じて区内の小・中学校に在籍する児童・生徒に配付しているほか、教育・保育施設や学校、家庭などで子どもの権利に関する学習ができるよう子ども向け学習用教材（絵本や動画）を制作し、活用しています。

(2) 課題

ア 「子どもの権利ノート」の内容について、定期的に説明する場面が少なく、子どもが子どもの権利等について深く理解する機会が不足しています。

イ 令和6年度に実施した子ども世論調査において、「葛飾区子どもの権利条例を知っているか」との問いに対し、「全く知らない」と回答した子どもの割合は、55.8%でした。

(3) 取組方針等

ア 担当児童福祉司からの説明に加えて、子どもの権利擁護担当が児童養護施設等を訪問し、子どもに対し定期的に子どもの権利等について説明する機会を設けることで、子どもの権利や意見表明することのできる窓口が身近にあることについて、子どもの理解を深めていきます。

イ 子どもの権利に関する学習の機会を提供するため、令和6年度に制作した学習用教材が効果的に活用されるよう関係機関と調整するとともに、その効果や活用方法について検証を行い、さらなる改善や有効な活用方法を検討していきます。

(4) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
権利擁護部会における子どもからの意見申立件数	3件	3件	3件	3件	3件
権利に関する認知度	25%	35%	40%	45%	50%



社会的養護当事者の声 ①

施設に優しく話を聴いてくれる職員がいるのですが、そのような人には相談しやすいなと感じます。

（小学生・施設入所中）

私たちは、大人のことをよく見えています。

今となれば大人にも好き嫌いがあるし、多忙で子どもへの対応がおろそかになるところがあることも理解できますが、当時はそういう態度の大人に話をする気持ちにはなれませんでした。

特に用事がなくても雑談をしに来てくれたり、相談や頼みごとをしたときに、最初からできないと否定するのではなく、たとえ結果としてできなかったとしても、それまでの過程を説明してくれたりする大人に出会ったときから、気持ちが変化しました。

（20代・経験者）

入所していた施設に意見箱が置かれていましたが、投函した意見が職員の間で共有されてしまうのではないかと不安でした。また、置かれている場所も近寄り難く、利用するにはハードルが高かったです。

運用方法を工夫して、子どもが当たり前のツールとして利用することができるようになるとよいと思います。

（20代・経験者）

これまで里親さんに育ててもらい、自身も反抗することがあった経験から思うのですが、子どもは実際とは正反対のことを言うことがあります。それを聞いた人が虐待だと早合点して、児童相談所に保護される状況を見てきました。

ていねいに里親さんの意見も聴いて、里親家庭を見てほしいと思います。

（20代・経験者）

出自を知る権利の保障は大事なことです。

大人になって出自を知りたくなったときのために、記録が保存され、一定の年齢に達したときには閲覧することができるようになってほしいと思います。

（20代・経験者）



第3章 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

1 相談支援体制の整備に向けた取組

(1) こども家庭センターの機能整備について

令和4年改正児童福祉法において、令和6年4月より「こども家庭センター」の設置が市町村（特別区を含む。）の努力義務となりました。子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においても、「こども家庭センター」の全国展開を図ることが示されています。

区は、平成23年に「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の両方の機能を同一の場所で行う「葛飾区子ども総合センター」を設置し、子ども及び家庭に係る総合的な支援を行ってきました。

その更なる体制の強化及び事業の拡大のため、令和8年4月1日を目途に「こども家庭センター」の機能の整備を目指します。

このことに伴い、次の者を新たに配置する必要があることから、これらの人材の育成を行っていきます。

ア 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長

イ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員※

※ 統括支援員の要件

次のいずれかに該当し、かつ、一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修を受講した者

（ア）保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー¹¹等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者

（イ）母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方又はいずれかにおいて相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解がある者

また、今後は、支援することが特に必要と認められる子ども、その保護者又は妊婦の全数を把握し、それらの者を切れ目なく支援する体制を構築します。

(2) ヤングケアラー³²に対する支援について

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）において、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・

若者として、国や地方公共団体が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

区では、ヤングケアラーに対する包括的な支援策の構築に向けた基礎資料とするため、令和4年12月から令和5年1月までの間に、小学4年生から高校生世代の子ども及び関係機関を対象として、ヤングケアラーやその家族の状況、ヤングケアラーが行っているケアの内容、頻度等の状況の調査を行いました。

【調査結果】

- ア 家族の中に世話をしている人がいる割合は、小学生で10.8%、中学生で11.5%、高校生で8.3%でした。また、誰の世話をしているかという問いに対しては、各世代とも「きょうだい」が最も多く、次いで「母親」、「父親」の順でした。
- イ お世話をしている理由で最も多かったのは、各世代とも「幼いため」でした。
- ウ 各世代とも、世話をしている家族や世話についての悩みを相談したことがある者は、20%程度です。相談をした相手は、各世代とも「家族や友人」との回答が多くなっています。また、相談をしていない理由としては、「誰かに相談するほど困っていないから」が最も多くなっています。

本調査結果を踏まえ、区では、ヤングケアラーの支援について全庁的に検討するため、「ヤングケアラー支援作業部会」を設置しました。ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなぐためには、ヤングケアラー自身や周りの大人が正しい知識を持つことや、介護、医療、教育等の他機関連携が重要であることから、本作業部会において、ヤングケアラーの支援体制等を含めた整理等を行ってきました。これらの議論に基づき、区は、子ども自身や関係機関等に向けた周知・啓発及び研修を実施していきます。

ヤングケアラーに対する認識や思いは多様です。本人やその家族に自覚がない場合、サポートを求めてくることはほとんどありません。本人や家族に寄り添い、自然な関わりにおいて信頼関係を築いていく中で、話を聴き、本人とその家族の意思を尊重しながら、よりよい選択肢を増やしていけるよう取り組んでいきます。

2 家庭支援事業等の整備に向けた取組

(1) 家庭支援事業の整備及び充実について

ア 現状（令和5年度）

（ア）子育て短期支援事業

ショートステイ事業 実施箇所 1箇所

トワイライトステイ事業 実施箇所 1箇所

（イ）養育支援訪問事業

実施箇所 6箇所

（ウ）一時預かり事業

保育所等 実施箇所 38箇所

幼稚園等 実施箇所 31箇所

イ 取組方針等

令和4年改正児童福祉法において、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業及び一時預かり事業と合わせた6事業が家庭支援事業として位置付けられました。

区は、子育て世帯訪問支援事業による支援と併せて養育支援訪問事業による専門的な相談支援を実施するなど、個々の支援ニーズに合わせた事業の利用を勧奨し、その利用ができるよう支援していきます。

また、虐待の未然防止や重篤化を防止し、子どもの健全な育ちに寄与することが期待されるショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の拡充のため、現在実施している場所以外の地域での実施について、検討を進めていきます。さらに、乳児を対象としたショートステイ事業についても、ニーズがあっても区内に実施する施設がない現状を踏まえ、今後検討していきます。

(2) 葛飾区子ども・若者総合計画における家庭支援事業の確保方策

ア 子育て短期支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ事業	延べ人数	3,145	4,296	4,296	4,296	4,296
	施設数	2	2	2	2	2
トワイライトステイ事業	延べ人数	5,660	7,180	7,180	7,180	7,180
	施設数	2	2	2	2	2

イ 養育支援訪問事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
事業者数	1	1	1	1	1

ウ 一時預かり事業

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
幼稚園等	延べ人数	132,930	132,930	132,930	132,930	132,930
	施設数	30	30	30	30	30
保育所等	延べ人数	65,306	65,306	66,035	66,035	66,035
	施設数	38	38	39	39	39

エ 子育て世帯訪問支援事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
延べ人数	408	400	393	385	378

オ 児童育成支援拠点事業

実施方策等を検討していきます。

カ 親子関係形成支援事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実人数	6	6	6	6	5

(3) 母子生活支援施設の体制整備及び活用促進について

母子生活支援施設は、母子が分離されることなく入所することのできる児童福祉施設であり、社会的養護の関係施設の中でも重要な役割を担う施設です。

母子生活支援施設では、母子が同居しながら、安心・安全な環境の下で、施設の職員からその世帯の状況に応じた個別の支援を受けることができるため、生活困窮、不安定な住環境等に限らず、DV被害、虐待、障害、親子関係の問題など様々な生活上の困難を抱える母子を支援する場として、幅広く活用することができます。

現在、区内の母子生活支援施設では、自立支援面接、自立に向けた金銭管理に対する助言又は指導及び母子の心身の安定を図るための心理カウンセリングといった主な取組のほか、入所している子どもへの学習支援、登校支援又は施設内保育を行うなど、多岐にわたる支援を実施しています。

こうした支援のほか、母子生活支援施設では、時代に即したニーズに対応するため、施設の多機能化が求められているところです。

区は、引き続き、関係機関との連携の下、潜在的なニーズに加え、新たなニーズの把握と、それらのニーズへの適切な対応のため、施設の人材育成や環境改善への支援などにより、継続的な体制整備の強化を図っていきます。

第4章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）その他これに類する者及びその者の監護すべき子ども（以下「特定妊婦等」という。）の支援は重要です。

区内には、約80人の特定妊婦（令和5年度・妊娠の届出のあった約3千人中）が存在します。区では、母子保健担当部署及び児童福祉担当部署が連携及び協力をして、出産の準備をしていない妊婦、こころの問題がある妊婦、経済的に困窮している妊婦等支援が必要な者に対し、妊娠期から子育て支援まで一貫した支援を行っています。しかし、若年者の飛び込み出産などで、そのときに初めて支援の対象者であったことを把握できる者も少数存在します。

今後は、妊娠届時のワンストップサービスや産科・精神科医療機関等とのネットワーク機能を充実させ、特定妊婦等をより早く必要な支援につなぐことにより、関係性を築きながらリスクを回避することを目指します。

さらに、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）を踏まえ、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア²⁹を含め、切れ目のない支援策を推進していきます。

1 妊産婦等生活援助事業の整備について

令和4年改正児童福祉法において、生活に困窮を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が創設されました。

(1) 現状

区では、関係機関との検討会を開催し、妊産婦等生活援助事業のニーズや必要性を共有するとともに、事業を実施した場合の役割分担を確認しています。しかし、新たな事業の実施には専用居室の準備や専任職員の配置、職員の育成等が必要となるなど、課題が少なくない状況です。

(2) 課題

- ア 関係機関との連携
- イ 支援計画の策定機関との調整
- ウ 施設職員の配置及び休日・夜間支援等の拡充
- エ 近隣の産科医療機関の協力
- オ 養育状況に応じた適切な対応
- カ 相談支援の充実・環境の整備

(3) 取組方針等

区は、特定妊婦等への支援は重要な支援の一つであるという関係機関との共通認識の下、今後も引き続き、施設の環境や職員体制の整備等、事業の実施に向けた課題の解決に取り組み、子育て世帯に対する包括的な支援の実現のため検討を重ねていきます。

2 助産施設・助産制度の周知について

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産を行う施設です。医療法（昭和22年法律第205号）の病院又は診療所である助産施設及び医療法の助産所である助産施設があります。

助産制度については、その活用が特定妊婦等への養育の支援の面で有効であると考えられます。このため、助産制度に関する周知等により、対象の妊産婦に対する助産の円滑な実施が求められています（令和元年8月8日付け子母発0808第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）。

区は、今後も引き続き、相談窓口での周知や相談員等への情報提供を行い、特定妊婦等への支援を実施していきます。

3 連携について

- (1) 特定妊婦等や支援を必要とする家庭に対しては、母子保健部署（保健センター）と児童福祉部署（子ども家庭支援課）がそれぞれの機能を活かしながら連携し、一体的に支援していきます。

妊娠届出時の面談（ゆりかご面接）の機会を活用して支援の必要性を早期に共有し、こども家庭センターの機能として、組織的、標準的、包括的に切れ目なく漏れなく支援を継続します。

また、支援に際しては、関係機関及び関係団体との顔の見える関係性の構築、地域の社会資源の共有などにより、地域ネットワークを構築します。

関係機関又は関係団体において特定妊婦等や支援を必要とする家庭を把握した場合には、速やかにこども家庭センターが情報を把握し、実務者や家庭に携わる関係者が一堂に会する支援者会議を開催できるよう、葛飾区要保護児童対策地域協議会³⁵を効果的に活用していきます。

- (2) 地域における包括的な支援を切れ目なく漏れなく提供できるよう、職員や関係機関に対する研修を兼ねた定期ミーティングを実施することにより、人材の育成やチームの養成を行います。

4 その他事業による支援体制の充実について

- (1) 親子健康手帳（母子健康手帳）の交付時に個別に面談を行い、必要な支援をする「ゆりかご面接」、出産前に家庭を訪問してサポートする妊娠後期訪問事業、妊婦健康診査等に係る費用を助成する妊婦健康診査事業、乳児がいる家庭を訪問して相談を受ける乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）、乳幼児健康診査の実施等を通じて、引き続き、親と子どもの心身の健康の増進を支援します。

また、産婦健康診査におけるメンタルアンケートの実施により産婦のこころの問題にも早期に対応し、適切な時期に産後ケア事業を利用できるよう支援します。

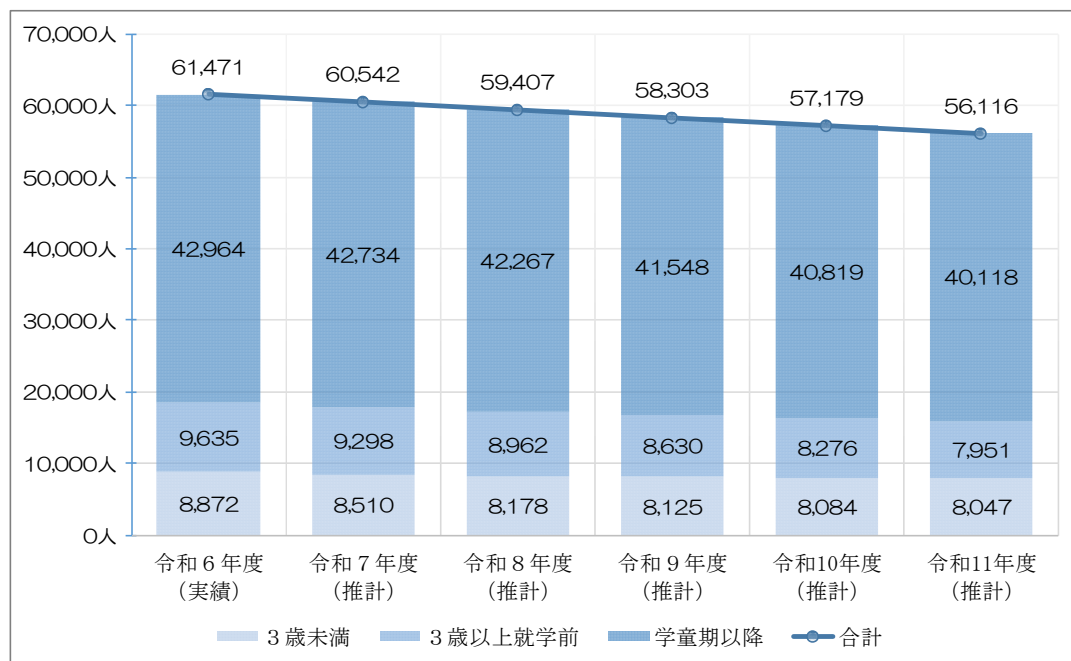
- (2) 今後は、子ども・子育て支援法に創設される妊婦のための支援給付と児童福祉法に創設される妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせ、伴走型相談支援の更なる充実を図ります。

さらに、ポピュレーションアプローチ^{※31}とハイリスクアプローチ^{※24}を組み合わせ、リスクの予防から早期発見、そして効果的な支援の実施を通じて、全ての妊産婦が安心して子育てをすることができるよう支えていきます。

第5章 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 子どもの人口（推計）

令和7年度から令和11年度までの各年度における0歳から17歳までの子どもの人口（推計）は、次の図のとおりです。



4月1日時点の住民基本台帳データを基に、1歳から17歳までの子どもについてはコーホート変化率法^{※10}により（過去5年度間の変化率の平均を使用）、0歳の子どもについては子ども女性比により（過去3年度間の子ども女性比の減少率を使用）、将来の人口を推計しています。

2 新規措置児童数及び退所児童数（推計）

(1) 新たに代替養育が必要となる子ども数（新規措置児童数）

各年度における新規措置児童数（推計）は、次の表のとおりです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの人口	60,542人	59,407人	58,303人	57,179人	56,116人
養護相談受付件数	1,756件	1,838件	1,924件	2,012件	2,106件
新規措置児童数	28人	29人	31人	32人	34人

次のアからウまでに示す方法により推計しています。

ア 過年度の子どもに対する養護相談受付件数の割合の伸び率を使用し、各年度における子どもに対する養護相談受付件数の割合を

算出します。

イ 1 の子どもの人口（推計）に、アで算出した割合を乗じて、各年度における養護相談受付件数を算出します。

ウ イで算出した養護相談受付件数に、過年度の養護相談受付件数に対する新規措置児童数の割合の平均を乗じて、各年度における新規措置児童数を算出します。

(2) 自立等により代替養育が不要となる子ども数（退所児童数）

各年度における退所児童数（推計）は、次の表のとおりです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
前年度末の措置児童数	202 人	199 人	197 人	198 人	199 人
退所児童数	31 人	31 人	30 人	31 人	31 人

前年度末の措置児童数に、過年度の前年度末の措置児童数に対する退所児童数の割合を乗じて推計しています。

3 代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 現状（令和5年度末時点）

現に里親若しくはファミリーホームに委託し、又は乳児院若しくは児童養護施設に入所措置している子ども数は、次の表のとおりです。

3歳未満	15 人
3歳以上就学前	20 人
学童期以降	172 人
合計	207 人

(2) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

各年度における代替養育を必要とする子ども数（保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもであって、里親若しくはファミリーホームに委託し、又は乳児院若しくは児童養護施設に入所措置して養育することが必要である者の数をいいます。）の見込みは、次の表のとおりです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
3歳以上就学前	21 人	21 人	21 人	21 人	21 人
学童期以降	163 人	161 人	162 人	163 人	166 人
合計	199 人	197 人	198 人	199 人	202 人

次のア及びイに示す方法により算出しています。

ア 次の計算式により、合計の人数を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{代替養育を必要とする子ども数の見込み（合計）} \\ = \text{ 2(2)の前年度末の措置児童数 } + \\ \quad \text{ (2(1)の新規措置児童数 } - \text{ 2(2)の退所児童数) } \end{array}$$

イ アで算出した合計の人数に、過年度の措置児童の年齢区分別構成比の平均を乗じて、年齢区分別の人数を算出します。

第6章 一時保護改革に向けた取組

令和4年改正児童福祉法を踏まえ、国は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）及び一時保護ガイドライン（令和6年3月30日付けこ支虐第165号こども家庭庁支援局長通知）を策定しました。

これらの基準及びガイドラインに基づき、区は、葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年葛飾区条例第39号）を制定しました。本条例において、虐待等の理由により一時保護される子どもの安全確保とアセスメントといった一時保護所に求められる機能を十分に果たすとともに、子ども一人一人の権利擁護の質を高めることができるよう、区における基準を定めています。

また、児童の権利に関する条約にも示されている子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、子ども自身が参加できる仕組みづくりを進めていきます。

1 一時保護の体制整備

(1) 現状（令和5年度末時点）

一時保護所の定員数

幼児	学齢男子	学齢女子	合計
6人	12人	12人	30人

(2) 取組方針等

葛飾区児童相談所の一時保護所では、学齢以上の子どもの居室は全て個室とし、入浴も個別にできるなど、入所する子ども一人一人の人権に配慮した対応を心掛けています。また、第三者委員¹⁹や意見箱の設置など、入所する子どもがその声を直接聴いてもらうことのできる体制等を整えています。そのほか、職員の配置をはじめとして、施設の設備面、運用面ともに基準を満たしていますが、引き続き、利用する子どもにとってより利用しやすい施設となるよう取組を進めていきます。

また、乳児や個別の配慮が特に必要な子どもの一時保護が適切に行えるよう、里親、児童福祉施設、地域の病院その他関係機関との連携を密にして、必要に応じて委託一時保護をすることができる体制の整備を進めていきます。

2 一時保護における子どもの最善の利益について

(1) 現状

令和6年度に一時保護所の第三者評価を実施

(2) 整備目標

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時保護所の第三者評価※	-	-	実施	-	-

※ 3年に1回の実施を予定しています。

(3) 取組方針等

区は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためという目的を達成するために必要と認める場合に限り一時保護を行うとともに、一時保護の期間やその間の制限を必要最小限としながら、子どもの最善の利益を優先して適切に支援を行います。

また、区では、夜間又は休日の緊急保護や外国にルーツを持つ子どもの一時保護が少なくない現状があります。こうした状況を踏まえ、子どもとのコミュニケーションツールの工夫や、個々の子どもの社会的、文化的、宗教的な背景への配慮などをしながら支援を行っているところであり、今後も引き続き、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うための取組を進めていきます。

3 基礎自治体の児童相談所の役割

今、一時保護を取り巻く状況は大きな変革を求められています。子どもの私物の持込みが制限されることや原籍校への通学の問題などが指摘されるなか、こうした制限は、個々の子どもの権利に配慮し、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすることを意識して取組を進めていかなければなりません。

区は、目的を達成したときの速やかな一時保護の解除と円滑な家庭復帰に向けた取組として、基礎的な地方公共団体（以下「基礎自治体」という。）で児童相談所を開設した利点を活かし、法的権限に基づく介入などの専門的な対応を行う葛飾区児童相談所と子ども及びその家庭に対して総合的に支援を行い、児童虐待の予防や重篤化を防止する業務を担う葛飾区子ども総合センターが同じ基礎自治体内で児童福祉を推進する両輪となって連携し、家庭復帰する子どもとその家庭への継続的な支援を行います。

さらに、区は、一時保護された子どもが家庭に帰った後も継続して学習支援をすることができるよう関係機関との連携を図るほか、子ども食堂、学習支援等の子どもの居場所づくりを推進する支援団体との連携を深めるなど身近な地域資源を活用し、基礎自治体の児童相談所の強みを活かした取組を進めていきます。



社会的養護当事者の声 ②

一時保護所でのイベントが楽しいです。それに、1人部屋で、給食もあるし、遊ぶこともできるので、ここでの生活には満足しています。

でも、一時保護所にいても、学校に行けるとよいです。

(小学生・一時保護所入所中)

一時保護所では、学習や運動の時間があります。もともと運動は得意ではありませんでしたが、ここに来て楽しく運動するようになりました。

また、子ども会議でやりたいことを話し合うと、きちんと話を聴いてくれる職員がいます。

将来の進路や生活についての悩みは多々ありますが、児童心理司に相談しながら考えていきたいと思っています。

(中学生・一時保護所入所中)



第7章 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

(1) 現状（令和5年度）

ア 職員の配置（10月児童相談所開設時点）

- （ア）家庭復帰支援員 1人
- （イ）自立支援相談員 2人
- （ウ）入所調整担当 1人

イ 平均措置期間（10月児童相談所開設以降）

- （ア）里親・ファミリーホーム 2303.3日
- （イ）乳児院 434.7日
- （ウ）児童養護施設 1732.9日

(2) 整備目標

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
家庭復帰支援員の配置	1人	1人	1人	1人	1人
自立支援相談員の配置	2人	2人	2人	2人	2人
入所調整担当の配置	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 取組方針等

区では、令和5年10月に葛飾区児童相談所を開設するに当たり、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づき、子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断や支援を児童福祉司とともに着実に行うことができるよう、家庭復帰、自立支援又は入所調整に特化した職員を配置しました。今後も引き続き、こうした体制の下で包括的に支援を行い、適切なケースマネジメントを実施していきます。

また、子どもの意向聴取はもとより、実親に里親等委託に対する不安を抱かせないような説明上の工夫や委託後の交流の確保などを通じ、理解を醸成した上で代替養育先を決定すること等により、適切なケースワークや進行管理を行います。

里親、ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設への措置期間はできる限り短期間となることが望ましいですが、措置が長期間に及んでも家庭復帰することができる場合もあり、単純に措置期間の長短のみによって評価することは適当ではないため、個々の子どもについて適切にケースマネジメントが行われているかに留意して進行管理を行っていきます。

2 親子関係再構築に向けた取組

(1) 現状（令和5年度・10月児童相談所開設以降）

ア 各種支援の実施件数

- （ア）ペアレントトレーニング^{※30} 2件
- （イ）保護者支援医療相談 1件

イ 担当職員を配置している各種支援

- （ア）ペアレントトレーニング
- （イ）セカンドステップ^{※18}
- （ウ）保護者支援医療相談

ウ 保護者支援プログラム等に関するライセンス取得者数

- （ア）トリプルP^{※22} 児童心理司1人
- （イ）CAREワークショップ^{※2} 児童心理司5人
- （ウ）セカンドステップ基礎研修会 児童心理司5人

(2) 整備目標

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
CAREワークショップ※	3人	3人	3人	3人	3人
セカンドステップ基礎研修会※	5人	5人	5人	5人	5人
ペアレントトレーニング（精研式等）※	4人	4人	4人	4人	4人

※ 新規のライセンス取得者数を示しています。

(3) 取組方針等

区では、親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（令和5年12月26日付けこ支虐第223号こども家庭庁支援局長通知別添）を踏まえ、親子関係再構築支援の体制を構築するため、ペアレントトレーニング等の各種支援に係る担当職員を配置し、プログラムの適否や実施の効果を共有することにより、連続性のある支援の実施に努めています。

また、児童福祉司及び児童心理司のスキルアップを図るため、保護者に対する相談支援等に係る研修等の受講を促進しています。

今後も現状の取組を引き継ぎながら、AF-CBT^{※1}、PCIT^{※3}等、研修の内容を増やし、支援体制の充実を図っていきます。

なお、親子関係再構築支援を行うに当たり、保護者や子どもの課題・ニーズに対する支援、生活基盤を整える支援等に関する資源を多く持つ葛飾区子ども総合センターや、福祉部、健康部、子育て支援部、教育委員会等の関係部署と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 現状（令和5年度・10月児童相談所開設以降）

ア 特別養子縁組の成立件数

（ア）児童相談所申立て 1件

（イ）民間あっせん機関経由 1件

（ウ）その他申立て 1件

イ 特別養子適格の確認の審判の申立件数 1件

ウ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数 6人

(2) 取組方針等

区では、児童相談所に養子縁組里親を含む里親養育支援のための児童福祉司を配置するとともに、里親養育包括支援業務をフォスタリング機関²⁷に委託し、養子縁組制度の普及啓発から養子縁組成立後の支援まで一貫した支援体制を構築しています。

また、児童相談所法務担当課長として弁護士を配置しており、家庭復帰が極めて困難なケースなどにおいて、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組等の検討の対象となる場合に、適切な検討、手続等を行うことのできる体制を整えています。

今後も現状の取組を引き継ぎながら、特別養子縁組等の検討を組織的に行った上で、必要に応じ、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て等について積極的に検討していきます。

第8章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

1 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

(1) 現状（カを除き、令和5年度末時点）

ア 3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降の里親等委託率※¹

3歳未満	代替養育が必要な児童数	16人
	里親等委託児童数	4人
	里親等委託率	25.0%
3歳以上就学前	代替養育が必要な児童数	24人
	里親等委託児童数	2人
	里親等委託率	8.3%
学童期以降	代替養育が必要な児童数	167人
	里親等委託児童数	17人
	里親等委託率	10.2%
全体	代替養育が必要な児童数	207人
	里親等委託児童数	23人
	里親等委託率	11.1%

イ 登録率※²

18.8%

ウ 稼働率※³

59.0%

エ 里親登録数

養育家庭	専門養育家庭	養子縁組里親	親族里親
17世帯	0世帯	18世帯	0世帯

オ ファミリーホーム数

1箇所

カ 葛飾区児童福祉審議会里親認定部会の開催回数（令和5年度・10月児童相談所開設以降）

年2回開催

※1 里親等委託率

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院・児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}$$

※2 登録率

$$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}$$

※3 稼働率

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}$$

(2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み

里親等委託が必要な子ども数の見込みは、次の表のとおりです。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
3歳未満	4人	4人	4人	4人	4人
3歳以上就学前	2人	2人	2人	2人	2人
学童期以降	17人	17人	17人	17人	17人
合計	23人	23人	23人	23人	23人

次の計算式により算出しています。

$$\begin{aligned} & \text{里親等委託が必要な子ども数の見込み} \\ & = \text{第5章3(2)の代替養育を必要とする子ども数の見込み} \\ & \quad \times \text{里親等委託が必要な子どもの割合} \end{aligned}$$

(3) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
里親等委託率（全体）	15.8%	17.4%	19.3%	21.1%	23.1%
里親登録数	37世帯	41世帯	45世帯	50世帯	55世帯
ファミリーホーム数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
里親認定部会の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回

※ 都及び児童相談所設置区においては、管轄内外にかかわらず都内全域でマッチングを行い、相互委託をしていることから、本計画では、登録率及び稼働率の整備目標は定めていません。

(4) 取組方針等

代替養育を必要とする子どもに対しては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければなりません（児童福祉法第3条の2）。

これを踏まえ、子どもの意見やその最善の利益を優先して考慮しながら、まずは子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である親族里親、養子縁組里親、養育家庭若しくは専門養育家庭又はファミリーホームの中から、代替養育先を検討します。

検討に当たっては、新生児から高年齢児まで、全ての子どもを対象とします。また、施設入所が長期化している子ども、特に乳児院に入所している子どもについては、できるだけ早い時期に、家庭における養育環境と同様の養育環境において特定の大人との愛着関係の下で養育されることが心身の成長や発達に不可欠であることから、原則として里親等委託へ措置変更するよう努めます。

そのためには、更に多くの里親を確保する必要がありますが、基礎自治体の児童相談所の強みを活かし、区内のイベントなど様々な機会を捉えて地域に根ざした里親制度の普及啓発や里親のリクルート活動を行っていきます。

国においては、遅くとも令和11年度までに、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進するとしており、区においても当該数値目標を念頭に置きます。

しかし、個々の子どもに対する措置は、児童相談所のアセスメントの結果により子どもの最善の利益を優先して行うものであり、里親等委託率の数値目標の達成のために機械的に行うべきものではありません。また、現状において国の数値目標を大きく下回っていることから、区においては、過去の里親等委託率の伸び率に基づいた数値目標を設定しました（(3)参照）。

2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

(1) 現状（令和5年度・10月児童相談所開設以降）

ア 里親支援センターの設置数

0箇所

イ フォスターリング機関の設置数

1箇所

ウ 必須研修以外の研修の実施回数及び受講者数

4回 14人

(2) 整備目標

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
里親支援センターの設置数		1箇所				
必須研修以外の研修	実施回数	6回	6回	6回	6回	6回
	受講者数	20人	20人	20人	20人	20人

(3) 取組方針等

区では、里親が地域で孤立することなく子どもを養育していくことができるよう、里親を含めた関係者及び関係機関が一つのチームとなり、それぞれの専門性を活かして子どもの養育を行う「チーム養育体制」を執っています。

また、児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置するとともに、里親養育包括支援業務をフォスタリング機関に委託し、区における一貫した里親支援を行っています。

令和4年改正児童福祉法により創設された里親支援センターについては、里親支援センターが行うとされている業務内容※を既にフォスタリング機関が担っている状況を踏まえた上で、設置に向けて準備を進めていきます。

※ 里親支援センターの業務内容

- ア 里親制度等普及促進・リクルート業務
- イ 里親等研修・トレーニング業務
- ウ 里親等委託推進業務
- エ 里親等養育支援業務
- オ 里親等委託児童自立支援業務



第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 施設で養育が必要な子ども数の見込み

施設で養育が必要な子ども数の見込みは、次の表のとおりです。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
3歳未満	11人	11人	11人	11人	11人
3歳以上就学前	19人	19人	19人	19人	19人
学童期以降	146人	144人	145人	146人	149人
合計	176人	174人	175人	176人	179人

次の計算式により算出しています。

$$\begin{aligned}
 & \text{施設で養育が必要な子ども数の見込み} \\
 & = \text{第5章3(2)の代替養育を必要とする子ども数の見込み} \\
 & \quad - \text{第8章1(2)の里親等委託が必要な子ども数の見込み}
 \end{aligned}$$

2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 現状（令和6年6月1日時点）

区内には児童養護施設が2箇所あり、いずれにおいても小規模化又は地域分散化や専門職の加配が行われています。

また、区の子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）を受託しているほか、治療的・専門的ケアが必要な子どもへの支援体制の強化、子育て中の家庭を訪問して支援するホームスタート事業、家族再統合に向けた支援、地域交流等の実施など、様々な取組が行われています。

(2) 取組方針等

代替養育を必要とする子どもに対しては、家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければなりません（児童福祉法第3条の2）。

子どもの家庭養育優先原則に従って取組を進める中においても、家庭では困難な専門的ケアを要する子どもや、年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により施設で養育が必要な子どもに対しては、「できる限り良好な家庭的環境」すなわち小規模かつ地域分散化された施設で、高機能

化された養育を行うとともに、施設の多機能化・機能転換による更に専門性の高い支援を行う必要があります。

このことから、区は、施設に対して小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（職員の確保、人材育成等を含む。）を求めるとともに、適切な助言や支援を行います。

ただし、区が管轄する施設は限られており、区の子どもを都や他の児童相談所設置区が管轄する施設をはじめとする区外の施設に措置等するケースも多いことから、これらに取り組むに当たっては、都全体における整備方針との整合性を図ります。

ア 乳児院

区に乳児院の誘致等をする予定はありませんが、葛飾区里親委託等推進委員会等において、区の子どもを措置している乳児院における取組状況等を定期的に確認します。

イ 児童養護施設

区内の児童養護施設は、既に小規模化や地域分散化が進められ、区と連携した在宅支援を行っているところであり、引き続き、更なる取組を求めるとともに、適切な助言や支援を行います。

ウ 母子生活支援施設

代替養育を必要とする子どもの中には、適切な見守りの下であれば必ずしも母子を分離する必要のない子どもが一定数含まれます。

区内に母子生活支援施設が2箇所あり、このようなケースに対応するための施設の新たな活用について検討していきます。



社会的養護当事者の声 ③

最近グループホームの建物ができて、施設が大きくなりました。こうした大きな支援の場所が増えると助かると思います。

(小学生・施設入所中)

施設ならではの様々な行事や、夏の旅行を楽しみにしていました。学校でも自慢したり、話題にしたりすることのできるイベントがあることがうれしかったです。

(20代・経験者)

施設の職員の入れ替わりが少なく、入所したときから今でもほとんど変わりません。そうした環境は、ありがたいと思います。

(20代・経験者)



第 10 章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

様々な事情により家庭における養育が困難となり、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等を経験した者（ケアリーバー）又はこれに類する者（以下「社会的養護経験者等」という。）は、措置等が解除された後、家庭に頼ることも難しく、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活していくに当たって困難を抱える場合が多くあります。また、委託されていた里親等や入所していた施設等との関係が徐々に薄れ、措置等が解除された後にどこでどのような生活を送っているのかといった実態を把握することができなくなる者も少なくありません。

1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握について

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

令和 5 年度末時点で里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等をしている子どものうち、計画期間内において 18 歳から 22 歳までになる者であって、措置延長等を必要とする者の数の見込みは、次の表のとおりです。

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
31 人	38 人	43 人	48 人	50 人

(2) 取組方針等

区では、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等をしている子どもの自立を支援するための児童福祉司を配置しています。

また、葛飾区フォスタリング機関に自立支援相談員を配置し、児童養護施設の里親支援専門相談員等と連携して自立を目指す里親等へ委託された子どもや委託解除後の子どもと、それを支援する里親に対する援助を実施する体制を整えているほか、児童養護施設等において退所前の進学、就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置した場合に、その取組に応じて措置費の加算を行っています。

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数が増加していく見込みであることから、今後も引き続き、措置等をしている間の早い段階から里親、施設等職員、自立支援相談員等と協力して自立に向けた支援を実施するとともに、社会的養護経験者等の実情を把握して必要な援助を実施するための体制の強化及び 2 の取組を推進していきます。

2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

区では、社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン（令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知別添）に示されている児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業の活用を検討を進めるほか、区が措置等をした社会的養護経験者等が進学や就職などに伴い自立に向けた新たな生活を営むに当たっての経済的な負担の軽減施策を検討していきます。

(1) 児童自立生活援助事業

児童自立生活援助事業とは、義務教育を終了した措置解除者等に対し住居等を提供し、当該住居等における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいいます。令和4年改正児童福祉法において、実施場所※や一律の年齢制限の弾力化等により対象が拡大されました。

都及び児童相談所設置区においては管轄内外にかかわらず対象者を双方の児童自立生活援助事業者に委託しており、区は、区が委託した者に係る事業の実施に必要な費用を支弁しています。

※ 実施場所

- ① 児童自立生活援助事業所Ⅰ型
児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居
- ② 児童自立生活援助事業所Ⅱ型
母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
- ③ 児童自立生活援助事業所Ⅲ型
小規模住居型児童養育事業を行う住居又は里親（親族里親を除く。）の居宅

ア 現状（令和6年4月1日時点）

管轄内実施箇所数 0箇所

イ 整備目標（令和11年度まで）

	管轄内実施箇所数	入居人数
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	0箇所	0人
児童自立生活援助事業所Ⅱ型	1箇所	5人
児童自立生活援助事業所Ⅲ型	7箇所	8人

(2) 社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護自立支援拠点事業とは、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整

その他の必要な支援等を行う事業をいいます。令和４年改正児童福祉法において創設されました。

令和６年度当事者ヒアリングにおいても、「施設が退所後も気軽に立ち寄ることができる場所となり、当時一緒に生活していた職員や子どもに会えるようになっているとよい。」「退所後の居場所や相談支援を行っている場所などに関する情報提供があるとよい。」との意見が聴かれました。

以上のことから、区は、児童養護施設を運営する法人等の協力を得ながら、本事業の実施に向けた検討を進めていきます。

(3) 自立に係る経済的負担への支援

社会的養護経験者等は、措置等が解除された後、家庭からの支援も受けることができず、生活の基盤が安定しない状況のなかで進学や就職をせざるを得ない者が少なくありません。

社会的養護経験者等が進学するに当たっては、様々な奨学金制度等による支援が行われているところですが、多くの社会的養護経験者等は、進学に要する費用のほかにも生活を営むための費用が必要となります。また、就職するに当たっても、自立した生活を始めるための準備をする費用が必要となります。

令和６年度当事者アンケートにおいても、「将来の進路（進学、就職など）や生活のために、どんな支援があると安心できると思いますか。」との問いに対し、「金銭的な支援」との回答が最も多く挙げられました。

以上のことから、令和７年度より、区が措置等をした社会的養護経験者等が進学や就職を機に自立に向けて一人暮らしをするために必要となる費用の一部を支援する区独自の支度金を創設します。



社会的養護当事者の声 ④

進学先を一緒に考えてくれたり、アドバイスをしてくれたりする人がいるとよいと思います。

(高校生・施設入所中)

進学や就職をするには何が必要で、どんな準備をしたらよいのかが全くわからないので、一緒に段取りを確認するなどしながら支援をしてもらえると安心です。

(高校生・施設入所中)

施設が退所後も気軽に立ち寄ることができる場所となり、当時一緒に生活していた職員や子どもに会えるようになっているとよいと思います。

退所したら会うことができない前提だと、その人を信頼することが難しくなるからです。

(20代・経験者)

施設を退所後、自分で調べて居場所や相談支援を利用しています。

そうした支援があることを知らない人も多いので、居場所や相談支援を行っている場所などに関する情報提供があるとよいと思います。

(20代・経験者)

年下の子どもたちと一緒に生活してきた経験から、中学生の頃に子どもと関わる仕事に就きたいという夢を持ちました。資格を取得することのできる学校を勧められて進学し、今保育士として働いています。

中学生の頃から一貫して抱いていた夢を実現し、今、余裕を持った生活ができていることにとても満足しています。

(20代・経験者)



第 11 章 児童相談所の強化等に向けた取組

1 児童相談所の体制強化について

(1) 現状（イを除き、令和 6 年 4 月 1 日時点）

- ア 児童相談所の管轄人口
46 万 7,922 人
- イ 第三者評価の実施
令和 6 年度に一時保護所の第三者評価を実施
- ウ 児童福祉司及び児童心理司の配置数
児童福祉司 37 人（里親養育支援担当 3 人を含む。）
児童心理司 21 人
- エ 児童福祉司スーパーバイザー¹³の配置数
3 人
- オ 医師の配置数
4 種
- カ 保健師の配置数
1 人
- キ 弁護士¹⁴の配置数
1 人

(2) 整備目標

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第三者評価	児童相談所	実施	-	-	実施	-
	一時保護所	-	-	実施	-	-
配置数	児童福祉司	37 人	37 人	37 人	37 人	37 人
	児童心理司	21 人	21 人	21 人	21 人	21 人
	児童福祉司 SV	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	医師	4 種	4 種	4 種	4 種	4 種
	保健師	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	弁護士	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

(3) 取組方針等

児童相談所の管轄人口は、おおむね 50 万人以下であることとされています。区の将来人口は、令和 7 年度以降、徐々に減少する見込み（葛飾区基本計画（令和 3 年 8 月）における将来人口推計より）ですので、新たに児童相談所を設置することは予定していません。

令和5年10月に葛飾区児童相談所を開設するに当たっては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って職員を配置しました。児童虐待相談対応件数に応じて適切な人員を確保できるよう、引き続き、計画的な職員の採用や異動を行っていきます。

区独自には、職員の精神的な負担の軽減に関する業務を中心に行う支援者支援コーディネーターを配置しています。職員の支援体制を強化し、定着を図ると共に、業務が多忙なスーパーバイザーの役割を補います。

2 児童相談所の専門性強化について

(1) 現状（令和5年度）

研修の受講者数 延べ250人程度

(2) 整備目標

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
研修の受講者数	250人	250人	250人	250人	250人

(3) 取組方針等

児童相談所の職員は、多くの経験、知識及び技術の習得が求められます。また、社会や環境の変化に応じて子どもへの支援の方法も変化するため、新たに学び直すことも必要となります。

区では、「葛飾区児童相談所・一時保護所人材育成方針」を定め、年度ごとに現場のニーズも踏まえた研修計画を策定して実施することにより、児童福祉行政を適切に担うことのできる人材の確保と育成を計画的に行っています。今後も引き続き、経験の浅い職員からベテランの職員まで、総合的な支援力の向上を図っていきます。

将来的には、ジョブローテーションの仕組みを整え、葛飾区児童相談所及び一時保護所、葛飾区子ども総合センター、さらには関係する他部署との間での異動を活性化し、児童福祉に関する幅広い視点とスキルを持った職員を育成することにより、区全体での知識の共有と対応力の強化につなげます。

また、令和4年改正児童福祉法により新たに創設されたこども家庭ソーシャルワーカー認定資格について、職員の資格取得を奨励します。

3 関係部署、関係機関等との連携体制について

基礎自治体である区に児童相談所を設置した強みを活かし、次に示すとおり関係部署、関係機関等との連携を深めることにより、児童相談体制を強化します。

- (1) 子ども及びその家庭に対して総合的に支援を行い、児童虐待の予防や重篤化を防止する業務を担う葛飾区子ども総合センターと、法的権限に基づく介入などの専門的な対応を行う葛飾区児童相談所を同じ児童相談部内に置き、相互の連携の深化を進めています。

葛飾区子ども総合センターと葛飾区児童相談所が密に連携することにより、児童福祉を推進する両輪となり、子ども及びその家庭の個々の状況に応じた切れ目のない支援を更に迅速かつ確実に行います。

- (2) 福祉部、健康部、子育て支援部、教育委員会等、子どもの支援に関する他部署との調整や連携についても、速やかに行います。
- (3) 区内の民生委員、児童委員、青少年委員、弁護士などの支援者や子ども食堂、学習支援などの子どもの居場所づくりを推進する支援団体との連携を深めます。
- (4) 区内の警察、医療機関、学校、保育所、福祉施設などの関係機関等との連携を深めます。

第 12 章 障害児入所施設における支援

代替養育を必要とする子どもに対しては、障害の有無にかかわらず、家庭養育優先原則に基づいて里親・ファミリーホームへの委託を検討しますが、それが適当でない困難な課題のある子どもについては、施設等への入所措置を行います。

障害児入所施設においても、代替養育を必要とする子どもが一定数生活することから、障害に対する正確な理解の下、障害特性に応じた環境を提供することに加え、できる限り良好な家庭的環境において子どもの養育が行われる必要があります。

以上のことから、区は、子どもの障害の種類、特性等に応じ、ユニット化等によるケア単位の小規模化が図られるよう、都及び他の児童相談所設置区と連携していきます。

用語解説

No.	用語	説明
アルファベット		
1	A F - C B T	子どもへの身体的虐待や言葉による攻撃など不適切な養育の問題を抱えた家族に対し、暴力、威圧、強制等に代わるより良い方法を見つけ、家族が安心して暮らしていくことができるよう支援するプログラムのこと。 Alternatives for Families : A Cognitive-Behavioral Therapy (家族のための代替案：認知行動療法) の略
2	C A R E ワーク ショップ	子どもと関わる大人を対象とした、子どもとより良い関係を築くときに大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるプログラムのこと。 Child-Adult Relationship Enhancement (子どもと大人の関係を強める) の略
3	P C I T	こころや行動の問題を有する幼い子どもと育児に悩む親の両者を対象として、親子の相互交流を深め、その質を高めることによって回復に向かうよう働きかける、行動科学に基づいた心理療法のこと。 Parent Child Interaction Therapy (親子相互交流療法) の略
あ行		
4	アドボカシー	子どもの声を聴き、子どもが意見を表明することができるよう必要な支援をする仕組みのこと。
5	アドボケイト	子どもの声を聴き、子どもの立場に立って、子どもの意見形成、意見表明等を支援する役割を担う者のこと。
6	一時保護	児童相談所長が必要と認める場合、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを一時保護施設等に保護するもの

か行		
7	ぐ犯行為	度重なる家出や深夜はいかい、暴走族や暴力団関係者など不道德な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来、刑罰法令に触れる行為に至るおそれのある問題行動のこと。
8	ケースマネジメント	①ニーズキャッチ、②アセスメント、③プランニング、④支援、⑤評価のプロセスにおいて、多様な資源を活用しながらケースの援助を行う手法のこと。
9	コーホート	同じ年に生まれた集団のこと。
10	コーホート変化率法	各コーホートについて、過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。
11	こども家庭ソーシャルワーカー	児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者のこと。
さ行		
12	里親	親の病気や虐待等、様々な事情で実家庭と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、養育する者のこと。次の4種類がある。 ①養育家庭 養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを預かり、養育する里親 ②専門養育家庭 専門的なケアを必要とする虐待を受けた子ども、非行等の問題を抱える子ども、障害のある子どもなどを一定期間預かり、養育する里親 ③養子縁組里親 養子縁組を目的として、子どもを養育する里親 ④親族里親 両親が死亡、行方不明、長期入院等により子どもを養育できない場合に、祖父母等の扶養義務者及びその配偶者である親族が子どもを養育する里親
13	児童福祉司スーパーバイザー	他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司のこと。

14	児童福祉審議会	児童福祉法に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、地方公共団体が設置する合議制の機関のこと。
15	社会的養育	社会が、子どもの保護者とともに、子どもを心身ともに健やかに養育する責任を持ち、その家庭を支援すること。
16	社会的養護	要保護児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
17	触法行為	刑罰法令に触れる行為であるものの、その行為をした子ども本人が 14 歳未満であるため、刑事責任は問われない行為のこと。
18	セカンドステップ	心の知能指数（E Q）を育て、集団生活の中でのコミュニケーション能力を培う教育プログラムのこと。
た行		
19	第三者委員	公平かつ中立な立場にある弁護士、主任児童委員等が、一時保護所に入所している児童からの相談を受け、関係機関に対して助言を行うことにより、入所児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図る仕組みのこと。
20	特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
21	特別養子縁組	子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもと実親との間の法的な親子関係を解消し、養子と養親との間に実の親子と同様の親子関係を成立させる制度のこと。
22	トリプル P	子どもの行動や情緒に係る問題の予防及び治療を目的とした子育て支援プログラムのこと。 Positive Parenting Program（前向き子育てプログラム）の略

な行		
23	ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること。 児童虐待（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）の一つ
は行		
24	ハイリスクアプローチ	健康リスクの高い人に働きかけ、疾患を予防する施策を行う方法のこと。
25	パーマネンシー保障	永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと。
26	ファミリーホーム	要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うもの
27	フォスタリング機関	一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関のこと。
28	フォスタリング業務	里親のリクルート及びアセスメントから、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託中における里親養育への支援、委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援のこと。
29	プレコンセプションケア	妊娠前の健康づくりのことをいい、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うもの
30	ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を促すことを目的として、親が子どもの褒め方、不適切な行動への対応等について学び、グループワーク等の実践を通して子どもへの肯定的な働きかけができるようになることを目指すプログラムのこと。
31	ポピュレーションアプローチ	集団全体に働きかけ、集団全体の健康リスクの低下を図る方法のこと。
や行		
32	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

33	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）のこと。
34	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。
35	要保護児童対策 地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、地方公共団体が設置する協議会のこと。 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。



後書き

葛飾区社会的養育推進計画策定委員会 委員長

東京未来大学こども心理学部こども心理学科 准教授 白石 雅紀

ハーバード大学心理学部教授であるスティーブン・ピンカーは、その著書『21世紀の啓蒙』（2019年、草思社）において、「ニュースは何かが起こるから報じるのであって、何も起こらなければ報じない」（p.88）と述べています。この指摘は、報道の性質を的確に表しており、私たちが日々目にするニュースの特性を示唆しています。例えば、飛行機事故は大きく報じられるものの、何事もなく運航が続く日常の安全はニュースにはなりません。これは、社会的養育の分野においても同様のことが言えます。

児童虐待に関する出来事は世間の注目を集め、大きく報道されます。しかし、それを未然に防ぐために日々尽力する現場の職員の方々の努力や、被虐待児への継続的な支援の取組は、ほとんど報道されることがありません。こうした地道な取組こそが、社会的養育の根幹を支えているにもかかわらず、その価値が広く認識される機会は限られています。

この度、葛飾区社会的養育推進計画策定委員会に関わらせていただいたことは、社会的養育の最前線で尽力されている方々の献身的な努力に改めて触れる機会となりました。児童相談所の職員、里親、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設の関係者、学校関係者、さらには地域住民の皆様まで、多くの方々が連携し、子どもたちの安全と健やかな成長を守るために日々尽力されています。

社会的養育に関する大きなニュースがないということは、すなわち、そうした多くの人々の努力によって危機が未然に防がれ、子どもたちの安心が守られている証左とも言えます。この見えざる努力に対し、改めて感謝と敬意を表するとともに、社会全体でその重要性を認識し、支えていくことの大切さを再確認する必要があります。社会的養育の現場に関わる全ての方々の献身が、未来を担う子どもたちの健全な成長につながることを心より願っております。

同委員会 委員

社会福祉法人共生会希望の家 施設長 佐藤 孝平

委員会では、これまで関わらせていただいた子どもたちやその保護者の顔が頭をよぎりました。近くでその不安や苦しみ的一端を感じてきたこと、そして、自分自身が支援者として反省や後悔を多く経験してきたことからでしょう。

子どもたちや家庭の不安や苦しみを安心や希望に変えていくためには、分野横断的な連携・協働が求められます。本計画が子どもたちとその保護者の利益につながっていくことを切に願うと共に、微力ながら努めてまいりたいと考えています。

同委員会 委員

葛飾区民生委員児童委員協議会 主任児童委員 高橋 俊浩

後書きを寄稿するに当たり、まずは、子どもたちに関わる皆様に感謝申し上げます。

自分自身が無知でもありましたが、社会から子どもたちを取りこぼさないように行政の方々をはじめとする大勢の皆さんが様々なアイデアを出して議論をする姿に驚きました。また、自分の知らない裏側で熱い情熱と使命感をもって子どもたちと向き合う姿に感銘を受けました。

委員会で感じた皆さんの熱い想いを持ち帰り、今後の主任児童委員としてのエネルギーにしたいと思います。

同委員会 委員

社会福祉法人大龍会あゆみ苑 施設長 津久井 武男

母子施設であることや秘匿性の遵守が求められることからか、社会的養護施設の一つであり児童福祉施設でもある母子生活支援施設が、児童相談所の関係機関や組織間連携において、ほとんど知られていない現状がありました。

このような中で、親子再統合や特定妊婦等の支援に協力できる施設として認知されることを目指し、委員会にてパーマネンシー保障を重視する施設としての概要を含めてお話する機会をいただきました。

今後も子ども支援の社会資源として、関係機関との連携を深め、より一層活用いただければと考えています。

同委員会 委員

社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院 院長 都留 和光

私は、フォスタリング機関を受託している乳児院の立場として、策定委員会に参加しました。

葛飾区は、今までは縁も所縁もない場でしたが、新たに出来た児童相談所が中心になり地域の子ども家庭に対し、社会的養護の施設（母子生活支援施設や児童養護施設など）と協力・連携し、真正面から一体になって支えていく姿勢を会議の中で何度も耳にしました。

真摯に子どもの意見を聴き、子どもを第一に真ん中に置いた計画が策定できたことは、乳児院の立場からも、大変うれしい体験でした。今後も、計画がより子どもの視点に立ったものとして活かされていけるよう、見守っていきたいと考えています。

同委員会 委員

社会福祉法人東京愛育苑向島学園 施設長 富田 富士子

委員として参加させていただき、お立場の異なる方々のご意見を拝聴し大変勉強になり感謝申し上げます。

意見表明、権利擁護が重要視されています。初動において熟練したスタッフが児童の特性を充分把握した上で、慎重にヒアリングを行う必要があります。また、正確な内容の検証と的確な対応が必須です。ともすれば逆にカスタマーハラスメントになりかねないことも視野に入れた慎重な対応が求められています。

同委員会 委員

葛飾区民生委員児童委員協議会 主任児童委員 矢澤 綱義

委員として、使命感的な役割を念じます。

今回の委員会の会議で現在の養護・保護の各施設長様の御苦勞や問題点、実情を拝聴させていただきました。それらは氷山の一角であると私自身は受け止めています。そのような現状で、葛飾区内も援助・支援が必要とされる乳児・幼児や児童・生徒が見落とされている現状を知りました。

『生きている喜び』を感じられない方々が少なからず生活をしています。その『尊い命』の実在が一人でも多く認知されて、救い・助ける活動に興味や関心を待っていただけるように努め、今後も尽力していきたいと思えます。

そして、新設された葛飾区児童相談所に関わり、広報的な意味でも、その重要性においても、今後の発展や進展に携わりたいと一念しております。また、『私自身の命ある限り、今後の発展や進展に貢献していきたい』と念願します。今回の委員会の会議における議論や討議を通して痛感いたしました。本会議に携わることができ、深謝いたします。

同委員会 委員

東京養育家庭の会葛飾つばさ支部 支部長 山中 雅仁

東京養育家庭の会「葛飾つばさ支部」のつばさは、葛飾の地で生まれたアニメ「キャプテン翼」から頂いて、里子が巣立ちの時にしっかりとした翼を身につけて欲しいとの願いが込められています。ほかにも葛飾と言えば「こち亀」や「男はつらいよ」など、アニメや映画の舞台になった所もありますが、ベースには下町人情があり人と人の結びつきが強く描かれているものばかりです。その中でも「男はつらいよ」の主人公寅さんは、困り事があると頼る事ができる実家団子屋のおいちゃんとおばちゃんがいつでも待っていてくれて憎めない人間模様が描かれています。

そんな下町葛飾も、お節介を焼いてくれるおいちゃんやおばちゃんがいなくなり、時代の流れで人とのつながりが薄く誰かに頼る事が出来ず孤独になっている家庭が増えてきています。葛飾区児童相談所のキャッチコピーも「かつしかの子どもは葛飾で守る、それは葛飾区の誇りです。」と謳っています。葛飾つばさ支部も一緒になって、おいちゃんやおばちゃんのようにいつでも「おかえり」と言える里親を目指していきたいと思えます。

同委員会 副委員長

葛飾区児童相談所 所長 中林 貴紀

本区では、令和5年10月に児童相談所を開設して約1年半を経過したところです。

子どもや家庭により良い支援や援助を行うためには、児童相談所だけでなく、子ども総合センターとの連携、協働も必要となるほか、里親や児童福祉施設等を含む社会的養育体制の整備を進めることもあわせて求められます。

これらのことを踏まえ、本区における社会的養育を一層推進するため、新たな計画を策定したところです。

この社会的養育推進計画には、学識経験者や児童福祉施設関係者等の専門家の意見だけでなく、里親や児童福祉施設に入所する子どもや社会的養育経験者であるケアリーバーの意見についても計画に反映されるよう配慮しており、子どもの権利擁護の取組や、里親、ファミリーホームへの委託推進、ケアリーバーの自立支援等も含めた、本区における社会的養育を推進するための様々な取組を記載しています。

今後も、葛飾区の子どもが安心して生活することができ、その最善の利益が実現できるよう、本計画を踏まえた取組を着実に進めてまいります。





葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

葛飾区社会的養育推進計画

令和 年 月 発行

編集：葛飾区児童相談所

発行：葛飾区

住所 〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03-3695-1111 (代表)

HP <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

一般庶務報告 No. 2
児 童 相 談 部
令 和 7 年 3 月 1 3 日

社会的養護経験者（ケアリーバー）の経済的負担に対する支援について

児童相談課

1 概要

児童養護施設や里親等のもとで暮らしていた社会的養護経験者（ケアリーバー）は、施設や里親のもとを離れた後、親族等からのサポートがなく、経済的・精神的不安が大きいため、安心して自立した生活ができるように支援をする必要がある。このことから、ケアリーバーが進学や就職を機に自立に向けた暮らしをするために必要となる費用の一部を支援する区独自の支度金を創設するもの

2 対象者及び支給金額

(1) 対象者

ア 措置状況

令和7年3月1日以降に、以下の状況となった者

- (ア) 葛飾区児童相談所が措置等をしていた者であって退所等をした者
- (イ) 葛飾区内の児童養護施設等を退所した者
- (ウ) 葛飾区内の里親等の委託を解除した者

イ 対象要件

- (ア) 措置解除等時に義務教育終了後年齢以上であること
- (イ) 措置解除後に就労や進学をすること又はそれらを予定していること
- (ウ) 親族等からの経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持すること
- (エ) 施設長や里親等が推薦する者であること
- (オ) 生活保護法による扶助を受けていないこと
- (カ) 他自治体が実施する同趣旨の支援を受けていないこと

(2) 支給額

上限20万円（1回限り）

3 予算措置（令和7年度当初予算案に計上）

歳出 5,628千円

4 実施開始日

令和7年4月1日

一般庶務報告 N o . 3
児 童 相 談 部
令 和 7 年 3 月 1 3 日

ショートステイ・トワイライトステイ事業の拡充について

子ども家庭支援課

1 概要

保護者の病気・仕事・育児不安等の理由で育児が困難となった場合に一時的に保育を実施するショートステイ・トワイライトステイ事業については、今般、利用者数が増加していることから、困難を抱える家庭への支援の充実を図るため、現在の区内1箇所での実施に加え令和7年度から新たに1箇所で事業を開始し、区内2箇所で事業を実施するもの

2 事業実施にあたり留意すべき事項

新たにショートステイ・トワイライトステイ事業を始めるにあたっては、現在事業を行っている場所とのバランスを考慮した地域で実施をすることで、より多くの家庭が利用できるようにする。

また、利用者の受入れについては、既存施設を今年度と同様の体制で行いながら、新規施設をできるだけ早期に開設し、段階的に利用者の受入れ数を定員数まで増やしていくこととする。

3 事業実績（利用延べ人数 令和6年度は12月末現在）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ショートステイ	977人	880人	1,058人	1,148人	1,375人	1,153人
トワイライトステイ	198人	182人	305人	445人	784人	791人

4 施設数及び定員

(1) 既存施設 1箇所

定員 ショートステイ6人、トワイライトステイ10人

(2) 新規開設施設

定員 ショートステイ6人、トワイライトステイ10人

5 予算措置（令和7年度当初予算案に計上）

（1）歳入 28,950 千円

ア 子ども子育て支援交付金（国補助） 14,475 千円

イ 子ども子育て支援交付金（都補助） 14,475 千円

（2）歳出 92,478 千円

ア 既存施設 48,744 千円

イ 新規施設 43,734 千円

6 令和7年度のスケジュール（予定）

（1）事業者及び場所選定 4月～5月

（2）事業準備 5月～6月

（3）事業開始 6月以降のできるだけ早い時期に事業を開始

7 周知

広報かつしか、区公式ホームページ、事業案内チラシにより周知する。

8 運営体制

民間事業者へ委託して実施する。